

国際協力銀行史



國際協力銀行史

題字揮毫 前田 匡史



株式会社国際協力銀行本店(竹橋合同ビル)



発刊の辞

国際協力銀行が、日本政策金融公庫から分離・独立し、新たに株式会社国際協力銀行として再出発してから、10年が経ちました。

国際協力銀行は終戦後間もない1950年に、輸出振興を通じて日本の経済復興を推進するために設立された日本輸出入銀行を祖に持ち、我が国政府の対外経済政策の一翼を担う政府全額出資の政策金融機関です。日本輸出入銀行は米国輸出入銀行をモデルとして設立され、当初より政府からの独立性が高く、経営の自由度の認められた政府機関でしたが、国際協力銀行は株式会社として、経営・執行の在り方を一新し、会社法上のガバナンスを基に国際協力銀行法に則り、取締役会及びその授権を受けた経営会議において、透明性の高い経営及び業務の執行を行っています。

本行の歴史を振り返ると、国際社会上の日本の立ち位置を反映して、業務の内容と重点が機動的に変遷してきたことが明らかです。1960年代までは船舶・プラントの延払輸出信用が業務の

中心でしたが、日本の経済成長と国際社会上の地位向上に伴い、日本企業の海外展開を支援する海外投資金融に重点を移し、1970年代のオイルショックの結果、日本経済が深刻なインフレ圧力に直面すると、石油・天然ガス及び鉱物等の重要資源の安定的確保のための資源金融に重点をシフトさせてきました。1971年に米国がドルと金の兌換停止を宣言し、ブレトンウッズ体制が崩壊すると主要先進国の間で国際協調を模索する動きが強まり、G7主要国のマクロ経済運営にかかる国際協調が重要となりました。

1980年代に入り、米国のレーガン政権は小さな政府を信奉し、巨額の経常黒字国である日本やドイツの責任を追究。熾烈な日米貿易摩擦が勃発すると日本政府は経常黒字を世界に還流させるための300億ドル資金還流措置を発表し、日本からの輸出に紐づけないアンタイドローンが業務の中心となりました。その後もラ米諸国の累積債務問題や1990年代のアジア通貨危機において、本行は世界銀行やIMF等と協調

して国際金融秩序の安定のために貢献
しました。

2022年の今、世界がコロナ禍による
未曾有の危機に見舞われ、米中対立に
よる地政学リスクが顕在化しています。
その一方で気候変動等の地球規模の問題に
どう対応するかが喫緊の課題に
なっています。国際協力銀行は融資から
出資までの幅広い業務を駆使し、適
切なリスクテイクを心掛け、日米豪や
QUADでの連携等に取り組んでいます。
この不確実性の時代において、羅針盤
としての役割を果たさんとする本行に
皆様のご理解とご支援を賜りたく、本
年史がその一助となることを切に祈念
致します。



2022年3月

株式会社国際協力銀行
代表取締役総裁

前田 匡史

国際協力銀行 (JBIC) のあゆみ

1999年10月～2019年3月

1999



JBIC

JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

2004



写真：伊藤忠石油開発

バクー・トビリシ・ジェイハン (BTC)
石油パイプライン・プロジェクト

2005



写真：Taweelah Asia Power Company

タウィーラB火力発電・淡水化事業

2006



ラーベック石油精製・石化プロジェクト

1999年
10月1日

国際協力銀行 発足

1999年	国際協力銀行 発足	2006年	ドバイ駐在員事務所開設 サウジアラビア ラーベック石油精製・石化プロジェクト向け貸付契約調印
2000年	シンガポール駐在員事務所開設 フィリピン 開発公社発行円建て私募債保証 ブラジル カンボス沖油田開発事業向け貸付契約調印	2007年	ブルガリア カリアクラ風力発電事業向け貸付契約調印 マダガスカル アンバトビィ・ニッケル・プロジェクト向け貸付契約調印
2003年	メキシコ 民活型発電プロジェクト (ツクスパン天然ガス焚き複合火力発電プラント) 向け貸付契約調印	2008年	アラブ首長国連邦アブダビ首長国 原油安定確保を目的とする国営石油会社 (ADNOC) 向け貸付契約調印 JBICアジア・環境 ファシリティ (JBIC Facility for Asia Cooperation and Environment:FACE) 創設
2004年	アゼルバイジャン バクー・トビリシ・ジェイハン (BTC) 石油パイプライン・プロジェクト向け貸付契約調印		ロシア サハリンIIプロジェクト (フェーズ2) 向け貸付契約調印
2005年	アラブ首長国連邦アブダビ首長国 タウィーラB火力発電・淡水化事業向け貸付契約調印 タイ・パーツ建て債券発行契約調印		

外部環境

1999 ・ユーロ誕生
2001 ・米国同時多発テロ

2005 ・京都議定書発効
2008 ・リーマンショック



2008



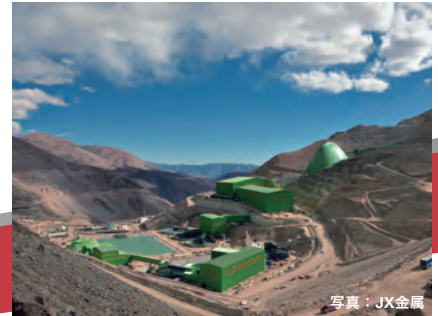
サハリンIIプロジェクト（フェーズ2）

2009



PNG LNGプロジェクト

2011



カセロネス銅鉱山開発事業

写真：JX金属

2008年 10月1日 株式会社日本政策金融公庫 発足

同公庫の国際部門「国際協力銀行（JBIC）」
として新たにスタート

2008・09年 JBIC特例業務の設置（時限措置：国内大企業を通じた途上国における事業に対する貸付、日本企業が行う先進国事業への貸付・保証等）

2009年 「JBICを活用した環境投資支援イニシアティブ（LIFE）」発表

インドネシア 政府向け金融支援契約調印（プログラム契約、世界銀行等との共同実施貸付契約）

サムライ債発行支援ファシリティ（Market Access Support Facility:MASF）創設

アラブ首長国連邦アブダビ首長国 シュワイハットS2発電・淡水化プロジェクト向け貸付関連契約調印

パプアニューギニア PNG LNGプロジェクト向け貸付契約調印

2010年 「株式会社日本政策金融公庫法」改正（国際協力銀行の業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務〈GREEN〉を追加）

新規サムライ債発行支援ファシリティ（Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement：GATE）創設（債券の一部取得を可能とするMASFの発展強化）

インドネシア 日系現地法人向けルピア建て融資に対する保証

2011年 部門制導入

チリ カセロネス銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
「円高対応緊急ファシリティの実施要領」公表（創設）

2009 ・COP15「コペンハーゲン合意」決定
・鳩山首相「鳩山イニシアティブ」発表

2010 ・欧州債務危機
・日本政府「新成長戦略」閣議決定
2011 ・東日本大震災



国際協力銀行 (JBIC) のあゆみ

2012



都市間高速鉄道計画 (Great Western Main Line)

2012



イクシスLNGプロジェクト

写真：INPEX

2014



キャメロンLNGプロジェクト

2012年
4月1日

株式会社国際協力銀行 発足

2012年 第1期中期経営計画 (2012~2014) 開始

英国 都市間高速鉄道計画 (Great Western Main Line) 向け貸付契約調印

オーストラリア イクシスLNGプロジェクト向け貸付契約調印発表

2013年 ミャンマー 政府向けブリッジローン供与

「海外展開支援出資ファシリティ」創設

「海外展開支援融資ファシリティ」運用開始 (2013年3月31日期限の「円高緊急対応ファシリティ」を支援対象分野拡充のうえ発展改組)

2014年 米国 スピリッツ製造・販売事業 (Beam Inc.) 買収資金融資及び劣後特約付融資契約調印

米国 キャメロンLNGプロジェクト向け貸付契約調印

2015年 第2期中期経営計画 (2015~2017) 開始

2016年 エクイティファイナンス部門、エクイティ・インベストメント部新設

特別業務開始 (海外の社会資本整備に関する事業の支援強化)

- 2013
- ・アベノミクス「3本の矢」
 - ・中国「一帯一路」構想、AIIB提唱



- 2015
- ・安倍首相、「質の高いインフラパートナーシップ」表明
 - ・国連総会「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
 - ・COP21「パリ協定」採択
- 2016
- ・第46回ダボス会議、「第4次産業革命の理解」を主要テーマに掲げる



2017

 **JBIC IG Partners**
JBIC IG



イスタンブール市イキテリ病院PPP事業

2018



(上) 米国海外民間投資公社、豪外務貿易省及び豪連邦輸出金融保険公社との覚書調印

(下) Moray East 洋上風力発電事業



2019



北欧・バルトファンドの投資事例
(自動運転EVトラック)

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

2017年 イラク 変電設備輸出（本行特別業務勘定第1号案件）向け貸付契約調印

経営共創基盤と共同で、株式会社JBIC IG Partners (JBIC IG) を設立

トルコ イスタンブール市イキテリ病院PPP (Public Private Partnership) 事業向け貸付契約調印

ロシアのソブリン・ウェルス・ファンドであるロシア直接投資基金 (RDIF) との間で共同投資枠組みを創設発表

モザンビーク・マラウイ ナカラ鉄道・港湾事業向け貸付契約調印

2018年 第3期中期経営計画（2018～2020）開始

質高インフラ環境成長ファシリティ (QI-ESG) 創設、開始

米国海外民間投資公社、豪外務貿易省及び豪連邦輸出金融保険公社との覚書調印

英国 Moray East洋上風力発電事業向け貸付契約調印

アイルランド バイオ医薬品企業（シャイアー）買収資金貸付契約調印

2019年 北欧・バルト地域のIT先端企業を投資対象とするファンドに対する出資契約書調印

外部環境

- 2017 ・「未来投資戦略」、日本の成長戦略としてSociety5.0の国際展開を掲げる
- ・日米戦略エネルギーパートナーシップ

- 2017 - 2019 ・英国、EU離脱交渉
- 2018 - 2019 ・米中貿易紛争
- ・エネルギー革命、水素社会、脱炭素社会……



歴代総裁

国際協力銀行



初代総裁
保田 博



第2代総裁
篠沢 恭助

株式会社日本政策金融公庫



第3代総裁
田波 耕治



初代総裁
安居 祥策

株式会社国際協力銀行



初代総裁
奥田 碩



第2代総裁
渡辺 博史



第3代総裁
近藤 章



第4代総裁
前田 匡史

目次

発刊の辞 株式会社国際協力銀行代表取締役総裁 前田 匡史

JBICのあゆみ

歴代総裁

本 史

序章に代えて 国際協力銀行の発足…………… 3

第1章 21世紀の幕開け…………… 5
グローバル化の深化とわが国経済構造変化への対応(1999～2007年度)

第1節 世界経済情勢とわが国構造変化に向けた動き…………… 6

第1項 アジア経済の回復と新興国の台頭…………… 6

1. アジア通貨危機からの急激な回復…………… 6

(1) 輸出主導型のV字回復 6

(2) アジア通貨危機後のセーフティーネット構築へ向けた取り組み 6

(3) アジア債券市場育成イニシアティブ 7

2. 新興国の台頭…………… 7

(1) 世界経済における中国のウェートの高まり 7

(2) 経済成長に内在する問題 7

(3) 持続的な成長へ向けた取り組み 8

(4) ロシア プーチン政権の誕生 8

(5) BRICs諸国の台頭 8

第2項 世界経済の拡大とグローバル化の進展…………… 9

1. IT革命とITバブルの崩壊…………… 9

(1) IT革命 9

(2) IT投資等に牽引された米国主導の景気の拡大 9

(3) ITバブルの崩壊 9

目次

2. 米国同時多発テロ事件とその後の経済の拡大	10
(1) 同時多発テロ事件による経済の停滞	10
(2) 同時多発テロ事件への米国及び国際社会の対応	10
(3) アフガニスタン暫定政権発足と復興支援	10
(4) 同時多発テロ事件後の米国経済の復調	11
(5) 好調な米国経済に内在する問題	11
3. グローバル化の進展	11
(1) グローバル化の中での東アジア・東南アジア諸国の存在感の高まり	11
(2) 日本企業のグローバル化	11
(3) 金融グローバル化の進展	12
(4) WTOドーハラウンドの交渉開始と地域経済統合の動き等	12
第3項 グローバル化による経済成長の負の側面	13
1. 地球温暖化問題	13
(1) 京都メカニズムの運用ルール策定の動き	13
(2) 京都議定書の発効	14
(3) ポスト京都議定書の動き	14
2. 世界経済の拡大と原油等の商品市況の高騰とその影響	14
(1) 原油価格の高騰	14
(2) 鉄鋼・非鉄金属の動向	15
(3) オイルマネーの拡大と新たな潮流・資源ナショナリズム	15
(4) 大型資源プロジェクトの推進	16
3. その他	17
(1) ミレニアム開発目標	17
第4項 サブプライムローン問題発生に伴う米国経済の減速	18
(1) サブプライムローン問題の発生	18
(2) 金融資本市場や実体経済への影響	19
第5項 日本における構造改革への取り組み	21
1. 停滞する日本経済と不良債権問題への取り組み	21
(1) 日本経済の停滞	21
(2) 数次にわたるデフレ対策	21
(3) 不良債権処理へ向けた取り組み	21
2. 構造改革へ向けた取り組み	23
(1) 経済財政諮問会議主導の改革	23
(2) 不良債権問題の正常化とさらなる構造改革への動き	23

第2節 業務基本方針の変化と特徴	25
第1項 法改正等の推移	25
1. 国際協力銀行発足へ向けた経緯	25
(1) 輸銀と基金の統合決定に至る経緯	25
(2) 統合方針の再確認	26
(3) 国際協力銀行法案の審議及び法案成立	26
(4) 国際協力銀行の設立	27
2. 国際協力銀行法の概要	28
(1) 日本輸出入銀行法からの主な変更点（業務以外）	28
(2) 国際金融等業務の業務関連規定の見直し内容	28
3. 中央省庁等改革に伴う監督体制の見直し等	29
4. 金融庁による検査の開始	30
5. 特殊法人等整理合理化計画を踏まえた業務の見直し	30
(1) 特殊法人等整理合理化計画へ向けた経緯	30
(2) 特殊法人等整理合理化計画	30
6. 政策金融改革	31
(1) 経済財政諮問会議主導での政策金融改革検討の開始	31
(2) 「行政改革の重要方針」の閣議決定	31
(3) 海外経済協力に関する検討会の取りまとめ	32
(4) 与党における検討の動向	33
(5) 行政改革推進法の成立	33
(6) 政策金融改革に係る制度設計	34
7. 株式会社日本政策金融公庫法案等の策定と国会審議	35
(1) 株式会社日本政策金融公庫法案等の閣議決定と国会への提出	35
(2) 衆議院における審議	36
(3) 参議院における審議	36
8. 株式会社日本政策金融公庫法の概要	36
(1) 株式会社日本政策金融公庫法の概要（業務関連以外）	36
(2) 株式会社日本政策金融公庫法成立に伴う業務関連規定の見直しの基本的な考え方	37
(3) 業務関連規定の見直し（その1・特殊法人等整理合理化計画を踏まえた見直し）	37
(4) 業務関連規定の見直し（その2・保証対象の追加等）	38
(5) 業務関連規定の見直し（その3・証券化手法の拡充）	38

目次

9. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく駐留軍再編業務の追加……	39
(1) アジア太平洋地域の情勢変化を踏まえた在日米軍再編へ向けた動き	39
(2) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の位置づけ	39
(3) 法案審議の過程	40
(4) 本行関連法規定の概要	40
(5) 駐留軍再編促進金融業務への対応	40
10. 株式会社日本政策金融公庫の設立……	40
(1) 政府での政策金融改革ワーキングチームの設置	40
(2) 機関の側での組織移行準備	41
(3) 株式会社日本政策金融公庫の設立	41
第2項 業務機能強化……	42
1. 民業補完等の観点からの保証機能の拡充……	42
(1) アジア債券市場育成イニシアティブの下での債券保証の推進	42
(2) 製品輸入保証制度の新設	42
(3) パフォーマンス・ボンド保証	42
2. 支援手法の多様化へ向けた取り組み……	42
(1) 調査業務（輸出案件を対象とする案件発掘・形成調査業務）の導入	42
(2) 調査業務（輸入・投資案件を対象とする輸入・投資事業化等促進調査）の導入	43
3. 地球温暖化防止への取り組み……	43
(1) 京都メカニズム担当審議役の設置	43
(2) 排出権取引への貢献	43
(3) 国内外でのネットワークの構築と情報発信	44
4. 環境ガイドライン……	45
(1) 新環境ガイドラインの制定	45
(2) 異議申立手続要綱及び環境ガイドライン担当審査役設置要領の制定・公表	45
(3) 環境社会配慮に関する民間金融機関等との協力関係の強化	46
5. ガバナンス体制の強化……	46
(1) コンプライアンス体制の整備	46
(2) 個人情報保護への対応	46
(3) リスク管理体制の整備	46
(4) 情報セキュリティ対策の推進	47
6. 業務運営評価制度の導入等……	47
(1) 業務運営評価制度の導入	47
(2) 業務運営評価制度の運用開始	47
(3) 国際協力銀行評議員会の設置	47

7. 広報活動・知的支援活動等	49
(1) 広報活動	49
(2) 国際金融セミナー・JBICセミナーの実施	49
(3) 投資環境整備・改善に関する政策提言 (Blue Book)	49
(4) アジア輸銀フォーラム等他機関との連携	50
第3節 業務の実績	51
第1項 概況	51
1. アジア支援	51
2. 保証機能の積極的活用	52
(1) 新宮澤構想の下での公債保証	52
(2) アジア債券市場育成イニシアティブの下での債券保証の取り組み	52
(3) 製品輸入保証	52
(4) その他保証業務の展開	53
3. プロジェクトファイナンス等案件の増大	53
第2項 新規承諾の推移と特徴	54
1. 一般投資金融	54
(1) 新規融資承諾実績	54
(2) IPP、IWPP等のプロジェクトファイナンスによる支援	55
(3) 中堅・中小企業のグローバル化支援	56
(4) 中堅・中小企業支援室の設立	57
(5) 地域金融機関との連携	57
(6) 海外取引に関する相談・情報提供	57
2. 資源関連金融	57
(1) 産出国との関係強化を通じた資源安定確保への取り組み	58
(2) 本行の資源案件への対応	59
3. 輸出金融	60
4. 事業開発等金融	60
(1) アジア支援等	61
(2) 米国同時多発テロを受けたIMF向け融資の増額	61
5. 環境関連の金融	61
(1) ESCO・再生可能エネルギー事業向け投資ファンド	62
(2) 温室効果ガスの削減が期待される事業への融資	62
(3) 環境ビジネス支援室の設置	62

目次

6. 貸出債権の流動化	62
7. 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)向け融資	62
(1) 北朝鮮による核開発をめぐる危機と米朝間の枠組み合意	62
(2) KEDOと軽水炉プロジェクトの開始	63
(3) 本行融資	63
(4) 軽水炉プロジェクトの停止・終了	64
8. 債権管理の諸問題	64
9. 主要国向け業務状況	65
(1) 主な仕向け国	65
(2) ブラジル	65
(3) イラン	66
(4) インドネシア	66
(5) アラブ首長国連邦	66
(6) ロシア	67
第3項 財務状況等	68
1. 国際協力銀行の財務制度	68
2. 特別勘定の財務状況及び終了について	68
3. 財政投融资改革	68
(1) 財政投融资改革の背景	68
(2) 財政投融资改革の概要	69
(3) 本行の対応	69
4. 民間企業と同様の会計処理による財務諸表及び行政コスト計算書の作成開始	69
(1) 政府による行政コスト計算書作成指針の取りまとめ	69
(2) 監査証明を得た民間準拠財務諸表及び行政コスト計算財務書類の作成開始	70
5. 財投機関債の発行	70
(1) 財投機関債発行のための予備格付けの取得	70
(2) 財投機関債の発行	70
6. 貸付金・貸付残高推移	71
7. 資金調達	71
8. 採算・資本金推移	72

第2章	危機対応と持続的な経済成長に向けた対応 ……………	75
	新JBICの誕生(2008～2018年度)	
第1節	経済再生と持続的な経済成長 ……………	76
第1項	世界的金融危機(リーマンショック)、欧州債務危機、 わが国経済への波及 ……………	76
	(1) リーマンショック 76	
	(2) オバマ政権の成立 76	
	(3) ギリシャ債務危機と金融構造の変化 77	
	(4) 欧州移民問題とBrexit国民投票 77	
	(5) 円高の進行と原油高の継続 79	
	(6) 民主党政権の成立 80	
第2項	東日本大震災とわが国経済への影響と対応 ……………	80
	(1) 東日本大震災 80	
	(2) 福島原発事故 81	
	(3) 原子力関連企業の動向、わが国エネルギー政策への影響 82	
第3項	資源エネルギーをめぐる情勢変化及び環境問題ならびに わが国が抱える資源エネルギーの構造的課題 ……………	83
	(1) シェール革命と米国のエネルギー政策転換 83	
	(2) アラブの春 83	
	(3) 「イスラム国」の国家樹立宣言 84	
	(4) JCPOA 84	
	(5) プーチン大統領の再登板 85	
	(6) 気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15) 86	
	(7) COP21 パリ協定 87	
	(8) 国連総会でSDGsが採択 88	
	(9) わが国エネルギー政策の転換 89	

目次

第4項	新興国を中心とした経済成長に伴う膨大なインフラ需要とわが国成長への取り込み、わが国経済成長戦略	91
	(1) 旺盛なインフラ需要及び競争の激化	91
	(2) わが国インフラ輸出戦略	92
	(3) 安倍内閣の成立	93
	(4) アベノミクスと日銀の異次元緩和	93
	(5) わが国少子高齢化とわが国経済への影響	94
	(6) 中国 習近平国家主席の登場	95
	(7) AIIBの成立と中国の一带一路	96
	(8) 米中対立、わが国の自由で開かれたインド太平洋戦略、日米豪連携	97
	(9) その他 ミャンマー アウンサンスーチー政権の成立、TPP	97

第5項	テクノロジーの進歩とわが国産業構造転換に向けて	99
	(1) 第4次産業革命	99
	(2) Society5.0	100
	(3) わが国政策	100

第2節 業務基本方針の変化と特徴 102

第1項	法令改正の推移	102
	1. リーマンショックを踏まえた財務省告示	102
	2. 地球環境保全業務(GREEN)を追加する法改正	103
	3. 先進国向け業務に関する政令改正	104
	4. 株式会社国際協力銀行法の制定	105
	5. 株式会社国際協力銀行法の概要 総論	107
	6. 株式会社国際協力銀行法の概要 機能拡充	108
	(1) 先進国向け輸出金融の拡充	108
	(2) 先進国向け投資金融の拡充	108
	(3) つなぎ融資	109
	(4) M&A等支援	109
	(5) ツーステップローン	110
	(6) スワップ保証	110
	(7) 輸出金融における再保証	111
	(8) 保証による証券化支援の裏付け資産の拡大	111
	(9) 金銭債権の流動化支援	111

7. 株式会社国際協力銀行法の改正	111
8. 株式会社国際協力銀行法改正の概要	112
(1) 海外における社会資本の整備に関する特別業務	112
(2) 現地通貨建て融資の拡大	113
(3) 支援手法の多様化	113
第2項 業務機能強化	116
1. 危機対応ならびにわが国成長戦略・地経学的役割発揮に向けて	116
(1) JBICアジア・環境ファシリティ (FACE)	116
(2) 環境投資支援イニシアティブ (LIFE)	116
(3) 途上国銀行資本増強ファンドに対する出融資を通じた金融システム安定化支援	117
(4) JBICアフリカ投資ファシリティ (アフリカ投資倍増支援基金)	117
(5) サムライ債発行支援について (MASF及びGATE)	117
(6) 円高対応緊急ファシリティ	118
(7) 海外展開支援出資ファシリティ	119
(8) 海外展開支援融資ファシリティ	119
(9) 質高 ^{しつたか} インフラ環境成長ファシリティ	119
(10) 自由で開かれたインド太平洋 (日米豪連携)	120
2. リスクテイク機能の強化・拡充に向けて	121
(1) エクイティファイナンス部門の設置	121
(2) JBIC IG Partnersの設立	121
(3) その他金利政策の変更	121
3. 他機関等との連携・調整について－アジア輸銀フォーラム－	121
4. その他業務関連施策	121
(1) 環境ガイドラインの改訂制定	121
(2) 環境ガイドライン担当審査役	122
(3) 原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針	122
5. 経営態勢の高度化に向けて	123
(1) 部門制の導入	123
(2) 新JBIC設立に伴うガバナンスの強化	124
(3) 調査部の設置	128
6. 経営基盤の強靱化に向けて－働き方改革－	128

目次

第3節 業務の実績	130
第1項 概況	130
第2項 新規承諾の推移と特徴	132
(1) さまざまなイニシアティブ 132	
(2) 大型資源案件への対応 132	
(3) 大型M&A案件の支援 135	
(4) わが国企業の海外投資支援 136	
(5) インフラプロジェクト支援の取り組み 137	
(6) プロジェクトファイナンスによるリスクテイクの拡大 139	
(7) 気候変動への対応 139	
(8) 東日本大震災への対応 141	
(9) ミャンマーへのブリッジローン 141	
(10) Project Promotion Vehicleへの出資を通じた案件形成支援 142	
(11) ロシア向け業務 142	
(12) 現地通貨建てファイナンスの拡大 142	
(13) アフリカ向け支援について 144	
(14) 特別業務の実績 145	
(15) 中堅・中小企業向け支援、地域金融機関連携 145	
(16) その他支援 146	
(17) 債権管理の諸問題 146	
(18) 出資 147	
第3項 財務状況	150
1. 貸付金・貸付残高推移.....	150
(1) 財務の状況 150	
(2) 新JBICの会計上の特徴 151	
(3) 新JBICの設立手続き 152	
(4) 日本政策金融公庫との間の債券の連帯債務 152	
(5) リスク管理手法の高度化 152	
(6) 一般業務勘定及び特別業務勘定の資本増強 152	
(7) 国際財務報告基準 (IFRS) による開示の開始 152	
(8) ISDAの担保取引の開始 153	
(9) 債権流動化 153	
2. 資金調達の状況.....	154
3. 自己資本の推移.....	155

補章 結びに代えて	157
------------------------	-----

海凶なき世界情勢、新時代において、わが国企業の海外ビジネスを切り開く「羅針盤」として

- (1) 第3期中期経営計画における成長分野・新領域に関する取り組み 157
- (2) インフラ海外展開 159
- (3) 環境分野の取り組み 160
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応 160
- (5) イスタンブール駐在員事務所開設 163

参考資料集	165
--------------------	-----

資料編

資料編目次 187 / 資料編上の主要凡例について 189

業務・財務統計	191
----------------------	-----

組織・法改正他	228
----------------------	-----

年表	323
-----------------	-----

索引	368
----------	-----

参考文献	380
------------	-----

あとがき

凡例

1. 本史の記述、統計などの最終時点は、原則として2019年3月末とした。ただし、2019年度以降の本行第3期中期経営計画重点課題及びコロナ禍等その後の外部環境の大きな変化に対する本行の取り組みを「補章」で補った。
 2. 年及び年度は西暦とし、節の初出のみ和暦を加えた。
 3. 引用文については原文の趣旨をそこなわない範囲で要約などを行った箇所がある。
 4. 本文中、詳細な説明を要する部分については、「参考資料集」として補章の後にまとめ、脚注として参考資料番号を示した。
 5. 人名については、敬称は省略し、原則として初出時のみフルネームとしたが、周辺の記述に合わせた箇所もある。
 6. 各企業・機関名については原則として「株式会社」等の法人格を省略したが、「株式会社国際協力銀行」「株式会社日本政策金融公庫」などの明示的なものは法人格を記載した。また原則として記述当時の正式名称を記し、変更がある場合は、カッコ内に現名称を併記した。なお、「国際協力銀行」は、1999年発足の「国際協力銀行」、2008年発足の「株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行」、2012年発足の「株式会社国際協力銀行」で用いられるため、区別のためそれぞれ「旧JBIC」「公庫」「新JBIC」と記している場合がある。
 7. 図表に用いた記号は次の通りである。
 - 「0」…………… 単位未満の数値
 - 「空欄」…………… 該当数値なし
 - 「-」…………… 不詳
 - 「△」…………… 負数または減少単位未満の数字は原則として四捨五入としたため、端数処理の関係上、数値が合計値と一致しない場合がある。
 8. 資料編の凡例については、189ページを参照されたい。
-

本 史

序章に代えて 国際協力銀行 の発足

1999（平成11）年10月1日、国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation：JBIC）は、日本輸出入銀行（輸銀）と海外経済協力基金（基金、OECF）の統合によって誕生した。

国際協力銀行の設立は、1995年3月の両者統合の閣議決定を踏まえ策定された「国際協力銀行法」（1999年4月23日法律第35号）の規定に基づき行われた。

新しく設立された国際協力銀行の業務内容及び性格について、設立時の保田博総裁は、以下のとおり述べている¹⁾。

「国際協力銀行は、『輸出金融』『輸入金融』『投資金融』によるわが国企業の対外経済活動に対する直接的な支援、『アントイドローン』による国際金融秩序の維持に対する貢献等、それまで輸銀が行っていた業務を『国際金融等業務』として、また、OECFがこれまで行っていた開発途上国の発展の基礎となる経済・社会基盤整備を支援する、政府開発援助（ODA）としての円借款・海外投融資を『海外経済協力業務』として、それぞれ引き継いでおります。さらに統合を契機として、それぞれの機関が蓄積してきた人材やノウハウを活用し、併せて組織全体の改編によるさらなる効率化を図ることにより、わが国を含む国際経済社会の健全な発展に向けた支援を総合的に行い、国際金融界においても例を見ないユニークな政策金融機関として生まれ変わったものと自負しております」

設立の経緯は、特殊法人改革を通じた行政改革の一環としてのものであったが、同時にわが国の対外経済政策・経済協力を一手に担う新たな金融機関としての期待の下、国際協力銀行はその一歩を踏み出すこととなった。

1) 国際協力銀行『年次報告書2000』「ごあいさつ」

第 1 章

21世紀の幕開け

グローバル化の深化と
わが国経済構造変化への対応
(1999～2007年度)

第1節

世界経済情勢とわが国構造変化に向けた動き

第1項

アジア経済の回復と新興国の台頭

1 アジア通貨危機からの急激な回復

(1) 輸出主導型のV字回復

国際協力銀行は、アジア諸国が、通貨危機からの回復の歩みを見せ始める中で、スタートを切ることとなった。

アジア通貨危機に見舞われたアジア諸国が、1998（平成10）年に軒並みマイナス成長となる中、本行（当時は輸銀）は、信用収縮問題に直面していた現地日系企業の支援を行うとともに、国際的枠組みの下、アジア諸国の通貨安定や実体経済の回復のための二国間支援を行った。

その後、1999年に入るとアジア諸国の経済は回復基調となり、各国ともプラス成長に転じた。

これは、諸外国と国際機関の支援の下、各国政府が堅実なマクロ経済運営を行ったことが経済の安定をもたらしたことに加え、米国の好景気に伴う需要拡大といった外的な環境変化に伴うものであった。アジア諸国は2000年にかけて輸出主導型のV字の

図表1-1 アジア諸国実質経済成長率の推移 (%)

	1997年	1998年	1999年	2000年
タイ	△ 1.4	△ 10.5	4.4	4.6
インドネシア	4.7	△ 13.1	0.8	4.9
韓国	5.0	△ 6.7	10.9	9.3
フィリピン	5.2	△ 0.6	3.4	4.4
マレーシア	7.3	△ 7.4	6.1	8.3

（出典）ADB “Key Indicators 2002”より本行作成

急回復を実現、国際収支も改善した。

しかしながら、とくに東南アジア諸国においては、国内の金融・企業部門の構造改革が重要な政策課題として残され、引き続きさらなる改革が求められる状況にあった。

(2) アジア通貨危機後のセーフティーネット構築へ向けた取り組み

アジア通貨危機を経験した国々が国際機関の支援等の下でマクロ経済運営の改善や構造改革を進めていく一方で、国際社会全体では、金融安定化の観点から、域内諸国の金融協力を通じたセーフティーネット強化の必要性が認識された。

こうした認識の下、2000年5月に、タイのチェンマイで開催された第2回ASEAN+3（東南アジア諸国連合+日中韓）蔵相会議にて、外貨準備を使って短期的な外貨資金の融通を行う二国間の通貨スワップ^{とりきめ}取極のネットワークである、「チェンマイ・イニシアティブ」(CMI) が合意された。

(3) アジア債券市場育成イニシアティブ

アジア通貨危機の経験を踏まえて、金融における通貨・期間のダブルミスマッチ軽減による通貨危機のリスク低減や、アジア域内の豊富な貯蓄を域内の投資に結び付けるための金融仲介機能の発展・深化が求められる中、アジア諸国はアジアにおける債券市場の育成を重要な政策課題と位置づけることとなった。

これを受け、ASEAN+3諸国の財務省・中央銀行は、2002年12月に日本が提案した「アジア債券市場育成イニシアティブ (Asian Bond Markets Initiative : ABMI)」を2003年8月の第6回ASEAN+3財務大臣会議で合意、アジアにおける債券市場育成に向けた包括的な検討を行うこととなった。

ABMIの下での活動は、アジア債券市場の整備という最終目標に向け、定期的なロードマップの改訂や取り組み課題の見直しを行いつつ継続されており、これまで、アジア開発銀行 (ADB)、世界銀行といった国際機関による現地通貨建て債券の発行や信用保証・投資ファシリティ (CGIF) の設立、「アジア・ボンド・オンライン (ADBが運営する債券市場・ABMI等の情報発信を行うウェブサイト)」の開設、ASEAN+3債券市場フォーラム (ABMF) の設立等の成果を上げてきている。

2 新興国の台頭

(1) 世界経済における中国のウェートの高まり

1978年の改革開放以降、年平均9%以上の高成長を続けてきた中国であったが、アジア通貨危機の影響により、1990年代末期の経済成長はやや鈍化した。しかしながら、アジア諸国が危機を脱して実体経済の回復を遂げるのと軌を一にして再び高成長を遂げ、2003年以降は毎年2桁の経済成長を遂げることとなった。

こうした成長過程の中、中国は2001年には世界

貿易機関 (WTO) に加盟、市場経済化の動きを見せ始めた。さらに中国はとくに貿易・投資面で著しい拡大を見せ、世界全体に占める名目国内総生産 (GDP) のシェア、貿易額のシェアは1990年にはそれぞれ1%台であったものが、2005年には名目GDPで5.1%、貿易額で6.7%を占めるまでに至った。また、名目GDP総額では約2.2兆ドルで米国、日本、ドイツに次ぐ世界第4位に、さらに購買力平価ベースでは約8.6兆ドルで世界第2位の経済規模を持つに至り、世界経済における存在感を急速に高めることとなった。

(2) 経済成長に内在する問題

中国の経済成長は主に、外国資本の導入に伴う外国からの巨額の直接投資、低い労働コストを基盤とした輸出の拡大によってもたらされたものであった。

しかしながら、外国資本を含めた投資の過熱感、とりわけ採算性の低い国営企業などでの過剰な投資に伴い生み出された余剰生産能力が問題として認識された。

また、中国の貿易黒字は拡大の一途をたどり、2007年には2,618億ドルに達し、欧米諸国等との貿易摩擦問題が生じることとなった。

そして、中国の経済成長は沿海・都市部の製造業が牽引したものであったことから、経済成長の恩恵は地域的には沿海・都市部が受けることとなる一方、内陸・農村部はその恩恵を十分に受けられないという、沿海・都市部と内陸・農村部の地域間格差という問題が生じた。

さらに、中国経済は、エネルギー利用が他国と比べ非効率な中で大幅な経済成長を実現した結果、世界的なエネルギー市場・価格変動のリスクにさらされるとともに、大量のエネルギー消費に伴う環境破壊の問題に直面することとなり、この問題の解決も中国の持続的な経済成長を図るうえで不可欠と認識されることとなった。

(3) 持続的な成長へ向けた取り組み

こうした中で中国は、2006年3月の全国人民代表大会で、胡錦濤政権下では初めての5カ年計画(第11次5カ年計画(2006~2010年))を採択した。この計画の下では、高い経済成長を達成した結果生じてきた、所得格差、環境破壊、経済構造の不均衡等のさまざまな矛盾や問題を解決しつつ、調和のとれた持続可能な社会の実現を目指すことが明示され、重要な任務として以下の6つが提示された。

- 1 社会主義新農村の建設 中国の農村部の抱えるいわゆる三農問題¹⁾の解決のために農業の効率化、農村インフラの強化等を図る。
- 2 経済成長方式の転換 産業構造の最適化・高度化、サービス業の発展、資源節約・環境保全等を実現しながら発展を目指す。
- 3 地域間のバランスのとれた発展の促進 西部大開発等により地域間格差の是正をさらに進めるほか、それぞれの地域の特性を踏まえた地域間の調和のとれた、合理的な地域発展構造を形成。都市と農村の二極構造を徐々に改善。
- 4 自主创新 中国独自の技術創造や技術革新を国家戦略として推進し、知的財産権と有名ブランドを持った国際競争力の強い優良企業を形成。
- 5 改革の深化と開放の拡大 今後も引き続き経済体制の改革に加え、政府、文化及び社会管理体制を一段と改革。対外政策に関しては、相互利益やウィンウィンを目指す開放路線を継承する中、対外貿易構造の転換や外資利用の質的向上を図る。
- 6 調和のとれた社会の構築 人口問題への取り組み、就業機会の拡大、社会保障制度の拡充、衛生環境の向上、公共安全の確保等により、経済成長の基礎となる社会を安定させる。

(4) ロシア プーチン政権の誕生

ロシアにおいては、1999年12月末、健康上の問題から職務遂行が困難となったエリツィン大統領が辞意を表明したことを受けて、プーチン首相がエリツィン大統領により大統領代行に指名された。その後、プーチン首相は2000年3月に実施された大統領選挙にて過半数の得票を得て大統領に選出、同年5月に大統領に就任した。

プーチン大統領は「強いロシア」の再建を目標に、中央集権化などの施策を打ち出すとともに、税制改革をはじめとする経済改革を通じ、ロシアの経済成長を後押しした。

折から、ロシアは1998年のロシア金融危機を脱し経済成長軌道に乗っていたことと、世界的なエネルギー需給の逼迫に伴い、ロシアの主要輸出品である原油や天然ガスといったエネルギー資源価格が高騰するとともに需要が増大したことも相まって、プーチン政権初期のロシア経済は順調な経済成長を遂げることとなった²⁾。

(5) BRICs 諸国の台頭

BRICsとは、21世紀に入って世界の経済成長センターとなったブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国を合わせた造語である³⁾。

これらの国は、国によって一定のばらつきはあるが、

- ①国土面積が大きい
- ②人口が多い
- ③天然資源が豊富

といった経済成長につながる要素を持ち合わせている点が共通している。

こうした優位性を持ったBRICs諸国は、まず経

1) 三農問題とは、農業問題・農村問題・農民問題の3つの問題の総称で、農民が中国社会において著しく不利な経済・社会的階層として位置づけられ、これが中国社会の中で問題化していることを指す。(出典：日本貿易振興機構(ジェトロ) アジア経済研究所「三農問題の深化と農村の新たな担い手の形成」アジ研選書 中国「調和社会」構築の現段階(現代中国分析シリーズ5) https://ir.ide.go.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=31868&item_no=1&attribute_id=26&file_no=1)

2) ロシアの実質経済成長率(実質GDP)は、1998年は△5.35%であったがその後回復、プーチン大統領が就任した2000年は10.05%と2桁成長を達成するに至っている。

3) BRICsという用語が最初に用いられたのは、ゴールドマン・サックスのJim O'Neillが、2001年11月に「Building Better Global Economic BRICs」にて、ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国を指す用語として用いたのが始まりである。

済面では、2004年時点の名目GDPで世界に占める比率が8.6%、購買力平価ベースで見ると24.3%を占めるに至った。また貿易面では、世界輸出に占めるBRICs 4カ国の比率は、1992年の4.21%から2004年には10.11%に拡大している。

政治的に見ると、BRICs諸国はいずれも、地域のリーダーとしての自覚を持って行動するとともに、主要20カ国・地域（G20）会合等の国際場裡において主要7カ国（G7）等に対して足並みをそろえた対応をとるなど、外交面でも大きなプレゼンスを示していくこととなった。

第2項

世界経済の拡大とグローバル化の進展

1 IT革命とITバブルの崩壊

(1) IT革命

米国は1990年代後半に、IT分野での技術革新等を受けて情報通信産業が急速に発展し、多くのIT系ベンチャー企業が勃興した。そして、さらなる発展を期待した情報通信分野に対する投資の拡大が見られ、これらの動きが雇用増、所得増につながった。またITユーザー産業の側では、ITを活用した労働生産性の上昇がもたらされた。

(2) IT投資等に牽引された米国主導の景気の拡大

こうした中、米国では、1997年から2000年にかけて年率4%を上回る高成長が持続するとともに、高成長と低インフレの両立が実現された。そして、こうした米国の好景気は、危機に陥ったアジア諸国を含む世界経済の成長の牽引役として機能することとなった。

(3) ITバブルの崩壊

しかしながら、IT革命の進行はハイテク企業の成長性に対する過剰な期待につながり、バブルの形成につながる事となった。そして2000年春以降は、ハイテク企業の業績鈍化や業績見通しの下方修正、パソコン、半導体などの実需の陰り等により、ハイテク企業の将来に対する過度の期待が剥落、ITバブルが崩壊することとなった⁴⁾。

4) ハイテク銘柄の多いNASDAQ指数については、ITバブル崩壊の結果、2001年初にかけて、過去最高値比で約5割低い水準まで下落した。

IT投資ブームが終わると、それまでの需要予測が過大であったことから、過剰な在庫や生産設備が発生した。IT関連企業はそれらを削減するため、大幅な生産縮小、投資削減、雇用調整を迫られた。この動きは2000年半ばからすでに減速していた非IT部門にも波及し、在庫・資本ストック調整の動きがあらゆる業種に広がった。

さらに、雇用調整が徐々に家計部門にも影響し、これに株価下落による逆資産効果も加わったことから、個人消費が鈍化し米国経済全体が減速した。そして、米国のITバブル崩壊に端を発するIT不況は、金融、貿易を通じて急速に世界経済全体に波及することとなった。

2 米国同時多発テロ事件とその後の経済の拡大

(1) 同時多発テロ事件による経済の停滞

2001年9月11日の朝、テロリストによりハイジャックされた4機の旅客機が世界貿易センタービル等に突入した米国同時多発テロ事件は、3,000人を超える人的被害をもたらし、突入されたビル等の施設の被害に加え、経済社会面で甚大な影響を及ぼす空前の事件となった。

この同時多発テロ事件は、ITバブルの崩壊などで、すでに減速傾向にあった米国経済、金融市場に悪影響を及ぼし、経済の先行き不安から世界の株式市場は軒並み下落することとなった⁵⁾。

(2) 同時多発テロ事件への米国及び国際社会の対応

米国は、同時多発テロ事件発生後ほどなくして、アフガニスタンを中心とするテロ組織アルカイダとその指導者ウサマ・ビンラディンが今回のテロに関与していると示唆、アフガニスタンのタリバン政権

に対し、アルカイダ指導者全員の米国への引き渡しをはじめとする要求を行った。

また、同時多発テロ事件に対しては、国際社会は一致して対応をとった。たとえば国連安全保障理事会は、事件翌日の9月12日には、テロ行為を防止し、抑止するための国際社会の努力を求める等の内容からなる安保理決議を採択、その他、G8 (G7とロシア)も首脳声明を発出するなどの動きをとった。

一方、タリバン政権は米国からの要求を受け入れなかったことから、米国等は、10月7日より「不朽の自由作戦 (Operation Enduring Freedom)」の下でアフガニスタンのタリバン勢力に対する軍事行動に入り、11月13日にはアフガニスタンの首都カブールを制圧、同国におけるタリバン勢力の実効支配は崩壊するに至った。

(3) アフガニスタン暫定政権発足と復興支援

タリバン勢力の実効支配の崩壊を受け、11月27日から12月5日にかけて、ドイツのボンにおいてアフガニスタン各派代表者会合 (ボン会合) が開催された。この会合においては、新政権樹立に向けた道筋や治安維持の方策につき議論が行われた結果、各派が合意に達し、12月5日に合意文書への署名式が行われた。そして、ボン会合での決定を受けて、12月22日にはハミド・カルザイを議長とする暫定行政機構の発足式典がカブールで開催され、暫定政権が対外的にアフガニスタンを代表することになった。

こうした動きの一方、わが国と米国、欧州連合 (EU) 等の主導の下、アフガニスタン復興支援へ向けた動きが進み、2002年1月21日から22日にかけて、日本、米国、EU、サウジアラビアが共同議長となり、東京でアフガニスタン復興支援国際会議が開催された。この会議には61カ国、21の国際機関が参加し、多くの参加者がアフガニスタン復興を支援するとのメッセージを発出、各参加国が表明した

5) 同時多発テロ事件直前と比較した最大下落率は、米国 (S&P500)、日本 (TOPIX)、欧州市場 (EURO STOXX) では、それぞれ△11.6% (9月21日)、△6.4% (9月12日)、△17.3% (9月21日) となった。

支援額の累積合計額は45億ドル以上に上った。

(4) 同時多発テロ事件後の米国経済の復調

同時多発テロ事件後の米国においては、財政・金融当局が、速やかに大幅減税や金利引き下げ等のマクロ経済政策を実施した。その効果等もあり、2001年4月に始まった景気後退は同年11月には収束を迎え、米国は再び景気拡大期に入った。

こうした中、東アジア諸国・地域やBRICs諸国はグローバル化を活かし、米国をはじめとする先進国からの投資を積極的に受け入れるとともに、好調な経済を維持している米国等の消費に支えられつつ経済成長を実現した。

(5) 好調な米国経済に内在する問題

他方で、東アジア・東南アジア諸国等からの資金流入に支えられている米国の経常収支赤字の持続可能性が、米国の経常収支の将来見通しと東アジア・東南アジア諸国等からの資金流入の持続可能性の両面に照らして懸念される状況にあった。それに加え、好調な景気状況を背景として拡大を続けてきた米国の住宅市場が、2005年より、政策金利の上昇の動きの中で減退を見せ始めた点も将来へ向けた懸念事項と認識された。

3 グローバル化の進展

(1) グローバル化の中での東アジア・東南アジア諸国の存在感の高まり

世界的にグローバル化が進展する中、東アジア・東南アジア諸国の存在感が急速に高まっていった。

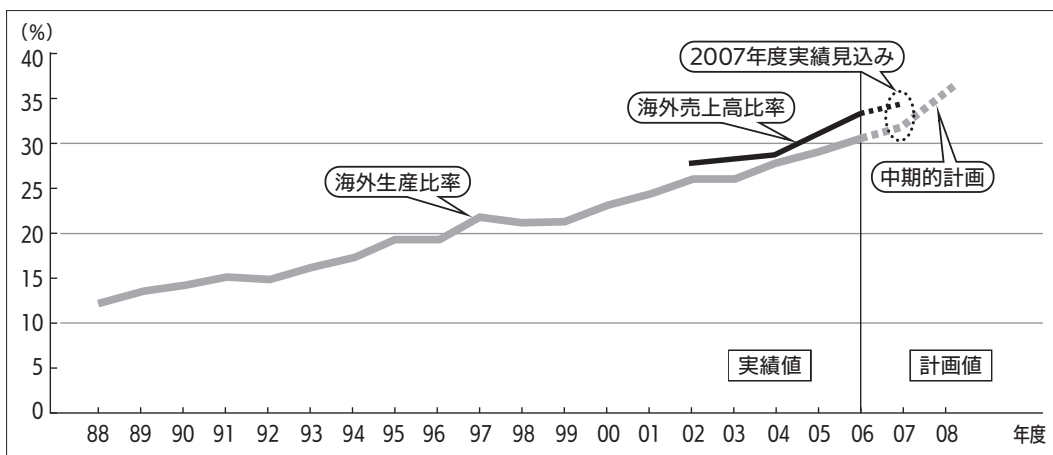
まず貿易に関しては、世界におけるシェアが1980年のおよそ8%から、2003年には20%近くに上昇するに至った。この貿易の拡大は、東アジア・東南アジアと域外との貿易の拡大にとどまらず、同域内での貿易も大幅に増大、域内での生産分業ネットワークの形成が進むこととなった。

また、直接投資も80年代以降、一貫して増大しており、東アジア・東南アジア諸国が対外直接投資の積極的な受け入れを通じた産業振興を図る一方、外国企業がこれに応じ、投資コストの低い同地域への投資を積極的に行うこととなった。こうした動きが、東アジア・東南アジアからの貿易の拡大、世界経済における存在感の高まりにつながっていったものと考えられる。

(2) 日本企業のグローバル化

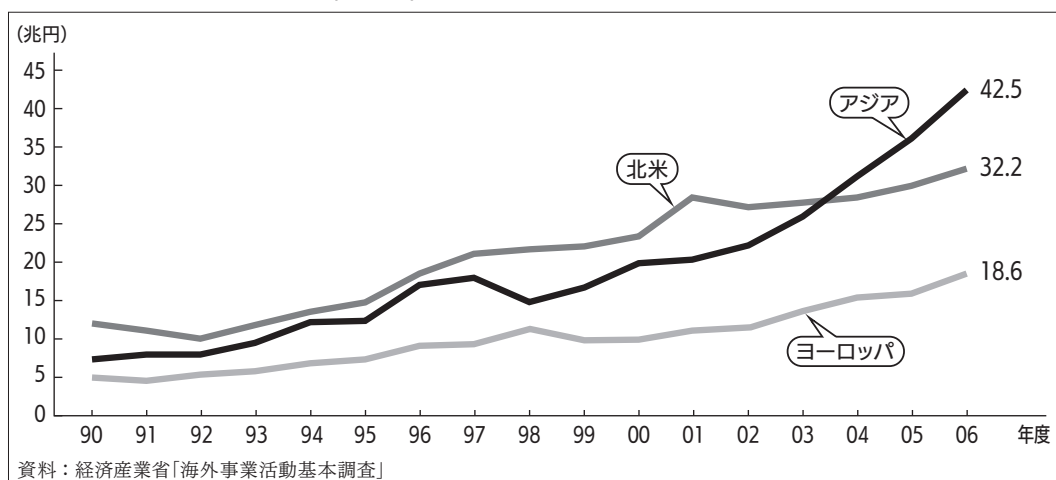
世界的なグローバル競争の激化、アジア諸国の成長と世界経済におけるプレゼンスの高まりの中、わ

図表1-2 海外生産比率の推移(全業種平均)



(出典) 国際協力銀行「2007年度 海外直接投資アンケート結果(第19回)」

図表 1-3 わが国の現地法人(製造業)の地域別売上高の推移



(出典) 経済産業省「2008年版ものづくり白書」P20 図121-10

が国製造業のグローバル化はさらに進展、海外生産比率は一貫して増加することになった。

また、国際機能分業が進展する中、日本にて製造した素材や中間財を海外に輸出し、これを海外の拠点等が最終製品に加工したうえ、さらに輸出等を行うケースのように、日本と海外をまたぐグローバルなサプライチェーンを形成する形での日本企業の海外展開が盛んに行われることとなった。

そして、わが国製造業の生産拠点の展開は、従来大きな比率を占めていた北米に代わり、アジア諸国の高い経済成長を背景に、拡大する市場の活力を取り込むためのアジア向けの展開が大幅に増加することとなった。

(3) 金融グローバル化の進展

2000年代においては、各国が進めた金融面での自由化や金融イノベーションの深化の結果、金融グローバル化がさらに大きく進展することとなった。

まず、資金フローの点では、対外直接投資、他国の債券・株式への投資といった国際資本移動などによる国境をまたいだ資金の動きが大きく拡大した。また、金融の担い手についても、従来の主役であった多国籍企業や金融機関に加え、ヘッジファンドや、プライベート・エクイティー・ファンド、オイルマネーや外貨準備を運用する政府系ファンド（いわゆ

るソブリン・ウェルス・ファンド）などの新たなプレーヤーが登場し、そのプレゼンスを拡大した。

また、資金の行き先についても、債券や株式といった従来の金融商品に加えて、先物、オプションなどの金融派生商品、あるいは債務担保証券（Collateralized Debt Obligation：CDO）、ローン担保証券（Collateralized Loan Obligation：CLO）といった証券化商品、さらには、原油や非鉄金属といったコモディティ市場も加わり多様化することとなった。

一方、こうした金融グローバル化の進展の結果、巨額の資金が国境を越えて瞬時に動くようになり、かつさまざまな取引が複雑に絡み合う中では、巨大な金融ネットワークの一部に問題が生じた場合、それが瞬時にネットワーク全体に波及するという脆弱性の問題を抱えることとなった。

(4) WTOドーハラウンドの交渉開始と地域経済統合の動き等

2001年11月にカタールのドーハにおいて、WTOの第4回閣僚会議が開催された。この閣僚会議においては、ドーハ閣僚宣言が採択され、ドーハ開発アジェンダ（いわゆるドーハラウンド）と呼ばれる新ラウンドの立ち上げが合意され、WTO発足後初めてとなる新ラウンド交渉が開始されることとなった。

ドーハラウンドにおいては、グローバル化が進展する中、従来のモノの貿易のみならず、サービスや知的財産、環境をも含めた幅広い分野にわたる経済ルールの策定が目指された。また、自由化の恩恵を発展途上国が享受できるようにするなど、発展途上国の開発にも重点が置かれた。

しかしながら、主に先進国と発展途上国の間の対立によってドーハラウンドの交渉は難航し、当初の交渉期限であった2005年1月を超えても合意に至らない状況が継続することとなった。

このように多国間のルール作りへ向けた取り組みが難航する中、地域別での経済統合の動きが推進された。

たとえば日本が加盟しているアジア太平洋経済協力（APEC）では、2006年の首脳会議において、長期展望としてのアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段についてさらなる研究を実施することで合意がなされ、地域経済統合に関する議論が加速することとなった。

同時に、二国間での自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）締結へ向けた動きも各国で加速、日本もシンガポールとの間のEPAに始まり、メキシコ、マレーシア、チリ、タイと順次EPAの締結を進めた。

第3項

グローバル化による 経済成長の負の側面

1 地球温暖化問題

(1) 京都メカニズムの運用ルール策定の動き

21世紀に入ってから地球温暖化は進行を続けた。平成19（2007）年版「環境・循環型社会白書」では、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の作業部会報告書の内容として、大気中の二酸化炭素濃度が2005年に379ppmと、産業革命前の約280ppmの約1.4倍となっており、1906年から2005年までの100年間で、地球の平均気温は0.74（0.56～0.92）℃上昇した旨報告されている。

このように引き続き地球温暖化問題が地球規模での課題と認識される中、京都議定書⁶⁾において合意された温室効果ガス削減目標の約束期間（2008～12年）の開始を控え、2000年代初頭には京都メカニズムの運用ルールの具体化へ向けた動きが本格化することとなった。

当初は1998年11月、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された、気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4）において合意された「ブエノスアイレス行動計画」の下、2000年に開催される第6回締約国会議（COP6）までに運用ルールをまとめ、合意することとなっていたが、2000年及び2001年に開催されたCOP6では運用ルールの中核的要素の合意（ボン合意）をみるにとどまった。

そして、2001年10月からモロッコのマラケシュで開催された第7回締約国会議（COP7）において、

6) 京都議定書は、1992年に採択された気候変動枠組条約の目的である温室効果ガスの濃度を安定化させるため、先進国等が行う数量化された温室効果ガス排出削減の約束等を定めたもので、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択されたもの。（出典：外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/kadai/kankyo.html>〉）

京都議定書の運用細則を定める文書が正式に採択されるに至った（マラケシュ合意）。

合意の中では、京都メカニズムへ参加するにあたっての資格要件、排出量の販売にあたって順守すべきルール等、京都メカニズムを本格的に運用するにあたってのルールが定められることとなった。

他方で、途上国に関しては、途上国の能力育成、技術移転、対策強化等を支援するための基金の設置といった限定的な点が合意されたにとどまり、途上国の参加についての議論は第8回締約国会議（COP8）以降に先送りされることとなった。

(2) 京都議定書の発効

マラケシュ合意において運用ルールが策定されたことにより、各国が京都議定書を批准する前提が整ったことを受け、各国は京都議定書の批准（日本は2002年5月に批准）を進め、2004年秋にロシアが批准したことを受け、2005年に京都議定書は発効した。これに伴い京都議定書上の排出削減目標は、法的義務となった。

これを受けて、日本を含む各国は、温室効果ガス削減への取り組みを本格化させることとなった。

(3) ポスト京都議定書の動き

京都議定書の発効により、2012年までの削減目標達成へ向けた取り組みが本格化すると同時に、京都議定書上の約束期間の終了する2013年以降における温暖化ガス排出削減へ向けた国際枠組み策定に向けた動きがスタートすることとなった。

新たな国際枠組みにおいては、

- ① 京都議定書で排出削減にコミットしている先進国等の排出量が全世界の排出量の3割程度にとどまる中、米国や主要排出途上国を含めたより幅広い国の参加を得ること
- ② より長期的な目標の設定
- ③ より実効的な温暖化対策（市場メカニズム活用、

適応への対処等）

- ④ 途上国の参画を確保する見返りとしての途上国支援

がポイントと認識され、議論が進められた。

このような動きの中、日本は2007年5月に「地球温暖化問題に係る新提案（クールアース50）」を打ち出した⁷⁾。「クールアース50」の中では、2013年以降について、主要排出国がすべて参加し、世界全体での排出削減につながる枠組みの下、世界の温室効果ガス排出量を現状に比べ2050年までに半減するとの長期目標を世界で共有することが打ち出された。また、途上国向けには、志の高い途上国支援のため、長期で相当規模の新しい資金メカニズムを構築していくことが打ち出された⁸⁾。

そして2007年12月に開催された第13回締約国会議（COP13）において、気候変動枠組条約のすべての締約国の参加する長期協力の行動に関する新たな作業部会を設置し、2009年までに作業を終えることを含む「バリ行動計画」が合意された。

2 世界経済の拡大と原油等の商品市況の高騰とその影響

(1) 原油価格の高騰

原油価格は2000年代初頭より、大幅な変動を伴って高騰を続け、2002年の年初には1バレル20ドル前後であったものが、2007年度末には110ドル/バレル台に到達、さらに2008年7月11日の取引時間中にはニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）での原油先物価格（WTI原油先物）は、147.27ドル/バレルの史上最高値をつけるに至った。

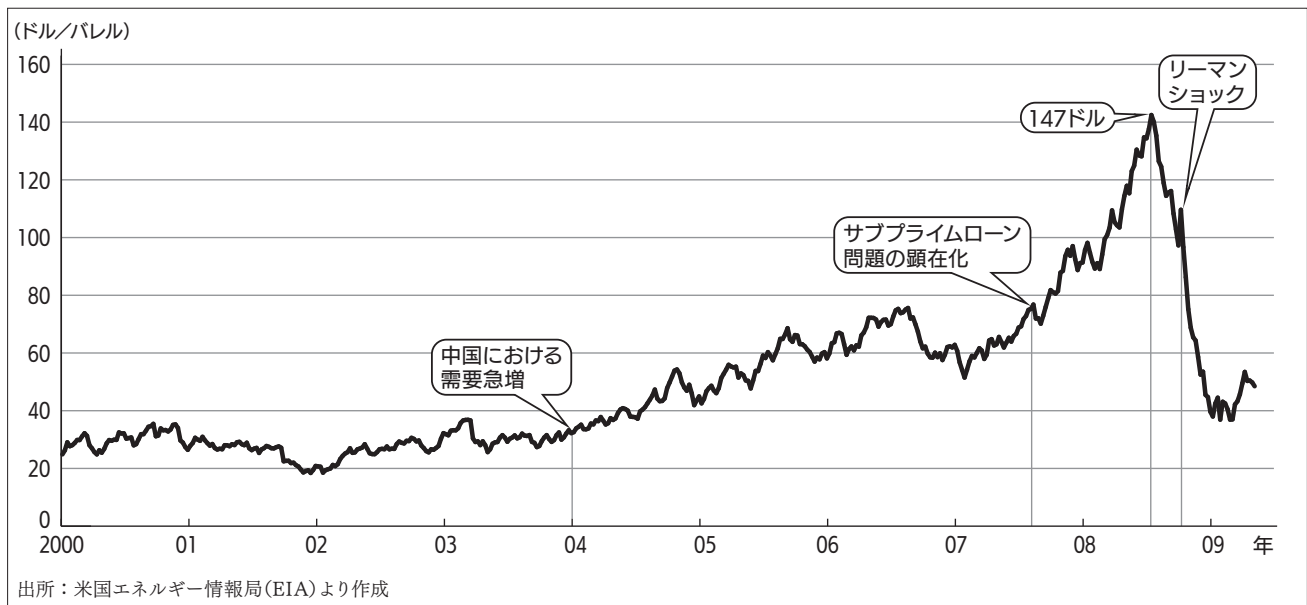
このような原油価格の高騰の要因は、主に以下のとおりとされている。

- ・ 堅調な経済成長（とくに2003年度以降の世界

7) 2007年5月24日に、国際交流会議「アジアの未来」晩餐会における、安倍晋三総理大臣の演説において表明。

8) 途上国支援のための100億ドル規模の新たな資金メカニズムである「クールアースパートナーシップ」(Cool Earth Partnership)。

図表 1-4 ニューヨーク原油先物市場の推移(WTI原油価格)



(出典) 経済産業省「平成20年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2009年版)」P11 第111-1-2

経済は、年率4%を超える経済成長を続けた)に伴い、とくに中国、米国を中心に大幅な石油需要の増大が見られた。

- ・供給サイドでは、非OPEC(石油輸出国機構)諸国の生産能力が伸び悩む中で、OPEC諸国の増産で対応したが、これら諸国の余剰生産能力が低水準で推移。
- ・イラン等における、いわゆる地政学リスク⁹⁾に伴う供給面の不安。
- ・世界経済や金融市場の変容を背景に、投資及び投機資金が原油先物市場に流入。

(2) 鉄鋼・非鉄金属の動向

中国等の需要増を主たる要因とする資源需給の逼迫と価格上昇は、原油以外の資源にも見られた。

2008年に粗鋼生産量が5億トンを超えた中国が牽引する形で世界の粗鋼生産量は2000年の8.5億トンから2008年には13.4億トンへ大幅に増大。鉄鉱石については、こうした需要増に対応するため、

世界での需要が大幅に増大することとなった。

非鉄金属についても、中国の需要増のほか、米国をはじめとする各国の好調な景気動向を反映して、2000年初頭から一貫して需給がタイトな状況が続いた。このうち銅については、LME(ロンドン金属取引所)価格が、2004年には1トン3,000ドル程度で推移していたところ、2006年5月のピーク時には8,788ドルに至った。

(3) オイルマネーの拡大と新たな潮流・資源ナショナリズム

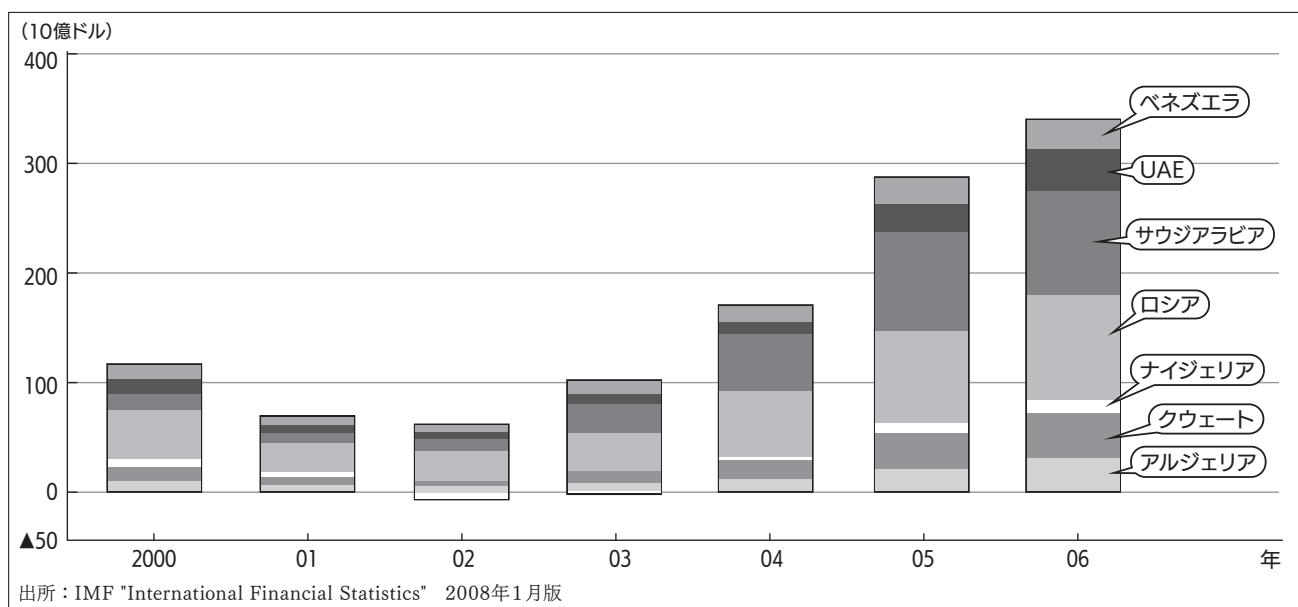
石油需要の増大と、石油価格の高騰・高止まりの結果、産油国には巨額の石油収入が流入し、これが、産油国の経常収支の大幅な改善に寄与することとなった。

産油国政府は、こうして得た資金を、自国の長期的な経済成長のための基盤づくりを意識した戦略的な投資に振り向けるように努めた。

投資先に関しては、産油国政府は、まずは国内で

9) 地政学リスクとはさまざまな文脈で用いられるが、一般的には、「戦争や内乱、油田国有化のように政治的な事象によって引き起こされるものであり、かつ比較的短期に石油供給を減少させる可能性が懸念されるリスク」(経済産業省「エネルギー白書2008」17ページ)を指すものとして使われている。

図表 1-5 主要産油国の経常収支の推移



(出典) 経済産業省「平成19年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2008)」P29 第111-2-11

の資金ニーズに充当、そのうえで余剰となった資金の多くを海外向けの投資に振り向けた。

そして、多くの国の政府がソブリン・ウェルス・ファンドを設立・活用しつつ戦略的な投資を進めた結果、ソブリン・ウェルス・ファンドの活動が各国の市場等において注目を浴びるようになった。

また、石油需要の増大と、石油価格の高騰・高止まりは石油市場の構造変化も生み出すこととなった。

需要サイドでは、中国をはじめとするアジア諸国のシェアが大幅に増加、世界の石油市場において大きな影響力を持つこととなった。

一方の供給国の側では、米国及び欧州諸国の生産量が頭打ちとなり中東諸国が増産等により供給増の担い手となったほか、市場経済移行に伴う混乱からオイルマネー等により経済回復を果たしつつあるロシアが再び石油生産を増大、加えてアフリカなどの新興勢力も石油生産を拡大した結果、産油国の多様化が進むこととなった。

そして、産油国の中には、①石油等資源への国家

管理の強化、②国内の資源部門で操業する外資企業からの税収の増大を図る、といった政策を採用する国が出てきた。たとえば、2001年にベネズエラは国内上流案件における国営石油会社による過半数出資を義務付ける法律を制定、またアルジェリアは2006年に新炭化水素法を改正し、国営炭化水素公社ソナトラックの過半数事業参加の義務付けと超過利潤税¹⁰⁾の導入を行った。こうした資源ナショナリズムの動きが、外資企業による産油国での資源開発等のビジネスに悪影響を及ぼすことも懸念されるようになってきた。

(4) 大型資源プロジェクトの推進

原油をはじめとする資源の需給が逼迫する中、資源産出国においては、新たな資源開発へ向けた動きが活発となった。

石油に関しては、世界的な需要の伸びに対し、産油国側の供給余力が低下していく中、米国では深さ数千メートルまで掘削する技術を活用したメキシコ湾での油田開発が進められた。また、サウジアラビ

10) 原油価格が一定水準を超過した際に、原油及び天然ガスを対象に適用される税金。

アをはじめとするOPEC諸国も生産余力の拡充に動くこととなった。

LNG（液化天然ガス）についても将来の旺盛な需要を見込み新規開発への動きが活発化し、オーストラリアやカタールにおいて、大規模なLNGプロジェクトなどを通じ、それまでの生産能力を超える規模の新規開発が計画されることとなった。さらに米国では、これまで採算が合わないとされてきたシェールガスの開発へ向けた動きに弾みがつくこととなった。

非鉄金属のうち銅についても、需要の増大に応えるべく新たな銅鉱山の開発が進められることとなったが、アクセス等条件の良い鉱床の発見は少なくなり、南米を中心にインフラの整っていない高地での探鉱・開発が行われるようになった。

目標7 環境の持続可能性確保

目標8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

このミレニアム開発目標の下、日本は、かねて積極的に推進してきた人間の安全保障の実現のためにも、目標達成に貢献していくこととした¹¹⁾。

3 その他

(1) ミレニアム開発目標

2000年9月にニューヨークにて国連ミレニアムサミットが開催され、9月8日に「ミレニアム宣言」が承認された。

ミレニアム宣言は、極度の貧困を削減し、安全でより繁栄した公平な世界を建設するための新たなグローバルなパートナーシップに対するコミットメントであり、2015年を期限とする8つの目標を定めた行程表を具体化した（ミレニアム開発目標）。

- 目標1 極度の貧困と飢餓の撲滅
- 目標2 初等教育の完全普及の達成
- 目標3 ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- 目標4 乳幼児死亡率の削減
- 目標5 妊産婦の健康の改善
- 目標6 HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

11) 出典：外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>)

サブプライムローン問題発生に伴う米国経済の減速

(1) サブプライムローン問題の発生

米国では2000年代前半に、いわゆる住宅ブームが到来、新築・中古合計の住宅販売件数は2000年からピークを迎えた2005年までに年平均5%超の伸びを見せた。こうした住宅ブームの要因は、人口・世帯数の増加による実需の増加、住宅価格の上昇に対する期待、低金利政策や海外からの資本流入増の中、低い金利で住宅ローンの借入れが可能となったことが挙げられている。そして、とりわけ住宅ローンの中でも信用力が低いとされる「サブプライム」層向けの住宅ローンが、中位所得未満の世帯等を対象に普及することとなった。

このサブプライムローンの普及を可能にした背景には、IT技術の革新や統計的リスク評価手法の進歩等により、統一的な基準による簡易な融資審査が可能となったことや、審査結果を踏まえて特定され

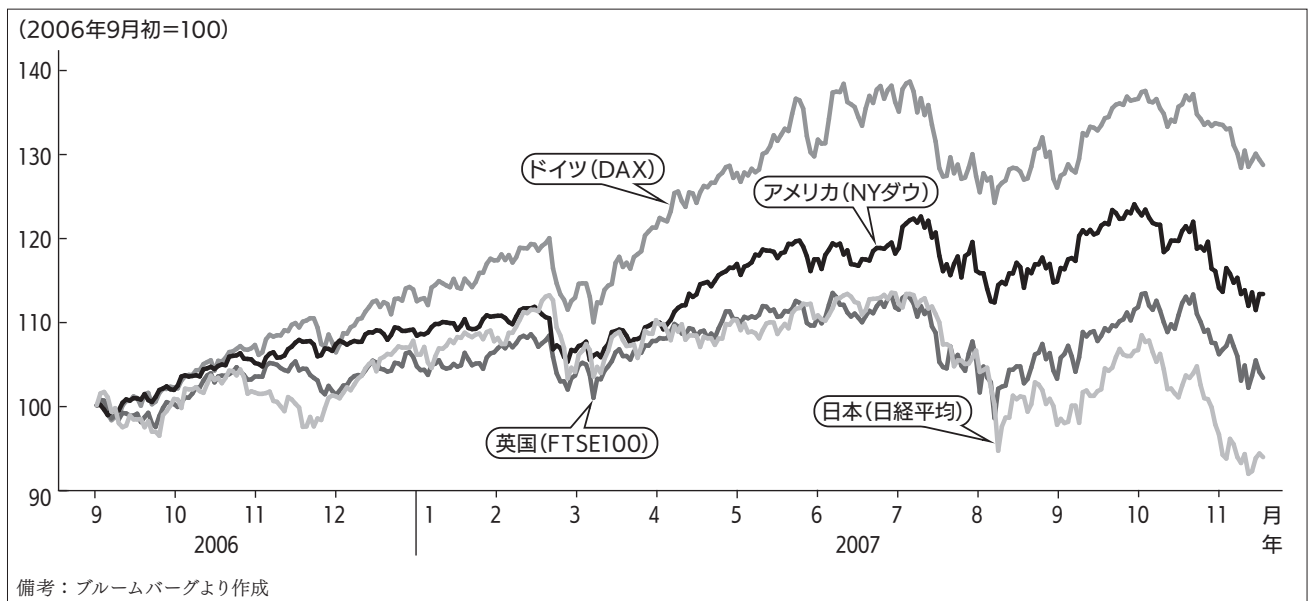
た住宅ローンのリスクを分散しつつ、さまざまなリスク特性を持つ金融商品に組み替えて多様な投資家に販売する証券化が進展したことが挙げられる。さらに、これらサブプライムローン等の証券化商品には、米国に流入する海外投資家の資金をはじめ、多様な巨額の資金が投資され、サブプライムローンの普及を後押しすることとなった。

しかしながら、サブプライムローンの普及には、住宅ローンの前提としての住宅の値上がりへの期待が過度なものとなっていたこと、貸付機関同士の競争激化や貸付債権が証券化の対象となることに伴う貸付機関の融資基準の弛緩、投資家のリスク評価の緩みなどの問題が内在されていた。

そして、2006年後半以降になると、こうした問題が顕在化、住宅価格の上昇率の減速・価格の下落に伴い、サブプライムローンの借り換えが困難となった借り手が増加したこと等の理由から、サブプライムローンの延滞率が急速に高まることとなった。

その結果、サブプライムローンの貸付機関が大きな損失を被ることとなった。とくにサブプライムローンの主要な貸し手であるモーゲージカンパニーの多くは焦げ付いたローンの買い戻しを迫られ、業

図表1-6 主要国の株価の推移



(出典) 内閣府「世界経済の潮流 2007年秋」第1-2-7図

務停止や破綻に至ったものが相次いだ。また、商業銀行やS&L（貯蓄貸付組合）等の機関の中からも資金調達が困難となるものが現れるに至った。

(2) 金融資本市場や実体経済への影響

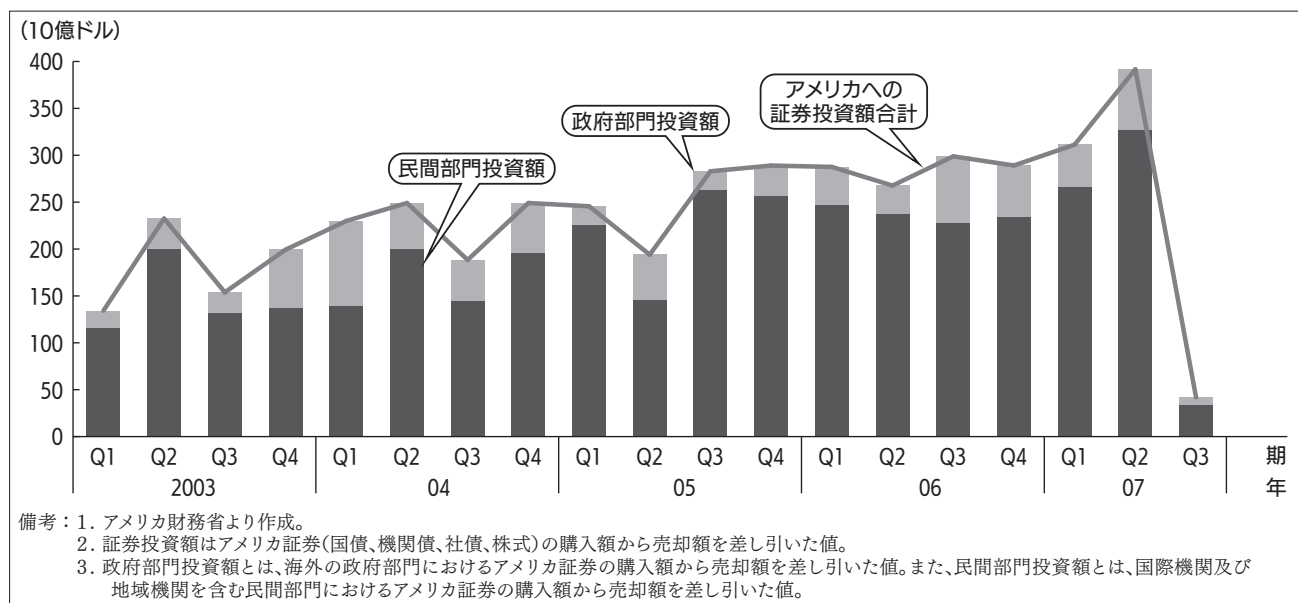
サブプライムローン問題の発生に伴い、まずはサブプライムローンを担保に発行された住宅ローン債権担保証券（Residential Mortgage-Backed Securities：RMBS）やCDOといった証券化商品の価格が下落、投資家が損失を被った。そして、証券化の過程でリスクが分散された結果、リスクがわかりにくくなっている商品特性と、それら商品の相次ぐ格下げを要因として、証券化商品への格付けそのものへの信認が低下、その結果、これら証券化商品の価格はさらに下落することとなった。

そして、サブプライムローン関連の商品に生じた問題は、それらの運用等に関わっていた事業者から、銀行等の金融機関の経営や収益に対する信用の低下につながり、株式市場を含む金融市場全体の混乱につながる事となった。さらに、これまで米国経済を支えていた海外から米国への資本流入が鈍化することになり、これがさらなる金融市場への悪影響に

つながることとなった。

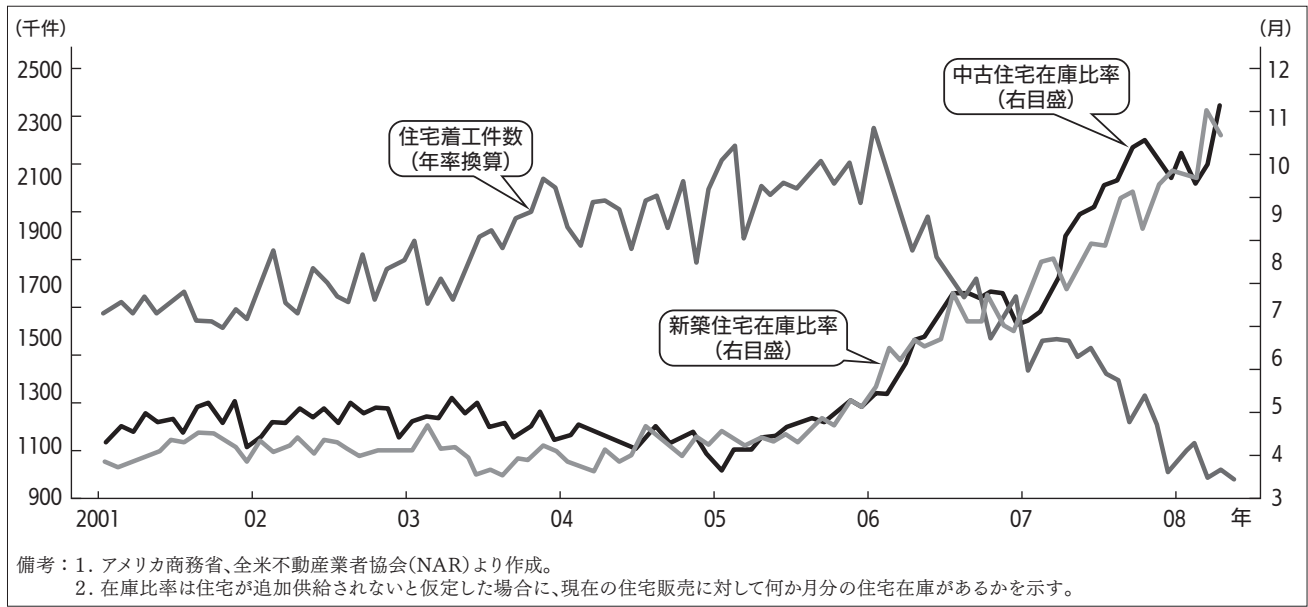
また、実体経済についても、サブプライムローンの対象であった住宅市場が悪化、住宅価格が下落するとともに、住宅投資も大幅に減少することとなった。これにより、保有資産の減価に伴う消費者による消費の減退、住宅や金融関連産業における雇用状況の悪化といった問題が顕在化することとなり、これが、さらなる実体経済の悪化につながるに至った。

図表1-7 海外からアメリカへの証券投資（ネット）の推移



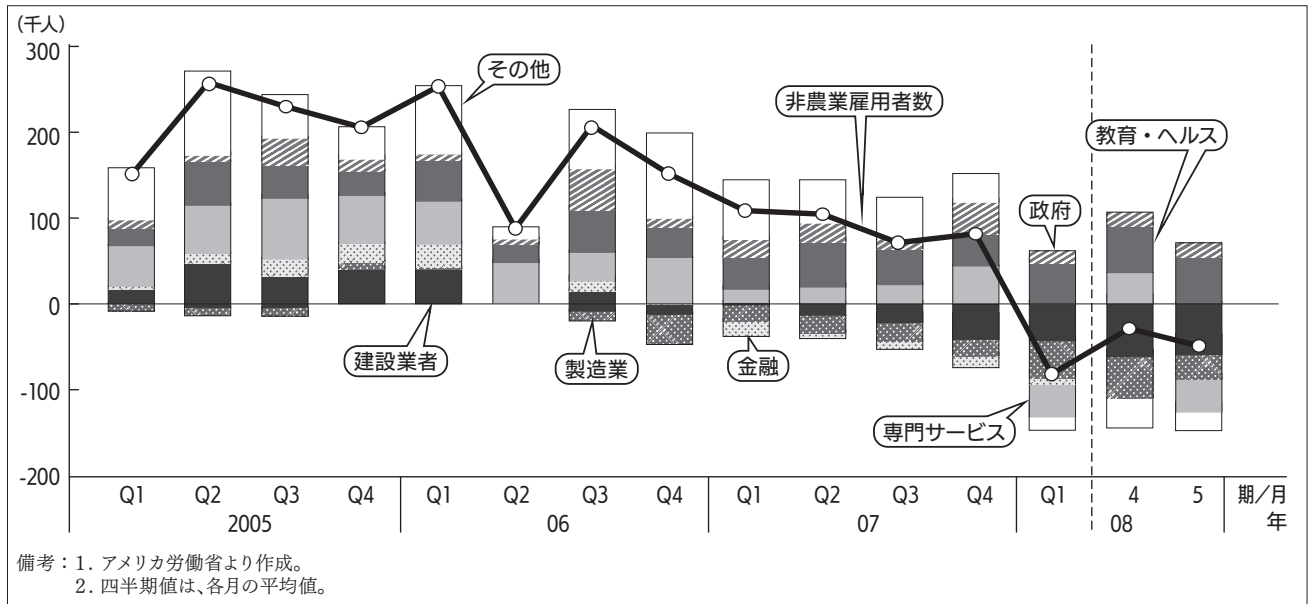
(出典) 内閣府「世界経済の潮流 2007年秋」第1-2-9図

図表 1-8 米国の新築住宅着工及び在庫比率の推移



(出典) 内閣府「世界経済の潮流 2008年 I」第2-1-2図

図表 1-9 米国の産業別雇用者数の推移(前期比増減数)



(出典) 内閣府「世界経済の潮流 2008年 I」第2-1-6図

日本における構造改革への取り組み

1 停滞する日本経済と不良債権問題への取り組み

(1) 日本経済の停滞

バブル経済崩壊後の1990年代、日本においては、不良債権処理の遅れ、厳しい雇用情勢、財政赤字の拡大とそれによる将来の増税不安、急速な少子化・高齢化等による社会保障制度の持続可能性への不安などが消費や投資を抑制し、民間需要が一貫して低迷した。こうした中、財政支出等による数次の景気対策が実施されたものの、バブル崩壊後（1992～2000年度）の日本の実質成長率は1.2%、名目成長率は0.9%と低迷した。これは、同時期の先進諸国（日本を含むG7各国）の実質成長率2.5%程度と比べても際立った低さであった。

このような中、日本政府は2001年3月、デフレーションの定義を「物価下落が2年以上継続している状態」とし、この定義の下、「日本経済は緩やかなデフレにある」と表明、戦後初めて経済がデフレ状態にあることを認めた。このような中における民間需要の低迷はさらなるデフレの継続と、不良債権の拡大につながる懸念された。

(2) 数次にわたるデフレ対策

日本政府は、経済の低迷の背景には、後述するとおり、民間部門と公的部門の双方に構造的な問題があると認識、経済構造改革を押し進めていくこととなったが、一方で、景気がデフレスパイラルに陥ることを防ぐためのデフレ対策も数次にわたり実施さ

れた。

2001年12月には「緊急対応プログラム」を策定し、4.1兆円規模の第2次補正予算を編成、執行した。また2002年12月には「改革加速プログラム」の下、構造改革の加速に併せて緊急に措置することが必要な施策及びデフレ抑制に直接的に資する施策を実施した。

金融政策面では、日銀が2001年3月の金融政策決定会合において、2000年8月にいったん解除されていたゼロ金利政策の再導入を決定したことに加え、市中銀行の日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調整を行うとする量的緩和政策の導入を決定、実施するに至った。

(3) 不良債権処理へ向けた取り組み

バブル崩壊後の長引く不良債権問題は、1998年10月に公的資金枠60兆円を含む金融再生関連法が成立したことで、ようやく金融破綻処理の体制が整ったが、その後も抜本的な不良債権問題解決には至らなかった。

こうした中、2002年10月、金融庁は「金融再生プログラム」を打ち出し、「日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るため」との目的の下、2004年度までには主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システム構築を目指す方針を示した¹²⁾。

具体的には、主に以下のとおり、不良債権の処理が進められることとなった。

- ・資産査定に厳格化（資産査定に関する基準の見直し、特別検査の再実施等）
- ・自己資本の充実（自己資本を強化するための税制改正要望、繰延税金資産の合理性の確認等）
- ・ガバナンスの強化

この方針に沿って不良債権処理が進められた結

12) 出典：金融庁「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」2002年10月30日 (<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021031-1.pdf> 2021年3月26日に利用)

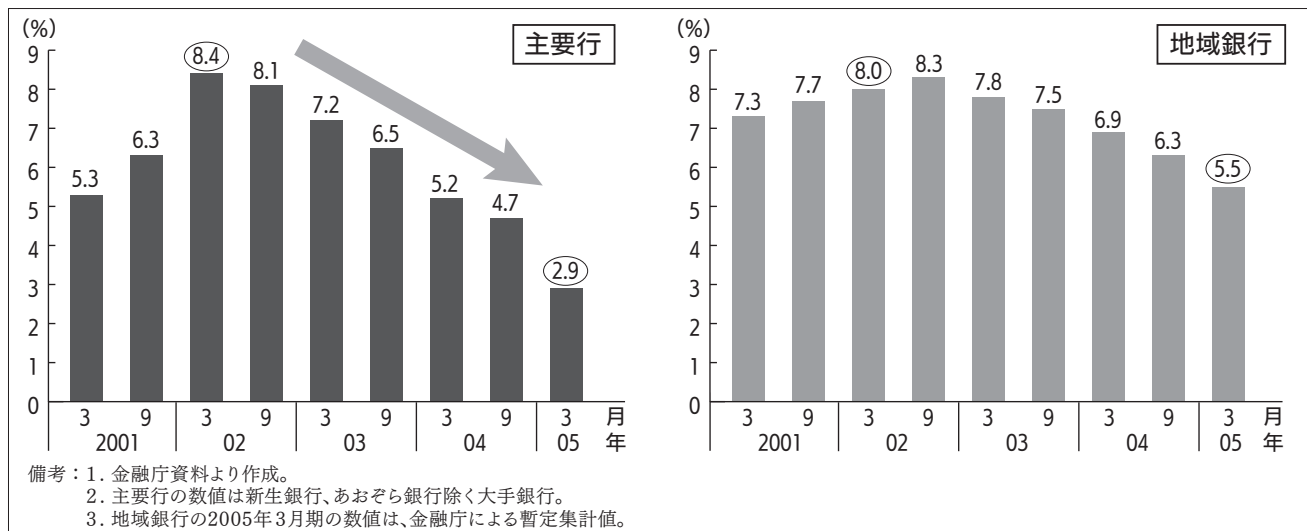
果、主要行の不良債権残高は2002年3月期の26.8兆円をピークに減少し、2005年3月期は7.4兆円とピーク時に比較して19.4兆円も低下することとなり、2004年度までに不良債権比率を半減させる目標は達成された。

また、金融機関への公的資金の注入¹³⁾も並行して進められ、2003年にはりそな銀行に公的資金が注入された。2004年には金融機能の強化のための特

別措置に関する法律が可決・成立、地域等における金融の円滑化に向けた金融機関の取り組みに対し、国が資本参加することを通じて金融機能の強化を図る新たな公的資金制度が創設、運用されていくこととなった。

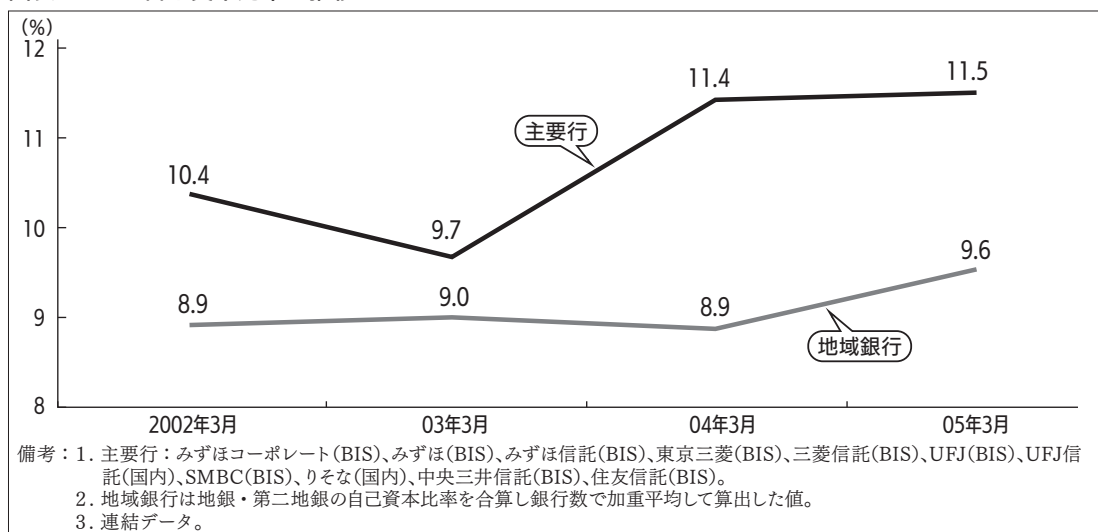
こうした施策を通じて、主要行の自己資本比率も上昇に転じることとなった。

図表 1-10 不良債権比率(金融再生法開示基準/総与信)の推移



(出典) 内閣府「構造改革評価報告書4」P10 図表2-5

図表 1-11 自己資本比率の推移



(注) 備考の行名は当時。みずほコーポレートは現みずほ、東京三菱・UFJは現三菱UFJ、三菱信託・UFJ信託は現三菱UFJ信託、中央三井信託・住友信託は現三井住友信託。

(出典) 内閣府「構造改革評価報告書4」P19 図表2-15

13) 2004年3月末の時点で、金融システム安定化のための46兆円を超える公的資金が注入。うち7兆円以上が主要7行の自己資本強化に充てられた。

2 構造改革へ向けた取り組み

(1) 経済財政諮問会議主導の改革

政府は、バブル崩壊以降の日本経済が停滞から脱し、経済再生への歩みを踏み出していくうえでは、まず、不良債権問題を早期に抜本的に解決したうえで、経済社会の構造改革を進めることが不可欠との認識であった。

この経済構造改革へ向けた取り組みの具体化は、経済財政諮問会議主導で実施されることとなり、2001年6月26日には、経済財政諮問会議が取りまとめた「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）」が閣議決定され、構造改革へ向けた取り組みが本格化することとなった。

骨太の方針の下では、構造改革のための7つの改革プログラムが示され、実行に移されていくこととなった。

- ・経済社会の活性化のために
 - ①民営化・規制改革プログラム
 - ②チャレンジャー支援プログラム
- ・豊かな生活とセーフティーネットを充実するために
 - ③保険機能強化プログラム
 - ④知的資産倍増プログラム
 - ⑤生活維新プログラム
- ・政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために
 - ⑥地方自立・活性化プログラム
 - ⑦財政改革プログラム

骨太の方針の下では、当面の2～3年間を不良債権問題の解決を含めた日本経済の集中調整期間とし、低い経済成長を甘受する。しかしながら、集中調整期間の後には、日本経済の脆弱性を克服、民需主導の経済成長を実現していくこととされた。

(2) 不良債権問題の正常化とさらなる構造改革への動き

2002年度にピークを記録した主要行の不良債権残高はその後ピークアウトし、2004年度末にはピーク時の半額を大きく下回る水準まで低下、不良債権問題の解決目標は達成された。その結果、金融機能は安定、2005年4月にペイオフが特段の混乱もなく解禁された。また2004年のGDP（実質）成長率も2%台で、雇用状況も改善するに至った。

こうした中、政府は2005年6月21日に閣議決定された、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、日本経済は「バブル後」を抜け出したと評価。そのうえで、2005年度以降を攻めの改革に踏み出すときと位置づけ、2006年度までの2年間（重点強化期間）において、とくに、以下の3つの課題を重視、取り組んでいくこととなった。

- 1 「小さくて効率的な政府」をつくる
 - “官から民へ”“国から地方へ”の改革を徹底し、
 - ・資金の流れを変える（郵政改革、政策金融改革、政府のバランスシート総点検を通じ、資金の流れを官から民に大きく変える）
 - ・仕事の流れを変える（三位一体改革により国から地方に仕事を移す、市場化テスト本格導入等）
 - ・人と組織を変える（国・地方の行政改革徹底、公務員総人件費削減等）
- 2 新しい躍動の時代に向けて、少子高齢化とグローバル化を乗り切る基盤をつくる
 - ・財政再建への道筋を明らかに
 - ・持続的な社会保障制度の構築
 - ・グローバル化に立ち向かうため、イノベーション等を通じた国際競争力強化
 - ・EPA（経済連携協定）の推進等によって国際連携を加速
- 3 デフレを克服するとともに、経済の活性化により、民需主導の経済成長を確実なものとする
 - ・規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の4つの改革を加速、経済を活性化

- ・ 経済活性化にあたって、「活性化のための政策三指針」に基づいて政策転換し、競争力を強化（①政策対象は“人”に……予算はモノから人材に重点を移す、②底上げから先端支援へ……広く薄い予算配分ではなく大胆に集中させて競争力をつくる、③国内対策からグローバル競争へ……世界市場を獲得する競争力をつくる）

第2節

業務基本方針の変化と特徴

第1項

法改正等の推移

1 国際協力銀行発足へ向けた経緯

(1) 輸銀と基金の統合決定に至る経緯

1993（平成5）年に38年ぶりの自由民主党からの政権交代の結果発足した細川内閣は、1994年2月15日に「今後における行政改革の推進方策について」を閣議決定、ここで、特殊法人等の整理・合理化については「各省庁において、おおむね2年間を目途に、所管特殊法人等について、順次、事業の社会的経済的必要性、民間能力の活用、事業の総合性・効率性、経営責任の明確化等の観点から、その事業内容、実施体制等を見直し、その結果にもとづき必要な措置を講ずる」こととなった。

その後発足した村山内閣も、徹底した行政改革を行うとの認識であり、村山富市総理大臣は、特殊法人の見直しについて、期間を1年前倒しして1994

年度内に行うべきとの考えを明らかにした¹⁴⁾。

このスケジュールに基づき、1995年2月24日に、「特殊法人の整理合理化について」が閣議決定された。

そして、1994年度の最終日にあたる1995年3月31日の閣議において、「日本輸出入銀行と海外経済協力基金との統合について」が決定された。決定内容は以下のとおりである。

『特殊法人の整理合理化について』（1995年2月24日閣議決定）に関し、下記のとおり決定する。

記

日本輸出入銀行と海外経済協力基金とを統合する。統合は、4年後とし、この間、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行、国際通貨基金（IMF）等の国際機関及び関係諸国の理解を得るよう努める。そのため、統合にあたっては、政府開発援助（ODA）、非政府開発援助（非ODA）の勘定区分等の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図ることとする。監督は、大蔵大臣及び経済企画庁長官が分担し、関係省庁の法的地位は変更しない（統合後の新法人に係る総務上の事務処理は、大蔵省及び経済企画庁が協議のうえ、経済企画庁が行う。）なお、日本輸出入銀行のプラント輸出金融については、途上国向けに限る等スリム化を図る¹⁵⁾。

14) 1994年9月30日の第131回国会衆参両院での所信表明演説にて「このうち各省庁における特殊法人の見直しにつきましては、本年度内に行うことといたします。」と表明。

15) 文中の大蔵省は現財務省、経済企画庁は現内閣府。

こうした結論に至った背景は、国際協力銀行法案の国会審議における政府答弁のとおり、輸銀の各業務の存続の必要性については共通の認識があったが、特殊法人の整理合理化の観点から、同行の種々の機能をほかの政府系金融機関の機能とどのように組み合わせることが最も合理的であるかとの議論を踏まえたものとのことである¹⁶⁾。

(2) 統合方針の再確認

村山内閣を引き継いで1996年1月に発足した橋本内閣の下、行政改革は重要な政策課題と位置づけられ、橋本龍太郎総理も就任当初の施政方針演説にて、中央省庁の再編を含む抜本的な行政改革を行う決意を表明、改革への取り組みが継続されることとなった。

こうした中、輸銀と基金の統合方針は、1996年12月25日と1997年9月24日の閣議において、2回にわたり再確認され、特殊法人等の整理合理化へ向けた取り組みの一環として実施されることが確認された。

まず第一は、1996年12月25日の閣議決定「行政改革プログラム」であり、特殊法人等全般について、既定の方針に基づきおのおのの改革を着実に推進することが再確認されたが、その中で、輸銀と基金の統合については以下のとおり方針に変更がないことが明記された。

日本輸出入銀行及び海外経済協力基金については、平成11年（1999年）に予定されている統合が国際的な理解を得つつ円滑に実現できるよう、政府開発援助（ODA）、非政府開発援助（非ODA）の勘定区分等の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図るべく検討を行うなど、引き続き準備を進める。

次に、1997年9月24日に行われた閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」では、その前文で「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努める」ことがうたわれ、輸銀と基金の統合（輸銀関連）について次のとおり決定された。

3 日本輸出入銀行・海外経済協力基金

(1) 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」（1995年3月31日閣議決定）は、既定方針どおり実施する。

(2) 上記方針の実施に当たって、次により、両機関の業務の減量・効率化を図る。

イ 日本輸出入銀行

① 一般投資金融について減量化することとし、とくに先進国向け融資については、貿易摩擦回避、国際的共同開発など政策緊要度の高い案件に限るものとする。

② 製品輸入金融の対象品目を見直すこととし、貿易摩擦回避、対外収支不均衡是正及び国民生活に不可欠な物資サービスの供給に資する案件に限るものとする。

なお、この同じ閣議決定において、日本開発銀行（開銀、現日本政策投資銀行）の業務再編の方針も示された。その中で、それまで輸銀と開銀の双方が分野調整を行いつつ実施していた航空機輸入について、開銀の廃止に伴う新機関の設立時に「日本開発銀行の航空機購入向け融資は日本輸出入銀行に移管」することが決定された。

(3) 国際協力銀行法案の審議及び法案成立

政府は、国際協力銀行法案を1999年2月9日に閣議決定、第145回国会に提出した。その後の経過は以下のとおりである。

16) 「特殊法人の整理統合をするという一つの至上命題があって、これは国民的な世論でもございましたから、何処と何処とでどういう合理的な組み合わせができるだろうかということがいろいろに議論されたと思うのでございますね」（1999年3月23日、衆議院商工委員会 宮澤喜一大蔵大臣の答弁）

- ・3月19日 衆議院商工委員会において堺屋太一経済企画庁長官による法案提出の趣旨説明。
- ・3月23日 衆議院商工委員会において質疑、討論、採決。賛成多数にて可決。なお、商工委員会での採決を受けて、附帯決議が付された。
- ・3月26日 衆議院本会議にて可決。
- ・4月13日 参議院財政・金融委員会において堺屋経済企画庁長官による法案提出の趣旨説明。
- ・4月15日 参議院財政・金融委員会において質疑、討論、採決。賛成多数にて可決。なお、財政・金融委員会においても、採決を受けて附帯決議が付された。
- ・4月16日 参議院本会議にて可決、成立。
- ・4月23日 法律第35号として公布。

審議の中で、堺屋経済企画庁長官は、両機関統合の意義を、①わが国の対外経済関係に関わる重要な施策を遂行する両機関の有する情報・ノウハウを共有一元化し、政策目的に応じて機動的・効率的な対応を可能とすること、②業務のスリム化・重点化、役員定数の削減、重複する海外事務所の統合等による合理化効果発揮等、としている。具体的な説明内容は以下のとおりである。

「まず第一に、資金供与相手国の経済状況あるいはプロジェクトの特性等に応じて資金を供与できる体制が確立できる。要するに、ノウハウが蓄積され、調査が進み、資金供与がより効率的になるというのが第一でございます。

第二番目は、かねがね問題のありました輸銀と基金の間の融資に当たっての先議、後議関係、どちらが先ということがございますけれども、原則として民間金融に近い輸銀からまず審査をしてというような、いろいろなことがございました。そういうことを見直し、案件の内容によって非ODAかODAかという目的に合致した対応ができ、迅速で効率的な処理ができるだろう資金供与が可能になるということ。

そして第三には、両機関において重複しております管理部門あるいは海外支店といったようなもの、それから、これからますます顔の見える援助ということで重要になってくると思われます調査研究、専門的な技術支援部門、そういったものが統合できるというようなメリットがあるということでこの案が選ばれたのだらうと考えております。(1999年3月23日衆議院商工委員会)」

(4) 国際協力銀行の設立

数次の閣議決定及び国際協力銀行法の成立を受け、輸銀、基金及び主務省において国際協力銀行の設立へ向けた作業が進められた。

両機関の間では、管理部門や両機関の駐在員事務所が重複している都市での事務所の一本化へ向けた作業、新機関の運営に必要な内規やマニュアルの準備作業が進められたほか、勘定系や統計系などの各種システムの統合や一本化へ向けた取り組みも順次進められていった。

また、新たに誕生する国際協力銀行の組織全体の象徴ともいえるコーポレートマークの作成作業が行われた。このコーポレートマークは現在も用いられているもので「無限大と永続性」を示しており、新たに設立された国際協力銀行が、内外から寄せられたさまざまな期待に応える可能性を、永続的な活動を意味する「メビウスの輪」をモチーフにシンボライズされたものであった。このコーポレートマークには、組織が1つになって、時代や経済の大きな流れを創り出す「うねり」を生み出していくとの決意の象徴との意味も込められていた。

そして、組織の文化や気風を示すコーポレートカラーとして、「情熱」と「エネルギー」を示すJBICレッドが制定された。

1999年9月1日、国際協力銀行の初代トップに「国際協力銀行の総裁となるべき者」として、輸銀の保田博総裁が内閣総理大臣により指名された。

その後、1999年9月9日に設立委員会¹⁷⁾が開催され、10月1日に設立の登記を行うことにより国際協力銀行は設立された。

2 国際協力銀行法の概要

(1) 日本輸出入銀行法からの主な変更点 (業務以外)

1 目的

目的規定¹⁸⁾は、日本輸出入銀行法¹⁹⁾(輸銀法)と海外経済協力基金法の目的規定をベースに、この法案が策定された当時における業務実態を反映したものとなっている。また、法案策定直前の時期のアジア危機等による経済状態の悪化を踏まえ、国際金融の秩序の安定を期する観点から、国際金融等業務の目的規定に、「国際金融秩序の安定」への寄与が追加された。

2 役員

役員として、総裁1人、副総裁2人、理事7人以内および監事2人以内を置くこととされた。

任命権者は総裁及び監事は内閣総理大臣が任命、副総裁は内閣総理大臣の認可を受けて総裁が任命する、また、理事は総裁が任命することとされた。

代表権に関しては総裁、副総裁に加え理事も総裁の定めるところにより代表権を有することとされた。

3 業務の原則

法人全体の業務に共通する原則として、民間金

融機関の補完または奨励及びこれらの機関との競争禁止が規定された。また、国際金融等業務に固有の原則として、輸銀法と同様に、融資に関する償還確実性、出資の有配当原則、協調融資原則ならびに収支相償原則が規定された。

4 財務及び会計

統合前の輸銀の予算は、国会の議決対象となる政府関係機関予算である一方、基金は認可予算であったところ、統合により設立された国際協力銀行の予算は、輸銀と同様に政府関係機関予算とされた。

また、閣議決定に従い、ODAと非ODAの勘定・経理の区分が規定された。

5 監督

監督権限は以下のとおりの区分とされた。

- ・役員及び職員その他の管理業務に関する事項 経済企画庁長官と大蔵大臣
- ・国際金融等業務及び国際金融等勘定に関する事項 大蔵大臣
- ・海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項 経済企画庁長官

(2) 国際金融等業務の業務関連規定の見直し内容

業務関連規定については、輸銀法や関連規定から、以下のとおり見直しが行われた。

1) 輸出金融

1995年3月31日閣議決定「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」において、「日本輸出入銀行のプラント輸出金融については、途上国向けに限る等スリム化を図る。」旨が決定さ

17) 国際協力銀行設立委員…秋山收(内閣法制次長)、中名生隆(経済企画事務次官)、川島裕(外務事務次官)、薄井信明(大蔵事務次官)、広瀬勝貞(通商産業事務次官)、今井敬(日本経済団体連合会会長)、杉田力之(全国銀行協会会長)、保田博(日本輸出入銀行総裁)、篠沢恭助(海外経済協力基金総裁)。

18) 1999年の制定時点における目的規定は以下のとおりであった。

第1条 国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

19) 1999年に廃止された時点における輸銀法の目的規定は以下のとおりであった。

第1条 日本輸出入銀行は、金融上の援助を与えること等により本邦の外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融等を補完し、又は奨励することを目的とする。

れたことを踏まえ、輸出金融について、「開発途上地域以外の地域に係るものは、我が国の輸出入市場の開拓又は確保のために特に必要なものとして政令で定める場合に限り、」行うこととされた。

2) 製品輸入金融

1997年9月24日閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、「製品輸入金融の対象品目を見直すこととし、貿易摩擦回避、対外収支不均衡是正及び国民生活に不可欠な物資サービスの供給に資する案件に限るものとする。」旨が決定されたことを踏まえ、輸入金融の対象となる「重要物資の輸入等」を「我が国の外国との貿易関係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術を輸入し又は受け入れることをいう。」に限定する旨の規定が置かれた。

3) 投資金融

1997年9月24日閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、「一般投資金融について減量化することとし、特に先進国向け融資については、貿易摩擦回避、国際的共同開発など政策緊要度の高い案件に限るものとする。」旨が決定されたことを踏まえ、「開発途上地域以外の地域に係るもの」については、「我が国と当該地域との貿易その他の経済関係の健全な発展に寄与し、又は国民経済に不可欠な資源、設備その他の製品若しくは技術の確保若しくは開発に寄与すると認められる場合」に限り、行う旨が規定された。

4) アンタイドローン

アジア通貨危機への対応等国際経済社会への機動的・効率的貢献のための執行体制を確立する観点から、国際収支支援のために行ってきたアンタイドローンの対象が「外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金」ならびに「国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金」に再整理された。

また、アジア通貨危機支援に関する新構想（新宮澤構想）を受け、外国政府等が発行する公債等

を保証することができる旨の規定が置かれた。

5) リファイナンス

途上国債務問題に対する国際的な取り組みの進展に伴い、具体的なケースに即して適切な対応を図ることができるよう、個別に政令で要件を定めることとされた。

6) 調査

出融資業務の円滑かつ効果的な実施を図るため、案件の形成を促進するためのフィージビリティスタディ調査等を行うことを念頭に、調査業務の規定が置かれた。

7) 債権譲り受け業務

邦銀の海外業務からの撤退等に伴う信用収縮に対応するため、協調融資を行っている場合に限定した債権譲り受けを可能とするための規定が置かれた。

3 中央省庁等改革に伴う監督体制の見直し等

1998年6月9日に成立した中央省庁等改革基本法に基づき、2001年1月6日に中央省庁の再編が行われた。

これに伴い、本行の検査・監督の主務大臣は、2001年1月より、以下のとおりに変更された。

- ①「役員及び職員その他の管理業務に関する事項」 財務大臣
- ②「国際金融等業務及び国際金融等勘定に関する事項」 財務大臣
- ③「海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項」 外務大臣

そして、総裁及び監事の任命権者は、内閣総理大臣から財務大臣へと変更された。

また、2001年4月に、中央省庁業務の独立行政法人への移行の一環として、従来、通商産業省（現経済産業省）が担当していた貿易保険業務が、新たに設立された独立行政法人日本貿易保険（NEXI）

に移管された。

4 金融庁による検査の開始

1990年代にわが国の金融機関の不良債権問題が深刻さを増した中、金融機関のリスクマネジメントの高度化が求められ、政策金融機関にもリスク管理体制の充実化が求められるようになった。こうした中、2003年4月より、財務省の検査権限のうち「国際協力銀行の業務に係る損失の危険の管理に係るもの」に対する検査権限が、内閣総理大臣を経て金融庁に委任されることとなった。これに伴い、本行は金融庁の検査に服することとなり、2003年9月に初めての金融庁検査が行われた。

こうした動きの中、本行は2002年4月、内部リスク管理体制の整備の一環として、総務部内に「統合リスク管理課」を設置した。

5 特殊法人等整理合理化計画を踏まえた業務の見直し

(1) 特殊法人等整理合理化計画へ向けた経緯

中央省庁等の改革の実施を受け、政府は、2000年12月1日に、中央省庁等改革の成果をより確実なものとするため、2005年までの間を一つのめどとして行政改革を集中的・計画的に実施するべく、「行政改革大綱」を閣議決定した。

「行政改革大綱」においては、重要課題として、「新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革」が位置づけられ

ていた。そこで政府は、重要課題と位置づけられている本行を含む特殊法人等の改革の検討を進め、2001年6月21日に「特殊法人等改革基本法」を制定・公布した。

特殊法人等改革基本法の下で政府は、同法に定めた理念²⁰⁾に則り法律の施行後1年をめぐりに事業や組織形態のあり方を抜本的に見直し、その結果に基づき特殊法人等整理合理化計画を定めることとなった。

(2) 特殊法人等整理合理化計画

2001年12月19日に、特殊法人等改革基本法を踏まえた検討結果として、特殊法人等整理合理化計画²¹⁾が閣議決定された。

特殊法人等整理合理化計画は、163の特殊法人及び認可法人を対象としており、事業及び組織形態の見直し内容が個別に定められているほか、各特殊法人等に共通して取り組むべき改革事項が掲げられている。

このうち、本行の国際金融等業務を対象とした主要な事項は概略以下のとおりである。

- ・輸出金融 保証機能を積極的に活用。先進国関係の業務を廃止。
- ・輸入金融 資源関係以外の業務を廃止（航空機輸入等真に必要なものについては、保証制度を活用）。
- ・一般投資金融 保証機能を積極的に活用。貸付は先進国関係の業務を原則廃止、リスクの高い業務に特化。
- ・リファイナンス 廃止
- ・貸付債権の流動化（証券化を含む）等を図り、貸付残高を圧縮。
- ・融資条件（協調融資の割合等）の適切な見直し。

20) 特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする（特殊法人等改革基本法第三条）。

21) 本行関連の抜粋を参考資料集（資料1）に収録。

- ・貸付資産等のリスク管理および引当金の開示については、適切に実施。
- ・評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討。とくに、繰り上げ償還を含めた政策コストを明示。

これらの内容については、原則として2002年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、2003年度には具体化を図ることとされた。

これを受け2002年度以降、本行では運用上、輸出金融の先進国向け貸付業務、輸入金融の資源関係以外の貸付業務、一般投資金融の先進国関係貸付業務（新規案件）及びリファイナンス業務について取りやめ、出融資計画にも盛り込まないこととした。

また、すでに検討を開始していた業務運営評価制度を2002年度から導入した。

特殊法人等整理合理化計画においては、本行を含む政策金融機関8機関について、これらの事業見直しを実施に移したうえで、さらに、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行ったうえで、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、そのための検討を経済財政諮問会議において2002年初に開始することとなった。

6 政策金融改革

(1) 経済財政諮問会議主導での政策金融改革検討の開始

特殊法人等整理合理化計画の決定を受け、経済財政諮問会議は2002年4月から政策金融改革の検討を開始し、その検討結果として2002年12月に「政策金融改革について」²²⁾を決定した。

「政策金融改革について」においては、以下の手順で改革を進める必要があるとの結論が示された。

- ・2004年度末まで 不良債権集中処理期間として金融円滑化のために政策金融を活用する。
- ・2005年度から2007年度まで あるべき姿に移行するための準備期間とし、組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施。
- ・2008年度以降 速やかに新体制に移行。

この「政策金融改革について」の決定を受け、同月17日に政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに改革についての検討を進めることを閣議決定した。

(2) 「行政改革の重要方針」の閣議決定

小泉内閣は、2004年9月にかねて公約として掲げていた郵政の民営化に関し、「郵政民営化の基本方針」を閣議決定。この基本方針に基づき政府は、2005年4月に郵政民営化関連6法案を国会に提出、10月にこれら法案は可決成立した。この結果、郵便貯金業務を含む郵政事業は2007年10月に民営化されることとなった。

一方の政策金融機関に関しては、不良債権集中処理期間の終了を目前に控える中、2005年2月に経済財政諮問会議において、民間の議員4名²³⁾が「政策金融機関の統廃合に向けて」を提出した。この文書の中では、2005年度より政策金融機関の組織改革に関する検討を再開し、経済財政諮問会議において「あるべき姿の実現」に関する基本方針を取りまとめるなどの提案が行われており、これを受け、経済財政諮問会議における政策金融改革の検討が再開されることとなった。

経済財政諮問会議では2005年10月13日から11

22) 全文を参考資料集(資料2)に収録。

23) 牛尾治朗(ウシオ電機代表取締役会長)、奥田碩(トヨタ自動車取締役会長)、本間正明(大阪大学大学院経済学研究科教授)、吉川洋(東京大学大学院経済学研究科教授)。

月29日にかけて5回にわたり議論が行われた。その間には民間議員4名に外部有識者3名²⁴⁾を加えたワーキンググループによる関係機関及び関係団体へのヒアリングが行われた²⁵⁾。

経済財政諮問会議における検討にあたっては、政策金融改革は、公的部門への資金の流れにおける入り口の郵政民営化に対し、出口の改革と位置づけられ、①民の補完に徹する、②官の既得権を許さない、③構造改革との整合性を確保する、といった眼目の下、徹底した議論が行われた。

こうした議論、検討の結果、経済財政諮問会議において同年11月29日に「政策金融改革の基本方針²⁶⁾」が取りまとめられた。

そして政府は、同年12月24日に、政策金融改革を含め、今後さらに推進すべき行政改革の重要課題を「行政改革の重要方針²⁷⁾」に取りまとめ、閣議決定を行った。

当該閣議決定における本行に関連する主な決定事項は、概略以下のとおりである。

政策金融の抜本的改革を行い、2008年度から新体制に移行する。

- 1 政策金融は3つの機能（①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款）に限定し、それ以外は撤退。国際協力銀行の機能のうち、国際金融機能（貿易金融、投資金融、アントイドローン）は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き、撤退する。
- 2 政策金融として残すものは1つの機関に統合

（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫²⁸⁾、国際協力銀行）。ただし、国際協力銀行は、内閣官房長官の下に開催される「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と本方針を総合して、行政改革推進法案（仮称）に盛り込む。

- 3 貸出残高の対GDP比半減を2008年度中に実現。
- 4 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備。
- 5 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態は、特殊会社または独立行政法人に準じた法人とする。
- 6 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完。

(3) 海外経済協力に関する検討会の取りまとめ

「行政改革の重要方針」の決定を受け、2005年12月に内閣官房長官の下に、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会²⁹⁾」（座長・原田明夫前検事総長）が設置された。

海外経済協力に関する検討会は、2005年12月16日から2006年2月28日にかけて9回にわたり開催され、その間、関係省、関係団体、学識経験者及び本行、国際協力機構（JICA）に対するヒアリングも行われた³⁰⁾。こうした検討の結果、2006年2月28日に報告書³¹⁾が取りまとめられ、安倍晋三内閣官房長官に提出された。

24) 跡田直澄（慶應義塾大学教授）、翁百合（日本総合研究所主席研究員）、宮脇淳（北海道大学教授）。

25) 本行に対するヒアリングは10月25日に実施され、篠沢総裁と野崎理事が出席。

26) 本行関連の抜粋を参考資料集（資料3）に収録。

27) 本行関連の抜粋を参考資料集（資料4）に収録。

28) 閣議決定の時点の沖縄振興計画の最終年次である2011年度までは公庫として残り、それ以降は沖縄振興策と一体となって自己完結的機能を残しつつ統合することとされた。

29) メンバーは、葛西敬之（東海旅客鉄道代表取締役会長）、坂元一哉（大阪大学大学院法学研究科教授）、西岡喬（日本経済団体連合会副会長〈国際協力委員長〉・三菱重工業取締役会長）、浜田広（社会保険庁最高顧問・リコー最高顧問）、原田明夫（弁護士・前検事総長・国際民事法センター理事長）、古田肇（岐阜県知事）。

30) 本行に対するヒアリングは、2006年1月12日に実施され、篠沢総裁が出席した。

31) 本行関連の抜粋を参考資料集（資料5）に収録。

この報告書の中では、本行の国際金融等部門を新たに設立される政策金融機関に統合すること、円借款部門をJICAと統合すべきだとの見解が示された。また、新政策金融機関に統合される国際金融等部門については、以下の点に配慮しつつ制度設計を行うべきとされた。

- ①JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関の国際部門として専門性が維持されるよう、一定の組織的独立性を持たせることを検討すべきである。
- ②同部門の長の対外的な位置づけを含め、JBICの現在のステータスを活用できるような体制を検討すべきである。
- ③ODAの円借款部門との有機的な連携のための手当て、工夫を検討すべきである。
- ④国際金融等業務に携わる職員の専門的能力が十分に発揮できるよう人事・研修の在り方等を検討すべきである。

「海外経済協力に関する検討会」報告書は、2006年3月7日に、安倍内閣官房長官から経済財政諮問会議に提出され、同会議では、同報告書の内容を踏まえ政策金融改革等を取り進めていくことが確認された。

(4) 与党における検討の動向

政策金融機関及び海外経済協力に関しては、政府における検討と並行して、与党自由民主党においても検討が行われた。

具体的には、自由民主党政務調査会（中川秀直会長）と行政改革推進本部（衛藤征士郎本部長）の下に「政策金融機関改革に関する合同部会」（園田博之座長、後藤茂之事務局長）が設けられ審議を開始、2005年11月28日には「政策金融機関改革について」を取りまとめた。その中では本行の国際金融機能については、「国策上重要な資源・エネルギー確保、国際競争力の確保、通貨危機対応の観点から必須な

事業を除き、大幅に民間移管する」との案が示された。また、2005年12月からの、政府における海外経済協力に関する検討会に対応する形で、自由民主党の対外経済協力特別委員会の下に「海外経済協力に関するワーキングチーム」（伊藤達也座長、武見敬三事務局長）が設置され、2006年1月から2月にかけて活発に議論を行い、その結果は、「政策金融機関改革に関する合同部会」に報告された。

(5) 行政改革推進法の成立

政府は、行政改革の重要方針の決定内容に基づく基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」案を策定、同法案は2006年の第164回国会にて審議、成立した³²⁾。

同法案は、これまでの閣議決定、経済財政諮問会議及び海外経済協力に関する検討会の取りまとめ結果などを踏まえたものであり、本行に関しては、概略以下の内容の規定が置かれた。

1 新政策金融機関への承継

- ・2008年度において、現行政策金融機関の組織・機能を再編成し、新たに一の機関を設立、国際協力銀行の業務のうち、国際金融等業務は新政策金融機関に承継。海外経済協力業務は、独立行政法人国際協力機構に承継。
- ・新政策金融機関は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社または独立行政法人もしくはこれに類する法人とする。
- ・組織は、国内金融を行う部門と国際金融を行う部門とに大別し、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置および育成を可能とする。なお、国際金融の業務を行う部門にあっては、当該業務を行ってきた現行政策金融機関の外国における信用が維持され、当該業務を主体的に遂行することを可能とする体制を整備する。

2 業務

32) 同法から本行関連の抜粋を参考資料集（資料6）に収録。

- ・新政策金融機関の政策金融の機能は、国民一般、中小企業者および農林水産業者の資金調達を支援する機能ならびにわが国にとって重要な資源の海外における開発および取得を促進し、ならびにわが国の産業の国際競争力の維持および向上を図る機能に限定。
- ・内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関等により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備する。
- ・2008年度末における新政策金融機関と沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の国内総生産に対する割合を、2004年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の国内総生産に対する割合と比べ2分の1以下となるようにする。
- ・業務は、現行政策金融機関から承継する業務等とし、債務の一部の保証、貸付債権の譲り受けその他の業務の推進を図る。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とする。

(6) 政策金融改革に係る制度設計

行政改革推進法の規定に基づき、政府には、内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を本部員とする行政改革推進本部が設置され、同本部の事務局として行政改革推進本部事務局が設置された。また、外部有識者から構成される行政減量・効率化有識者会議（座長・飯田亮セコム取締役最高顧問）³³⁾が設置された。その後の政府内の検討は、これらを中心に進められることとなった。

まず政府では、手始めとして、政策金融改革のより具体的な制度設計の検討を開始、行政減量・効率化有識者会議における関係省と政策金融機関に対するヒアリング（2006年5月12日、5月16日）³⁴⁾、制

度設計案の討議（6月22日）を経て、6月27日に「政策金融改革に係る制度設計（政策金融改革推進本部決定、行政改革推進本部決定）」を決定した。

本行に関連する主な決定事項は以下のとおりである。

1 基本原則等

制度設計においては、まず、「官から民へ」の観点から、民業補完に徹し、

- ①政策金融として必要な機能に限定し、これを残したうえで、政策金融機関を再編し、政策金融の貸付残高の対GDP比を半減
 - ②民間金融機関も活用した危機対応体制を整備
 - ③効率的な政策金融機関経営を追求する
- との基本原則が明記された。そのうえで新政策金融機関の制度設計の基本的視点として、①国が担う機能としての政策金融の的確な実施、②明確な経営責任に基づく効率的な運営、③透明性の確保と評価・監視、④利用者の利便性の維持・向上、⑤国際金融部門の国際的信用および主体性の確保、の5点が明記された。

2 組織のあり方

(1) 新政策金融機関の法人形態

- ・新政策金融機関の法人形態については、民間企業会計や企業の組織運営による透明性の高い効率的な運営を目指すべく、特別の法律に基づき設立される会社法上の株式会社である特殊会社とすることとされた。
- ・一方で、政策上必要な業務を国が責任を持って実施するため、また、政府信用により資金調達を行い、多額の信用供与を行う機関であることに鑑み、新政策金融機関の予算をこれまでどおり国会の議決対象とするとともに、その株式については、政府が全額保有することが必要とされた。

33) 政策金融改革の制度設計の討議時の構成員は、飯田亮（セコム取締役最高顧問）、朝倉敏夫（読売新聞東京本社常務取締役論説委員長）、逢見直人（日本労働組合総連合会副事務局長）、翁百合（日本総合研究所理事）、小幡純子（上智大学大学院法学研究科教授）、榎谷隆夫（日本公認会計士協会理事）、菊池哲郎（毎日新聞社取締役）、高原慶一郎（ユニ・チャーム代表取締役会長）、富田俊基（中央大学法学部教授）、船田宗男（フジテレビ報道局解説委員主幹）、宮脇淳（北海道大学大学院法学研究科教授）、森貞述（愛知県高浜市長）。

34) 本行からは篠沢総裁と野崎理事が対応。

(2) ガバナンス

- ・毎年度の事業計画を策定・公表するとともに、必要に応じ、国の長期的政策に対応した中期的な事業目標を策定し公表することとされた。
- ・企業会計原則に基づく会計処理を行い、会社法上義務付けられている会計監査人による監査を受け、その結果について適切な情報開示を行うこととされた。
- ・政策の実施に係る責任を明確化するため、政策ごとに勘定を区分することとされた。

(3) 国際金融部門について

- ・国際金融部門については、信用の維持と業務の主体的な活動を可能とするため、国際金融等業務に関する企画、経理、融資等の業務を自ら行うこととされた。また、経理については国内事業部門と区分して管理、部門の責任者は、新政策金融機関を対外的に代表できる役職の者を充てることとされた。
- ・国際金融等業務の遂行にあたっては、国際協力機構（JICA）に承継される円借款業務との適切な連携を図るとともに、海外経済協力会議の方針に沿ったものとする事とされた。
- ・国際事業部門の対外呼称は、信用の維持等の観点を踏まえ、現在の国際協力銀行（JBIC）の名称を使用できるよう、新政策金融機関全体の名称と併せて検討することとされた。
- ・国際金融部門の資金調達にあたっては、JBICがこれまで市場で築いてきた信用力の活用等により、最も効率的な調達が図られるようにすることとされた。
- ・職員の配置および育成等の面で工夫を行うなど、専門性の維持・強化を図ることとされた。

3 業務のあり方

- ・承継される業務は、重要資源の海外における開発および取得の促進、わが国産業の国際競争力の維持・向上、国際金融秩序の混乱への対処の

ためのものに限定することとされた。

- ・また、内外の経済・金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うこととされた。
 - ・さらに、部分保証、証券化、間接融資等の活用促進のため、所要の制度的な手当てを含めた取り組みを進めることとされた。
- ## 4 発足時期
- ・新政策金融機関の発足は、2008年10月とされた。

7 株式会社日本政策金融公庫法案等の策定と国会審議

(1) 株式会社日本政策金融公庫法案等の閣議決定と国会への提出

新政策金融機関に関する法制化の作業に先立ち、政府は2006年10月13日に「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案」を閣議決定、第165回国会に提出した。この法律案は衆参両院による審議を経て、2006年11月8日に可決、同15日に公布施行された。これに伴い、本行の海外経済協力業務を独立行政法人国際協力機構に承継させることが法定された。

新政策金融機関に関して政府は、「政策金融改革に係る制度設計」の決定を受け、2006年夏より、制度設計の内容に沿った法案策定の準備を進めた。

法案策定は、「政策金融改革に係る制度設計」と同様に、行政改革推進本部事務局を中心として行われ、同時に行政減量・効率化有識者会議において審議が行われた³⁵⁾。そして、2007年2月27日に、「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案³⁶⁾」が閣議決定され、これら法案は第166

35) 「行政減量・効率化有識者会議」においては、2006年9月20日、11月7日、12月22日、2007年1月30日及び2月7日に審議が行われた。

36) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い整備を要する法律が多数であったことから別法となったもの。

回国会に提出された。

(2) 衆議院における審議

国会では、まず衆議院において審議が行われた。

2007年3月29日の本会議において、行政改革担当の渡辺喜美国務大臣による趣旨説明とそれに対する質疑が行われ、その後、法案は内閣委員会に付託された。

内閣委員会においては、付託当日にあたる3月29日に渡辺国務大臣から提案理由説明がなされて審議がスタート。その後は以下のとおり委員会での審議が行われた。

- ・ 4月4日 内閣委員会での質疑
- ・ 4月10日 経済産業委員会と内閣委員会の連合審査会での質疑
- ・ 4月11日 内閣委員会での参考人質疑³⁷⁾ 及び質疑
- ・ 4月18日 財務金融委員会と内閣委員会の連合審査会での質疑及び内閣委員会での質疑
- ・ 4月24日 内閣委員会での質疑・討論・採決により賛成多数にて可決

なお、内閣委員会での採決を受けて、附帯決議が付された³⁸⁾。

そして、2007年4月26日に衆議院本会議にて可決され、参議院に送付された。

(3) 参議院における審議

衆議院から法案の送付を受けた参議院では、2007年4月27日の本会議において、渡辺国務大臣による趣旨説明とそれに対する質疑が行われ、その後、法案は内閣委員会に付託された。

内閣委員会においては、5月8日に渡辺国務大臣から提案理由説明がなされて審議がスタート。その後は以下のとおり委員会での審議が行われた。

- ・ 5月10日 内閣委員会での質疑
- ・ 5月15日 内閣委員会での参考人質疑³⁹⁾
- ・ 5月17日 財政金融委員会と内閣委員会の連合審査会での質疑及び内閣委員会での質疑・採決。賛成多数にて可決。

なお、内閣委員会での採決を受けて、附帯決議が付された⁴⁰⁾。

そして、2007年5月18日に参議院本会議にて可決され法案は成立。その後、2007年5月25日法律第57号として公布された。

8 株式会社日本政策金融公庫法の概要

(1) 株式会社日本政策金融公庫法の概要 (業務関連以外)

1 目的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能を踏まえた新機関の目的規定に加

37) 衆議院内閣委員会における参考人は、翁百合(日本総合研究所理事)、中里幸聖(大和総研経営戦略研究所主任研究員)、佐伯昭雄(全国中小企業団体中央会会長)、桜田照雄(阪南大学流通学部教授)。

38) 本行に関連する主な附帯決議事項は以下のとおりである。

・新公庫において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を、引き続き適切に果たすため、目的遂行のために信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう体制を整備すること。また、新公庫は、わが国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

39) 参議院内閣委員会における参考人は、根本忠宣(中央大学商学部教授)、清家孝(全国商工会連合会会長)、北村龍行(毎日新聞論説委員)、木村福成(慶應義塾大学経済学部教授)。

40) 本行に関連する主な附帯決議事項は以下のとおりである。

・新公庫においては、国際協力銀行が果たしてきた資源・省エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、政府開発援助の円借款等との有機的な連携を図りつつ、国際協力銀行部門の対外的信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制の下で可能となるよう、適切な人材の確保を含めた体制の整備に努めるとともに、国内部門の勘定と収支相償原則に基づく国際部門の勘定とを明確に区分すること。また、新公庫は、わが国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

え、民業補完の趣旨が第一条に規定された⁴¹⁾。

2 組織・会計経理等

(1) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、公庫の株式を政府が、常時全額保有する旨の規定が置かれた。

(2) 勘定区分等

政策目的ごとに講じられる出資金等の財政上の措置が他用途へ利用されることを防止し、各政策目的単位での経営責任を明確化し、国際部門の信用力の維持を図る観点から、主要施策ごとに勘定区分を行うこととされた。また、政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、収入支出予算についても業務に応じた区分を行うこととされた。

本行業務については、ほかの勘定と区分して国際業務勘定を設けることとされた。また、国際業務部門を置き、部門の名称として、「国際協力銀行」という名称を用いることができる旨が規定された⁴²⁾。

(3) 新機関の信用維持、資金調達の手軽化

新機関の信用維持、資金調達の円滑化等の観点から、新機関の発行する債券について政府保証を付与できる旨の規定や政府による新機関への資金の貸付けができる旨の規定が置かれた。また、新機関の解散、合併、分割等につき、「別に法律で定める」旨が規定され、新機関の解散等の意思決定についての国の責任が明確化された。

(4) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実

施、定款の変更認可等の国の監督の規定が置かれた。

なお、公庫は設立法に特段の規定を置かない限りは、会社法の規定が適用され、企業会計原則、会計監査人の監査等の対象となるため、これらに関する規定は置かれていない。

(2) 株式会社日本政策金融公庫法成立に伴う業務関連規定の見直しの基本的な考え方

統合対象各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における業務限定を反映し、新機関の業務が規定された。その結果、本行業務は、①資源の開発・取得の促進、②国際競争力の維持・向上、③国際金融秩序の混乱への対処の3つの業務に限定された。また、利用者に対する情報提供を行うことが業務として規定された。

さらに、民業補完の一層の徹底、政策金融の直接貸付残高の縮減を狙いとした、保証、クレジット・デフォルト・スワップや証券化を活用した業務メニューの拡充が行われた。

(3) 業務関連規定の見直し(その1・特殊法人等整理合理化計画を踏まえた見直し)

まず、2001年の特殊法人等整理合理化計画における決定事項のうち、法律上業務見直しに反映すべきものが反映された。

1 輸出金融

先進国関係の業務が廃止された。ただし、マッチングについては例外的に行える旨の規定が置かれた。また、わが国の法人等に対するもの(サブライヤーズ・クレジット)が廃止された。ただし、

41) 公庫発足時点の目的規定は以下のとおりとなった。

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

42) 銀行法第6条第2項においては、「銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない」と規定されていることから、法的手当てなしに「国際協力銀行」名称を使用することは、同項に抵触する恐れがあること、及び本行が活動している諸外国の中には、ある名称を公式名称として使用するためには、その使用名称が母国法上一定の根拠を有する必要があるとしている国も存在していることから、「国際協力銀行」の使用を可能とする旨の規定を法律に定めることが必要とされた。

国際金融秩序の混乱に際し、主務大臣が定めた場合には、例外的に行うことができることとされた。

2 輸入金融

資源関係以外の輸入金融が原則廃止され、必要な場合も保証を活用することとされた。

3 投資金融

一般投資金融のうち、先進国関係の業務が廃止された。ただし、国際競争力の維持または向上に関する国の施策推進を図るため必要と認められた際は、政令の定めるところにより、例外的に行うことができることとされた。また、一般投資金融のうち国内企業向け融資については、中堅・中小企業向けを除き廃止することとされた。

4 リファイナンス

廃止された。

(4) 業務関連規定の見直し(その2・保証対象の追加等)

行政改革推進法や政策金融改革に係る制度設計においては、一般の金融機関が行う金融を補完するため、部分保証、証券化、間接融資等の活用促進を図ることとされていた。

これを受け、民間金融機関による融資やわが国企業等の資本市場からの資金調達を促進する等の観点から、保証対象の追加等を行ううえで必要な規定が置かれた。

1 銀行等(わが国の金融機関)以外の者(外国金融機関、外国政府機関など)を被保証人とする保証が可能とされた。

大型の国際プロジェクトにおいて、わが国を含む複数国の金融機関、政府機関等から資金調達を行う際には、相手国のカントリーリスクが課題となるが多かった。こうした中、本行の保証を受けられない外国の金融機関等がカントリーリスクゆえに貸付けを断念せざるをえない場合があった。このような場合に、本行が、外国金融機関、外国政府機関などを被保証人とする保証を行うことを可能にすることで、本行の直接貸付けに代え、

外国金融機関、外国政府機関などへの保証を通じた支援を行うことが可能となった。

2 公社債等に対する保証が可能となった。

海外で事業を行う日系企業等が、事業などに必要な資金を、貸付けではなく、証券市場で調達する際に、これを本行のリスク補完の下で後押してできるよう、公社債等に対する保証が可能となった。

3 クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)契約を活用した対応が可能となった。

以下の効果を期待し、本行がCDS契約を行うことができるようになった。

- ・民間金融機関による、途上国をはじめとする日系企業等への与信能力を拡大するために、本行がCDS契約に基づき、民間金融機関の貸付けに係るリスクを引き受ける。
- ・自身のリスク管理のために、自ら引き受けたりリスクを他者に移転するためのCDS契約を行う。

(5) 業務関連規定の見直し(その3・証券化手法の拡充)

保証対象の追加等と同様に、国際金融分野における民間金融機関による融資やわが国企業等の資本市場からの資金調達を促進する等の観点から、証券化手法の拡充(対象債権の拡充、公社債等の取得)を行ううえで必要な規定が置かれた。

1 債権の譲り受け・証券化の促進

民間金融機関の日系企業向けの与信能力拡大、日系企業向け資金の資本市場における資金調達を促進することを狙いとして、本行が、わが国の銀行等による協調融資でない日系企業向けの貸付債権を譲り受け、証券化を行うことが可能となった。

2 保証機能拡充による証券化の促進

日系企業向け貸付債権や日系企業が発行する公社債等の証券化を促進する観点から、以下の保証機能が追加された。

- ・証券化を行う際に、本行が担保対象の貸付債権もしくは公社債等(国内の金融機関が発行する公社債等を除く)に対して保証を行う。

- ・日系企業向け貸付債権や日系企業が発行した公社債等を担保とする資産担保証券に対して、本行が保証を行う。

3 資産担保証券の取得

日系企業向け貸付債権や日系企業が発行した公社債等を担保とする資産担保証券について、本行の保証のみでは消化が困難である場合に、本行自身が資産担保証券を取得し、証券化を支援できることとなった。

4 本行側の取り組み

このように、新たに法定された株式会社日本政策金融公庫法の成立に伴い、本行は、2008年10月の株式会社日本政策金融公庫の国際部門への組織移行後、従来の枠組みでは取り組むことのできなかった証券化等の業務に取り組むこととなった。こうした中で本行は、保証機能拡充や証券化ビジネスの促進に必要な業務の円滑な遂行、その活用等について検討を行う専門部署として、2007年8月にプロダクツ金融室を設立した。

このプロダクツ金融室は、その後、ファンド等の出資業務も併せて担当することとなり、2008年7月にはインベストメントバンキング部に改組された。

9 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく駐留軍再編業務の追加

(1) アジア太平洋地域の情勢変化を踏まえた在日米軍再編へ向けた動き

日米両国政府は、2000年代初頭より、両国間の防衛協力に関し、冷戦後のアジア太平洋地域の情勢、2001年に起きた同時多発テロ事件や大量破壊兵器の拡散など安全保障環境の変化を踏まえ、協議を強化してきた。

そして、日米安全保障協議委員会（「2 + 2」⁴³⁾

は、2006年5月に、兵力態勢の再編に関し、「再編実施のための日米のロードマップ」を取りまとめた。そして、このロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案が策定されることとなった。

(2) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の位置づけ

「再編実施のための日米のロードマップ」の中では、とくに沖縄における再編として、①普天間飛行場代替施設建設、②海兵隊の兵力削減及びグアムへの移転、③土地の返還と施設の共同使用が挙げられていた。

このうち、「②海兵隊の兵力削減及びグアムへの移転」に関しては、以下の点が確認されていた。

- ・約8,000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9,000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転。
- ・第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設およびインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設およびインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。

このうちグアムにおける施設およびインフラ整備は、民活方式にて行われる計画であったところ、この長期にわたる民活事業を適切かつ安定的に行うため、日本政府として、この分野に専門的な知見・経験を有する本行を活用することとなった。

こうした本行の業務の特例等を規定した「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」は、2007年2月9日に閣議決定され、第166回国会に提

43) 米国からは、ライス國務長官及びラムズフェルド国防長官、日本からは、麻生太郎外務大臣及び額賀福志郎防衛庁（現防衛省）長官が出席。

出された。

(3) 法案審議の過程

同法案は、2007年3月23日の衆議院本会議において、久間章生防衛大臣により趣旨説明が行われた後、安全保障委員会での審議を経て、4月13日に衆議院本会議で可決された。

参議院でも、4月25日の本会議において久間大臣により趣旨説明が行われた後、外交防衛委員会での審議を経て、5月23日に参議院本会議にて可決され成立、5月30日に法律第67号として公布・施行された。

なお、参議院委員会採決にあたり、本行による出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと等を記した附帯決議が付された。

(4) 本行関連法規定の概要

1 本行の業務の特例

国際協力銀行法の目的規定や業務規定にかかわらず、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第一条⁴⁴⁾に規定する目的を達成するために、出融資保証等の業務（駐留軍再編促進金融業務）を行うことができる旨が規定された。

また、本行が無利子貸付けを行う際には、政府からの無利子貸付けを受けた金額を、また、出資を行う際には、政府から出資を受けた金額をそれぞれ超えて行ってはならない旨の規定が置かれた。

2 区分経理、監督等

駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設けて整理する

ことが規定された。

また、駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣が監督することが規定された。

(5) 駐留軍再編促進金融業務への対応

2010年度に一般会計より4億3,000万円程の予算が承認され、2010年4月1日に駐留軍再編促進金融部が設置された。

しかし、2012年4月27日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）の共同発表において、日米両政府が日本政府の財政的コミットメントが、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第1条に規定された直接的な資金提供のみとなり、本行の資金を含むほかの形態での財政支援は利用しないことが日本政府から確認されたことから、本行は、2012年9月30日付で、駐留軍再編促進金融業務を廃止、同年11月30日と同勘定も廃止した。

同勘定ではプロジェクト実施に向けた検討作業を行っていたものの、結局、資金の貸付け業務は行われず、同勘定の残余財産2億905万余円を2012年11月30日に国庫に納付している。

10 株式会社日本政策金融公庫の設立

(1) 政府での政策金融改革ワーキングチームの設置

政府は、株式会社日本政策金融公庫法の成立を受け、2007年5月31日に行政減量・効率化有識者会

44) 目的規定は次のとおりである。

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

議を開き、政策金融改革の関連法案の審議状況の報告を行った。

そのうえで、新公庫の業務の不断の見直しや統合に係るプロセス等を評価・検証すること等を目的とした「政策金融改革ワーキングチーム」を、行政減量・効率化有識者会議（座長・茂木友三郎キッコーマン代表取締役会長CEO）の下に設置することを了承した。

政策金融改革ワーキングチームは、以後、新公庫の設立までに7回にわたり開催され、業務の見直しや統合作業に係る検証等が行われた⁴⁵⁾。

(2) 機関の側での組織移行準備

株式会社日本政策金融公庫法の成立を受け、統合対象機関である本行と国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫の間でも、新体制への組織移行の作業が進められた。

統合4機関の総裁は総裁会議⁴⁶⁾を設置、定期的な会合を開催し、各機関トップのリーダーシップの下で統合作業が取り進められた。

本行内では、組織移行のために設置された移行準備室（国際金融等業務）と各関係部室が、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫の関係部室とともに新機関への統合準備作業を進めた。また、本行内では、国際協力機構との統合を予定している海外経済協力業務担当との分離作業も並行して進められた⁴⁷⁾。

(3) 株式会社日本政策金融公庫の設立

株式会社日本政策金融公庫法に基づく設立手続きとして4回にわたり設立委員会⁴⁸⁾が開催された。そして、2008年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫は設立された。そして、国際協力銀行は、日本政策金融公庫の中で、国際協力銀行業務を担当する専任の部門として新たなスタートを切った。

45) 政策金融改革ワーキングチームの委員（発足時）は、次のとおり。翁百合（主査・日本総合研究所理事）、榎谷隆夫（日本公認会計士協会常務理事）、多胡秀人（アビームコンサルティング顧問）、富田俊基（中央大学法学部教授）、深尾光洋（慶應義塾大学商学部教授）、松田千恵子（ブーズ・アンド・カンパニー ヴァイス・プレジデント）、宮脇淳（北海道大学大学院法学研究科教授）、内田和人（専門委員・三菱東京UFJ銀行企画部経済調査室長）。

46) 総裁会議のメンバーは、薄井信明（国民生活金融公庫総裁）、安居祥策（中小企業金融公庫総裁）、高木勇樹（農林漁業金融公庫総裁）、田波耕治（本行総裁）。

47) 分離にあたっては、本行海外経済協力業務に係る権利及び義務等が、独立行政法人国際協力機構に承継され、残りのうち、新公庫が業務を確実に実施するために必要な資産が新公庫に承継された。なお、職員との雇用契約は、新公庫、新JICAいずれか、職員本人が希望する先へ承継された。

48) 設立委員は、岡村正（日本商工会議所会頭）、御手洗富士夫（委員長・日本経済団体連合会会長）、宮田勇（全国農業協同組合中央会会長）、茂木友三郎（行政減量・効率化有識者会議座長）、安居祥策（中小企業金融公庫総裁、株式会社日本政策金融公庫の長就任予定者）、吉野直行（委員長代理・慶應義塾大学経済学部教授）、江利川毅（厚生労働事務次官）、梶田信一郎（内閣法制次長）、北畑隆生（2008年7月より望月晴文、ともに経済産業事務次官）、白須敏朗（農林水産事務次官）、津田廣喜（2008年7月より杉本和行、ともに財務事務次官）。

業務機能強化

1 民業補完等の観点からの保証機能の拡充

(1) アジア債券市場育成イニシアティブの下での債券保証の推進

日本の提案に基づいて、2003年8月に、ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議で合意された「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）」の下、本行も主要な役割を果たすこととなり、本行は、韓国の中小企業が発行する社債を担保とする債券担保証券への保証や、現地日系企業の発行する現地通貨建て債券への保証の供与などに取り組んだ。

(2) 製品輸入保証制度の新設

従来、日本の航空会社による航空機の輸入に必要な長期資金については、融資による支援を行ってきたが、2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、輸入金融については、資源関係以外の業務を廃止し、航空機輸入等真に必要なものについては、保証制度を活用することが決定された。

この決定を踏まえ、航空機等の輸入にあたり、従来の融資に代え、民間金融機関の融資に対する債務保証を行うことで輸入の支援を行う製品輸入保証制度を2002年度に創設した。

(3) パフォーマンス・ボンド保証

EPC契約をはじめとする各種商取引においては、取引相手の確実な契約履行を保証するためにパフォーマンス・ボンド（契約履行保証）として、優良な銀行の保証状を差し入れることが広く行われて

いる。しかしながら、不良債権問題等に伴う信用格付けの低下により、外国の取引先等に日本の金融機関の保証が受け入れられないケースが発生していた。

これに対応するため、本行が保証を供与することに伴う信用力補完により、日本企業の取引先である日本の金融機関の発行するパフォーマンス・ボンド等が外国の取引先等に受け入れられるようにするための、パフォーマンス・ボンド保証を2002年度から導入・運用した。

なお、このパフォーマンス・ボンド保証は、当初は輸出案件を対象としていたが、2002年10月のいわゆる総合デフレ対策に基づき、投資・輸入案件にその対象を拡大した。

2 支援手法の多様化へ向けた取り組み

(1) 調査業務（輸出案件を対象とする案件発掘・形成調査業務）の導入

本行が発足した1999年度においては、日本のプラント輸出額がピークであった1996年度と比較して落ち込みを見せる中、日本のプラント業界の国際的競争力の本格的回復のための取り組みが必要とされていた。

個別プロジェクトの初期段階においてフィージビリティスタディ等を実施し、実施主体に対して企画・提案を行っていくことは、潜在的な優良案件を発掘するための方策として有効であり、こうした取り組みを進めることで日本企業の受注拡大のチャンスに結び付くことが期待されていた。しかしながら、フィージビリティスタディ等の実施は企業にとって先行開発コストとして多大な負担を伴うことがネックと認識されていた。

こうした中、国際協力銀行法において、国際金融等業務の一つとして「出融資・保証業務に関連して必要な調査を行うこと（調査業務）」が新たに定められたことを受け、本行発足時である1999年10月

に、調査業務の一環として、上記のフィージビリティスタディ等を行う「案件発掘・形成調査業務」を制度として設け、運用を開始した。

(2) 調査業務（輸入・投資案件を対象とする 輸入・投資事業化等促進調査）の導入

潜在的な輸出商談を対象とする「案件発掘・形成調査業務」に加え、2005年度には、日本企業の資源確保や事業への参画につながる案件の事業化を促進することを目的に「輸入・投資事業化等促進調査」を新たに導入、運用を開始した。

3 地球温暖化防止への取り組み

(1) 京都メカニズム担当審議役の設置

深刻な環境問題である地球温暖化防止、温室効果ガス削減に向けて採択された「京都議定書」の発効を受け、日本政府は、2005年4月28日に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定、その中で、日本の削減目標の達成へ向け、「京都メカニズム」を活用する方針が掲げられた⁴⁹⁾。

本行は、こうした政府の動きに先立ち、2003年6月に京都メカニズム担当審議役を設置、市場原理を活用した「京都メカニズム」を活用し、日本の排出目標の達成に加え、開発途上国の持続可能な発展や地球温暖化防止への貢献に向けた取り組みを強化することとした。

(2) 排出権取引への貢献

本行は2003年12月に、国際的な民間企業団体で

ある「国際排出量取引協会（IETA）」と業務協力協定を締結、両者の情報・意見交換を通じ、最新情報の入手や具体的な排出量削減案件の支援へつなげていくこととした。

2004年12月に本行は、日本の電力・ガス事業者、製造業者、商社等とともに日本温暖化ガス削減基金（Japan GHG Reduction Fund：JGRF）を設立、これに先立つ同年11月にJGRFの大口出資者により日本カーボンファイナンス（JCF）を設立した。

JGRFは、JCFが購入した途上国等で行われる温暖化ガスの排出削減プロジェクトから生じる排出権をクレジットの形で購入し、出資者に配分することを目的としていた。こうした取り組みにより、日本企業が途上国等の持続的発展に資するプロジェクトの支援を行いつつ、日本としての温暖化ガスの排出削減に貢献することが可能となった。

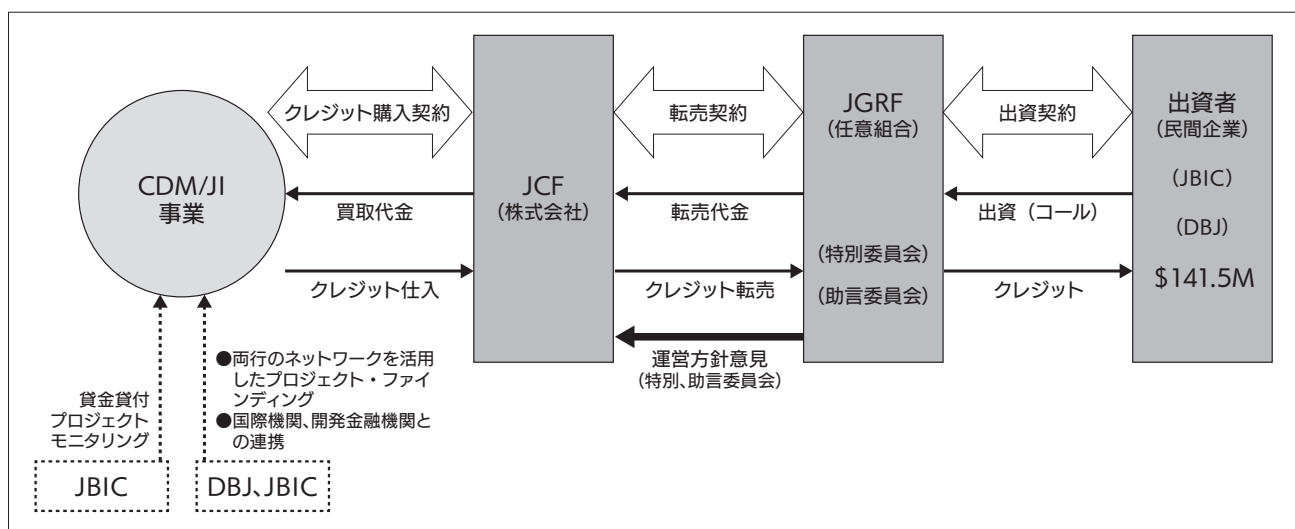
なお、この取り組みの下、本行は資金面の支援のみならず、途上国の温暖化ガスの削減に資する事業が有する、①カントリーリスクなど海外で事業が行われることに伴うリスク、②経験の蓄積されていない新しい制度であることに伴う不確実性への対応リスク等への対応を、海外プロジェクトへの融資機能、海外ネットワーク及び海外プロジェクトを通じたホスト国との密接な関係等を活かしつつ講じるという役割を果たした⁵⁰⁾。

さらに、2007年11月に、ウェブサイト「排出権取引プラットフォーム」を財団法人海外投融資情報財団（JOI）とともに開設。まずは、国連の発効済みの排出権情報（セカンダリー情報）等を掲載。その後2008年4月からは、日本国内で流通する国連CDM理事会発行済み京都クレジットの価格に関する価格指標「日経・JBIC排出量取引参考気配（Nik-

49) 京都メカニズムとは、温室効果ガスの排出を抑制するため、国外で実施した削減効果を自国の削減数値目標に加算し、排出権の国際取引ができるようにした制度。具体的には、「クリーン開発メカニズム」（Clean Development Mechanism：CDM）、「共同実施」（Joint Implementation：JI）、「排出量取引」（Emission Trading：ET）の3つの手法がある。このうち、CDMは、先進国と開発途上国が共同で排出削減プロジェクトを実施し、その削減分を投資国（先進国）が自国の数値目標達成に利用できる制度。JIとは、先進国同士が共同で排出削減プロジェクトを実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度である。

50) なお、福島第一原子力発電所の事故後、日本が京都議定書の削減目標から離脱、排出枠の需要が大幅に減少し、その役割を終えたことから、2014年にJGRF及びJCFは解散された。

図表 1-12 スキーム図



(出典) 日本政策投資銀行News Release 「日本温暖化ガス削減基金及び日本カーボンファイナンス(株)の設立」(2004年12月1日)

kei-JBIC Carbon Quotation Index)」、11月からは同理事会発行前の京都クレジット案件（プライマリー情報）についての公表も行った。

(3) 国内外でのネットワークの構築と情報発信

2004年以来、本行は、諸外国の関連機関と京都メカニズムに関連した業務協力協定の締結等を進め、これら機関との連携を図ることに努めた。

図表 1-13 業務協力協定等

締結年月	締結・合意先	締結年月	締結・合意先
2004年4月	メキシコ国家委員会	2006年7月	マレーシア商業銀行、JCF
2004年7月	中米経済統合銀行	2006年10月	スリランカ環境省
2004年11月	チリ国家環境委員会・チリ外務省、チリ工業連盟	2006年10月	エルサルバドル環境・天然資源省
2004年12月	世界銀行	2006年10月	中国能源研究所、中国節能協会節能服務産業委員会
2004年12月	ブルガリア共和国政府	2006年11月	フィリピン輸出入銀行、JCF
2005年3月	モロッコ国土整備・水利・環境省	2006年11月	インドネシア輸出銀行、JCF
2005年3月	ベトナム天然資源環境省	2006年11月	シンガポール持続可能エネルギー協会SEAS
2005年3月	ルーマニア環境・水利省	2007年2月	フィリピン環境天然資源省、JCF
2005年4月	アンデス開発公社	2007年4月	中国電力企業連合会、財団法人石炭エネルギーセンター(JCOAL)
2005年4月	コロンビア環境省	2007年5月	IDEA carbon、海外投融資情報財団(JOI)
2005年5月	ブラジル科学技術省	2007年5月	フィリピンLand Bank of the Philippines、JCF
2005年7月	中東欧環境センター	2007年6月	パナマ共和国環境庁
2005年9月	ペルー国家環境審議会、ペルー国家環境基金	2007年9月	タイ電力公社、JCF
2005年11月	パラグアイ環境庁	2007年9月	中国電力企業連合会、JCOAL
2006年3月	インド商業銀行	2007年9月	中国輸出入銀行、みずほコーポレート銀行
2006年6月	インドネシア環境省	2007年10月	中国国家環境保護総局(SEPA)
2006年6月	タイ商業銀行、日本カーボンファイナンス(JCF)		

(出典) 本行作成

また、2008年2月には、温暖化対策に積極的な取り組みを進めていた東京都との間で、気候変動対策に関する相互協力についての覚書を締結した。

一方、2005年には、欧州で排出権取引が本格的に開始されたことを受けて、「CO₂キャラバン2005年欧州」を開催、欧州諸国の主要都市で欧州企業の排出権ビジネスの事例を日本企業に紹介する取り組みを行った。また、2006年10月には、世界銀行、アジア開発銀行及び中国政府等と共同で、世界最大のCARBON EXPOを開催するなど、多方面で、ほかの機関等と連携しつつ京都メカニズムによるビジネス等の情報発信に努めた。

4 環境ガイドライン

(1) 新環境ガイドラインの制定

本行は、プロジェクト実施主体による環境社会配慮が適切に行われているかを審査・チェックするための指針として、輸銀と基金が定め、国際金融等業務、海外経済協力業務それぞれに引き継がれた環境ガイドラインを有していた。しかしながら、1999年3月に国際協力銀行法案が衆議院で可決された際、環境配慮に関する「統一ガイドライン」を策定すべきと附帯決議されたことを踏まえ、両業務のガイドラインを統合した新環境ガイドラインの策定作業を開始した。

策定にあたっては、透明性の高いプロセスを確保するため、パブリックコメントを募集するとともに、6回に及ぶパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催、NGO、企業、関係省庁をはじめとするさまざまな立場の者から意見を求めた。

こうした過程を経たうえで本行は、2002年4月に、両業務のガイドラインをより拡充した統一ガイドラインとして、「環境社会配慮確認のための国際

協力銀行ガイドライン」を制定、同ガイドラインは2003年10月1日より施行された。

新しいガイドラインでは、本行が確認すべき内容に、環境面にとどまらず、住民移転、先住民族・女性への配慮等が含まれた。また、融資前に環境社会配慮を確認するため、対象プロジェクトを3つのカテゴリーに分類（スクリーニング）したうえで環境レビューを行い、融資後には環境社会配慮の適切な実行を確認するため、プロジェクトの種類に応じて一定期間、モニタリング状況の確認を行うことが定められた。

さらに、このガイドラインの特徴として、本行がスクリーニング情報や環境レビューの結果を公開することが定められた。

また、事業者に対しては、プロジェクトの計画段階から現地住民等、ステークホルダーの参加を求めるとともに、環境アセスメント報告書（環境影響評価報告書）の現地公開も義務付けることとなった。

(2) 異議申立手続要綱及び環境ガイドライン担当審査役設置要領の制定・公表

新環境ガイドラインの策定に続き、本行は、ガイドラインの不順守に関する異議申し立ての手続きの策定を行った。策定にあたっては、ガイドライン本体の際と同様に、2002年6月より学識経験者、産業界、NGO等の参加を得て、13回のパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催。さらに、2003年2月にはパブリックコメントの募集や、開発途上国に対するヒアリングも実施、これらのプロセスを通じて得られた意見を踏まえ、本行は、2003年5月に、異議申立手続要綱及び環境ガイドライン担当審査役設置要領を制定・公表した。そして、異議申し立ての実務を担当する環境ガイドライン担当審査役2名を、公募により外部有識者から選考のうえ⁵¹⁾、2003年10月1日の環境ガイドラインの全面施行に合わせ、異議申立制度の運用を開始した。

51) 初代環境ガイドライン担当審査役として、安念潤司（中央大学法科大学院教授）及び松下和夫（京都大学大学院地球環境学学術教授）の2名が配置された。

(3) 環境社会配慮に関する民間金融機関等との協力関係の強化

本行は、民間金融機関において環境社会配慮への取り組みの必要性に対する認識が高まってきたことを踏まえ、2003年度以降、主要民間金融機関との間で、順次、「環境審査にかかる協定書」を締結した。本行はこの協定書に基づき、本行と民間金融機関が協調して融資を行うプロジェクトに関して、本行がプロジェクト審査の際に実施した環境審査情報やノウハウを民間金融機関に提供、民間金融機関が、本行の知見を活用しつつ環境リスクの判断を行えるようにすることで、民間銀行の環境社会配慮への取り組みを支援した。

2005年6月には、日本貿易保険との間で、「輸出金融対象案件における環境審査に係る日本貿易保険に対する協力に関する協定書」を締結、本行と日本貿易保険が双方で別々に行っていた環境審査の受付窓口を一本化し、本行が日本貿易保険に対して環境審査に関する協力を行うことで、輸出金融に必要な手続きの軽減化を図った。

5 ガバナンス体制の強化

(1) コンプライアンス体制の整備

本行は、コンプライアンスに関する社会の意識が高まる中、国際的な業務を行う政策金融機関として、社会的・国際的に求められる業務の価値の実現に努める責任を認識し、明確な行動理念、高い規範意識を通じてその価値を高めていく観点から、単なる法令順守にとどまらず、社会通念や国際社会からの期待をも対象として包含する「コンプライアンス」を重要課題の一つと位置づけ、取り組むこととした。

具体的には、2001年度に、役員及び関係部長からなる「コンプライアンス委員会」を設置、有効なコンプライアンス体制整備のための検討を行うこととした。

また、同年、本行のコンプライアンス・ポリシー（基本方針）及び順守すべき法令、ルール、社会的要請等を整理・体系化した「コンプライアンス・マニュアル」を策定した。

さらに、コンプライアンス委員会ではコンプライアンス・プログラムを決定、同プログラムに基づいて役職員の研修を通じた意識醸成の取り組みなどを進めた。

(2) 個人情報保護への対応

2003年5月に、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が可決成立する中、本行は、個人情報の適切な管理のための「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を策定、公表した。

また、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」への対応として、全役職員向けに個人情報保護研修を実施するなど、個人情報の保護のための取り組みを実施した。

(3) リスク管理体制の整備

本行は、内部リスク管理体制の整備の一環として、リスク管理をコンプライアンスと併せて組織的に対応すべき経営課題として位置づけ、2002年4月に、従来複数部署に分かれていた各種リスク管理の一元化を図るため、総務部内に「統合リスク管理課」を設置している。そして、統合リスク管理課を中心に各種リスクごとに専担部署が連携しながらリスク管理に取り組む体制を整えた。

各種リスクのうち信用リスクに関しては、2000年度に資産自己査定制度、2001年度には行内信用格付制度をそれぞれ導入した。本行は金融庁の金融検査マニュアルの適用の対象ではないが、同マニュアルに沿って、資産自己査定を行い、その結果は、本行における与信状況の不断の見直し等のために内部で活用されたほか、銀行法施行基準のリスク管理債権残高の開示や金融再生法基準の開示債権の開示にも活用された。

さらに、本行独自の信用リスク計量化モデルを開

発、モデルの初期開発完了と有効性の検証が実施され、その後、実用化へ向けた検討が進められた。

また市場リスクについては、ALM委員会が設立され、市場動向のフォロー、資金調達等のオペレーションを、経営陣をトップとし、関係部室の参加を得たALM委員会が、資産負債管理の観点からの審議を行ったうえで実施する体制が確立された。

(4) 情報セキュリティ対策の推進

本行は、政府の施策に応じ、情報セキュリティ対策に注力、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した情報システムへの不正アクセスへの対応などを定めた「情報セキュリティポリシー」を策定した。そして、関係部室長で構成される「情報セキュリティ委員会」を設置、情報セキュリティの継続的な確保に努めた。

6 業務運営評価制度の導入等

(1) 業務運営評価制度の導入

本行は、2002年に、自ら業務運営の方向性・目標を定め、その達成状況を評価する「業務運営評価制度」を導入した。

この評価制度は、類似業務を行う欧米諸国の公的金融機関や国際金融機関の先進的な評価制度を参考にしつつ、外部有識者委員会⁵²⁾(座長・宮川公男一橋大学名誉教授)による助言、2001年9月及び2002年2月の2度にわたるパブリックコメントを踏まえ、取りまとめられた。

評価制度の枠組みは、以下のとおりとなった。

①国際協力銀行法に基づく「使命」の下での業務

運営の方針を「業務方針」として策定。また、公的業務を行う法人として、説明責任の徹底等、「どのように活動するか」を明確にした「活動指針」を策定。

②「業務方針」に沿った業務の着実な実施と業務運営の透明性確保のため、課題・目標・指標を示した「業務戦略」を作成。

③「業務戦略」を各年度の活動として具体化するため「年間事業計画」を作成。

④「年間事業計画」の定期的・継続的な評価・モニタリングを通じた業務改善の推進と、必要に応じ「業務戦略」自体の再検討を実施。

このように、自ら目標を設定し、目標達成に向け業務を行い、その結果を評価する「企画立案(Plan)」－「実施(Do)」－「評価(See)」のサイクル(PDSサイクル)を通じて、業務の改善や目標の見直し等を行うこととなった。

また、制度の運用にあたっては外部有識者委員会⁵³⁾を設置し、第三者の意見を受けることで評価結果の質を高め、客観性を確保することとした。

なお、この評価制度は、「特殊法人等整理合理化計画」における指摘や、「行政機関が行う政策の評価に関する法律(2002年4月)」に基づく、中央省庁の政策評価の実施を踏まえた取り組みでもあった。

(2) 業務運営評価制度の運用開始

業務運営評価制度の開始にあたり、2002年3月に使命、業務方針及び業務戦略が策定され、2002年度より制度の運用が開始された。

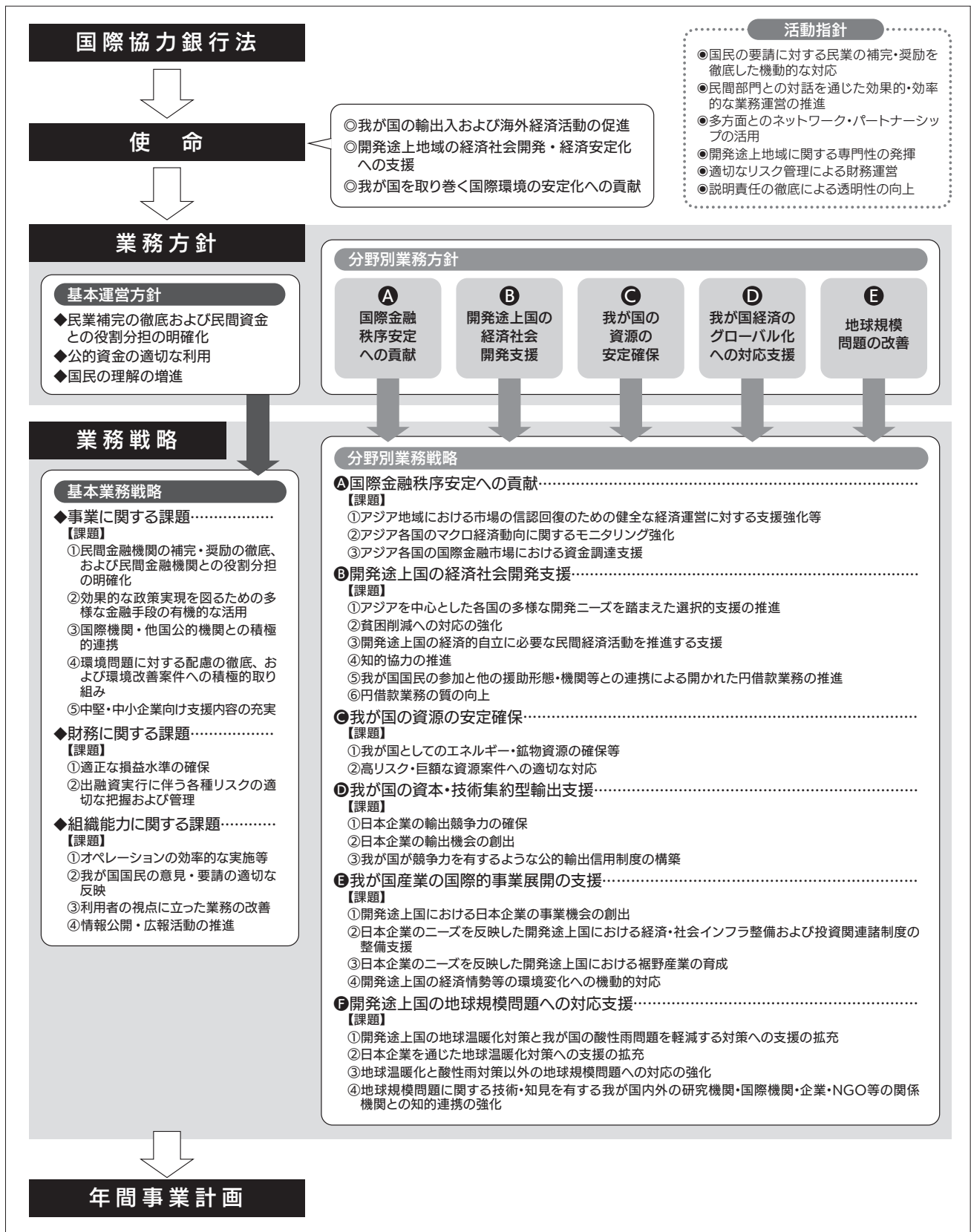
(3) 国際協力銀行評議員会の設置

2005年4月に、業務運営についての意見を聴取

52) 委員は、宮川公男(座長・一橋大学名誉教授)、上山信一(米国ジョージタウン大学政策大学院教授)、大住莊四郎(新潟大学経済学部教授・同大学大学院現代社会文化研究科教授)、大野克人(興銀第一フィナンシャルテクノロジー〈現みずほ第一フィナンシャルテクノロジー〉代表取締役社長)、城山英明(東京大学大学院法学政治研究科助教授)、高木勇三(日本公認会計士協会常務理事・中央青山監査法人理事)、牟田博光(東京工業大学大学院社会理工学研究科教授)。

53) 制度運用当初の外部有識者委員会の委員は、高木勇三(座長・日本公認会計士協会常務理事)、大住莊四郎(関東学院大学経済学部教授)、岡部直明(日本経済新聞社上席執行役員論説主幹)、角田博(日本経済団体連合会参与)、城山英明(東京大学大学院法学政治研究科助教授)。

図表 1-14 イメージ図 業務運営評価制度の枠組み



(出典) 本行作成

することを目的として、国際協力銀行評議員会を、従来設けていた参与会を改める形で設置した。

【評議員会の概要】

- ・評議員 国際金融、貿易保険、開発援助等について学識経験のある者の中から総裁が任命。
- ・定員 10名以内
- ・任期 2年（再任可）
- ・開催時期 年2回程度
- ・公表 議事の概要についてホームページに公表

【評議員（設置時）】

今井 敬	新日本製鐵名誉会長
貝塚啓明	中央大学研究開発機構教授
行天豊雄	国際通貨研究所理事長
小島 明	日本経済研究センター会長
斉藤邦彦	FEC国際親善協会理事長
佐々木幹夫	三菱商事取締役会長
鳶 信彦	ジャーナリスト
畠山 襄	国際経済交流財団会長
三木繁光	東京三菱銀行取締役会長
弓削昭子	国連開発計画駐日代表

7 広報活動・知的支援活動等

(1) 広報活動

本行は、国内外において本行の活動に関する理解を得るために、さまざまな広報活動を行った。

まず広報誌として、国際金融等業務の活動を適時に紹介することを目的とした「GLOBAL EYE」を2000年1月以降、隔月で発行した。また、海外向けには、国際金融等業務と海外経済協力業務の双方を適時に紹介するため、2000年2月以降、「JBIC Today」を隔月で発行した。

その後2003年4月には、「GLOBAL EYE」と海外経済協力業務を紹介する「Development & Cooperation」を統合した「JBIC Today」を、従来の海

外向けに加え、国内向けに創刊、以後隔月で発行した。

また、東京本店に2000年8月に情報・資料センターを、そしてこれを発展させる形で2002年10月にJBIC広報センターを開設、本行の各種パンフレット、年次報告書、ビデオ等を提供するほか、独立行政法人等情報公開法に基づく文書の開示請求の取り扱いも行った。

さらに、ホームページ、メールマガジン、ツイッター等を通じたプレスリリース、お知らせなどの各種広報活動を行った。

(2) 国際金融セミナー・JBICセミナーの実施

国際金融等業務に関係の深い各国の政府、中央銀行、金融機関などの中堅幹部職員を招聘して、本行の役割、業務内容、日本の社会・経済・産業などについて知識を深めてもらうために1976年度以降、国際金融セミナー（2002年以降は「JBICセミナー」に改称）を毎年開催した。

なお、旧来社会主義体制を採用していた国が、市場経済への移行を通じた開発を目指していた時代においては、そうした国のニーズに応じた市場経済移行国向けセミナーを開催、2001年まで開催を継続した。

(3) 投資環境整備・改善に関する政策提言（Blue Book）

本行は、国連貿易開発会議（UNCTAD）と連携、「海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書」（通称Blue Book）を作成し、開発途上国政府に提案する取り組みを進めた。

Blue Bookは、途上国政府が短期間（1年以内をめぐり）で実施可能な、効果的かつ現実的な行動計画を提示するもので、本行は、投資先として日本企業の関心が高い国に対して、UNCTADと共同で調査政策提言を行ったものである。

2004年以降5年間で作成、提案を行った国は以下のとおりである。

2004年 カンボジア、ラオス
2005年 ケニア、ウガンダ、タンザニア
2006年 ガーナ
2007年 ザンビア
2009年 ナイジェリア

(4) アジア輸銀フォーラム等他機関との連携

本行は、米国輸出入銀行をはじめとする多くの輸出信用機関と業務協力協定を締結し、さまざまな業務協力を進めた。

そして、アジアにおいては、各国の輸出入銀行間の連携を図ることを目的として開催されている「アジア輸銀フォーラム」の会合に積極的に参加、各国の輸出信用機関がアジア域内で抱えている課題に対して協調して取り組む方策や戦略等の協議を行った。さらに、参加機関の間での知識やノウハウ共有を図るため、トレーニングプログラムも実施した。

また本行は、開発途上国における輸出信用機関の設立を支援する取り組みを実施。一例として、インドネシア輸出入銀行設立準備のための専門家派遣を2000年度に実施した。

第3節

業務の実績

第1項

概況

1 アジア支援

1997（平成9）年7月のタイの通貨危機に始まったアジア金融危機以来、本行は危機への対処や危機後の経済の低迷に苦しむアジア諸国への支援に取り組んできた。

まず、日本政府の東南アジア経済安定化のための

支援措置の一環として、信用収縮問題に直面していた現地日系企業に対し、投資金融等を活用した支援を行ってきた。

さらに、アジア各国の通貨安定や実体経済の回復を目的として、国際通貨基金（IMF）を中心とする国際的枠組みの中での二国間支援を行ったほか、1998年10月以降は、「アジア通貨危機支援に関する新構想—新宮澤構想」及び1999年5月に発表された「新宮澤構想の第2ステージ」の下で主要な役割を果たしてきた。

国際協力銀行設立後もそうした取り組みは継続され、1999年度までに行った支援は、輸銀時代を含め、中堅・中小企業を含む日系企業支援（投資金融等）が1兆3,719億円、アンタイトローン等による支援は2兆1,550億円に上った。

図表1-15 国際協力銀行(国際金融等業務)のアジア支援実績(承諾ベース、2000年3月31日までの累計) (億円)

	タイ	インドネシア	韓国	フィリピン	マレーシア	その他	合計
投資金融等	4,106	2,543	109	930	1,230	4,802	13,719
第1次	920	905	—	6	22	747	2,600
第2次	958	346	—	161	42	88	1,595
第3次	1,924	848	109	246	416	2,385	5,928
通常案件	304	444	—	517	750	1,582	3,596
アンタイトローン等	7,081	3,934	6,504	2,076	1,955	—	21,550
IMFパラレルローン	4,800	—	—	—	—	—	4,800
ツーステップローン	400	1,700	1,300	—	—	—	3,400
新宮澤構想	1,881	2,234	5,204	2,076	1,955	—	13,350
合計	11,187	6,477	6,613	3,006	3,185	4,802	35,269

(出典) 本行作成

2 保証機能の積極的活用

2000年代は、アジアにおける債券市場の育成、日本の民間金融機関のビジネス支援といったさまざまな観点から、本行の保証機能へのニーズが高まった時代であった。

こうしたニーズに本行は、製品輸入保証の提供、現地通貨建て債券、債券担保証券、パフォーマンス・ボンドへの保証といった新たな保証メニューの提供や、従前から行ってきた融資に対する保証の適用を量的に拡充するなど、保証機能の積極的な活用で応えた。その結果、本行の保証承諾額は、1999年度の1,577億円から2007年度の5,343億円へと大幅な増加を見ることとなった。

(1) 新宮澤構想の下での公債保証

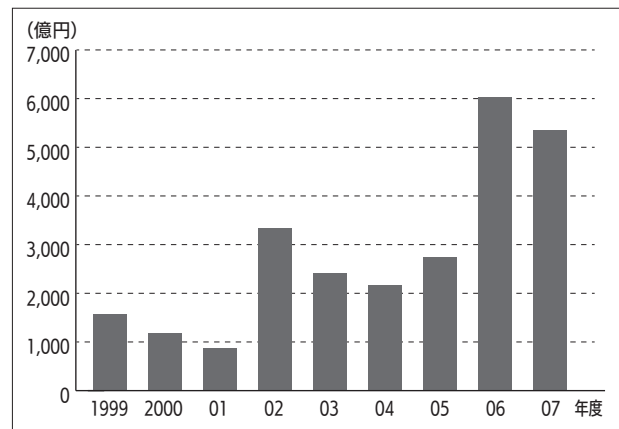
新宮澤構想の下、アジア諸国が発行するソブリン債に対する保証を行うことが支援策の一つとして位置づけられている中、国際協力銀行法において本行業務の対象に、外国政府等が発行する公債等の保証が追加された。そして本行は、この改正後の法規定に基づき、2000年6月に、フィリピン国営石油会社エネルギー開発公社（Philippine National Oil Company-Energy Development Corporation：PNOC-EDC）が、同国内で地熱開発プロジェクト等を行ううえで、必要な資金を調達するために発行した債券に対する保証を実施した。

(2) アジア債券市場育成イニシアティブの下での債券保証の取り組み

2003年8月の第6回ASEAN+3財務大臣会議でアジア債券市場育成イニシアティブが合意され、本行も、このイニシアティブの下で主要な役割を果たすこととなった。

具体的には、債券市場が十分に発達していない、知名度が必ずしも高くないといった事情から、債券

図表 1-16 保証承諾実績



(出典) 本行作成

図表 1-17 現地日系企業によるアジア現地通貨建て債券への保証供与の実績(2008年まで)

時期	通貨	金額
2004年6月	タイ・バーツ	35億バーツ
2006年1月	マレーシア・リングギット	1.5億リングギット
2006年3月	インドネシア・ルピア	1兆ルピア
2007年3月	インドネシア・ルピア	1兆ルピア
2007年10月	マレーシア・リングギット	2億リングギット
2008年8月	タイ・バーツ	10億バーツ

(出典) 本行作成

発行による現地通貨の調達を円滑に行えていなかった現地日系企業を支援するため、本行が現地日系企業が発行する現地通貨建ての債券を対象に保証を供与する取り組みを行った。

また、2004年12月には、韓国の中小企業が発行する円建て社債を担保とする債券担保証券（Collateralized Bond Obligations：CBO）に対して保証を供与、クロスボーダーでの債券担保証券という新たな形態での証券発行の実現に貢献した。

(3) 製品輸入保証

2001年12月の特殊法人等整理合理化計画の閣議決定を受け、本行は、2002年4月以降、輸入金融のうち資源関係以外を対象とする製品輸入金融について、航空機輸入等、真に必要なものについて、民

間金融機関による融資に対する保証にて対応することとした。

(4) その他保証業務の展開

本行は、アジア債券市場育成イニシアティブの下での取り組みのほかに、アジア以外の地域の発行体による債券の発行についても、保証による支援を行った。具体的には、コロンビア政府や、ウルグアイ政府の発行する私募円建て外債（サムライ債）への保証を行った。

本行による、これら諸国の証券市場における資金調達の支援には、債務国の自助努力による資金調達を促す効果に加え、起債に参画する日本の金融機関等のビジネス機会の創出や、日本における円建て外債市場の活性化につながる効果も認められた。こうした効果が認められたことをも踏まえ、本行によるサムライ債の発行支援は、リーマンショック後の金融市場の混乱への対処等の場面においても、幅広く活用されていくこととなった。

また、民間金融機関の補完及び開発途上国への民間資金の動員を促進するため、コロンビア、ブラジル、メキシコ等におけるインフラプロジェクト等向けに供与される民間金融機関によるシンジケートローンに対し、カントリーリスク等の保証を行うことを通じ、日本の民間金融機関の開発途上国におけるビジネス展開の促進を後押しした。

こうしたプロジェクトへのファイナンスにあたっては、多くの場合、発展途上国のリスクを評価・負担しつつ対処していくことが必要となるが、民間金融機関のみではそうした対処を行うことが困難な場合が多く、本行がリスクを引き受け、軽減することで初めてファイナンスの組成、プロジェクトが実現可能となるケースが多かった。

そこで本行はプロジェクトファイナンス（PF）⁵⁴⁾、ストラクチャードファイナンス（SF）⁵⁵⁾の手法の活用や、現地企業のリスクテイクを積極的に行うとともに、公的機関として外国政府や国際機関等との間で有する緊密な関係を活かした交渉や対話を通じた案件の形成への関与を進めた。その結果、多くのプロジェクトにおいて、日本企業の事業参画や資源の確保を後押しすることができた。

このような本行の取り組みの結果、本行のPF、SF、現地企業・金融機関のリスクテイク案件は年々増加し、2007年度には58件、1兆3,723億円（承諾額の約81%）に至った。

3 プロジェクトファイナンス等案件の増大

2000年代は、民活でのインフラ開発が多くの開発途上国に採用され、多くの大型インフラ案件が出現した時代であった。また資源分野でも、資源需給が逼迫する中で大型の資源案件が出現した。

54) プロジェクトファイナンスとは、発電や資源開発等の大型プロジェクトの資金調達手段として活用されるもので、事業のキャッシュフローを担保とする融資手法のことである。

55) ストラクチャードファイナンスは、資金需要のある企業が、資源や製品の代金等を担保に資金調達を行う手法である。

新規承諾の推移と特徴

アジア支援の最終年度にあたる1999年度においては、国際的枠組みの下、アジア各国の通貨安定や実体経済の回復を目的とした二国間支援のための事業開発等金融が大きなウェートを占めた。一方、アジア通貨危機に伴う混乱が一段落した2000年度以降は、米国同時多発テロ事件に伴う経済混乱への対応のためにIMF向け融資を行った2001年度を除き、事業開発等金融のウェートの小さい年度が続いた。

一方、投資金融については、アジア支援の一環としての日系企業支援が一段落した後も、日本の製造業のグローバル化、大型のインフラ、資源案件への日本企業の事業参画に必要な資金ニーズ等に応える観点から、融資承諾額の大半を占め続けることとなった。

1 一般投資金融

(1) 新規融資承諾実績

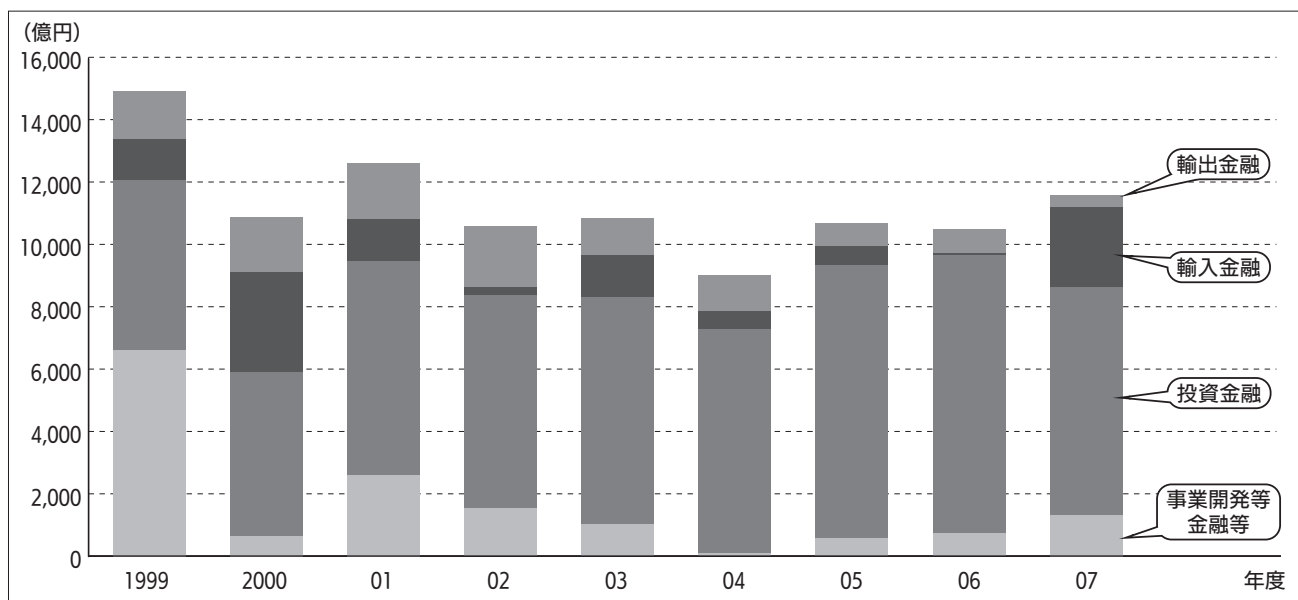
経済のグローバル化が進行する中、2000年代においても、日本企業の活発な海外事業展開が続いた。

本行は、こうした日本企業の事業展開を、民間金融機関と協調して積極的に支援したが、その支援内容や手法は、日本企業の海外展開の態様、事業に内在するリスク、日本企業の置かれた競争環境等を踏まえ、多様なものとなった。

まず、日本企業の海外展開は、従前から大きな比率を占めていた製造業に加え、発電をはじめとするインフラ事業の海外展開が進み、本行も積極的に支援を行った。

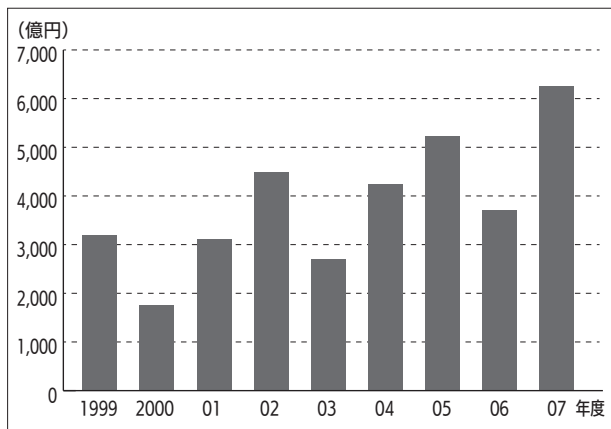
また、厳しい競争環境の中、後述する独立系発電事業者（Independent Power Producer：IPP）や独立系造水発電事業者（Independent Water Power Producer：IWPP）といったインフラ事業に加え、2005年度に融資承諾したサウジアラビアのラービグ石油精製・石化プロジェクトのような製造業に対

図表1-18 金融目的別融資承諾実績



(出典) 本行作成

図表 1-19 一般投資金融融資承諾実績



(出典) 本行作成

しても、長期・巨額のプロジェクトファイナンスの供与が期待され、本行もそれに応えた。

さらに、民間企業や民間金融機関のみでは対応の難しいポリティカルリスクの分野での本行に対する期待は高く、本行は融資の供与にあたりポリティカルリスク・デファールルの適用を通じたリスク補完を実施した。

加えて、タイにおいては2005年度に、アジア債券市場育成イニシアティブの枠組みの中で発行した債券により調達したパーツ資金を原資に、メガ3行にパーツ建てツーステップローンを供与。タイで事業を行っている日本企業に設備投資及び長期運転資金をパーツ建てで供与、日本企業の為替リスク回避、現地通貨建ての資金需要に応えた。

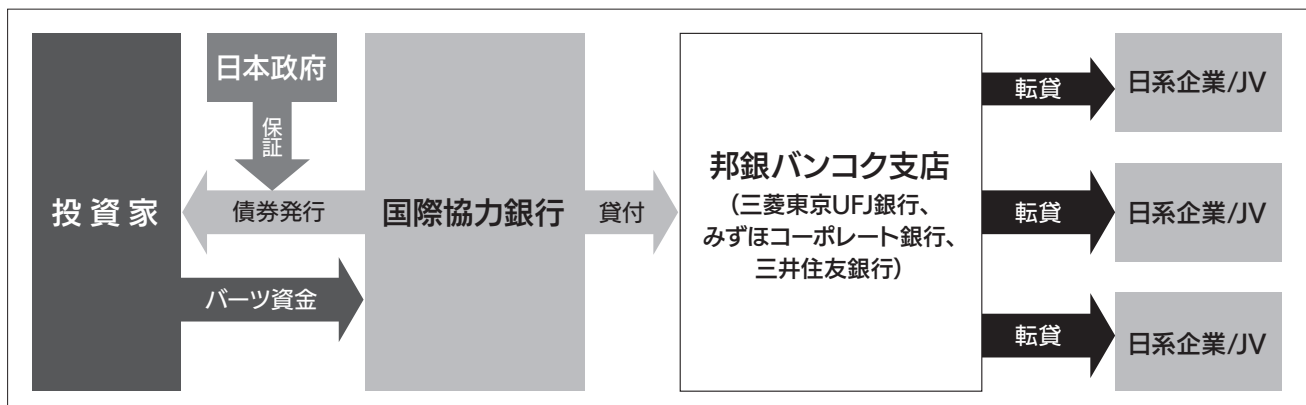
(2) IPP、IWPP等のプロジェクトファイナンスによる支援

開発途上国においては1990年代よりIPP及びIWPP事業といった民活インフラ事業が進められていたが、日本企業は、こうした民活インフラ事業には、当時、輸出者として参画することが一般的であった。

しかしながら、2000年代からは、商社や電力会社といった日本企業が、プロジェクトに事業出資を行って中核スポンサーとなり、インフラの整備を事業者の立場から推進、そのうえで、中長期にわたり発電、造水発電事業の運営やO&M（操業・保守）に従事する事例が増加することとなった。

こうしたプロジェクトの必要資金の調達は、多くの場合プロジェクトファイナンスの手法にて行われたが、いずれの事業もインフラ事業という特性からプロジェクト所在国のカントリーリスクにさらされるとともに、事業のフィージビリティを確保するうえで長期・巨額の資金が必要であり、こうしたニーズに民間金融機関のみで応えることは困難な場合が多かった。そのため、本行は、日本企業によるIPPやIWPP案件を、プロジェクトファイナンスを供与することで積極的に支援、1999年度から2007年度にかけての承諾件数は16件に上った。支援対象となるプロジェクトの形態も多様であり、新規の単一プロジェクト向けの支援に加え、既存IPP事業の買

図表 1-20 パーツ建て債券発行を通じた支援のスキーム図



(注) 三菱東京UFJ銀行は現三菱UFJ銀行、みずほコーポレート銀行は現みずほ銀行。

(出典) 本行作成

取に対しファイナンスを供与するブラウンフィールド型の案件への支援も実施された。

また中東のIWPP案件を中心に、事業権者を入札により決定するプロジェクトが多数出てきた。これらプロジェクトの入札は、プロジェクト実施国の政府や国営電力会社等から買電契約等のプロジェクト関連契約を含む入札書類が提示され、入札参加者には、①買電契約等のプロジェクト関連契約等の検証とコメント、②ファイナンスプランを含めた事業計画の策定、③事業計画を踏まえたタリフ（売電料金等）の提示が求められ、最終的には入札資格をクリアした入札参加者間のタリフ水準によって事業者を選定することを基本とするものであった。

日本企業を中核スポンサーとするコンソーシアムは、こうした入札にあたり、本行に対し、①Bankability（融資適格性）の観点からのプロジェクト関連契約等の検証等、②事業に対する潜在的なレンダラーとしての関心表明の発出、といった支援を求め

てきた。こうした求めに対し本行は、検証期間が短期間であったり、複数コンソーシアムから対応を求められるなど、多くは対応に困難が伴うものではあったが、これまでに蓄積してきたノウハウを活かしつつ、迅速に日本企業の参画するコンソーシアムの入札準備を支援した。

また、日本企業のグローバル化の進展に伴い、住友化学の実施したサウジアラビアのラービグ石油精製・石化プロジェクトのように、製造業の分野においても、日本企業が中核スポンサーとして事業を主体的に推進するプロジェクトが出現、本行は、こうした取り組みを、IPPやIWPPと同様に、大型のプロジェクトファイナンスを供与すること等を通じ、支援した。

(3) 中堅・中小企業のグローバル化支援

世界的なグローバル競争の激化に伴い、わが国製造業のグローバル化がさらに進展、国際分業が進展を見せる中、中堅・中小企業を含むわが国製造業の海外直接投資は引き続き堅調な推移を見せることとなった。また、日本の中堅・中小企業の優れた技術力は、内外で高い評価を受けていたため、受け入れ側となる開発途上国も、こうした企業の投資誘致に注力してきた。こうした、中堅・中小企業等による海外事業展開の積極化へ向けた取り組みを、本行は、「融資」「情報提供」「(相手国政府への働きかけを通じた) 問題解決」の3つの機能を用いて、支援してきた。具体的には、中堅・中小企業やその現地法人向けの融資に多数取り組んだほか、2004年度に融資承諾したインドネシアのP.T. Bank Resona Perdania向けのバンクローンのように、中堅・中小企業が提供する国内担保等に頼ることなく、現地法人への安定的な長期資金を供給する取り組みを行った。

さらに、民間の金融機関では対応の難しいポリティカルリスクの一部引き受けを通じ、日本の企業の海外事業展開における円滑な資金調達を促す、ポリティカルリスク・デファラール・スキームを数多くの案件に適用、本行の強みを活かした支援を行っ

図表1-21 IPP案件の例

1 IPP案件(グリーンフィールド)の例

プロジェクト名	承諾年度	国	スポンサー日本企業
フーミー2-2	2002	ベトナム	住友商事、東京電力
バジャドリッドⅢ	2004	メキシコ	三井物産、中部電力
フーミー3	2004	ベトナム	双日、九州電力
カエンコイⅡ	2005	タイ	電源開発
アンマンイースト	2006	ヨルダン	三井物産
カリアクラ	2006	ブルガリア	三菱重工
メサイドA	2006	カタール	丸紅

2 IWPP案件(グリーンフィールド)の例

プロジェクト名	承諾年度	国	スポンサー日本企業
タウィーラB	2004	アラブ 首長国連邦	丸紅、日揮
アルヒッド	2006	バーレーン	住友商事

3 IPP案件(ブラウンフィールド案件)の例

プロジェクト名	承諾年度	国	スポンサー日本企業
CBK	2004	フィリピン	住友商事、電源開発
Mirant社発電所	2007	フィリピン	東京電力、丸紅

(出典) 本行作成

た。

加えて、これまでの長年にわたる業務を通じた諸外国政府との緊密な関係や海外駐在員事務所のネットワークを活かして、中堅・中小企業の現地でのスムーズな事業運営や問題解決のサポートを行った。

(4) 中堅・中小企業支援室の設立

本行では、中堅・中小企業に密接かつ機動的な支援ができるよう、1999年の国際協力銀行の設立を機に、従来、海外投資研究所の下にあった「海外投資融資相談室」を「中堅・中小企業支援室」に改称のうえ、融資担当部である企業金融部の下に移設、設立した。

(5) 地域金融機関との連携

日本の民間金融機関が海外拠点を縮小・撤退する傾向の中で、地域の中堅・中小企業のグローバル化を支援するため、本行の有する現地情報と地域金融機関が有する本邦地域密着型の情報を互いに補完しあうための業務協力協定を、2001年度より地域金融機関との間で順次締結した。

(6) 海外取引に関する相談・情報提供

本行は、融資のほか、海外事情、投資環境に関する情報の提供、貿易・海外投資の手続きや手順、長期資金の調達方法等に関する相談や情報提供にも積極的に取り組んだ。

具体的には、地方自治体や商工会議所とも連携しつつ、日本各地に本行職員が出張し「貿易・海外投資に関する移動相談室」を開催し、海外投資を検討する企業に事業計画上のアドバイス等の対応を行った。また、地方自治体、商工会議所や地域金融機関が地方で開催する諸外国の投資環境をテーマにした講演会やセミナーへの講師派遣を行った。さらに、最新の海外ビジネス環境に関する情報を提供するため、中国、インド、ASEANをはじめとする諸国の投資環境をまとめた冊子を発行、随時更新して情報提供を行った。

2 資源関連金融

世界的な資源需給の逼迫、地政学上の問題の発生など、日本による安定的なエネルギーの確保にさまざまな問題が生じる中、エネルギー政策に関する戦略的な対応が求められるようになってきた。こうした中、2001年4月、自由民主党政務調査会のエネルギー総合政策小委員会（甘利明委員長）は、エネルギーの需給に関する施策「エネルギー総合政策・7つの提言」を取りまとめた。この提言では、エネルギー政策を「長期的」「総合的」に推進するための基本となる方針の制定が急務とされていたことから、与党は、この提言に議論と修正を重ね、2001年11月8日、与党3党（自民、公明、保守）の合意を得た議員立法として「エネルギー政策基本法」の法案を策定、衆議院へ提出、同法案は2002年6月7日に可決成立した（同14日公布）。

この法律の基本方針は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、及びこれらを十分に考慮したうえでの「市場原理の活用」の3項目であり、係る方針の下で国・地方公共団体、事業者等の責務、エネルギーの需給施策の基本事項が定められた。さらにこの法律では、政府はエネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギー基本計画を定めなければならないとされ、以後、政府により、2003年10月、2007年3月とエネルギー基本計画が定められた。

こうした一連の動きの中、エネルギー資源の安定供給の確保については、

- ・成長著しいアジア地域を中心に今後もエネルギー需要が増加する見通し。
- ・世界の原油埋蔵量の約3分の2が賦存する中東地域が地政学上のリスクをはらんでいる一方、わが国はエネルギー供給の中心となる石油の9割近くをこの中東に依存している。さらにそれ以外のエネルギーの大部分を海外からの輸入に

依存している。

といった脆弱性を抱えているとの問題意識が再確認された。そのうえで、エネルギーの安定供給の確保を図るための基本方針として、2003年のエネルギー基本計画では、第一に省エネルギー社会の実現を目指す取り組みを進めたうえで、輸入エネルギーの確保については、

- ・ 自主開発を含めた総合的資源戦略の展開を通じて特定地域への過度の依存を是正すべく、供給源の多角化に努める。
- ・ 主要産出国との関係強化等を通じて、主要な供給地域からの安定供給を確保するための取り組みも着実に進める。

ことがうたわれた。さらに、1つのエネルギー源に過度に依存することなく、供給途絶リスクの小さいエネルギーを中心に、エネルギー源の多様化を図ることがうたわれた。

こうした中、本行のエネルギー分野の取り組みは、大型資源案件への融資等の供与、LNG等の石油以外のエネルギー資源の獲得のための融資、資源産出国との関係強化を図りつつエネルギー資源を確保するといった、日本の政策に沿った、戦略性を持った形で進められることとなった。

鉱物資源分野においても、中国をはじめとする新興国の経済成長に伴う世界的な需要の拡大と、それに伴う中国による資源国への投資の拡大の動きがみられた。重要な鉱物資源が一部の供給国や地域に偏在している中、資源供給国の政治的・社会的不安定性や、災害等が供給に影響を与えるリスクが認識されるとともに、一部の資源供給国では、資源枯渇、品位低下の進行から国内精錬を義務化する等の資源ナショナリズムが再び高まった。サプライヤーの寡占化も供給リスクを高めることとなった。鉱物資源価格もこの時期大きく上昇した。

このような中、日本企業からは、銅のように国内精錬所への安定的な原料確保のために上流の鉱山開発プロジェクトに主要株主として参画することにより権益を確保する動きや、ニッケルプロジェクトに

においても、主要株主として参画、権益を獲得する動きも出てくることとなり、本行にもこうした動きへの支援が求められることとなった。

(1) 産出国との関係強化を通じた資源安定確保への取り組み

エネルギー基本計画においては、主要産出国との関係強化等を通じて、主要な供給地域からの安定供給を確保するための取り組みの必要性がうたわれており、このような取り組みは同じく安定供給確保が求められる鉱物資源の産出国との間においても必要性が高かった。このような中、本行は、政策金融機関としてのステータスを活かし、これまで必ずしもわが国企業の主要供給源とは位置づけられてこなかった国も含めた幅広い資源産出国との関係強化を図りつつ、資源を確保する取り組みを行った。

①カタール

カタールのノースフィールドガス田は、単一では世界最大の可採埋蔵量を誇る。この開発を図るため、1984年にカタール国営石油会社と、三井物産、丸紅、オイルメジャーの出資によりカタールガス社が設立され、以後、LNGプラントの建設、港湾整備、LNG輸送船建造が日本の技術にて行われた。本行もこれに対し、1998年まで累計24億米ドルの融資を行ってきた。そして、2005年12月にはカタールガス3プロジェクトに対して総額10億米ドルのプロジェクトファイナンスを供与するに至った。こうした本行の長年にわたる融資の結果、わが国企業の権益獲得や競争力強化が図られたばかりでなく、カタールの経済発展に大きく寄与することとなった。

②カザフスタン

カザフスタンは、豊富な石油、天然ガスやウランの埋蔵量を有しており、これらの資源を確保することにより、偏っている日本のエネルギー供給源の多角化に大きく貢献することが見込まれた。そこで本行は、カザフスタンの国営企業や金融機関との間での覚書の締結等を通じた関係強化を進めたうえで、こうした関係強化を踏まえつつ、カシャガン油田開

発事業をはじめとする同国内の大型油田プロジェクトの開発やウラン鉱床の開発への日本企業の参画を支援、日本による資源確保を戦略的に後押しした。

③アゼルバイジャン

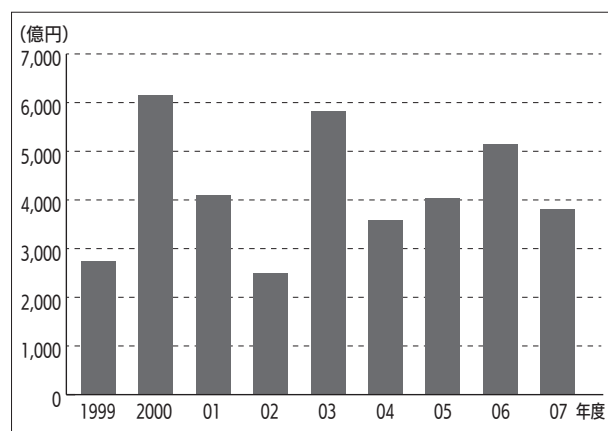
原油供給源の多様化が求められる中、カスピ海西岸のアゼルバイジャン沖合に所在するアゼリ・チラグ・グナシリ油田（ACG油田）に日本企業の国際石油開発（INPEX）、伊藤忠商事が参画した。本行はこの油田事業に対して資源金融を供与しただけでなく、アゼルバイジャンから資源を輸出するうえでのボトルネックを解消するために計画・建設された、アゼルバイジャンの首都バクーからトビリシ（ジョージア）を經由してジェイハン（トルコ）に至る1,768kmのBTCパイプラインプロジェクトへの融資に参画、同国の資源開発を総合的に後押しした。また、そうした支援の過程において本行は、アゼルバイジャン、ジョージア、トルコの各国政府との交渉・協議にあたるほか、パイプライン事業においては欧州復興開発銀行（EBRD）などとも連携して、政情不安などによるカントリーリスクの軽減に努めた。

④ドバイ駐在員事務所の新設

世界的に資源需給が逼迫する中、石油・天然ガスの供給源としての中東湾岸地域の重要性が大きく高まることとなった。これら湾岸諸国では資源の供給源としての資源プロジェクトのみならず、オイルマネーに牽引された著しい経済成長に応じたインフラや非資源産業の開発のためのプロジェクトが次々と計画・実施された。こうした事業は、日本企業にとって大きなビジネスチャンスであったことから、数多くの事業に日本企業が参画、それらに対して本行が積極的に支援を行った結果、2000年代初頭においては、本行国際金融等業務の地域別支援額は、中東向けが最多となった。

こうした中、2006年1月に本行は、アラブ首長国連邦のドバイに、日本の金融機関として初めて駐在員事務所を開設した。

図表 1-22 資源金融融資承諾実績



(出典) 本行作成

(2) 本行の資源案件への対応

エネルギー基本計画の下では、資源獲得競争が国際的に厳しさを増しているとの認識の下、引き続き民間企業主導の下での資源の自主開発を推進することの重要性が確認され、こうした取り組みにあたり本行の資金供給機能の積極的活用がうたわれていた。こうした中、本行は引き続き、石油・天然ガスをはじめとするエネルギー資源やその他資源の自主開発の取り組み等の積極的な支援を継続した。また、鉱物資源に関しては、わが国企業が自ら権益を取得、開発を進めるプロジェクトに対して、プロジェクトが大型化する中、量・質の両面で支援を行うこととなり、後述（第2章第3節第2項）の2008年度以降も続いた。

こうした中、本行の1999年度から2008年度上期までの間の資源関連金融につき、出融資承諾額の多い順に資源の品目を見ると、①石油、②天然ガス、③銅・銅鉱石、④鉄鉱石、⑤ニッケルであった。

石油は、日本の自主開発原油の確保のための開発資金金融などを供与したが、新たな地域としてカスピ海及びその周辺国であるカザフスタンやアゼルバイジャンでの油田開発への支援を行ったことに加え、ブラジル沖合での石油開発への支援も行った。また、これに加え、アラブ首長国連邦からの原油引き取り金融などの供与を行った。さらにイランに対しては原油前払い融資を通じた石油資源確保の後押

しを行った。

天然ガスは、主にカタール、インドネシア、マレーシア、ロシアにおけるLNG事業を対象に融資を行った。

銅・銅鉱石は、ペルーにおける大型開発案件を対象に、主にプロジェクトファイナンスベースでの支援を行った。

鉄鉱石は、ブラジルでの生産・販売事業に関する融資を実施した。

レアメタルであるニッケル等に関しては、マダガスカルのアンバトビプロジェクトに対し、国際機関である欧州投資銀行（EIB）やアフリカ開発銀行（AfDB）、他国輸出信用機関および民間金融機関と協調してプロジェクトファイナンスベースでの支援を行った。

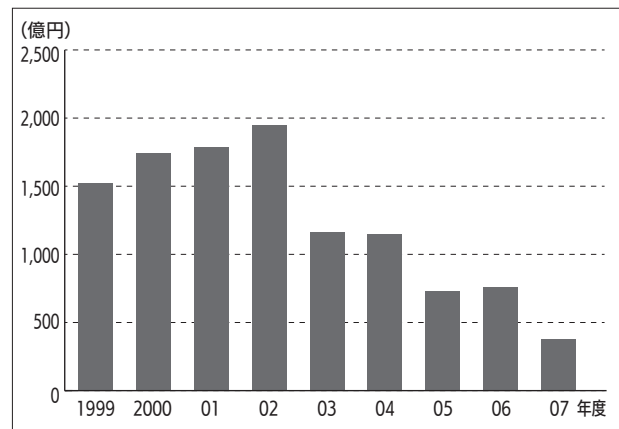
ウランは、ウラン引き取りに対する輸入金融のほか、カザフスタンにおいてウラン鉱床の開発に係る融資を実施した。

3 輸出金融

輸出金融については、輸銀と基金の統合の決定にあたり、途上国向けに限る等スリム化を図ることが求められたことを踏まえ、開発途上地域以外の地域向けについては、国際協力銀行法上ではわが国の輸出入市場の開拓または確保のためにとくに必要なものとして政令で定める場合に限り行うこととされた。これに加え、政策金融改革の流れの中で、わが国の法人等に対するサプライヤーズ・クレジットについては廃止する方向での議論が進められた。

このような中、輸出金融の承諾額は、必ずしも大きくはなかったが、プラント等の輸出にあたっての諸外国との競争が激しさを増す中、本行は、自身の特性を活かし、民間金融機関のみによる対応が困難な途上国向けを中心に、ストラクチャードファイナンス、プロジェクトファイナンス、現地企業リスク

図表 1-23 輸出金融融資承諾実績



(出典) 本行作成

を負担しつつ輸出金融を供与することで、日本のプラント等の輸出を支援した。

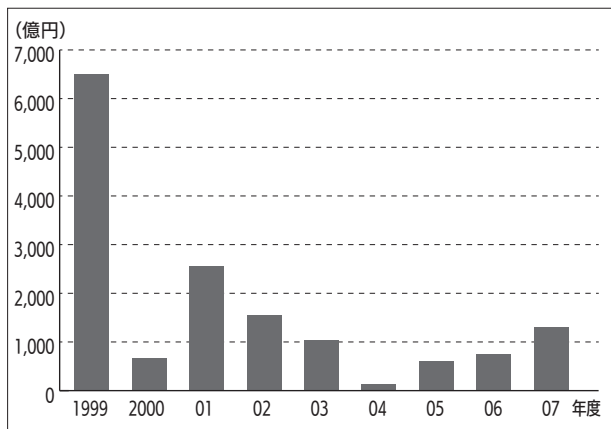
たとえば、2003年度に本行は、原油埋蔵量の豊富なカスピ海沖の原油を、中東や黒海以外のルートで初めて地中海に輸送するBTCパイプラインプロジェクトに対し、民間金融機関及び国際機関、各国公的金融機関と協調してプロジェクトファイナンスベースの輸出金融を供与し、日本企業によるパイプライン設備の輸出を支援した。なお、このプロジェクトを実施する国際コンソーシアムには、伊藤忠商事や国際石油開発も参画しており、このプロジェクトへの支援は、日本のエネルギー資源の安定供給確保にも併せ寄与するものであった。

また、社会主義からの体制移行後の経済発展を遂げつつある旧ソ連、東欧諸国に対しても現地リスクを取りつつ積極的に輸出金融の供与を行った。

4 事業開発等金融

事業開発等金融（アンタイドローン）については、アジア支援の最終年度にあたる1999年度には、通貨危機の影響を受けたアジア諸国向けを中心に6,000億円を超える承諾を行ったが、アジア支援後の2000年以降は、米国同時多発テロ事件を受けて

図表 1-24 事業開発等金融(アンタイトローン)融資承諾実績



(出典) 本行作成

IMF 向けに追加資金供与を行った2001年度を除き、毎年1,000億円前後の承諾にとどまった。

具体的には、環境改善や、海外に進出している日本企業の事業活動の支援につながるものを中心に事業開発等金融を供与した。

(1) アジア支援等

アジア支援の最終年度にあたる1999年度には、通貨危機の影響からの回復過程にあるアジア諸国向けを中心に、国際機関と協調しつつ事業開発等金融を供与した。

たとえば、IMFと合意した経済プログラムに基づく経済・金融改革の結果、経済指標が改善しつつあるタイにおいて、実体経済の回復を後押しするため、同国の経済において重要な役割を果たしている日系企業等に対する設備投資資金・運転資金を対象とする融資を、政府系金融機関であるタイ産業金融公社(The Industrial Finance Corporation of Thailand) 向けに行った。また、同じくアジア通貨危機の回復過程で、国内の信用収縮の問題が生じているマレーシアの輸出部門等の支援を行うための融資を、マレーシア産業開発銀行(Bank Industri Malaysia

Berhad、BIMB) 向けに行った。

(2) 米国同時多発テロを受けたIMF向け融資の増額

IMFは、低所得国に対する国際収支改善等を目的とした低利・長期の譲許的融資制度である貧困削減・成長ファシリティ(Poverty Reduction and Growth Facility: PRGF)を運用しており、本行はこのファシリティに必要な資金につき、1988年に22億SDR⁵⁶⁾、1994年に21.5億SDRの融資供与を行ってきた。

2001年に米国の同時多発テロ事件が発生した結果、経済的な悪影響を受けた低所得国向けの資金需要が増大、IMFとしての貸付けに支障が出かねない状況に至った。こうした中、日本政府は2001年11月にIMFとの間で本行のPRGFに対する貸付枠を10億米ドル相当(約7.8億SDR)拡大する支援策を打ち出し、これを受け本行はIMFとの間で、貸付枠を拡大するうえで必要な変更契約を締結した。

これに伴いIMFは、2002年度以降も、パキスタンをはじめとする低所得国への継続的な金融支援を行うことが可能となった。

5 環境関連の金融

1997年に開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)において採択された京都議定書に基づく取り組みが本格化する中、本行も地球温暖化防止に資する案件への取り組みを進めた。

56) 特別引出権(Special Drawing Rights: SDR)。加盟国の準備資産を補充する手段として、IMFが1969年に創設した国際準備資産。なお、SDRの価値は、5通貨(米ドル、ユーロ、中国人民元、日本円、英ポンド)で構成されたバスケットに基づいて決められる。

(1) ESCO・再生可能エネルギー事業向け投資ファンド

アジア地域では、地球温暖化防止への関心が高まる中で注目の集まるESCO事業⁵⁷⁾や再生可能エネルギー事業の導入の気運が高まっていたが、こうした事業には、環境法制や環境政策等の不確実さというリスクが高いため官民協調の対応が求められていた。こうした中、本行は、2004年6月に、中部電力、北海道電力、三菱商事とともに、アジア地域を主な投資対象とするESCO・再生可能エネルギー事業向け投資ファンド（FEクリーン・エナジー・ファンド）に出資を行った。

(2) 温室効果ガスの削減が期待される事業への融資

こうした出資事業のほか、本行は融資を通じても温室効果ガスの削減が期待される事業への支援を行った。

たとえば本行は2007年3月に、三菱重工業が現地企業とともに実施するブルガリアのカリアクラ風力発電事業に対し、風力発電事業向けとしては本行として初めてのプロジェクトファイナンスの供与を行った。

また、環境面も含めた持続的な経済成長の実現が課題とされている中国に対しては、山西省における炭鉱メタンガス回収による発電・都市ガス供給を支援した。この事業は、中国のエネルギー資源の逼迫の緩和に貢献するほか、大気汚染物質や温暖化ガスの排出の抑制にも寄与し、京都メカニズムのCDM適用対象となりうる案件として中国政府も期待、実際に世界銀行炭素基金と事業者の間で排出権買い取り契約が締結されるに至った。

(3) 環境ビジネス支援室の設置

こうした世界的な動向の下、本行は、2006年10月に、海外における資源エネルギーの利用効率化や温室効果ガス削減プロジェクトへの取り組みの強化を目的に、環境ビジネス支援室を創設した。

6 貸出債権の流動化

2004年3月に本行は、日本企業が有するインドネシア政府向けの貸出債権の流動化を行った。具体的には、日本の輸出者が貸出債権を用いて本行のサプライヤーズ・クレジットの代物弁済を実施。その後本行は、受け入れた貸出債権をインドネシア向けのバイヤーズ・クレジットに転換、貿易保険付保トランシェ⁵⁸⁾と無付保トランシェにリパッケージしたうえで、貿易保険付保トランシェを投資家に販売するというものであった。

これは2002年10月の政府の総合デフレ対策を契機として実施したもので、日本企業の開発途上国向け中長期貸出債権の軽減を通じた新規ビジネス展開を支援するほか、貸出債権取引市場の活性化に貢献するものであった。

7 朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）向け融資

(1) 北朝鮮による核開発をめぐる危機と米朝間の枠組み合意

1992年1月に北朝鮮が国際原子力機関（IAEA）保障措置協定を締結し、IAEA 査察受け入れに応じたことに伴い、収束の兆しが見られた北朝鮮をめぐ

57) ESCO (Energy Service Company) 事業とは、顧客（工場、ビル、ホテル等）に対し、設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業。

58) トランシェとは、証券化商品をリスクレベルや利回りなどの条件で区分したもの。特定の条件により区分することをトランチング (tranching) といい、区分された各部分をトランシェという。

る情勢だったが、1993年3月の北朝鮮による核兵器不拡散条約（NPT）脱退通告や、93年から94年にかけての北朝鮮によるIAEA査察への妨害といった動きの結果、再び緊張が高まり、1994年6月には北朝鮮がIAEAからの即時脱退を通告、一方の国連安保理では北朝鮮への制裁についての非公式協議が行われるなど、危機感が高まることとなった。

こうした中、1994年6月、カーター元米大統領が北朝鮮を訪問、金日成主席（当時）との間で会談等が開かれ、それを受けて米朝間で交渉が行われ、1994年10月に米朝間で「合意された枠組み」が合意・署名されるに至った。

「合意された枠組み」の主要な合意事項は以下のとおりである。

- ・北朝鮮が、核兵器不拡散条約締約国にとどまるほか、IAEA保障措置協定上の義務履行を通じた核開発の検証、既存および開発中の核施設の凍結・解体等を行う。
- ・米国は、国際コンソーシアムを通じて、出力合計約2,000メガワット（MW）の軽水炉（出力約1,000MWの軽水炉2基）を北朝鮮へ供与するとともに、第1基目の軽水炉完成までの間、黒鉛減速炉の凍結に伴い失われるエネルギーの代替として、年間50万トンの重油を供与する。

(2) KEDOと軽水炉プロジェクトの開始

この「合意された枠組み」を受けて、1995年3月に、日米韓の3カ国は、KEDO（The Korean Peninsula Energy Development Organization）の設立協定に署名、KEDOが、北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当て・供与及び暫定的な代替エネルギーの供与等を目的とした国際コンソーシアムとして発足するに至った。

設立されたKEDOは1995年12月に北朝鮮との間

で軽水炉プロジェクトに関する供給協定⁵⁹⁾を締結、KEDOが北朝鮮に対し出力1,000MWの軽水炉2基を提供すること、軽水炉完成後、北朝鮮は3年の据え置き期間を含む20年間で、軽水炉建設に要した資金を無利子で返済することが合意された。

この合意を受け1997年8月には北朝鮮の咸鏡南道（ハムギョンナムド）琴湖（クムホ）地区にて着工式が行われ、軽水炉建設に向けての工事が開始された。

(3) 本行融資

KEDOと北朝鮮の合意を受けて、プロジェクトに必要なコスト負担に関する協議が進められた結果、日本政府は、1999年5月にKEDOとの間で資金供与協定⁶⁰⁾（日本の負担額上限は1,165億円＝10億米ドル相当）を締結するに至った（同年6月に国会承認）。

こうした協定締結を受けて本行は、2000年1月に、KEDOとの間で、北朝鮮に対して供与する軽水炉原発の建設に必要な資金を対象に、1,165億円を限度とするアンタイドローン契約の調印を行った。

なお、本行融資の返済原資は、北朝鮮からKEDOへの返済資金とすることが前提とされていたが、仮に北朝鮮からの支払いがなされなかった場合の本行債権の返済に関しては、以下の措置が講じられた。

- ①日本政府とKEDOの資金供与協定において、KEDOが本行に対する返済義務を確約するとともに、資金供与協定の実施に関して生じるいかなる問題についても、日本政府とKEDO間で協議することが規定された。
- ②日本政府とKEDOの資金供与協定締結に関する閣議決定（1999年4月27日）において、「本件協定という日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行が行う貸付けについては、政府としても、その債権の償還の確保につき万全の

59) "AGREEMENT ON SUPPLY OF A LIGHT-WATER REACTOR PROJECT TO THE DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA BETWEEN THE KOREAN PENINSULA ENERGY DEVELOPMENT ORGANIZATION AND THE GOVERNMENT OF THE DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA"

60) 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定。

措置を講ずるものとする」旨の政府方針が表明された。

- ③資金供与と協定承認のための国会審議に際し、高村正彦外務大臣より、閣議決定に言うところの「万全の措置」は、返済が滞った場合の予算上の措置を含む点が表明された（1999年6月29日 参議院外交・防衛委員会）⁶¹⁾。

また、KEDOの北朝鮮に対する債権については、3年の据え置き期間の後に無利子で返済される一方、本行のKEDOへの債権は有利子であるところから、KEDOの利払いの原資は日本政府のKEDOに対する利子補給によって賄われることとなった⁶²⁾。

(4) 軽水炉プロジェクトの停止・終了

北朝鮮における軽水炉の建設が継続されている中、2002年10月に北朝鮮は、訪朝したケリー米大統領特使に対して、ウラン濃縮計画の存在を認める発言を行った（その後、一転して否定）。こうした事態を受けて同年11月に開催されたKEDO理事会は、毎年50万トンの重油供給を同年12月に停止すること、将来の重油供給の再開は北朝鮮がウラン濃縮計画を完全に撤廃するための具体的かつ信頼できる行動をとることにかかっていることを決定した。

これに反発した北朝鮮は、核関連施設の凍結解除、黒鉛減速炉、燃料加工工場及び再処理施設の封印撤去、IAEA査察官の国外退去等の措置を一方的にとるとともに、2003年1月には再びNPT脱退を表明するに至った。これに対して国際社会は北朝鮮による核兵器計画の放棄等を求めたものの北朝鮮のスタ

ンスには変更なく、2003年10月には使用済み核燃料の再処理の成功を表明するなど、改善が見られなかったことから、KEDO理事会は同年12月より軽水炉の建設を停止するに至った。

さらに北朝鮮は2005年には核兵器保有宣言を行うなど、その対応に改善が見られなかったことから、軽水炉プロジェクトを遂行する基礎が完全に失われたと判断されたため、同年11月のKEDO理事会において軽水炉プロジェクト終了の基本方針を確認、その後2006年5月にKEDO理事会において軽水炉プロジェクトの終了が決定した⁶³⁾。

8 債権管理の諸問題

従来、パリクラブ⁶⁴⁾での債務削減措置は、元本削減、金利減免、据え置き期間中の金利の元加、繰延期間の長期化などのオプションの中から削減方法を選択できることとなっており、本行は元加オプションにて対応をしてきた。また、日本のODA債権一般においても、元本そのものの削減ではなく、相手国にいったんは約定どおり返済を求めたうえで、確認された返済額に相当する金額を無償で供与するという債務救済無償資金協力の方式を採用してきていた。

しかしながら、債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減、貧困削減戦略書（PRSP）⁶⁵⁾に基づく債務国の適切な経済政策運営や貧困削減の社会開

61) 答弁内容は参考資料集（資料7）のとおり。

62) 本行のKEDOに対する融資の供与実績をも念頭に、2002年9月17日の日朝平壤宣言では、本行の日朝間で果たす役割が記述されたものと考えられる。以下は宣言第2項原文の一部。「双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借入金供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。」

63) なお、本行のKEDOに対する融資金は、日本政府が肩代わりして返済、2012年3月22日をもって完済した。

64) 債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の債務救済措置を取り決める非公式な債権国会合。

65) 貧困削減戦略書（Poverty Reduction Strategy Papers：PRSP）は、貧困削減を達成するために、3カ年から5カ年の期間において講ずべき政策に焦点を当てた経済・社会開発戦略であり、1999年9月のIMF・世界銀行年次総会時の合同開発委員会及び暫定委員会において、債務削減・IDA（International Development Association、国際開発協会）資金供与の条件として、70を超える、重債務貧困国及びIDA対象国に対して、作成を要請することが決定されたもの。（出典：外務省「政府開発援助（ODA）白書 2003年版」第Ⅱ部第2章）

発の努力の成果が出始めたことなどを総合的に勘案し、日本も2003年度より、国際社会の一般的な方式を考慮し、債務救済無償の方式を廃止し、債権を放棄する方式に債務の削減方法を切り替えた。

このような中、本行（国際金融等業務）において、1999年10月から2007年度末までの間に行ったリスケジュール契約の締結及び債務削減の実績は以下のとおりである。

【リスケジュール】

2000年度 ロシア第5次、ザンビア第6次
2001年度 インドネシア第1次、パキスタン第1次、マケドニア（旧ユーゴスラビア）第1次、ガボン第5次、ホンジュラス第4次
2002年度 パキスタン第2次、ウクライナ第1次、タンザニア第2次
2003年度 インドネシア第2次、パキスタン第3次、マケドニア（旧ユーゴスラビア）第2次、ガボン第6次、エクアドル第7次
2004年度 ケニア第1次
2005年度 ナイジェリア第4次、インドネシア第3次、ザンビア第7次
2006年度 ナイジェリア第5次、イラク第1次、エクアドル第8次
2007年度 モルドバ第1次、ケニア第2次、ガボン第7次

【債務削減】

2003年度 ウガンダ
2004年度 バングラデシュ、ザンビア
2005年度 ホンジュラス、バングラデシュ、ザンビア
2006年度 イラク、バングラデシュ、ナイジェリア
2007年度 バングラデシュ

これらのリスケジュールに応じた金額の合計は約4,689億円及び約3.2億米ドル。また、債務削減し

た金額の合計は約1,152億円である。

9 主要国向け業務状況

(1) 主な仕向け国

1999年度から2007年度までの期間において、シェアの高いところを地域別に見ると、中東、東南アジア、中南米、東アジア、中東欧・ロシア、北米、中央アジア・コーカサス、アフリカ、大洋州、国際機関等、西ヨーロッパ、南アジアの順であった。

これをさらに国別に見ると、仕向け国のベスト5は、①ブラジル、②イラン、③インドネシア、④アラブ首長国連邦、⑤ロシアであった。

(2) ブラジル

2002年の選挙で選出されたルーラ大統領の下、ブラジルは、中国の急激な経済成長等による一次産品の国際価格の上昇等に伴い、大幅に拡大した輸出に主に引っ張られる形で経済成長を実現することとなった。こうした中、ルーラ政権はマクロ経済の安定を重視した堅実な経済政策を維持したことから、市場や投資家のブラジル経済への信認が高まり、ブラジル向け直接投資が拡大するなど、ブラジル関係のビジネスが堅調な伸びを見せることとなった。

こうした中、本行によるブラジル向けの業務は状況を示し、約1兆円の出融資承諾を行うに至った。

まず、世界的に原油の需給が逼迫する中、カンボス沖で行われている原油生産事業や油田随伴ガスの処理事業に対して融資を行い、日本としてのエネルギー資源の確保に貢献した。

2003年度には、ブラデスコ銀行及びユニバンコ向けに円ドル両建てのバンクローンを供与し、日本企業の輸出をきめ細かく支援した。

また、ブラジル石油公社（ペトロプラス）による製油所の近代化事業に対しては、バイヤーズ・クレジットによる支援を行ったほか、ヘプラン製油所の

近代化事業に対しては、民間シンジケートローンに対する保証を供与、日本企業の輸出に加え、民間金融機関によるビジネスを併せ後押しした。

(3) イラン

1997年に穏健改革派のハタミ大統領が就任したことに伴い、イランをめぐる政治外交環境が大きく変化した。こうした中で実現した2000年11月のハタミ大統領の来日にあたり、日本・イランの両国政府は、日本企業による油田・ガス田の開発への協力と輸出信用再開につき合意に達した。

これを受けてイラン向けの本行業務は活発化、約6,700億円の出融資承諾を行った。

具体的には、2000年度と2002年度に2度にわたり、原油引き取りのための金融を供与、厳しいエネルギー需給環境下での日本としての原油の確保に貢献した。

また、2000年度には、イラン向けとしては24年ぶりの直接借款を、製鉄用ペレット製造プラントと肥料プラントに対して供与、日本企業の輸出を後押しした。

(4) インドネシア

アジア通貨危機の影響を強く受けたインドネシアに対しては、経済構造改革支援のため、2000年度に世界銀行の第2次政策改革支援融資（PRSL II）との協調融資で、構造改革支援のアンタイドローン⁶⁶の供与を行った。

その後は、インドネシアにおける経済構造改革の進展と実体経済の回復に伴い日本企業等のインドネシア関係のビジネスが活性化していくのに応じ、製造業のインドネシアへの展開、発電プラント等の輸出などを対象に支援を行った。また支援手法についても、①初のポリティカルリスク・デファール⁶⁶適用、②ルピア建て債券の保証による現地通貨調達支援など、多岐にわたる手法を活用、日本企業等の

ニーズにきめ細かく応じた。

こうした取り組みを通じ、インドネシア向けの出融資承諾額は、約6,200億円とASEAN域内で最大の数字となった。

また、このような出融資等の取り組みに加え、本行は2006年9月にインドネシア政府との間で、IPPに関する包括覚書を締結した。

インドネシアにおいては、実体経済の回復に合わせ電力需給が逼迫して民間資本による新規電源の導入が喫緊の課題となる一方で、アジア通貨危機以降インドネシアの国営電力会社（PLN）の赤字が継続するなどの事情から、日本企業を含む民間企業による案件形成が円滑に進捗していなかった。こうした中、本行が包括覚書により、インドネシア政府が本行支援対象の発電事業の重要性を認識するとともに、PLNに対する財政的な支援を適切に行うこと等を確認した。この結果、民間の事業者は安心して案件の形成に取り組むことが可能となり、インドネシアにおけるIPPの案件形成が加速、2010年以降の本行融資承諾につながっていくこととなった。

(5) アラブ首長国連邦

豊富な石油・天然ガス資源を有するアラブ首長国連邦は、日本にとって長期にわたり安定的な原油輸入先国となっていることに加え、アブダビ首長国が利権契約に基づく外資の油田・ガス田事業への参入を認めていることなどから、日本の資源戦略上極めて重要な国であった。

また同国は、好調なマクロ経済状況を維持してきたことから、電力・水需要が大幅に増加、こうした需要増に応えるため、各首長国は、経済効率とサービスの向上を実現するために、民活方式による電力・水事業（IWPP等）を積極的に推進、こうした動きは、民活インフラ分野での海外展開を図る日本企業にとって重要な商機となった。

このような中、本行は、アブダビ国営石油会社

66) 借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで（ただし、最終期限を猶予期限とする）借入人に対して期限の利益喪失及び保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

(ADNOC) との間で2007年に業務協力協定を締結、同業務協力協定の下で戦略的な関係強化を推し進め、日本企業によるアブダビ首長国における既存の油田権益の維持と新たな油田権益の獲得を後押しした。さらに本行は、同じく2007年にADNOCに対して30億米ドルの原油前払い融資を行い、エネルギー資源の確保に貢献した。

また、民活インフラの分野では、2005年4月にはタウィーラB発電・造水プロジェクトに、また、2007年12月には、フジャイラ首長国のフジャイラF2発電・造水プロジェクトに、それぞれプロジェクトファイナンスを供与、日本企業の事業活動を支援した。

こうした取り組みの結果、アラブ首長国連邦向けの出融資承諾額は約5,400億円に上った。

(6) ロシア

ロシアは、1998年8月のロシア金融危機発生後、IMFのEFF（拡大信用供与措置）プログラム等がオフトラックとなり不安定な状況が継続していたが、1999年4月に世界銀行とロシア政府は第3次構造調整融資再構築に基本合意するに至った。これを受け本行は、1997年に、当時の橋本龍太郎総理とロシアのエリツィン大統領の間で合意された「橋本・エリツィン・プラン」の一環として策定された支援策として、世界銀行との協調融資によるアンタイドローン（1,120億円）を供与した。

その後、ロシア経済が順調に回復する中、日本とロシアの間の経済関係はさらなる発展を見せ、2003年1月には、当時の小泉純一郎総理がロシアを訪問、プーチン大統領との間で日露行動計画が締結された。

このような動きの下、本行は、ロシアの持続的発展に必要な各種設備投資等の需要に、日本企業が応えていく取り組みを後押しするべく、ロシア連邦外国貿易銀行、ズベルバンクといった、有力なロシアの金融機関に対してバンクローンを供与するなどの取り組みを進めた。

こうした取り組みの結果、ロシア向けについては出融資承諾額は約4,950億円に上った。

そして2008年には、サハリン州沖合におけるサハリンIIプロジェクト（フェーズ2）について、プロジェクトの実施主体であるサハリン・エナジー社との間で、総額37億米ドル限度のプロジェクトファイナンスベースの融資契約に調印した。このプロジェクトは、LNGの生産量は年間約960万トンで、このうち5割強（当時の日本の年間総輸入量の約8%相当）が日本向けに供給されるなど、中東依存度の高いわが国のエネルギー資源の多様化・安定的確保に資するものであった。

財務状況等

1 国際協力銀行の財務制度

輸銀と基金の統合を決定した閣議決定においては、ODAと非ODAの勘定区分を明確化することが定められていた。これを受け、国際協力銀行においては、法律の規定に基づき、輸銀を引き継ぐ国際金融等勘定と基金を引き継ぐ海外経済協力勘定に区分経理がなされることとなった。

また、輸銀は、1970年の債権国間の合意に基づくインドネシア債務救済に関する業務の経理を、1971年に制定された「日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（1971年4月15日法律第45号）⁶⁷⁾」に基づき、特別勘定を設け管理しており、この特別勘定も1999年10月1日に国際協力銀行に承継された。その結果、国際金融等勘定は、さらに、通常の業務を経理する国際金融等勘定一般勘定と国際金融等勘定特別勘定の2つの勘定に区分経理されることとなった。

なお、国際金融等勘定一般勘定の利益処分は、従来の輸銀と違い、利益金の半額を準備金として積み立てたうえで、残余を国庫に納付することとなった。

2 特別勘定の財務状況及び終了について

1970年の債権国間の合意に基づくインドネシア

債務救済に係る貸付金は、融資期限の1999年12月10日をもって、インドネシア中央銀行より全額償還された。その後、2001年9月5日に「国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第四条第二項の規定による特別勘定の利益金の処分に関する政令を廃止する政令（2001年9月5日政令第283号）」が制定され、債務救済業務を通じ発生した利益金は、同年9月30日までに国庫に納付（一般会計に帰属）することとなった。

当該政令に基づき、本行は2001年度期首の特別勘定の積立金及び2001年4月1日以降に生じた運用利益金の合計54億3,569万7,742円を、2001年9月26日に国庫納付し、国際金融等勘定特別勘定の歴史は幕を閉じた。

3 財政投融资改革

(1) 財政投融资改革の背景

財政投融资は、国内の貯蓄を社会資本整備等に効率的に活用する財政政策手段として、長年にわたり日本の経済発展に貢献してきており、本行にとっても主たる資金調達手段であった。しかしながら、1990年代後半より、経済の成熟化、市場機構の整備に伴う民間部門の対応力向上を背景に、政府において、財政投融资の仕組みにつき見直しが必要との認識が持たれるに至った。

これを受け、旧大蔵省の資金運用審議会懇談会検討会は、1999年8月に「財政投融资の抜本的改革に係る議論の整理」を取りまとめ、この取りまとめ内容が反映される形で、2001年度に財政投融资改革が行われた。

67) 多国間で合意されたインドネシア債務救済の一環として、無利子の融資や債務繰り延べを行う必要があり、そのためには、当時の輸銀法の収支相償の原則に特例を設けることが必要とされたために制定された法律。主な規定内容は、収支相償の原則の特例を設けること、債務救済に係る業務に係る経理を、特別勘定を設け区分して整理すること等である。

(2) 財政投融资改革の概要

財政投融资改革は、2001年度の資金運用部資金法等の改正等を通じ、以下の諸点を対象に実施されることとなった。

- ・郵便貯金、年金積立金の預託義務の廃止、市場における自主運用
- ・償還確実性の精査、民業補完を踏まえ、真に必要なとされる額のみを財投債により調達
- ・貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準にして貸付金利を設定
- ・各財投機関は、財投機関債を発行
- ・政策コスト分析⁶⁸⁾の導入・充実
- ・情報開示の一層の徹底等による特殊法人等の規律確保

(3) 本行の対応

財政投融资改革を受け、財投機関である本行は、以下の対応をとった。

- ・財投機関債の発行 2001年度に初の財投機関債を発行した。
- ・政策コスト分析の実施 2001年度以降政策コスト分析を実施し、結果を財務省に提出、分析結果は、国の財政投融资事業全体に関する政策コスト分析の一部として公表されている。
- ・円貨貸付けの基準金利の見直し 財政投融资からの借入金利が貸付期間に応じて設定されることを踏まえ、本行の、輸入・投資金融及びアントイドローンの円貨貸付けの基準金利についても、2001年度より貸付回収のキャッシュフローに応じた財投金利をベースとするものに変更した。

また、後述する民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成をはじめ、さまざまな点で情報開示の一層の徹底に努めた。

4 民間企業と同様の会計処理による財務諸表及び行政コスト計算書の作成開始

(1) 政府による行政コスト計算書作成指針の取りまとめ

従来、本行を含む特殊法人等の会計基準は、1987年10月に設定された「特殊法人等会計処理基準」の下、必要に応じ企業会計原則を一部修正しつつ適用するという対応がとられていた。しかしながら、こうして作成される特殊法人等の財務諸表は、一般国民から見てわかりづらい、特殊法人等間の比較が困難である、さらには将来の国民負担に帰するコストが明らかにされていない等の問題点が指摘されていた。

そこで、こうした問題点への対応を講ずることを視野に、2000年10月に大蔵省の財政制度等審議会に「公企業会計部会」が設置された。同部会は同年12月に論点整理の取りまとめを実施、その後、同部会の下に設置された「公企業会計ワーキンググループ」は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針を取りまとめ、2001年6月4日に法制・公企業会計部会公企業会計小委員会に報告を行った。

これを受け、同小委員会は、2001年3月末の最新の財務状況について、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針に基づく行政コスト計算書の作成・開示を早急に行うべきとの結論に達した。

ここで作成・開示を行うべきとされた行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類である。

具体的には、まず、特殊法人等が民間企業として活動を行っていると仮定した、企業会計基準にのっとり財務書類を作成する。そのうえで、仮定損益計算書に計上された費用（損失）から、手数料収入

68) 政策コスト分析は、財政投融资の対象となっている事業の妥当性や健全性を判断する材料として、その事業の収支を将来にわたって推計し、その結果をもとに「①国からの支出－②国にとっての収入＋③国からの出資金等による機会費用」の計算式（すべて現在価値で算出）によって得られる金額を「政策コスト」として公表する取り組み。

等の特殊法人等の自己収入を控除し、これに政府出資や政府からの無利子貸付金、国有財産の無償使用等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出するものであった。

(2) 監査証明を得た民間準拠財務諸表及び行政コスト計算財務書類の作成開始

本行は、特殊法人等の会計基準の見直しへ向けた政府における議論が進捗する中、企業会計基準にのっとった財務諸表の作成準備を開始した。

具体的には、従来作成している法定財務諸表（国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準に基づき作成、国会提出を行っていた財務諸表）への会計上の修正を行うための作業（主要なものは、貸倒引当金の計上方法、退職給付引当金の計上、外貨建て取引及び金融派生商品の会計処理変更）を進めた。また、貸倒引当金については、金融検査マニュアルに基づく資産自己査定作業を行ったうえで貸倒引当金額を算定するとともに、リスク管理債権を把握する作業を進めた。また、これらの作業にあたっては中央青山監査法人との間で監査証明を得るうえで必要な協議、調整を重ねた。

こうした作業を進めた結果、本行は、政策金融機関としては初めて、2001年9月に、2001年3月期の民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、自主的に中央青山監査法人より監査証明を取得した。

そして、この民間会計基準に準拠した財務諸表を基礎に、法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の求める行政コスト計算財務書類を、同じく2001年3月期分につき2001年9月に作成、公表した。

これ以後本行は、株式会社化される2008年度まで、法定財務諸表と民間会計基準に準拠した財務諸表の、2種類の財務諸表の作成及び公表を行った。

5 財投機関債の発行

(1) 財投機関債発行のための予備格付けの取得

財政投融资改革の結果を踏まえ、本行は自身の信用力に依拠した財投機関債発行の準備を進め、その一環として、2001年8月に2001年度に発行を予定している無保証公募債券（財投機関債）のための格付け（発行体格付け）を取得した。

格付けは格付け会社4社から、以下のとおり取得。いずれも、日本政府と同じ格付けであった⁶⁹⁾。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)	Aa2
スタンダード&プアーズ (S&P)	AA+
格付投資情報センター (R&I)	AAA
日本格付研究所 (JCR)	AAA

(2) 財投機関債の発行

本行は、初めて国内市場にて財投機関債を発行するに際して、市場を重視した起債を心掛けた。

具体的には、幅広い投資家より国際協力銀行に対する十分な理解が得られるよう、民間会計基準に準拠した財務諸表を作成のうえ、リスク管理債権等の状況を含めて外部監査法人の監査証明を取得し、これを行政コスト計算書とともに公表した。また、投資家説明会を開催するなど、ディスクロージャーの充実とIR（インベスターズ・リレーションズ）に意を払いながら、時間をかけて周到な債券発行準備を進めてきた。

こうした取り組みの後に本行は、2001年10月に初の財投機関債（5年債500億円及び10年債500億円）を発行した。幅広い投資家からの需要を受け完売し、成功裡に起債を終えることができた。

69) 自国通貨建て発行体格付け。

6 貸付金・貸付残高推移

アジア支援の最終年となった1999年度においては、引き続きアジア向けを中心に巨額の貸付けが行われ、貸付残高についても、過去最高を記録した1998年度とほぼ同額の約11兆2,000億円となった。

しかしながら、2000年度の貸付額はアジア支援の終了とともに大幅に減少、その後はおおむね1兆円前後で推移したが、その大半は投資金融であった。

一方の回収については、アジア通貨危機等の貸付金の回収期間に該当したことから、2000年度以降は一貫して貸付額を上回る状態が継続した。その結果、貸付残高は年々減少し、2002年度末には10兆円を割り込み、2007年度末には約7兆3,000億円まで減少することとなった。

このように貸付残高は低減したが、民業補完等の観点から本行が取り組みを強化した保証残高については、1999年度末の約3,400億円から2007年度末は約1兆6,200億円に達し、8年間で5倍と大幅に増加することとなった。

なお、対象期間中の貸付けの多くは外貨建てであり、2002年度末には外貨建ての貸付金残高が円建ての貸付金残高を上回り、2007年度末時点の貸付金の残高約7兆3,000億円の65%にあたる4兆7,000億円は外貨建てであった。

7 資金調達

1999年度においては、アジア支援に必要な資金を確保するため、約1兆7,000億円に上る多額の借入れ等による資金調達が行われたが、2000年度以降の資金調達額はおおむね4,000億円から9,000億円に推移した。

なお資金需要の大半が外貨建てであったことか

図表1-25 貸付、回収、貸付残高の推移 (億円)

	貸付	回収	純増減	貸付残高
1999 (下半期)	6,283	7,694	△ 1,411	112,172
2000	8,907	16,245	△ 7,338	103,391
2001	13,031	16,120	△ 3,088	105,577
2002	11,489	19,189	△ 7,700	97,607
2003	11,294	15,973	△ 4,679	90,870
2004	10,286	13,934	△ 3,648	84,998
2005	8,514	15,810	△ 7,296	79,107
2006	10,591	13,010	△ 2,419	78,323
2007	10,019	15,530	△ 5,510	73,127

(注) 出資を除く。

(出典) 本行作成

図表1-26 外債発行の推移

年度	通貨	金額
1999	米ドル	1,000百万ドル
2000	米ドル	1,000百万ドル
2001	米ドル	1,000百万ドル
2002	ユーロ円	600億円
2003	ユーロ	1,000百万ユーロ
2004	米ドル ユーロ	1,250百万ドル 750百万ユーロ
2005	米ドル パーツ	2,400百万ドル 3,000百万パーツ
2006	米ドル	750百万ドル
2007	米ドル	1,500百万ドル

(注) 1999年度は1999年10月～2000年3月。

(出典) 本行作成

図表1-27 包括円投の推移 (百万米ドル)

年度	金額
2000	2,200
2001	400
2002	—
2003	2,000
2004	3,408
2005	3,237
2006	5,488
2007	2,784

(出典) 本行作成

図表1-28 財投機関債発行の推移 (億円)

年度	金額
2001	1,000
2002	2,000
2003	2,400
2004	2,400
2005	2,600
2006	1,000
2007	2,000

(出典) 本行作成

ら、債券に加え、財政投融资資金の円建ての借入金もその大半が包括円投⁷⁰⁾によるドル資金に充当された。

なお、この期間においては、本行の資金調達をめぐる環境や、本行の業務上のニーズが変化していく中で、これまでにない新たな資金調達の取り組みが行われることとなった。

まず、2000年6月に本行は、日本政府保証債として初めてのグローバル市場米ドル建て債券10億ドルの発行を行った。この起債にあたり本行は、日本の発行体としては初めて、インターネット上での募集・販売・流通市場での売買が可能な、いわゆる「インターネット起債」を行った。

また、2001年10月には、本行自身の信用力に依拠した財投機関債を発行し、以後毎年財投機関債の発行を継続した。

そして、2002年に日本政府により提唱されたアジア債券市場育成イニシアティブの下、本行は、日本企業のタイにおける事業活動を支援するための融資資金を調達するため、2005年8月にタイにおいて、外国政府及び政府機関として初めてパーツ建て債券（30億パーツ）の発行を行った。

8 採算・資本金推移

旧輸銀時代の本行の収支採算構造は、財政投融资等の長期固定金利で借入れを行った円貨を、同じく長期固定の円貨にて貸し付けるオペレーションがその大宗を占めたため、貸付けサイドと借入れサイドの円建ての利差が本行の利益の大半を占めていた。そして、このオペレーションの下では、貸付けと借入れの間に、期間等のミスマッチがあったため、長期金利の市場動向により本行の利益水準が変動するリスクがあった。

しかしながら、1990年代後半から外貨貸付けが伸長、2000年代に入ってからにはストックベースでも貸付けの過半を外貨貸付けが占めるようになった。

外貨資金の主たる調達手段は、外債の発行（大半が固定金利）と財政投融资借入れの円資金への包括円投スワップであったが、いずれも全額を変動金利にスワップすることで変動金利建ての資金調達・資金管理が行われた。そして、これらの外貨資金については、同じく変動金利で貸付けを行うオペレーションが行われた（固定金利適用を要する場合は変動金利から固定金利にスワップしたうえ、貸付けを行う）。その結果、外貨建てオペレーションにおいては、貸付け・運用サイドの対LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）スプレッドと借入れサイドの対LIBORスプレッドの差が外貨建てオペレーションの利益となる収支採算構造となった。

その結果、外貨建てのオペレーションにおいては、運用・調達双方に同じ変動金利が適用され、貸付けと借入れとの間での期間等のミスマッチの問題が基本的になくなることとなり、本行の採算はおおむね安定的に推移することとなった。

70) 個別案件ごとでなく不特定多数のドル資金需要を対象としたドル資金を円売りドル購入にて行うオペレーション。

図表 1-29 国際金融等勘定における採算の状況一覧

(億円)

年度	利益	損失	貸倒引当金 洗替前損益	貸倒引当金 増減額	貸倒 引当金	繰入率 (千分比)	累積率 (千分比)	当期 利益金	法定準備金 積立額	法定 準備金	国庫 納付金
1999	5,683	4,910	773	△ 19	384	△ 0.17	3.43	792	373	5,033	419
2000	5,488	4,695	793	△ 26	358	△ 0.25	3.47	819	409	5,233	409
2001	4,438	3,551	887	5	363	0.04	3.44	882	441	5,642	441
2002	3,481	2,710	772	167	530	1.71	5.42	605	302	6,083	302
2003	2,913	2,204	710	△ 44	486	△ 0.48	5.34	754	377	6,386	377
2004	2,834	2,201	633	△ 25	461	△ 0.29	5.42	658	329	6,763	329
2005	3,605	2,794	811	89	550	1.13	6.96	722	361	7,091	361
2006	3,700	2,997	702	△ 1	550	△ 0.01	7.02	703	351	7,452	351
2007	3,612	3,049	563	△ 14	536	△ 0.19	7.33	577	288	7,804	288

(注) 1.1999年度は前身行合わせた通期の値。
 2.一般勘定分。
 3.貸倒引当金については洗替方式である。

(出典) 本行作成

第 2 章

危機対応と 持続的な経済成長に 向けた対応

新JBICの誕生
(2008~2018年度)

第1節

経済再生と持続的な経済成長

第1項

世界的金融危機（リーマンショック）、欧州債務危機、わが国経済への波及

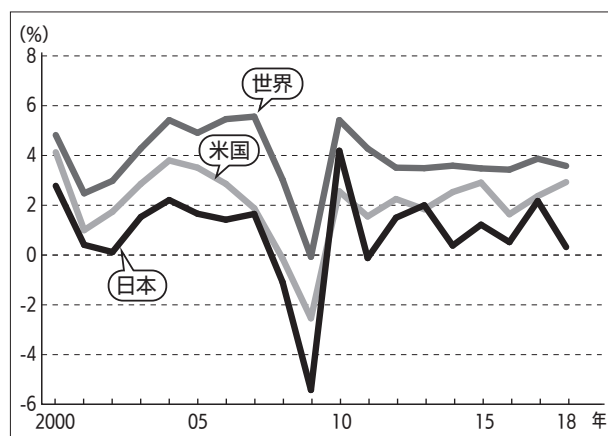
(1) リーマンショック

2007（平成19）年の米国住宅市場の悪化から始まった金融危機は、2008年にはベア・スターンズの破綻（JPモルガン・チェースによる救済）や、リーマン・ブラザーズの破綻に発展した。とくにリーマン・ブラザーズの破綻は米国史上最大の企業倒産となった。米国発の金融危機は、他国にも広範囲に波及した結果、2009年の実質GDP成長率は米国で $\Delta 2.5\%$ 、世界全体で $\Delta 0.1\%$ となった。日本においても米国の景気後退と、その後進行した円高の影響で輸出は減少、また外国人投資家による日本株の売却が生じた結果、長引く不景気と併せて日本の経済成長率にもさらなる大きなダメージを与え、2009年の日本の実質GDP成長率は $\Delta 5.4\%$ となった（IMFデータに基づく）。

リーマンショックは、サブプライムローン¹⁾問題に端を発したものであり、米国金融市場での継続的なドル資金調達が困難となる日本企業が出てきた。

1) サブプライムローンとは過去に延滞や破産経験があった場合や、資産や所得と比べた負債水準が高いといった事情により、信用力が低く、好条件では融資が受けられない借手を対象とした個人向けローンのこと（参議院調査室「立法と調査」（2007年9月10日））。

図表2-1 日本、米国、世界の実質GDP成長率



(出典) IMF World Economic Outlook Database

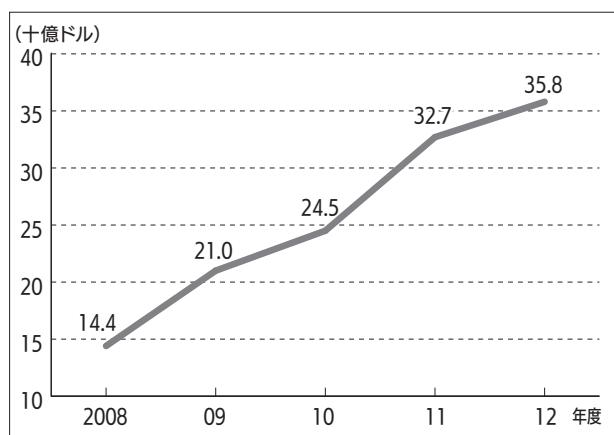
(2) オバマ政権の成立

未曾有の経済危機の中、米国では2008年の大統領選挙で初の黒人大統領となるバラク・オバマが選出された。新しい大統領の下、議会の多数派を握った民主党は、この経済危機に対して積極財政で対応するとともに、外交面においても新しいイニシアティブを打ち出し、その中には本行の業務にも大きな影響を及ぼしたものがいくつかある。

たとえば米国輸出入銀行の業務ボリュームの大幅拡充である。2008年度の米輸銀の総承諾額は144億ドルであったが、第1期オバマ政権が終わる2012年度には358億ドルまで増大した。

また、オバマ政権は、2011年5月に米国同時多発

図表 2-2 米国輸出入銀行承諾額推移



(出典) 米国輸出入銀行 年次報告書(2012年度)

テロの首謀者であったウサマ・ビンラディンの殺害作戦を遂行すると、2011年11月には、オーストラリア議会において、中東地域からの米軍兵力の削減（イラク戦争の終結、アフガニスタンからの米軍撤退の開始）に伴い、米国の戦略的重点をアジア太平洋地域に転換することを内容とする新たなアジア太平洋重視政策を発表、また、経済分野面でも、環太平洋諸国からなる経済連携協定である環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を強力に推進した。こうしたオバマ大統領のアジア重視（いわゆる「Pivot to Asia」）は、中国に対する警戒感の増大を背景としたものでもあった。

さらに気候変動政策の分野では、2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において合意されたパリ協定にも参加するなど、気候変動分野における国際協調へも取り組みを進めた。

(3) ギリシャ債務危機と金融構造の変化

リーマンショックの影響は欧州にも及んだ。ギリシャでは2009年10月の総選挙で、それまで政権を担っていた新民主主義党が敗れ、全ギリシャ社会主義運動（PASOK）が勝利した。政権樹立直後、PASOKの党首であり首相であったゲオルギオス・パパンドレウは、前政権が公表していた財政赤字の数値が正確ではなかったことを明らかにし、GDP比で5%程度とされていた財政赤字は、実は12.7%

図表 2-3 金融機関リーグテーブル

Mandated Lead Arranger League Table		
	2007年	2010年
1	BNP Paribas	SBI Capital
2	RBS	Bank of Taiwan
3	Dexia	IDBI
4	Calyon	Axis Bank
5	Mizuho Financial	BNP Paribas
6	Bank of Scotland	Credit Agricole
7	Societe Generale	IDFC
8	SMBC	Mitsubishi UFJ Financial
9	SBI Capital	Societe Generale
10	Mitsubishi UFJ Financial	SMBC

(注) リーグテーブルはリードアレンジャーの取扱金額の合計で順位付けされている。リードアレンジャーが複数ある場合には按分して算定される。

(出典) Project Finance International ウェブサイトより本行作成

に及んでいたことが明らかになった。これに対応するため、IMF、欧州中銀、欧州委員会のトロイカで数次にわたる金融支援が行われることになった。

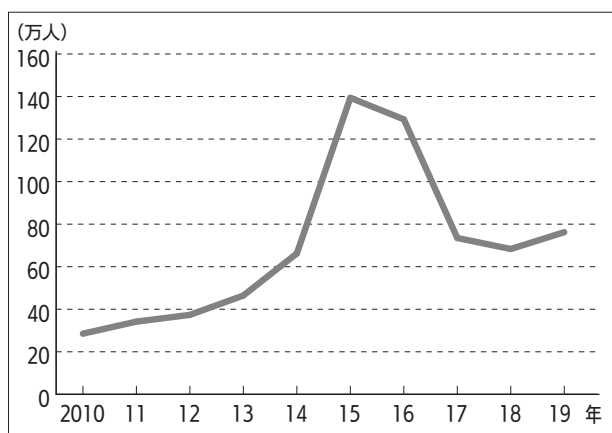
ギリシャから始まった債務危機はスペインなど欧州各国にも飛び火し、さながら欧州の金融危機の様相を呈した。かかる状況下、欧州金融機関に対するストレステストの実施と資本不足の結果が相次いだ影響で、国際的なプロジェクトファイナンスのマーケットにおいて欧州の金融機関のプレゼンスが低下した。Project Finance Internationalのリーグテーブルによると、リーマンショック以前の2007年にはリードアレンジャーのトップ10のうち6行は欧州の金融機関であったが、2010年には3行のみに後退した。他方、相対的に新興国の金融機関の役割が大きくなった。

また、リーマンショックで一時的に減少はしたものの、世界的にインフラファンドの組成件数は拡大し、銀行に代わる新たな資金の出し手として注目を集めるようになった。

(4) 欧州移民問題とBrexit国民投票

欧州では、リビアの内戦や、中東における「イス

図表 2-4 EU諸国への難民申請者数



(出典) Eurostatウェブサイトのデータより本行作成

ラム国」の混乱などの影響を受けて2014年ごろからシリア、アフガニスタン、イラク、イランを中心に難民の数が急増。2015年には140万人近くが難民申請を行うに至った。

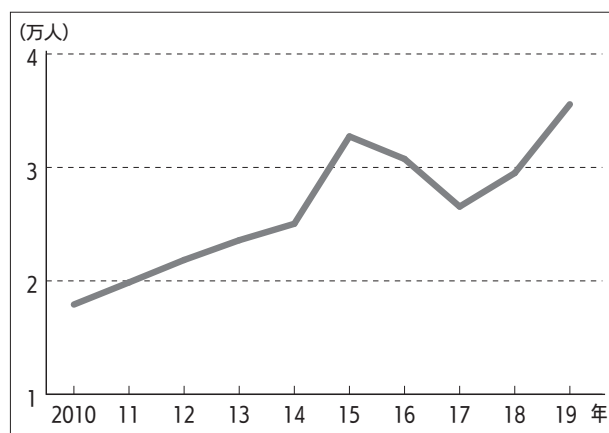
難民たちが最終的に向かった先はドイツであった。ドイツは第二次世界大戦時のユダヤ人迫害への反省や、東西ドイツ分裂時代の東ドイツからの亡命者受け入れ、そして少子高齢化による労働力不足といった背景もあって、積極的に難民を受け入れる政策を採用してきた。

しかし、2015年だけで48万人近くの難民申請があったドイツでは、メルケル首相の寛容な難民・移民政策への支持は急速に失われていく。2015年初めには70%あった支持率は、大みそかに西部の都市、ケルンで女性たちが難民男性に暴行された事件などもあって2015年の終わりには50%を割る水準まで低下し、難民・移民を制限する政策に方針を転換していく。

英国の場合には難民申請者数が2015年には3万人を超えたが、ドイツに比べれば圧倒的に少ない数であった。

他方、英国にはEU域内・域外からの移民が多く、2015年の移民の純増数は30万人を超えていた。移民問題に対する関心が高まる中、英国における2015年の総選挙では、保守党のキャメロン首相は2017年までにEU離脱の賛否を問う国民投票を行う

図表 2-5 英国への難民申請者数



(出典) UK Home Office “Immigration statistics data tables, year ending December 2019”より本行作成

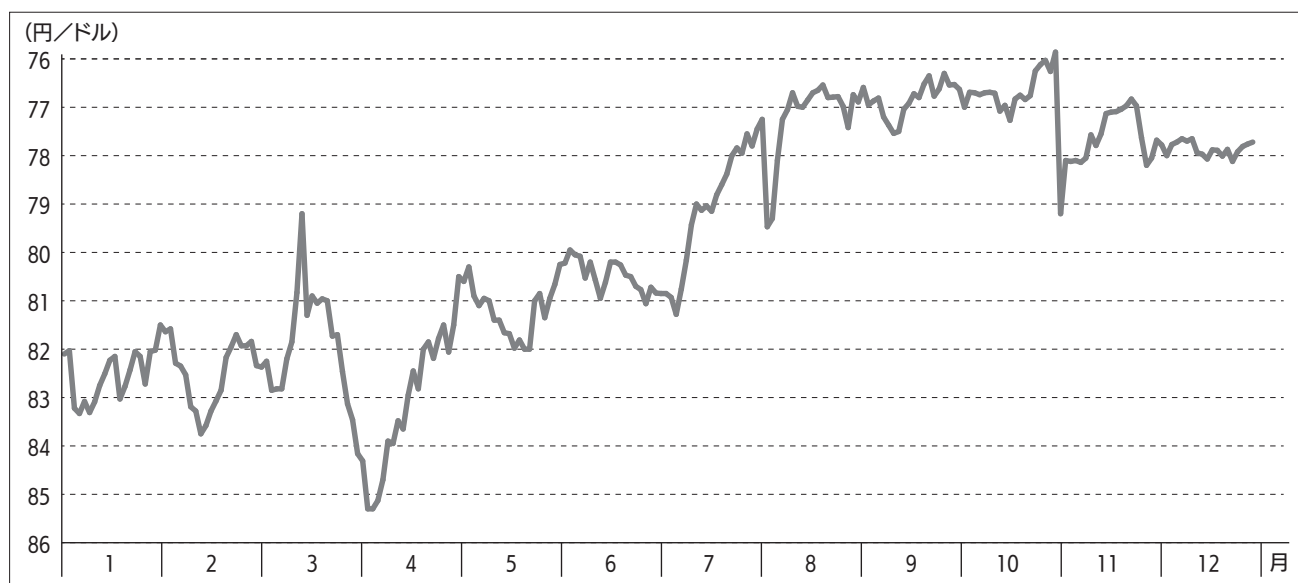
ことを公約とし、同党は大方のメディアの予想に反して議席数の過半数を獲得し大勝した。

もっともキャメロン首相自身は離脱を望んでいたわけではなく、EU側との交渉で譲歩を引き出し、EUには残留することが狙いであった。そのため、国民投票を進めるための国内法の整備作業と並行して、2016年2月までに英国はEU側と粘り強い交渉を重ね、移民とその家族への公的扶助の制限などの妥協を勝ち取った。そしてその実績を掲げてキャメロン首相は6月23日に国民投票を行うことを表明した。

しかし、6月23日の投票ではメディアによる大方の事前の予想を覆し、残留派の得票率は48.11%にとどまり、離脱派は51.89%となり多数を占めた。翌日キャメロン首相は辞任を表明、保守党の党首選挙の結果、テリーザ・メイ内務大臣が勝利し、首相に就任した。メイ首相は、EUに対して懐疑的な立場ではあったものの残留派であり、国民投票によって大きな亀裂が生じた保守党をまとめることが期待されたのであった。

メイ首相は2017年3月にはEUに対して、当時EUの基本条約となっていたリスボン条約第50条に基づく正式な離脱通知を提出し、離脱協定ならびに英国とEUの将来の関係についてEUと交渉を重ね、2018年12月ようやくEU離脱協定案に合意した。これは離脱後直ちに、英国は欧州理事会・欧州委員

図表 2-6 2011年の円・ドル為替相場推移



(出典) IMF公表データより本行作成

会や欧州議会などEU機関への参加権を失い、またEUに対して清算金を支払うものの、2年間の移行期間の間は、関税や法適用に関する英=EU関係は維持されることなどが定められていた。

しかし、この離脱協定案に保守党離脱派は強く反発、野党労働党もメイ下ろしのチャンスとこれに同調し、離脱協定案は2019年1月に大差で否決された。しかしながら否決直後に労働党が提出した内閣不信任案もまた否決され、メイ政権は続投することとなったが、さらに3月にも離脱協定案を議会に諮るも否決され、メイ政権のリーダーシップは著しく損なわれた。EUとの間で再交渉に臨もうにも、合意なき離脱（ハード・ブレグジット）の帰結をおそれた残留派議員の反発もあって、EUに対して強硬姿勢で臨むことができず、結局、2019年3月末の交渉期限を延長することしかできなかった。そしてまったく展望の見えない状況のまま、メイ首相は同年5月24日に辞任を表明する。

メイ首相の後、保守党党首選を勝ち抜いて首相に就任したのは離脱強硬派のボリス・ジョンソンであった。

ジョンソン政権は、総選挙を2019年12月12日に実施、保守党は365議席を獲得して圧勝。労働党コービン党首の掲げる社会主義的な政策は支持を得ることができず、同党は惨敗。2020年1月、ついに離脱関連法が成立し、1月24日に離脱協定が署名され、英国はEUから正式に離脱することになった。

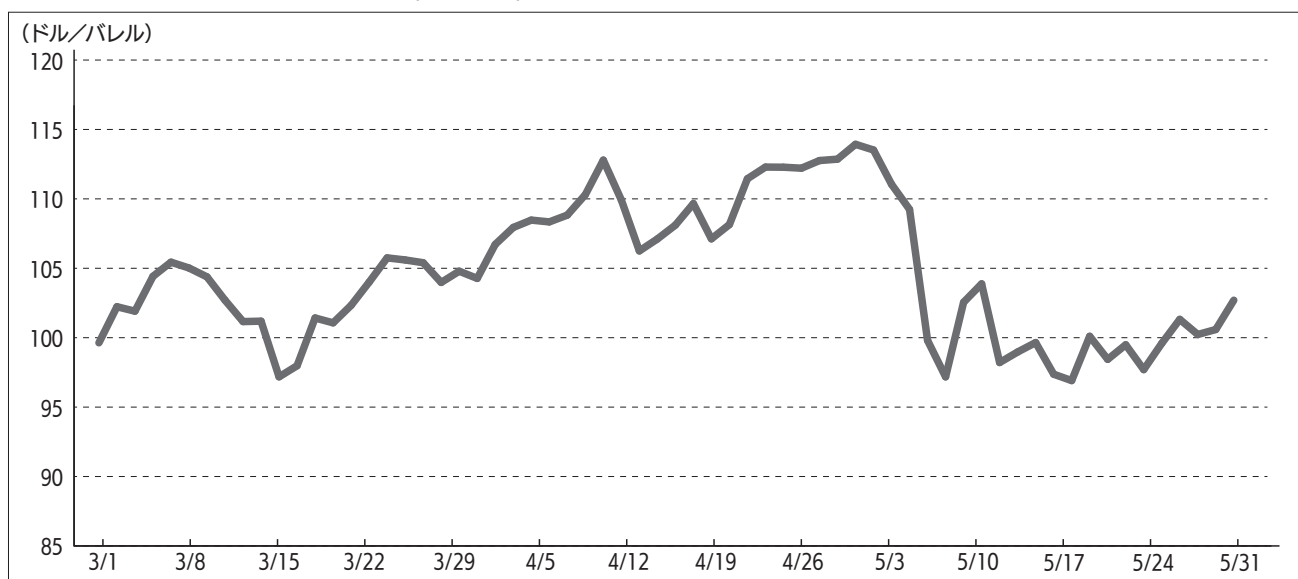
(5) 円高の進行と原油高の継続²⁾

円高はリーマンショック以降から一貫して進行しており、東日本大震災前には1ドル=82円前後の水準で推移していた。しかし、震災後の2011年3月17日に1ドル=78.35円と、1995年4月の79.75円を超えて16年ぶりに当時の史上最高値を更新した。

また、震災直後の原油先物市場においては、原発事故の深刻化や震災による日本経済の停滞を受けた世界経済の成長鈍化による原油需要の減少という見方から原油価格は低下した。しかし、その後、3月18日のG7による外国為替相場への協調介入を経て、世界の主要国が震災の影響を緩和することへのコンセンサスが形成されたことに加え、原発の停止に伴う追加の原油需要が増加するのではないかと

2) 本項目の記載に当たっては、「通商白書2011」の記載を参考にした(為替相場は頻繁に変動するために本文と図表とで具体的な数値が一致しない場合がある)。

図表 2-7 2011年の原油価格の推移(WTI先物)



(出典) 米国エネルギー情報局公表データより本行作成

う見方がある中で、仏英米軍によるリビア攻撃による地政学リスクの高まりもあり、原油価格は再度上昇した。

4月に入ってから、WTI原油先物は1バレル110ドル前後と、高値で緩やかに上昇した。また、4月28日、米連邦準備制度理事会 (FRB) のバーナンキ議長が、連邦公開市場委員会 (FOMC) は現状の緩和的な金融政策を維持するという方針を示したことを受けて、市場では資金の流入が継続するとの予想が高まり、WTI原油先物は1バレル113ドル台にまで上昇した。

(6) 民主党政権の成立

2007年7月の参議院選挙で民主党が大勝、参議院で多数の議席を握った。さらに2009年7月に衆議院が解散総選挙となると、民主党は絶対安定多数を超える308議席を獲得して、自民党からの政権交代を実現した。

第2項

東日本大震災とわが国経済への影響と対応

(1) 東日本大震災

2011年3月11日14時46分ごろ、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で、深さ約24kmを震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。これは、日本国内観測史上最大規模で、米国地質調査所の情報によれば1900年以降、世界でも4番目の規模の地震であった。

この地震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測されたほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。北海道から九州地方までのほぼ日本全域にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測された。

この大震災で特筆すべきは、岩手、宮城、福島を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲ったことであった。

国土地理院によると、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村における浸水範囲面積

の合計は561km²。これは、山手線の内側の面積の約9倍に相当する広範囲なものであった。

被害状況等については、津波の襲来もあり震災後9年を経てなお行方不明者も多く、全容は把握されていない。震災から3カ月を超えた6月20日時点で、人的被害として死者約1万5,000人、行方不明者約7,500人、負傷者約5,400人に上り、過去3番目に大きな規模となっている。

この大規模な被害を受けて、多くの人が避難生活を余儀なくされ、2011年6月20日時点で約12万5,000人が避難所で生活することになった。

(2) 福島原発事故

東京電力福島第一原子力発電所は、福島県双葉郡大熊町と双葉町にまたがって存在し、合計6基の沸騰水型軽水炉（BWR）が設置されていた。

東日本大震災を受けて、福島第一原子力発電所では、震度6強を感知し、運転中であった1～3号機の原子炉は、すべて自動停止した。しかし、その後襲来した津波が甚大な被害をもたらした。

福島第一原子力発電所では、想定される津波の最高水位を6.1mとしていたが、これを大幅を超える約13m（浸水高は約15m）の大津波が発生し、原子炉建屋やタービン建屋が浸水した。これによって多くの電源盤が浸水、また、1～5号機では、非常用ディーゼル発電機も停止し、全交流電源を失った。さらに、原子炉圧力容器内を冷却できない状態が続く1～3号機では、炉心損傷により高温・高压状態になったことで圧力容器の閉じ込め機能が劣化し、原子炉建屋内との間で隙間が生じる中で燃料が溶融（炉心溶融）する事態に至り、放射性物質が圧力容器の外に放出される状態となった。

また、原子炉を覆っていた圧力容器のシール材も高温で劣化した結果、原子炉建屋内に水素が充満したことで、1、3、4号機において水素爆発が起き、原子炉建屋が大きく損壊したことで放射性物質が外部に放出される事態に至った。

国際原子力機関（IAEA）が定める原発事故の国

際評価尺度では、最悪レベルの“深刻な事故”を指す「レベル7」とされた。わが国はこのような状況下、3月11日の19時03分、原子力緊急事態宣言を発令、20時50分に福島県が発電所から半径2km以内に避難指示を発したことを皮切りに、国が順次避難範囲を拡大、3月12日18時25分には半径20km圏内に避難指示が出され、3月15日11時00分には、半径20～30km圏内に屋内退避指示が出された。

その後、線量の減少に伴い、避難指示は一定の地域で解除されている。しかしながら、引き続き線量の高い「帰還困難区域」が残されている。

事故の原因について、IAEAは2015年の福島第一原子力発電所事故事務局長報告書の巻頭言において「事故につながった大きな要因のひとつは、日本の原子力発電所は非常に安全であり、これほどの規模の事故はまったく考えられないという、日本で広く受け入れられていた想定であった。この想定は原子力発電所事業者により受け入れられ、規制当局によっても政府によっても疑問を呈されていなかった。その結果、日本は2011年3月には重大な原子力事故への備えが十分ではなかった」と総括した。

また、事故による健康への影響について、IAEAは同報告書で以下のように総括している。（報告書11ページ）

作業員又は公衆の構成員の間で、事故に起因しうると考えられる放射線による早期健康影響は観察されなかった。

遅発性放射線健康影響の潜伏期間は数十年に及ぶ場合があり、このため被ばくから数年後の観察によって、被ばく集団にそうした影響が発生する可能性を無視することはできない。しかし、公衆の構成員の間で報告された低い線量レベルに鑑み、本報告書の結論は、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の国連総会に対する報告の結論と一致している。UNSCEARは「被ばくした公衆の構成員とその子孫の間で、放射線関連の健康影響の発生率について識別可能な上昇は予測されない」と確認した。

(3) 原子力関連企業の動向、わが国エネルギー政策への影響

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、先述のとおり発電所内の被害のみならず周辺地域における多数の住民の退避や事業所の閉鎖などが生じたことで、広範囲にわたり多大な損害が発生した。わが国の原子力損害の賠償に関する法律第3条では、原子力損害が生じた場合の原子力事業者の無過失責任を規定している。一方で同法は「損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき」には原子力事業者の免責を認めている。しかし、福島第一原子力発電所事故では、政府は同法に基づく免責を東京電力に認めず、同社が損害賠償責任を負担することになった。2021年11月まででその損害賠償の支払額は約9兆9,760億円に及んだ。

この東京電力の巨大な賠償を支援するため、政府は2011年9月に原子力損害賠償支援機構（その後2014年に「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改組）を設置、2012年6月27日、東京電力は、原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式を発行し、同機構を介して日本国政府から1兆円の公的融資の注入を受けることを株主総会で承認。7月31日に原子力損害賠償支援機構が50.11%の議決権を取得、実質的に国有化され、東京電力による損害賠償は一義的には同機構からの交付金によって行われている。

さらに福島第一原子力発電所の事故は、わが国のエネルギーセクターに広く影響を及ぼした。まず、事故後2012年に国内の全原子力発電所が停止したことにより、海外からの化石燃料依存度が増大し、2013年度には総発電電力量の約88%を占めるに至り、これは第1次石油ショック時（約76%）以上の水準であった。火力発電の焼き増し用の燃料費も震災前から約3.6兆円の増加となり、一般家庭の電気料金は震災前と比べ平均2割程度上昇した。また一般電気事業者のCO₂排出量は1.1億トン増加し、日本のCO₂排出量は約9%増加した。

福島第一原子力発電所事故の影響は海外にも及んだ。多くの国で原子力の規制が見直される中で、東芝の子会社であるウェスティングハウス・エレクトリック・カンパニー（WEC）が建設していた米ジョージア州のボーグル発電所とサウスカロライナ州のV.C.サマー原子力発電所における、計4基のAP1000原子炉の建設計画が大幅に遅延したことによるコスト増が生じ、2016年12月に巨額の損失計上を必要とすることが発覚、WECは2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく破産保護を申請した。親会社の東芝はWECの債務保証をしていたため、これを受けて東芝本体においても2017年3月期で債務超過となり、東証一部から二部に降格、半導体子会社を売却することで債務超過を解消することができた。

第3項

資源エネルギーをめぐる情勢変化 及び環境問題ならびに わが国が抱える資源エネルギー の構造的課題

(1) シェール革命と米国のエネルギー政策転換

シェール革命とは、経済的に掘削が困難と考えられていた地下2,000mより深くに位置するシェール(頁岩)層の開発が技術的に可能になったことで、当該層に堆積するシェールオイルやシェールガスの掘削が本格化し、世界のエネルギー事情に大きなインパクトを与えた出来事をいう。シェール革命は、2006年ごろから本格化するが、それは以下の3つの技術革新により支えられていた。

1つ目は、石油やガスが閉じ込められた岩石の層に沿った掘削を可能とする「水平坑井」(水平掘技術)である。従来は垂直あるいは斜めに掘削する坑井が主流であるが、水平坑井を採用することで、岩石との接触面積がより広くなり、1坑井当たりの生産量は数倍に増加した。

2つ目は「水圧破碎」であり、これは、石油やガスが存在する地層に圧縮した液体を流し込んで圧力をかけ(フラクチャリング)、それによって生じた人工的な割れ目(フラクチャー)により、石油やガスの流れにくさを改善する技術である。

そして3つ目は「マイクロサイズミック」で、フラクチャー形成の際に発生する地震波を観測・解析し、フラクチャーの進展を検知する手法で、石油やガスの回収率向上に貢献するものである。

シェール革命は北米で進展し、米国はこの結果、2017年には天然ガスの消費国から純輸出国に転じることになった。これは米国が「Pivot to Asia」を掲げ、中東からアジアに外交政策の重点を転換していくことになった遠因にもなった。また、シェール革命は、天然ガス価格の低位安定をもたらした結果、発電用燃料における石炭需要を減らし、オバマ

政権が脱石炭を掲げる遠因となった。

しかし、2016年11月に実施された米国大統領選挙で「America First」を掲げ当選したトランプ大統領は、2017年6月には気候変動に関するパリ協定からの離脱を表明した。これは、そもそもトランプ大統領が気候変動に対して懐疑的であることに加え、トランプ大統領の支持母体であるラストベルトの鉄鋼業や、その原燃料である石炭が産出されるウェストバージニア州に配慮したものであるとする見方がある。

(2) アラブの春

2010年12月、チュニジアの青年、ムハンマド・ブアジジが焼身自殺したことがきっかけとなり、チュニジア全土で大規模な反政府デモが広がった。チュニジアではベンアリ大統領が23年間長期政権を維持していたが、国民の不满を抑えることができず、サウジアラビアに亡命し政権は崩壊した。これがチュニジアで最も広く見られる花から名付けられたジャスミン革命と呼ばれる、一連のアラブ諸国における政変「アラブの春」のきっかけとなった事件である。

反政府運動は他国にも飛び火した。ヨルダンとモロッコでは憲法改正による比較的穏やかな政治改革にとどまった。

他方、リビアや、エジプト、イエメンでは反政府運動は政権の崩壊につながった。リビアでの反政府運動は、2011年2月27日にカダフィ政権を批判して辞任したアブドルジャリル前司法書記がベンガジで暫定政権「リビア国民評議会」設立を宣言、内戦状態となった。3月に国連安全保障理事会で空爆が承認され、米英仏を中心とした多国籍軍が政府軍に対して空爆を開始した。反政府側は徐々に首都トリポリに迫り、8月について首都を制圧、カダフィ政権は崩壊した。逃亡したカダフィは出身地であるスルトに潜伏していたが、国民評議会側は10月にスルトも制圧し、カダフィは拘束・殺害された。

エジプトでは、ムバラク大統領が30年にわたり

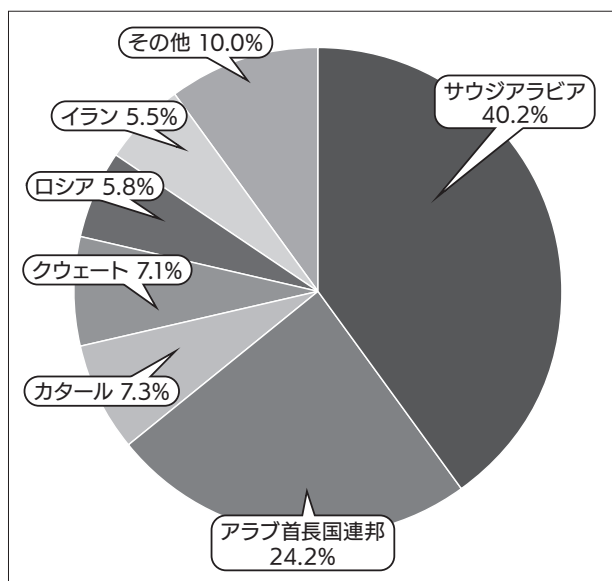
政権を維持していたが、2011年1月に大規模なデモが全土で発生し、2月には全土で100万人規模のデモに発展、ついにムバラク大統領は、全権をエジプト軍最高評議会に委譲して辞職することになった。

2012年に行われた大統領選挙では、ムスリム同胞団系の「自由と公正」からムルシが立候補し、当選した。しかし、イスラム主義に基づいた統治を進めたことで、国内の世俗派から強い反発を受け、エルシーシ国防大臣らによるクーデターにより政権を追われることになった。

イエメンでは、30年以上にわたり統治していたアリー・アブドラー・サーレハ大統領がデモをきっかけに退陣。2012年に行われた選挙では、ハーディ元副大統領のみが立候補し当選、大統領に就任したが、シーア派の指導者であったムハンマド・アリ・アル・フーシは選挙をボイコット。結果として2015年のフーシ派によるクーデターとイエメン内戦につながっていく。

一方、シリアの大統領バシール・アル・アサドは、30年近くにわたってシリア大統領を務めたハーフィズ・アル・アサドの次男であった。2011年1月から反政府デモが始まったが、シリアでは反体制派は反アサド以外の点でまとまることはなく、

図表 2-8 わが国の国別原油輸入比率(2017年)



(出典) 財務省「貿易統計」より本行作成

また政府軍がアサド家に忠実で、ロシアやイランが軍事支援を行い、積極的にアサド政権を支えた。その結果、シリア内戦は欧米とロシア、湾岸諸国とイランの代理戦争の様相を呈するようになり、長期化することになった。

(3) 「イスラム国」の国家樹立宣言

2009年2月にオバマ米大統領は、イラクに展開する米軍戦闘部隊の撤退計画を発表。2010年の8月までには戦闘部隊の撤退が完了するとともに、新生イラク軍の訓練のために残留した米軍も2011年末に撤退した。

しかしイラクのマリキー首相は国内を掌握しているとはいいがたく、バグダディがリーダーになった「イラクにおけるイスラム国」がイラク各地でテロ活動を継続、シリアで活動していたヌスラ戦線のメンバーと共に、2013年4月に「イラクとレバントにおけるイスラム国 (ISIL)」を結成することを宣言した。

これに対する主要国の対応がまとまらない間に、ISILは勢力範囲を拡大、2014年6月にバグダディは自らをあらゆるイスラム教徒の指導者たる「カリフ」であるとして、カリフ統治領を樹立し、「イスラム国 (IS)」と称することを宣言した。

このような状況に至り、ようやく2014年8月、米軍がISに対して、まずイラクで限定的な空爆を開始。有志国やトルコもこれに加わり、徐々にISを掃討、2017年10月にはISの首都であるシリア北部の都市・ラッカは陥落し、ISは事実上崩壊するに至った。

最終的に、2019年10月、米軍の特殊部隊がシリア北西部イドリブ県でバグダディに対する急襲作戦を行い、トンネル内に追い詰められたバグダディは自爆ベストを爆破させ死亡した。

(4) JCPOA

イランは1958年から国際原子力機関 (IAEA) に加盟しており、核不拡散防止条約にも1968年の

発足当初から参加していたが、2002年にIAEAへの未申告の核施設を建設していたことが発覚してから、核開発疑惑が持ち上がった。当初は外交的な解決が目指されたものの、保守強硬派のアフマディネジャド大統領の就任後にイランはウラン濃縮を断続的に行うに至り、そのため2007年3月に国連安全保障理事会は経済制裁を含む決議1747号を採択した。

これに対しイランはフォルドに新たなウラン濃縮施設を建設、米国、EUがイランへの石油禁輸や金融制裁の強化で応じるなど、緊張はさらに高まった。

しかし2013年6月の大統領選で保守穏健派のロウハニ師が当選すると、国際社会との対話路線に転じ、2015年7月にイランとEU3（英・仏・独）+3（米・ロ・中）の外相級会合で、包括的共同行動計画（Joint Comprehensive Plan of Action：JCPOA）が最終合意に至り、同月の国連安保理でも全会一致で承認された。JCPOAは同年10月に発効、2016年にはIAEAがイランのJCPOA順守を確認し、米欧による経済制裁は解除された。

しかし、トランプ大統領の就任後、米国は政策を転換し、2017年10月にはトランプ大統領は「イランが合意を順守しているとは認めない」と発表し、2018年5月にJCPOAから離脱することを表明した。

イランからの原油輸入はわが国の全体の5.5%を占め（2017年）、重要な取引相手であった。米国政府はわが国に対して6カ月間の取引猶予期間を認めたものの、2019年には猶予期間の延長は認められず、イランからの原油輸入は完全に停止されることとなった。

(5) プーチン大統領の再登板

ロシアのプーチン大統領は、2000～2008年の間に大統領職を務めた後、2008～2012年までの間、首相職を務めた。そして2012年の大統領選では約63%の得票率で当選、大統領の任期は6年に延長されたため、2018年が任期満了となった（さらに2018年の大統領選挙では得票率76%で圧勝し、任

期満了は2024年となった）。

他方、その間に西側各国は北大西洋条約機構（NATO）を拡大し、旧ワルシャワ条約機構の国々がNATOに加盟することが続いていた。

ウクライナでは、2010年に親口派のヤヌコーヴィチが大統領に就任していたが、2013年にEUとの政治・自由貿易協定の署名を拒否すると、2014年2月にキエフで大規模な抗議行動が発生、暴動に発展し、治安当局と衝突する事態に至った。これをきっかけにしてヤヌコーヴィチ大統領は失脚、ロシアに亡命した。

これに対して2014年2月23日、クリミア住民が抗議し、新政権と衝突した。クリミアはもともと露土戦争（1768～74年）を経てロシア帝国の影響下に入り、ソビエト連邦成立後もその支配領域に入っていたが、スターリンの死後、1954年にフルシチョフ書記長の下、ロシア共和国からウクライナ共和国へ両国の友好の証として割譲され「クリミア自治共和国」となったものであり、ロシア系住民が多数派を構成していたのであった。

クリミア住民に呼応する形で、ロシア兵がクリミア自治共和国最高会議を制圧、3月16日に、クリミア自治共和国議会と、セヴァストポリ市議会はロシアへの編入を問う住民投票を行い、両方で9割以上の賛成票が投じられたことを踏まえ、3月17日にロシアは「クリミア自治共和国」の独立を承認し、3月21日にはクリミアとセヴァストポリの編入に関する条約がロシア議会で批准された。

時を同じくして3月にはロシアと国境を接し、ロシア系住民の多いウクライナ東部のドネツィク州及びルハーンシク州で、ロシアが主導したとされる親口派武装勢力が蜂起し両州を実効支配、ウクライナ政府軍との間で内戦状態になった。2014年9月には西側諸国の仲介もあって、いったんは停戦合意（ミンスク合意）が成立したものの、反政府側、政府側共に合意を順守せず、合意は失敗に終わっている。

クリミア併合、ウクライナ東部2州における介入のいずれについても、米国やEUは強く反発し、ウ

図表 2-9 ロシアの実質GDP成長率 (%)

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
3.4	1.3	0.7	△ 2.8	△ 0.2

(出典) IMF4条協議報告書2015、2016、2017より本行作成

クライナの親口派ならびにロシアに対し2014年3月より経済制裁を科し、順次対象を拡大している。中でも、2014年12月に米国では「ウクライナ自由支援法」が制定され、ロシアのエネルギー企業・銀行を含む制裁対象企業と金融取引を行った米国以外の外国企業に対して制裁を科すことが可能になり、本行業務にも影響を与えうることになった。また、トランプ政権においても2017年8月に米議会はロシア制裁強化法を制定、これまでの大統領令が法制化されるとともに対象も拡大、また一定の場合に大統領に制裁発動を義務付ける規定も盛り込まれた。その結果、IMFによるとロシアの実質GDP成長率は、2015年には△2.8%、2016年も△0.2%と2年続けてのマイナス成長となり、プーチン大統領は苦境に立たされた。

日本はウクライナ問題に関する制裁について西側諸国と歩調を合わせながらも、単独制裁は行わず北方領土問題とは切り離していた。そして、2016年5月に安倍晋三総理はプーチン大統領に「8項目の協力プラン」と「北方領土での共同経済活動」を提案。経済協力で信頼関係を構築して、北方領土問題を含む平和条約交渉につなげる方向をとった。

ところで、ロシアでは近年、北極海開発が注目を集めるようになった。これは、地球温暖化の進展により北極海の海水が減少し、夏季に航海できるようになったためである。横浜港から独ハンブルクまでの航路を比較すると南回りは2万1,000kmであるのに対し、北極海航路は1万3,000kmと約6割に距離が短縮されることから、欧州とアジアを結ぶ新たな選択肢としての可能性が高まっている。そのため、2013年にプーチン大統領は「北極海開発計画」を承認したほか、2018年には大統領令「2024年まで

のロシア連邦開発のための国家目標及び戦略事項」を発し、2024年までに北極海航路の輸送量を年間8,000万トンとすることを掲げている。

北極海地域でも、とくにヤマル半島周辺は天然ガスや油田が存在しているため、ロシア政府はこの開発を積極的に進めようとしている。中でも、アークティックLNG2は、ロシアのヤマロ・ネネツ自治管区ギダン半島でLNGプラント（年間生産能力1,980万トン）を建設・操業するプロジェクトで、三井物産と独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の合弁会社がLNGの引き取りを行う予定である³⁾。

(6) 気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15)

2009年12月、デンマークのコペンハーゲンで、COP15と京都議定書第5回締約国会合 (CMP5) が開催され、192カ国・地域から約4万人が参加した。それまでのCOPでは会議の最後に環境大臣等の関係閣僚の会合が行われることが通例であったが、COP15では、鳩山由紀夫総理、米国のオバマ大統領、中国の温家宝首相をはじめ、115もの国から各国のトップが集まり、初の首脳級会合が行われた。

同会議では「コペンハーゲン合意」に留意することが決定され、その中で「先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012年の間に300億ドルに近づく新規かつ追加的な公的資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020年までには年間1,000億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする」ことが盛り込まれた。

これに関し日本政府は、すべての温室効果ガス主要排出国が参加する、公平で実効性のある枠組みの構築と野心的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、鳩山総理が、排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、

3) LNG2プロジェクトの関係では2019年7月に、本行は三井物産と石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資金額の一部（1億2,500万ユーロ）を融資している。

図表 2-10 COP15での主な国の温室効果ガス削減目標

国	削減目標	基準年
オーストラリア	△5～△15%または△25%	2000
EU	△20%/△30%	1990
日本	△25%	1990
ニュージーランド	△10～△20%	1990
ノルウェー	△30～△40%	1990
ロシア	△15～△25%	1990
米国	△17%	2005
カナダ	△17%	2005

(出典) 本行作成

2012年末までの約3年間で1兆7,500億円（おおむね150億ドル）、そのうち公的資金は1兆3,000億円（おおむね110億ドル）の支援の実施を決定したことを発表している。この「鳩山イニシアティブ」が株式会社日本政策金融公庫法の改正につながっていく。

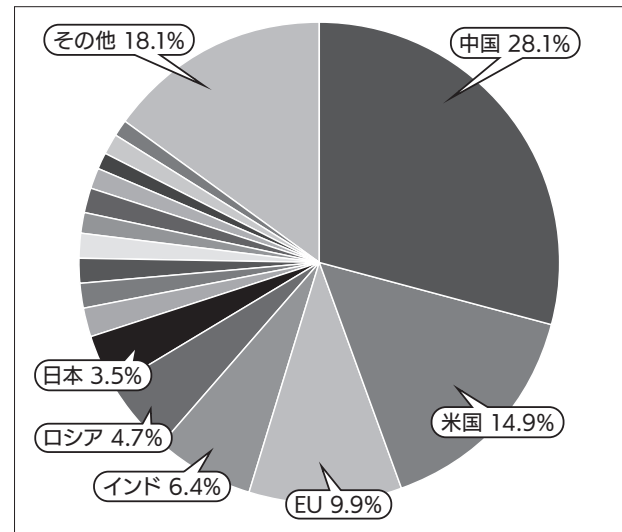
(7) COP21 パリ協定

2016年4月22日、ニューヨークの国連本部で気候変動に関する「パリ協定」の署名式が行われた。この日、署名を行ったのは175カ国とEUの代表であり、1つの国際条約に対する1日の署名国数としては史上最多であった（その後パリ協定は、米国を除く196の国と地域が署名、米国も2021年2月に復帰している）。

気候変動に関するパリ協定は、2020年までの排出量削減目標に合意した1997年の「京都議定書」の後継となるもので、2020年以降の排出量削減目標について規定しており、2015年にパリで開かれた温室効果ガス削減に関する気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で合意された。

パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることと、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスを取ることを世界共通の長期目標として掲

図表 2-11 主要国温室効果ガス排出量シェア（化石燃料由来）2016年



(注) 7位以下は、次のとおり。
 韓国1.8%、イラン1.7%、カナダ1.7%、サウジアラビア1.6%、インドネシア1.4%、メキシコ1.4%、南アフリカ1.3%、ブラジル1.3%、オーストラリア1.2%、トルコ1.0%

(出典) 国際エネルギー機関(IEA)公表データより本行作成

図表 2-12 主要国の約束草案(温室効果ガスの排出量削減目標)(2015年12月12日時点)

先進国(附属書I国)	
米国	2025年に△26～△28% (2005年比)。28%削減に向けて最大限努力。
ロシア	2030年に△25～△30% (1990年比) が長期目標となり得る。
EU	2030年に少なくとも△40% (1990年比)。
カナダ	2030年に△30% (2005年比)。
オーストラリア	2030年までに△26～△28% (2005年比)。
日本	2030年度に2013年度比△26% (2005年度比△25.4%)。
途上国(非附属書I国)	
中国	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量△60～△65% (2005年比)。2030年前後にCO ₂ 排出量のピーク。
インド	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量△33～△35% (2005年比)。
インドネシア	2030年までに△29% (BAU比)。
ブラジル	2025年までに△37% (2005年比)。2030年までに△43% (2005年比)。
韓国	2030年までに△37% (BAU比)。

(出典) 環境省「COP21の成果と今後」より本行作成

げている。

パリ協定は京都議定書と異なり、途上国を含むすべての参加国に排出削減を求めている。これは、京都議定書以降、途上国の経済発展に伴い排出量も増大し、2016年では世界で最大の排出国は中国(28.1%)になったことによる。

また、京都議定書では、先進国に対して一定の排出削減目標が課せられるアプローチが採用されていた。しかし、このトップダウンのアプローチに対して公平性及び実効性の観点から懸念があり、パリ協定では各国に自主的に削減目標を策定するアプローチが採用されている。

なお、日本政府は、2030年度に2013年度比で26%削減するという目標を設定した。

パリ協定は決して経済活動を阻害するものではない。日本政府はパリ協定を経済成長のチャンスと捉えており、2018年にパリ協定期長成長戦略懇談会を立ち上げ、その提言を踏まえて、2019年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(パリ協定期長成長戦略)」を閣議決定している。

この中では、「CO₂排出削減に貢献するエネルギー

インフラの国際展開」「CO₂排出削減に貢献する都市・交通インフラの国際展開」が施策として掲げられており、本行の活動が期待されている。

(8) 国連総会でSDGsが採択

2000年に採択された開発途上国の貧困削減を目的とした「ミレニアム開発目標(MDGs)」は、貧困削減に対するターゲットが2010年までに達成されるなど一定の成果を上げた。ここで採用された国際目標設定のアプローチが評価され、2012年の国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書の中では、ポスト2015年開発アジェンダに統合されていく目標として記述された。

その合意形成プロセスとして、すべてのステークホルダーへ開かれた政府間交渉プロセスとするために、オープンな作業部会(Open Working Group: OWG)が設置されたことが特徴である。OWGは加盟国から指名される30名の専門家から構成され、2013年の3月に行われた最初のセッションを含め13回にわたって精力的に議論を行い、2014年7月の最終案で、17の目標と169のターゲットの絵姿が

図表 2-13 SDGs17の目標



(出典) 国連広報センターウェブサイト

固まった。そして最終的に2015年9月の国連総会で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる形式で、SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) が採択されることになった。

SDGsはMDGsと異なり途上国だけでなく先進国も含めた普遍的な目標となっているほか、政府、市民社会、民間セクター、国連機関等の主体によるパートナーシップの重要性が強調されており、ファイナンスについても多様な形で動員されることが期待されている。

(9) わが国エネルギー政策の転換

2010年6月に策定されたエネルギー基本計画(2010年6月18日閣議決定)では、①我が国の資源エネルギーの安定供給に係る内外の制約が一層深刻化している、②地球温暖化問題の解決に向け、エネルギー政策に関するより強力かつ包括的な対応への内外からの要請の高まり、③エネルギー・環境分野に対し、経済成長の牽引役としての役割が強く求められるようになったという現状認識の下、2030年に向けた目標として、エネルギー自給率と化石燃料の自主開発比率を倍増して自主エネルギー比率を約70%とすること、電源構成に占めるゼロ・エミッション電源(原子力及び再生可能エネルギー由来)の比率を約70%とすることなどを記載していた。そして、とくに本行について以下の言及がなされていた。(同基本計画15~18ページ及び36ページ参照)

(ア) 資源国との二国間関係の強化においては、「資源分野を超えた相手国側のニーズに的確に 대응べく、経済協力(政府開発援助<ODA>)・政策金融(国際協力銀行<JBIC>)・貿易保険(日本貿易保険<NEXI>)などの様々なツールを戦略的に活用し、相手国が期待するインフラ整備や幅広い産業協力を推進する」ものとされた。

(イ) わが国企業による上流権益獲得に対する支援については、「資金面の支援として、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を通じたリスクマネー供給、JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する」こととされた。

(ウ) レアメタル等鉱物資源の確保及び、レアメタル・リサイクルや代替材料開発の推進等については、「JOGMEC・JBIC・NEXI等を通じたリスクマネー供給支援等、レアメタル資源確保を目指す我が国民間企業に対する政府支援の一層の充実を図る」[加えて、ベースメタル(鉄、銅、亜鉛等)の安定供給確保のため、JOGMEC・JBIC・NEXI等によるリスクマネーの供給を通じて我が国民間企業の権益確保を支援する]とされた。

(エ) さらに石炭の高度利用については、「石炭火力発電等のシステムの海外展開に対しては、金融面から支援するため、JBICの先進国向け投資金融の対象の拡充やNEXIの貿易保険の拡充等を実施する」ものとされた⁴⁾。

2014年のエネルギー基本計画(2014年4月11日閣議決定)では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとして、国内外でエネルギーをめぐる環境が大きく変化したという認識の下、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大を打ち出した。2014年のエネルギー基本計画における顕著な変化は、原子力政策である。2010年のエネルギー基本計画では、「原子力は、供給安定性・環境適合性・経済効率性を同時に満たす基幹エネルギーである。安全の確保を大前提として、国民の理解と信頼を得つつ、新增設の推進、設備利用率の向上等により、積極的な利用拡大を図る」(2010年基本計画10ページ)とされて

4) なお、同基本計画ではインフラシステム輸出促進との関係で「JBICの先進国向け投資金融の対象の拡充(現在は原子力発電事業及び都市間高速鉄道事業のみが対象)」(同基本計画55ページ参照)の実施も唱えられていたが、この点は、インフラ輸出政策との関連で後述する。

いたが、2014年のエネルギー基本計画では、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」（2014年基本計画22ページ）とされたことである。また2014年のエネルギー基本計画では再生可能エネルギーが「重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられたことも大きな特徴である。シェール革命を背景として、2014年のエネルギー基本計画では、日米のエネルギー協力関係の拡大が盛り込まれたことも特徴である。

そして2014年エネルギー基本計画では、化石燃料への依存度が高まっている状況を踏まえ、「不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある」（2014年基本計画28ページ）ことを掲げた。

また、2010年のエネルギー基本計画では「世界各国が原子力発電の拡大を図る中、原子力の平和利用を進めてきた我が国が、原子力産業の国際展開を進めていくことは、我が国の経済成長のみならず、世界のエネルギー安定供給や地球温暖化問題、さらには原子力の平和利用の健全な発展にも貢献する。また、我が国の原子力産業の技術・人材など原子力発電基盤を維持・強化するとともに、諸外国との共通基盤を構築するとの観点からも重要である。こうした認識の下、ウラン燃料の安定供給を確保するとともに、核不拡散、原子力安全、核セキュリティを確保しつつ、我が国の原子力産業の国際展開を積極的に進める」（2010年基本計画27ページ）とされ、原子力産業の国際展開とウラン燃料の安定供給確保が掲げられていたが、2014年のエネルギー基本計画では、「我が国の産業は、エネルギーを効率的に活用するための技術やノウハウを蓄積しているにも

かかわらず、それらを総合化して国際展開することが少なかった。今後は、こうした技術やノウハウを統合化して、高効率石炭・LNG火力発電、再生可能エネルギー・省エネルギー技術、原子力、スマートコミュニティ等のインフラという形で、その国際展開を推進していくことが重要である」（2014年基本計画66ページ）と大きく記載が改められた点も特徴である。

なお2014年のエネルギー基本計画では2030年の長期エネルギー需給見通し（「エネルギーミックス」）は含まれておらず、その後2015年7月に公表された。

2015年のエネルギーミックスでは、再生可能エネルギーを総発電量の22～24%を占める主力電源とし、原子力やLNG、石炭をベースロード（安定的に発電できる電力源）としてバランスを取る考え方が採用された。また2016年5月13日には、COP21とパリ協定を受けて地球温暖化対策計画が閣議決定され、そこでは「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」という目標が設定された（同計画6ページ）。

もっとも化石燃料政策に関してもその中身には変化が見られる。まず1次エネルギー源としてのLNGの重要性の増大が挙げられる。東日本大震災と東アジアの経済興隆で、LNGの需要国側に変化が生じた一方、シェール革命でこれまでの中東主体の供給国構造が米国にも広がる変化が表れた。そのため、2012年以来、LNGの長期需要見通しに対する理解の促進、取引市場の透明化、今後のLNG市場の姿を議論するため、LNG産出国、消費国が集まるLNG産消会議が日本で開催されるようになった。

2030年エネルギーミックスと、2050年までの80%排出量削減目標は、2018年7月3日に閣議決定されたエネルギー基本計画にも取り込まれた。

2018年のエネルギー基本計画では、脱炭素化技術の開発競争が本格化しつつあり、化石資源に恵まれないわが国はエネルギー技術の主導権獲得が何より必要との認識が示される一方、エネルギーをめぐる地政学的リスクはむしろ増大するという見地に立つ。また金融資本市場においても、ESG⁵⁾・SDGs投資のようにエネルギー転換・脱炭素化のうねりが企業や産業、社会の持続可能性に与える影響を考慮する動きの本格化が指摘された。

他方、2050年の目標については、技術革新等の可能性と不確実性、情勢変化の不透明性が伴い、蓋然性を持った予測が困難であった。このため、野心的な目標を掲げつつ、常に最新の情報に基づき重点を決めていく複線的なシナリオによるアプローチが採用された。

とくに技術開発の分野では、2010年代より、水素が実用段階に入ってきたことが注目される。水素利用の大部分はもともと肥料や化学品製造目的であるが、トヨタ自動車の水素燃料電池車「ミライ」が2014年に発表され、運輸セクターで利用が拡大する可能性が出てきた。また、再生可能エネルギーや原子力から水素を製造して、エネルギー需要の季節変動の調整に用いる可能性も出てきた。日本は以前から水素技術では先進的に取り組んでいたが、欧州もとくにエネルギーの季節需給調整用途で水素に注目するようになり、国際的な需要が見込まれるようになった。他方、需要拡大のためには、安定的な供給体制の整備も必要であるが、廉価な褐炭から水素を製造しつつ、排出される二酸化炭素については地中に埋め戻す技術も開発が進んだ。

こうした潮流を背景に、わが国政府は2017年12月には「水素基本戦略」を策定し、他国と連携しながら水素技術の開発・普及・国際サプライチェーンの確立に取り組んでいくことになった。

第4項

新興国を中心とした経済成長に伴う膨大なインフラ需要とわが国成長への取り込み、わが国経済成長戦略

(1) 旺盛なインフラ需要及び競争の激化

世界のインフラニーズが注目されるようになったのは、アジア開発銀行の経済予測で2030年までのインフラ需要が6兆ドルから8.3兆ドル程度あると示されたことが一つのきっかけである。しかも、大型インフラビジネスはすそ野が広く、幅広い分野での雇用創出の効果が期待できる。

インフラ需要は、途上国だけでなく先進国においても期待された。米国では30基余りの原子力発電プロジェクトが予定され、日本企業が受注活動を行っていた。高速鉄道分野でも米国、英国等をはじめとして多数のプロジェクトが予定されていた。

一方、これに対して、各国のインフラ商談における各国の競争は熾烈さを増していた。たとえば米国では2010年1月に、オバマ大統領が今後5年間で輸出を倍増し200万人の雇用を創出する計画を発表。加えて同年2月4日、米国政府は「Export Pro-

図表2-14 インフラ投資見込み

	GDP成長率予測 2005～2030年 (平均、%)	インフラ投資額 (エネルギー分野、 兆ドル)
東アジア	5.2	3.5～4.9
東南アジア	4.5	0.9～1.3
南アジア	5.7	1.1～1.5
中央・西アジア	4.9	0.4～0.6
大洋州	2.9	0.03～0.04
平均/合計	5.2	6.0～8.3
(参考) 日本	1.2	0.6～0.8

(出典) 内閣府国家戦略室「パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議 中間とりまとめ」(2010年6月) P7図表1より本行作成

5) 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字。ESG投資は、ESGに積極的に取り組む企業への投資。

motion Initiative] を発表し、新たに商務省、国務省、中小企業庁、米国輸出入銀行、農務省等のトップによって構成される大統領直属の「Export Promotion Cabinet」を設置した。また、韓国は、アラブ首長国連邦（UAE）での原子力発電所受注の成功体験も踏まえ、「海外建設活性化対策」を発表。その中で、「関係機関受注支援協議会」の設置や「国土海洋官（国土海洋アタッシュ）」の在外公館への配置などの具体的な輸出促進策を取りまとめた。

また、中国のキャッチアップは目覚ましく、従来、ドイツ、米国、日本がトップグループを占めていた

機械輸出の分野において急成長しており、2006年に日本、2007年に米国を抜き、2008年には首位のドイツを抜いて、機械輸出額で世界トップの位置に立った。

(2) わが国インフラ輸出戦略

2009年12月、UAEのバラカ原子力発電所プロジェクトで、日立を中心とする日米連合が韓国電力公社のグループに敗れ失注したというニュースは大きな衝撃を与えた。4基合計、186億ドルの受注は、当時、単独では史上最大の原子炉契約であった。日

図表 2-15 世界における大型インフラ投資(鉄道・原子力発電)プロジェクト

国名	概要	本邦関連企業/事業規模等
(1) 鉄道		
米国	①カリフォルニア州高速鉄道計画(サンフランシスコ～サクラメント～サンディエゴ、総延長1,300km)	①事業規模(第一期…サンフランシスコ～アナハイム間約800km):約426億ドル、補助金額:約22.5億ドル。本邦企業が関心。
	②フロリダ州高速鉄道計画(タンパ～オーランド～マイアミ間、約500km)	②事業規模(第一期…タンパ～オーランド間約135km):約33億ドル、補助金額:約12.5億ドル。本邦企業が関心。
	③シカゴ・ハブ・ネットワーク(総延長3,720km)その他、多数の計画が存在	③シカゴを中心とした在来線の高速化(130～180km/h)、補助金額:約26億ドル。本邦企業が関心。 ※補助金額は、2010年1月28日に配分決定。
英国	高速鉄道車両更新計画	本邦企業が優先交渉権を獲得。 事業規模:75億ポンド(1兆円弱)
オーストラリア	ゴールドコーストLRT計画	事業規模(第一期…グリフィス大学～ブロードビーチ間約13km)
ブラジル	リオ～サンパウロ～カンピーナス間高速鉄道計画	日本企業連合が受注に向け注力中。
インド	インド貨物専用鉄道建設計画	西回廊(デリー～ムンバイ間)に対し円借款(STEP)供与を適用開始。
(2) 原子力発電		
米国	全米で約30基(100～140万kW/基)の増設計画(テキサス、サウスカロライナ等)	各本邦企業が受注に向け注力中。
UAE	新規原発導入(4基×140万kW)	本邦企業が日米連合を組み応札するも韓国勢が受注(総額3.7兆円)。
インドネシア	新規原発導入計画(約400万kW)	(2007年両国関係省庁間協力に係る覚書作成)
ベトナム	新規原発導入計画(約400万kW)	官民一体の取り組み(2008年両国関係省庁間協力に係る覚書作成)。
ヨルダン	増設計画(計200万kW)	本邦企業勢を中心にフォロー中。
南アフリカ	増設計画(計1,200万kW)	各本邦メーカーがフォロー中。
トルコ	新設計画(135万kW×4基)	ロシア・韓国が先行。
英国	増設計画(5～6基)	各本邦メーカーがフォロー中。

(出典)「パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議 中間とりまとめ」(2010年6月)8ページより本行作成

立が提案した改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）技術は、日本で運転実績がすでに4基ある最新型であり、他方、韓国が提案したAPR-1400はシンコリ3号機が建設中だったとはいえ、韓国で運転実績のない機種だったにもかかわらず敗北したことは、日本のインフラ輸出体制を見直す重要なきっかけとなった。

バラカ原子力発電所プロジェクトでは、李明博大統領自身が積極的なトップセールスを繰り返して、また建設費200億ドルの調達について、韓国輸出入銀行が100億ドルもの融資を提案、UAE特殊部隊への2年間の訓練や、韓国軍バラカ原発駐留警備などの軍事協力を提案するなど、あらゆる手を尽くしていた。

わが国では、2010年春ごろに、関係省庁から構成されるパッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議が設置され、2010年6月に中間とりまとめを公表した。そして、2010年9月には、第1回のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合が開催された。ここでは、原子力発電や高速鉄道などの重点プロジェクトを指定して、戦略的に取り組んでいくことに加え、以下が施策として明らかにされた。

- ・情報収集力の強化・共有化

「インフラプロジェクト専門官」の指名や関係政府機関拠点の適切な人員配置の検討等、海外ネットワーク機能の強化と情報収集・集約の強化

- ・パッケージ化

各省単独ではパッケージ化できない総合的な取り組みの方策についての検討

- ・トップセールス

総理によるトップセールス（首脳会談時の取り上げおよび親書発出）、担当外の大臣訪問時のアプローチ

- ・関係政府機関の機能強化

公的金融機関の機能強化・活用（国際協力銀行〈JBIC〉の先進国向け投資金融対象の拡充、同行のあり方の検討、日本貿易保険〈NEXI〉の輸出保証保険の填補範囲の拡大、国際協力機構〈JICA〉の海外投融資再開に向けた制度整備）、日本貿易

振興機構〈JETRO〉・新エネルギー・産業技術総合開発機構〈NEDO〉の機能活用等

（「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」説明資料6ページより本行作成）

パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合は、民主党政権の下、自民・公明の連立政権への政権交代の直前の2012年10月まで18回行われた。自民・公明の連立政権成立以後も、インフラ輸出政策は維持され、2013年の3月からは「経協インフラ戦略会議」として、2019年度末までに41回開催されている。

(3) 安倍内閣の成立

2012年12月16日に行われた衆議院総選挙の結果、野党第1党の自由民主党は294議席（改選前119議席、解散・公示後の増減を含む。以下同じ）を獲得し、単独で絶対安定多数（269議席）を確保する大勝で第1党に返り咲いた。また、公明党の31議席と合わせて衆議院再可決が可能となる3分の2を超える325議席を獲得し、政権を奪還した。

この結果を受けて2012年12月26日に自公連立政権樹立が合意され、新たに第96代内閣総理大臣に就任した自由民主党の安倍晋三総裁によって第2次安倍内閣が発足した。これによって安倍総裁は2007年9月26日の辞任から5年3カ月ぶりに総理に再び就任した。

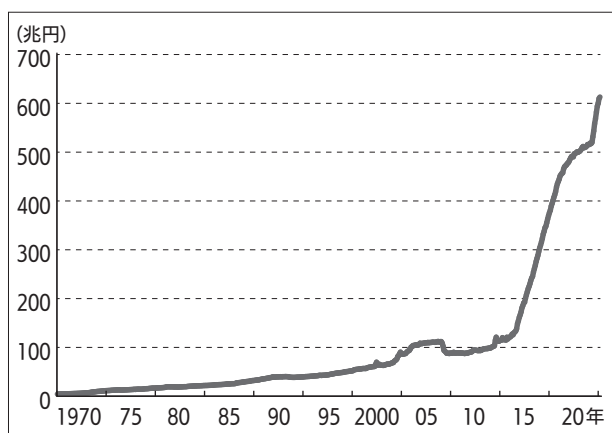
(4) アベノミクスと日銀の異次元緩和

第2次安倍政権においていわゆる「アベノミクス」と称される経済政策は、主に3つの柱「3本の矢」からなっている。

まず1つ目の柱は、大胆な金融緩和策である。2013年の3月に黒田東彦・アジア開発銀行元総裁が日本銀行の総裁に就任すると、デフレの脱却と、2%のインフレターゲットの実現に向けて「異次元緩和」ともいわれる強力な金融緩和策を展開するようになった。

2つ目の柱は「国土強靱化」を実現するための、

図表 2-16 マネタリーベース



(出典) 日本銀行

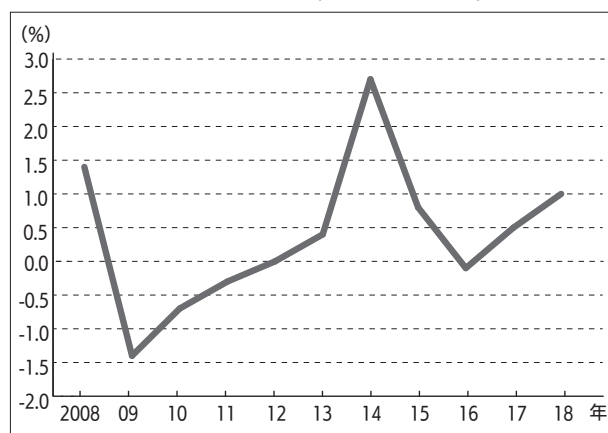
大規模公共事業をはじめとする機動的な財政政策である。

そして3つ目の柱は民間投資を喚起する成長戦略であり、2013年6月に「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」としてまとめられた。この日本再興戦略には3つのアクションプラン（①日本産業再興プラン、②戦略市場創造プラン、③国際展開戦略）が付随しており、中でも「③国際展開戦略—拡大する国際市場を獲得—」の中では、インフラ輸出が大きな政策として掲げられることになった。

また日本再興戦略は、毎年リバイズを重ねていくが、2016年6月に発表された「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」では、イノベーションの創出が掲げられるようになった。本行の2018年度から始まる第3期中期経営計画でイノベーション促進など成長分野への取り組みに焦点が当てられる背景となった。

これらの政策のうち、2%というインフレターゲットについては、図表2-17のとおり消費税の増税があった2014年を除き達成はできていないが、日経平均株価は2012年には1万円台だった水準が、2019年には2万円を超える水準に到達し、また完全失業率は、総務省統計局によると政権発足時の2012年平均で4.3%であったものが、2019年平均では2.4%まで低下させることに貢献している。

図表 2-17 消費者物価指数(総合、対前年比)



(出典) 総務省統計局

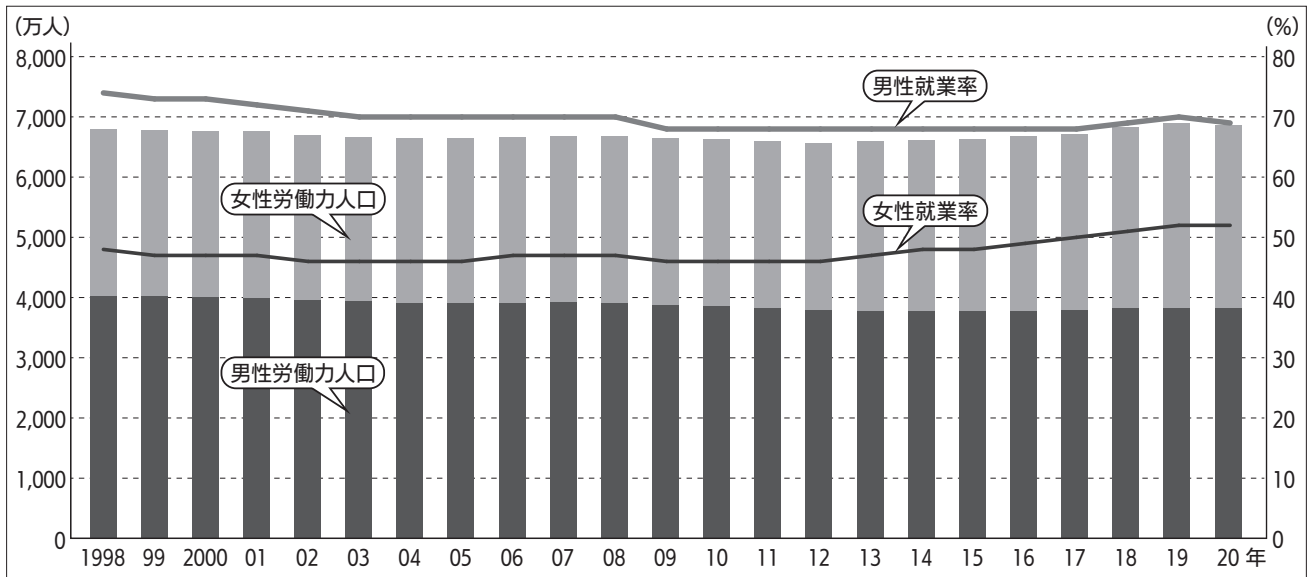
(5) わが国少子高齢化とわが国経済への影響

わが国の総人口は、2008年をピークとして減少傾向にあり、2020年の出生数は84万835人と過去最少を記録、2019年の合計特殊出生率は1.36にとどまった。他方、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しつづけ、2010年には23%だった全人口に占める比率は、2018年には28.1%に拡大している。これに伴い15歳から64歳までの生産年齢人口の比率も2018年には59.7%まで低下し、過去最低の水準になった。

また、男性労働力人口が減少し（1998年4,026万人→2020年3,823万人）、男性の就業率も低下（1998年74%→2020年69%）しているのに対し、女性の労働力人口は増加し（1998年2,767万人→2020年3,044万人）就業率も上昇（1998年48%→2020年52%）しており、労働力不足を女性が補っていることがわかる。

このような状況においては、イノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくるのが重要な課題になる。そのため、わが国政府は、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指し、「働き方改革」を推進することになった。一連の施策の中では、長時間労働は健康の確保だけでなく、仕事と家庭生

図表 2-18 わが国の労働力人口と就業率



(出典) 総務省「労働力調査」より本行作成

活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因と認識され、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい「単線型の日本のキャリアパス」を変えていく必要が認識された。また「パワーハラスメント対策」「メンタルヘルス対策」「男性の育児・介護等への参加促進」の重要性も認識されている。

(6) 中国 習近平国家主席の登場

わが国と中国との間で尖閣諸島をめぐる緊張関係が続く中、2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会をもって胡錦濤、温家宝ら第4世代の指導者は引退し、11月15日に開催された第18期中央委員会第1回全体会議（一中全会）において習近平が政治局常務委員に再選され、党の最高職である中央委員会総書記と軍の統帥権を握る党中央軍事委員会主席に選出された。2013年3月14日、第12期全国人民代表大会（全人代）第1回会議において国家主席・国家中央軍事委員会主席に選出され、党・国家・軍の三権を正式に掌握した。同17日、全人代の閉会式において習主席は就任演説を行い、「中華民族は5000年を超える悠久の歴史を持ち、中華文明は人類に不滅の貢献をしてきた」「中華民族の偉大な

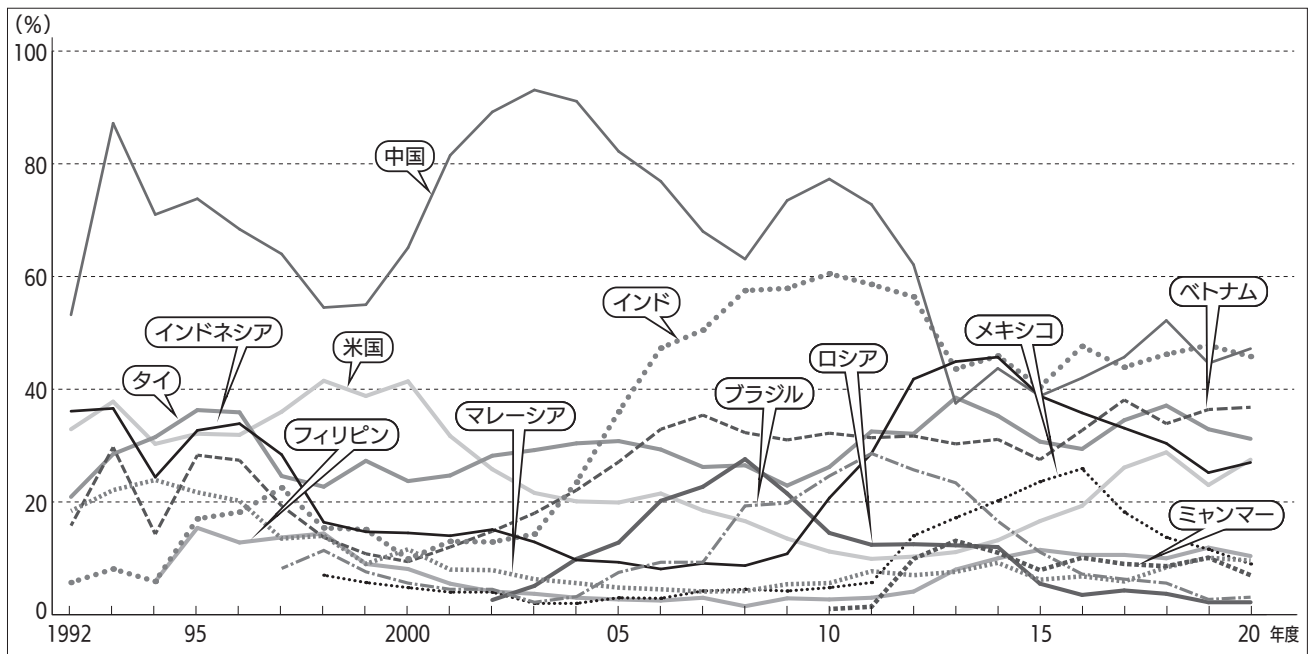
る復興という中国の夢を実現するため引き続き奮闘、努力しなければならない」と述べ、あくまで覇権は求めないとしつつも、かつて大陸においては広大なシルクロードを介して広くヨーロッパまで影響力を及ぼし、海洋においては鄭和の艦隊がアフリカまで進出したかつての中国の栄光を取り戻すという意を込めた巨大な経済圏構想である「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード」（一帯一路）を打ち出した。

他方、2012年に起きた中国進出日系企業に対する暴動事件で、日系企業の中国に対する投資マインドは劇的に悪化した。本行が毎年行っている製造業の海外投資有望国アンケートにおける中国の得票率は、2013年を機に暴落し、中国の件費の上昇も相まって、その後も2012年以前の水準には回復していない。

他方、日中関係は2014年になって改善の兆しを見せ、これと同時に中国公船等による尖閣諸島周辺の領海侵入隻数も減少していく。

2014年11月にはAPEC首脳会議で訪中した安倍総理と習近平国家主席との首脳会談が実現、習近平主席は「我々が今回会ったことは関係改善に向けた第一歩」であるとした。

図表 2-19 本行海外投資アンケート 有望国得票率の推移



(注) 得票率は投票社数/回答社数
(出典) 本行作成

(7) AIIBの成立と中国の「一帯一路」

中国企業の対外進出は、第10次5カ年計画（2001～2005年）における「走出去」戦略にさかのぼる。中国政府が対外直接投資を主要な経済政策にするというこの戦略を掲げた背景には、2001年のWTO加入に伴う市場開放があったといわれる。開放された国内市場に新規参入しようとする外国企業に対抗するために、中国企業は海外から先進的な技術や経営ノウハウを取得して経営力を育成し、増強する必要があった。

この「走出去」戦略は、習近平国家主席の就任により「一帯一路」政策に発展・進化する。2013年9月に、カザフスタンのナザルバエフ大学で「シルクロード経済ベルト」を建設する構想を初めて打ち出し、同年10月に、インドネシアの国会で演説した際、ASEAN諸国と海上協力を強化し、共に「21世紀海上シルクロード」を建設しようと提案した。つまり「一帯一路」は、もともとは、中国からユーラシア大陸を経由してヨーロッパにつながる陸路（一帯）と、中国沿岸部から東南アジア、南アジア、アラビア半島、アフリカ東岸を結ぶ海路（一路）を

意味するもので、中国が世界経済の中心的地位を占めていた古代シルクロードの再現を意識したものであった。

しかし、その後「一帯一路」は中国を中心とする巨大経済圏構想を意味するようになり、地理的にも中南米・アフリカ西岸まで含む全世界に拡大、実質的に中国の対外経済戦略の中核をなす概念となる。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）は、「一帯一路」構想と同時期の2013年に習近平国家主席により提唱され、その後、2014年10月に北京に21カ国が集まり、設立の覚書が調印されたが、その段階では、G7はおろか、ロシアも参加を表明しておらず、AIIBの参加国は限定的にとどまるように思われた。

ここに転機が訪れたのは、2015年3月になって英国が参加を表明したことによる。これに対して日本と米国は、AIIBの透明性そしてセーフガード政策に懸念を示し、慎重姿勢を崩さなかったが、フランス、ドイツ、イタリアも続けて参加を表明。2016年の開業の段階では57カ国が参加するに至った（2020年6月の段階では加盟国は102カ国に上り、アジア開発銀行加盟国を上回っている）。

(8) 米中対立、わが国の自由で開かれたインド太平洋戦略、日米豪連携

トランプ政権になっても、アジア政策についてはオバマ政権時代からのアジア回帰、リバランスの流れは続いていると考えることができるが、対中関係は大きく変化した。トランプ大統領は選挙期間中から中国との間の貿易不均衡について言及し、就任後もこの問題に積極的に取り組んだ。しかし2017年には中国との間で実質的な成果は上がらず、2018年になると中国との間で関税の応酬を行うようになる。3月に鉄鋼・アルミ製品に対して米国が追加関税を課すと、中国は4月に128品目の米国製品に対する報復措置を実施、7月には米国は中国からの818品目に対して追加関税を発動し、中国も報復措置を行う。さらに9月には第3弾の追加関税措置を米中双方が発動した。2019年に入っても関税の応酬は継続し、結局、米中貿易紛争は2020年1月の米中経済貿易協定まで続くことになる。

トランプ政権における米中関係はこのように当初は貿易摩擦問題に端を発するものであったが、ペンス副大統領が2018年10月にハドソン研究所で行った講演に象徴されるように、米中対立は、安全保障、人権、技術競争など幅広い問題に発展していく。そこで、中国との対抗のために政策金融も活用するという観点から、投資保険の機関であったOPIC（海外民間投資公社）について、援助機関の米国国際開発庁（USAID）の一部の機能と合体させて、2019年12月に新たな開発金融機関となる米国国際開発金融公社（U.S.international Development Finance Corporation：USDFC）を誕生させた。さらに、2019年12月には、米輸銀にProgram on China and Transformational Exportsという新たなプログラムの設置を指示し、中国（及び財務長官が指定する特定の非OECD輸出信用アレンジメント参加国）と競合できる条件を、米輸銀が提供可能とする措置を講じている。

日本は、これに対して「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」を提案している。FOIPはもと

もと安倍総理が2016年8月にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）で提唱した構想であるが、2017年11月に初来日したトランプ米大統領と構想について合意をし、首脳会談後に日米共同外交戦略として発表している。

オーストラリアでは2013年のアボット政権成立以来、日本との関係を一層重視する方向に転じ、2014年には両国首脳間で日豪関係を「新たな特別な関係（New Special Relationship）」に引き上げることが合意された。さらに、2017年11月にオーストラリア政府は14年ぶりとなる外交政策白書を発表した。この白書では、中国が影響力拡大を背景に米国とより直接対立する状況を念頭に、インド大洋州における同盟国、すなわち、日本、インドネシア、インド、韓国の重要性を強調し、中でも、日本・米国の3カ国対話に強くコミットしつづけることを表明している。

(9) その他 ミャンマー アウンサンスーチー政権の成立、TPP

2010年11月に軍事政権による軟禁が解除されると、アウンサンスーチーは2012年4月に行われたミャンマー連邦議会補欠選挙に国民民主連盟（NLD）より立候補し、当選を果たした。さらに2015年11月に実施された総選挙において、NLDが圧倒的な勝利を収め、アウンサンスーチー自身も連邦議会下院議員に再選を果たした。しかし外国人が配偶者であるアウンサンスーチーは憲法上、大統領への就任が禁じられていた。

2016年3月、ティンチョー大統領が就任すると、アウンサンスーチーは外務大臣、大統領府大臣、教育大臣、電力エネルギー大臣の4閣僚を兼任した。さらに同年4月には大統領に政治上の「助言」を与えることができる「ミャンマー連邦共和国国家顧問」のポストが新設され、それにアウンサンスーチーを任命する法律が成立した。この「国家顧問」は、憲法の規定で大統領に就任できないアウンサンスーチーに国家の最高指導権を委ねるための措置であっ

た。

また、2008年から2019年という時代は、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）が急激に拡大した時代であった。それ以前に締結された経済連携協定が数カ国しかなかったのに対し、その後は図表2-20のとおり拡大しており、とくにTPP（環太平洋パートナーシップ）やRCEP（地域的な包括的経済連携）のように多国間での枠組みも行われている点に大きな特徴がある。

TPP11は、トランプ政権が誕生したことで米国

が不参加となってしまったが、その後の日本のリーダーシップによって成立にこぎ着けた。また、EUとのEPAは、日欧相互の投資促進への期待につながった。EUとのEPA署名が行われた2018年には、本行と欧州投資銀行（EIB）との間で覚書が締結され、相互の投資を促進するため協力していくことが約束された。

図表2-20 各国との経済連携協定等締結状況

シンガポール	2002年11月発効
メキシコ	2005年4月発効
マレーシア	2006年7月発効
チリ	2007年9月発効
タイ	2007年11月発効
インドネシア	2008年7月発効
ブルネイ	2008年7月発効
ASEAN	2008年12月から順次発効
フィリピン	2008年12月発効
スイス	2009年9月発効
ベトナム	2009年10月発効
インド	2011年8月発効
ペルー	2012年3月発効
オーストラリア	2015年1月発効
モンゴル	2016年6月発効
TPP11 (環太平洋パートナーシップ に関する包括的及び先進的 な協定)	2018年12月発効
EU	2019年2月発効
米国	2020年1月発効
英国	2021年1月発効
RCEP (地域的な包括的経済連携)	2022年1月発効

(出典) 本行作成

テクノロジーの進歩とわが国 産業構造転換に向けて

(1) 第4次産業革命

内閣府によると、第4次産業革命とは、18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、IoT及びビッグデータ、そしてAIを中核とする技術革新を指す⁶⁾。2016年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）では、この現象が取り上げられ、世界的に大きな注目を集めるようになった。

内閣府によると、諸外国を含め、第4次産業革命の具体的な取り組みとして、以下がすでに始まっているとされる。

- ・第1は、財・サービスの生産・提供に際してデータの解析結果を様々な形で活用する動きである。具体的には、製造業者による自社製品の稼働状況データを活用した保守・点検の提供、ネット上での顧客の注文に合わせたカスタマイズ商品の提供、ウェアラブル機器による健康管理、医療分野でのオーダーメイド治療、保安会社による独居老人の見守りサービスの提供などの事例がある。
- ・第2は、シェアリング・エコノミーである。これは、インターネットを通じて、サービスの利用者と提供者を素早くマッチングさせることにより、個人が保有する遊休資産（自動車、住居、衣服等）を他者に対して提供したり、余った時間で役務を提供するサービスとなるもの。具体的には、保有する住宅の空き部屋等を活用して

図表2-21 第4次産業革命への取り組み状況調査結果

	「取り組んでいる」と回答した企業の割合
日本企業	59.1%
米国企業	90.7%
英国企業	89.7%
ドイツ企業	92.7%

(出典)総務省「情報通信白書 平成29年版」P119図表3-2-1-11より本行作成

宿泊サービスを提供する「民泊サービス」や、一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス、個人の所有するモノ（衣服等）を利用するサービスや、個人の持つ専門的なスキルを空き時間に提供するサービス、空いている駐車スペースを利用するサービス等、様々なサービスが登場している。

- ・第3は、AIやロボットの活用である。具体的には、AIを使った自動運転の試行実験、AIを活用した資産運用、介護などでのロボットによる補助の活用等の事例がある。
- ・第4は、フィンテック (FinTech) の発展である。フィンテックとは、金融を意味するファイナンス (Finance) と技術を意味するテクノロジー (Technology) を組み合わせた造語であり、金融庁金融審議会 (2015年) は、「主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す」としている。具体的には、取引先金融機関やクレジットカードの利用履歴をスマートフォン上で集約するサービスや、個人間で送金や貸借を仲介するサービス、AIによる資産運用サービスのほか、情報をAIで分析して信用度を評価することで、伝統的な銀行では貸出の対象にならないような中小企業や消費者向けに迅速に融資を行うサービスの提供を可能とする等が挙げられている。

しかしながら第4次産業革命に対する日本企業の取り組みは諸外国と比べて進んでいるとはいいがた

6) 内閣府「日本経済2016-2017 一好循環の拡大に向けた展望―」(2017年1月) 73ページ。

い。総務省が2017年に実施したアンケート調査では、日本企業で第4次産業革命に取り組んでいる企業は6割未満にとどまっている。

(2) Society5.0

第4次産業革命において実現されるべき社会像を日本なりに概念構成したものが「Society5.0」ということができよう。これは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、2016年の第5期科学技術基本計画（2016年1月22日閣議決定）においてわが国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものであった。

日本政府は、「Society5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を

超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります」と提唱する⁷⁾。

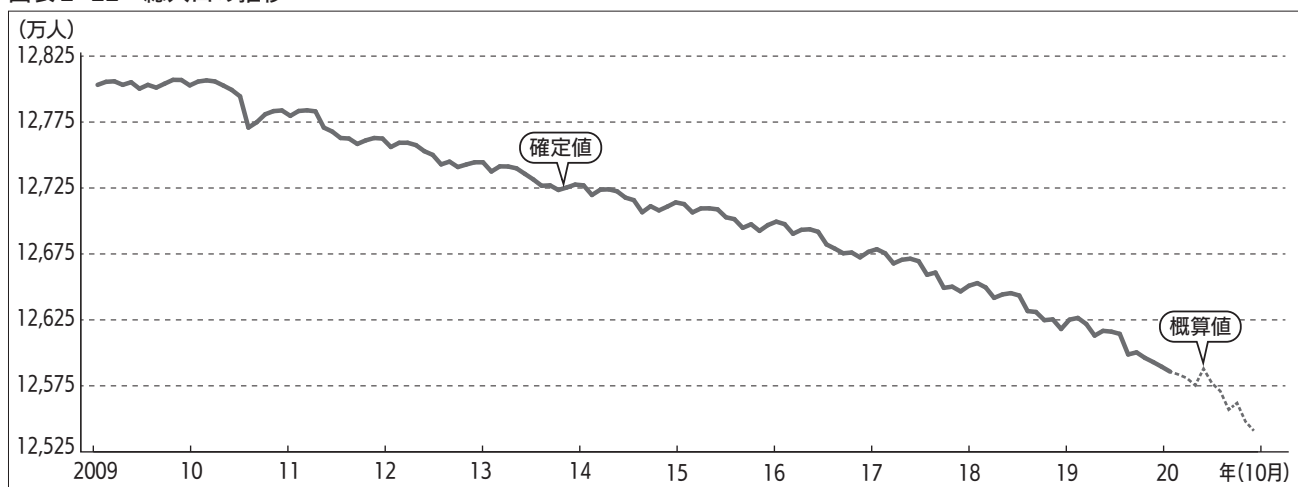
ここでは、日本政府がSociety5.0の国際展開を成長戦略の項目として掲げているということが重要である。2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略」では、「電力、鉄道、情報通信等の主要産業・重要分野において、IoT、AI等の高度なICTの活用も念頭に、我が国インフラ輸出産業が将来にわたる競争力強化に向けて進むべき方向性を示した海外展開戦略を策定する」（「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」より「具体的施策」165ページ参照）とされており、インフラ輸出分野を通じたSociety5.0の海外展開が念頭に置かれている。

(3) わが国政策

人口の減少が進んでいる日本社会においては、生産性が停滞すればいずれマイナス成長しか望めなくなり、人口と経済相互が縮小する縮小スパイラルに陥ってしまう。持続的な経済成長のためにはイノベーションがカギとなる。

イノベーションのために、日本企業は伝統的に研究開発に多額の投資を行い、自前での技術開発を重

図表2-22 総人口の推移



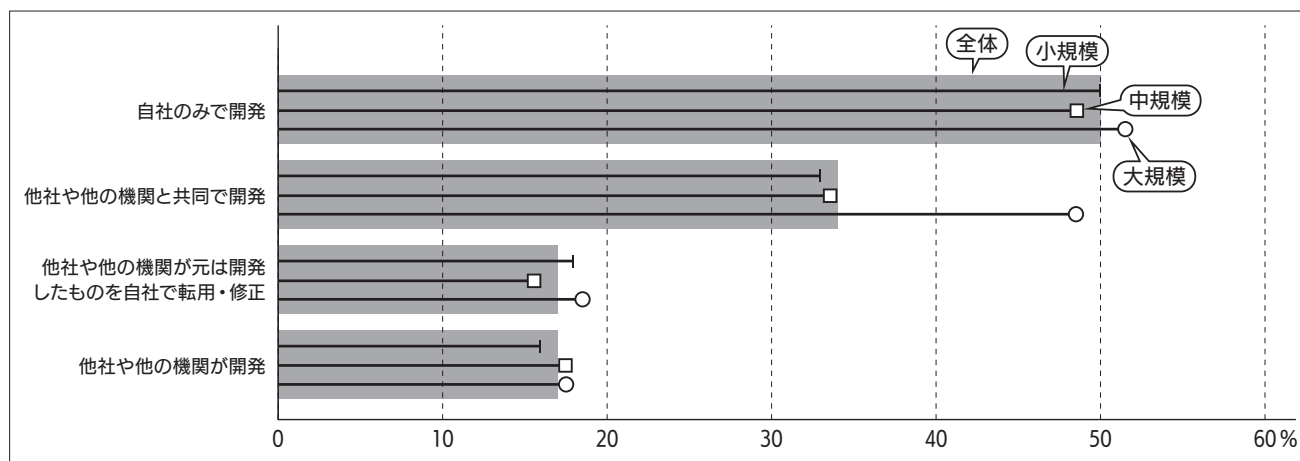
(出典) 総務省統計局「人口推計」

7) 内閣府ウェブサイトhttps://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html参照。

視してきた。しかし、文部科学省のイノベーション調査では、日本企業は以前から、自社内での技術開発にこだわる一方、イノベーションの阻害要因としては「人材の不足」「異なる優先事項」を挙げる企業が多い状況にあり、他企業との協働によるオープンイノベーションが一層重要となっている。そのためわが国政府は、産業革新機構等を通じたオープンイノベーション支援を行ってきており、また本行による北欧・バルト地域を対象としたベンチャーキャ

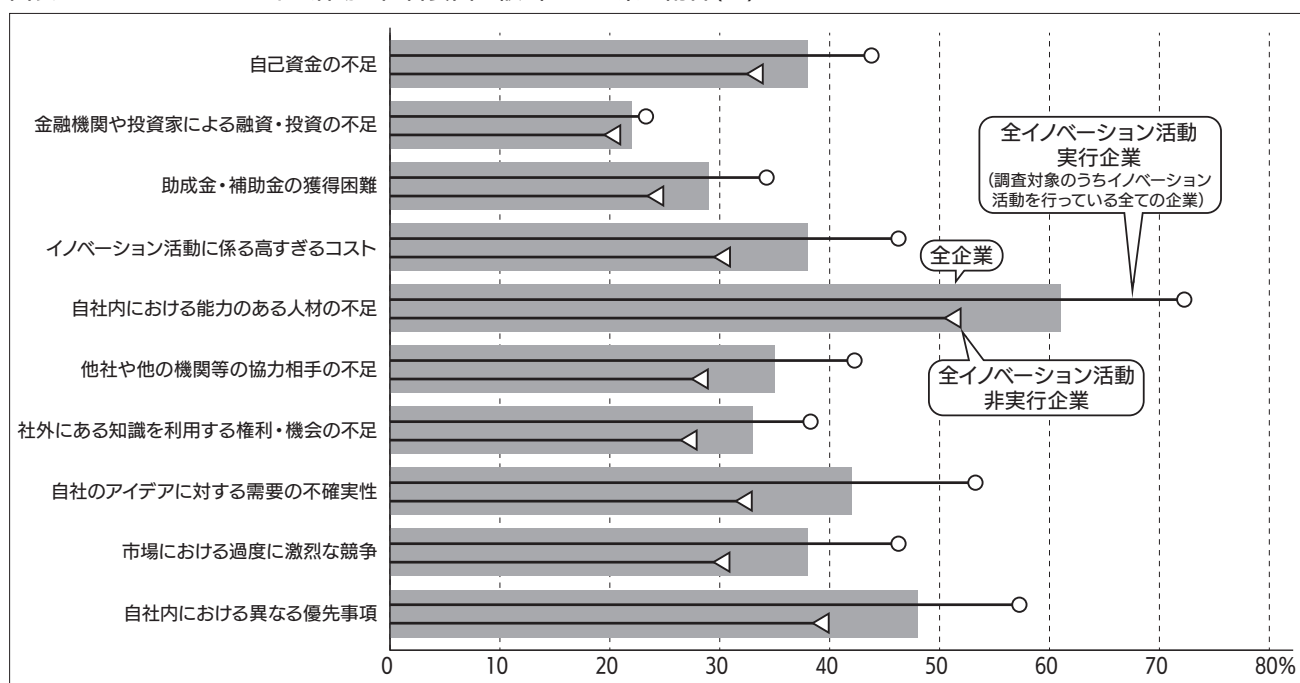
ピタルファンドへの出資もこうした流れに沿ったものである。

図表 2-23 全プロダクト・イノベーション実現企業に対する開発(自社開発/他社開発等)割合(%)



(出典) 文部科学省科学技術・学術政策研究所「全国イノベーション調査 2018年調査統計報告」

図表 2-24 イノベーション活動の阻害要因に該当した企業の割合(%)



(出典) 文部科学省科学技術・学術政策研究所「全国イノベーション調査 2018年調査統計報告」

第2節

業務基本方針の変化と特徴

第1項

法令改正の推移

1 リーマンショックを踏まえた 財務省告示

日本政策金融公庫発足後間もない2008（平成20）年12月19日、いわゆるリーマンショックへの対応としてわが国政府は、経済対策閣僚会議において「生活防衛のための緊急対策」を決定した。その対策の一つとして、「国際金融秩序の混乱に対処し、我が国企業の輸出及び海外事業を支援するため、JBICにおいて、業務の特例としてサプライヤーズ・クレジット（輸出企業向け信用）の供与及び国内大企業（現状は中堅・中小企業のみ）を通じた途上国における事業に対する貸付を実施」することが掲げられ、同25日、2010年3月末までの期間限定で業務の特例を認める財務省告示が制定された。本特例は、2009年12月8日に発表された政府の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を踏まえ、2010年2月15日付財務省告示により2011年3月末まで延長された。

2008年12月26日には、やはりリーマンショック

への対応として、「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、「平成20年9月以後の国際金融秩序の混乱に伴いその国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業」について、2010年3月末までの期間限定で先進国向け業務を一般に認められることになった。なお、具体的な事業は2009年1月27日付財務省告示「株式会社日本政策金融公庫法施行令附則第十一条の二の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業」によって、「我が国の法人等又は出資外国法人等が開発途上地域以外の地域においてこの告示の適用の日において現に実施している事業であって、当該事業に必要となる資金を平成二十年九月以後の国際金融秩序の混乱に伴い金融機関からの借入れ及び社債又はこれに準ずる債券の発行により直接又は間接に調達することが著しく困難となっているもの」と指定された。これにより、以下の要領にて2010年3月末までの期間限定で先進国向けの一般投資金融が実施されることになった。（本特例も、2010年2月15日付財務省告示により2011年3月末まで延長）

1. 対象企業

先進国において事業を行う本邦企業および現地日系企業

2. 対象国

オーストラリア、ニュージーランド、米国、カ

ナダ、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、英国、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、アイスランド

3. 協調融資

銀行等との協調融資。協調融資総額に占めるJBICの融資割合は6割限度（中堅・中小企業向けは7割限度）。

4. 金利

協調融資行の金利を下回らないものとする。

5. 融資期間

5年以内。なお、短期資金（1年未満）は供与不可。

6. 保証の活用

融資に限らず保証を積極的に活用して、日本企業等を支援。

合意⁹⁾について締約国が留意することが決定された。同会議においてわが国は、排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国及び気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を対象とし、2012年末までの約3年間で、官民合わせて約1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」¹⁰⁾を発表し、その中で、この支援の実行については、本行（JBIC）を活用することも盛り込まれた。しかし、法改正前の国際協力銀行法では環境分野における支援は、わが国産業の国際競争力の維持・向上や、重要な資源の海外における開発及び取得の促進を直接的な目的とするものに限定されていた。

こうした状況を受けて提出された日本政策金融公庫法一部改正案は、「鳩山イニシアティブ」が掲げている方針も踏まえ、本行の業務等に、地球温暖化の防止等の地球環境保全を目的とする海外における事業促進を追加するものであった。

法案は、2010年3月23日の衆議院本会議で可決、参院でも2010年3月31日の本会議において可決され、成立した（同日施行）。

これを受けて、Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation (GREEN) が同年4月1日より開始された。

GREENの対象は、(1) 温室効果ガス排出量削減効果が大きいなど、地球環境保全効果が高い事業であり、かつ (2) 本行が求める地球環境保全効果に

2 地球環境保全業務（GREEN）を追加する法改正

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンにおいて開催された「気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）」においては、いわゆるポスト京都議定書⁸⁾の採択には至らなかったものの、気温上昇の抑制や途上国支援等を盛り込んだコペンハーゲン

- 8) ポスト京都議定書とは、京都議定書が対象としている2008～2012年の第1約束期間以降の温室効果ガス削減の目標をいう。COP15ではこれに係る削減目標は合意されず、2015年のCOP21のパリ協定まで議論が継続することとなる。
- 9) コペンハーゲン合意は主として、(1)地球の気温上昇を摂氏2度未満に抑えられるよう全世界の排出量を削減すること、(2)先進国が資金提供などを通じ、開発途上国における適応措置の実施を支援すること、(3)国際的な支援を受ける緩和措置は、締約国会議が採択したガイドラインに従って、国際的な測定、報告及び検証の対象とすること、(4)途上国の温暖化対策を支援するため、先進国共同で2010～2012年に300億ドルと、2020年までに毎年1000億ドルを支援動員の目標とすることを内容とする。ただしCOP15では議論が紛糾して「コペンハーゲン合意」はあくまで賛同する締約国が「留意する」というものにとどまるものであった。
- 10) 鳩山イニシアティブは、COP15において発表されたわが国の途上国の支援策であり、以下を内容とする（2009年12月16日総理記者会見）。
 - ・わが国は、国際社会において重要な責任を担う国の一つとして、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と、すべての主要国の参加による意欲的な目標への合意を前提として、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国、及び気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で約1兆7,500億円（約150億ドル）、うち公的資金は1兆3,000億円（約110億ドル）規模の支援を実施していくことを決定。
 - ・新たなイニシアティブの下、日本が有する低炭素技術などの優れた技術や知見を積極的に活用した途上国の削減行動への支援や、とりわけ緊急を要する脆弱な途上国や島嶼国の適応プロジェクトやキャパシティ・ビルディングへの支援を強化し、より広く総合的な分野に対し、効果的・効果的な支援を実施していく。

図表2-25 GREEN対象事業・技術リスト(2010年4月1日時点)

再生可能エネルギー	①太陽エネルギー ②風力エネルギー ③地熱エネルギー ④バイオマスエネルギー ⑤その他エネルギー及び関連施設 ⑥水力エネルギー	
	産業部門	①鉄鋼 ②セメント ③化学・石油化学 ④非鉄金属 ⑤紙パルプ ⑥その他産業 高効率化設備・技術の導入 排熱・排ガスなどの有効利用 改修・改良 未利用資源の有効利用 上記要素を含む新設プラント
省エネルギー	電力部門等	①発電 高性能石炭火力発電 ガス火力発電 改修・改良 熱電併給 廃棄物発電 燃料電池 燃料転換、燃料改質等
		②送配電 スマートグリッド 系統管理 高効率蓄電池 高効率変圧器
		③水処理 水循環利用システム
	運輸部門	①都市交通 都市部における モーダルシフト
	民生部門	①地域ユーティリティ 高効率地域ユーティリティ
		②ビルユーティリティ 高効率オフィスビルユーティリティ(ESCO事業 ¹¹⁾ 含む)
③一般民生機器 省エネ家電の導入		
その他温室効果ガス削減事業	①メタン排出削減 ②フロン類排出削減 ③亜酸化窒素分解 ④二酸化炭素回収・貯蔵(CCS)	

(出典) 本行作成

ついて、事業主体がその効果を「測定(Measurement)」し、本行に対して効果を「報告(Reporting)」し、本行もしくは本行が指定する第三者による効果の「検証(Verification)」を受け入れる事業とされ、具体的には図表2-25のとおりとされた。

GREENの2つ目の要件である「測定」「報告」「検

証」の基準については、松橋隆治・東京大学大学院新領域創成科学研究科教授を含む外部有識者6名からなる「JBIC版MRV検討委員会」が2010年2月10日から同年5月24日にかけて5回にわたり検討を行い、その提言を踏まえ、同年6月26日に「国際協力銀行の地球環境保全業務における温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証に係るガイドライン」(J-MRVガイドライン)として制定された。

3 先進国向け業務に関する政令改正

拡大するアジアを中心としたインフラ需要に対応すべく、わが国政府はインフラ輸出を成長戦略の柱の一つに据え、2009年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」では、「環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あわせて取り組む」「これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく」こととされた。

これらの具体的な取り組みを検討するため、2009年9月から内閣官房に新設された国家戦略室を中心に、関係省庁の実務担当者間で、パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議が設置された。この会議では、海外インフラプロジェクトの現場で取り組んでいる関係者の生の声もヒアリングしつつ、国家戦略的なプロジェクトとして推進すべき分野・プロジェクトの範囲の検討、過去の商談事例の分析、他国の取り組み体制の調査等が行われた。

先進国にも大きなインフラニーズがあることは、

11) ESCOはEnergy Service Companyの略。省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。

検討の初期から明らかであった。しかし株式会社日本政策金融公庫法では、資源関連以外の先進国向け投資金融業務は政令で例外的に認められる業務であり、2008年10月1日の日本政策金融公庫設立時より認められていたものは原子力発電に関する事業のみであった¹²⁾。

2010年の法改正（環境目的の追加）の衆議院審議において、自由民主党の山本有二議員からも先進国プロジェクトへの対応の必要性が指摘されていた¹³⁾。

そこで、パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議等の政府による検討の過程では、原子力発電以外の分野についても本行の先進国向け投資金融を拡充する必要性が認識された。とくに高速鉄道に関する事業については、当時内談案件として認識されていた高速鉄道案件の受注に向けた活動を支援するため、早期に政令改正で業務を可能とする必要があった。そのため、2010年4月28日の株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正により、高速鉄道に関する事業が、ほかの分野に先駆けて先進国向け投資金融の対象となった。

その後、2010年6月18日には、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」が閣議決定され、「パッケージ型インフラ海外展開推進会議の検討を踏まえ、先進国向け投資金融においても、国際協力銀行（JBIC）が民間と連携して支援できる分野を拡充する」こととされた。具体的には、2010年6月18日付「パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議中間とりまとめ～日本の環境、安全・安心の技術で地球環境に貢献～」（以下、「実務担当者会議中間とりまとめ」と記載）にて、「JBICの先進国向け投資金融の対象を拡充（都市間高速鉄道に加えて、都市鉄道等、上下水道や工業用水、洋上風力発電等の再生可能エネルギー、送配電、石炭火力発電・石

炭ガス化による石炭の高効率利用、二酸化炭素の回収・貯蔵、スマートグリッド・スマートコミュニティ、情報通信ネットワークの高度化についても、JBICが民間と連携して支援できるようにする）する」ことが定められていた。

これを踏まえて本行の先進国向け業務に関する政令が再度改正されることになった。

この政令改正に先立っては、2010年9月17日から意見公募手続きが行われた。パブリックコメントでは、産業界よりおおむね好意的な意見が提出され、加えて天然ガス火力発電、バイオマス、航空機事業なども追加すべきとの意見が、日本経済団体連合会や日本貿易会から寄せられ、これは2011年7月施行の政令改正につながっていく。

4 株式会社国際協力銀行法の制定

本行（国際協力銀行、JBIC）を株式会社日本政策金融公庫から分離させるべきであるという声は、地球環境保全を目的規定に追加した2010年の法改正の頃からすでに上がっていた。まず、2010年3月17日の衆議院財務金融委員会で自由民主党の山本有二議員より、本行を分離独立させるべきだという観点から質問¹⁴⁾があり、当時の菅直人財務大臣は「将来的に分離させるというようなことも一つの検討課題ではある、このように思っております」と応じた。

3月30日の参議院財政金融委員会では、民主党（当時）藤田幸久議員が、本行の分離独立論について「私もどちらかといえば賛成」と述べ、菅大臣はこれに応じて「とくにJBICの役割はこれからの新成長戦略などにおいても大変大きいということで、この国

12) 2008年4月18日公布の当初の政令には原子力発電に関する事業は含まれていなかったが、北米地域において当時検討が進んでいた原子力発電事業の案件形成を支援するため、日本政策金融公庫設立前の2008年8月29日の改正で、原子力発電に関する事業が先進国向け投資金融の対象に加えられた。

13) 発言の内容を参考資料集（資料8）に収録。

14) 質問の内容を参考資料集（資料9）に収録。

際協力銀行を今のままの形でいいのか、場合によってはもう少し海外で活動しやすい形に分離も含めて必要なのか、これは国家戦略室の方でもそういう新成長戦略の検討とも関連して議論されておりますし、また財務省としても多くの皆さんの意見を聞きながら検討してまいりたいと、このように思っております」と述べた。

そして、3月23日衆議院本会議及び3月31日の参議院本会議では、「目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行のあり方について検討を加えること」が附帯決議の一つとして決議された。

インフラ需要に対応し、また他国との競合に効果的に対応するためには、単に業務を拡大するだけでは不十分であり、組織体制面の強化が必要であると考えられた。前述の2010年6月18日付の「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」では、「国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うため、内閣総理大臣を委員長（国家戦略担当大臣を委員長代理）とし、官民合同の委員からなる『国家戦略プロジェクト委員会』（仮称、最終的には『パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合』）を設置する。同委員会では、国として重点的に推進するプロジェクトに対し、我が国経済への波及効果・インパクト等を判断し、パッケージ化の対応も含めた省庁間の政策調整や調査審議を行う。また、『インフラプロジェクト専門官（仮称）』を重点国を中心に在外公館内に指名する等、在外公館の拠点性を強化することがうたわれていた。

そして「国際協力銀行（JBIC）の在り方についても、機動性、専門性及び対外交渉力を強化する観点から検討する」ことが決定され、「実務担当者会議中間とりまとめ」では、「JBICの在り方について、官民連携を強化し、インフラ商談におけるこれまでの実績・ノウハウを十分発揮できるよう、特に対外交渉能力の強化、機動性の確保、専門人材の維持・

確保、国際的信用の維持、リスクテイク能力の向上などの観点から検討」することが定められていた。

新成長戦略での決定を踏まえて2010年9月28日以降開催された「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」では、インフラ関連の民間企業からヒアリングが行われ、国際協力銀行の機能強化を求める声が複数上がった。また、2010年9月17日から行われた先進国向け投資金融業務に関する意見公募手続においても、日本経済団体連合会より「日本企業が強みを持つ分野における官民連携での海外展開の促進のため、JBICに期待される余地は極めて大きい。たとえば、(1)機動性、(2)専門性、(3)対外交渉力、(4)リスクテイク機能を一層強化できるよう、引き続き、法整備に取り組むべきである」との意見が提出されていた。

さらに2010年12月6日には日本経済団体連合会が緊急提言「海外インフラ展開のための金融機能の強化を求める」¹⁵⁾を発表。その中では「2. JBICの分離独立」として「JBICは、海外に進出するわが国企業活動を機動的に支援することが期待されており、各国の政府系輸出入金融機関との競争に直面している。そこで、日本政策金融公庫からJBICを分離独立させ、業務の機動性、戦略性を強化すべきである」という要望が盛り込まれていた。

加えて2010年12月9日には、社団法人日本貿易会の経済協力委員会・財務委員会が政策提言として「パッケージ型インフラ海外展開に向けた公的金融機能の強化策について」¹⁶⁾を発表。その中では、「JBICの分離独立」として、「JBICは、わが国企業が海外で大型プロジェクトを展開するうえで政府系金融機関として重要な役割を担っている。このため、業務の機動性、戦略性を一層強化するためにも独立した機関とするよう検討をお願いしたい」という要望が含まれていた。

こうした声を踏まえて、2010年12月10日に行われた「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」

15) 緊急提言の全文を参考資料集（資料10）に収録。

16) 提言書の全文を参考資料集（資料11）に収録。

で以下の事項が決定された。

JBICについて、機能強化（主な内容として、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等を含む）とともに、機動性・専門性・対外交渉力強化の観点で踏まえ、日本政策金融公庫からJBICを分離する。次期通常国会への提出を目指し、法案作成の準備を進める。当大臣会合で決める基本方針を踏まえた出資への積極的取り組みが必要である。戦略的海外投融資を積極的に進めるための資金基盤を強化する。

この決定後、2010年12月21日に行われた全国銀行協会奥正之会長の記者会見では、「官は民の補完であるという我々の主張は、一貫して変えていないし変える必要もないと考えている。JBICも民業の補完であるということについて、はっきりと意を用いてきておられる。一方で、日本の資源確保の問題とか、国としてインフラストラクチャーを輸出していくうえで、どういったファイナンスをするかということになってくると、今後を考えると大きなプロジェクトが目白押しであり、日本の成長を確保していくためには、そこは民と官が協調してやっていかなければならない。それは自ずから、それぞれの分担というのは決まってくると思う。したがって、たとえば資源の確保となると、日の丸が後ろにあって表へ出て行く方が、プロジェクトをしっかりと確保できる余地があれば、それはそれとして出て、後は民と協調していく、そこは非常にはっきりとしていると思う」と述べ、本行の民業補完の取り組みに理解を示した。

その後、法案は、翌2011年2月25日に閣議決定、4月22日に衆議院本会議で可決、4月28日に参議院本会議で可決され、5月2日に公布・施行された。なお、衆議院では「(株式会社国際協力銀行の)設立後、おおむね三年ごとに、日本政策金融公庫から分離されたことによる効果について検証を行うこと」等、参議院では「東日本大震災により影響を受

けた我が国企業のグローバルサプライチェーンの復旧・復興に向け、国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法又は株式会社国際協力銀行法の下で可能なあらゆるツールを駆使し、十全の金融支援を実施すること」等を含む附帯決議が行われている。

5 株式会社国際協力銀行法の概要 総論

(イ) 目的規定の変更

株式会社国際協力銀行法は、株式会社日本政策金融公庫法改正で追加された環境保全も含めた4つの目的を踏襲している。公庫法の目的規定で「内外の金融秩序の混乱……に対処するために必要な金融」とされていた箇所が「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融」とされた。

(ロ) 株式会社形態の採用

組織の面では、株式会社日本政策金融公庫法をベースに、株式会社形態を進めることとなった。国際協力銀行を独立行政法人とはせず、株式会社としたのは、

- イ) 我が国産業の国際競争力の維持および向上など国策を担う機関であること
- ロ) 政府信用により外貨を調達し、巨額の貸付け等を行うこと
- ハ) 民間企業会計や、企業的組織運営による効率的な事業運営が求められること

から、日本政策金融公庫と同じく特殊会社とし、毎年度の国会の予算統制に掛からしめることが必要であったことによるものである。

株式会社形態が採用されたことに伴い、株式会社国際協力銀行の役員（取締役・監査役等）は株主総会で選任され、代表取締役または代表執行役は取締役会において選定されることとなった。ただし、本法第41条において、日本政策金融公庫法を踏襲し、株式会社国際協力銀行の「経営責任を担うべき者」の選任については、以下の要件を満たすものでな

ればならない旨を定款に規定することが義務付けられている。

- イ 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
- ロ 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されないよう十分に配慮すること。

6 株式会社国際協力銀行法の概要 機能拡充

株式会社国際協力銀行法においては、業務に関し、主に以下のような業務規定の改正が行われた。これらの改正は、他国との競争にさらされているわが国企業、経済団体、金融機関等からの要望や、具体的内談案件を踏まえて行われたものであった。

(1) 先進国向け輸出金融の拡充

先進国向け輸出金融は、もともと国際協力銀行法時代から制限的に規定されており、行政改革の議論を踏まえ制定された日本政策金融公庫法において、他国への対抗策（マッチング）を除いて撤退とされた。しかし、海外において膨大なインフラ需要が見込まれ、先進国向けを含む大型輸出案件の増加が見られるとともに、案件受注に向けた競争に中国や韓国などの新興国も加わるケースが増加し、国際競争の激化が進んでいた。

大型化している個々の案件に必要な長期・巨額の外貨資金については、民間金融機関だけで対応することが困難であり、案件受注のためには公的支援の役割が重要となる。ここで、主要国の輸出信用機関は仕向地の区別なく対応できたのに対し、当時の本行では途上国向けに限定されていたことから、本邦企業が国際競争上不利な立場に立たされる問題も顕在化していた。

そこで、株式会社国際協力銀行法においては、民間金融機関だけでは対応できない先進国の大型イン

フラ案件や巨額の資金を必要とする輸出案件について、「我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合」に限って、先進国向け輸出金融の供与を認めることとした。

具体的に2011年7月の株式会社国際協力銀行法施行令公布時点で認められていた対象品目は以下のとおりであった。

船舶、人工衛星並びにその追跡および運用に必要な設備、航空機、医療機器（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置関連）、原子力発電関連、鉄道関連、水道、下水道関連、バイオマス燃料製造関連、再生可能エネルギー関連、変電、送電および配電関連、石炭火力発電関連、石炭ガス燃料製造関連、二酸化炭素の回収および貯蔵関連、ガス火力発電関連、スマートグリッド関連

(2) 先進国向け投資金融の拡充

株式会社国際協力銀行法においても、資源案件を除き、投資金融は、開発途上地域における事業に係るものであることが原則であるが、「我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合」に限り、先進国における事業であっても国際協力銀行が資金の貸付け等を行うことが認められている。

先進国向けの業務拡大は、法改正ではなく政令改正によって可能であったことから、株式会社国際協力銀行の設立以前より、株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正により段階的に行われている。

なお、先進国向け輸出金融・投資金融の対象品目・対象事業拡大は、2016年の株式会社国際協力銀行法の改正時にも行われており、これは後述のとおりである。

図表2-26 政令改正による先進国向け投資金融対象事業追加の概要

根拠法令	追加事業
2010年4月28日施行 (株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正)	原子力発電関連／都市間高速鉄道関連
2010年11月19日施行 (株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正)	主要都市における鉄道関連／水道、下水道関連／再生可能エネルギー関連／変電、送電及び配電関連／石炭火力発電関連／石炭ガス燃料製造関連／二酸化炭素の回収・貯蔵関連／スマートグリッド関連／インターネット関連
2011年7月15日施行 (株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正) ※なお、同内容が株式会社国際協力銀行法施行令に引き継がれている。	バイオマス燃料製造関連／ガス火力発電関連 航空機リース関連／M&A取引関連

(出典) 本行作成

(3) つなぎ融資

本行の投資金融については法令上、明確に長期資金への限定が規定されていた。しかし、大型インフラ案件のようにホスト国の許認可取得や補助金等の交付が遅延し、事業者側で操業に向けた運転資金を準備する必要に迫られたときなどには対応することができなかった。通常はかかる資金ニーズは民間金融機関から調達されるものであるが、原子力発電や高速鉄道のような超巨額案件については、民間金融機関であっても提供が困難であることが考えられた。

こうしたニーズは、日本経済団体連合会、日本貿易会からの提言書等で業界から示されたものであり、これを踏まえる形で投資金融における短期金融の導入（つなぎ融資）が認められた。

(4) M&A等支援

東日本大震災を契機として急激に進んだ円高をきっかけとして海外M&A支援の必要性が認識された。すなわち、わが国企業によるM&Aをはじめとした出資等を通じた海外進出は、自社に不足する事業経験、技術、及びノウハウ等を短期間に取得することを可能とし、海外インフラ案件等を受注するうえで極めて有効で、また、経営手法・社内文化の変革、ひいてはわが国の経済構造全体のグローバル競

争力強化にもつながりうる。

しかし、M&Aをはじめとした出資等は、短期の株式売買によって生じうる投資収益確保を目指すものではなく、出資先企業等の事業から長期にわたって生じるキャッシュフローによる収益の獲得を目指すものであるため、巨額かつ長期の外貨資金の融資が必要となる。しかし、民間銀行は、バーゼルⅢ¹⁷⁾における安定調達比率に係る規制強化等から、長期の外貨資金調達には課題を抱えており、とくに巨額の案件の場合には、国際協力銀行が量的補完を行う必要性は高いと認識された。また、当該資金の準備は日本の本社サイドで行うことが通常であることや、海外企業の株式取得を行うのは日本企業の本社であることが多く、本社サイドで資金需要が発生するため、海外M&A等資金について本行から国内大企業への直接貸付けを認める必要性があると考えられた。

なお、M&A支援の国内大企業貸付けは、「我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合」に限定されており、短期のキャピタル・ゲインのみを目的とするようなM&A等については対象とするところではない。

株式会社国際協力銀行法施行令においては、法律上の「特に必要があると認められる場合」について

17) バーゼル合意は国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率等に関する国際統一基準であり、リーマンショックを契機として強化されたバーゼルⅢは、わが国を含む世界各国において2013年から段階的に実施されており、最終的には2028年初から完全に実施される予定になっている。

「次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする」とされ、より具体的には、

- 一 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
 - 二 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
 - 三 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人
- の3形態の法人についてのM&A等が対象とされた。

(5) ツーステップローン

イ 中小企業向けツーステップローン

パッケージ型インフラ海外展開等を推進していく中では、プロジェクト建設に必要な資機材の現地生産を求めるホスト国の現地調達規制の存在や、生産拠点の現地化によりコスト競争力強化を図る必要性等から、これまで以上に中堅・中小企業の海外展開が求められることとなる。

増大する中堅・中小企業の海外進出ニーズに対し、本行は、直接融資を通じた支援を行うことも法制上は可能であるが、もともと本行の中堅・中小企業との接点は限られていることに加えて、今後本行が大型のパッケージ型インフラ海外展開等の案件を支援する必要がある中で、直接融資に加え、銀行を経由した融資を通じて海外進出する中堅・中小企業のニーズに対応していくことが有効

と考えられた。

そこで、株式会社国際協力銀行法では、中堅・中小企業者の海外進出支援という政策目的を達成するため、本行の資金と民間金融機関のネットワークを活用したツーステップローンを可能とすることとした。

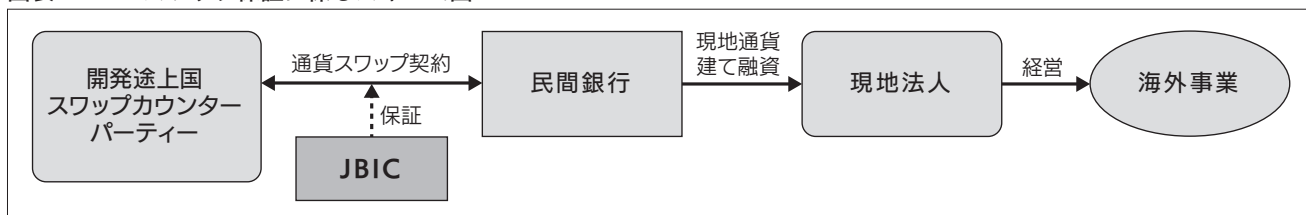
ロ M&A 支援ツーステップローン

株式会社国際協力銀行法では、M&A 支援の一環として、ツーステップローンの対象に、わが国企業によるM&A等を含めることとした。M&A 支援にあたり、本行による直接融資だけでなく、ツーステップローンも含めることとしたのは、M&Aの資金需要は大きく、本行による直接貸付けに加え、銀行を経由した融資が可能になったことで、より効果的な支援が可能になると考えられたためである。

(6) スワップ保証

インフラプロジェクトにおいては、事業収入が現地通貨建てであるものが多く、現地通貨のファイナンスを必要とする。しかしとくに途上国の金融市場は未成熟であり、通貨スワップマーケットが存在し、通貨スワップを通じて現地通貨の供給が理論的には可能な場合であっても、スワップカウンターパーティのリスクを民間金融機関が取れない等の事由で、スワップ契約に入れないことが想定される。そのため、本行が信用補完を提供することで民間金融機関がより通貨スワップ契約に入りやすくすることを目的としたものであった。

図表 2-27 スワップ保証に係るスキーム図



(出典) 本行作成

(7) 輸出金融における再保証

日本政策金融公庫法からの改正点として、株式会社国際協力銀行法においては、国際協力銀行が輸出金融業務として再保証ができる旨を明記した。これは、わが国の企業が、海外インフラ案件への設備納入商談を受注した場合、本行が他国の輸出信用機関と連携し、当該輸出信用機関が供与した保証または保険のうち、わが国企業の輸出分に相当する分を再保証するものである。

日本政策金融公庫法下においては、本行は輸出金融に関する再保証を行うことができず、各国輸出信用機関同士の相互保証スキームに参加することができなかった。たとえば、複数国の事業者が設備等を納入するプロジェクトにおいては、各国の輸出信用機関が連携して保証・再保証を行うことにより、信用供与の一元化を図ることが多いが、本行がこの連携に加われないことにより、日本企業がプロジェクトそのものに参加できなくなる事態が想定された。

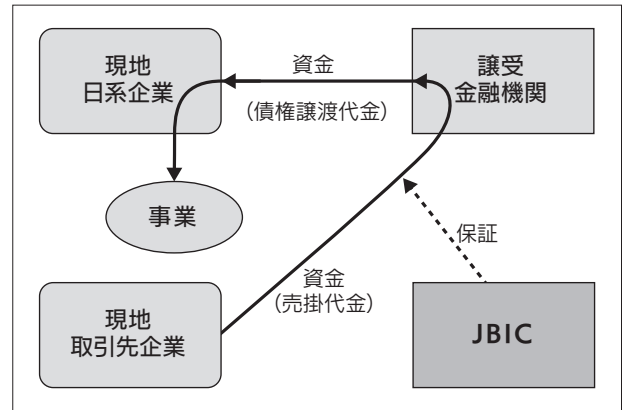
したがって、株式会社国際協力銀行法では輸出金融に係る再保証を可能にし、本行が各国輸出信用機関と連携できるようにすることで、本邦企業の海外プロジェクトに対する設備等の輸出をサポートすることとした。

(8) 保証による証券化支援の裏付け資産の拡大

株式会社国際協力銀行法においては、保証による証券化支援の範囲を若干拡大している。証券化支援は、日本政策金融公庫法において導入されたが、証券化の裏付け資産となるのは、貸付債権か、公社債等に限られていたため、オートローン債権（＝貸付債権）の証券化は可能でも、クレジットカード債権の証券化ができないという問題点を抱えていた。

そのため保証による証券化支援の裏付け資産を「金銭債権」に拡大し、クレジットカード債権のような貸付債権や公社債に該当しない金銭債権についても対応できるようにした。

図表 2-28 金銭債権流動化スキーム図



(出典) 本行作成

(9) 金銭債権の流動化支援

わが国企業の現地子会社等が海外で事業を行う場合、運転資金を確保するため、当該事業に係る売掛債権を現金化するニーズがある。当該売掛債権を本行が保証することで、その流動化（金融機関への譲渡）を支援することを目的として保証対象の拡大が規定された。

7 株式会社国際協力銀行法の改正

2015年5月に開催された国際交流会議「アジアの未来」で安倍総理が公表した「質の高いインフラパートナーシップ」を背景として、2016年の改正は行われた。

「質の高いインフラ」とは、一見、値段が高く見えるものの、使いやすく長持ちし、そして環境に優しく災害の備えにもなるため、長期的に見れば安上がりなものを指す。ただ、わが国は、「質の高いインフラ投資」を推進するにあたり、「量より質」という発想ではなく、「質も量も」追求することを提唱している。「質と量」双方の追求は、公的資金だけでは限界があるが、公的資金に加えて、民間資金がアジアのインフラ投資に流れ込む仕組みをつくりあげることで、可能性を拡大することが期待された。

質の高いインフラパートナーシップは、具体的に

は以下の4つの柱からなっており、株式会社国際協力銀行法改正は、第三の柱として掲げられていた。

第一の柱：日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化

⇒円借款と技術協力・無償資金協力の有機的な連携や、海外投融資の強化により、アジアのインフラ分野向け支援を約25%増加

⇒途上国政府が、PPP（Public Private Partnership）インフラ・プロジェクトに対して出資金や保証などを提供する際のバックアップとなる新設円借款の活用を通じ、民間資金のインフラ・プロジェクトへの動員を促進

⇒円借款の更なる迅速化に向けた取組みを継続

第二の柱：日本とアジア開発銀行（ADB）のコラボレーション

⇒日本は、ADBにおける①融資能力1.5倍増、②貸付に占める民間部門向け融資割合の拡大、③プロジェクト準備期間の短縮、を支持

⇒日本は、ADBによる将来の増資検討を歓迎

⇒JICAは、海外投融資を用いて、ADBと共にPPPインフラ投資を実施する仕組みの創設を検討

第三の柱：JBICの機能強化等によるリスクマネーの供給倍増

⇒これまで、途上国政府による支払い保証がなければ成立が困難であったPPPインフラ・プロジェクト等に対しても、リスクマネーをより積極的に提供

⇒新設のJOIN（海外交通・都市開発事業支援機構）の活用

第四の柱：「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着

⇒日本の支援による「質の高いインフラ投資」のグッド・プラクティス集を作成し、世界中の国々と共有

⇒日本の優れた技術を視察する機会を提供

⇒世界銀行、ADB等の国際機関や多くのパート

ナー諸国と協働し、「質の高いインフラ投資」に関するセミナーを開催

⇒G20や国連等の場で「質の高いインフラ投資」の重要性を発信

⇒「質の高いインフラ投資」に必要な技術支援を強化

法案は2016年4月21日の衆議院本会議、5月11日の参議院本会議でそれぞれ可決され成立した。なお、衆議院では「国際協力銀行の財務の健全性を維持しつつ、我が国企業の海外展開を積極的に支援できる体制を整えるため、新たに創設される特別業務に係る勘定において十分な資本が確保されるよう、政府として必要な財政上の措置を講ずること」や、参議院では「海外におけるインフラ整備に係る膨大かつ高リスクの資金ニーズに適切かつ競争力ある対応をするために、政府は、国際協力銀行に新たに設立される特別業務に係る勘定および一般業務に係る勘定において十分な資本を機動的に確保するため、必要な財政上の措置を講ずること」のように、特別勘定の財源に関する附帯決議がなされている。

8 株式会社国際協力銀行法改正の概要

(1) 海外における社会資本の整備に関する特別業務

この改正の柱は、リスクマネーの供給を増加させる観点から、各案件における「償還確実原則」を外した特別業務を導入したことにある。他方、「収支相償」原則については特別業務であっても適用されることから、特別業務への適用にあたっては、「貸付金の利率等が、当該貸付けに係る貸付金等が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合」であることが条件とされた。

また、リスクテイクの範囲を適切にコントロールするという観点から、特別業務の指針を財務大臣が

定め、本行の側では同指針に即して特別業務に関する基本方針を定め財務大臣の認可を受けなければならないとされた。

そしてリスクの異なる特別業務と一般業務を区別するため、区分経理が導入された。

なお、この法改正が質の高いインフラを推進する目的によるものであったことから、特別業務の対象は「海外における社会資本の整備に関する事業」に限られている。

特別業務において、主な案件は、2016年改正当初は、「公共インフラ事業に対するファイナンスであって、外国の政府、政府機関、地方公共団体に対して行うもの」「民活インフラ事業へのファイナンスであって、当該事業の需要の変動がファイナンスの返済に影響を及ぼすもの」「民活インフラ事業に対するファイナンスであって、外国の政府、政府機関、地方公共団体が対象事業の主たる収入の支払者（オフテーカー等）となるもの、及びその他プロジェクトの性質に起因するプロジェクトコスト増加等が事業に与える影響が過大となりうると見込まれるもの」であった¹⁸⁾。

しかし、日本企業の取り組みや「インフラシステム輸出戦略」などの政府施策などを踏まえ、日本企業の取り組みを加速させる観点から、2019年2月に対象分野を拡大し、「民活インフラ事業に対するファイナンスであって、当該事業に用いられる技術の不確実性（技術リスク）や事業組成の不確実性（事業化リスク）がファイナンスの返済等に影響を及ぼすもの」についても対象とされることとなり、これにより、技術的優位を持つ日本企業の取り組みを率先して支援することになった。

(2) 現地通貨建て融資の拡大

途上国等におけるインフラ事業等においては、現地業者を活用して土木工事等を行う場合も多く、その支払いに充てるために現地通貨建ての資金ニーズ

が生じる。また、インフラ事業等が供給するサービス等の最終需要家は多くの場合当該国の個人・企業であり、たとえば電力料金は現地住民により現地通貨建てで支払われるように、サービス等の利用料・使用料は現地通貨建てで支払われる。したがって、インフラ事業等においては、収入・支出の大宗が現地通貨建てである場合が多いため、現地通貨建てで資金調達を行うニーズが大きい。

他方、株式会社国際協力銀行法上、本行による資金調達は銀行その他の金融機関からの短期借入れ、政府の資金の貸付けに係る借入れ及び社債の発行に限定されており、途上国等において、現地の銀行等から現地通貨建ての長期借入れを行うことで資金を調達することはできなかった。また、とりわけ途上国においては、現地通貨建て社債市場や通貨スワップ市場が未成熟で、社債の発行・通貨スワップ等により本行が現地通貨を調達することは難しい場合が多い。このような背景の下、本行は、インフラ事業等における現地通貨建ての資金需要に十分に答えることができなかったため、必要な外貨借入れを可能とする所要の改正が行われた。

(3) 支援手法の多様化

2016年の法改正にあたっては、政令改正も含めて支援手法の多様化が図られた。具体的には以下の改正が行われた。これらの改正もまた、他国との競争にさらされているわが国企業、金融機関等からの要望や、具体的内談案件を踏まえて行われたものであった。

① 海外インフラ事業に係る銀行向けツーステップローン

わが国の銀行等は海外における事業を拡大しているが、円貨と異なり、外貨については預金等による安定的な調達が限定的であること等により、外貨による資金調達手段の確保が重要な経営課題となっている。他方、海外におけるインフラ事業

18) いずれも（後述の2019年2月の拡大対象分野も含め）一般勘定では、リスクテイクが困難なもの。

は、その事業の性質上、多額の長期外貨建て資金を必要とする。したがって、仮に日本企業が大きく裨益する長期かつ大型の海外のインフラ事業が存在し、本行が銀行等との協調融資によりこれを支援しようとする場合であっても、銀行等が十分な長期外貨建て資金を調達することが困難であるが故に、当該事業へ資金供給ができないことも想定された。

このような背景の下、本行が、銀行等による海外のインフラ事業向け貸付けに必要な資金の調達を支援することへの期待が高まっていたが、株式会社国際協力銀行法上、国内貸しは、輸出金融では国際金融秩序が混乱した場合におけるサプライヤーズ・クレジットのみであった。また投資金融では銀行等向けツーステップローン¹⁹⁾を認めていたものの、それは、銀行等による資金使途が中小企業の海外展開支援、日本企業による海外M&A支援の場合に限定されていた。このため本行は、銀行等に対して海外におけるインフラ事業への貸付けを資金使途としたツーステップローン（輸出金融）を供与できない状況にあった。

上記を踏まえ、銀行等による海外のインフラ事業向け貸付けを促進し、日本企業の海外展開を支援する観点から、輸出金融では「日本企業が海外のインフラ事業において使用される設備等を輸出する場合」、投資金融では「日本企業もしくはその海外子会社または外国政府等が海外でインフラ事業を行う場合」にも、本行が銀行等にツーステップローンを供与できることとした。

②海外インフラ事業に係る社債（プロジェクトボンド等）の取得

当時、インフラ事業者において資金調達手段を多様化しようとする動きが活発になっていた。具体的には、従前からの銀行借入れに加え、社債¹⁹⁾等の発行を通じて、幅広い投資家層から資金調達を行うケースが増加していた。他方で株式会社国

際協力銀行法上、本行は、証券化目的の場合を除いて、輸出金融・投資金融等に基づく社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権の取得ができないこととされていたため、日本企業が関与する海外のインフラ事業が社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権の発行により資金調達を行う場合には、支援することができない状況にあった。

上記を踏まえ、海外におけるインフラ事業に対する資金供給手段を拡充することで日本企業の海外進出を後押しするため、海外におけるインフラ事業の実施に必要な資金の財源に充てるために発行された社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権については、輸出金融・投資金融等に基づきJBICによる取得を可能とすることとした。

③ローカル・バイヤーズ・クレジットの「輸出金融」化

株式会社国際協力銀行法上の輸出金融については、第2条第10項にその対象となる「設備の輸出等」が定義されているが、従前は日本企業が国内で生産した設備等を海外へ輸出する場合等に限定されていたため、日本企業の海外支店や海外現地法人が海外で生産した設備等を海外で販売する場合は、その購入者に対して本行が輸出金融に基づく貸付け等を行うことができなかった。

他方、産業構造やサプライチェーンの変化等を受け、日本企業による設備等の生産もグローバル化しており、従前のように日本企業が国内で生産した設備等を海外へ輸出する形態から、日本企業の海外支店や海外現地法人が海外で設備等を生産し、当該設備等を海外で販売するという形態にシフトしつつあった。このような変化を踏まえ、日本で生産された設備等を海外へ輸出する場合と同様、日本企業の海外支店や海外現地法人が海外で生産した設備等を海外で販売する場合についても、本行による支援の対象とすべきだとの声が高

19) たとえば、プロジェクトボンド（調達した資金の使途を特定のインフラ事業に限定し、社債の元本償還及び利払いの原資を、当該インフラ事業から生じる収入に限定するなどした社債）。

まっていた。

上記を踏まえ、日本企業の海外支店や海外現地法人が海外で生産した設備等を海外で販売する場合は、その購入者に対して本行が貸付け等を行うことで、日本企業の海外展開を支援できるようにすることが必要であった。具体的には、当時の輸出金融の枠組みにおいて支援の対象となっていた「設備の輸出等」の定義に、「我が国で生産されたもの」に加えて、「海外で我が国の法人等又は出資外国法人等により生産されたもの」等を追加することで、日本企業の海外支店や海外現地法人が海外で生産した設備等を海外で販売する場合にも、その購入者に対して、本行が貸付け等を行うことができるようにすることとした。

④国産設備の海外向けリース事業支援のための貸付け

一般的に、航空機や船舶等の設備の購入には多額の資金が必要となるため、国内外の航空会社等はメーカーから航空機等を直接購入せず、リース事業者が取得した航空機等のリースを受けることで航空機等を手配・利用することが多い。わが国においても、今後、国内で生産される航空機等の設備の国際競争力の維持・向上が課題であり、こうした国産の航空機等の設備の海外展開を進めていくうえで、国内投資家から出資等を募ってリース事業者を日本国内で設立し、海外の航空会社等に対して国産の航空機等のリースを行う取引形態が増加することが見込まれた。

このような取引は、わが国の法人等から海外の法人等へのリースの形態をとっているものの、実質的には航空機等の設備の輸出に近いものであるが、一方で、本行によるわが国の法人等に対する貸付けは原則禁止されているため、上記のように

国内で設立されたリース事業者が、海外の法人等に対して実質的に輸出に近いリース取引を行う場合であっても、本行は当該国内リース事業者向けに貸付けを行うことができない状況にあった。

上記を踏まえ、わが国で生産された航空機や船舶等の設備の国際競争力の維持・向上等を図るため、原則禁止されている株式会社国際協力銀行法上の投資金融によるわが国の法人等向け貸付けの例外に、国産設備の海外向けリース事業を行う国内事業者への貸付けを追加し、本行による支援を可能とすることとした。

⑤イスラム金融

イスラム圏においては、宗教上の理由から、インフラを含む事業の実施にあたってイスラム金融（イスラム法上、利子の授受が禁止されていること等を踏まえて行われる、商品の売買等を通じて貸付け等と同じ経済的効果を生む取引形態）による資金調達が増加している。

わが国の銀行法の下では、イスラム金融のうち、実質的に貸付けと同様の経済的効果を有するものは、銀行が行うことのできる「銀行業に付随する業務」等に該当するとして、銀行が取り扱うことが可能とされている。

他方、改正前の株式会社国際協力銀行法では、イスラム金融のうち、実質的に貸付けと同様の経済的効果を有するものを「貸付け」と捉えることは無理であったことに加え、附帯業務として整理することも適切ではないと考えられた²⁰⁾。

そのため、仮にイスラム金融を本行が取り扱う場合には、株式会社国際協力銀行法上、JBICはイスラム金融における実質的な貸付けを取り扱うことが可能であることを明確化したうえで、株式会社国際協力銀行法上の貸付けと同様の各種限

20) 株式会社国際協力銀行法上の業務範囲を定めている第11条各号については、第12条において各種限定が付されている。仮にイスラム金融による実質的な貸付けを第11条第9号に定める附帯する業務として取扱可能と整理した場合、第11条第9号については第12条各号における業務の限定の対象となっていないため、JBICが通常の貸付けを行うことができない対象についても、イスラム金融による実質的な貸付けであれば資金供給の対象とすることが可能となってしまう、規制の潜脱を招くおそれがある。また、株式会社国際協力銀行法第33条第8項における与信限度の計算においては、改正前の株式会社国際協力銀行法上は第11条第1号～第6号までの貸付け等が計算の対象とされているため、イスラム金融が第11条第9号に定める附帯する業務であるとした場合、イスラム金融による資金供給額は与信限度の対象外になってしまうこととなる。

定・規制の対象とする必要があると考えられ、所要の改正が行われた。

なお、銀行法上の「銀行業に付随する業務」等に含まれるイスラム金融の取引類型としては、コモディティ・ムラバハ（商品の売買）、イジャラ（リース）、ムダラバ（権利の取得）等が主に想定されているが、その他の取引類型も排除はされていないため、株式会社国際協力銀行法に基づき実施するイスラム金融についても、銀行法上の上記取り扱いに準じて対応していくことが想定されている。

第2項

業務機能強化

1 危機対応ならびにわが国成長戦略・地経学的役割発揮に向けて

(1) JBICアジア・環境ファシリティ (FACE)

2008年4月、本行は、「JBICアジア・環境ファシリティ」(JBIC Facility for Asia Cooperation and Environment : FACE) を創設した。このファシリティの目的は洞爺湖サミットに向けて、わが国にとって政策的に重要な分野である気候変動緩和対策に資する案件及びアジア向け案件を、出資及び保証機能を積極的に活用し、民間資金を最大限動員しつつ支援するものであった。ファシリティの期間は2008年度から2012年度までで、本行は、具体的には、

- ・気候変動緩和対策に資する案件として、省エネ・新エネ事業等の分野を対象としたファンドへの出資。同分野の個別事業への出資及び民間金融機関からの融資に対する保証。
- ・アジア向け案件として、アジアにおけるインフラ開発事業等の分野を対象にしたファンドへの出資。同分野の個別事業への出資及び民間金融機関からの融資に対する保証。

を積極的に行うことで、当該案件の支援及び民間資金の積極的な動員を図ることとした。

(2) 環境投資支援イニシアティブ (LIFE)

リーマンショックによる景気の落ち込みに対して、2009年2月の7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議では、景気対策の「前倒しおよび迅速な実施」が確認された。これを受け2009年3月14日、与謝野馨財務大臣兼金融担当大臣兼経済財政担当大臣が本

行を活用した環境投資支援イニシアティブ（Leading Investment to Future Environment Initiative：LIFE）を表明、アジアを中心とした開発途上国を対象に、開発途上国政府及び民間セクターが実施する環境投資に対して2年間にわたり総額50億ドル規模の支援を検討することとなった。なお、同イニシアティブの実施にあたっては2008年4月に創設されたFACEを活用することとされたため、FACEは実質的にはLIFEの中に発展的に取り込まれることとなった。

具体的には同イニシアティブでは、

- ・環境負荷の少ない発電事業（太陽光・地熱・風力発電、高い熱効率の石炭火力発電所等）
- ・エネルギー効率化、省エネ案件（既存送配電網の高度化、鉄鋼・セメントの炉の近代化・余熱回収、ESCO〈Energy Service Company〉支援等）
- ・水（上下水道、廃水処理、淡水化、造水事業等）
- ・都市交通ネットワーク（人口稠密地域におけるモーダルシフト〈大量輸送手段への転換〉案件等）

が主要分野として想定された。

(3) 途上国銀行資本増強ファンドに対する出融資を通じた金融システム安定化支援

2009年2月2日、本行は国際金融公社（IFC）と共に途上国銀行資本増強ファンドIFC Recapitalization（Equity）Fund, L.P.及びIFC Recapitalization（Subordinated Debt）Fund, L.P.に関する出融資契約に調印した（本行分20億ドル）。

当ファンドの設立は、2008年11月14日に当時の中川昭一財務大臣兼金融担当大臣とゼーリック世界銀行総裁との間で基本合意されたものであり、当ファンドを通じて中小途上国の有力地場銀行に対し、出資や劣後融資を行うことにより、その資本基盤を強固なものとし、金融システムを安定化させることを目的としていた。

(4) JBICアフリカ投資ファシリティ（アフリカ投資倍増支援基金）

2009年4月1日、本行の出資及び保証機能等を活用し、日本企業のアフリカ進出案件を支援することを目的とした「JBICアフリカ投資ファシリティ（アフリカ投資倍増支援基金）」（The JBIC Facility for African Investment：FAI）が創設された。本ファシリティの下では、日本企業のアフリカ向け案件に係る個別事業への出資、民間金融機関からの融資への保証を積極的に行っていくことに加え、アフリカ諸国の投資環境整備のための提言書（Blue Book）作成等のアドバイザー業務も実施していくことが打ち出された。

この施策を受けて、2009年5月14日、セネガル・ダカール市にて開催されたアフリカ開発銀行（AfDB）年次総会の機会に、同行との間で、アフリカ支援における協調を強化するための覚書が締結された。本覚書では、日本とアフリカ諸国の双方にとって重要な天然資源・エネルギー開発、再生可能エネルギー開発、民間セクターの投資環境改善に資するインフラ整備、及び貿易促進プログラム等につき、本行とAfDBが金融面で協力していくことが確認された。

(5) サムライ債発行支援について（MASF及びGATE）

リーマンショックは、債券市場にも大きな影響を与え、これまで国際金融市場において国債を発行することができた国でも一時的に発行が困難となっている例が生じていた。

2009年2月21日に末松信介財務大臣政務官とスリ・ムルヤニ・インドラワティ・インドネシア財務大臣との間で、日本がインドネシア政府に対して本行を通じた最大15億ドル相当円の金融支援を行うことにつき基本合意を行い、同年4月7日に本行はインドネシア政府との間で、同国政府に対して以下の金融手法を通じた、総額最大15億ドル相当円の金融支援を実施するために必要なプログラム契約及

び世界銀行等と共同で実施する融資に関する貸付契約に調印した。

- ①インドネシア政府が日本で発行する円建て外債（サムライ債）への保証供与
- ②インドネシア政府に緊急の資金需要が生じた場合に備えて、世界銀行、アジア開発銀行、オーストラリア政府といった開発パートナーと共同して実施する融資

2009年5月3日、与謝野財務大臣兼金融担当大臣兼経済財政担当大臣は本行のサムライ債発行支援ファシリティ（Market Access Support Facility：MASF）の創設を表明した。

具体的にはアジア諸国がサムライ債を発行する際、最大5,000億円規模で本行が保証を供与し支援するものであった。

MASFは当初、2009年度末までの相手国からの要請を踏まえ、国ごとにサムライ債保証枠を設定する時限措置として創設されたが、2010年4月1日に相手国からの申請期限を撤廃し恒久的な制度となった。

またMASFは、本行の4つのミッションのうち、「国際金融秩序の混乱への対処」の意義に基づき実施されてきたが、2010年4月15日、「国際競争力の維持及び向上」の意義の下で実施する新規サムライ債発行支援ファシリティ（Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement：GATE）が創設された。GATEは、諸外国の政府・政府機関の東京市場でのサムライ債発行を後押しし、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着及び日本の投資家の投資機会拡大（運用手段の多様化）に寄与し、ひいては東京市場（サムライ債市場）の活性化につながることを期待されるもので、従来の本行の部分保証によるサムライ債発行支援に加え、必要に応じ、本行自身による債券の一部取得も行う点に特徴がある。

(6) 円高対応緊急ファシリティ

2011年に発生した東日本大震災後、大幅な円高ドル安が進行、3月中旬には海外市場で1ドル76円

まで上昇した。これを受けて財務省は日米欧による協調介入でいったんは80円台に押し戻したものの、7月には再度70円台に上昇していた。

かかる状況下、財務省は2011年8月24日、「円高対応緊急パッケージ」を発表。これは急激な円高の進行に対応し、民間円資金の外貨への転換（いわゆる円投）の促進による為替相場の安定化を図るとともに、海外資産の買収を促進することで長期的な国富の増大を狙っていた。

具体的には、1年間の限定措置として、外国為替資金特別会計（外為特会）のドル資金（最大1,000億ドル）を、6カ月LIBOR金利で国際協力銀行に融通し、①日本企業による海外企業の買収や、②資源・エネルギーの確保などを促進し、これを民間部門の円投の呼び水とすることが企図された。

これを受けて2011年9月22日に本行は円高対応緊急ファシリティ実施要領を発表。①本邦金融機関向けM&Aクレジットライン、②産業革新機構との連携、③資源・エネルギーの確保・開発の促進、④中堅・中小企業の輸出等の支援の4分野について、各種条件が示された。

外為特会の保有する外貨資産については、2008年12月にリーマンショックへの対応としてわが国政府が経済対策閣僚会議において決定した「生活防衛のための緊急対策」及び2010年10月の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」においてもJBICに対しての融通が認められていたが、円高対応緊急ファシリティ以来の各種ファシリティにおいても同様に融通が認められた。

円高対応緊急ファシリティは、当初期限1年（2012年9月末）として設定されたが、2012年8月7日に財務省が2013年3月末まで延長したことを受け、融資承諾期限も同年3月末まで延期された。

さらに日本政府が2012年11月30日に発表した「日本再生加速プログラム」において、「円高対応緊急ファシリティの対象拡大による日系企業の海外事業支援」がうたわれたことを受け、同ファシリティの対象が拡大され、①本邦企業向け海外M&Aの直

接支援、②本邦金融機関向け中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン、及び③海外事業安定化支援が追加された。

(7) 海外展開支援出資ファシリティ

2012年12月に民主党政権から自民・公明の連立政権に政権交代が起こると、安倍内閣は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）を発表。ここでは本行による、海外M&Aやインフラ、資源分野等への出資を通じ、中堅・中小企業を含む日本企業の海外展開を積極的に支援していくため、「海外展開支援出資ファシリティ」の創設がうたわれた。

(8) 海外展開支援融資ファシリティ

「円高対応緊急ファシリティ」は2013年3月末に期限を迎えたものの、2013年4月1日には支援対象分野がさらに拡充された海外展開支援融資ファシリティが設置された。「日本企業の海外展開に資するその他の案件」が支援対象分野に追加されたことで、実質的に投資金融が幅広く対象に含まれることになった。

さらに日本政府が2014年6月24日に発表した『日本再興戦略』改訂2014において、海外展開支援融資ファシリティについて、本邦企業の収益力向上に資する案件に重点化するとともに新手法（劣後ローン、LBOファイナンス）の導入が表明されたことを受けて、2014年7月1日に実施要領の改訂が発表された。

また、2016年6月末までとされていた期限については、2018年6月末まで更新されることとなった。

(9) 質^{しつたか}高インフラ環境成長ファシリティ

2018年5月にフィリピンのマニラで開催されたアジア開発銀行年次総会において、麻生太郎副総理兼財務大臣より「質高インフラ環境成長ファシリティ」の創設が発表された。ESG投資という世界的潮流を踏まえ、地球環境保全目的に資するインフ

ラ整備を幅広く支援することを目的としたものであった。その概要は以下のとおりであった。

対象案件

温室効果ガス等の排出削減またはその他地球環境保全目的に資する案件。

具体的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ（モーダルシフト〈輸送手段の効率化〉、電気自動車等）、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等。

対象案件については、おおむね地球環境保全業務（GREEN）の対象分野を踏襲しつつ、石炭火力発電については超々臨界圧以上の高効率石炭火力発電に限定した一方、モーダルシフトの分野では、高速鉄道などの都市間交通を追加、また温室効果ガス削減以外の地球環境保全に資する分野として大気汚染防止、水供給・水質汚染防止と、廃棄物処理を追加した点に特徴がある。

通貨

円貨建て、米ドル建て、ユーロ建て（それ以外の通貨は個別に決定）。

融資割合

協調融資総額の6割以下。

出融資保証契約調印期限

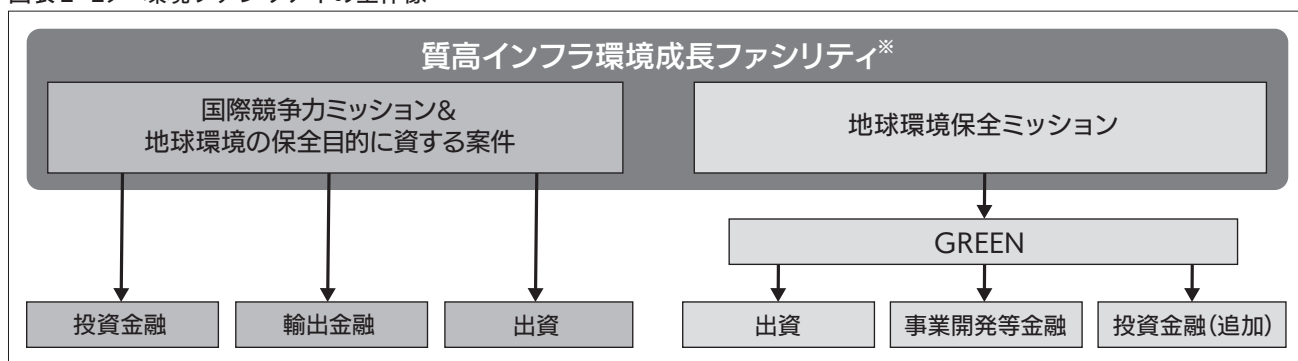
2021年6月末日。

その他条件

個別に決定（対象案件の投資金融、事業開発等金融において、本ファシリティの下での条件を適用）。

また、従来のGREENは、事業開発等金融及び出資のみに限られていたが、本ファシリティの下では、さまざまな金融メニューを通じて支援するため、新たに地球環境保全目的に資する案件に対して投資金融を適用することも可能とした。これにより、わが国企業の行う事業に対する投資金融の供与にあたり、従来の「わが国産業の国際競争力の維持・向上につながるか」という視点に加えて、今後は「地球環境保全目的に資するものであるか」という視点に

図表 2-29 環境ファシリティの全体像



(※) 一般業務を対象とする。
(出典) 本行作成

着目した供与も可能となった。

また、本ファシリティの推進にあたっては、国際開発金融機関を含めほかの金融機関とも連携していくことがうたわれた。

さらに、それまでのGREEN対象案件は全件、温室効果ガスに関する「測定・報告・検証」の実施を要件としていた。しかしながら、本ファシリティの下では対象案件の実施を一層推進するため、温室効果ガス等の排出削減量の定量的確認は、出融資保証決定時における計画排出削減量の検証のみへと簡素化し、さらに定性的に地球環境保全目的に資することが明らかな場合、定量的確認を省略可能とし、手続きの合理化・効率化を通じて顧客負担の軽減を図ることとした。

(10) 自由で開かれたインド太平洋(日米豪連携)

2016年8月にケニアで開催されたアフリカ開発会議において、安倍総理は「自由で開かれたインド太平洋」というコンセプトを初めて提唱した。「自由で開かれた」という形容詞が、南シナ海での実効支配を拡大し航行の自由に挑戦しようとする中国を強く意識したコンセプトであることは明確であった。日米両政府は、2017年10月の日米経済対話第2回会合において、分野別協力の具体的な分野として、第三国におけるインフラ整備等を通じた質の高いインフラの促進、LNGやエネルギーインフラ等を含むエネルギー連携等を取り上げることを確認し

た。これを受け、2017年11月に本行及びOPICは日米企業が参加する協調プロジェクトの推進に向け、業務協力協定を締結した。また、本行及びOPICは、2018年6月のG7シャルルボワサミットにおいて、その他G7の開発金融機関と共に、女性の社会進出推進のためのイニシアティブ「The G7 2X Challenge : Financing for Women」への参加を表明し、協力関係を強化してきた。

日米豪3カ国政府は、2018年8月の日米豪閣僚級戦略対話(TSD)等を通じ、自由で、開かれ、包摂的で、繁栄するインド太平洋地域の維持・推進や、インド太平洋地域のインフラ開発と、それを通じた連結性の向上に連携して取り組むことを確認した。これを受け、本行は、2018年11月にOPIC、オーストラリア外務貿易省(DFAT)及びオーストラリア輸出金融保険公社(Efic)との間で業務協力協定を締結し、インド太平洋地域をはじめとする第三国におけるインフラ、エネルギー及び資源等のセクターで、日米豪企業が協調する個別プロジェクトの実現を促進するため、ファイナンス面での支援に向け協調することを合意した。

2 リスクテイク機能の強化・拡充に向けて

(1) エクイティファイナンス部門の設置

2016年の法改正に合わせ、リスクマネー供給強化等に対応し、出資業務に関する体制強化を図るため、出資業務を行うエクイティファイナンス部門ならびに所属するエクイティ・インベストメント部が2016年10月1日に設置された。

(2) JBIC IG Partnersの設立

ファンドに対する出資業務については、これまでにはリミテッドパートナーでの参画であったが、自らファンドを運営し投資決定するジェネラルパートナーとしての役割を期待されているとの認識の下、2017年6月に、株式会社経営共創基盤と共同で、海外向け投資ファンドに対する助言を行う投資アドバイザー会社として、株式会社JBIC IG Partners (JBIC IG) を設立し、日本の成長戦略である海外の成長市場の取り込みにおいて重要性が増しているリスクマネーの供給強化に向けた態勢を整備した。

(3) その他金利政策の変更

2011年度より順次リスクプレミアムを整理し、OECD 輸出信用ガイドライン条件に従う案件以外に

については、①調達コストを踏まえたベース金利、②政策意義に応じ段階を設ける政策スプレッド、③信用リスクに応じたリスクプレミアム、そして④金融市場との実勢調整の4階層に整理をした。

3 他機関等との連携・調整について －アジア輸銀フォーラム－

1996年に発足したアジア輸銀フォーラムは、本行を含むメンバー機関が、それぞれが直面するさまざまな課題に対して協調して取り組む方策や戦略について話し合う場であり、各機関の代表（会長、総裁等）が参加する年次会合は、各機関持ち回りで行われている。

2008年10月30日、アジア輸銀フォーラム第14回年次会合において、同フォーラムのメンバー機関であるアジア各国の輸出入銀行（輸銀）等8機関（中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ、オーストラリア）との間で、金融危機対応における相互協力についての合意文書（シドニー宣言）に調印した。これにより各メンバー機関との間で、融資・保証等で参画を計画するプロジェクトの実施に何らかの困難が生じるような場合に、共同して対処策を講じていくことに合意した。

4 その他業務関連施策

(1) 環境ガイドラインの改訂制定

2003年に施行された本行の環境ガイドラインは5年に1度の見直しを前提としているため、透明性の高いコンサルテーションプロセス²¹⁾を踏まえて2009年と2015年にそれぞれ改訂が行われている。

2009年改訂版では主にOECDのコモンアプロー

図表2-30 株式会社JBIC IG Partnersの概要

名称	株式会社JBIC IG Partners (英文名称JBIC IG Partners)
代表者の 役職・氏名	代表取締役CEO家田 嗣也、 代表取締役CIO塩野 誠
資本金等の額	5億円(資本金2億5,000万円、資本準備金2億5,000万円)
設立年月日	2017年6月30日
出資比率	JBIC51%、経営共創基盤49%

(出典) 会社資料

21) 2009年の改訂版策定に当たっては14回、2015年の改訂版については10回のパブリックコンサルテーション会合が実施され、すべての会合について逐語議事録がウェブサイト上で公表されている。

図表 2-31 環境ガイドライン担当審査役受付案件一覧

受付日	国名	案件名
2011年 8月4日	パナマ	パナマ運河拡張プロジェクト
2016年 11月10日	インドネシア	西ジャワ州チレボン石炭火力発電所Unit 1プロジェクト
2016年 12月5日	インドネシア	中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクト
2017年 5月24日	インドネシア	西ジャワ州チレボン石炭火力発電所Unit 2プロジェクト
2018年 5月23日	ベトナム	ハイフォン市火力発電所1及び2プロジェクト

(出典) 本行作成

チ²²⁾の改訂との^{ひょうそく}平仄を合わせる等の観点から、環境社会配慮確認にあたって世界銀行や国際金融公社のセーフガードポリシー²³⁾に適合しているかどうかの確認を行うことや、労働環境に関する確認項目をチェックリストに追加するなどの変更が行われた。また、2015年改訂版では、環境社会配慮確認にあたってOECD多国籍企業行動指針におけるわが国の連絡窓口が公開した報告書を考慮すること等が追加された。

(2) 環境ガイドライン担当審査役²⁴⁾

旧国際協力銀行時代に、環境ガイドラインの制定に合わせて導入された環境ガイドライン担当審査役は、日本政策金融公庫への統合、株式会社国際協力銀行（以下、新JBIC）への独立後も引き継がれた。日本政策金融公庫への統合以降、実際に受け付けられた案件は以下のとおりである。

これまで異議申し立てを受け付けた案件で本行に環境ガイドラインの不順守があったとされたものはなかった。また、本行の環境ガイドライン担当審査役の仲介で、異議申立人と事業実施主体との間で対話が実現した例が存在することは注目される。

(3) 原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針

原子力関連プロジェクトに関して本行の環境社会配慮確認ガイドラインにおいてはカテゴリー Aに属するものとして確認プロセスが行われるが、基本的に環境・社会面への影響に限られ、安全面の確認と、安全面等についての現地住民への情報公開の部分が不十分であるという指摘が国会審議の中でなされた²⁵⁾。

このうち、安全面の確認については、従来、経済産業省が輸出許可と合わせて実施していたが、わが国から海外の原子力プロジェクトへの投資については事業の安全性について確認プロセスがなかった。また福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、安全性の確認についても事故の知見を踏まえたものにするが必要となっていた。

そのため、2015年10月6日に、原子力関係閣僚会議が「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」を制定。安全面の確認については国が実施する制度が制定される一方、安全面等についての現地住民への情報公開の確認については、本行及び日本貿易保険（NEXI）に委ねられる形となった。

かかる状況下、本行とNEXIは共同で原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針を策定した。この策定にあたっては、両者の共催で10回にわたるコンサルティング会合を開催、その議事録のすべてをウェブサイトで公開する等、透明性の高い形式で手続きが行われた。

なお、当該指針の策定に伴い、異議申し立て手続きについては、環境ガイドライン担当審査役が受け付けるものとなった。

22) 償還期間2年以上のプロジェクトに対する公的輸出信用の供与に際しての環境社会配慮確認の実施を求めるため、OECD輸出信用・信用保証部会において合意された「公的輸出信用及び環境に関する共通アプローチ（OECD環境コモンアプローチ）」のこと。

23) プロジェクトによる人々や環境への不当な害を防止・軽減するための業務政策など。

24) 本行の投融资担当部署（融資業務を行う業務部署及び環境審査部署）から独立した立場で案件に関する意義申し立てを審査する。

25) 2008年10月29日の近藤正道参議院議員（当時）の質問主意書や、2012年の参議院ODA特別委員会での吉田忠智議員の質問など。

5 経営態勢の高度化に向けて

(1) 部門制の導入

国際協力銀行の営業体制は、1999年の発足以来、変遷はあるが3つの地域部と、2～3のセクター、機能部（資源金融部、企業金融部、プロジェクトファイナンス部またはインベストメントバンキング部）及び大阪支店を中心とした体制となっていた。

2011年、案件形成能力を一層強化するために、各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化する必要性が認識され、資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門及び産業ファイナンス部門という、ミッション・分野別の3部門に再編され、企画・管理部門、審査部門を加え、計5部門の体制が導入された。3つの営業部門を率いる営業部門長には、それぞれ執行役員（なお、「執行役員」の呼称が使われるようになったのは、新JBIC成立後であり、日本政策金融公庫時代は「特別参与」と指称）が充てられた。

また、部門制の導入に合わせ、部門内の人的資源配分を機動的に行い、経営資源を最適化することにより、業務戦略上の重要分野に適時に対応することを目指し、従来の固定的な課班の体制に代え、改廃が柔軟なユニット制が導入された。

また、従来の地域別営業部を廃止し、営業体制をミッション・分野別の編成とすることを受け、コントリー・リレーションの維持・強化の観点から、各営業部門長が所掌する管轄国を設定した。営業3部門長は、部門内の経営資源の配分権限を有する一方、担当セクター、所掌国に対する与信方針の企画立案や、担当顧客・国との関係構築に責任を負うことで、部門内の経営を行う体制とする趣旨であった。

このように部門制の導入は、各部門長に大きな権限を委ねるものであり、これを実効性のあるものとするため、営業部門長をサポートする直属のスタッフとして、各部門に企画調整ユニットが置かれた。

また、海外駐在員事務所の体制については、外事審議役に代え、アジア大洋州、欧阿中東及び米州の各地域を統括する地域統括（日本政策金融公庫時代は「拠点長」と指称）をそれぞれシンガポール、ロンドン及びニューヨークに設置した。地域統括は、本店部門長の指揮を受け、地域内の駐在員事務所の事務を統括するという指揮・命令関係を明確化する体制を整えた。また、限りある人的資源の制約の中でより効果的な駐在員事務所活動を行う観点から、2011年9月末をもってフランクフルト駐在員事務所及び香港駐在員事務所を閉鎖し、2013年6月末にはシドニー駐在員事務所を閉鎖した。

部門制は当初営業3部門、企画・管理、審査の5部門からスタートしたが、その後数次の変更が行われている。

①企画・管理部門の所掌範囲が広範すぎたことから、部門長間の業務量平準化のため、国際事務統括部が2012年の新JBIC設立時にIT統括・与信事務部に名称変更したうえで企画・管理部門から審査部門に移管され、部門名も「審査・システム部門」となった。また、中堅・中小企業向け支援の専担部署を東日本、西日本それぞれに設置した。日本政策金融公庫時代に「西日本国際営業部」と呼ばれていた西日本の中堅・中小企業担当部署は、新JBIC設立にあたり「西日本オフィス」と呼称されることになった。

さらに2019年11月には「大阪支店」へと呼称を変更している。

②原子力・新エネルギー部の担当案件は再生可能エネルギーなど電力インフラ案件が主になっていたこともあり、2014年7月にインフラ・環境ファイナンス部門に移管された。これに伴い資源・環境ファイナンス部門の名称が「資源ファイナンス部門」に変更された。

③2015年7月にインフラ・環境ファイナンス部門内でのシナジー発揮の観点から、電力・水事業部、運輸・通信事業部、原子力・新エネルギー部は再編され、電力投資案件を担当する電力・新エネルギー

ギー第1部、電力EPC案件とGREENを担当する電力・新エネルギー第2部、その他のインフラを担当する社会インフラ部に再構成された。

- ④2016年の法改正を受け、リスクマネー供給を強化する観点から、2017年6月にエクイティファイナンス部門が設置され営業4部門体制になった。エクイティファイナンス部門の下にはエクイティ・インベストメント部が設置され、これにあたり、船舶航空・金融プロダクツ部からファンド出資担当ユニットが、産業投資・貿易部から直接出資のチームが、それぞれ移管された。同時に、中堅・中小企業ファイナンス室を設置した。
- ⑤2017年6月に企画・管理部門と審査・システム部門の再編成が行われ、企画部門（経営企画部、業務企画室、人事室、法務・コンプライアンス統括室、調査部〈2018年8月〜〉が所属）、審査・リスク管理部門（審査部、環境審査室、外国審査部、リスク管理部が所属）、財務・システム部門（財務部、管理部、IT統括・与信事務部が所属）の3部門となり、合計7部門になった。

(2) 新JBIC設立に伴うガバナンスの強化

新JBICの設立は、株式会社としての出発であり、ガバナンス強化の面にもそれが表れている。

(ア) 民間出身の奥田総裁の就任

新JBICの初代総裁には、元経団連会長でトヨタ自動車相談役であった奥田碩が就任した。

(イ) 社外取締役・社外監査役の導入等

株式会社国際協力銀行のガバナンスを強化する観点から、設立当初より社外取締役、社外監査役が導入された。社外取締役は当初1名でスタートしたが、2018年に2名に増員された。なお、初代の社外取締役であった近藤章は、2016年に第3代総裁に就任している。またJBIC発足時には、会社法上の業務執行取締役は総裁・副総裁・専務の代表取締役3名と取締役1名という4名の構成であったが、2016年の法改正で特別業務がスタートし、またエクイティ・インベストメント部の設

置など、出資業務の拡大が企図されたことを踏まえ、2017年に常務取締役2名を増員、併せて取締役を常務取締役に變更し、総裁・副総裁・専務・常務3名の6名体制になった。監査役会は会社法に従い最小限必要とされる3名で構成されており、うち2名が社外監査役となっている。監査役会は会社法に従い最小限必要とされる3名で構成されており、うち2名が社外監査役となっている。

(ウ) 経営理念、職員行動原則、コーポレートスローガンの決定

日本政策金融公庫の設立を含め、特殊会社の設立時には、発起人の役割を果たす設立委員会で経営理念を議論することが慣例となっている（法令上経営理念を制定することが義務付けられているわけではない）。

新JBICの設立についても、新しい理念の下で組織として一丸となる体制を築くため、日本政策金融公庫国際協力銀行の経営陣を中心に経営理念が議論された。これと同時に、全職員を対象とする小グループでのミーティングと全行職員アンケートを通じて、職員の仕事に対する思いと、新JBICに対する期待を吸い上げ、職員にとっての「なりたい姿」を示したものとして職員行動原則が策定された。

また、本行の経営理念をわかりやすいメッセージとして対外的に発信するツールとしてコーポレートスローガンも策定された。

なお、株式会社国際協力銀行は、以前からのメビウス環をイメージしたマーク及びロゴタイプを踏襲している。これは、「資金調達の観点ですすでに拡充したJBICブランドを維持する」という政策目的に伴うものであった。なお、日本政策金融公庫においては、独自のマーク及びロゴタイプがあったため、公庫の下で国際協力銀行は、日本政策金融公庫と国際協力銀行のマーク及びロゴタイプを併用する運用を行った。

(エ) 経営諮問・評価委員会の設置

特殊会社は独立行政法人と異なり、独立行政法

人評価委員会（2015年改正前の独立行政法人通則法による）のような外部第三者による評価が法定されていないため、独自に評価（取締役の退職金についての業績勘案率に係る評価を含む）の枠組みを用意する必要があった。そのため2012年の新JBIC発足時に定款において経営諮問・評価委員会を設置することを定め、中期経営計画及び年間事業計画の実施状況について外部評価を行うこととなった。

また特殊会社の役員については2010年5月18日付の閣議決定「特殊会社の役員人事に関する当面の対応方針について」に基づき、国が100%株式を保有する特殊会社については、会社ごとに役員候補者について第三者が評価を行う委員会を設けることとされている。経営諮問・評価委員会はその役割も担うこととされた。

(オ) リスクアドバイザー委員会の設置

リスクアドバイザー委員会は、2012年の新JBIC発足に合わせて設置された外部諮問委員会であり、経営諮問・評価委員会同様に定款に基づいて設置されている。リスクアドバイザー委員会は、新JBIC発足に伴い、よりリスクの高い案件に取り組んでいくことが期待される中、新JBICのリスク管理の状況と、超大型案件への対応について助言を行うものとして設置された。

リスクアドバイザー委員会は、2016年の法改正（特別業務の設置）に伴い、特別業務案件への対応についても助言を行うことが機能として追加された。

(カ) 会議体の設置

1999年設立の旧国際協力銀行においては、総裁がその業務を総理することとされていたため、各種の「役員会」は置かれていたもののその役割はあくまで総裁の諮問機関であり、意思決定機関ではなかった。

日本政策金融公庫への統合後は、株式会社形態が採用されたため、公庫全体の経営に係る事項は、公庫全体の取締役会や経営会議で決定されること

となったが、国際協力銀行業務に関する範囲では、公庫の副総裁である国際協力銀行経営責任者に権限が委譲された。

その後、新JBICの設立にあたり、株式会社としてのガバナンスを整えるため、以下の会議体が設置された。

①取締役会・監査役会

新JBICは株式会社であるため、取締役会の設置は会社法上必置であり、同様に大会社でもあることから、監査役会も必置の機関として設置されることとなった。

②決定機関

新JBICでは執行に関する決定機関として以下の機関が設定された。

- ・経営会議…経営上の重要事項の決定・審議を行う。
- ・業務決定会議…出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行う。
- ・統合リスク管理委員会…統合リスクの管理に関する重要事項の決定・審議を行う。
- ・コンプライアンス・顧客保護等管理委員会…コンプライアンス及び顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行う。
- ・人事委員会…人事に関する重要事項の決定・審議を行う。

これら複数の会議体が置かれたのは、取り扱う事項に応じて参加する構成員や事務局が異なっているためであった。また、これらとは別に、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行う機関として「内部監査委員会」が設置された。

③審議機関

新JBIC設立の段階では、関係役員間での審議を行うための機関として以下の会議体が設置された。

- ・案件形成審議委員会…出融資保証等案件に係る対応方針や、大口与信先向け与信方針等に関する審議を行う。当初は、重要案件につい

て早期の段階から初期的な対応方針を議論するための場として設置されたが、2018年に業務決定会議に吸収、廃止された。

- ・ALM委員会…資産負債管理（ALM）に関する重要事項の審議を行う。
- ・部門長会議…国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行う。

その後、審議機関としては、2016年に「BCP委員会」（大規模災害発生時等の業務継続態勢に関する審議を行う）と「ICT推進委員会」（情報通信技術に係る計画・方針等の下で実施される各種施策に関する事項の審議を行う）が設置され、2017年には「情報セキュリティ委員会」（情報資産の利用・管理及び情報セキュリティに関する重要事項の審議を行う）が設置された。

（キ）業務運営計画、中期経営計画

本行は2008年の日本政策金融公庫への統合以前から独自の業務運営評価制度を実施していたが、統合後は、公庫の側でも業務運営計画を作成

したため、両社の評価制度が並行することとなり、本行の業務運営評価制度は、一部の評価項目が公庫全体の評価枠組みに取り込まれることになった。

2012年の新JBIC設立後は、3年ごとの中期経営計画と、単年度の年間事業計画に名称変更されたが、基本的な骨格は変わっていない。しかし、主に以下の2つの点で改善が図られた。

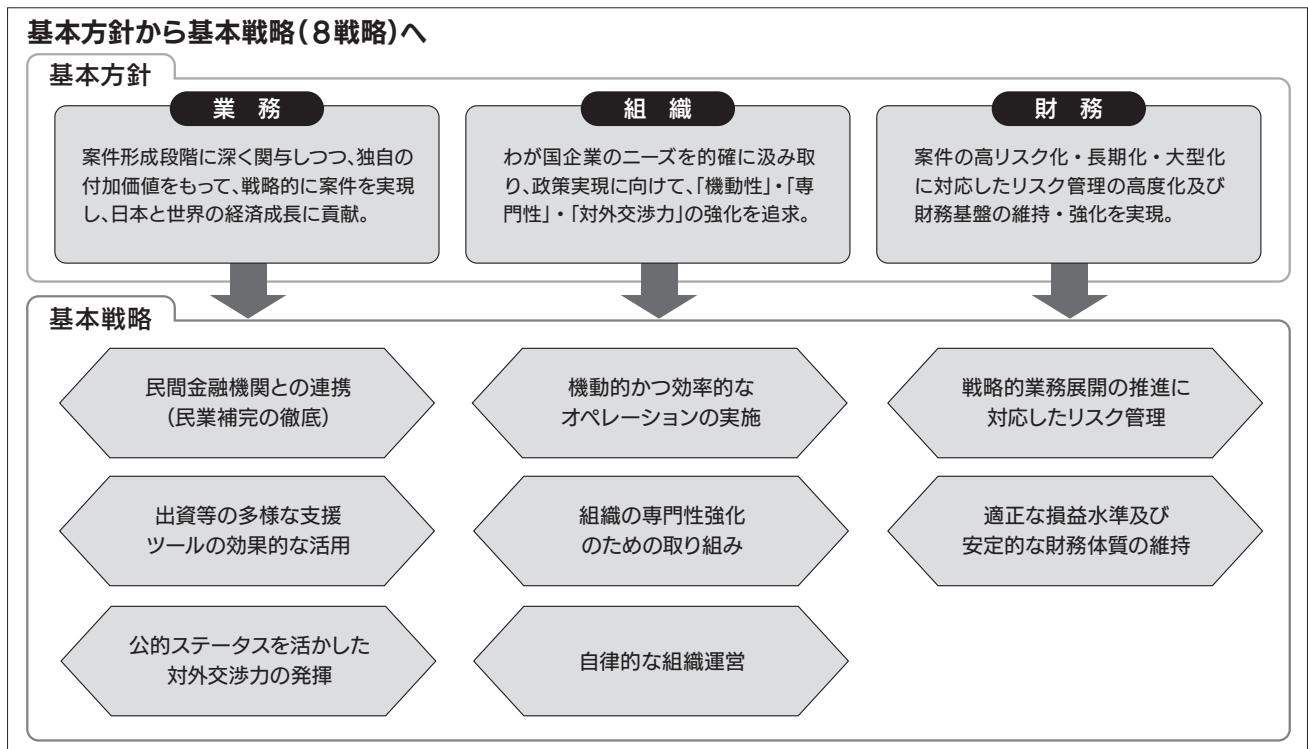
1つ目は、対外公表用の指標に加えて、内部管理用の指標を用意したことである。

2つ目は「マイルストーン指標」を導入したことである。本行の業務には案件承諾までの懐妊期間が非常に長いものや、施策の実施までに長期を要するものが少なくない。そのため、単純な数値目標では目標の達成までの間の成果を評価しにくいものについてマイルストーンの達成度で評価する仕組みを導入した。

①2012～2014年度中期経営計画

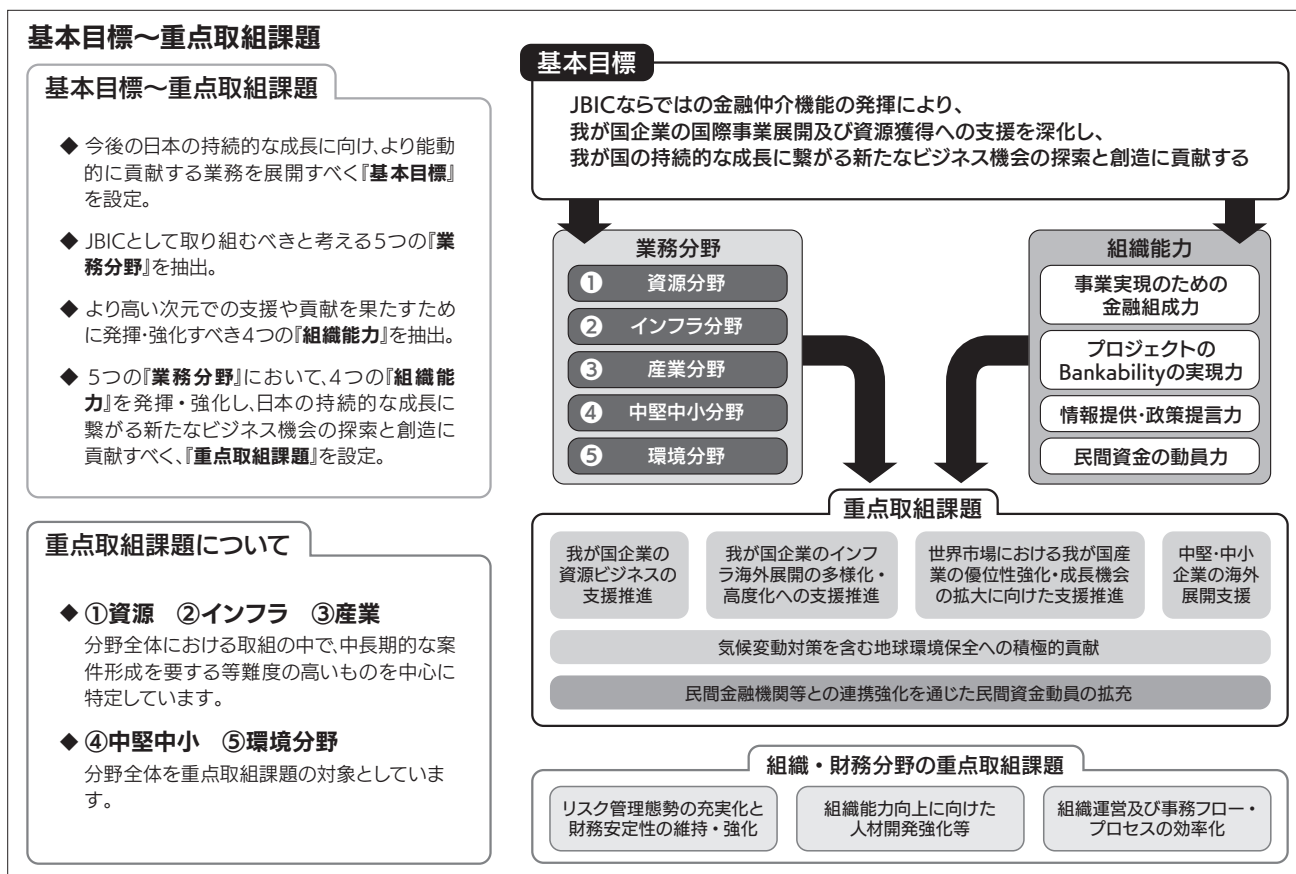
新JBIC発足後最初の中期経営計画（2012～2014年度）では、業務面での基本方針として「案

図表 2-32 2012-2014年度本行中期経営計画の概要



（出典）本行作成

図表 2-33 2015-2017年度本行中期経営計画の概要



(出典) 本行作成

件形成段階に深く関与しつつ、独自の付加価値をもって、戦略的に案件を実現し、日本と世界の経済成長に貢献」することが掲げられ、これを支える組織面では「わが国企業のニーズを的確に汲み取り、政策実現に向けて、『機動性』・『専門性』・『対外交渉力』の強化を追求」すること、財務面では、「案件の高リスク化・長期化・大型化に対応したリスク管理の高度化および財務基盤の維持・強化を実現」することが示された。そしてこれらの基本方針の下、8つの基本戦略が示された。

②2015～2017年度中期経営計画

2015～2017年度の中期経営計画では基本目標として、「JBICならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開及び資源獲得への支援を深化し、我が国の持続的な成長

に繋がる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する」を掲げた。

これを実現するため、5つの業務分野として「資源分野」「インフラ分野」「産業分野」「中堅中小分野」「環境分野」を抽出し、これを支えるために発揮すべき組織能力として「事業実現のための金融組成力」「プロジェクトのBankability（融資適格性）の実現力」「情報提供・政策提言力」「民間資金の動員力」が抽出された。そしてこれらの業務分野、組織能力についての5つの重点取組課題を掲げることとした。

③2018～2020年度中期経営計画

時代の変化に対応していくために、先見的・積極的な取り組みが一層必要であり、今後、日本企業の支援においては、出資に代表されるように本行が積極的にリスクを取っていかなくて

はならないという経営陣の認識の下、第3期となる2018～2020年度の中期経営計画では、少子高齢化や労働人口減少といった構造的な課題に加え、第四次産業革命の勃興、地政学的リスクの高まり、地球環境問題に対する取り組み等、日本を取り巻く環境は従来にも増して目まぐるしく変化しており、その不確実性は高まっているとして、こうした中、わが国産業界においては、既存産業の垣根を越えた生産性向上のための取り組み、先端技術・イノベーションの追求等が喫緊の課題となっているほか、増大する事業リスクへの対処を適切に図りつつも、海外市場の成長を積極的に取り込んでいくための動きも継続・深化しているとの外部環境認識に立った。

そして本行の企業理念「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます」と向こう3年間の具体的な目標である中期経営計画とをつなぐ概念として、10年程度先にありたい姿を「海図なき世界情勢の中で、日本企業の海外ビジネスを切り開く『羅針盤』でありたい」とした「中長期ビジョン」を設定した。

また基本方針としては、①強み・特性に裏打ちされたリスクテイク機能の拡充・強化、②社会情勢・顧客ニーズの変化に応じた自己変革・柔軟性の追求、民業補完の徹底、③組織力の結集の3つを掲げ、業務に関する5つの重点取組課題と、組織に関する3つの重点取組課題を定めた。

そのうえで、わが国産業界が直面する課題に本行がいかにして対応していくかという視点から、業務の重点取組課題において「成長分野・新領域」「インフラ海外展開」「環境保全」「M&A」「政策金融の着実な遂行と業務の見直し」を置いた。

このように、取り組むべき目標を明確化したうえで、本行が「スピアヘッド (spearhead)」（先頭に立つというイメージ）となり、主体的・能動的に案

件を実現すべく取り組む計画であることが、第3期中期経営計画の大きな特徴である。

(3) 調査部の設置

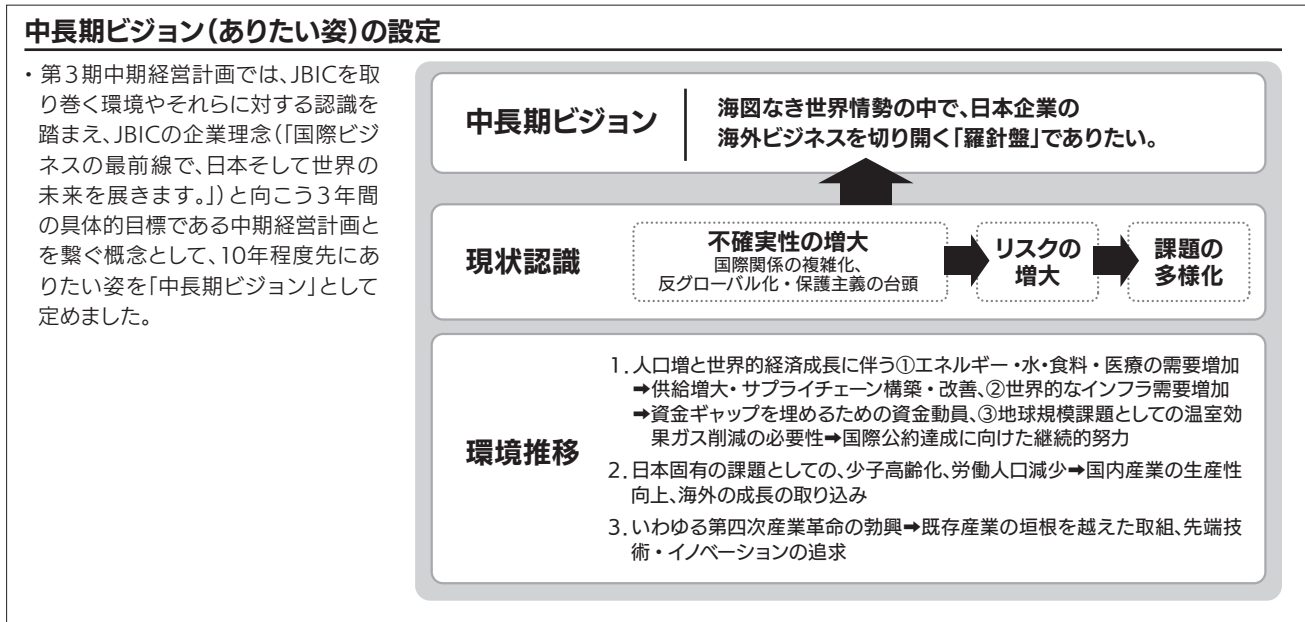
2018年8月1日には、新たに「調査部」が設置された。これは地経学的な不安定性が全世界的に高まる中、2018年の第3期中期経営計画で、「インテリジェンス機能を活用しつつ、地経学的重要性の高い案件を推進」することが、業務目標の中に取り入れられたことによるものである。

6 経営基盤の強靱化に向けて －働き方改革－

日本社会における生産年齢人口の減少や、人材獲得競争の激化、若者の価値観の変化・多様化という状況から、官民を挙げた「働き方改革」が進められ、2018年6月には働き方改革関連法が成立した。本行においても、残業時間の高止まり、女性総合職や共働き職員の増加、男性の育児参画度の上昇、介護問題の漸進的顕在化という状況から、固有の働き方改革を進める必要性が生じていた。

こうした状況下、2018年7月に、「生き方への多様な価値観を持つJBICで働くすべての職員が、それぞれの価値観に合った働き方を選択可能な組織を作る」ことを目的として、「働き方改革基本計画（2018～2020年度）」を定め、対外的にも公表した。

図表 2-34 2018-2020年度本行中期経営計画の概要



(出典) 本行作成

図表 2-35 基本方針及び重点取組課題・取組目標

基本方針及び重点取組課題・取組目標

・3つの基本方針(課題の取組方法)のもと、取り組むべき分野として8つの重点取組課題(業務5、組織3)及び各重点取組課題に係る21の取組目標を定めました。

基本方針(課題の取組方法)

(1) 強み・特性に裏打ちされたリスクテイク機能の拡充・強化

(2) 社会情勢・顧客ニーズの変化に応じた自己変革・柔軟性の追求、民業補完の徹底

(3) 組織力の結集

重点取組課題		取組目標
業務①	成長分野・新領域	1. イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進 2. 経済フロンティアにおける我が国企業のビジネス展開支援 3. 新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進
業務②	インフラ海外展開	1. 政策的重要性の高いインフラ案件の支援 2. 地経学的重要性の高い国におけるインフラ開発推進のための制度構築への貢献
業務③	環境保全	1. 世界の低炭素化への貢献 2. 地球環境保全の更なる推進
業務④	M&A	1. 政策的重要性等を踏まえた海外M&A支援 2. 民間金融機関との連携による海外M&A支援
業務⑤	政策金融の着実な遂行と業務の見直し	1. 政策金融の着実な遂行 2. 外部環境の変化に即した業務の見直し 3. 中堅・中小企業の海外展開支援
組織①	業務機能の高度化	1. 地経学的重要性の高い案件組成の推進 2. ビジネス環境の変化に即応する業務機能の改善 3. 民間金融機関のビジネスモデルを踏まえた民間資金動員の更なる推進
組織②	経営態勢の高度化	1. 迅速・果敢な組織運営に資するマネジメント態勢の確保 2. 経営判断を支える財務・リスク管理態勢の一層の充実
組織③	組織基盤の強靱化	1. 働き方改革の推進 2. 事務効率化 3. 業務遂行の安定性・安全性確保 4. 人的資本の強化

(出典) 本行作成

第3節

業務の実績

第1項

概況

2008（平成20）年からのリーマンショック対応で多額の融資を行った結果、2009～2018年度の融資承諾金額合計は、20兆4,000億円に上った。

年度別の推移を見ると、リーマンショック対応の緊急融資を行った2009年度が2兆6,000億円を超える承諾規模となり、また新JBICが設立された初年度の2012年度は、先進国向けの投資金融業務が拡

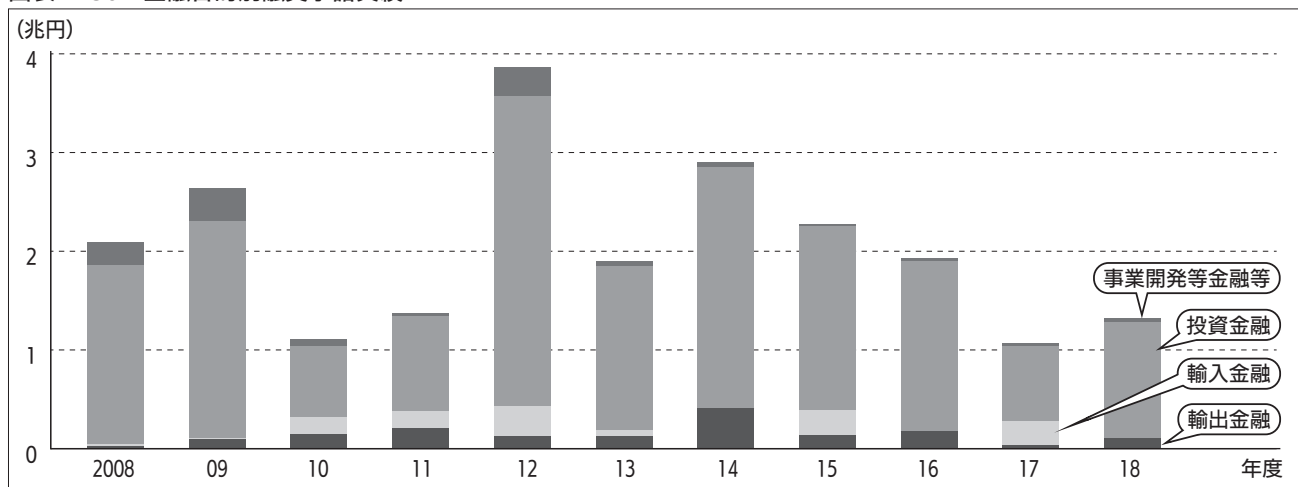
大され、大型のM&A資金融資が相次いだこともあり、輸銀時代を通じて史上最大となる3兆8,634億円の融資承諾を達成した。

融資の中で大宗を占めたのは投資金融である。これはM&A融資、大型の資源融資、インフラ投資向け融資があったことによる。

2009～2018年度に顕著な増加を示したのは出資業務である。輸銀時代から通算しても出資は2007年までの累計で4件、承諾額合計37億円に過ぎなかったが、2008～2018年度の合計で51件4,769億円の出資承諾となった。

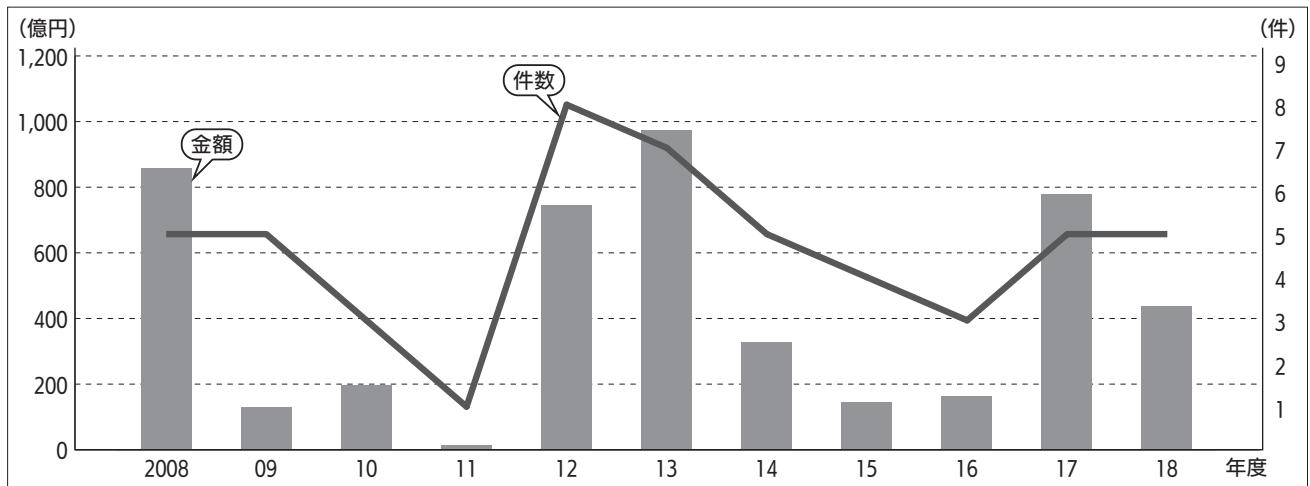
また、この間、出資業務の取り組み分野や質も大きく変化した。たとえば、デジタル技術を活用した

図表 2-36 金融目的別融資承諾実績



(出典) 本行作成

図表 2-37 出資承諾実績



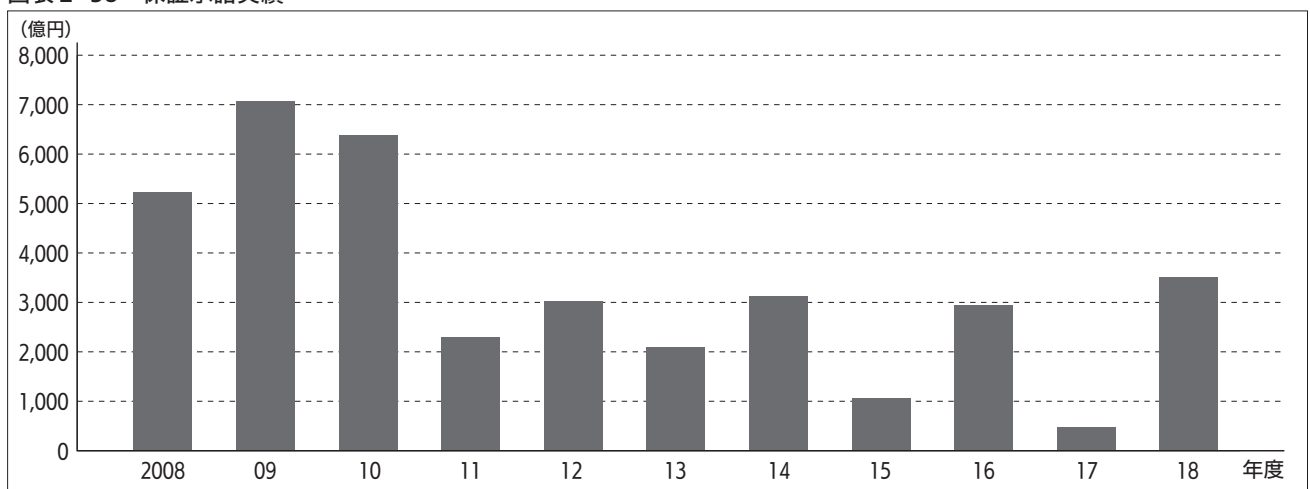
(出典) 本行作成

グローバルな広告事業強化の支援といった新たな分野・領域に取り組むとともに、自らファンドを運営し投資決定するジェネラルパートナーとして、2017年6月に設立したJBIC IG Partnersを通じ、2018年度末までに2件の投資ファンドRussia-Japan Investment Fund (RJIF)、JB Nordic Fund I SCSp (JB Nordic Fund) を設立、日本企業の海外投資や事業連携の機会創出を図ってきている。

保証業務については、2009～2018年度で合計3兆1,986億円の承諾となった。とくに2009～2010年度にインドネシア、メキシコ、コロンビア、フィリピンへのサムライ債の保証を承諾したこともあ

り、2009年度は7,080億円と、輸銀時代から通算でも過去最大の承諾となった。なお、この中には、航空機輸入のための民間金融機関融資に対する保証や、事業開発等金融及び投資金融における協調融資銀行への保証なども含まれている。

図表 2-38 保証承諾実績



(出典) 本行作成

新規承諾の推移と特徴

(1) さまざまなイニシアティブ

2008年度からの業務の特徴は、種々の政策アジェンダに応じたイニシアティブが次々と打ち出された点にある。各施策の実績は以下のとおり。

(2) 大型資源案件への対応

資源分野は、2012年の第1期中期経営計画で「我が国資源政策・計画などを踏まえた資源の開発及び取得の支援」が最初の戦略項目として挙げられていたように、最重要項目であった。以前から支援してきた資源権益取得、販売権の取得に加え、それまで日本への輸出が認められてこなかった米国産LNG

(液化天然ガス) について、調達先多様化の観点のみならず、日米安全保障及び日米エネルギー協力の観点から日本への輸出支援を行ったこと、そして米国やオーストラリア、モザンビーク、ロシアなど中東以外の新しい供給源確保を通じ、天然ガス調達コストの抑制に向けた取り組みや資源関連インフラ整備への支援も重視した点が特徴である。

とくに天然ガスの分野では、中国が深刻な大気汚染を解消するため石炭から天然ガスへのエネルギー転換を推進、アジアでは急速な経済成長を支えるエネルギーの一つとして天然ガス需要が高まり、LNG輸入が急速に拡大した。

また、LNG供給元も変化し、オーストラリアが生産設備を増強することで生産量を大幅に増加させ、米国は、2000年代後半に商業ベースによるシェールガス生産技術を確立し、シェールガス由来のLNG生産を拡大させた。米国の場合、1938年に制定された「天然ガス法 (Natural Gas Act)」に基

図表2-39 2008年度以降の本行業務における各施策の承諾件数及び承諾金額一覧

施策の種類	承諾件数	承諾金額 (億円)	背景となる事実
リーマンショックを踏まえたサブプライヤーズ・クレジット、国内大企業貸付及び先進国向け特例業務	140	24,461	「生活防衛のための緊急対策」(2008年12月19日経済対策閣僚会議決定)、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(2009年12月8日閣議決定)
アジア・環境ファシリティ (FACE)	16	1,918	2008年G8北海道洞爺湖サミット
環境投資支援イニシアティブ (LIFE)	14	2,529	2009年3月14日 与謝野財務大臣表明
インフラ・投資促進ファシリティ (E-FACE)	91 ^(注)	12,848	「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(2010年10月8日閣議決定)、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項」(2010年12月10日)
サムライ債発行支援ファシリティ (MASF)	4	3,300	リーマンショック及び与謝野財務大臣の表明
新規サムライ債発行支援ファシリティ (GATE)	19	13,739	同上
円高対応緊急ファシリティ	153	46,586	2011年8月24日「円高対応緊急パッケージ」
海外展開支援出資ファシリティ	27	2,505	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(2013年1月11日閣議決定)
海外展開支援融資ファシリティ	343	42,982	円高対応緊急ファシリティの更新 (2013年4月1日)
質高インフラ環境成長ファシリティ (QI-ESG)	11	3,152	アジア開発銀行年次総会における麻生副総理兼財務大臣演説 (2018年5月)

(注) 円高対応緊急ファシリティと同時に計上されているものも含む。

(出典) 本行作成

づき、FTA締約国以外への天然ガス輸出については、米国エネルギー省（DOE）による輸出認可を受けなければならない仕組みになっていたが、2013年5月にテキサス州フリーポートLNG社のシェールガスについて対日輸出が許可され、2014年2月にはルイジアナ州のキャメロンLNG社についても許可が下された。

またトランプ政権の下では2017年11月の日米首脳会談において「日米戦略エネルギーパートナーシップ」を、麻生副総理兼財務大臣とペンス副大統領をヘッドとする日米経済対話枠組みの中で議論されていくことが合意され、米国LNG開発は日米の戦略的な対話の中に位置づけられることとなった。

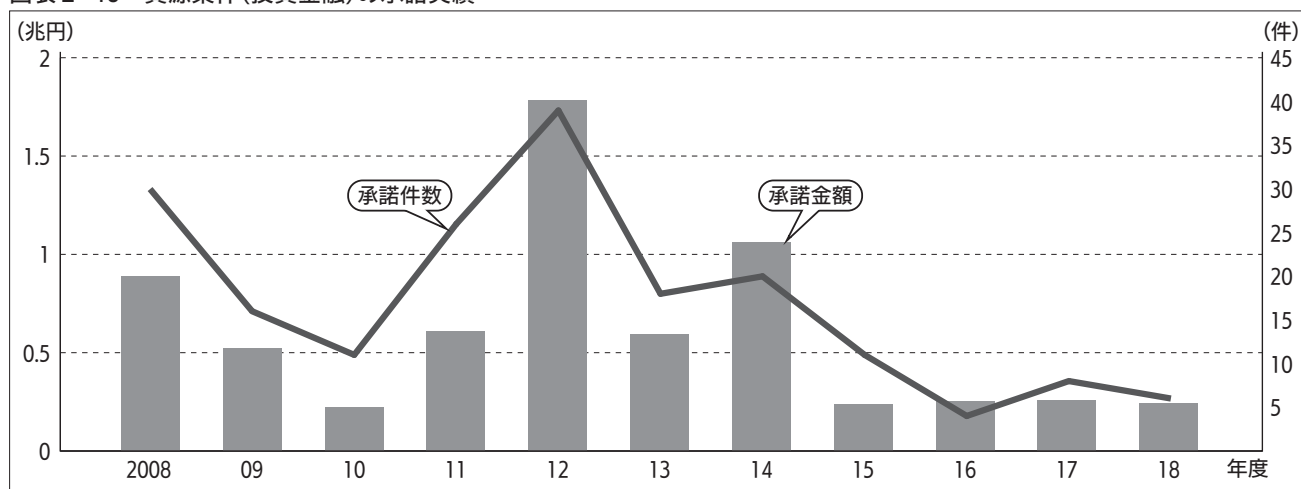
新しいLNG供給国や輸入国が増えていったことに合わせてLNGの取引形態にも変化が表れた。それまで、LNG取引は長期契約を主体として仕向地条項によって輸出先が限定され、売買価格は石油価格連動によって決められていたが、スポット取引や短期契約の増加、仕向地条項の撤廃、LNG取引価格の指標の多角化といった、LNGの取引形態の多様化が進んできた。これには、大口需要家である日本や欧州における電力・ガス自由化の進展によって、天然ガス調達の安定性だけでなく、価格や取引数量の柔軟性が重要になってきたということや、新興国の需要拡大によりLNG取引の市場規模が拡大し

レーディング業務の厚みが増してきていることが背景にある。また、石油メジャーを中心とした生産者側も将来的な天然ガス需要の拡大を見越して、より多様化された取引契約のポートフォリオを志向していることや、米国がシェールガス由来のLNG輸出を拡大していることで、米国の天然ガス指標であるヘンリーハブにリンクした契約が増えていることも影響している。

このような状況下、本行としても、従来の枠組みにとらわれず、新たなストラクチャーにおけるリスクテイクや、制度運用の柔軟化を図り、ガス・バリューチェーン構築を積極的に支援した。

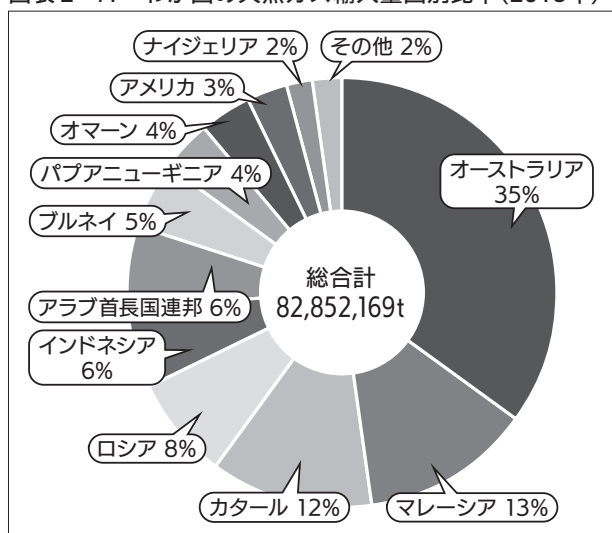
その一例といえるのが、2018年に融資契約に調印した「ジャワ1プロジェクト」である。本件はインドネシア西ジャワ州において発電施設とガス関連施設を一体として開発する、いわゆるGas-to-Powerプロジェクトで、具体的には、丸紅、双日、プルトミナが出資するJSR社が発電容量1,760MW（メガワット）のガス焚き複合火力発電所を建設・所有・操業するとともに、JSR社が洋上で発電用燃料となるLNGを貯蔵・再ガス化するための浮体式貯蔵気化設備（Floating Storage and Regasification Unit：FSRU）を建造・所有・運営し、25年間にわたりインドネシア国営電力公社に対して売電するものであった。

図表 2-40 資源案件(投資金融)の承諾実績



(出典) 本行作成

図表 2-41 わが国の天然ガス輸入量国別比率(2018年)



(出典) 財務省「貿易統計」より本行作成

2012年12月に承諾したオーストラリアのイクシスLNGプロジェクトに対する本行融資は50億米ドルと、米ドルベースの1件当たりの承諾金額としては過去最大の規模となった。本プロジェクトは、イクシスLNG社に間接出資する国際石油開発帝石(現INPEX)、フランス法人TOTAL S.A.、大阪ガス、東京ガス、東邦ガス及び中部電力が、西オーストラリア沖合に位置するイクシスガス・コンデンセート田を開発したものである。そこから原料ガスを海底パイプラインにて北部準州ダーウィンに建設する液化設備まで輸送したうえ、イクシスLNG社を通じ、LNG(年間生産能力840万トン)のほか、液化石油ガス(LPG)及びコンデンセートを生産・販売するものであった。

本件では、INPEXが、日本企業として初めてガス・コンデンセート田の開発からLNG等の生産までを一貫して行うプロジェクトのオペレーターを務めるとともに、INPEX及び日本の電力・ガス会社が本プロジェクトの権益の約7割を保有し、生産されるLNGの約7割(約567万トン/年)を日本企業が引き取ることが予定されていた。この案件の効果もあり、日本のLNG調達元はオーストラリアが最大となったほか、2009年12月に本行が承諾したパプアニューギニアのPNG LNGプロジェクト等により、

図表 2-42 ADNOCへの融資実績

年月	融資総額(うちJBIC分)
2007年12月	総額30億米ドル(21億米ドル)
2010年11月	総額30億米ドル(21億米ドル)
2013年2月	総額30億米ドル(21億米ドル)
2016年6月	総額33億米ドル(21億米ドル)
2018年1月	総額30億米ドル(21億米ドル)

(出典) 本行作成

調達先の多様化が進むこととなった。

またアブダビ国営石油会社(ADNOC)とは2007年にADNOCの投資計画や当行融資スキーム等に関する協議・情報交換を行うことで、当行・ADNOC間の包括的・戦略的パートナーシップを構築することを目的として、業務協力協定を締結して以来、2010年、2012年、2014年、2015年と数次にわたり業務協力協定を締結、相互の信頼関係を強化してきた。その結果、図表2-42のとおり2007年12月から2018年1月まで計5回、ADNOC向けに本行分で105億米ドルの融資を承諾している。

こうした融資は2015年4月のINPEXによるADCO鉱区の40年間の権益(5%)取得や、2018年の同社によるサター海上油田及びウムアダルク海上油田の権益の延長を後押しするものであり、第5次「エネルギー基本計画」(2018年7月3日閣議決定)において掲げられた、石油及び天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%以上へ引き上げる目標に沿うものであった。

資源案件の投資金融の承諾金額が1兆591億円となった2014年度は、2013年に米国でシェールガスの日本向け輸出申請が許可されたことを受け、日本企業による米国LNG投資が本格化、2つの米国LNGプロジェクトに大型の融資を承諾したことが寄与している。

まず2014年8月に承諾したキャメロンLNGプロジェクトは、三井物産、三菱商事、日本郵船、米国法人Sempra Energy及びフランス法人GDF SUEZ

S.A. (GDFS) が出資するキャメロン社が、米国ロイジアナ州にて新たに天然ガス液化設備を建設し、米国で産出されるシェールガス等を原料としてLNGを生産するものであった（予定年間生産量1,200万トン）。三井物産、三菱商事、GDFSは、液化委託者として液化設備使用権を取得のうえ、生産されたLNGを本邦電力・ガス会社等に販売、本行融資（25億米ドル）は、液化設備建設等に必要な資金に充てられるものであった。

次に2014年10月に承諾したフリーポートLNGプロジェクトは、大阪ガス、中部電力及び米国法人Freeport LNG Expansion,L.P.が出資するFLIQ社が、米国テキサス州にて新たに天然ガス液化設備を建設し、米国で産出されるシェールガス等を原料としてLNGを生産するものであった（予定年間生産量440万トン）。大阪ガス、中部電力は、液化委託者として液化設備使用権を取得のうえ、生産されたLNGの全量を引き取り、本行融資（約26億米ドル）は、液化設備建設等に必要な資金に充てられるものであった。

これらのプロジェクトは原油指標ではなく、米国の天然ガス指標を参照しており、仕向地条項も撤廃するなど、新たな契約形態による点においても特徴的なものであった。

このような取り組みもあって市場価格連動方式を採用する長期契約や、石油価格連動方式と市場価格連動方式を組み合わせたハイブリッド方式の契約が増加していく見込みである。

公庫設立後の2008年度下期以降も、JBICは化石燃料の大型資源案件だけでなく、鉱物資源の大型案件も支援している。

たとえば2011年7月には、JX日鉱日石金属（現JX金属）及び三井金属鉱業が共同出資する銅事業会社パンパシフィック・カッパー（PPC）が、三井物産と共同で行うチリ・カセロネス銅鉱山開発事業に対して、プロジェクトファイナンスを行った（総額14億米ドル限度）。本案件は、日本企業が100%

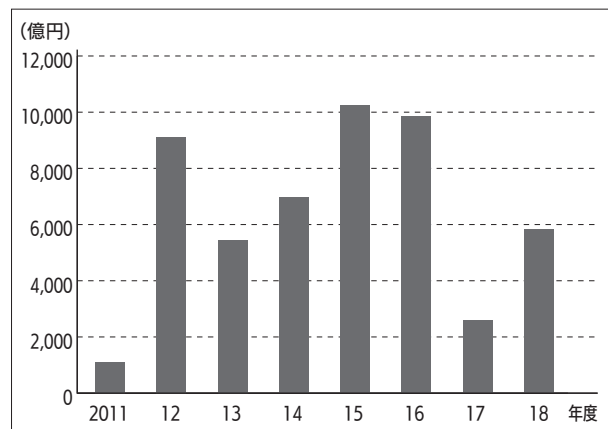
出資して海外で大規模な銅鉱山開発を行う初めてのプロジェクトであり、海外での鉱山開発・操業を通じた経験の蓄積及び海外における日本企業の鉱山技術者の育成等の観点からも、日本の中長期的な鉱物資源確保に貢献するものであった。

また、2013年から2014年にかけてオーストラリア・ロイヒル鉄鉱山の開発に関し、権益取得資金に係る融資（本行分10億6,300万豪ドル）及び、鉄鉱山及び関連インフラ事業資金に係る融資（本行分9億米ドル）を行った。とくに後者の融資は当初より将来の貸付債権の流動化を念頭に置いた設計にしており、後述のとおり2014年10月に一部の貸付債権の流動化を行っている。

(3) 大型M&A案件の支援

本行のM&A案件支援は、2011年7月、株式会社国際協力銀行法施行令により日本企業による海外M&Aが新たに本行の支援対象分野とされたことが始まりである。2011年8月には、当時急速に進んでいた円高を受けた日本政府の対策として、「円高対応緊急ファシリティ」が創設された。これは、政府の「外国為替資金特別会計」にあるドル資金を本行経由で活用するもので、日本企業による海外M&A支援がその活用先の一つとなっていた。同ファシリティは、2013年4月に「海外展開支援融資ファシリティ」へと継承されたが、これは急速な円高の進行

図表 2-43 海外M&A支援実績(承諾金額)



(出典) 本行作成

は収まったものの、「強い円」を使って海外企業を買収するのは、日本企業が海外の成長市場を取り込むうえで重要であったためである。わが国の政策としても、国内市場のパイに限られる中、日本企業がM&Aを通じて海外企業と一層連携してビジネスを行えるよう、政府の「インフラシステム輸出戦略(2017年5月改訂)」等でJBICの支援活用が掲げられている。

M&A支援の実施にあたっては、民間金融機関とも緊密な協調が行われ、株式会社国際協力銀行法の制定後の2011年に、三菱東京UFJ銀行(現三菱UFJ銀行)、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)とM&Aクレジットライン設定のための一般協定を締結したことを皮切りに、地域金融機関や系統金融機関、生命保険会社等ともクレジットライン設定のための一般協定を締結している。

M&A支援案件には大型案件も多く、新JBICの業務規模に大きな影響を与えた。たとえば、2012年6月に承諾した三井住友ファイナンス&リース、三井住友銀行及び住友商事によるアイルランドの航空機リース事業会社RBS Aerospace Limited(現SMBC Aviation Capital Limited)の買収資金に関する融資(34.9億米ドル)、2013年9月に承諾したソフトバンクグループによる米国の移動体通信事業

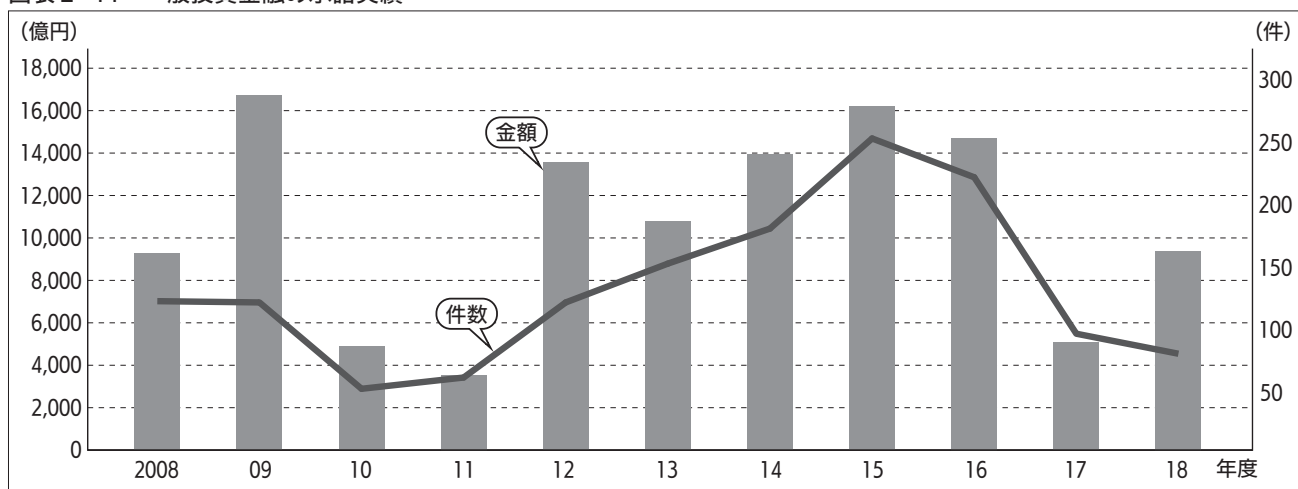
会社Sprint Corporationの買収資金に関する融資(2,200億円)や、2014年7月に承諾したサントリーホールディングスによる、米国のスピリッツ(蒸留酒)メーカーBeam Inc.の買収資金について約2,000億円を劣後ローンの形式で融資した事例が挙げられるほか、2018年12月に承諾した武田薬品工業によるアイルランドの製薬会社シャイアーの買収資金に関する融資(37億米ドル)が挙げられる。

(4) わが国企業の海外投資支援

2009～2018年度を振り返ったとき、一般投資金融では、法改正、制度改正を踏まえたM&A支援の拡大、現地通貨建て融資の拡大、中小企業向け融資の拡大が特徴として挙げられるが、それらは別個の項目において述べる。

セクター別で見た場合、製造業投資では、件数では輸送用機械、鉄・非鉄・金属製品が多く、承諾金額では石油・化学が大きい。輸送用機械、鉄・非鉄・金属製品の承諾推移を見てみると、リーマンショック後2012年度ごろまでは、1件当たりの承諾額が比較的大きいが、2013年以降は小さくなっており、中堅中小企業向けが中心となっていることがわかる。つまりリーマンショック時においては、政府の方針に基づいて施策(国内大企業向け一般投資金融や先進国向け一般投資金融の実施)を着実に実行し、

図表 2-44 一般投資金融の承諾実績



(出典) 本行作成

それ以外の時期は、中堅中小企業向けや、超大型の石油化学セクターといった民業補完の必要性が高度に認められるセクターに集中しているのである。

一般投資金融では、金融機関向けのツーステップローンを除くと、製造業の設備投資資金を対象とする融資が多いが、非製造業の投資事業を支援した事例も存在する。とくに注目されるのはトルコ病院事業へのプロジェクトファイナンスの供与である。

2017年7月に本行は、双日及びトルコ法人Roneans Holding A.S.が出資する現地法人Istanbul PPP Saglik Yatirim A.S. (IPSY) との間で、同国イスタンブール市のイキテリ病院PPP (Public Private Partnership、官民連携) 事業を対象として、融資金額約813億円 (本行分) のプロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結した。民間金融機関の協調融資の一部に対しては、JBICがポリティカル・リスクに関する保証を提供するとともに、その他の部分に対しては、日本貿易保険 (NEXI) による保険が付保された。

本プロジェクトは、IPSYがイスタンブール市イキテリ地区において、トルコ最大規模の総合病院(病床数2,682床) となるイキテリ病院を建設し、同病院でトルコ保健省が医療サービスを提供するのに対してIPSYが同病院施設の運営・管理事業をPPP形式で実施するものであった。このような病院PPP

事業向け支援は日本企業及び本行にとって初の事例であった。

トルコでは人口増加や経済成長に伴う医療需要の高まりを受けて、同国政府の主導の下、PPP方式を活用した病院整備事業が進められており、イスタンブール市において大規模な総合病院を設立するトルコにとって重要なプロジェクトであった。また、日本政府が2014年7月に発表した「健康・医療戦略」(2017年2月一部変更) において、日本の医療サービス等の国際展開の促進がうたわれており、さらに、2017年6月に発表された「未来投資戦略2017」において、日本企業等が運営する現地医療機関の設立支援等により、日本としてのグローバル市場の獲得と国際貢献を目指すことがうたわれていたところであり、本融資・保証はこうした日本政府の政策に合致するものであった。

(5) インフラプロジェクト支援の取り組み

インフラプロジェクト支援は株式会社国際協力銀行法制定の直接の契機になったものであり、積極的に取り組んだ。インフラプロジェクトは、計画段階から事業権の獲得やインフラ設備・機器等の受注、ファイナンス組成に至るまで長期にわたる中、本行がファイナンス供与だけでなく、日本企業の事業権獲得やインフラ設備・機器の受注にも貢献した点が

図表 2-45 一般投資金融のうち代表的セクター向けの承諾推移

年度		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
鉄・非鉄・金属製品	承諾件数	8	4	2	7	10	8	24	29	7	6	7
	承諾金額(億円)	394	59	87	276	239	22	256	277	48	4	11
	1件当たり承諾金額(億円)	49	15	44	39	24	3	11	10	7	1	2
輸送用機械	承諾件数	33	29	5	11	14	24	43	47	35	23	9
	承諾金額(億円)	661	1,583	28	408	552	212	414	214	44	53	15
	1件当たり承諾金額(億円)	20	55	6	37	39	9	10	5	1	2	2
石油・化学	承諾件数	24	12	7	8	6	7	6	4	8	6	3
	承諾金額(億円)	832	604	114	161	193	1,727	2,974	18	27	9	4,207
	1件当たり承諾金額(億円)	35	50	16	20	32	247	496	4	3	1	1,402

(出典) 本行作成

特徴的である。

イ 英国高速鉄道プロジェクト

高速鉄道は、2010年4月28日の株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正により、先進国向け投資金融の対象となった分野であり、そのきっかけとなったのは2012年7月に承諾した本プロジェクトである。本件は、日立製作所が世界的に公共インフラ投資等を手掛ける英国法人John Laing Investments Limitedと共に設立した英国法人アジリティ・トレインズ・ウェスト社(Agility Trains West Limited: ATWL)が、日立製車両約369両の調達及び当該車両保守のため車両基地の整備を行い、Great Western Main Lineの鉄道運行事業者に対し、約30年間にわたり、当該車両をリースするとともに保守サービスを提供するものであった。

本行は本件に関して、融資金額約10億ポンド(本行分)のプロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結した。本件は英国政府の最重要プロジェクトの一つであり、同国初の「車両リース及び保守サービス提供に係るPPPプロジェクト(Rolling Stock PPP)」であった。また、本件の関連では、2012年4月に本行と英国貿易投資総省との間でインフラ分野における投資促進を目的とした業務協力協定を締結していた。

ロ アブダビ・シュワイハットS2発電・淡水化プロジェクト

2009年10月に承諾した本プロジェクトは、丸紅がフランスのGDFスエズ社の子会社であるスエズ・トラクテベル社及びアブダビ水・電力庁と共に設立した、アブダビ法人ルワイス・パワー・カンパニー社(Ruwais Power Company P.J.S.C.: RPC)が首都アブダビの南西250kmに位置するシュワイハットにおいて、約1,507MWの天然ガス焚き複合火力発電所及び淡水化能力日量1億ガロンの造水設備を建設し、BOO方式²⁶⁾にて、25

年間にわたりアブダビ水・電力会社(Abu Dhabi Water and Electricity Company)に売電・売水するもので、総額約11億1,100万米ドルを限度とするプロジェクトファイナンスベースでの融資を提供した。本件は、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行(現三菱UFJ銀行)、みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)、住友信託銀行(現三井住友信託銀行)等の金融機関との協調融資であり、本行の環境投資支援イニシアティブ(LIFE Initiative)に基づく中東向けの第1号案件であった。

本件は、日本の原油総輸入量の約23%(当時)を依存するアラブ首長国連邦にとって急務となっているインフラ整備を支援するものであり、日本企業によるIWPP事業への支援を通じて、資源を超えた両国間のさらなる重層的な経済関係の構築にも資するものであった。

ハ セントラルジャワ石炭火力発電事業

2016年6月に融資承諾した本プロジェクトは、電源開発及び伊藤忠商事等が出資するインドネシア法人PT Bhimasena Power Indonesia (BPI)が同国中部ジャワ州バタン県において、発電容量2,000MW(1,000MW×2基)の超々臨界圧石炭火力発電所を建設・所有・操業し、25年にわたりインドネシア国営電力公社PT PLN (Persero)に対して売電するもので、本行は融資金額約20億5,200万米ドル(本行分)のプロジェクトファイナンスベースでの融資を提供した。本融資は、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行(現三菱UFJ銀行)、みずほ銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、新生銀行、農林中央金庫、シンガポール法人DBS Bank Ltd、及び同国法人Oversea-Chinese Banking Corporation Limitedとの協調融資であり、民間金融機関の融資部分に対しては、本行がポリティカルリスクに関する保証を提供していた。セントラルジャワ石炭火力発電事業は、2010年のパッケージ型インフラ海外展開関係大

26) Build Operate and Ownとは、民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営をするが、公共への所有権移転は行わない方式。

臣会合の頃から日本政府がわが国企業による事業権獲得を支援してきた案件であった。

(6) プロジェクトファイナンスによる リスクテイクの拡大

リスクテイクの拡大もまた株式会社国際協力銀行法制定時より求められたものであるが、本行はその負託に応え着実に実績を上げている。他の公的金融機関との比較でもプロジェクトファイナンスの直接融資の取扱額は世界銀行グループ全体に匹敵する水準になっている。

本行のプロジェクトファイナンスは、規模的に拡大しているだけでなく、リスクの内容も変化している。従来型の火力発電分野では、オフテイクとの売電契約はtake or payと呼ばれる、発電能力さえ整えておけば、実際の電力供給量にかかわらず電力料金が支払われる形態が一般的であった。本行は、再生可能エネルギーのように電力供給量が一定でない電源では電力供給量リスクを積極的に取り、take and payと呼ばれる実際の電力供給量に合わせた売電料金支払いの形態に対応、再生可能エネルギーの普及を支援してきた。

加えて本行はプロジェクトファイナンスを新しい国に対しても提供してきている。まず、2010年8月には、エジプトの残渣油精製事業に対する2次精製設備輸出案件について融資を行ったが（総額9億米ドル）、これは本行にとって初のエジプト向けプロジェクトファイナンスであった。

2011年11月には、本行にとって初めてのオマーン向けプロジェクトファイナンスとして、丸紅及び中部電力が参画する同国スールでの2,000MWの天然ガス焼き複合火力発電所の建設・操業事業に融資（本行分6億9,700万米ドル）を行った。

また2012年6月には同じくモロッコで初めて、石炭火力発電所700MW（350MW×2系列）への発電プラント輸出案件に対して本行分2億1,600万米ドルのプロジェクトファイナンスを供与した。

さらに2013年9月には、本行にとってはガーナで初めてとなるプロジェクトファイナンスを、三井海洋開発らが行うFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）の備船事業について供与した（本行融資金額5億820万米ドル）。加えて同年12月には、本行としては初めてとなるクウェート向けのプロジェクトファイナンスを提供、対象は同国アズールノース地区において行われる発電能力約1,500MW及び淡水化能力日量約48万m³の天然ガス焼き複合火力発電・淡水化プラントの建設・操業事業（本行融資金額6億4,500万米ドル）であった。

2014年8月には、初のラオス向けプロジェクトファイナンスを、同国ナムニアップ1水力発電所プロジェクト（総発電容量290MW）に対して供与した（本行融資金額2億米ドル）。

2015年9月には本行初のトリニダード・トバゴ共和国向けプロジェクトファイナンス案件として、メタノール及びジメチルエーテル製造プロジェクトに対して融資（本行分4億8,510万米ドル）を行った。

図表 2-46 公的金融機関の途上国向けプロジェクト
ファイナンス実績 2019年

順位	機関名	直接融資 (百万米ドル)	保証 (百万米ドル)	合計 (百万米ドル)	取引数 (件)
1	IFC/MIGA/ 世銀/IDA	2,966	1,626	4,593	21
2	JBIC/NEXI	2,930	1,372	4,302	10
3	中国輸銀	2,413	0	2,413	4
4	ADB	1,812	30	1,842	10
5	Sinosure	0	1,609	1,609	2

(出典) Project Finance International ウェブサイトより本行作成

(7) 気候変動への対応

(ア) GREENの実績

2010年4月1日より開始した地球環境保全業務（GREEN）は、2018年度末までに計33件、融資承諾合計26億3,500万米ドル、出資承諾合計1億1,000万米ドルとなった。具体的な承諾案件実績は図表2-47のとおりである。

(イ) その他再生可能エネルギー案件の支援

GREENプログラム以外を通じて、本行は再

図表 2-47 GREEN承諾実績一覧(2010~2018年度)

契約調印年月	国・地域名	借入人・出資先	用途	出融資承諾額 (百万米ドル)
2010年11月	トルコ	デニズバンク	トルコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	12
2011年3月	ブラジル	ブラジル国立経済社会開発銀行	ブラジルの再生可能エネルギー事業	180
2011年3月	中南米	アンデス開発公社	中南米諸国の再生可能エネルギー事業	180
2011年3月	インド	ICICI銀行	インドの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	120
2011年10月	メキシコ	メキシコ外国貿易銀行	メキシコの再生可能エネルギー事業	60
2011年12月	中米	中米経済統合銀行	中米諸国等の再生可能エネルギー事業	60
2011年12月	南アジア	South Asia Clean Energy Fund L.P.	南アジアの再生可能エネルギー、省エネルギー事業等を投資対象とするファンドへの出資	20
2012年2月	インド	ICICI銀行(第2次)	インドの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	180
2012年10月	ブラジル	ブラジル石油公社	ペトロブラスがブラジルで実施するコジェネレーション事業、フレアガス削減事業	600
2013年3月	コロンビア	ボゴタ銀行	コロンビアの再生可能エネルギー事業	60
2013年3月	トルコ	トルコ開発銀行	トルコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	60
2013年3月	トルコ	デニズバンク	トルコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	15
2013年3月	インド	ICICI銀行(第3次)	インドの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	45
2013年3月	マレーシア	RHB銀行	マレーシアの再生可能エネルギー、廃棄物事業	48
2013年5月	インド	インドステイト銀行	インドの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	45
2013年6月	南部アフリカ	南部アフリカ開発銀行	南部アフリカ(南アフリカ等14カ国)の再生可能エネルギー事業	30
2013年7月	メキシコ	Balam Fund I L.P.	メキシコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業等を投資対象とするファンドへの出資	40
2013年11月	グローバル	IFC Catalyst Fund(Japan)L.P.	主に開発途上国の再生可能エネルギー、省エネルギー事業を投資対象とするファンドへの出資	50
2014年3月	ブラジル	ブラジル国立経済社会開発銀行(第2次)	ブラジルの再生可能エネルギー事業	150
2014年3月	インド	IDFC Limited	インドの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	45
2014年3月	インド	ICICI銀行(第4次)	インドの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	45
2014年7月	メキシコ	メキシコ外国貿易銀行(第2次)	メキシコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	50
2015年3月	ブラジル	ブラジル国立経済社会開発銀行(第3次)	ブラジルの再生可能エネルギー事業	75
2015年3月	南アフリカ	南アフリカ・スタンダード銀行	サブサハラアフリカ諸国の再生可能エネルギー事業	125
2015年3月	トルコ	トルコ開発銀行(第2次)	トルコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	75
2015年3月	トルコ	トルコ産業開発銀行	トルコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	75
2015年12月	ブラジル	ブラジル国立経済社会開発銀行(第4次)	ブラジルの再生可能エネルギー事業	50
2016年3月	メキシコ	メキシコ外国貿易銀行(第3次)	メキシコの再生可能エネルギー、省エネルギー事業	50
2016年4月	中南米	アンデス開発公社(第2次)	中南米地域の再生可能エネルギー、省エネルギー事業	50
2016年8月	フィリピン	BDO Unibank, Inc.	フィリピンの再生可能エネルギー事業	25
2017年2月	エクアドル	エクアドル共和国政府	エクアドルの省エネルギー事業	25
2018年9月	ブラジル	ブラジル国立経済社会開発銀行(第5次)	ブラジルの再生可能エネルギー事業	50
2018年11月	中米	中米経済統合銀行(第2次)	中米地域の省エネルギー事業	50

(出典) 本行作成

生可能エネルギー案件を積極的に支援してきた。制度面では、再生可能エネルギー案件は、2010年11月19日施行の株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正で、先進国向け投資金融の対象とされた。

その第1号は、2012年12月に融資契約に調印したカナダの再生可能エネルギー発電事業であった。本件は、三井物産等が出資するカナダ法人C2C Power Financing 3 LPがオンタリオ州及びブリティッシュ・コロンビア州にて、風力発電所（3カ所、発電容量計248MW）及び太陽光発電所（2カ所、同計20MW）を建設・操業し、今後20年間にわたって売電する事業である。JBICはこれに4億7,700万カナダドルの融資を承諾した。

地熱発電分野では、2014年3月に、伊藤忠商事、九州電力等が出資するケイマン諸島法人Sarulla Operations LTDがインドネシア北スマトラ州サルーラ地区にて、地熱発電所（発電容量3系列計320.8MW）を建設・操業し、今後30年間にわたって売電するサルーラ地熱発電事業に対して、本行は4億9,200万米ドルの融資承諾を行った。

2018年7月に導入された「質高インフラ環境成長ファシリティ」の下では、投資金融についても地球環境保全意義を認めることとなった。それが具体的に適用されたのは、2018年11月に融資契約に調印した英国Moray East洋上風力発電事業に対するプロジェクトファイナンスである。本プロジェクトは、三菱商事、関西電力及び三菱UFJリース（現三菱HCキャピタル）等が出資する英国法人Moray Offshore Windfarm (East) Limitedが英国北部スコットランドMoray沖合22kmにおいて、総発電容量950MWの洋上風力発電所を建設・所有・運営するもので、本行は7億4,300万ポンドの融資をコミットした。

図表2-48 東日本大震災直後の本行によるLNG輸入支援

契約日	電力会社名	金額
2011年8月25日	中部電力	1,000億円
2011年11月22日	九州電力	600億円

(出典) 本行作成

(8) 東日本大震災への対応

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、わが国経済に広範な影響をもたらしたが、当時の日本政策金融公庫国際協力銀行はこれに機動的に対応した。まず、震災後の2011年3月14日には、お客様お問い合わせ窓口を開設した。さらに、震災を契機として急速に進んだ円高に対応するため、円高対応緊急ファシリティを9月に開始したほか、福島第一原子力発電所事故後、代替電源として急激に拡大したガス火力発電のLNG需要に対応するため、図表2-48のとおり電力会社のLNG輸入を支援するための融資を実施した。

(9) ミャンマーへのブリッジローン

2013年1月17日には、新JBIC設立以来初めて²⁷⁾、ミャンマー政府のアジア開発銀行（ADB）に対する延滞債務の解消のために約5億1,200万米ドル、同月25日、世界銀行グループの一つである国際開発協会（IDA）に対する延滞債務の解消のために4億3,000万米ドルのブリッジローン（短期のつなぎ融資）を、それぞれ融資した。

これらのブリッジローンによる延滞債務解消により、ADB及びIDAから改めてミャンマー政府に対し、社会経済開発を目的とする新規のプログラムローンがそれぞれ供与された。また、ADB及びIDAからのこれらプログラムローンを基に、ミャンマー政府から、JBICが融資したブリッジローンに対する返済が行われた。

本件のブリッジローンは、ミャンマー政府の要請を踏まえ、株式会社国際協力銀行法に基づき、財務大臣の認可を得て実施されたものであった。

27) なお株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行時代にはブリッジローンの実績はなかった。

図表2-49 本行によるその他Project Promotion Vehicle向け出資一覧

契約調印	国	出資先	案件概要	出資金額
2015年1月	ミャンマー	Project Promoting Vehicle	ミャンマーにおける民間プロジェクトを初期段階から支援することを目的とした会社	600万米ドル
2015年12月	ミャンマー	Dawei SEZ Development Company Limited	ミャンマー・ダウエー経済特区開発プロジェクトに係るコーディネーション、アドバイスの業務を行う会社	600万タイバーツ
2017年4月	ロシア	Japanese Project Promotion Vehicle in the Far East Limited Liability Company	日本企業が関与するプロジェクトを対象に行う事業支援・助言サービス等の業務	2億8,000万ルーブル

(出典) 本行作成

(10) Project Promotion Vehicleへの出資を通じた案件形成支援

新JBIC設立にあたって、案件形成の支援は重要な課題と考えられた。その試みの一つとしてJBICはProject Promotion Vehicle（プロジェクト開発促進会社）への出資を行っている。その嚆矢となったのは、インド法人Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited (DMICDC) への出資である。

デリー・ムンバイ産業大動脈（Delhi-Mumbai Industrial Corridor：DMIC）構想は、2008年にインド政府が発表したデリー・ムンバイ間の地域で、工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備を行う地域開発構想である。

DMICDCは、DMIC構想の推進主体として、対象地域の各都市におけるインフラ開発のためのマスタープランの作成や案件形成調査の実施、プロジェクト実施にあたり必要となる各種政府許認可の取得支援等を行うProject Promotion Vehicleである。本行は2013年3月、インド政府、インド政府系3機関及びDMICDCとの間で、DMICDCへの出資契約に調印した。

その後、同様の出資が、以下のとおりミャンマー及びロシアに対しても行われた。

(11) ロシア向け業務

2014年のロシアによるクリミア編入とそれに対する西側諸国の経済制裁によって、ロシアと西側諸国の関係は悪化の一途をたどった。他方、わが国は対ロ制裁を査証（ビザ）発給要件緩和に関する協議の停止等の比較的軽微なものにとどめ、北方領土問題に突破口を見出そうとしていた。

2016年5月6日に安倍晋三総理はプーチン大統領に対して8項目からなる協力プラン（ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン）²⁸⁾を提出したことを皮切りに議論が加速化し、同年9月には世耕弘成経済産業大臣がロシア経済分野協力担当大臣に任命され、その下で8項目の協力プランの具体化に関する作業が行われた。

2016年12月、プーチン大統領が大統領としては11年ぶりに来日し、日ロ間ではとくに経済分野に関し協力覚書など80件の文書が署名された。JBICはその際、案件の具体化を促進するとともに、ロシア政府及び関連企業との間で今後の案件形成に関する協力関係を強化するため、図表2-50の覚書及び合意書を締結した。

(12) 現地通貨建てファイナンスの拡大

アジア向け案件等に対する保証機能等の積極活用を目的として、本行が2008年4月に創設したJBICアジア・環境ファシリティ（FACE）の取り組みの

28) (1)健康寿命の伸長、(2)快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、(3)中小企業交流・協力の抜本的拡大、(4)エネルギー、(5)ロシアの産業多様化・生産性向上、(6)極東の産業振興・輸出基地化、(7)先端技術協力、(8)人的交流の抜本的拡大からなる。

図表 2-50 本行とロシア政府及び関連企業との間での覚書・合意書の締結一覧

締結先	文書名
ロシア法人Joint Stock Company Yamal LNG	ヤマルLNGプロジェクト向け融資契約
ロシア直接投資基金 (Russian Direct Investment Fund (RDIF))	JBICとRDIFの共同投資枠組みの創設に関する覚書
極東投資誘致・輸出支援エージェンシー (The Far East Investment and Export Agency)、 極東バイカル地域開発基金 (JSC The Far East and Baikal Region Development Fund)	極東地域の先進経済特区 (Advanced Special Economic Zone) 及び自由港におけるプロジェクト開発促進会社設立に関する基本的事項につき認識を共有する合意書 (タームシート)
ロシア法人Joint Stock Company Alfa-Bank、 日本貿易保険 (NEXI)、三井住友銀行	Alfa-Bank向け輸出バンクローン設定に向けた協力に関する業務協力協定
ロシア法人State Corporation "Bank for Development and Foreign Economic Affairs (Vnesheconombank)" (ロシア開発対外経済銀行)	日ロビジネス促進のための協力に関する業務協力協定
ロシア法人Gazprombank (Joint-Stock Company)	日ロビジネス促進のための協力に関する業務協力協定
ロシア法人Public Joint-Stock Company Gazprom	日ロビジネス促進のための協力に関する業務協力協定
ロシア法人ZAO Nakhodka Mineral Fertilizers Factory、 ロシア法人State Corporation "Bank for Development and Foreign Economic Affairs (Vnesheconombank)" (ロシア開発対外経済銀行)	ナホトカ肥料プラントの建設に向けた協力に関する業務協力協定

(出典) 本行作成

一環として、たとえば、2010年11月に、三井物産及びヤマハ発動機が出資するインドネシア法人PT.Bussan Auto Finance向け三菱東京UFJ銀行(現三菱UFJ銀行)ジャカルタ支店のルピア建て融資に対し、総額4,750億ルピア(約43億円)を限度とする保証契約を行い、民間金融機関の現地通貨建て融資への保証により、日本企業の新興国ボリュームゾーン需要の獲得支援を行ってきた。2011年の株式会社国際協力銀行法の成立、そして2016年の同法改正においても大きな目的とされたとおり、現地通貨建て融資の拡大は重要な課題であり、本行はこれに取り組んできた。

2013年3月には、初のインドネシアルピア建て融資をジェイテクトのインドネシア法人PT.JTEKT INDONESIA (JID) 向けに行った(本行融資金額2,300億ルピア)。本件は、JIDがインドネシアのスルヤプタ工業団地にある工場において行う、自動車及び二輪車用部品の製造・販売事業の拡張に必要な追加設備の導入資金に充てられるものであった。

2013年9月には、初の中国人民元建て融資を帝人

の現地合弁会社である浙江佳人新材料有限公司(佳人)に対して供与した(本行融資金額4,998万元)。これは、佳人におけるポリエステル製品のリサイクル及びリサイクルポリエステル繊維製造のための設備投資資金に充てられるものであった。

2014年6月には、初のメキシコペソ建て融資を、日進製作所のメキシコ法人NISSIN MANUFACTURA DE MEXICO, S.A. DE C.V. (NMX) に対して供与した(本行融資金額2億3,750万ペソ)。これは、NMXがメキシコのサンルイスポトシ州で行う自動車エンジン部品(ロッカーアーム等)の製造工場設立に必要な資金に充てられるものであった。

2015年8月には、初のインドルピー建て融資を、日本電産のインド法人NIDEC INDIA PRIVATE LIMITED (NIND) に対して行った。本件は、NINDが行う車載及び家電・商業・産業用モーター等の製造・販売事業に必要な設備投資資金に充てられるものであった。

2016年10月には、初のロシアルーブル建て融資をトヨタファイナンシャルサービスの100%子会社

であるロシア法人AO Toyota Bank (TBR) に対し行った。これはTBRがロシアにおいて実施するトヨタ・レクサスブランドの自動車を対象とした自動車販売金融事業に必要な資金に充てられるものであった。

こうした取り組みを通じ、米ドル、ユーロ以外の外貨建ての出融資保証実績は、2019年3月末の段階でタイバーツ、インドネシアルピア、マレーシアリンギット（保証）、中国人民幣元、メキシコペソ、南アフリカランド、英ポンド、シンガポールドル（出資・保証）、インドルピー、豪ドル、カナダドル、ロシアルーブルの12通貨に及んでいる。

(13) アフリカ向け支援について

アフリカは日本企業の活動が他地域に比べ限定的ではあるものの、資源が豊富であることに加え、大きな人口を抱え、また経済的にも成長してきたことから、注目を集めるようになってきた。また日本政

府が5年（のち3年）おきにアフリカ首脳を招いたアフリカ開発会議（TICAD）をホストしていることもあり、本行も大きな役割を果たすことを期待されてきた。

2008年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）にて、本行全体でアフリカ向けに今後5年間で総額25億米ドルの金融支援（出融資・保証）を実施する旨が日本政府より表明された。これを受け本行では、2009年4月には「アフリカ投資倍増支援基金（アフリカ投資ファシリティ：FAI）」を設立し、アフリカ向けの出融資の取り組みを強化することとした。

2013年のアフリカ開発会議（TICAD V）に際しては、アフリカ地域の民間セクター主導の成長促進やインフラ整備の促進を支援するため、「JBICアフリカ貿易投資促進ファシリティ」（JBIC Facility for African Investment and Trade Enhancement：FAITH）を創設した。これは、2009年4月に創設

図表2-51 FAITH及びFAITH2における主要案件一覧

承諾年月	国名	案件名
2013年3月	南アフリカ	南部アフリカ開発銀行向け輸出クレジットライン
2013年6月	南アフリカ	南部アフリカ開発銀行向けGREEN及び協調融資銀行への債務保証
2013年8月	チュニジア	チュニジア中央銀行発行サムライ債保証
2013年9月	ガーナ	ガーナ沖T.E.N.油田の大水深対応FPSO傭船事業向けプロジェクトファイナンス
2013年10月	モロッコ	BMCE Bank向け輸出クレジットライン
2013年10月	南アフリカ	日本車を対象とした自動車販売金融事業向け融資
2014年9月	モロッコ	石炭火力発電事業向けプロジェクトファイナンス
2014年10月	チュニジア	チュニジア中央銀行発行サムライ債保証
2015年3月	モロッコ	淡水プラント建設のための日本企業製機器購入向けバイヤーズ・クレジット
2015年3月	タンザニア	タンザニア電力供給公社によるガス発電設備購入向けバイヤーズ・クレジット
2015年3月	南アフリカ	スタンダード銀行向けGREEN及び協調融資銀行への債務保証
2015年9月	ウガンダ	ウガンダMinistry of Work and Transportによる建機等購入向けバイヤーズ・クレジット
2016年3月	アンゴラ	アンゴラ法人Angola Cables S.A.が実施する光海底ケーブル敷設プロジェクトに必要な本邦からの機器購入向けバンクローン
2016年8月	—	東部・南部アフリカ貿易開発銀行向け輸出クレジットライン
2017年11月	モザンビーク、マラウイ	モアティーズ炭田関連の鉄道・港湾インフラ向けプロジェクトファイナンス
2017年12月	エジプト	スエズ湾風力発電事業向けプロジェクトファイナンス

(出典) 本行作成

した「JBICアフリカ投資ファシリティ」を拡充、発展的に改編したものである。

2016年のアフリカ開発会議（TICAD VI）では、FAITHを発展・強化する形でFAITH2を創設した。FAITH2の下では、既存のFAITHで期待されていた金融支援（2013～2017年の5年間で総額50億米ドル）を1年延長、20億米ドル増額し、2013～2018年の6年間で70億米ドル規模の金融支援を見込むこととした。なお、FAITHとFAITH2の実績は合わせて約41億米ドルであった。

2019年のアフリカ開発会議（TICAD VII）においては、アフリカ貿易投資促進ファシリティを更新し、FAITH3を創設。2019～2021年までの3年間で計45億米ドルのアフリカ向け支援を見込むこととした。また、FAITH3ではアフリカ向け支援の柱として、①アフリカ向け社会・環境関連投資の拡大を支援、②国際機関・他国公的機関との連携強化、③わが国企業のアフリカ向け輸出・投資支援の強化を掲げることとした。

(14) 特別業務の実績

2016年の法改正で開始した特別業務は2018年度末までに図表2-52の3件、合計398億円を承諾している。

同表のとおり特別業務は、まず政府向け融資（イラク、アルゼンチン）から始まり、その後政府機関向けに徐々に広がっている。

図表2-52 特別業務における承諾案件一覧

承諾年月	国	出資先
2017年3月	イラク	変電所機器輸出
2017年5月	アルゼンチン	自動列車停止システム輸出
2018年11月	アルゼンチン	インフラ輸出向けクレジットライン

(出典) 本行作成

(15) 中堅・中小企業向け支援、地域金融機関連携

(ア) 中堅・中小企業向け支援実績

株式会社国際協力銀行法案の審議過程で、本行の中堅・中小企業向け実績が少ないことが指摘され、わが国政府も必要な体制整備を行うことを答弁するとともに²⁹⁾、同法案の附帯決議の中では、中堅・中小向け取り組みの強化が掲げられていたこともあり、中堅・中小企業向け支援実績は2012年の新JBIC設立以降急激に拡大した。日本政策金融公庫時代は年間の承諾件数は20件に満たない水準であったが、2014年度には年間100件を超えるようになり、2015年度には過去最高の133件に到達した。

(イ) 地域金融機関との連携

株式会社国際協力銀行法の審議過程では、中堅・中小企業向け支援拡大のための方策として、地域金融機関との連携も議論されていたこともあり、新JBIC設立後、地域金融機関との連携は大きく拡大した。新JBIC設立前の2011年3月末時点で残高を有する中堅・中小企業向け案件において、協調融資を行った地域金融機関は13機関であったが、これが2019年9月末時点では51機関まで

図表2-53 本行における中堅・中小企業向け承諾実績一覧

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
承諾件数(件)	16	34	54	109	133	114	74	66
承諾金額(億円)	36	341	180	1,117	429	810	163	102

(注) 1. 2014年度実績には、ミツカンの大型M&A案件(JBIC融資総額:755億円)を含む。

2. 2016年度実績には、田中貴金属工業の大型M&A案件を含む。

(出典) 本行作成

29) 委員の指摘と大臣の答弁の具体的内容を参考資料集(資料12)に収録。

増加した。地域的にも北は青森県から西は佐賀県まで大きく拡大した。また、地域金融機関に対してプロジェクトファイナンスのセミナーを定期的で開催し、地域金融機関による協調融資への参画促進や、本行アセットの債権流動化に対しての参画を促す基盤を整備した。

なお、地域金融機関との連携をさらに推進するため、2018年9月に地域金融機関との連携推進を担当とする専任審議役が設置された。

また、2019年3月には、静岡銀行とインドネシア法人PT Bank CIMB Niaga Tbkとの間で、現地日系企業の事業に対し、インドネシアルピア資金を供給するための両行間の通貨スワップ取引について、本行が保証を供与する通貨スワップ保証の枠組みに関する諸契約（保証対象元本合計3,000万米ドル）及び当該枠組みの下での個別契約をそれぞれ締結した。スワップ保証業務は、2012年の新JBIC設立時に追加された業務の一つである。

(16) その他支援

(ア) 自動車販売金融債権の証券化（2010年）

本行は、アラブ首長国連邦の銀行であるEmirates NBD PJSCをオリジネーターとする、自動車販売金融債権の証券化商品に係る債券取得及び保証関連契約に調印した。本件は、同行が供与した自動車販売金融債権を担保として発行される190億円の資産担保証券を本行が取得したうえで、そのうち152億円相当分を裏付資産として発行する債券に対し、本行が元本保証を供与したものである。

(イ) クレジットカードローン債権の流動化支援（2013年）

本行は、イオンフィナンシャルサービスが出資するタイ法人AEON Thana Sinsap (Thailand) Public Company Limited (ATS、本社バンコク)

をオリジネーターとするクレジットカード債権を裏付資産とする総額8,000万米ドルの資産担保証券（ABS）のうち、5,000万米ドル分を取得するとともに、民間投資家取得分（元本部分3,000万米ドル分）に対する保証、ならびにATSが民間金融機関から借り入れる資産担保融資（ABL）（融資金額2,000万米ドルの元本部分）に対する保証を提供した。

(17) 債権管理の諸問題

①日本航空の会社更生

本行は日本の航空インフラを支援する観点から、日本航空の航空機輸入を保証により支援してきた。しかし、同社は収益面では、国際線、国内線ともに競合他社の進出を受けて伸び悩んでいた一方で、コスト面では、航空需要の見通しを誤り、機種削減や機材の小型化が遅れたうえ、地元自治体や労働組合の反発などに配慮するあまり、不採算路線からの撤退や思い切った人件費の削減に踏み込まず、高コスト体質が温存された。また、財務面では、過去の為替差損やホテル事業・リゾート事業の失敗により以前から財務体質が脆弱であったが、その後もその体質は改善されず、借入金、社債、リースなどの負債が多額に上り、2008年度末時点の自己資本比率は10.0%と低く、極めて脆弱な財務体質のままであった。

このような収益・費用・財務の状況であったところ、2008年半ばまでの燃油高騰による経費の増加とデリバティブ取引の失敗による損失の拡大、さらにはリーマンショックによる国際線の大幅な減収により、資金繰りが急速に悪化して破綻に至った³⁰⁾。

2010年1月19日に日本航空は関連会社とともに会社更生法の更生手続き開始の申し立てを行い、同社は会社更生法の下で再建が行われることになった。この過程では本行も民間金融機関と共

30) 日本航空のコンプライアンス調査委員会報告書（要旨）（2010年8月26日付）より。

に日本航空再建に向けたファイナンスを協議し、2011年3月28日、同社の更生債権2,550億円が金融機関からの借入れにより一括弁済されたことで、東京地方裁判所は、会社更生手続終結の決定を行った。

②アルゼンチン

アルゼンチンは、2000年度から対外債務に対する市場の信任が低下し、2001年度からの大統領の度重なる交代が生じる中で2001年12月に公的債務の返済を全面的に停止し、デフォルトを宣言した。2001年と2002年にはマイナス成長を記録したが、その後、ペソの対ドル為替レート切り下げや農産物の国際価格上昇による好調な輸出を背景に、国際収支が改善し、2003年から2012年までの10年間は年平均6%の経済成長を記録し、外貨準備高も急増した。これを受けて2014年5月29日にはパリクラブに対する総額97億米ドルの債務返済が合意され、本行分についても2015年7月15日に、同国政府向けの延滞債権合計約1,598億9,250万円について5年間の繰り延べを行うことが合意された。

(18) 出資

出資を通じたリスクテイクの拡大もまた新JBICによる大きな課題であり、2013年2月には、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）を受けて、海外M&Aやインフラ、資源分野等への出資を通じ、中堅・中小企業を含む日本企業の海外展開を積極的に支援していくため、「海外展開支援出資ファシリティ」が創設された。

その実績を見ると、当初はインフラ、資源関連の案件、リミテッドパートナーとしてのファンド出資案件が多く、本行の以前からの分野・領域に対して融資とは異なるツールで支援しているところから始まり、その後、新たな分野・領域に対する出資を広げてきた。それとともに、リミテッドパートナーとしてのファンド出資に加え、JBIC IGを設立しジェ

ネラルパートナーとしてのファンド出資にも注力してきていることがわかる。

本行第3期中期経営計画の重点取組課題の一つである「成長分野・新領域」における出資事例としては、2018年11月に電通と共に、英国法人Perform Group Limitedに出資することを決定している。Performは、スポーツに関連するデジタルコンテンツの配信事業等をグローバルに展開しており、電通によるPerformへの出資を通じた、スポーツ事業に加え、デジタル技術の活用によってグローバルな広告事業の強化等を支援するものであった。

また、2017年にJBIC IG、ロシア直接投資基金(Russian Direct Investment Fund: RDIF) と共にRussia-Japan Investment Fund (RJIF) を創設した。RJIFは、2017年9月にロシアで開催された東方経済フォーラムにおいて、本行がJBIC IG及びロシアのソブリン・ウェルス・ファンドであるRDIFとの間で創設した共同投資枠組み（総額10億米ドル）の投資主体であり、本行は最大5億米ドルを出資することを合意したものである。JBIC IGとRDIFにより管理・運営されるRJIFが、RDIFと共同で日ロの経済協力に資するロシア企業やプロジェクトに投資を行うものであり、2018年度末までに本ファンドを活用した投資実績が出てきている。

北欧・バルト地域のIT先端企業を投資対象とするベンチャーキャピタルファンドであるJB Nordic Fund（総額約1億ユーロ規模で運営開始）に対しては、2019年1月に本行は最大4,000万ユーロの出資を決めた。本件は、JBIC IGがバルト地域最大のファンドマネージャーであるエストニア共和国法人AS BaltCapと共同で設立・運営するファンドであり、JBICと日本企業の出資の下、現地の先進的なベンチャー企業に出資するもので、投資家である日本企業と同地域の先端企業との事業連携、日本企業の投資機会の促進につながることを期待される。

図表 2-54 海外展開支援出資ファシリティの実績

	契約調印年月	国・地域	出資先	出資先(案件) 概要	出資コミット額
1	2013年3月	ASEAN地域	Mizuho ASEAN Investment LP	ASEAN地域の現地企業(日系合併企業を含む)に投資するファンド	25百万米ドル
2	2013年3月	インド	Core Infrastructure India Fund Pte. Ltd.	インドのインフラ事業に投資するファンド	22百万米ドル
3	2013年3月	インド	Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Co. Ltd.	デリー・ムンバイ産業大動脈構想の対象地域におけるインフラ開発の支援等を行う法人	260百万 インドルピー
4	2013年8月	米国	Gavilon Agriculture Holdings, Co.	米国の大手穀物・肥料会社	600億円
5	2013年10月	グローバル	Energy Opportunity Fund, L.P.	エネルギー関連セクターへ投資するファンドに投資するファンドオブファンズ	50百万米ドル
6	2014年3月	アジア地域	CVC Capital Partners Asia Pacific IV (J) L.P.	主にアジアで事業活動を行う企業に投資するファンド	50百万米ドル
7	2014年3月	デンマーク	MHI Holding Denmark ApS	三菱重工業とデンマーク法人 Vestas Wind Systems A/Sによる洋上風車合併事業	132百万ユーロ
8	2014年6月	インド	Takshasila Hospitals Operating Private Limited	セコム医療システム、豊田通商及びインド法人 VSK Holdingsによる私立総合病院運営事業	630百万 インドルピー
9	2014年6月	アラブ首長国連邦	Metito Holdings Limited	アラブ首長国連邦ドバイ首長国を拠点とする総合水事業会社	92百万米ドル
10	2014年11月	米国	JX Nippon Oil Exploration (EOR) Limited	米国テキサス州にて行われるCO ₂ -EOR事業	約91百万 米ドル
11	2015年1月	ミャンマー	Project Promoting Vehicle	ミャンマーにおける民間プロジェクトを初期段階から支援することを目的とした会社	6百万米ドル
12	2015年5月	中国	CMH Growth Fund, L.P.	中国の成長企業等に投資するファンド	20百万米ドル
13	2015年9月	台湾	Taiwan-Japan Oxo Chemical Industries Inc.	KHネオケム、台湾法人CPC Corporation及び台湾法人兆豊国際商業銀行による石油化学合併事業	50百万米ドル
14	2015年12月	ミャンマー	Dawei SEZ Development Company Limited	ミャンマー・ダウエイ経済特区開発プロジェクトにかかるコーディネーション、アドバイス等の業務を行う会社	6百万 タイバーツ
15	2016年1月	アジア地域	Advantage Partners Asia Fund, L.P.	中国、香港、台湾、シンガポール、マレーシア及びタイを中心としたアジア諸国の企業等に投資するファンド	50百万米ドル
16	2016年4月	北米地域	KKR Americas Fund XII (EEA) L.P.	北米等で事業展開する企業に投資するファンド	110百万米ドル
17	2016年9月	ASEAN地域	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	東南アジア・南アジア諸国等のマイクロファイナンス機関向け出融資を目的とするファンド	30百万米ドル
18	2017年1月	インド	Technotrends Autopark Private Limited	インド・グジャラート州において行う工業団地運営事業	488百万 インドルピー
19	2017年4月	ロシア	Japanese Project Promotion Vehicle in the Far East Limited Liability Company	日本企業が関与するプロジェクトを対象に行う事業支援・助言サービス等の業務	280百万 ロシア・ ルーブル

20	2017年6月	グローバル	JBIC IG PARTNERS	JBIC IGが海外においてファンドのGP等を設立し、当該GP等に対し投資助言サービス等を提供する事業	255百万円
21	2017年8月	ロシア	Russia-Japan Investment Fund L.P.	ロシア連邦等で事業活動を行う企業向け投資を目的とするファンド	500百万米ドル
22	2018年3月	米国	GEODESIC CAPITAL FUND I-S, L.P.	米国等のIT先端企業向け投資を目的とするファンド	45百万米ドル
23	2018年4月	ドイツ	JX METALS DEUTSCHLAND GMBH	ドイツの大手高純度金属粉事業会社	85.6百万ユーロ
24	2018年8月	米国	JAPAN TEXAS HIGH-SPEED RAILWAY CAYMAN L.P.	米国テキサス州における高速鉄道事業	140百万米ドル
25	2018年11月	英国	GLOBAL SPORTS INVESTMENTS	英国法人Perform Group Limitedに出資するために必要な資金	116億円
26	2019年1月	北欧・バルト地域	JB NORDIC FUND I SCSP	北欧・バルト地域のIT先端企業向け投資を目的とするファンド	40百万ユーロ
27	2019年3月	ベトナム	VIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY	ベトナムにて行われるオキシ塩化ジルコニウム等製造及び輸出事業	5億円
28	2019年7月	シンガポール	AGP INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.	AGPIHの普通株転換権付優先株式取得に必要な資金	40百万米ドル
29	2019年9月	ASEAN地域	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	東南アジア・南アジア諸国等のマイクロファイナンス機関向け出融資を目的とするファンドへの出資	30百万米ドル
30	2019年12月	イスラエル、米国、中国、東南アジア諸国、インド等	VERTEX MASTER FUND (SG) 2. L.P.	イスラエル、米国、中国、東南アジア諸国、インド等に所在するベンチャー企業向けファンドに投資することを目的とするファンドオブファンズへの出資	20百万米ドル
31	2020年6月	アイルランド	EXERGY POWER SYSTEMS EUROPE LIMITED	アイルランド島において次世代蓄電池を用いて実施する短期電力調整サービス事業	4百万ユーロ
32	2020年6月	米国	FIRSTELEMENT FUEL INC.	米国カリフォルニア州において実施する水素ステーションの整備及び運営事業	23百万米ドル

(出典) 本行作成

財務状況

1 貸付金・貸付残高推移

(1) 財務の状況

(ア) 残高の状況

融資の残高については、2008年度の7兆2,500億円から、2018年度には13兆7,200億円規模に拡大。とくに2014年度には14兆4,700億円に達し、輸銀時代から通じて史上最高の残高に達した。

この中で大きな割合を占めていたのは、M&A ツーステップローンが急激に伸長した一般投資金融であり、直近では全体の40%以上を占めている。続いて大きい割合を占めているのは、大型案件があった資源投資で30%以上を占め、2014年度以降は投資金融だけで全体の出融資残高の80%以上を占めるようになっている。

金額は小さいものの、伸び率という点で顕著に拡大したのは出資であり、2009年度の443億円から、2018年度には2,927億円と6倍以上の拡大を見せた。保証残高はサムライ債保証等の実施により2008年度の1兆6,503億円から2018年度には2兆4,933億円に拡大している。

なお、2016年度に始まった特別業務勘定の残高は図表2-58のとおりであり、いずれも輸出金融に係るものである。

(イ) 採算の状況

採算については、日本政策金融公庫への統合後も順調に利益を計上した。とくに2014年度には輸銀時代から通算しても史上最高の約1,262億円の当期純利益を計上した。これに伴い順調に国庫納付も継続しており、2009～2019年度の国庫納

図表2-55 一般業務勘定融資残高推移 (億円)

年度	貸出額 ①	回収額 ②	貸出純増減 ①-②	貸出残高
2008	17,851	10,952	6,899	72,501
2009	26,134	8,400	17,734	87,738
2010	12,921	10,211	2,710	83,944
2011	10,903	12,852	△1,950	81,224
2012	25,826	12,113	13,712	105,852
2013	23,637	11,211	12,425	126,949
2014	22,477	21,999	478	144,706
2015	20,614	21,650	△1,036	136,490
2016	21,819	13,992	7,828	144,416
2017	16,871	18,399	△1,528	136,567
2018	14,089	18,756	△4,667	137,247

(出典) 本行作成

図表2-56 一般業務勘定出資残高推移(億円)

年度	出資払込額	出資回収額	出資残高
2008	303	0	306
2009	136	1	443
2010	268	8	727
2011	74	61	703
2012	172	30	1,002
2013	854	51	1,871
2014	309	125	2,224
2015	425	645	1,949
2016	185	45	2,159
2017	399	180	2,627
2018	425	146	2,927

(出典) 本行作成

付額は合計約3,957億円に上った。中でも2014年度の約637億円は、輸銀時代から通算しても過去最大の国庫納付額であった。これは、2012～2014年度の承諾実績が大きく、それに伴って残高も拡大、利益水準が大きくなったためであった。

他方、日本政策金融公庫への統合後、2008年度下期より会計が企業会計原則に準拠するようになり、国庫納付額も企業会計ベースで計算されることになった。そのため、国庫納付額は貸倒引当金の増減に大きく左右されるようになった点に留

意が必要である。

たとえば2014年度に史上最高の利益と国庫納付を達成した一方、翌2015年度は当期純利益約428億円（前期比66%減）、国庫納付額も約214

億円（同66%減）と大きな変動が生じたが、これは2015年度の貸倒引当金が約528億円も増加したことが主要因であった。

図表 2-57 一般業務勘定保証残高推移 (億円)

年度	残高
2008	16,503
2009	19,771
2010	24,433
2011	23,783
2012	24,007
2013	24,227
2014	25,723
2015	24,647
2016	23,851
2017	22,603
2018	24,933

(出典) 本行作成

図表 2-58 特別業務勘定出融資保証残高推移(億円)

年度	金融種類	残高
2017	輸出金融	10
2018	輸出金融	53

(出典) 本行作成

(2) 新JBICの会計上の特徴

株式会社形態を採用した日本政策金融公庫への統合により、新JBICの会計は企業会計原則に従うことになった。ただし、日本政策金融公庫（そして基本的にその組織形態を引き継いだ新JBIC）には、企業会計原則にはないいくつかの特徴があった。

(ア) 勘定区分を持つこと

複数の業務の勘定を有していた日本政策金融公庫はもちろん、新JBICも駐留軍再編促進金融勘定や特別業務勘定という勘定区分を持つため、勘定別財務諸表を作ることが必要であった。加えて取締役の報酬や、共通管理部署勤務の職員給与など、共通経費を各勘定に配分するルールが必要であり、そのため、会計省令（「株式会社日本政策

図表 2-59 一般業務勘定における採算の状況一覧

(百万円)

年度	利益	損失	貸倒引当金 洗替前損益	貸倒引当金 増減額	貸倒 引当金	繰入率 (千分比)	累積率 (千分比)	当期 純利益	利益準備金 積立金	利益 準備金	国庫 納付金
2008	233,899	198,407	35,492	△12,490	126,500	△ 1.72	17.47	47,982	23,991	726,012	23,991
2009	196,567	144,506	52,061	18,854	145,354	2.15	16.57	33,207	16,604	742,615	16,604
2010	197,644	147,577	50,067	△8,716	134,418	△ 1.04	16.05	58,783	29,392	772,007	29,392
2011	191,552	149,183	42,370	△10,146	124,271	△ 1.25	15.32	52,516	26,258	788,314	26,258
2012	217,042	139,051	77,991	14,620	138,892	1.39	13.16	63,370	31,685	820,000	31,685
2013	216,103	134,742	81,361	△10,006	128,885	△ 0.79	10.18	91,367	45,683	865,683	45,683
2014	249,567	136,772	112,795	△13,393	115,493	△ 0.93	8	126,188	63,685	929,368	63,685
2015	240,049	144,506	95,543	52,770	168,263	3.9	12.43	42,772	21,386	800,754	21,386
2016	294,736	199,187	95,550	53,856	222,036	3.76	15.52	41,694	20,847	821,601	20,847
2017	389,610	275,804	113,806	51,506	273,542	3.81	20.24	62,300	31,150	852,752	31,150
2018	476,756	404,209	72,548	19,497	293,039	1.44	21.59	53,051	26,525	879,277	26,525

- (注) 1. 2008年度分は前身行含めた通期の値。
 2. 利益準備金は翌年度期首の金額であり、利益準備金積立金及び国庫納付金は翌年度利益処分における金額である。
 3. 貸倒引当金については洗替方式である。
 4. 2008年度下期より特殊法人等会計基準財務諸表から企業会計原則に基づく財務諸表に移行。
 5. 2016年度利益準備金からは、一般業務勘定及び特別業務勘定の設立に伴う既存資産等の整理の結果、既存の自己資金の一部が特別業務勘定に帰属することに伴う支出(150,000百万円)を除いている。

(出典) 本行作成

金融公庫の会計に関する省令」及び「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」にて、共通経費等の配賦原則を定めていた。なお、新JBICにおいては、一般業務勘定と特別業務勘定との間で、短期的な資金の融通が可能な仕組みになっている。これは特別業務勘定の資金繰り上、一般業務勘定から一時的に融通を受けることが効率的でありうるためである。ただし勘定を設けた趣旨に鑑みて融通はあくまで短期的なものに限られている。なお、このような資金融通は、一般業務勘定と駐留軍再編促進金融勘定の間には認められていない。

(イ) 金融機関特有の財務諸表

日本政策金融公庫には銀行法が適用にならないため、財務諸表の様式については、通常であれば、事業会社の様式が適用される。しかし日本政策金融公庫は金融機関であり、財務諸表も金融機関の様式が望ましいため、会計省令の別表で財務諸表の様式を定めていた。この財務諸表の様式は、新JBICにおいても引き継がれた。

(3) 新JBICの設立手続き

新JBICは新設された組織であったが、日本政策金融公庫の国際協力銀行の資産を承継するものであったため、その設立の方式には工夫が凝らされた。つまり、法令上、日本政策金融公庫が国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産を現物出資して新JBICを設立し、同時に、その新JBICの株式を政府に全額無償譲渡するという方式がとられた。

(4) 日本政策金融公庫との間の債券の連帯債務

日本政策金融公庫への統合時には、国際協力銀行(旧JBIC)時代に発行された債券についてJICAとの間での連帯債務が規定されたが、新JBIC設立にあたっては、同様に日本政策金融公庫時代に発行された債券(国内部門が発行した債券を含む)について、新JBICと(新JBIC分離後の)日本政策金融

公庫との間で連帯債務が規定された。これは債券保有者を保護する趣旨のものである。

(5) リスク管理手法の高度化

本行は日本政策金融公庫への統合以来、金融庁検査が法令上も根拠を持つものとなり(株式会社日本政策金融公庫法第60条、株式会社国際協力銀行法第40条で検査権限の一部が金融庁長官に委任されている)、その指摘も踏まえながらリスク管理手法を進化させてきた。個別の与信管理に加えて、2014年度からは市場暴落のようなストレス事象を念頭に、シナリオに基づき損失規模を評価するストレステストも導入した。加えて2017年度からは重要リスク事業(トップリスク)を定義し、当該事象の内容・着眼点を審議し、四半期ごとにモニタリングする体制も整えている。

(6) 一般業務勘定及び特別業務勘定の資本増強

日本政策金融公庫への統合後、リスクテイクをより積極化するという観点から、以下のとおり資本の増強が図られている(すべて産業投資特別会計投資勘定からの出資)。この結果、2019年3月末時点での資本金は1兆7,853億円になった。

図表2-60 一般業務勘定における資本増強の状況

年度	出資金(億円)	年度	出資金(億円)
2008	300	2014	310
2009	200	2015	—
2010	355	2016	1,420
2011	200	2017	822
2012	690	2018	201
2013	—		

(出典) 本行作成

(7) 国際財務報告基準(IFRS)による開示の開始

株式会社国際協力銀行法(新JBIC法)制定段階から、中国におけるパンダ債(中国国内で非居住者

が発行する人民元建て債券)の発行等を念頭に国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務報告の必要性が認識され、新JBICの第1期中期経営計画においても、IFRS導入に係る検討の実施が掲げられた。

2013年12月のIFRS財団の調査では、調査対象122カ国中101カ国(G20のうち14カ国)において、国内公開企業にIFRSが強制適用され、海外の国際金融機関等では、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、北欧投資銀行(NIB)など、欧州の主要金融機関が採用していた。また国内では、2013年6月に自由民主党が「IFRSへの対応についての提言」を公表。IFRS財団等への日本の影響力を確保するために、2016年末までに300社程度がIFRSを適用することを目標として、積極的に環境整備すべきだとの提言を行った。加えて、2013年6月に企業会計審議会(金融庁の諮問機関)が「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」を公表。これを踏まえ、2013年10月に、金融庁が関連法令の改正によりIFRS任意適用を容易化しており、世界的に見れば、IFRSは財務報告におけるデファクトスタンダードになる一方、日本はIFRSの任意適用の容易化を通じてIFRSの普及を促進している状況にあった。

かかる状況下、本行においても、

- ・日本基準の財務諸表が認められない市場における資金調達手段の拡大が図れる
- ・他機関等との比較容易化による新規債券発行における海外投資家層の拡大
- ・本行IR上、既存外債に係る海外投資家に対する説明の円滑化
- ・債務保証、今後行われるスワップ保証業務、途上国におけるローカル通貨の借入れ、無担保によるスワップ取引等、業務面で海外関係者にとって本行の信用力がデューデリジェンスの対象となり、IFRS財務諸表が必要となる場面に対応できる

といったメリットが認識され、IFRSに基づく財務

開示を行うことを決定、2014年度より実際の開示が開始された。

(8) ISDAの担保取引の開始

国際スワップ・デリバティブズ協会(ISDA)でデリバティブ取引に関する担保契約の雛型が定められたのは1995年だが、2008年のリーマンショックはカウンターパーティーリスクについての金融機関の意識を高め、本行でも取引相手から担保契約の締結を求められるようになっていた。

国際協力銀行法ではスワップ取引のようなデリバティブ取引は「附帯業務」と考えられているが、担保取引はデリバティブ取引にさらに付随する取引であり、また日本法上、その性質は金銭消費貸借契約と考えられていたために、日本政策金融公庫法及び新JBIC法での取り扱いが問題となった。最終的に担保取引もまた附帯業務と考えられることになった。

(9) 債権流動化

新JBICは資本市場育成の観点から、オートローン債権の流動化や、クレジットカード債権の流動化に取り組んできたが、2014年に本行自身が保有するオーストラリア・ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発プロジェクト向けの債権について債権流動化

図表2-61 本行における債権流動化案件一覧

年度	説明
2014	オーストラリア・ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発・操業事業向け貸付債権の流動化
2014	中東地域における電力関連インフラプロジェクト向け貸付債権の一部流動化(ローン・パーティシペーション)
2016	信託勘定を活用したアジアの電力インフラ事業向け貸付債権の一部流動化
2018	中東地域における電力関連インフラプロジェクト向け貸付債権の一部流動化(ローン・パーティシペーション)
2019	信託勘定を活用したアジアの電力インフラ事業向け貸付債権の一部流動化

(出典)本行作成

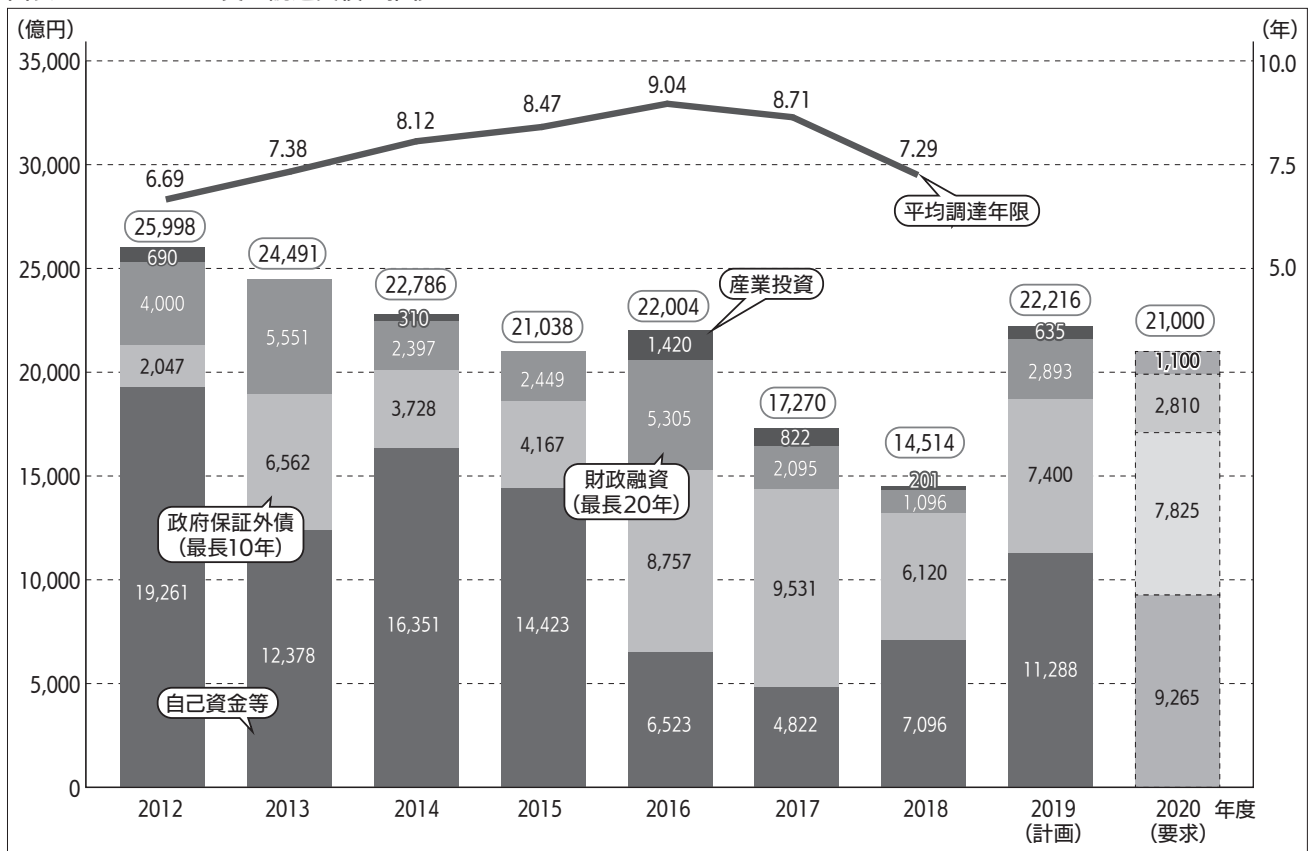
を行って以来、2019年7月末までに、図表2-61のとおり合計5件の流動化を実施し、流動化の形式も、真正譲渡、ローン・パーティシペーション³¹⁾、信託を利用したものなど複数にわたっている。

2 資金調達状況

財投機関債は、日本政策金融公庫時代には合計4回、新JBIC設立以後は合計3回発行されている。この時代の特徴は年限5年の債券が中心であったことで、また2017年には初めて年限3年の財投機関債の発行が認められた。

他方、政府保証外債は、日本政策金融公庫時代に9回、新JBIC設立後は2020年度末までに47回発行されている。特徴的な取り組みとしては、2013年のグローバルカナダドル債（5億カナダドル）、2014年のグローバルポンド債（4億2,500万ポンド）の発行が挙げられる。これらは、カナダ、英国で再生可能エネルギー案件等が予定されていたことによるものであった。また年限については、金融環境を反映して比較的短いものが多く出され、2009年に発行された日本政策金融公庫時代の第1次債は年限2年で、同時代には7年が最長で10年債は発行されなかった。新JBIC設立後は、5年物が主流になっている。

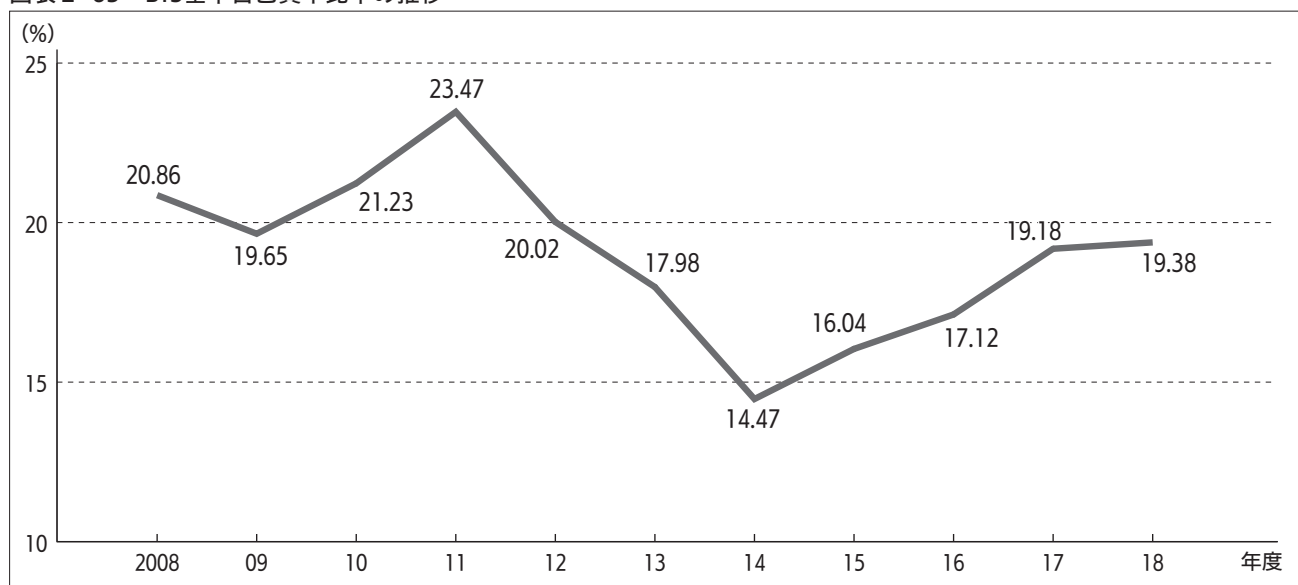
図表2-62 JBICの資金調達実績の推移



(注) 2019年度計算及び2020年度要求の政府保証外債には政府保証外国通貨長期借入金を含む。
 (出典) 財務省 財政制度等審議会 財政投融资分科会(2019年11月12日開催) 説明資料(本行作成)

31) 金融機関等からの貸出債権に係る権利義務関係を移転させずに、原貸出債権に係る経済的利益とリスクを原貸出債権の原債権者から参加者に移転させる契約。

図表 2-63 BIS基準自己資本比率の推移



(出典) 本行年次報告書

3 自己資本の推移

日本政策金融公庫以降の時代においても、本行の自己資本比率は20%前後の高い水準で推移してきた。2013年、2014年の大幅な負債残高の拡大に伴い、2014年には14%台まで落ち込んだものの、その後の出資金の受け入れもあり19%台に回復している。

補章 結びに代えて

海凶なき世界情勢、
新時代において、
わが国企業の
海外ビジネスを
切り開く「羅針盤」
として

(1) 第3期中期経営計画における成長分野・
新領域に関する取り組み

本行は、2019（平成31・令和元）年度以降も引き続き、「スピアヘッド（spearhead、先頭に立つというイメージ）」となり、主体的・能動的に案件を実現すべく、第3期中期経営計画の重点取り組み課題である「成長分野・新領域」「インフラ海外展開」「環境保全」「M&A」「政策金融の着実な遂行と業務の見直し」への取り組みを着実に実施してきている。また、コロナ禍等のその後の外部環境の変化に対しても、制度面での拡充をはじめとした日本企業支援に向けた取り組みを行ってきている。

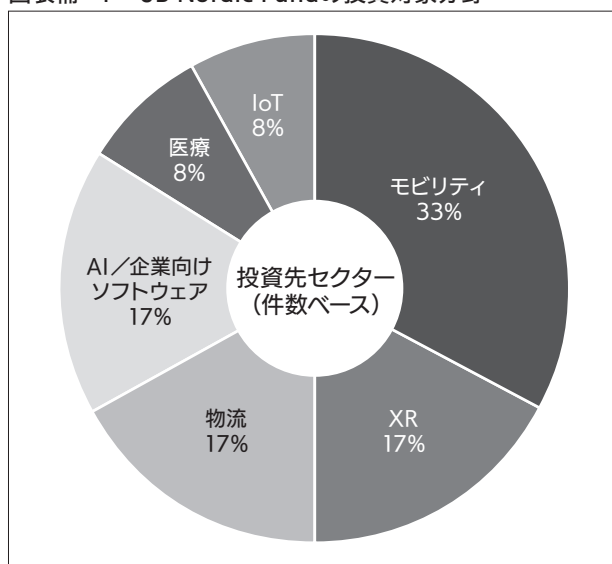
「成長分野・新領域」においては「イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進」「新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進」「経済フロンティアにおけるわが国企業のビジネス展開支援」といった目標を掲げているが、「イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進」においては、以下のような案件支援及び制度拡充を行った。

①北欧バルトファンドの設置

本行は以前から、ベンチャー企業を投資対象とする投資ファンドに対しLimited Partnerとして出資を行った実績はあったが、自らファンドを運営し投資決定するジェネラルパートナーとしての役割を果たしたことはなかった。しかしJBIC IG Partnersの設立によって、投資家である日本企業と海外のIT先端企業との事業提携機会や日本企業によるIT先端企業への投資機会獲得を促進し、オープンイノベーションを支援する基盤が整った。

そうした中、生まれたのがJB Nordic Fundである。JB Nordic Fundの設立は、世界において「日本企業がまだ注目していないが大きな可能性を秘めた地域に、JBICが先行して進出していく」取り組みの第1号となった。JB Nordic Fundでは2019年1月の設立以来、すでに現地企業12社（2020年10月末現在）への投資を実行済みであ

図表補-1 JB Nordic Fundの投資対象分野



(出典)「JBIC Today」2020年12月号

り、投資分野はモビリティ、XR¹⁾、物流、AI・企業向けソフトウェアなど、多岐にわたっている。

たとえばJB Nordic Fundの投資先には電動キックボードを使ったシェアリングサービスのオペレーター企業であるスウェーデンのVoi Technologyがある。欧州では電動キックボードは近距離での市民の移動手段として幅広く使われており、同社の利用者数は現在600万人以上と、欧州トップのマーケットシェアを有し、コロナ禍で利用が減った公共交通の代替としても注目されている。

またJB Nordic Fundはオンラインの個人認証ソリューションを提供するエストニア発のVeriffにも投資している。エストニアは世界初のオンライン居住権「Eレジデンシー (E-residency)」の導入など先進的な施策で知られ、そのカギとなる個人認証技術を同社は提供している。

②先進国向け業務の政令改正

日本企業の有する先端的な技術が活用される案件は、途上国における事業に限定されず、先進国

の事業であっても、民間金融では対応不可能な場合もある。このような顧客ニーズを踏まえ、2020年1月改正の株式会社国際協力銀行施行令の中で、新たに先進国における水素の製造・輸送・供給・利用に関する事業や蓄電事業の支援を可能とするとともに、先進国向けの高度情報通信ネットワーク輸出支援（たとえば5Gの整備関連）も可能とする等、以下のとおり、先進国向け事業支援制度の拡充を行った。

(ア) 先進国事業に対する投資金融

水素、蓄電、植物由来の有機物を原料とする化学製品製造²⁾、空港、港湾

(イ) 先進国向け輸出に対する輸出金融

水素、蓄電、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、植物由来の有機物を原料とする化学製品製造、空港、港湾

③Exergy Power Systems Europe Limitedへの出資

イノベーション支援の観点から、本行はわが国のスタートアップ企業に対しても支援を行った。2020年6月には、エクセルギー・パワー・システムズのアイルランド法人Exergy Power Systems Europe Limitedに最大400万ユーロの出資を行うことに合意した。

エクセルギーは、2011年に東京大学本郷キャンパス内で設立された、次世代蓄電池システムの開発・製造・販売・運営事業を展開するスタートアップ企業であり、自社で開発した次世代蓄電池の瞬時起動、高出力及び耐久性という特長を生かし、再生可能エネルギーの導入が進むアイルランド島の調整用電力市場への参入を企図しており、本行の出資はこれを支援するものであった。

④FirstElement Fuel社への出資

イノベーションはエネルギーの分野にも影響を与えている。とくに水素は、CO₂を排出しない次世代エネルギーとして注目され、2017年12月に

1) XRは現実世界とデジタル情報を融合する技術の総称。VR (仮想現実)、AR (拡張現実)、MR (複合現実)、SR (代替現実) などの技術で構成される。

2) 具体的にはバイオプラスチックを想定、海洋プラスチックごみが問題となる中、これを植物由来の製品で代替するという流れを受けたもの。

発表された日本政府の「水素基本戦略」や2019年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、日本の水素産業振興・競争力強化を通じた、世界に先駆けた水素社会の実現が政策として掲げられた。

2020年6月には本行は米国カリフォルニア州で水素ステーションを運営しているベンチャー企業・米国法人FirstElement Fuel Inc. (FEF) に対する約2,300万米ドルの出資に合意した。同社は本行と共に本行が行った三井物産に加え、トヨタ自動車、ホンダといった企業からも支援を受けており、トヨタやホンダによる燃料電池自動車の販売拡大にも寄与するものであった。

③と④、これら2件の出資案件は2019年2月にリスクテイクの範囲が拡大された特別業務として実施された。

⑤新たな市場環境に対応する資源プロジェクト

資源の分野では「需給構造の転換期にあるLNG市場における価格体系の多様化・契約形態の多様化等の動きに対応したファイナンスを実施すること」そして「エネルギーバリューチェーンの構築に資するプロジェクトの支援」が課題として掲げられていたところ、具体的に以下のような案件の支援を行った。

(ア) Arctic LNG2

本プロジェクトは、ロシアのヤマロ・ネネツ自治管区ギダン半島でLNGプラント（年間生産能力1,980万トン）を建設・操業する事業であり、三井物産が、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と共に本行が出資持ち分10%を取得するものである。

本行は2019年7月に持ち分取得資金の一部を融資することを合意した。本プロジェクトが生産するLNGは、持ち分に応じて三井物産が引き取るほか、北極海航路を活用し、2大LNG需要地であるアジアと欧州の両マーケットへ販売される見込みであり、本プロジェクトに対する支援は、アジアにおけるLNGバリューチェーン

の構築にも資するものであった。

(イ) モザンビークLNG

本プロジェクトは、モザンビーク最北部カーボデルガード州沖合に位置するGolfinho-Atumガス田を開発し、原料ガスを陸上に建設する液化プラント（予定年間生産能力1,312万トン）まで海底パイプラインにて搬送し、LNG等を製造・販売するもので、三井物産及びJOG-MECが事業参画している。本行は2020年7月にこのプロジェクトに対する30億米ドル限度の融資を合意している。

本プロジェクトで生産されるLNGの約3割は、日本の電力・ガス会社が引き取る予定であり、日本にとって初のモザンビーク産LNGの輸入となることから、LNGの長期安定確保・調達先の多角化に貢献するものであった。また本プロジェクトのLNG売買契約においては、輸送仕向地条項の緩和や日本企業と他国企業の2者による共同調達の枠組みが一部盛り込まれており、2016年5月に経済産業省より発表された「LNG市場戦略」にも合致するものであった。

(2) インフラ海外展開

2019年のG20大阪サミットでは「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が採択された。そこでは「インフラ・プロジェクトが、価格に見合った価値（value for money）を実現し、安全であり、効果的であることを確保し、それにより当初想定された利用法から逸脱しないようにするため、調達における開放性と透明性が確保されるべきだ」「インフラ投資が財政に重大な影響を及ぼしうることを踏まえ、プロジェクト・レベルでの財務面での持続可能性に加え、公的資金によるインフラ・プロジェクトや偶発債務が与える、マクロレベルでの債務持続可能性への影響が、考慮され、また透明であることが必要」といった諸原則が改めて確認されている。

こうした中、2019年度以降、「ブラジル連邦共和

国における貨物鉄道事業に対する融資」(2019年6月)、「トルコ共和国における自動車専用ターミナル運営事業に対する融資」(2019年10月)、「カタール国Facility D天然ガス火力発電・淡水化事業(増設プロジェクト)に対するプロジェクトファイナンス」(2019年11月)などを承諾した。

また、2018年11月に米国海外民間投資公社(OPIC、現・米国国際開発金融公社〈DFC〉)、オーストラリア外務貿易省(DFAT)及び同国輸出金融保険公社(Efic、現・同国輸出信用機関〈EFA〉)との間で締結した「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」に基づく連携の一環として、2021年1月にはパラオ共和国法人パラオ国営海底ケーブル公社に対し、日本電気(NEC)より海底ケーブル関連設備等を購入するための資金として、400万米ドルのバイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結した。本融資は、特別業務として実施する案件であった。

(3) 環境分野の取り組み

環境分野では、2020年1月に開催された世界経済フォーラム(通称・ダボス会議)で「ステークホルダーがつくる、持続可能で結束した世界(Stakeholders for a Cohesive and Sustainable World)」をテーマとし、テクノロジー、格差、企業ガバナンス、医療等が議論された中、気候変動が最大の焦点となった。こういった状況下で、2020年には世界のオイルメジャーが、「スコープ」1～3に分類される自社内での直接・間接の温室効果ガス排出について³⁾、一定期間内(2040年または2050年まで)にネットゼロを目指すことを次々に発表した⁴⁾。また、2020年9月に安倍総理の後を受けて就任した菅義偉総理は、2020年10月の施政方針演説で、2050年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロ

とすることを目指すことを宣言した。

そのような中で、本行は相手国とのエンゲージメントを通じて低炭素技術の普及を働きかける取り組みを行った。わが国政府は2018年の第5次エネルギー基本計画において「パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、『低炭素型インフラ輸出』を積極的に推進する」としているが、これを踏まえ、前田総裁は2019年5月の訪越時にフック首相と会談した。

そしてこの会談の後、2019年6月に、太陽光発電事業等に必要な資金を融資するため、ベトナム外商銀行との間で地球環境保全業務(GREEN)の一環として、1億米ドルのクレジットラインを設定した。

また日本企業の有する優れた環境技術を普及する観点から、米国及びベトナムにおいて日本企業が実施する太陽光パネル用板ガラス製造・販売事業に対する融資(1億5,400万米ドル)を承諾している(2019年8月)。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

①新型コロナウイルスの感染発生

(ア) 中国湖北省武漢市における感染の発生

武漢市当局によると、2019年12月、中国の武漢市の海鮮卸売市場の関係者の間で新型コロナウイルスによる肺炎の症例が確認された。この段階で、中国政府は、感染は動物からヒトについて生じたものと考え、ヒトからヒトへの感染については確認されていないとしていた。しかし2020年になってヒトからヒトへの感染が確認され、武漢市では連日感染者が倍増する勢いで拡大、春節休暇での人の移動もあって、

3) 原材料調達、製造、物流、販売、廃棄等の一連の流れ全体からの排出量(サプライチェーン排出量)の中で、スコープ1は事業者自らによる直接排出、スコープ2は他社から供給された電気、熱等の使用に伴う間接排出、スコープ3はスコープ1、2以外の事業者の活動に関連する間接排出を指す。

4) Eniは2040年までにネットゼロを目指すことを表明、BP、Shell、Totalは2050年までのネットゼロを表明した。

武漢市外にも感染は拡大した。これを受けて中国政府は2020年1月23日に強力な都市封鎖（ロックダウン）を敢行、市内の公共交通機関を停止し、車両の通行も制限を始めた。そして1月30日、ついに世界保健機関（WHO）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

(イ) 中東・ヨーロッパでの感染拡大

中国以外では、2020年2月にイランで深刻な感染拡大が発生した。とくにイランでは保健副大臣や、副大統領など政権の中枢部にまで感染が及んだことが特徴であった。

欧州では、まずフランスで2020年1月の段階で感染者が確認されたが、急拡大したのはイタリアであった。イタリア政府当局の発表によれば3月末までには死者数は1万人を超えた。

感染は他国でも着実に広がり、2020年3月上旬には世界の感染の中心地は欧州になり、各地で厳しい都市封鎖が導入された。当初「集団免疫」の獲得を目指し厳しい都市封鎖を行わなかった英国はイタリアを超える4万人以上の死亡者を出し、ジョンソン首相まで感染、欧州最大規模となった。

(ウ) 米国での感染拡大

米国では2020年1月に中国からの帰国者を中心に感染者が確認されていたこともあり、他国に先駆け2月初頭の段階から中国からの入国を規制していたものの、3月以降、ワシントン州とカリフォルニア州で感染が拡大、続いてニューヨーク州でも感染が爆発的に拡大し、3月後半から厳しい外出制限措置が取られるようになった。2020年10月にはトランプ大統領も感染し、米大統領選挙にも影響が生じた。

(エ) 全世界への感染拡大

2020年4月ごろの欧米におけるロックダウンの結果、欧米では2020年5月には感染者数はいったん減少、ロックダウンも緩和された。他方、5月24日にブラジルの1日当たりの死者

数が米国を抜いて世界一となり、感染は世界中に拡大した。

(オ) わが国の緊急事態宣言

わが国でも2020年3月下旬から、1日当たりの感染者数が100人を超えるようになり、4月初頭には300人を超えるようになる。そしてついに4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に緊急事態宣言が発せられた。さらに4月16日には対象が全都道府県に拡大された。わが国では他国で見られるような厳しい都市封鎖や外出禁止措置は取られなかったものの、クラスター対策などの施策の結果、徐々に感染者数は減少し、5月14日には39県で緊急事態宣言が解除され、25日には全都道府県で解除されることとなった。しかし、2021年1月7日には再度の感染者数増加を受けて、1都3県対象に再び緊急事態宣言が発せられ、1月13日には新たに7府県を加えた11都府県に拡大された。

②国際協力銀行の対応

新型コロナウイルスが発生する前の海外環境を振り返ると、米中貿易摩擦など通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の動向、さらには中東地域や香港をめぐる情勢の影響など、さまざまな不確実性が存在し、海外発の経済の下方リスクが懸念される状況にあった。そして世界経済の成長見通しが累次にわたり下方修正されてきていた中、輸出が弱まり製造業を中心に企業の景況感等が弱含んでいた。

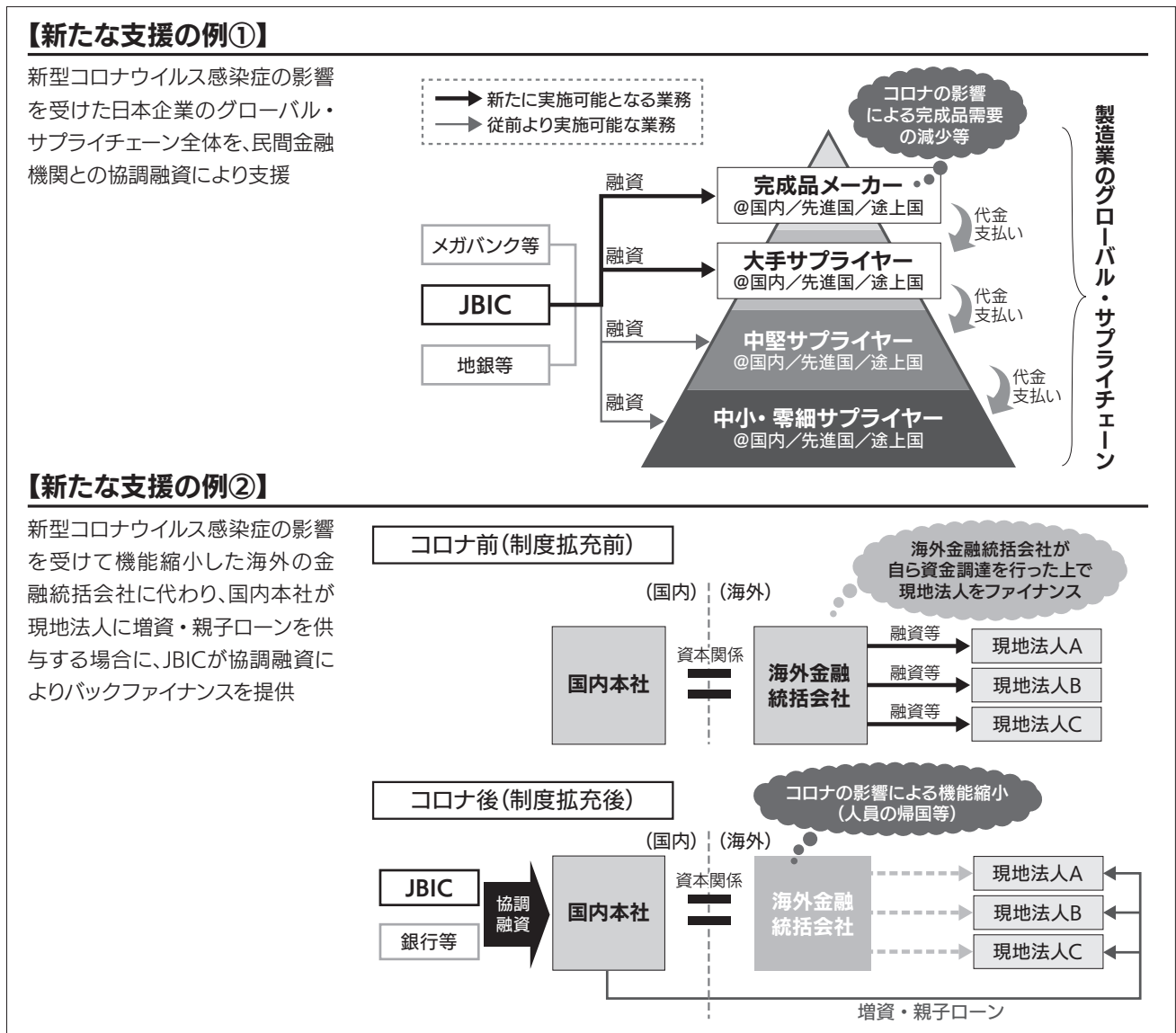
こうした状況を踏まえ、2019年12月に、わが国政府は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を発表。そこでは、「海外発の下方リスクを乗り越え、外需の着実かつ継続的な取り込みと生産性の向上を図るため、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定の締結国を含む海外への我が国中堅・中小企業等の事業展開をきめ細かな情報提供を通じて後押しするとともに、外国企業とのオープン

イノベーションを含む事業連携を支援する。また、日本企業の海外展開を後押しするため、財政投融资等の活用により、企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等、質の高いインフラ輸出を強力に支援する」ことが掲げられた。本行については具体的には「国際協力銀行による日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援（「成長投資ファシリティ（仮称）」を創設）」が施策として掲げられていた。

これを踏まえて、2020年1月に本行は2018年7月に創設した「質高インフラ環境成長ファシリティ（QI-ESG）」を発展的に改編し、「日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を幅広く支援する」ことを目的として「成長投資ファシリティ」を創設・開始した。

このような中、2020年に入りわが国においても新型コロナウイルスの影響が社会経済に表れてきた状況下、本行では2020年3月10日の段階で

図表補-2 新型コロナ危機対応緊急ウインドウのコンセプト



(出典) 本行作成

新型コロナウイルスにより影響を受けた企業のための相談窓口を開設した。

わが国政府は、4月7日の緊急事態宣言に合わせ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を発表し、4月20日に閣議決定した。この中で「海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援」として、「外国為替資金特別会計（外為特会）を活用した国際協力銀行（JBIC）の融資（総合経済対策において創設された「成長投資ファシリティ」を拡充）と、国際協力機構（JICA）の緊急円借款等により、アジア等への日本企業の海外事業を支援し、現地経済活動の維持に貢献する」という施策が掲げられた。

これを受けて、本行は4月30日に「成長投資ファシリティ」の下で「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ⁵⁾」を創設した。

2020年7月8日には新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業について、業務の特例として、2021年6月30日までの間、投資金融のうち、先進国向け地域において実施される事業に係る業務が解禁され（政令第218号・財務省告示第162号）、また国内大企業向けの融資業務についても解禁された（財務省告示第163号）。そして後に2021年12月31日まで延長された（財務省告示第164号）。

これによって、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた日本企業のグローバルなサプライチェーン全体を支援できるようになるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて機能縮小した海外の金融統括会社に代わり、国内本社が現地法人に増資・親子ローンを供与する場合に、本行がバックファイナンスを提供することが可能となった。

なお、新型コロナ危機対応緊急ウィンドウの承諾実績は、2020年12月末現在で、累計93件、累

計承諾額5,203.3億円であった。

さらに日本政府は、2020年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の中で、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動等及びサプライチェーン強靱化等を支援するため、本行については2020年1月に創設された成長投資ファシリティを再編するとともに、新たにポストコロナ成長ファシリティを創設することを発表した。

また、2020年7月8日に施行された「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」及び関連する財務省告示に基づき実施可能となった先進国向け特例業務（投資金融）についても、財務省告示が改正され、実施期限が2021年6月30日から2022年6月30日に延長されることとなった。

(5) イスタンブール駐在員事務所開設

トルコは、購買力のある中間層を含む8,000万以上の人口を抱える有望な市場であるとともに、欧州、中東、ロシア、中央アジア、アフリカの結節点でもある。そのため2000年代以降、欧州への輸出拠点としての地位を確立し、約6万社の外資系企業が進出した。とくに2020年にかけては、トルコ企業が積極的にアフリカで事業展開する事例も増えており、トルコ企業と協業することで、日本企業がアフリカへ進出する新たな道が開ける環境が整いつつあった。こうした状況を踏まえ、本行は2020年3月19日にイスタンブール駐在員事務所を開設した。同事務所はトルコに加え、アゼルバイジャン、ジョージア、トルクメニスタンのコーカサス諸国と、アルバニア、コソボ、セルビア等のバルカン諸国を管轄することになった。

5) 骨子を参考資料集（資料13）に収録。

參考資料集

資料1 (第1章第2節第1項5)

特殊法人等整理合理化計画(抄) (2001(平成13)年12月18日 特殊法人等改革 推進本部)

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特殊法人

国際協力銀行

【国際金融等事業】

- 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。
- 貸付債権の流動化(証券化を含む)等を図り、貸付残高を圧縮する。

①輸出金融

- 保証機能を積極的に活用するとともに、先進国関係の業務を廃止する。
- 融資条件(協調融資の割合等)を適切に見直す。

②輸入金融

- 資源関係以外の業務を廃止する(ただし、航空機輸入等真に必要なものについては、保証制度を活用する)。
- 融資条件(協調融資の割合等)を適切に見直す。

③一般投資金融

- 保証機能を積極的に活用するとともに、貸付は先進国関係の業務を原則廃止した上で、リスクの高い業務に特化する。
- 融資条件(協調融資の割合等)を適切に見直す。

④リファイナンス

- 廃止する。

⑤共通事項

- 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。
- 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。
- 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

【海外経済協力業務】

①海外投融資業務

- 廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有

する案件に限り出融資を行う。

②円借款業務

- ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。

③共通事項

- 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。
- 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

III 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

1. 趣旨

- (1) 特殊法人等(認可法人を含む)は、廃止されるもののほかは組織形態を見直し、民営化(特殊会社化、民間法人化、完全民営化)、独立行政法人化等が行われることとなるが、それぞれの組織形態の一般的な考え方は以下のとおりとする。なお、法人の事業の性格等に応じて個別に異なる取扱いをすることはありうる。

- (2) 特殊法人等の民営化、独立行政法人化等を行う場合、いずれの形態についても、特殊法人等について指摘されている弊害(経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等)を可能な限り克服しうよう、制度設計上及び運用上留意する。

- (3) 現在の特殊法人等への公務員の再就職に関しては、例えば、退職金が高すぎるのではないか、各府省OB人事の一環として取り扱われているのではないか、処遇に業績が反映されていないのではないかなどの国民の厳しい批判があるところである。

公務員の再就職の在り方については、公務員制度改革の中で総合的観点から結論が出されるべき問題であるが、今回の特殊法人等改革に当たっても、これら国民の厳しい批判を真摯に受け止め、対応を行うこととする。

4. その他

(2) 共通の事項

- イ 内閣は、特殊法人等(特殊会社を含む)、民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人の役員的人事及び処遇の在り方について、透明で客観的なルールを定め、公表するとともに、その実施に

つき、各省庁を適切に監督する体制を強化する。

ロ 特殊法人等の役員退職金について、平成13年度中に大幅削減を決定する。

特殊法人等の役員給与について、公務員及び特殊法人等の職員並びに民間企業の役員給与の水準を勘案しつつ、適切な水準となるよう、平成13年度中に削減を決定する。

上記の対応を行った上、特殊法人等の役員給与・退職金の支給基準を公表する。

ハ 特殊法人等（特殊会社を除く。）及び独立行政法人への国家公務員出身者の就任については、役員出向の道を開く。その実際の運用に当たっては、短期在職について厳しく対応する。なお、役員出向によらない場合と均衡を失しないよう制度を構築する。

ニ 各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

ホ 特殊法人等（特殊会社を含む。）、民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人のうち、上記ニに掲げる法人以外の法人については、当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

ヘ 国の財政的な支援等（過去に行われたものを含む。）に応じ、剰余金等の国庫納付規定を整備する。

ト 今回の組織形態の見直しにより組織変更される特殊法人等の債権債務関係については、適切に承継されるものとする。

チ 収支状況が悪化した場合に意図せざる国の財政負担が生ずる可能性がある法人を対象として、主務大臣が事業の収支状況を定期的に公表するとともに、収支見通しとの乖離が生じた場合に必要の見直しを行う制度の導入について検討する。

資料2 (第1章第2節第1項6)

政策金融改革について (2002(平成14)年12月13日 経済財政諮問 会議)

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間(平成16年度末まで)

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等

への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実に効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

①経営責任の明確化(経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。)

②事業運営の効率性の向上

③民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用

④組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

⑤第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備(具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。)

⑥会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

①政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

②融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。貸付における固定金利

期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

- ①改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配慮する。
- ②この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。
- ③改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、そのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

①公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合

②金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) ①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) ①に該当するが、②には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策

手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

(C) ①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

- 1 国民生活金融公庫
 - ・特別貸付、教育貸付のあり方
 - ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策
- 2 農林漁業金融公庫
 - ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方
- 3 中小企業金融公庫
 - ・一般貸付のあり方
 - ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
- 4 公営企業金融公庫
 - ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
 - ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
 - ・更新投資に対する貸付のあり方
- 5 沖縄振興開発金融公庫
 - ・沖縄特利制度のあり方
 - ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
- 6 国際協力銀行
 - ・輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方
- 7 日本政策投資銀行
 - ・大企業向け融資のあり方
 - ・プロジェクト・ファイナンスのあり方
 - ・地域インフラ向け融資のあり方
- 8 商工組合中央金庫
 - ・メンバーズバンク業務のあり方
 - ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

資料3 (第1章第2節第1項6)

政策金融改革の基本方針 (抄) (2005(平成17)年11月29日 経済財政諮問 会議)

平成14年12月13日に経済財政諮問会議が取りまとめた「政策金融改革について」を踏まえ、以下の基本方針に従って、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

1. 基本原則

(1) 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款 (政策金融機能と援助機能を併せ持つ)

(2) 「小さくて効率的な政府」実現に向け政策金融を半減

- ① 貸出残高対GDP比半減を20年度中に実現
- ② 新たな財政負担を行わない
- ③ 市場化テスト、評価・監視機関設置により再編後も継続的縮小努力
- ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

(3) 民間金融機関も活用した危機 (災害・テロ、金融危機) 対応体制を整備

(4) 効率的な政策金融機関経営を追求

- ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ② 政策金融機関トップマネジメントへの天下り廃止を速やかに実現
- ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

2. 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ) 政策金融から撤退するもの、(ロ) 政策金融として必要であり残すもの、(ハ) 当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

(7) 国際協力銀行分野

- ① 海外経済協力機能 (円借款) は、民にはない政府開発援助 (ODA) 機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す。(ロ)
- ② 国際金融機能 (貿易金融、投資金融、アントイドローン) は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き (ロ)、撤退する。(イ)

3. 新組織のあり方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態については、以下のとおりとする。

(2) 政策金融として残すもの

- ① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。
 - 国民生活金融公庫 (教育貸付は縮減)
 - 中小企業金融公庫 (一般貸付を除く)
 - 農林漁業金融公庫 (大企業向け等の食品産業貸付を除く)
 - 沖縄振興開発金融公庫 (本土公庫見合いで廃止する貸付を除く)
 - 国際協力銀行 (貿易投資金融を除く)

② ただし、国際協力銀行については、国策たる戦略的援助政策の効果の実施のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、以下の観点からの検討が必要であるため、内閣官房長官の下に、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会 (仮称)」を設置し、その検討結果と本基本方針を総合して、今年度中に、統合の具体的内容を決定する。

- (i) ODAの戦略的活用、外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能の在り方
- (ii) 「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理
- (iii) 戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方

(3) 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

- ① 特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする。
- ② 組織の具体的な設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報の開示など説明責任の徹底により強固なガバナンスを確立するとともに、専門性の活用・強化のための仕組みについて検討を行う。
- ③ 民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。
- ④ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。

4. 新組織移行への工程、関連法案の提出等

(1) 今後の政策金融改革を内閣主導で行うため、内閣に政策金融改革推進本部 (仮称) (本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 行政改革担当大臣等) を設置する。

- (2) 本基本方針に沿って、政府は早急に政策金融改革関連法案作成作業を開始することとし、さらに詳細な制度設計に取り組み、今年度中に本部で成案を得るとともに、同関連法案の国会提出時期についての結論を得る。
- (3) なお、上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。
- (4) 同本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房行政改革推進事務局が行う。このため、同事務局の体制を整備する。

5. その他留意事項

- ①組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。
- ②政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。
- ③当面政策金融に必要な機能についても、評価監視機関設置等により、市場化テスト等を活用して将来的には見直す体制を整備する。

資料4 (第1章第2節第1項6)

行政改革の重要方針 (抄) (2005(平成17)年12月24日 閣議決定)

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定。以下「12年行革大綱」という。)及び「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定。以下「16年行革方針」という。)等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案(仮称)」を策定し、平成18年通常国会に提出する。

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

(1) 基本原則

ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款(政策金融機能と援助機能を併せ持つ)

イ 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減

- ① 貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する
- ② 新たな財政負担を行わない

③ 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う

④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

ウ 民間金融機関も活用した危機(金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等)対応体制を整備

エ 効率的な政策金融機関経営を追求

① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完

② 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止

③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

(2) 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ)政策金融から撤退するもの、(ロ)政策金融として必要であり残すもの、(ハ)当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

キ 国際協力銀行分野

① 海外経済協力機能(円借款)は、民にはない政府開発援助(ODA)機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す。(ロ)

② 国際金融機能(貿易金融、投資金融、アンタイドローン)は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き(ロ)、撤退する。(イ)

(3) 新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

イ 政策金融として残す機能に係る組織

① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。

(ア) 国民生活金融公庫(教育貸付は縮減)

(イ) 中小企業金融公庫(一般貸付を除く)

(ウ) 農林漁業金融公庫(大企業向け等の食品産業貸付を除く)

(エ) 沖縄振興開発金融公庫(本土公庫見合いで廃止する貸付けを除く)

(オ) 国際協力銀行(貿易投資金融を除く)

② ただし、国際協力銀行については、国策たる戦略的援助政策の効果的实施のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、以下の観点からの検討が必要であるため、内閣官房長官の下に開催することとした(平成17年12月16日)有識者からなる「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と本重要方針を総合して、「行政改革推進法案(仮称)」に盛り込むよう、その統合の具体的内容を

決定する。

(ア) ODAの戦略的活用、外国との競争をにらんだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能の在り方

(イ) 「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理

(ウ) 戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方

ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

- ① 特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする。
- ② 現機関のノウハウなどもいかしつつ、借り手側の視点に立った効率的な組織形態となるよう努める。
- ③ 組織の具体的な設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報の開示など説明責任の徹底により強固なガバナンスを確立するとともに、専門性の活用・強化のための仕組みについて検討を行う。その際、「中小零細、個人等の国内金融」と「国際金融」はおのずとその性格が違うことから、それぞれ政策金融としての明確な旗印を立てるとともに、専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用・強化に取り組むこととする。
- ④ 民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手続・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を行う。
- ⑤ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。

(4) その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

ウ 当面政策金融に必要な機能についても、評価監視機関の設置等により、市場化テスト等を活用して将来的には見直す体制を整備する。

(5) 新組織移行への工程等

ア 政策金融改革推進本部（平成17年12月9日閣議

決定。以下「本部」という。）において、政策金融改革を進める。

イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

資料5 (第1章第2節第1項6)

報告書 (抄)

(2006(平成18)年2月28日 海外経済協力に関する検討会)

第3 海外経済協力の実施機関の在り方

1 我が国海外経済協力の実施機関が果たしている機能

- (1) 我が国海外経済協力のうち、ODAについては、円借款をJBIC、技術協力をJICA及び13の省庁が、無償資金協力を外務省がそれぞれ実施している。OOFについては、主にJBICが国際金融等業務として実施している。
- (2) ODAのうち、無償資金協力は国民所得の低い開発途上国の社会インフラ分野を中心とした支援を、円借款はそれよりも国民所得の高い開発途上国の経済インフラ分野を中心とした支援を、技術協力は幅広い開発途上国への技術支援をそれぞれ担っており、相互に補完しあいながら重要な役割を果たしており、これらの機能は今後とも維持・強化されるべきである。
- (3) OOFについては、主にJBICが国際金融等業務として、本邦企業、途上国政府を対象とした投融資等により、開発途上国の経済インフラ分野を支援している。OOFは、DACの定義ではODAとは異なるが、海外資源・エネルギーの確保、我が国の国際競争力確保といった重要課題の遂行をはじめ、アジア通貨危機のような国際通貨危機への対応やその未然防止のために、民間金融機関が果たすことのできない重要な役割を果たしている。この機能は今後とも維持されるべきである。このほか、例えば、上記で述べたとおり、地球的環境問題の観点からは、我が国の進んだ環境対策技術などの途上国への移転などに取り組む上で、重要なツールとしての役割なども期待される。

2 我が国海外経済協力の実施機関に関する評価

- (1) 援助の効率的実施及び「顔の見える援助」の観点から、ODAの各スキームを一元的に実施すれば、スキーム間の連携強化等を通じた援助効果の向上が期待できる。また、ODAの実施機関を一元化すれば、これらのスキームに総合的に精通した人材の育成、援助機関としての国際競争力の強化、一元的窓口として国内外から見た分かりやすさの確保といった効

果も期待できる。さらに、開発途上国側も、日本の「顔の見える援助」をより強く意識することとなる。

- (2) こうした観点を踏まえると、ODAの実施機関を一元化する必要性は十分にあると考えられる。既に円借款業務においてはJICAが開発調査等の技術協力を実施していることにかんがみれば、技術協力と円借款の連携を更に強化できる部分はある。また、無償資金協力については、その一部につき、JICAが既に事前調査や実施促進業務を担っているところ、今後はJICAが現場で培った専門的知見・蓄積を活用し技術協力との連携を更に強化する必要がある。
- (3) JBICについては、平成11年の統合以降の歩みの中で、国際金融等業務と円借款業務の一体的な実施が、外国との競争を睨んだ我が国の資源・エネルギー獲得、国際競争力確保等の重要課題の遂行や、相手国の発展度やプロジェクトの経済性に応じた効率的な支援等の面で一定の成果を上げてきた。したがって、以下に掲げる「3 我が国海外経済協力の実施機関の改編」によっても、従来JBICとして一体であったことにより得られた連携機能、その利点を損なうことなく引き続き活かすような工夫をすることが重要であろう。また、JBICとして、国際金融等業務と円借款業務のシステム統合等に大きなコストをかけて取り組んできたところであり、さらにはこれまで蓄積してきた経験や知見、JBICの有する知名度や交渉力、JBIC総裁が国内外で持つステータス等を可能な限り維持し、今後とも活かしていくとの視点が重要であろう。

3 我が国海外経済協力の実施機関の改編

以上を踏まえ、我が国の海外経済協力の実施機関を、次のように再編すべきである。

- (1) 「顔の見える」戦略的なODAの観点から、円借款、技術協力及び無償資金協力をシームレスに取り扱い、JICAが一元的に実施することとする。その実施機関については、従来からの援助機関としての知名度、これまで果たしてきた役割にかんがみ、JICAのブランドを維持・強化すべきものとする。具体的には、JBICの円借款部門をJICAと統合するとともに、これまで外務省が実施してきた無償資金協力については、JICAを実施主体と位置付け、必要な体制を整備すべきである。これにより、円借款、技術協力及び無償資金協力を、ニーズに合わせて適

切に組み合わせながら計画、投入していくことが可能となり連携が一層促進される。新しいJICAは、新設される海外経済協力会議（仮称）の方針の下で、外交政策をはじめとする政府の方針との整合性を確保しながら、戦略的な援助を実施することとする。

無償資金協力については、実施機関（JICA）ができるものは実施機関に任せつつも、外交的に最も効果的なタイミングで機動的に実施すべきものや、危険地域に供与するために実施機関に委ねることが困難なもの等については、引き続き外務省が自ら実施することとすべきである。

技術協力はその6割強をJICAが実施しているが、4割弱を13の省庁がそれぞれの観点から実施している。その戦略的な統一性を確保するため、外務省をはじめとする関係省庁が相互に連絡を密にし、情報共有・連携を強化することが必要である。

円借款については、財務の健全性の確保、資産・負債管理（ALM）機能が損なわれないようにすることが必要であり、引き続き現在の各省協議・連携体制を維持し、債務の償還確実性や財務の健全性、通商・経済上の観点等が確保される体制とすべきである。

なお、円借款業務の分離とJICAとの統合に当たっても、円借款業務に携わる職員とJICA職員の専門的能力が共に活かされ、ODA業務の一元化を目指している効果が十分に発揮できるような配慮が必要であろう。

(2) JBICの国際金融等部門については、「小さな政府」の観点から、新政策金融機関に統合する。既に述べたように、国際金融等業務が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保、危機対応の機能は引き続き重要である。こうした機能を、我が国の海外経済協力の観点から十分に発揮させるため、国策上重要な案件に関係して、海外経済協力会議（仮称）の下で、ODAとの連携など戦略策定を行うことが重要である。また、対外交渉力発揮等の観点からJBICのブランドが損なわれることがないようにすることも重要であることを踏まえつつ、JBICが二つの業務を併せ持つことにより蓄積された機能を可能な限り維持するため、以下の点に配慮して制度設計を行うべきである。

①JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関の国際部門として専門性が維持されるよう、一定の組織的独立性を持たせることを検討すべきである。

②同部門の長の対外的な位置づけを含め、JBICの

現在のステータスを活用できるような体制を検討すべきである。

③ODAの円借款部門との有機的な連携のため、例えば既存システムの活用を含む債権管理やカントリーリスク分析等の機能が、機構改編後も引き続き維持されるよう手当するとともに、連絡協議会の設置等の工夫を検討すべきである。

④国際金融等業務に携わる職員の専門的能力が十分に発揮できるよう人事・研修の在り方等を検討すべきである。

資料6（第1章第2節第1項6）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (2006(平成18)年法律第47号) (抄)

第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第一節 政策金融改革

(趣旨及び基本方針)

第四条

政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成二十年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に担わせることにより行われるものとする。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能については、現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせるものとし、沖縄振興開発金融公庫については、第十一条の定めるところによる。

一 新政策金融機関の政策金融の機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図る機能に限定するものとする。

二 政策金融に係る貸付金については、平成二十年度末における新政策金融機関の貸付金の残高及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の合計額の同年度の国内総生産（国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系における国内総生産をいう。以下同じ。）の額に占める割合が、平成十六年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合の二分の一以下となるようにするものとする。

三 現行政策金融機関の負債の総額が資産の総額を超える場合におけるその超過額又は新政策金融機関に生じた損失であって、これらの経営責任に帰すべきものを補てんするための補助金（交付金、補給金その他の給付金を含む。）の交付その他の国の負担と

なる財政上の措置は、行わないものとする。

四 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第六条第一項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。

(新政策金融機関の在り方)

第五条

新政策金融機関は、次に掲げる組織及び業務の在り方を踏まえて、設立されるものとする。

一 特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくはこれに類する法人とするものとする。

二 明確な経営責任の下で運営され、経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

三 新政策金融機関の経営責任者は、これを適正かつ効率的に運営するため、設立の目的及びその担う金融業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから選任されるものとし、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮するものとする。

四 組織については、簡素かつ効率的なものとするを基本とし、国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門とに大別して、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とするものとする。この場合において、国内金融の業務を行う部門にあつては、当該業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成するものとし、国際金融の業務を行う部門にあつては、当該業務を行ってきた現行政策金融機関の外国における信用が維持され、当該業務を主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

五 業務については、現行政策金融機関から承継する業務（統合する現行政策金融機関から承継する債権の管理及び回収を含む。）及び前条第四号に規定する金融に係る業務とするものとし、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務の推進を図ることにより、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として行われるものとする。

六 業務の実施状況についての確かな評価及び監視を行う体制を整備し、業務の必要性の有無及びこれを民

間にゆだねることの適否についての見直し並びに貸付金の残高の継続的な縮小を行うことを可能とするものとする。

(国際協力銀行の在り方)

第十二条

国際協力銀行は、平成二十年度において、新政策金融機関に統合するものとする。

2 国際協力銀行の業務のうち、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限定して新政策金融機関に承継させるものとし、同条第二項に規定する海外経済協力業務は、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）を改正するための措置を講じて、独立行政法人国際協力機構に承継させるものとする。

(留意事項)

第十三条

政府は、第五条から前条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。
- 二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

資料7（第1章第3節第2項7）

日本政府とKEDOの資金供与協定承認のための 国会審議における高村正彦外務大臣の答弁内容 (1999〈平成11〉年6月29日 参議院外交・防衛 委員会)

○森山裕君 それでは次に移ります。KEDOの本協定の署名に関しまして、伺ってまいります。本協定の署名等に関する四月二十七日の閣議決定におきまして、政府としても輸銀の「債権の償還確保につき万全の措置を講ずるものとする。」というふうになっておりますが、「万全の措置」とは具体的にはどういう措置を意味するのでしょうか。また、予算上の措置も含まれているかということについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○国務大臣（高村正彦君） 日本輸出入銀行がKEDOに対して行う貸し付けは、原則として北朝鮮からKEDOへの軽水炉建設費用の返済を原資として償還されることになるわけであります。

また、北朝鮮はKEDOとの国際約束におきまして、KEDOに対して費用の返済を法的に約束しているわけであります。さらに、この協定の第五条におきまして、KEDOは輸銀への返済を確実にする旨、我が国政府に対し約束をしているわけであります。これらの点にかんがみまして、輸銀のKEDOに対する債権は償還されるものと考えているわけであります。

ただ、万一北朝鮮からKEDOへの軽水炉費用の返済が遅滞する等の理由によってKEDOから輸銀への返済が滞る場合には、この協定の署名の際の閣議決定を踏まえ、政府としてもその状況に応じ、いかなる対応をとるべきかを判断することになりますけれども、必要があれば北朝鮮への督促や今、委員が御指摘になった予算上の措置等の方策を検討の上、適切な措置を講じていきたいと考えているわけでございます。

資料 8 (第 2 章第 2 節第 1 項 3)

株式会社日本政策金融公庫法改正 (環境目的の追加) 審議における山本有二議員の発言 (2010(平成22)年3月17日 衆議院財務金融委員会)

○山本(有)委員 今回の改正案の一条、目的が追加されるわけですが、今までの目的はというと、三つありました。日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、それから二番目に日本の産業の国際競争力の維持向上、三番目が国際金融秩序の混乱への対処、これに加えて「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する」、こう書いてあるわけであります。

この法文だけを見ておりますと、途上国であろうが先進国であろうが、これはどちらにでも思い切って、地球環境だ、だったら金融をつけよう。では、どういことができるかということ、七業務ありまして、輸出金融ができる、輸入金融ができる、投資金融ができる、事業開発等の金融ができる、出資ができる、こういうように、この業務はできるわけであります。

そうすると、私としましては、地球環境も、これは新しい産業分野にもなるし、さっき言った三つの、環境だけでなく、産業の競争力の維持向上にもつながる、あるいは金融秩序の混乱の是正にもつながる。これは三位一体、四位一体になって、私はJBICの機動性がさらに高まるのではないかと。これは、目的を入れたことはよしというように思っております。

ただ、この目的を入れた、それはいいんだけど、お伺いしていきますと、この法文に書いていないことをみずから自制している。どういうことかということ、途上国にしか環境については手を出さない、こういうような話が来ておるわけでありますが、それは本当でしょうか。途上国だけ、先進国にはこれは環境においては使えない、JBICは使えないということになっておるようですが、それはどうしてそういうようにするのか、それをお伺いしたいと思います。

資料9 (第2章第2節第1項4)

国際協力銀行の分離独立に関する

山本有二議員の質問

(2010(平成22)年3月17日 衆議院財務金融委員会)

○山本(有)委員 また改めてお聞きします。

それでは、今回の株式会社日本政策金融公庫法の改正についてお聞きいたします。

私の質問は大きく二つございまして、一つはJBIC、この機能というものは分離独立して機動性を持たせたらどうかという観点、もう一つは、今回の地球温暖化対応についての法案の目的の追加でございますけれども、これについて、先進国、途上国いずれも活動ができるというようにするには、およそ今の国際社会、地球環境、こういったものに対応できないじゃないか、こういうような観点から質問をさせていただきます。

まず一番でございますけれども、二〇〇八年十月に国際協力銀行、JBICと、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、これらが合体されたわけでありましたが、今も、JBICはJBIC、国内部門については国内部門というように勘定が区別されているわけでございます。勘定が区別されているだけで、株式会社としては一つになったということでございますが、どうも木を竹で接いだような気がしてなりません。というのも、もし機能性を考えていくなれば、国内と国際、全然違う金融の分野であるにもかかわらず、これを一体化することにメリットが今まで出てきているのかどうか、これを検証しなきゃならぬ、こういうように思います。

そこで一つお伺いしたいのは、財源の調達、これでございます。

例えば、国内、国際、両方財源を調達するのにおよそ財投債一本で調達していると思うんですけども、国内分については赤字がかさんでいる。そうすると、金利はおよそ高くなる。国際分については利益が毎年出ている。そうすると、金利というのはもちろん低減して、安く財投債も引き受けてくれるというようなことから考えると、財源調達について、やはりこれは機能分化してきっちり分けていって、会社名も変えた方が絶対に得だ、こういうことが一つあると思います。

それからもう一つ、資本金というのを見てまいりま

すと、資本金は国際協力銀行勘定でいきますと一兆三百五十五億円。株式会社ですから、資本金というのは、この業務についての資本金は何割、こっこの業務については何割と決まらないわけですよ。そして、ステークホルダーに対しては、資本金というのは資産の担保、信用力になるわけですから、国際であろうが国内であろうが、資本金額というものが両方にまたがってくる。

そうすると、JBICの方は黒字で資本金を使うことはない。しかし、ほかの国内金融、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、さほどもうかるはずもないところで、多分今年も六千億以上の赤字だろうと思います。これに資本金が充てられるということになると、勢いJBICの活動も足を引っ張られる、こういうふうになると思うんですけども、これについて、菅さん、もうそろそろ、2008年のただいたずらな自民党の行革の一方的な方向より、機能をきちんと見て、それで分離独立させるということがものすごく大事なことだろうというように思いますが、それはどうですか。

資料10 (第2章第2節第1項4)

緊急提言「海外インフラ展開のための金融機能の強化を求める」

(2010(平成22)年12月6日(社)日本経済団体連合会)

世界的に高まるインフラ需要に応えるため、政府の新成長戦略(本年6月18日閣議決定)ならびに円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(本年10月8日閣議決定)での、官民連携によりパッケージ型インフラの海外展開を推進する方針を踏まえ、新成長戦略実現会議が、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を9月に立ち上げたところである。

同会合は、ベトナムにおける重点プロジェクトを指定して官民連携のトップセールスによる働きかけを進め、原子力発電所建設およびレアアース鉱山開発において、大きな成果を収めることができた。経済界としては、その戦略的、機動的な進め方を大いに評価するものである。

この取り組みをさらに加速するため、下記のとおり、インフラ輸出を支える金融機能の強化、特に国際協力銀行(JBIC)の業務の見直しを求める。

記

1. JBICの機能強化

日本企業の優れた技術・ノウハウを活用したパッケージ型インフラの海外展開のためには、各国の政府系輸出入金融機関に匹敵する機能がJBICに求められる。これに関連し、本年11月、先進国向けの投資金融業務を都市鉄道、上下水道、洋上風力発電などの分野に拡充するための政令改正が措置されることとなったことを歓迎する。さらに、次の3つの機能強化のための法改正を早急に行うことが必要である。

(1) 先進国向け中長期の輸出金融を可能とすること

輸出金融については、原則として途上国向けに限定されている。先進国・途上国を問わず、原子力発電所や高速鉄道等の建設ならびに船舶・プラント等の輸出案件で、民間金融機関では対応が難しい融資に限定して、中長期輸出金融の供与を可能とすべきである。

(2) 日本企業や海外合弁企業に短期のつなぎ資金の供与を可能とすること

日本企業または日本企業が出資参画している海外合弁企業が海外事業に必要とする資金に対し、現状

では、1年超の長期資金のみ貸付が可能とされている。これに加え、大型の合弁事業の立ち上げ等で必要となる運転資金の調達を容易にするための短期のつなぎ融資で、民間金融機関では対応が困難な融資を可能とすべきである。

(3) 日本企業が外国企業を買収するための投資金融を恒久化すること

日本企業が外国企業を買収するための投資金融については、国際金融秩序の混乱に対処するため、2011年3月末までの特例措置として認められている。パッケージ型インフラの海外展開にあたっては、外国企業と機動的に連携していくことも必要であり、これを恒久化すべきである。

2. JBICの分離独立

JBICは、海外に進出するわが国企業活動を機動的に支援することが期待されており、各国の政府系輸出入金融機関との競争に直面している。そこで、日本政策金融公庫からJBICを分離独立させ、業務の機動性、戦略性を強化すべきである。

3. 国際協力機構(JICA)の海外投融資の早期再開

円借款は供与までに時間がかかること、リスケジュールなどの相手国の事情により供与ができなくなること、対象国が減少してきていることなどの制度上の困難を抱えている。

そこで、プロジェクトを対象とするJICAの海外投融資を早期に再開することが求められる。特に、官民連携のいわゆるPPP(Public Private Partnership)に海外投融資を活用していくことが必要である。また、開発効果が高く、政策的に推進すべきプロジェクトについては、JICAの海外投融資を円借款とともに供与することを可能とすべきである。

以上

資料11（第2章第2節第1項4）

パッケージ型インフラ海外展開に向けた公的金融機能の強化策について (2010(平成22)年12月9日(社)日本貿易会 経済協力委員会・財務委員会)

社団法人日本貿易会では、本年2月に公表した「わが国の経済協力政策に対する意見・要望」の中で、公的金融機関の機能強化を要望しているところであるが、その後の政府による施策を踏まえ、あらためてパッケージ型インフラ海外展開を支援する公的金融機関の体制につき検討願いたく、今回、下記事項について具体的に要望するものである。

(1) 国際協力銀行（JBIC）の投融资機能の強化

①積極的な出資金の活用／迅速な出融資の実施

JBICを活用した戦略的海外投融资策として、政府は、JBICに対し外貨資金の融資を行うとともに出資の増額を図られるものと伺っている。については、これら資金がインフラ関連プロジェクトへの融資や出資金として積極的且つ柔軟に活用されることを期待する。

②先進国向けの長期輸出金融の実現

輸出金融について、民間金融機関では対応が難しい先進国における原子力発電所や高速鉄道等の建設のため、長期輸出金融の供与を可能にすることを期待する。

③先進国向け投資金融適用の拡大

本年11月の政令改正で石炭火力発電が追加されたが、先進国では環境面でも寄与するガス火力発電が主流である。わが国は高効率ガス火力タービンの分野で海外メーカーに対して技術的な優位性を有していることから先進国向けガス火力発電での投資金融の適用を可能にして頂きたい。

④短期のつなぎ資金供与の実現

原子力発電事業など大型のインフラプロジェクト案件では、相手国政府の認可が下りるまで時間がかかる。相手国政府の許認可が下りるまで短期のつなぎ融資を可能にして頂きたい。

⑤事業権獲得等に関する国内企業向け融資の実現

先進国、途上国を問わず、インフラ分野等においてわが国企業が海外企業買収や事業権獲得など国際的連携を行い、大型インフラプロジェクトを推進するにあたってJBICによる資金供給を可能にして頂

きたい。

⑥JBICの分離独立

JBICは、わが国企業が海外で大型プロジェクトを展開するうえで政府系金融機関として重要な役割を担っている。このため、業務の機動性、戦略性を一層強化するためにも独立した機関とするよう検討をお願いしたい。

(2) 国際協力機構（JICA）の海外投融资の再開

JICAの海外投融资を早期に再開することについては、昨年6月の海外経済協力会議にて再開の検討が打ち出されて以来、非常に期待しており、可及的速やかに再開して頂きたいと強く願っている。

(3) NEXIのリスクテイク機能の強化

日本政府には融資とともにリスク引受けにも重点を置いて欲しい。特にインフラ事業投資に係る現地通貨の為替リスクに対応できる保険は、企業にとって大変有難い。

(4) ODAの増額、円借款の迅速化

日本のODAは、ピーク時の約6割まで減少している。ODAはインフラ輸出促進だけでなく、外交上も重要である。これ以上の削減が進まないよう、重要性を認識いただきたい。また、円借款についても、インフラ輸出の促進のために、更なる迅速化や、タイド円借款の拡充をお願いしたい。

(5) 現地通貨建て融資の実施（JBIC）

水事業等は「地産地消」型のビジネスモデルであるため、総投資額中でかなりの部分を占める現地通貨ポジションをカバーできるような現地通貨建てのファイナンスが可能となるような制度設計を希望する。

資料12 (第2章第3節第2項(15))

株式会社国際協力銀行法案の審議過程における、本行の中堅・中小企業向け実績が少ないことに対する遠山清彦委員の言及と野田佳彦 国務大臣の答弁 (2011(平成23)年4月19日 衆議院財務金融 委員会)

○遠山委員 (略) 続きまして、お手元に資料を三枚配らせていただいております。これは財務省、JBICからいただいた資料でございますので、大臣、副大臣はよく御存じの中身だと思います。

先ほど言及いたしました二月十六日の予算委員会でも私は取り上げたわけでございますが、JBICの今日までの中堅中小企業の支援については、私個人としては、極めて弱かったと。多くの海外進出を希望する日本の中小企業にとりまして、JBICというのは、端的に申し上げれば敷居の高い金融機関でございます。この点については抜本的な改善が必要だと私は主張してきたわけでございます。

資料一を見ていただきますと、もう大臣重々御承知だと思いますけれども、「中堅・中小企業向け」の件数は、二〇〇八年度で二十一件、翌年はたったの七件、昨年度は十四件ということでございまして、全体数も百幾つで少ないわけですけれども、「中堅・中小企業向け」はさらに少ない。2009年度は一けた、こういうことになっているわけでございます。

財務省の官僚の皆さんには個別に申し上げましたけれども、私は今、九州、沖縄が地元でございますが、現場をいろいろな機会に回っておりまして、非常に衝撃を受けるような付加価値の高い技術を持った中小企業によく出会うんです。(中略)

私は、今この二例だけ申し上げているわけですが、恐らくこの委員会に参加されているほかの議員の方々も、それぞれの地元で、これだけ付加価値の高い技術は海外で使える、こういうものがあると思うんです。そういうところを、私はJBICにも、分離独立を機会に生まれ変わった気持ちで、ぜひ支援していただきたい。(中略)

ですから、私、財務省の職員の方にも直接申し上げましたが、もっとJBICが直接、私がさっき紹介したような高付加価値の技術を持ったところの社長さんと相談をしたり、場合によっては掘り起こしていた

だいて、そして、ベトナムだとかシンガポールとかマレーシア、中国は当然なんですけれども、そういうマーケットに進出を後押ししていただきたい、こう思っているわけでございます。(後略)

○野田国務大臣 委員が地元の、大変技術を持った中小中堅企業の御紹介をいただきました。多分、それぞれの委員の皆さんの地元にも、思い浮かぶ企業があると思います。私もあります。その中では海外展開をしたいという意欲的な気持ちを持っているところもあるでしょうから、その意味では、御指摘いただいた資料にもありますとおり、これまでのJBICの中堅中小企業向けの件数、承諾額、それに比べるとやはり確かに少ないと思います。委員御指摘のように、もうちょっと、これは地方の金融機関ではなくて、直接的に中小企業者と向き合うような体制整備は必要だということふうに、委員の御指摘のとおりだということふうに思います。

そういうことも踏まえまして、JBICの組織改革を実施して、中堅中小企業支援執行責任者を設け、そのもとに地域別の専任担当組織を置くことを予定しております。これにより、個別企業の海外ビジネス相談など、中堅中小企業との直接的なつながり、こういうものが強化されるのではないかと思いますし、引き続き、そういう現場の声を踏まえて御指摘をいただければ大変ありがたいと思います。

資料13（補章脚注5）

成長投資ファシリティ（新型コロナ危機対応 緊急ウインドウ）実施要領骨子 （2020〈令和2〉年創設）

1. 対象案件（一般業務勘定）：

以下に掲げる案件（原則として我が国の法人等の信用によるものに限る。）のうち、新型コロナウイルス感染症による影響と資金調達に因果関係があるもの、同感染症の感染防止に資するもの、又は同感染症を含む感染症全般への対応強化に資するもの。

(1) 我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うものために必要な資金の貸付けを行う案件（以下「海外M&A案件」）。

- ① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- ② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- ③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

但し、我が国の法人等又は出資外国法人等において海外M&A実施に係る機関決定が2020年4月7日以前になされた案件を除く。

(2) 資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件（以下「資源案件」）。

但し、権益取得案件については、我が国の法人等又は出資外国法人等において権益取得の実施に係る機関決定が2020年4月7日以前になされた案件を除く。

(3) グローバル・バリューチェーンの再編等に資する案件（我が国の産業の国際競争力の維持及び向上のために行う投資金融の案件（上記（1）に該当するものを除く。以下「その他国際競争力案件」））。

(4) 温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する投資金融の案件

（再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ（モーダルシフト（輸送手段の効率化）、電気自動車等）、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等）（以下「GREEN投資案件」））。

2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定）

3. 融資割合：

(1) 海外M&A案件、その他国際競争力案件及びGREEN投資案件は、協調融資総額の6割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の7割以下）

(2) 資源案件は、協調融資総額の7割以下（但し、国内貸については6割以下）

4. 融資保証契約調印期限：2021年6月末日

5. その他条件：個別に決定。

資料編

資料編目次

業務・財務統計

1. 金融目的別出融資承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	191
2. 金融目的別・相手国別出融資承諾状況 1950年度～2018年度累計	192
3. 金融目的別出融資貸出状況 1999年度下期～2018年度、累計	195
4. 金融目的別出融資回収状況 1999年度下期～2018年度、累計	195
5. 金融目的別出融資残高状況 1999年度下期～2018年度、累計	196
6. 地域別出融資承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	197
7. 輸出金融の地域別出融資承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	198
8. 輸入金融(製品・技術)の地域別承諾状況 1999年度下期～2001年度、累計	199
9. 輸入金融(製品・技術)の品目別承諾状況 1999年度下期～2001年度、累計	199
10. 輸入金融(製品・技術)の相手国別・品目別承諾状況 1999年度下期～2001年度累計	199
11. 投資金融(一般)の地域別承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	200
12. 投資金融(一般)の業種別承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	201
13. 投資金融(一般)の相手国別・業種(製造業)別承諾状況 1999年度下期～2018年度累計	202
14. 資源関連金融の地域別承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	204
15. 資源関連金融の品目別承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	205
16. 資源関連金融の相手国別・品目別承諾状況 1999年度下期～2018年度累計	206
17. 資源関連金融の金融目的別承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	209
18. 中堅・中小企業向け承諾状況 2000年度～2018年度	209
19. 事業開発等金融等の相手国別承諾状況 1999年度下期～2018年度、累計	210
20. プロジェクトファイナンス案件一覧(主要) 1999年10月～2019年3月	214
21. 保証(地域別)実績 1999年度下期～2018年度、累計	217
22. 国際協力銀行 貸借対照表(国際金融等勘定) 1999年度末～2008年度上期末	218
23. 国際協力銀行 貸借対照表(国際金融等勘定(特別勘定)) 1999年度末～2001年度末	219
24. 国際協力銀行 損益計算書(国際金融等勘定) 1999年度下期～2008年度上期	218
25. 国際協力銀行 損益計算書(国際金融等勘定(特別勘定)) 1999年度下期～2001年度	219
26. 株式会社日本政策金融公庫 貸借対照表(国際協力銀行業務勘定) 2008年度末～2011年度末	220
27. 株式会社日本政策金融公庫 貸借対照表(駐留軍再編促進金融勘定) 2010年度末～2011年度末	220
28. 株式会社日本政策金融公庫 損益計算書(国際協力銀行業務勘定) 2008年度下期～2011年度	221
29. 株式会社日本政策金融公庫 損益計算書(駐留軍再編促進金融勘定) 2010年度～2011年度	221
30. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(総括) 2012年度末～2018年度末	222
31. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(一般業務勘定) 2016年度末～2018年度末	223
32. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(駐留軍再編促進金融勘定) 2012年11月30日	224

33. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(特別業務勘定) 2016年度末～2018年度末	224
34. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(連結) 2017年度末～2018年度末	224
35. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(総括) 2012年度～2018年度	225
36. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(一般業務勘定) 2016年度～2018年度	226
37. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(駐留軍再編促進金融勘定) 2012年4月1日～11月30日	227
38. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(特別業務勘定) 2016年度～2018年度	227
39. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(連結) 2017年度～2018年度	227

組織・法改正他

40. 機構の変遷 1999年10月～2019年3月末 部室・支店	228
(同上) 駐在員事務所	232
41. 役員在任期間 1999年10月～2019年3月末	235
42. 国際協力銀行法改正の推移 概要	237
(同上) 詳細版	238
43. 国際協力銀行法案に対する附帯決議(案) 平成11年3月23日衆議院商工委員会、平成11年4月15日参議院財政金融委員会	254
44. 株式会社日本政策金融公庫法改正の推移(国際協力銀行関連(主要)) 概要	255
(同上) 詳細版	256
45. 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案) 平成19年4月24日衆議院内閣委員会、平成19年5月17日参議院内閣委員会	277
46. 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 平成22年3月17日衆議院財務金融委員会、平成22年3月30日参議院財政金融委員会	279
47. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	280
48. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に対する附帯決議 平成19年5月22日参議院外交防衛委員会	283
49. 株式会社国際協力銀行法改正の推移 概要	284
(同上) 詳細版	285
50. 株式会社国際協力銀行法案に対する附帯決議 平成23年4月19日衆議院財務金融委員会、平成23年4月28日参議院財政金融委員会	303
51. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 平成28年4月19日衆議院財務金融委員会、平成28年5月10日参議院財政金融委員会	304
52. 株式会社国際協力銀行法	305
53. 株式会社国際協力銀行法施行令	314
54. 株式会社国際協力銀行法施行規則	319

年表 1999年10月～2019年3月	323
---------------------	-----

資料編上の主要凡例について

1. 金額は単位未満を四捨五入してある。「0」は表示単位未満を、ブランクは皆無を、「-」は該当数値無しをそれぞれ示す。
2. 年次の「1999（下半期）」は1999年10月～2000年3月（1999年度下期）を示す。
3. 累計値の期間は、注記のない限り1999年10月～2019年3月である。
4. 各表の承諾件数は契約（L/A、CLA等）ごとの承諾件数である。取消分は承諾件数から差し引いていない。
5. 回収及び残高にはリスケジュールによる利息の元加分、及び債権流動化スキーム適用により生じた貸付金債権分を含める。一方実行額には同利息元加分及び同貸付金債権分を含めていない。
また回収額には償却分及び処分損益分を含んでいない。したがって、残高は実行累計と回収累計の差額とは必ずしも一致しない。
6. 残高件数、残高、未貸出額に関しては、各期末現在の値を表示している。
7. 1997年7月1日に「香港」は「中国」に返還されたが、返還以前と同様に「香港」を「中国」と分けて掲載している。
したがって、中国向け計数には香港向け計数を含んでいない。
東アジア地域の「その他」は台湾向け計数をさす。
8. 外貨出融資案件の件数計上方法は、全額外貨により出融資している案件は1件、円貨及び外貨により出融資している案件については2件（すなわち円貨・外貨の各々につき1件）としてカウントしている。
実行・回収の件数は案件ごとに計上している。すなわち、同一案件で月中または年度中に2回以上の実行・回収があった場合でも、1件と計上している。
9. 事業開発等金融等はブリッジローンを含む。
10. 各企業・機関名は記述当時の名称。
11. 22～39の貸借対照表及び損益計算書については、主要科目を記載していること等から、合計値と一致しない場合がある。
12. 地域別の分類は以下のとおりである。

●アジア

（東アジア）

中国、香港、北朝鮮、韓国、マカオ、モンゴル等

（東南アジア）

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム等

（南アジア）

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ等

（中央アジア・コーカサス）

アゼルバイジャン、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

●大洋州

オーストラリア、クック諸島、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア諸島、ナウル、仏領ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア独立国、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ等

●ヨーロッパ

(中東欧・ロシア)

ベラルーシ、ブルガリア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、ウクライナ等

(西ヨーロッパ)

オーストリア、ベルギー、チャンネル諸島、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、マン島等

●中東

バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン等

●アフリカ

(サハラ以北)

アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア

(サハラ以南)

アンゴラ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ケニア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ等

●北米

カナダ、アメリカ

●中南米

アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティル、オランダ王国キュラサオ自治府、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、バミューダ島、ボリビア、ブラジル、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コストリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、米領プエルトリコ、トリニダード・トバゴ、メキシコ、米領バージン諸島、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル等

●国際機関等

国際通貨基金 (IMF)、国際復興開発銀行 (IBRD)、国際金融公社 (IFC)、アジア開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、中米経済統合銀行 (BCIE)、アンデス開発公社 (CAF)、東アフリカ開発銀行 (EADB)、東部南部アフリカ貿易開発銀行 (TDB)、アフリカ輸出入銀行 (Afreximbank)、イスラム開発銀行 (IsDB)、欧州投資銀行 (EIB)、カリブ開発銀行 (CDB) 等

●その他

日本の民間金融機関向けツーステップローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

13. その他については、各資料ごとの個別注記参照。

業務・財務統計

1. 金融目的別出融資承諾状況

(単位：百万円)

年度	輸出金融		輸入金融		投資金融		事業開発等金融等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1999 (下半期)	21	52,528	14	41,305	36	173,912	6	297,780
2000	51	173,985	28	321,357	94	523,695	4	67,400
2001	45	178,812	46	135,971	121	686,146	5	259,895
2002	36	194,869	6	27,717	139	680,467	6	156,780
2003	35	116,208	7	133,364	143	729,383	6	104,136
2004	40	114,811	10	58,505	141	716,814	3	11,940
2005	29	73,100	10	60,724	117	874,430	4	59,550
2006	34	75,659	8	8,212	94	889,642	9	75,489
2007	24	37,811	5	255,721	67	732,506	8	131,724
2008	24	27,684	2	15,450	149	1,816,599	8	225,525
2009	46	97,879	1	8,208	134	2,193,731	13	344,317
2010	35	151,239	1	169,512	60	710,329	8	76,846
2011	40	207,943	3	172,600	84	962,011	3	23,241
2012	40	126,675	4	304,338	157	3,138,583	12	293,761
2013	33	126,293	5	56,251	167	1,671,029	7	46,044
2014	49	406,427			197	2,451,080	5	46,717
2015	22	141,084	1	252,315	260	1,858,162	4	24,820
2016	20	175,098			222	1,721,097	4	33,763
2017	14	34,789	1	238,098	101	764,451	1	30,000
2018	13	102,750			83	1,178,056	3	41,785
累計	13,390	17,007,648	2,753	7,243,054	10,021	36,119,254	502	11,302,842

年度	出資		小計		保証		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1999 (下半期)			77	565,526	1	8,250	78	573,776
2000			177	1,086,437	9	118,253	186	1,204,690
2001			217	1,260,823	5	87,270	222	1,348,093
2002			187	1,059,833	36	333,549	223	1,393,382
2003			191	1,083,090	27	240,881	218	1,323,971
2004	3	2,243	197	904,312	23	215,995	220	1,120,308
2005			160	1,067,803	38	273,567	198	1,341,371
2006			145	1,049,001	43	603,783	188	1,652,784
2007			104	1,157,762	30	534,304	134	1,692,066
2008	5	85,677	188	2,170,934	30	523,046	218	2,693,980
2009	5	13,040	199	2,657,175	22	707,956	221	3,365,131
2010	3	19,819	107	1,127,744	26	638,194	133	1,765,938
2011	1	1,547	131	1,367,343	15	228,597	146	1,595,940
2012	8	74,350	221	3,937,706	21	303,280	242	4,240,986
2013	7	97,400	219	1,997,018	20	209,156	239	2,206,175
2014	5	32,873	256	2,937,097	15	312,300	271	3,249,397
2015	4	14,373	291	2,290,753	7	106,655	298	2,397,408
2016	3	16,259	249	1,946,216	8	293,526	257	2,239,742
2017	5	77,781	122	1,145,118	8	48,170	130	1,193,288
2018	5	43,779	104	1,366,371	13	350,777	117	1,717,148
累計	55	480,629	27,070	72,958,214	-	7,333,669	-	80,291,882

(注)累計値の対象期間は1950～2018年度。

累計値の合計には上記のほか、旧円借款(1999年度以前の累計349件、804,787百万円)が含まれる。

2. 金融目的別・相手国別出融資承諾状況(1950年度～2018年度累計)

(単位：百万円)

国・地域	輸出金融		輸入金融		投資金融		事業開発等金融等		旧円借款		出資		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中国	751	721,672	11	6,420	644	871,340	154	2,311,948			3	2,284	1,563	3,913,664
香港	205	238,474	8	16,602	82	63,121							295	318,197
日本											1	255	1	255
北朝鮮	4	1,388											4	1,388
韓国	424	671,122	5	9,486	258	168,012	5	386,995	8	50,600			700	1,286,215
マカオ	2	2,563											2	2,563
モンゴル	5	5,272			2	1,264							7	6,536
沖縄	95	15,421	1	86	4	179							100	15,686
その他	748	309,963	6	179	134	143,924			34	36,749	1	5,954	923	496,769
東アジア計	2,234	1,965,874	31	32,773	1,124	1,247,840	159	2,698,943	42	87,349	5	8,493	3,595	6,041,272
ブルネイ					4	45,179							4	45,179
カンボジア					5	436							5	436
旧インドシナ	7	274											7	274
インドネシア	354	1,185,975	80	850,176	1,130	3,143,283	29	1,317,156	6	52,460			1,599	6,549,049
ラオス					8	24,865							8	24,865
旧マラヤ連邦	14	2,886	1	187	4	175							19	3,248
マレーシア	129	304,301	11	20,621	417	722,799	17	280,362	29	35,650			603	1,363,731
ミャンマー	45	24,989			23	85,302	2	83,251			2	742	72	194,284
フィリピン	530	572,755	29	39,429	250	562,047	23	605,741	2	8,640			834	1,788,612
シンガポール	153	210,600	3	2,597	331	624,900			2	9,238	1	22,131	490	869,466
タイ	1,554	589,245	1	577	1,049	1,464,896	13	734,372	12	28,396			2,629	2,817,487
ベトナム	13	117,588	1	8,208	218	440,386	3	14,225	2	4,320	2	1,500	239	586,227
アジア支援策邦銀 ツーステップ・ローン					10	210,380							10	210,380
東南アジア計	2,799	3,008,613	126	921,795	3,449	7,324,647	87	3,035,107	53	138,704	5	24,373	6,519	14,453,238
アフガニスタン	1	96											1	96
バングラデシュ	4	38,274			4	3,537			1*				9	41,811
ブータン	1	115											1	115
ポルトガル領ゴア	5	1,331	1	113									6	1,444
インド	543	367,706	13	7,602	117	325,564	22	385,653	170	239,178	5	6,531	870	1,332,233
モルディブ	3	501			1	400							4	901
ネパール	1	98			3	623			1	360			5	1,081
パキスタン	266	97,063			4	10,319	7	95,556	13	95,393			290	298,331
スリランカ	28	28,595			22	14,999			11	24,329			61	67,923
南アジア計	852	533,779	14	7,714	151	355,442	29	481,209	196	359,259	5	6,531	1,247	1,743,934
アゼルバイジャン	2	6,894			6	188,190							8	195,084
カザフスタン	9	46,611			11	207,341	5	47,850					25	301,802
トルクメニスタン	15	302,838											15	302,838
ウズベキスタン	15	111,358											15	111,358
中央アジア・コーカサス計	41	467,701			17	395,531	5	47,850					63	911,081
オーストラリア	57	87,168	134	427,294	686	2,695,858					1	21,750	878	3,232,070
クック諸島	1	92											1	92
フィジー	4	1,170			2	262	1	774					7	2,206
マーシャル諸島	1	1,459											1	1,459
ミクロネシア諸島					1	194							1	194
ナウル	2	1,983											2	1,983
仏領ニューカレドニア	7	1,034	11	4,521	9	7,925							27	13,480
ニュージーランド	56	68,179			91	108,700							147	176,879
北マリアナ諸島	3	1,742			2	5,000							5	6,742
パラオ					1	1,386							1	1,386
パプアニューギニア独立国	25	14,720	14	23,365	15	218,187	2	10,948					56	267,219
サモア	1	177			1	11							2	188
ソロモン諸島					1	90							1	90
バヌアツ	1	72			4	575							5	647
大洋州計	158	177,796	159	455,180	813	3,038,186	3	11,722			1	21,750	1,134	3,704,634
ベラルーシ	3	5,631											3	5,631
ブルガリア	111	85,563			3	22,261	3	26,600					117	134,424
旧チェコスロバキア	58	35,962					1	30,000					59	65,962
チェコ	4	2,958			25	64,999	2	17,131					31	85,088
エストニア							1	2,980					1	2,980
旧ドイツ民主共和国	41	83,094	2	107									43	83,201
ハンガリー	15	13,783			13	40,889	8	99,488					36	154,160

(注)本表においては、アジア支援策邦銀ツーステップローンの地域分類は「東南アジア」としている。

*：バングラデシュのパキスタンからの債務の引き受けによるもの(件数のみ計上)。

(単位：百万円)

国・地域	輸出金融		輸入金融		投資金融		事業開発等金融等		旧円借款		出資		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ラトビア	1	343					2	7,765					3	8,107
リトアニア	2	500					2	10,905					4	11,405
モンテネグロ					1	232							1	232
モルドバ							1	5,308					1	5,308
ポーランド	102	128,482			10	44,011							112	172,493
ルーマニア	138	69,333			2	2,838	2	23,125					142	95,296
ロシア	68	318,086	2	17,903	52	1,053,535	2	252,000			2	56,520	126	1,698,044
スロバキア					4	4,910	4	32,790					8	37,700
ウクライナ	8	20,744			2	2,627	1	18,000					11	41,371
旧ソ連	495	1,423,424	2	27									497	1,423,451
旧ユーゴスラビア	81	79,271			1	213			2	10,680			84	90,164
中東欧・ロシア計	1,127	2,267,174	6	18,036	113	1,236,516	29	526,091	2	10,680	2	56,520	1,279	4,115,017
オーストリア	2	716	5	392	4	7,297							11	8,405
ベルギー	1	2,593	1	43	27	157,357							29	159,992
チャンネル諸島					2	9,213							2	9,213
キプロス	15	12,534			1	2,135							16	14,669
デンマーク	50	59,783	6	619							1	18,591	57	78,993
フィンランド	8	4,864	2	10,507	12	8,923							22	24,294
フランス	14	16,536	79	222,502	218	409,309							311	648,348
ドイツ	39	124,198	187	51,293	69	285,991					1	11,173	296	472,655
イギリス	126	185,349	34	26,473	406	1,956,469	1	22,250			1	11,588	568	2,202,129
ギリシャ	549	448,958			15	10,284	1	21,000					565	480,241
アイスランド	3	5,778			2	2,490							5	8,267
アイルランド	4	2,792	6	2,754	38	753,140							48	758,686
イタリア	8	48,068	19	2,564	25	201,515							52	252,147
リヒテンシュタイン			1	80									1	80
ルクセンブルク					9	120,571							9	120,571
マルタ	4	18,727											4	18,727
オランダ	17	27,145	5	4,190	86	637,169							108	668,504
ノルウェー	228	318,851	2	2,117	19	141,476							249	462,444
ポルトガル	27	11,390			19	14,841	2	14,100					48	40,331
スペイン	24	14,538	3	1,414	39	113,091							66	129,042
スウェーデン	31	40,002	21	18,465	7	87,802							59	146,269
マン島	9	9,617											9	9,617
スイス	1	353	66	38,083	21	123,552							88	161,988
西ヨーロッパ計	1,160	1,352,789	437	381,497	1,019	5,042,626	4	57,350			3	41,352	2,623	6,875,614
旧アラビア・クウェート					51	159,978							51	159,978
バーレーン	7	48,668			1	67,003							8	115,671
イラン	112	272,331	12	466,816	73	254,037			2	33,696			199	1,026,880
イラク	13	149,894			5	45,058			5	57,330			23	252,282
イスラエル	16	10,868	4	155									20	11,023
ヨルダン	19	33,390			7	26,321	3	29,408					29	89,118
クウェート	22	117,169			2	143,452							24	260,621
レバノン	14	1,661											14	1,661
オマーン	6	65,570	6	14,780	11	109,981	5	106,164					28	296,495
カタール	14	97,600	1	5,849	21	767,895	1	19,800					37	891,144
サウジアラビア	4	55,358	19	52,243	58	894,231							81	1,001,832
シリア	18	23,924							3	15,444			21	39,368
トルコ	157	373,685			32	202,167	12	241,886					201	817,738
アラブ首長国連邦	9	41,154	14	1,182,310	51	946,264	1	19,000					75	2,188,729
イエメン	10	24,474			1	11,368							11	35,842
中東計	421	1,315,745	56	1,722,153	313	3,627,755	22	416,258	10	106,470			822	7,188,382
アルジェリア	328	801,465			9	58,632	8	111,715					345	971,813
エジプト	165	200,137			18	58,735			1	3,080			184	261,952
モロッコ	8	50,047			2	95,041							10	145,087
チュニジア	15	44,664			1	9,782	6	53,700					22	108,146
サハラ以北計	516	1,096,313			30	222,190	14	165,415	1	3,080			561	1,486,998
アンゴラ	21	94,591			13	40,562							34	135,154
コンゴ民主共和国	12	14,779	1	5,660	25	17,620							38	38,060
コートジボワール	4	3,344			1	41							5	3,385
赤道ギニア					2	17,131							2	17,131
エチオピア	29	4,546			14	995							43	5,541

2. 金融目的別・相手国別出融資承諾状況(1950年度～2018年度累計)(つづき)

(単位：百万円)

国・地域	輸出金融		輸入金融		投資金融		事業開発等金融等		旧円借款		出資		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ガボン	5	2,475			13	24,822	1	3,600	1	2,700			20	33,597
ガーナ	24	9,888			1	49,875							25	59,763
ケニア	13	17,426			10	329			7	1,613			30	19,368
リベリア	1,166	1,361,201	35	112,083					1	1,799			1,202	1,475,084
マダガスカル	6	1,867			3	100,722							9	102,589
マラウイ	4	2,279			2	37,959							6	40,238
モーリシャス	4	3,565					1	1,523					5	5,088
モザンビーク	13	5,105			5	95,747	1	3,496					19	104,348
ナミビア	1	186											1	186
ニジェール			108	89,028	9	16,116							117	105,144
ナイジェリア	17	223,007			26	24,036			8	19,518			51	266,561
ルワンダ	2	567											2	567
セネガル					1	290							1	290
セーシェル	1	176					1	1,050					2	1,226
シエラレオネ	1	831											1	831
南アフリカ共和国	87	115,818	4	590	13	60,355	11	151,784					115	328,547
スーダン	8	12,296			3	105							11	12,401
タンザニア	8	28,943			6	1,444			7	1,902			21	32,289
ウガンダ	2	7,653			1	298			4	806			7	8,757
ザンビア	38	19,243	2	2,520	1	353			3	9,759			44	31,875
ジンバブエ	3	2,149											3	2,149
サハラ以南計	1,469	1,931,934	150	209,882	149	488,801	15	161,453	31	38,097			1,814	2,830,167
カナダ	19	12,663	95	130,014	214	617,449					1	4,019	329	764,145
アメリカ	108	97,878	1,539	2,616,125	1,066	6,171,709					5	91,583	2,718	8,977,295
北米計	127	110,541	1,634	2,746,139	1,280	6,789,158					6	95,602	3,047	9,741,440
アンティグア・バーブーダ	1	2,877											1	2,877
オランダ領アンティル	6	10,193			3	255							9	10,448
オランダ王国														
キュラサオ自治府	1	7,945											1	7,945
アルゼンチン	254	207,727			6	13,897	12	342,130	1	3,681			273	567,435
バハマ	21	67,008			1	724							22	67,733
バルバドス	1	264			1	17	1	2,500					3	2,781
バミューダ島	19	36,249	1	9,664	6	96,358							26	142,271
ボリビア	22	13,977	1	60	9	51,934							32	65,970
ブラジル	809	723,936	20	87,049	1,097	2,028,008	30	515,673	4	22,839			1,960	3,377,506
英領バージン諸島					4	345,048							4	345,048
ケイマン諸島	3	13,320			3	150,546							6	163,865
チリ	48	116,269	23	57,668	86	1,175,807	3	60,617	2	4,948			162	1,415,309
コロンビア	101	116,532			14	61,056	7	98,681					122	276,269
コスタリカ	11	6,957			10	668			2	6,120			23	13,745
キューバ	66	72,583											66	72,583
ドミニカ共和国	6	14,397											6	14,397
エクアドル	25	34,255			2	3,064	5	42,229	1	2,412			33	81,959
エルサルバドル	16	3,228			17	4,593	1	1,509	1	5,700			35	15,030
グアテマラ	1	12											1	12
ガイアナ	2	273											2	273
ハイチ	1	178											1	178
ホンジュラス	12	12,236											12	12,236
ジャマイカ	1	2,000					1	1,519					2	3,519
ニカラグア	4	730			1	42							5	772
パナマ	259	318,027	18	51,308	8	10,210	1	38,656					286	418,201
パラグアイ	11	4,662			3	4,431	1	2,348	1	1,368			16	12,809
ペルー	55	37,192	20	84,574	28	199,091	9	207,975	2	14,080			114	542,913
米領プエルトリコ	5	1,010			8	5,669							13	6,679
トリニダード・トバゴ	4	14,328			1	57,766	3	11,860					8	83,954
メキシコ	634	692,056	1	87,500	191	536,614	26	931,329			1	3,910	853	2,251,408
米領バージン諸島	1	930											1	930
ウルグアイ	8	2,285			2	407	3	12,761					13	15,452
ベネズエラ・ボリバル	40	127,346	2	8,600	33	325,689	6	200,208					81	661,843
中南米計	2,448	2,660,983	86	386,422	1,534	5,071,891	109	2,469,994	14	61,148	1	3,910	4,192	10,654,348
国際機関等計	34	112,723					25	1,110,829					59	1,223,551
その他	4	5,683	54	361,462	29	1,278,671	1	120,623			27	222,098	115	1,988,537
合計	13,390	17,007,648	2,753	7,243,054	10,021	36,119,254	502	11,302,842	349	804,787	55	480,629	27,070	72,958,214

3. 金融目的別出融資貸出状況

(単位：百万円)

年度	輸出金融	輸入金融	投資金融	事業開発等 金融等	旧円借款	出資	合計
1999 (下半期)	72,996	47,268	209,847	298,203			628,314
2000	131,836	139,412	347,445	271,975			890,669
2001	186,618	232,269	590,583	293,667			1,303,138
2002	121,312	111,548	644,086	271,982			1,148,928
2003	218,508	58,845	676,595	175,457			1,129,405
2004	165,452	83,943	633,068	146,170		112	1,028,745
2005	81,626	55,665	631,887	82,224		294	851,696
2006	77,454	20,020	857,778	103,852		433	1,059,537
2007	70,195	44,963	820,361	66,362		194	1,002,075
2008	54,487	216,827	1,433,067	80,702		30,255	1,815,339
2009	43,856	159,961	2,222,843	186,767		13,635	2,627,061
2010	73,633	72,387	1,041,569	104,474		26,824	1,318,887
2011	73,956	212,292	700,749	103,277		7,354	1,097,629
2012	143,111	162,779	2,144,649	132,046		17,225	2,599,811
2013	112,548	234,557	1,928,025	88,549		85,420	2,449,099
2014	112,050	21,863	2,049,412	64,362		30,927	2,278,614
2015	148,865	27,687	1,840,310	44,532		42,455	2,103,849
2016	227,203	230,934	1,691,561	32,214		18,526	2,200,438
2017	279,470	773	1,356,462	50,399		39,881	1,726,986
2018	100,034	230,013	1,039,605	39,255		42,467	1,451,374
累計	-	-	-	-	-	-	66,263,072

(注)累計値の対象期間は1950～2018年度。
1983年度以前の累計値は金融目的別の内訳を持たない。

4. 金融目的別出融資回収状況

(単位：百万円)

年度	輸出金融	輸入金融	投資金融	事業開発等 金融等	旧円借款	出資	合計
1999 (下半期)	219,716	64,928	326,408	155,329	3,047		769,428
2000	292,171	142,489	689,717	495,930	4,196		1,624,503
2001	216,848	161,206	909,050	320,751	4,112		1,611,967
2002	164,859	104,361	840,178	805,723	3,799		1,918,920
2003	194,820	92,287	737,052	569,882	3,216		1,597,256
2004	220,519	74,040	688,290	407,380	3,169		1,393,398
2005	277,992	104,096	670,168	523,234	5,544	1	1,581,035
2006	192,713	88,711	663,409	351,823	4,354		1,301,009
2007	181,012	110,334	901,677	357,964	1,909	85	1,552,980
2008	125,158	69,138	612,352	285,913	2,647	2	1,095,209
2009	119,902	60,094	414,906	242,418	2,675	50	840,044
2010	152,562	197,369	463,815	204,920	2,407	844	1,021,918
2011	125,360	252,440	711,796	192,485	3,148	6,125	1,291,354
2012	112,412	147,474	707,110	241,419	2,930	3,043	1,214,388
2013	106,336	170,152	668,187	173,534	2,923	5,071	1,126,203
2014	104,856	138,459	1,795,681	158,280	2,602	12,490	2,212,369
2015	95,566	154,320	1,760,795	151,788	2,515	64,524	2,229,507
2016	97,154	151,649	961,609	186,314	2,426	4,523	1,403,676
2017	104,313	178,852	1,413,227	140,337	3,219	17,953	1,857,900
2018	117,577	201,557	1,401,600	152,440	2,439	14,619	1,890,233
累計	-	-	-	-	-	-	53,575,075

(注)累計値の対象期間は1950～2018年度。
1983年度以前の累計値は金融目的別の内訳を持たない。

5. 金融目的別出融資残高状況

(単位：百万円)

年度末	輸出金融		輸入金融		投資金融		事業開発等金融等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1999 (9月末)	692	1,831,222	412	759,720	2,245	4,923,748	256	3,930,583
1999 (年度末)	684	1,666,231	401	740,292	2,133	4,613,817	264	4,059,233
2000	568	1,500,156	376	736,088	1,796	4,143,069	241	3,825,785
2001	568	1,527,544	345	822,063	1,651	4,239,196	243	3,838,843
2002	538	1,483,249	308	827,457	1,499	4,015,890	230	3,307,064
2003	517	1,483,392	262	782,596	1,363	3,791,089	210	2,907,919
2004	491	1,401,735	252	775,264	1,267	3,573,593	194	2,631,085
2005	438	1,239,396	243	739,265	1,155	3,641,587	183	2,203,826
2006	326	1,144,396	232	682,687	1,074	3,956,453	179	1,966,264
2007	296	1,037,222	198	617,767	963	3,900,966	165	1,675,797
2008	272	901,183	150	715,521	903	4,172,590	149	1,406,502
2009	261	808,231	147	793,287	865	5,786,381	143	1,333,909
2010	259	698,507	98	630,570	774	5,827,203	127	1,183,793
2011	239	642,990	86	584,450	730	5,762,977	124	1,086,365
2012	248	710,377	53	630,294	742	8,165,997	121	1,035,817
2013	248	740,691	50	731,690	801	10,183,959	115	998,818
2014	244	812,487	48	661,641	854	11,970,542	100	988,822
2015	229	844,746	40	525,711	1,012	11,342,099	94	901,837
2016	227	976,789	35	609,800	1,154	12,080,848	82	741,919
2017	234	1,111,194	27	421,193	1,161	11,463,059	74	632,267
2018	217	1,133,595	22	460,829	1,131	11,569,357	62	534,344

年度末	旧円借款		出資		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1999 (9月末)	71	140,651	1	1,141	3,677	11,587,066
1999 (年度末)	65	137,605	1	1,141	3,548	11,218,319
2000	62	134,046	1	1,141	3,044	10,340,285
2001	62	130,035	1	1,141	2,870	10,558,822
2002	64	127,038	1	1,141	2,640	9,761,839
2003	61	121,998			2,413	9,086,993
2004	60	118,108	3	112	2,267	8,499,897
2005	47	86,670	3	385	2,069	7,911,129
2006	35	82,488	3	810	1,849	7,833,098
2007	35	80,959	3	921	1,660	7,313,632
2008	34	54,323	6	30,579	1,514	7,280,699
2009	28	51,996	11	44,293	1,455	8,818,096
2010	21	54,339	15	72,666	1,294	8,467,079
2011	17	45,606	16	70,325	1,212	8,192,715
2012	12	42,676	20	100,191	1,196	10,685,352
2013	11	39,753	26	187,085	1,251	12,881,995
2014	9	37,150	28	222,393	1,283	14,693,035
2015	9	34,635	30	194,905	1,414	13,843,933
2016	9	32,209	33	215,858	1,540	14,657,422
2017	8	28,990	35	262,731	1,539	13,919,433
2018	5	26,551	38	292,675	1,475	14,017,351

6. 地域別出融資承諾状況

(単位：百万円)

地域	1999(下半年)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	19	60,130	48	260,763	68	396,984	84	350,664	94	391,787	103	256,480	91	301,691
(東アジア)	7	26,814	6	7,320	19	92,222	26	32,930	49	67,698	52	100,157	40	49,876
(東南アジア)	11	29,707	38	210,678	43	273,874	56	312,622	40	167,477	44	128,864	42	133,606
(南アジア)			3	38,260			1	4,950			2	529	7	46,873
(中央アジア・コーカサス)	1	3,609	1	4,504	6	30,888	1	163	5	156,612	5	26,930	2	71,336
大洋州	8	4,977	23	1,493	24	33,866	21	30,718	25	81,675	10	76,527	5	15,972
ヨーロッパ	10	136,766	12	194,160	18	192,269	5	31,853	20	133,923	17	88,005	13	102,079
(中東欧・ロシア)	3	113,759	2	6,736	9	136,606	4	21,629	20	133,923	15	81,545	11	90,701
(西ヨーロッパ)	7	23,007	10	187,424	9	55,663	1	10,223			2	6,460	2	11,378
中東	5	57,778	11	309,477	5	19,600	7	126,797	13	233,587	14	306,002	17	464,551
アフリカ	6	2,300	8	24,606	19	110,094	6	34,883	8	37,408	6	1,232	7	19,272
(サハラ以北)	4	1,905	7	18,006	11	47,858	2	13,105	2	5,509	4	821	2	1,004
(サハラ以南)	2	395	1	6,600	8	62,236	4	21,778	6	31,899	2	411	5	18,268
北米	19	63,855	31	89,659	49	191,865	2	18,172	1	3,215	7	21,601	1	17,086
中南米	9	123,219	42	204,282	33	196,218	52	267,155	29	185,073	36	152,105	25	140,852
国際機関等	1	116,500				119,834*					1	118	1	6,300
その他			2	1,997	1	92	10	199,590	1	16,422	3	2,243		
合計	77	565,526	177	1,086,437	217	1,260,823	187	1,059,833	191	1,083,090	197	904,312	160	1,067,803

地域	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	75	331,449	60	474,181	91	341,214	87	637,432	49	104,080	63	256,113	77	423,934
(東アジア)	25	25,827	25	107,240	33	50,837	15	48,263	14	24,256	12	4,273	23	22,625
(東南アジア)	40	258,185	29	309,940	38	269,271	46	431,988	27	53,776	41	217,445	32	325,900
(南アジア)	6	22,931	3	32,338	20	21,106	21	56,274	8	26,047	10	34,395	20	41,909
(中央アジア・コーカサス)	4	24,506	3	24,664			5	100,907					2	33,500
大洋州	7	6,331	6	1,109	18	256,078	5	175,438	1	8,384	12	170,467	17	1,005,734
ヨーロッパ	13	22,965	4	7,813	22	601,646	34	480,410	9	62,484	15	216,677	33	660,620
(中東欧・ロシア)	13	22,965	4	7,813	12	474,053	15	144,088	4	40,746	4	58,480	1	2,751
(西ヨーロッパ)					10	127,593	19	336,322	5	21,738	11	158,197	32	657,869
中東	14	250,225	4	553,811	8	210,065	3	102,699	6	210,249	5	140,041	9	216,527
アフリカ	5	5,546	10	85,857	4	96,520	3	25,780	3	66,389	3	3,329	6	59,384
(サハラ以北)			1	966	1	28,620			2	54,798			1	17,166
(サハラ以南)	5	5,546	9	84,891	3	67,900	3	25,780	1	11,591	3	3,329	5	42,219
北米	3	25,705	1	5,000	11	215,757	18	288,354	3	74,644	4	49,537	30	659,629
中南米	28	406,781	19	29,991	30	269,505	35	262,785	27	184,597	22	357,790	40	757,599
国際機関等							1	9,160	1	14,909	2	9,443		
その他					4	180,150	13	675,118	8	402,010	5	163,947	9	154,279
合計	145	1,049,001	104	1,157,762	188	2,170,934	199	2,657,175	107	1,127,744	131	1,367,343	221	3,937,706

地域	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	100	386,972	160	578,856	148	275,186	123	693,294	82	173,573	72	322,007	11,424	23,149,526
(東アジア)	29	30,813	35	44,000	17	17,217	6	2,662	6	3,050	8	9,925	3,595	6,041,272
(東南アジア)	61	304,429	99	258,927	123	195,407	111	687,832	67	132,508	61	289,460	6,519	14,453,238
(南アジア)	9	42,794	20	70,746	7	21,018	6	2,800	9	38,015			1,247	1,743,934
(中央アジア・コーカサス)	1	8,937	6	205,183	1	41,544					3	22,622	63	911,081
大洋州	12	292,980	6	173,826	2	6,907	4	11,148	4	18,247			1,134	3,704,634
ヨーロッパ	21	350,325	17	228,804	57	598,378	56	525,774	3	60,066	7	604,435	3,902	10,990,631
(中東欧・ロシア)	3	31,535	1	1,388	1	50,382	4	32,633	3	60,066	1	3,042	1,279	4,115,017
(西ヨーロッパ)	18	318,789	16	227,416	56	547,996	52	493,141			6	601,393	2,623	6,875,614
中東	9	104,863	11	377,625	9	427,614	8	134,272	5	387,594	6	151,422	822	7,188,382
アフリカ	3	56,780	5	132,321	2	14,940			5	138,410	4	34,323	2,375	4,317,165
(サハラ以北)			3	96,592					1	21,433			561	1,486,998
(サハラ以南)	3	56,780	2	35,729	2	14,940			4	116,977	4	34,323	1,814	2,830,167
北米	35	577,666	39	1,300,813	35	455,357	45	550,226	9	149,761	3	16,165	3,047	9,741,440
中南米	34	186,540	16	123,581	35	496,835	9	6,257	13	201,276	10	227,376	4,192	10,654,348
国際機関等							2	9,835			1	5,624	59	1,223,551
その他	5	40,893	2	21,270	3	15,536	2	15,410	1	16,191	1	5,018	115	1,988,537
合計	219	1,997,018	256	2,937,097	291	2,290,753	249	1,946,216	122	1,145,118	104	1,366,371	27,070	72,958,214

(注)累計値の対象期間は1950～2018年度。

*：既存契約の貸付契約変更による現行貸付枠の拡大であることから、業務統計上、新規承諾件数としては計上しない。

7. 輸出金融の地域別出融資承諾状況

(単位：百万円)

地域	1999(下半期)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	5	8,206	11	68,499	6	34,530	11	158,401	6	57,904	8	31,327	2	7,432
(東アジア)	3	2,679	2	4,192					1	17,850				
(東南アジア)	1	1,917	6	50,569	1	16,250	10	158,238	3	37,372	4	23,381	1	4,432
(南アジア)			2	9,234									1	3,000
(中央アジア・コーカサス)	1	3,609	1	4,504	5	18,279	1	163	2	2,682	4	7,946		
大洋州														
ヨーロッパ	4	3,721	1	22,277	1	4,800	2	6,850	3	1,845	5	22,101	4	9,420
(中東欧・ロシア)	2	1,759			1	4,800	2	6,850	3	1,845	5	22,101	4	9,420
(西ヨーロッパ)	2	1,962	1	22,277										
中東	4	38,528	8	34,077	5	19,600	1	1,026	3	48,397	6	58,724	11	44,180
アフリカ	4	1,905	6	3,471	12	84,226	1	282	2	5,509	4	821		
(サハラ以北)	4	1,905	6	3,471	10	40,479	1	282	2	5,509	4	821		
(サハラ以南)					2	43,746								
北米														
中南米	4	168	25	45,660	21	35,656	21	28,311	21	2,553	16	1,720	12	12,068
国際機関等											1	118		
合 計	21	52,528	51	173,985	45	178,812	36	194,869	35	116,208	40	114,811	29	73,100

地域	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	3	11,727	6	29,640	2	6,652	19	69,884	8	34,510	14	31,385	15	32,946
(東アジア)							4	24,081	1	10,551	2	1,268	5	6,066
(東南アジア)	3	11,727	4	27,498	2	6,652	6	14,263	3	11,980	8	17,395	4	5,413
(南アジア)			1	738			7	2,454	4	11,979	4	12,722	5	7,535
(中央アジア・コーカサス)			1	1,404			2	29,086					1	13,932
大洋州														
ヨーロッパ	6	15,150	2	6,233	1	205	3	5,552	3	14,637	9	104,023	3	4,160
(中東欧・ロシア)	6	15,150	2	6,233	1	205	3	5,552	1	4,800	3	56,196		
(西ヨーロッパ)									2	9,837	6	47,827	3	4,160
中東	8	16,220			4	19,040	1	1,566	5	24,051	4	56,316	5	6,668
アフリカ			1	966					3	66,389	1	2,800	6	59,384
(サハラ以北)			1	966					2	54,798			1	17,166
(サハラ以南)									1	11,591	1	2,800	5	42,219
北米														
中南米	17	32,561	15	972	17	1,788	23	20,877	16	11,652	11	8,618	11	23,517
国際機関等											1	4,802		
合 計	34	75,659	24	37,811	24	27,684	46	97,879	35	151,239	40	207,943	40	126,675

地域	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	9	38,068	37	342,204	9	89,324	9	43,554	11	27,798	5	35,631	5,926	5,975,966
(東アジア)			16	15,599	1	201	1	7	2	838			2,234	1,965,874
(東南アジア)	6	18,597	7	76,065	6	29,049	7	43,092	4	17,730	2	13,008	2,799	3,008,613
(南アジア)	2	10,533	8	45,357	1	18,530	1	455	5	9,230			852	533,779
(中央アジア・コーカサス)	1	8,937	6	205,183	1	41,544					3	22,622	41	467,701
大洋州									1	1,459			158	177,796
ヨーロッパ	3	30,331	3	3,712	5	15,622	3	34,780					2,287	3,619,963
(中東欧・ロシア)	2	27,876	1	1,388			2	28,012					1,127	2,267,174
(西ヨーロッパ)	1	2,455	2	2,324	5	15,622	1	6,768					1,160	1,352,789
中東	6	28,263	2	32,941	4	6,044	4	92,459			3	31,915	425	1,321,429
アフリカ			2	22,417	2	14,940					4	34,323	1,985	3,028,247
(サハラ以北)			1	1,552									516	1,096,313
(サハラ以南)			1	20,865	2	14,940					4	34,323	1,469	1,931,934
北米													127	110,541
中南米	15	29,632	5	5,154	2	15,153	3	104	2	5,532	1	881	2,448	2,660,983
国際機関等							1	4,201					34	112,723
合 計	33	126,293	49	406,427	22	141,084	20	175,098	14	34,789	13	102,750	13,390	17,007,648

(注)累計値の対象期間は1950～2018年度。

8. 輸入金融(製品・技術)の地域別承諾状況

(単位：百万円)

地域	1999(下半期)		2000		2001		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア					5	5,077	5	5,077
東アジア					5	5,077	5	5,077
大洋州								
ヨーロッパ	2	4,813	2	6,300	3	7,337	7	18,450
西ヨーロッパ	2	4,813	2	6,300	3	7,337	7	18,450
中東								
アフリカ								
北米	8	31,540	20	37,232	24	89,496	52	158,268
中南米								
製品輸入クレジットライン			2	1,997	1	92	3	2,089
合計	10	36,353	24	45,529	33	102,002	67	183,884

(注)累計値の対象期間は1999年度下半期～2001年度。

9. 輸入金融(製品・技術)の品目別承諾状況

(単位：百万円)

品目	1999(下半期)		2000		2001		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
機械類								
航空機	9	35,537	19	39,834	25	90,585	53	165,956
通信機械			2	2,844	2	6,247	4	9,092
その他の産業機械	1	816	1	854	5	5,077	7	6,748
小計	10	36,353	22	43,532	32	101,910	64	181,796
製品輸入クレジットライン			2	1,997	1	92	3	2,089
小計			2	1,997	1	92	3	2,089
合計	10	36,353	24	45,529	33	102,002	67	183,884

(注)累計値の対象期間は1999年度下半期～2001年度。

10. 輸入金融(製品・技術)の相手国別・品目別承諾状況

(1999年度下期～2001年度累計)

(単位：百万円)

地域・国	品目	件数	金額
東アジア		5	5,077
中国	小計	5	5,077
	その他の産業機械	5	5,077
西ヨーロッパ		7	18,450
フランス	小計	5	12,150
	航空機	5	12,150
ドイツ	小計	2	6,300
	航空機	2	6,300
北米		52	158,268
カナダ	小計	3	3,006
	航空機	3	3,006
アメリカ	小計	49	155,263
	その他の産業機械	2	1,671
	航空機	43	144,501
	通信機械	4	9,092
製品輸入クレジットライン		3	2,089
総計		67	183,884

11. 投資金融(一般)の地域別承諾状況

(単位:百万円)

地域	1999(下半年)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	10	34,711	31	82,349	45	119,610	68	162,692	78	92,617	85	137,048	82	186,982
(東アジア)	3	22,805	4	3,128	12	36,084	26	32,930	46	46,572	50	93,617	39	49,638
(東南アジア)	7	11,907	26	50,194	33	83,526	41	124,812	32	46,044	33	42,901	38	110,871
(南アジア)			1	29,026			1	4,950			2	529	5	26,473
大洋州														
ヨーロッパ	3	16,232	2	18,746	11	49,754	1	1,337	15	81,759	8	14,099	4	30,834
(中東欧・ロシア)			1	1,236	5	1,428	1	1,337	15	81,759	8	14,099	4	30,834
(西ヨーロッパ)	3	16,232	1	17,510	6	48,326								
中東							2	10,140	4	22,317	4	151,456	3	283,557
アフリカ					1	825	4	34,710	4	31,167	2	9,242	3	1,659
(サハラ以北)							2	13,650			2	9,242	2	1,004
(サハラ以南)					1	825	2	21,060	4	31,167			1	655
北米	5	4,275	10	52,135	22	98,374								
中南米	3	32,537	6	25,478	5	38,183	19	48,789	2	47,824	16	101,249	7	30,557
その他							10	199,590						
合 計	21	87,755	49	178,708	84	306,746	104	457,257	103	275,684	115	413,094	99	533,589

地域	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	53	75,345	46	334,079	83	267,219	52	199,011	36	48,231	46	134,282	48	138,114
(東アジア)	24	21,651	25	107,240	31	27,764	11	24,182	12	10,332	10	3,005	16	14,281
(東南アジア)	25	39,241	20	225,839	32	218,349	29	134,112	22	35,826	31	123,604	20	96,216
(南アジア)	4	14,453	1	1,000	20	21,106	12	40,717	2	2,073	5	7,673	12	27,616
大洋州					1	5,092	4	16,138					3	28,224
ヨーロッパ	7	7,815	2	1,580	17	153,918	25	305,268	3	5,351	6	112,653	30	656,460
(中東欧・ロシア)	7	7,815	2	1,580	9	30,038	10	20,614	2	2,451	1	2,284	1	2,751
(西ヨーロッパ)					8	123,879	15	284,654	1	2,900	5	110,370	29	653,709
中東	5	223,564	2	256,787	4	191,025	2	101,133			3	86,125		
アフリカ			1	298	1	28,620	2	12,248						
(サハラ以北)					1	28,620								
(サハラ以南)			1	298			2	12,248						
北米					8	206,768	18	288,354			1	7,282	22	422,704
中南米	2	71,918	1	11,232	5	74,065	7	86,573	5	52,806	2	13,702	11	97,389
その他							8	662,078	5	381,962			4	11,481
合 計	67	378,642	52	603,975	119	926,706	118	1,670,803	49	488,351	58	354,043	118	1,354,373

地域	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	87	335,186	116	114,517	135	166,787	109	489,412	70	145,520	64	227,581	1,344	3,491,292
(東アジア)	28	30,806	19	28,401	15	11,063	5	2,655	3	1,957	8	9,925	387	578,036
(東南アジア)	55	285,831	86	61,830	114	153,237	100	485,262	63	114,777	56	217,656	863	2,662,037
(南アジア)	4	18,548	11	24,286	6	2,487	4	1,495	4	28,785			94	251,219
大洋州	1	2,502	2	35,673	2	6,907	4	11,148	3	16,788			20	122,473
ヨーロッパ	15	137,570	14	225,092	51	532,374	53	490,993	1	3,546	5	581,674	273	3,427,056
(中東欧・ロシア)	1	3,659					2	4,621	1	3,546	1	3,042	71	213,094
(西ヨーロッパ)	14	133,911	14	225,092	51	532,374	51	486,372			4	578,632	202	3,213,962
中東	3	76,600	7	326,848	3	166,554	3	2,116	2	81,532	1	61,586	48	2,041,341
アフリカ	1	3,856	2	95,041					1	21,433			22	239,098
(サハラ以北)			2	95,041					1	21,433			10	168,990
(サハラ以南)	1	3,856											12	70,108
北米	33	486,853	29	587,664	28	359,339	44	473,548	8	144,946	2	665	230	3,132,906
中南米	9	33,685	7	7,107	29	382,099	5	3,325	8	94,160	5	67,202	154	1,319,878
その他					1	7,137							28	1,262,249
合 計	149	1,076,251	177	1,391,941	249	1,621,199	218	1,470,542	93	507,925	77	938,708	2,119	15,036,293

12. 投資金融(一般)の業種別承諾状況

(単位:百万円)

業種	1999(下半年)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	20	85,873	45	131,478	78	282,732	65	110,468	92	171,378	86	131,088	88	436,869
食料	1	509	1	1,200	1	2,613	1	1,170	2	146	1	238	5	3,183
繊維	1	280	2	3,527	5	14,136	4	6,078	5	834	7	7,171	2	1,605
木材・パルプ										900			5	1,739
印刷	1	560											1	168
化学	5	28,008	12	38,815	16	48,869	9	35,186	13	38,114	15	18,876	15	44,675
石油・石炭													2	296,738
窯業・土石			2	3,468	3	32,528	3	3,451	6	16,837	1	4,995	5	20,950
鉄・非鉄・金属製品	3	2,926	4	8,655	5	379	10	8,505	8	3,651	6	1,206	15	11,800
機械					5	6,765	3	592			3	1,668	1	763
電気機械	4	37,248	11	23,001	6	23,460	11	45,059	9	16,555	14	11,330	5	3,533
輸送用機械	5	16,342	8	50,642	26	142,477	13	6,553	36	90,412	22	71,192	26	40,133
その他の製造業			5	2,170	11	11,504	11	3,874	11	3,929	17	14,413	6	11,584
農業、林業														
建設業											1	205		
電気・ガス・熱供給・水道業			2	43,088			4	42,414	2	59,653	9	182,836	3	65,322
運輸業、郵便業							11	56,964	1	9,130	4	24,693	3	13,208
情報通信業			1	1,982			1	9,760						
商業	1	1,882			1	210			2	7,130	1	572		
サービス業					1	10,710	5	17,062	3	12,177	7	61,810		
その他			1	2,160	4	13,094	18	220,590	3	16,215	7	11,890	5	18,190
合計	21	87,755	49	178,708	84	306,746	104	457,257	103	275,684	115	413,094	99	533,589

地域	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	51	194,420	43	96,259	85	246,150	77	319,191	34	41,180	42	101,342	54	177,054
食料	1	186	4	114	1	113	2	2,811					4	56,938
繊維	3	2,350	3	894	4	2,109	6	18,826	1	626	3	2,218		
木材・パルプ					1	3,498	1	500	1	2,402	1	100		
印刷	2	296												
化学	6	149,386	4	5,127	24	83,228	12	60,395	7	11,377	8	16,097	6	19,330
石油・石炭														
窯業・土石	1	350	1	9,000	5	12,959	2	9,344	2	7,951	2	6,408	1	1,317
鉄・非鉄・金属製品	13	6,714	7	12,291	8	39,375	4	5,912	2	8,724	7	27,646	10	23,908
機械	3	1,473	2	1,468			8	19,181			1	1,704	5	1,682
電気機械	3	17,656	4	47,980	5	36,324	5	16,729	4	1,918	2	3,661	4	3,889
輸送用機械	15	14,817	10	11,136	33	66,058	29	158,303	5	2,836	11	40,788	14	55,166
その他の製造業	4	1,192	8	8,249	4	2,484	8	27,190	12	5,346	7	2,718	10	14,823
農業、林業					1	11,882								
建設業					1	509							1	2,541
電気・ガス・熱供給・水道業	5	100,213	3	446,327	2	255,000	5	189,559	1	38,102	3	106,481	3	108,469
運輸業、郵便業	1	11,368	4	46,648	4	28,086	2	13,920	1	2,900			1	119,539
情報通信業							1	4,478			1	4,802		
商業	4	4,318	1	8,073	9	101,986	4	11,089			1	453		
サービス業	3	64,883			5	64,718	7	101,099	3	217	2	12,037	6	418,620
その他	3	3,440	1	6,669	12	218,376	22	1,031,466	10	405,952	9	128,929	53	528,150
合計	67	378,642	52	603,975	119	926,706	118	1,670,803	49	488,351	58	354,043	118	1,354,373

地域	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	73	243,344	105	681,775	126	109,989	94	48,155	60	15,147	43	483,406	1,361	4,107,297
食料			8	307,703	2	40,641	1	58	2	406	1	248	38	418,276
繊維	4	10,612	3	4,004	6	3,742	4	964			5	50,865	68	130,842
木材・パルプ					2	287	1	123					14	9,549
印刷							3	551			1	142	8	1,716
化学	6	4,987	4	59,350	4	1,798	7	2,374	6	866	3	420,674	182	1,087,533
石油・石炭	1	167,690	2	238,085			1	277					6	702,789
窯業・土石					1	204	2	5,515	2	439	3	7,863	42	143,579
鉄・非鉄・金属製品	8	2,217	24	25,599	29	27,720	7	4,787	6	449	7	1,094	183	223,559
機械	1	47	1	227			1	70					34	35,640
電気機械	5	21,345	2	189	4	9,579	9	25,672	3	1,178	4	285	114	346,591
輸送用機械	24	21,218	43	41,420	47	21,365	35	4,417	23	5,256	9	1,486	434	862,016
その他の製造業	24	15,228	18	5,199	31	4,652	23	3,347	18	6,554	10	749	238	145,206
農業、林業													1	11,882
建設業					1	138							4	3,393
電気・ガス・熱供給・水道業	4	145,200	7	164,821	2	182,551	4	438,947	4	145,840	6	322,628	69	3,037,451
運輸業、郵便業	1	715	1	147,998	1	1,075	2	1,587	1	568	3	771	41	479,169
情報通信業	1	220,000			1	7,137							6	248,160
商業	3	57,205	2	536	3	8,591	2	657	1	321	4	44,396	39	247,419
サービス業	3	11,704	2	3,018			2	1,102	1	16	5	76,858	55	856,030
その他	64	398,084	60	393,793	115	1,311,718	114	980,094	26	346,033	16	10,649	543	6,045,492
合計	149	1,076,251	177	1,391,941	249	1,621,199	218	1,470,542	93	507,925	77	938,708	2,119	15,036,293

(注)業種分類には上記のほか「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」がある(1999年10月～2018年度までの実績なし)。

13. 投資金融(一般)の相手国別・業種(製造業)別承諾状況(1999年度下期～2018年度累計)

国・地域	食料		繊維		木材・パルプ		印刷		化学		石油・石炭		窯業・土石	
	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
中国	11	3,693	18	8,414	3	1,040	1	168	61	95,523			7	6,135
香港														
韓国									8	35,904			2	21,350
モンゴル													1	300
その他			1	2,128					2	366				
東アジア 計	11	3,693	19	10,542	3	1,040	1	168	71	131,793			10	27,785
カンボジア			2	207										
インドネシア	1	500	18	8,638	4	510			22	24,938			2	4,346
ラオス													1	170
マレーシア					3	1,473			10	15,314			1	9,000
ミャンマー	3	40,981	1	20										
フィリピン													1	962
シンガポール	1	34,772							21	84,665			1	2,380
タイ	8	798	11	15,995	1	126	5	1,181	20	76,980	2	779	6	26,081
ベトナム	4	680	5	1,436	2	5,900	1	156	5	2,522	1	167,690	4	5,526
東南アジア 計	17	77,730	37	26,297	10	8,009	6	1,337	78	204,419	3	168,468	16	48,466
バングラデシュ			1	281										
インド									12	29,258			3	1,369
スリランカ														
南アジア 計			1	281					12	29,258			3	1,369
ニュージーランド	1	2,762			1	500								
大洋州 計	1	2,762			1	500								
チェコ														
ハンガリー														
モンテネグロ														
ポーランド									1	552			1	16,560
ルーマニア													6	30,897
ロシア														
スロバキア									1	996				
ウクライナ														
中東欧・ロシア 計									2	1,548			7	47,457
ベルギー									1	2,360				
フランス			1	5,000										
ドイツ														
イギリス									2	30,944			1	3,772
アイルランド									1	419,987				
イタリア														
オランダ			3	70,587					1	796				
スペイン														
スウェーデン														
西ヨーロッパ 計			4	75,587					5	454,088			1	3,772
サウジアラビア									4	218,766	2	520,082		
トルコ														
アラブ首長国連邦														
中東 計									4	218,766	2	520,082		
南アフリカ共和国									3	19,672				
タンザニア			2	1,403										
ウガンダ			1	298										
サハラ以南 計			3	1,701					3	19,672				
カナダ														
アメリカ	5	329,225	2	12,099					6	27,929				
北米 計	5	329,225	2	12,099					6	27,929				
アルゼンチン														
ブラジル	4	4,866							1	60	1	14,238	1	1,855
コロンビア													1	896
エルサルバドル			1	280										
パラグアイ														
メキシコ			1	4,056			1	211					3	11,981
中南米 計	4	4,866	2	4,336			1	211	1	60	1	14,238	5	14,731
合計	38	418,276	68	130,842	14	9,549	8	1,716	182	1,087,533	6	702,789	42	143,579

(単位：百万円)

鉄・非鉄・金属製品		機械		電気機械		輸送用機械		その他の製造業		総計		国・地域
件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	件数	金額	
41	16,168	8	4,523	26	14,808	79	129,975	56	23,995	311	304,444	中国
				4	20,577	4	4,882	1	51	5	4,934	香港
										14	77,831	韓国
2	3,442			2	47,080					1	300	モンゴル
										7	53,016	その他
43	19,609	8	4,523	32	82,465	83	134,857	57	24,047	338	440,524	東アジア 計
								2	207	4	414	カンボジア
29	17,418	4	1,517	16	15,011	50	28,495	31	14,715	177	116,089	インドネシア
3	424							2	321	6	916	ラオス
6	2,891			7	17,954	1	139	8	1,998	36	48,768	マレーシア
1	122			3	281					8	41,404	ミャンマー
8	5,165			10	8,111	6	10,676	15	22,183	40	47,098	フィリピン
				4	48,073			1	230	28	170,120	シンガポール
37	15,498	2	72	12	7,782	102	84,889	55	33,857	261	264,038	タイ
24	22,698	4	419	10	15,606	32	11,453	40	8,328	132	242,416	ベトナム
108	64,218	10	2,007	62	112,818	191	135,652	154	81,840	692	931,262	東南アジア 計
										1	281	バングラデシュ
2	11,420	7	19,238	4	25,040	40	64,811	3	715	71	151,851	インド
								2	163	2	163	スリランカ
2	11,420	7	19,238	4	25,040	40	64,811	5	878	74	152,295	南アジア 計
										2	3,262	ニュージーランド
										2	3,262	大洋州 計
6	4,978					13	54,112	3	1,742	22	60,833	チェコ
				1	705	2	19,780			3	20,486	ハンガリー
						1	232			1	232	モンテネグロ
		1	30			3	5,902	2	2,105	8	25,149	ポーランド
						2	2,838			2	2,838	ルーマニア
				5	9,004	2	846	2	2,451	15	43,198	ロシア
						2	3,226			3	4,222	スロバキア
						1	1,290			1	1,290	ウクライナ
6	4,978	1	30	6	9,709	26	88,227	7	6,299	55	158,248	中東欧・ロシア 計
						1	65,000	1	18,809	3	86,169	ベルギー
						1	17,510	1	3,900	3	26,410	フランス
		1	2,199			2	9,703			3	11,902	ドイツ
		1	600	1	1,296	1	750			6	37,362	イギリス
										1	419,987	アイルランド
				1	13,145					1	13,145	イタリア
		1	3,240	2	31,558	1	28,620			8	134,801	オランダ
						1	12,576			1	12,576	スペイン
1	2,000									1	2,000	スウェーデン
1	2,000	3	6,039	4	45,999	7	134,159	2	22,709	27	744,352	西ヨーロッパ 計
1	930									7	739,778	サウジアラビア
2	21,165					13	19,883	1	655	16	41,702	トルコ
1	13,114									1	13,114	アラブ首長国連邦
4	35,209					13	19,883	1	655	24	794,594	中東 計
						2	12,325			5	31,997	南アフリカ共和国
										2	1,403	タンザニア
										1	298	ウガンダ
						2	12,325			8	33,697	サハラ以南 計
						4	42,900			4	42,900	カナダ
2	4,086	4	3,039	2	20,076	26	145,085	3	6,102	50	547,641	アメリカ
2	4,086	4	3,039	2	20,076	30	187,986	3	6,102	54	590,541	北米 計
						1	564			1	564	アルゼンチン
6	67,047	1	763	4	50,483	7	12,723	2	860	27	152,894	ブラジル
										1	896	コロンビア
										1	280	エルサルバドル
						1	2,378	1	70	2	2,448	パラグアイ
11	14,992					33	68,451	6	1,747	55	101,438	メキシコ
17	82,039	1	763	4	50,483	42	84,117	9	2,677	87	258,520	中南米 計
183	223,559	34	35,640	114	346,591	434	862,016	238	145,206	1,361	4,107,297	合計

14. 資源関連金融の地域別承諾状況

(単位：百万円)

地域	1999(下半期)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	3	28,138	10	121,339	8	126,407	5	29,572	7	200,011	8	81,566	5	86,727
(東アジア)									1	420			1	238
(東南アジア)	3	28,138	10	121,339	7	113,798	5	29,572	3	45,660	7	62,583	3	18,303
(南アジア)														
(中央アジア・コーカサス)					1	12,609			3	153,931	1	18,983	1	68,186
大洋州	8	4,977	23	1,493	24	33,866	21	30,718	25	81,675	10	76,527	5	15,972
ヨーロッパ			1	3,872	3	130,378	2	23,666	2	50,319	4	51,804	5	61,825
(中東欧・ロシア)			1	3,872	3	130,378	1	13,443	2	50,319	2	45,344	3	50,447
(西ヨーロッパ)							1	10,223			2	6,460	2	11,378
中東			3	275,400			4	115,631	6	162,873	3	90,422	3	136,814
アフリカ	2	395	1	14,535	6	25,044	3	13,541	2	733	2	411	4	17,613
(サハラ以北)			1	14,535	1	7,379	1	12,823						
(サハラ以南)	2	395			5	17,665	2	718	2	733	2	411	4	17,613
北米	4	3,613			3	3,995	2	18,172	1	3,215	7	21,601	1	17,086
中南米	2	53,987	11	204,176	6	93,679	4	19,626	3	71,816	2	39,894	5	65,527
その他									1	16,422				
合計	19	91,109	49	620,815	50	413,369	41	250,926	47	587,063	36	362,225	28	401,564

地域	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	12	183,677	5	57,242	2	18,963	7	97,443			2	76,446	4	31,572
(東アジア)					1	9,423								
(東南アジア)	7	158,493	3	33,982	1	9,540	4	25,621			2	76,446	3	12,004
(南アジア)	1	678												
(中央アジア・コーカサス)	4	24,506	2	23,260			3	71,822					1	19,568
大洋州	7	6,331	6	1,109	17	250,986	1	159,300	1	8,384	12	170,467	13	955,760
ヨーロッパ					4	447,523	6	169,590	3	42,495				
(中東欧・ロシア)					2	443,810	2	117,922	1	33,494				
(西ヨーロッパ)					2	3,713	4	51,668	2	9,001				
中東			1	249,900					1	169,512			2	202,803
アフリカ	5	5,546	6	60,354	1	42,400					2	529		
(サハラ以北)														
(サハラ以南)	5	5,546	6	60,354	1	42,400					2	529		
北米	3	25,705	1	5,000	2	4,970			3	74,644	3	42,255	8	236,925
中南米	8	297,952	1	10,647	6	140,500	3	104,804	4	96,455	8	330,871	14	566,488
その他											2	160,000	2	95,000
合計	35	519,211	20	384,252	32	905,342	17	531,136	12	391,490	29	780,568	43	2,088,548

地域	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア			5	120,311			2	134,179			1	27,695	86	1,421,287
(東アジア)													3	10,081
(東南アジア)			5	120,311			2	134,179			1	27,695	66	1,017,664
(南アジア)													1	678
(中央アジア・コーカサス)													16	392,864
大洋州	11	290,478	4	138,153									188	2,226,196
ヨーロッパ	2	163,833			1	50,382							33	1,195,687
(中東欧・ロシア)					1	50,382							18	939,411
(西ヨーロッパ)	2	163,833											15	256,276
中東					2	255,015	1	39,698	2	276,062	2	57,921	30	2,032,050
アフリカ	1	49,875							4	116,977			39	347,952
(サハラ以北)													3	34,736
(サハラ以南)	1	49,875							4	116,977			36	313,215
北米	1	30,813	9	703,371	7	96,018	1	76,678					56	1,364,060
中南米	6	90,031	2	97,304	2	87,863			3	101,584	3	153,733	93	2,626,937
その他	2	26,000											7	297,422
合計	23	651,030	20	1,059,139	12	489,278	4	250,554	9	494,623	6	239,348	532	11,511,591

15. 資源関連金融の品目別承諾状況

(単位：百万円)

品目	年度	1999(下半年)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
エネルギー資源															
石油				14	500,136	6	174,766	9	184,320	10	386,247	10	242,955	7	153,620
石油ガス															
天然ガス	3	76,426	7	114,776	5	89,296	2	13,942	10	82,735	8	56,520	9	176,994	
石炭	1	1,194						4	15,901	3	34,175	2	6,498		
ウラン	4	4,952	1	428	10	13,999	5	4,840	4	4,264	5	3,964	4	4,046	
小計	8	82,571	22	615,340	21	278,061	20	219,003	27	507,421	25	309,937	20	334,661	
その他資源															
鉄鉱石						3	19,764	1	10,890	2	69,171	1	2,293	1	10,170
銅鉱石・銅	2	6,926	3	4,254	5	59,897	3	10,697			1	22,890	3	36,457	
鉛・亜鉛															
ニッケル								1	9,141						
アルミ・ボーキサイト						2	19,006			1	3,215			1	18,900
燐鉱石	2	1,386													
塩															
木材															
木材チップ・パルプ	7	226	24	1,221	19	36,641	16	1,195	16	6,836	6	17,792	3	1,376	
その他									1	420	3	9,314			
小計	11	8,538	27	5,475	29	135,308	21	31,923	20	79,642	11	52,289	8	66,903	
合計	19	91,109	49	620,815	50	413,369	41	250,926	47	587,063	36	362,225	28	401,564	

品目	年度	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
エネルギー資源															
石油	2	221,130	2	254,215	2	20,973	4	108,901	3	204,506	2	55,350	6	337,243	
石油ガス	2	43,257													
天然ガス	4	180,042	1	29,636	6	641,670	4	294,485	2	66,456	11	312,021	15	927,394	
石炭						2	6,885	1	8,208			4	91,065	5	208,554
ウラン	10	28,471	6	29,081	1	3,800	3	14,589							
小計	18	472,900	9	312,932	11	673,328	12	426,183	5	270,963	17	458,436	26	1,473,191	
その他資源															
鉄鉱石	1	678			7	150,570			2	61,820			1	102,909	
銅鉱石・銅	1	3,569					3	104,804	2	35,419	2	118,276	9	456,399	
鉛・亜鉛	1	5,171	1	10,647					1	14,287	1	7,450			
ニッケル			1	58,310	1	42,400					1	60,651	2	9,831	
アルミ・ボーキサイト	1	23,664			4	14,743					2	23,078			
燐鉱石											1	13,720			
塩	1	3,971									1	4,458			
木材	1	1,989			1	10,910									
木材チップ・パルプ	10	2,553	7	1,140	5	255	2	150			2	529	2	7,090	
その他	1	4,716	2	1,223	3	13,136			2	9,001	2	93,971	3	39,127	
小計	17	46,311	11	71,320	21	232,015	5	104,953	7	120,528	12	322,132	17	615,357	
合計	35	519,211	20	384,252	32	905,342	17	531,136	12	391,490	29	780,568	43	2,088,548	

品目	年度	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
エネルギー資源															
石油	5	255,521	6	155,870	3	332,794	1	39,698	3	328,803	3	109,182	98	4,066,230	
石油ガス													2	43,257	
天然ガス	7	81,800	10	836,919	8	153,783	1	131,448			1	27,695	114	4,294,040	
石炭	1	34,871						1	2,731	4	116,977		28	527,058	
ウラン													53	112,433	
小計	13	372,191	16	992,789	11	486,578	3	173,876	7	445,780	4	136,877	295	9,043,016	
その他資源															
鉄鉱石	4	188,808	1	26,443									24	643,516	
銅鉱石・銅	5	69,544	1	39,761			1	76,678	1	33,537	2	102,472	44	1,181,578	
鉛・亜鉛	1	20,488							1	15,306			6	73,350	
ニッケル													6	180,333	
アルミ・ボーキサイト													11	102,606	
燐鉱石													3	15,106	
塩													2	8,429	
木材													2	12,899	
木材チップ・パルプ			2	146									121	77,149	
その他					1	2,700							18	173,608	
小計	10	278,839	4	66,350	1	2,700	1	76,678	2	48,843	2	102,472	237	2,468,575	
合計	23	651,030	20	1,059,139	12	489,278	4	250,554	9	494,623	6	239,348	532	11,511,591	

16. 資源関連金融の相手国別・品目別承諾状況(1999年度下期～2018年度累計)

国・地域	品目	エネルギー資源											
		石油		石油ガス		天然ガス		石炭		ウラン		小計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中国													
東アジア 計													
ブルネイ					1	29,636						1	29,636
インドネシア	6	90,110			14	514,003	1	2,731				21	606,844
マレーシア					12	202,309						12	202,309
ミャンマー	2	7,399										2	7,399
フィリピン													
タイ	3	17,351										3	17,351
ベトナム	1	10,327			1	27,695	1	8,208				3	46,230
東南アジア 計	12	125,187			28	773,643	2	10,939				42	909,768
インド													
南アジア 計													
アゼルバイジャン	5	185,523										5	185,523
カザフスタン	3	150,956							8	56,386		11	207,341
中央アジア・コーカサス 計	8	336,479							8	56,386		16	392,864
オーストラリア	2	78,520			34	1,190,001	18	310,753	14	30,427		68	1,609,701
ニュージーランド													
パプアニューギニア独立国					6	223,232						6	223,232
大洋州 計	2	78,520			40	1,413,233	18	310,753	14	30,427		74	1,832,933
ロシア	11	354,871			5	568,725	1	4,905				17	928,501
中東欧・ロシア 計	11	354,871			5	568,725	1	4,905				17	928,501
フランス									1	5,969		1	5,969
イギリス	7	147,528										7	147,528
イタリア	1	80,975										1	80,975
ノルウェー	2	9,090										2	9,090
ポルトガル													
西ヨーロッパ 計	10	237,593							1	5,969		11	243,562
イラン	8	526,570										8	526,570
クウェート	1	78,000										1	78,000
オマーン	2	9,997			4	17,075						6	27,072
カタール	2	9,998			1	105,000						3	114,998
サウジアラビア													
トルコ	1	34,500										1	34,500
アラブ首長国連邦	10	1,248,210										10	1,248,210
中東 計	24	1,907,275			5	122,075						29	2,029,350
アルジェリア	3	34,736										3	34,736
サハラ以北 計	3	34,736										3	34,736
赤道ギニア					2	17,131						2	17,131
ガーナ	1	49,875										1	49,875
マダガスカル													
マラウイ								2	37,959			2	37,959
モザンビーク								2	79,019			2	79,019
ニジェール									21	5,855		21	5,855
南アフリカ共和国													
サハラ以南 計	1	49,875			2	17,131	4	116,977	21	5,855		28	189,837
カナダ	3	49,993			5	142,439	2	33,928	5	4,207		15	230,567
アメリカ	9	214,368	1	23,400	17	770,381			4	9,590		31	1,017,739
北米 計	12	264,361	1	23,400	22	912,819	2	33,928	9	13,797		46	1,248,306
ボリビア													
ブラジル	10	389,852	1	19,857	4	119,166						15	528,874
チリ													
コロンビア								1	49,556			1	49,556
エクアドル													
ペルー													
トリニダード・トバゴ					1	57,766						1	57,766
メキシコ													
ベネズエラ・ボリバル	4	276,480			1	23,061						5	299,541
中南米 計	14	666,332	1	19,857	6	199,992	1	49,556				22	935,736
その他 計	1	11,000			6	286,422						7	297,422
合 計	98	4,066,230	2	43,257	114	4,294,040	28	527,058	53	112,433		295	9,043,016

(単位：百万円)

その他資源												品目	国・地域
鉄鉱石		銅鉱石・銅		鉛・亜鉛		ニッケル		アルミ・ボーキサイト		燐鉱石			
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
													中国
													東アジア 計
		2	6,727					1	15,795				ブルネイ インドネシア マレーシア ミャンマー フィリピン タイ ベトナム
		2	6,727			4	79,623			1	15,795		東南アジア 計
1	678												インド
1	678												南アジア 計
													アゼルバイジャン カザフスタン
													中央アジア・コーカサス 計
10	345,441	1	6,664	1	7,450			4	14,743				オーストラリア ニュージーランド パプアニューギニア独立国
10	345,441	1	6,664	1	7,450			4	14,743				大洋州 計
													ロシア
													中東欧・ロシア 計
													フランス イギリス イタリア ノルウェー ポルトガル
													西ヨーロッパ 計
													イラン クウェート オマーン カタール サウジアラビア トルコ アラブ首長国連邦
													中東 計
													アルジェリア
													サハラ以北 計
						2	100,710			1	16,200		赤道ギニア ガーナ マダガスカル マラウイ モザンビーク ニジェール 南アフリカ共和国
						2	100,710	1	16,200				サハラ以南 計
		1	15,072					2	10,498				カナダ
		1	76,678					1	2,806	2	1,386		アメリカ
		2	91,750					3	13,304	2	1,386		北米 計
13	297,397	29	936,381	4	50,593			2	42,564				ボリビア ブラジル チリ コロンビア エクアドル ペルー トリニダード・トバゴ メキシコ ベネズエラ・ボリバル
		10	140,056							1	13,720		
				1	15,306								
13	297,397	39	1,076,437	5	65,900			2	42,564	1	13,720		中南米 計
													その他 計
24	643,516	44	1,181,578	6	73,350	6	180,333	11	102,606	3	15,106		合計

16. 資源関連金融の相手国別・品目別承諾状況(1999年度下期～2018年度累計)(つづき)

(単位：百万円)

国・地域	品目	その他資源									総計		
		塩		木材		木材チップ・パルプ		その他		小計		件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
中国					1	238	2	9,843	3	10,081	3	10,081	
東アジア 計					1	238	2	9,843	3	10,081	3	10,081	
ブルネイ											1	29,636	
インドネシア			1	1,989	1	2,173				5	26,684	26	633,528
マレーシア												12	202,309
ミャンマー												2	7,399
フィリピン										4	79,623	4	79,623
タイ												3	17,351
ベトナム						15	1,589			15	1,589	18	47,819
東南アジア 計			1	1,989	16	3,762				24	107,896	66	1,017,664
インド										1	678	1	678
南アジア 計										1	678	1	678
アゼルバイジャン												5	185,523
カザフスタン												11	207,341
中央アジア・コーカサス 計												16	392,864
オーストラリア	2	8,429			85	8,891				103	391,618	171	2,001,319
ニュージーランド					11	1,645				11	1,645	11	1,645
パプアニューギニア独立国												6	223,232
大洋州 計	2	8,429			96	10,536				114	393,263	188	2,226,196
ロシア			1	10,910						1	10,910	18	939,411
中東欧・ロシア 計			1	10,910						1	10,910	18	939,411
フランス												1	5,969
イギリス												7	147,528
イタリア												1	80,975
ノルウェー								2	9,001	2	9,001	4	18,091
ポルトガル								2	3,713	2	3,713	2	3,713
西ヨーロッパ 計								4	12,714	4	12,714	15	256,276
イラン												8	526,570
クウェート												1	78,000
オマーン												6	27,072
カタール												3	114,998
サウジアラビア								1	2,700	1	2,700	1	2,700
トルコ												1	34,500
アラブ首長国連邦												10	1,248,210
中東 計								1	2,700	1	2,700	30	2,032,050
アルジェリア												3	34,736
サハラ以北 計												3	34,736
赤道ギニア												2	17,131
ガーナ												1	49,875
マダガスカル										2	100,710	2	100,710
マラウイ												2	37,959
モザンビーク					2	529				3	16,729	5	95,747
ニジェール												21	5,855
南アフリカ共和国										3	5,939	3	5,939
サハラ以南 計					2	529				8	123,378	36	313,215
カナダ												3	25,570
アメリカ										3	9,314	7	90,184
北米 計										3	9,314	10	115,754
ボリビア												4	50,593
ブラジル					4	59,021				4	114,923	23	513,905
チリ										1	18,175	30	954,556
コロンビア												1	49,556
エクアドル					2	3,064				2	3,064	2	3,064
ペルー										11	153,776	11	153,776
トリニダード・トバゴ												1	57,766
メキシコ										1	15,306	1	15,306
ベネズエラ・ボリバル												5	299,541
中南米 計					6	62,085				71	1,691,200	93	2,626,937
その他 計												7	297,422
合 計	2	8,429	2	12,899	121	77,149	18	173,608	237	2,468,575	532	11,511,591	

17. 資源関連金融の金融目的別承諾状況

(単位：百万円)

金融目的	年度	1999(下半期)		2000		2001		2002		2003	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
輸入		4	4,952	4	275,828	13	33,969	6	27,717	7	133,364
投資		15	86,158	45	344,987	37	379,400	35	223,209	40	453,699
合計		19	91,109	49	620,815	50	413,369	41	250,926	47	587,063

金融目的	年度	2004		2005		2006		2007		2008	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
輸入		10	58,505	10	60,724	8	8,212	5	255,721	2	15,450
投資		26	303,720	18	340,840	27	510,999	15	128,531	30	889,892
合計		36	362,225	28	401,564	35	519,211	20	384,252	32	905,342

金融目的	年度	2009		2010		2011		2012		2013	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
輸入		1	8,208	1	169,512	3	172,600	4	304,338	5	56,251
投資		16	522,928	11	221,978	26	607,968	39	1,784,210	18	594,779
合計		17	531,136	12	391,490	29	780,568	43	2,088,548	23	651,030

金融目的	年度	2014		2015		2016		2017		2018	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
輸入				1	252,315			1	238,098		
投資		20	1,059,139	11	236,963	4	250,554	8	256,525	6	239,348
合計		20	1,059,139	12	489,278	4	250,554	9	494,623	6	239,348

金融目的	年度	累計	
		件数	金額
輸入		85	2,075,763
投資		447	9,435,828
合計		532	11,511,591

18. 中堅・中小企業向け承諾状況

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
対象プロジェクト数(件)	9	26	23	32	39	37	31
承諾額(億円)	33	227	197	147	185	219	243

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
対象プロジェクト数(件)	23	24	8	14	16	34	54
承諾額(億円)	144	107	20	19	36	341	180

年度	2014	2015	2016	2017	2018
対象プロジェクト数(件)	109	133	114	74	66
承諾額(億円)	1,117	429	810	163	102

19. 事業開発等金融等の相手国別承諾状況

国・地域	1999(下半期)		2000		2001		2002		2003		2004	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中国	1	1,330			2	51,061			1	2,856	2	6,540
韓国												
東アジア計	1	1,330			2	51,061			1	2,856	2	6,540
インドネシア	1	11,500										
マレーシア					1	40,800			1	35,400		
ミャンマー												
フィリピン					1	19,500			1	3,000		
タイ												
ベトナム												
東南アジア計	1	11,500			2	60,300			2	38,400		
インド												
パキスタン												
南アジア計												
カザフスタン												
中央アジア・コーカサス計												
フィジー												
バプアニューギニア独立国												
大洋州計												
ブルガリア			1	5,500								
旧チェコスロバキア												
チェコ												
エストニア												
ハンガリー												
ラトビア												
リトアニア												
モルドバ												
ルーマニア												
ロシア	1	112,000										
スロバキア												
ウクライナ												
中東欧・ロシア計	1	112,000	1	5,500								
イギリス												
ギリシャ												
ポルトガル												
西ヨーロッパ計												
ヨルダン												
オマーン											1	5,400
カタール												
トルコ	1	19,250										
アラブ首長国連邦												
中東計	1	19,250									1	5,400
アルジェリア												
チュニジア												
サハラ以北計												
ガボン												
モーリシャス												
モザンビーク												
セーシェル												
南アフリカ共和国			1	6,600								
サハラ以南計			1	6,600								
北米計												
アルゼンチン												
バルバドス												
ブラジル			1	7,000	1	28,700	4	93,720				
チリ												
コロンビア									1	3,630		
エクアドル												
エルサルバドル												
ジャマイカ												
パナマ												
パラグアイ												
ペルー	1	37,200										
トリニダード・トバゴ												
メキシコ							2	63,060	2	59,250		
ウルグアイ												
ベネズエラ・ボリバル			1	48,300								
中南米計	1	37,200	2	55,300	1	28,700	6	156,780	3	62,880		
国際機関等計	1	116,500				119,834*						
その他計												
合計	6	297,780	4	67,400	5	259,895	6	156,780	6	104,136	3	11,940

(注)累計値の対象期間は1950～2018年度。

*:既存契約の貸付契約変更による現行貸付枠の拡大であることから、業務統計上、新規承諾件数としては計上しない。

(単位：百万円)

2005		2006		2007		2008		2009		2010		年度	国・地域
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
		1	4,176			1	13,650			1	3,374		中国 韓国
		1	4,176			1	13,650			1	3,374		東アジア計
		2	9,153	1	7,020			2	174,021	5	83,970		インドネシア マレーシア ミャンマー フィリピン タイ ベトナム
		1	23,400			1	6,000					1	4,970
		2	16,170	1	15,600			1	6,600			1	4,970
		5	48,723	2	22,620	2	12,600	7	257,991	1	4,970		東南アジア計
1	17,400	1	7,800	1	30,600			2	13,103	1	9,940		インド パキスタン
1	17,400	1	7,800	1	30,600			2	13,103	1	9,940		南アジア計
1	3,150												カザフスタン
1	3,150												中央アジア・コーカサス計
													フィジー バプアニューギニア独立国
													大洋州計
													ブルガリア 旧チェコスロバキア チェコ エストニア ハンガリー ラトビア リトアニア モルドバ ルーマニア ロシア スロバキア ウクライナ
													中東欧・ロシア計
													イギリス ギリシャ ポルトガル
													西ヨーロッパ計
		1	10,440	1	47,124								ヨルダン オマーン カタール トルコ アラブ首長国連邦
		1	10,440	1	47,124					1	969		
										1	19,000		
										2	19,969		中東計
													アルジェリア チュニジア
													サハラ以北計
													ガボン モーリシャス モザンビーク セーシェル 南アフリカ共和国
				2	24,240	2	25,500	1	13,532				
				2	24,240	2	25,500	1	13,532				サハラ以南計
													北米計
1	32,700	1	4,350	1	3,570	1	14,496	1	17,700	2	23,684		アルゼンチン バルバドス ブラジル チリ コロンビア エクアドル エルサルバドル ジャマイカ パナマ パラグアイ ペルー トリニダード・トバゴ メキシコ ウルグアイ ベネズエラ・ボリバル
1	32,700	1	4,350	2	7,140	2	53,152	2	50,532	2	23,684		中南米計
1	6,300							1	9,160	1	14,909		国際機関等計
						1	120,623						その他計
4	59,550	9	75,489	8	131,724	8	225,525	13	344,317	8	76,846		合計

19. 事業開発等金融等の相手国別承諾状況(つづき)

国・地域	2011		2012		2013		2014		2015		2016	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中国												
韓国												
東アジア計												
インドネシア			1	120,000					2	13,100	2	25,300
マレーシア			1	4,516								
ミャンマー			2	83,251								
フィリピン												
タイ			1	4,500								
ベトナム												
東南アジア計			5	212,267					2	13,100	2	25,300
インド	1	14,000	1	4,234	3	13,713						
パキスタン												
南アジア計	1	14,000	1	4,234	3	13,713						
カザフスタン												
中央アジア・コーカサス計												
フィジー												
バブアニューギニア独立国												
大洋州計												
ブルガリア												
旧チェコスロバキア												
チェコ												
エストニア												
ハンガリー												
ラトビア												
リトアニア												
モルドバ												
ルーマニア												
ロシア												
スロバキア												
ウクライナ												
中東欧・ロシア計												
イギリス												
ギリシャ												
ポルトガル												
西ヨーロッパ計												
ヨルダン												
オマーン												
カタール												
トルコ			2	7,056			2	17,837				
アラブ首長国連邦												
中東計			2	7,056			2	17,837				
アルジェリア												
チュニジア												
サハラ以北計												
ガボン												
モーリシャス												
モザンビーク												
セーシェル												
南アフリカ共和国					1	3,049	1	14,864				
サハラ以南計					1	3,049	1	14,864				
北米計												
アルゼンチン												
バルバドス												
ブラジル			1	46,560	1	15,383	1	8,918	1	6,122		
チリ												
コロンビア			1	5,645								
エクアドル											1	2,829
エルサルバドル												
ジャマイカ												
パナマ												
パラグアイ												
ペルー												
トリニダード・トバゴ												
メキシコ	1	4,599	2	18,000	2	13,900	1	5,098	1	5,598		
ウルグアイ												
ベネズエラ・ボリバル												
中南米計	1	4,599	4	70,205	3	29,283	2	14,016	2	11,720	1	2,829
国際機関等計	1	4,642									1	5,634
その他計												
合計	3	23,241	12	293,761	7	46,044	5	46,717	4	24,820	4	33,763

(単位：百万円)

2017		2018		累計		年度	国・地域
件数	金額	件数	金額	件数	金額		
				154	2,311,948	中国	
				5	386,995	韓国	
				159	2,698,943	東アジア計	
		1	30,600	29	1,317,156	インドネシア	
				17	280,362	マレーシア	
				2	83,251	ミャンマー	
				23	605,741	フィリピン	
				13	734,372	タイ	
				3	14,225	ベトナム	
		1	30,600	87	3,035,107	東南アジア計	
				22	385,653	インド	
				7	95,556	パキスタン	
				29	481,209	南アジア計	
				5	47,850	カザフスタン	
				5	47,850	中央アジア・コーカサス計	
				1	774	フィジー	
				2	10,948	バブアニューギニア独立国	
				3	11,722	大洋州計	
				3	26,600	ブルガリア	
				1	30,000	旧チェコスロバキア	
				2	17,131	チェコ	
				1	2,980	エストニア	
				8	99,488	ハンガリー	
				2	7,765	ラトビア	
				2	10,905	リトアニア	
				1	5,308	モルドバ	
				2	23,125	ルーマニア	
				2	252,000	ロシア	
				4	32,790	スロバキア	
				1	18,000	ウクライナ	
				29	526,091	中東欧・ロシア計	
				1	22,250	イギリス	
				1	21,000	ギリシャ	
				2	14,100	ポルトガル	
				4	57,350	西ヨーロッパ計	
				3	29,408	ヨルダン	
				5	106,164	オマーン	
				1	19,800	カタール	
1	30,000			12	241,886	トルコ	
				1	19,000	アラブ首長国連邦	
1	30,000			22	416,258	中東計	
				8	111,715	アルジェリア	
				6	53,700	チュニジア	
				14	165,415	サハラ以北計	
				1	3,600	ガボン	
				1	1,523	モーリシャス	
				1	3,496	モザンビーク	
				1	1,050	セーシェル	
				11	151,784	南アフリカ共和国	
				15	161,453	サハラ以南計	
						北米計	
		1	5,562	12	342,130	アルゼンチン	
				1	2,500	バルバドス	
				30	515,673	ブラジル	
				3	60,617	チリ	
				7	98,681	コロンビア	
				5	42,229	エクアドル	
				1	1,509	エルサルバドル	
				1	1,519	ジャマイカ	
				1	38,656	パナマ	
				1	2,348	パラグアイ	
				9	207,975	ペルー	
				3	11,860	トリニダード・トバゴ	
				26	931,329	メキシコ	
				3	12,761	ウルグアイ	
				6	200,208	ベネズエラ・ボリバル	
		1	5,562	109	2,469,994	中南米計	
		1	5,624	25	1,110,829	国際機関等計	
				1	120,623	その他計	
1	30,000	3	41,785	502	11,302,842	合計	

20. プロジェクトファイナンス案件一覧(主要)

承諾年月	プロジェクト名	相手国	本行承諾額	金融種類	参考	
					協融総額 (プロジェクト総コスト)	主要参加公的機関等
2000.11	イリハン天然ガス焼き複合火力発電所	フィリピン	153百万米ドル	輸出	255百万米ドル	米国輸出入銀行(米輸銀)、韓国輸出入銀行(KEXIM)
2002.9	アルタミラ天然ガス焼きコンバインドサイクル火力発電所	メキシコ		投資	197百万米ドル	
2003.3	ツクスパン天然ガス焼き複合火力発電所	メキシコ	190百万米ドル	輸出	320百万米ドル	スペイン金融公社(ICO)
2003.6	フーミー第3火力発電所	ベトナム	99百万米ドル	投資	309百万米ドル (412百万米ドル)	アジア開発銀行(ADB)、日本貿易保険(NEXI)、多国間投資保証機関(MIGA)
2003.12	ミンダナオ石炭火力発電所	フィリピン	55百万米ドル	輸出	101百万米ドル	ドイツ復興金融公庫(KfW)
2003.12	ソハール・リファイナリー製油所	オマーン	243百万米ドル	輸出	1,170百万米ドル (1,299百万米ドル)	
2004.2	バクー・トビリシ・ジェイハン(BTC)石油パイプライン	トルコ	168百万米ドル	輸出投資	580百万米ドル (約36億米ドル)	国際金融公社(IFC)、欧州復興開発銀行(EBRD)、NEXI
2004.3	BLCP石炭火力発電所	タイ	233百万米ドル	輸出	408百万米ドル	ADB、NEXI
2004.7	ツクスパン天然ガス焼き複合火力発電所	メキシコ		投資保証	210百万米ドル	
2004.12	バジャドリッドIII天然ガス焼き複合火力発電所	メキシコ		投資保証	195百万米ドル	
2005.3	CBK発電プロジェクト事業権益取得	フィリピン		投資保証	100百万米ドル	
2005.4	タウィーラB火力発電・淡水化	アラブ首長国連邦		投資	約22億米ドル	
2005.4	肥料プラント	オマーン	199百万米ドル	輸出	398百万米ドル	
2005.9	セロベルデ銅鉱山開発	ペルー		投資保証	248百万米ドル	
2005.11	カエンコイII天然ガス焼き複合火力発電	タイ		投資	713百万米ドル	
2005.12	ラチャブリパワー天然ガス焼き複合火力発電	タイ		投資	640百万米ドル	
2005.12	カタールガス3プロジェクト	カタール	1,000百万米ドル	投資		
2006.3	ラービグ石油精製・石化プロジェクト(フェーズI)	サウジアラビア	2,500百万米ドル	投資	5,840百万米ドル	
2006.3	パイトン I 石炭火力発電所	インドネシア		投資保証	75百万米ドル	
2006.3	エスパダルチFPSO事業	ブラジル		投資保証	2.1億米ドル	
2006.4	アルヒッド発電・淡水化	バーレーン	670億円 ^(*)	投資	約10億米ドル	
2007.3	アンマンイースト天然ガス焼き複合火力発電所	ヨルダン	110百万米ドル	投資	(協融部分) ①OPIC分:70百万ドル、 ②民間銀行分(世界銀行保証付):45百万ドル	世界銀行、米国海外民間投資公社(OPIC)
2007.3	カリアクラ風力発電	ブルガリア	33億円 ^(*)	投資	37百万ユーロ	
2007.4	メサイッドA天然ガス焼き複合火力発電所	カタール	836百万米ドル	投資		
2007.5	メタノール製造販売	ブルネイ	296億円 ^(*)	投資	360百万米ドル	
2007.6	米ミラント社保有発電所買収	フィリピン	1,895億円 ^(*) 1,264億円 ^(*)	投資保証	2,700百万米ドル	
2007.8	アンバトピー・ニッケル	マダガスカル	490百万米ドル 250億円 ^(*)	投資保証	2,100百万米ドル	アフリカ開発銀行(AfDB)、KEXIM、カナダ輸出開発公社(EDC)、欧州投資銀行(EIB)
2007.12	フジャイラF2天然ガス焼き複合火力発電・淡水化	アラブ首長国連邦	1,336百万米ドル	投資		
2008.5	イエメンLNG	イエメン	120百万米ドル	輸出	200百万米ドル	NEXI、フランス貿易保険会社(COFACE)、KEXIM
2008.6	サハリンII石油・ガス開発(フェーズ2)	ロシア	3,700百万米ドル	投資	(協融部分)(民間銀行分) 1,600百万米ドル	
2008.8	ラスラファンC天然ガス焼き複合火力発電・淡水化	カタール	1,500百万米ドル	投資		
2008.12	タンジュンジャティB石炭火力発電所拡張	インドネシア	960億円 ^(*) 640億円 ^(*)	投資保証	1,600億円	
2009.3	リオデジャネイロ沖FPSOプロジェクト	ブラジル	242億円 ^(*) 157億円 ^(*)	投資保証	428百万米ドル	
2009.5	エスペランサ銅鉱山開発	チリ	400百万米ドル	投資	1,050百万米ドル	EDC、KfW
2009.8	エスペランサ銅鉱山権益取得	チリ	432億円 ^(*)	投資	650百万米ドル	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)
2009.10	シュワハットS2天然ガス焼き複合火力発電・淡水化	アラブ首長国連邦	1,111百万米ドル	投資		
2009.12	サンパウロ環状道路(RODOANEL)	ブラジル	200百万米ドル	事業開発等		米州開発銀行(IDB)

(注)本行承諾額、協融総額、プロジェクト総コストは、本行が各プロジェクトにつき公表している金額。本行が円換算金額のみを公表しているものについては、(*)を付記している。また、公表していないものについては、空欄にしている。

承諾年月	プロジェクト名	相手国	本行承諾額	金融種類	参考	
					協融総額 (プロジェクト総コスト)	主要参加公的機関等
2009.12	PNG LNG	パプアニューギニア	18億米ドル	投資		米輸銀、中国輸出入銀行(CEXIM)、イタリア輸出信用保険会社(SACE S.P.A.)、オーストラリア輸出金融保険公社、NEXI
2010.3	パイトン火力発電所増設	インドネシア	693億円 ^(*) 485億円 ^(*)	投資保証		
2010.3	チレボン火力発電所	インドネシア	195億円 ^(*) 130億円 ^(*)	投資保証		KEXIM
2010.3	ブラジル国管石油公社(ペトロプラス)向け超水深対応FPSOチャーター事業	ブラジル	437億円 ^(*) 284億円 ^(*)	投資保証		
2010.3	ペトロプラス向け超深海油田掘削リグ船プロジェクト	ケイマン諸島	271億円 ^(*) 45億円 ^(*)	投資保証		
2010.6	ジュバイル製油所	サウジアラビア	200百万米ドル	輸出	400百万米ドル	NEXI、COFACE、KEXIM、韓国輸出保険公社(KEIC)、サウジアラビア・公的投資基金(PIF)
2010.8	ERC製油所	エジプト	540百万米ドル	輸出	900百万米ドル	NEXI、KEXIM、EIB、AfDB
2010.9	スペイン・Gas Natural社保有電力資産買収	メキシコ	381億円 ^(*) 254億円 ^(*)	投資保証		
2011.5	シュワイハットS3天然ガス焚き複合火力発電	アラブ首長国連邦	400百万米ドル	投資		KEXIM
2011.6	ブラジル沖プレソルト鉱区向け超水深対応FPSO備船プロジェクト	ブラジル	400億円 ^(*)	投資	812百万米ドル	
2011.7	カセロネス銅鉱山開発	チリ	770百万米ドル	投資	1,400百万米ドル	JOGMEC、NEXI
2011.11	ノンセン・ガス焚き複合火力発電所	タイ	270百万米ドル	投資	1,184百万米ドル	ADB
2011.11	LNG船調達(PNG LNGプロジェクトからのLNG輸入)	パプアニューギニア	126億円 ^(*)	輸入		
2011.11	スールIPP天然ガス焚き複合火力発電	オマーン	697百万米ドル	投資		NEXI
2011.12	バルザン天然ガス処理	カタール	600百万米ドル	輸出	1,200百万米ドル	NEXI
2012.3	シエラゴルダ銅鉱山開発	チリ	700百万米ドル	投資	1,000百万米ドル	NEXI
2012.3	ゴーゴンLNG	オーストラリア	211百万米ドル	投資	302百万米ドル	
2012.3	ブラジル沖Cernambi South鉱区向け超水深対応FPSO備船事業	ブラジル	675百万米ドル	投資	1,125百万米ドル	
2012.6	ジョルフランスファール発電	モロッコ	216百万米ドル	輸出	360百万米ドル	NEXI
2012.7	都市間高速鉄道計画向け鉄道セクター事業(Great Western Main Line)	イギリス	約10億英ポンド	投資	約22億英ポンド	EIB、NEXI
2012.10	LNG船調達(TPS1)	オーストラリア	112億円	投資	160億円	
2012.10	LNG船調達(TPS2)	オーストラリア	112億円	投資	160億円	
2012.10	ウタイ・ガス焚き複合火力発電所	タイ	284百万米ドル	投資		ADB
2012.12	再生可能エネルギー発電	カナダ	477百万カナダドル	投資	795百万カナダドル	
2012.12	イクシスLNGプロジェクト	オーストラリア	50億米ドル	投資	160億米ドル	NEXI、KEXIM、豪州輸出金融保険公社(EFIC)、韓国貿易保険公社(K-sure)、ヘルメス信用保険会社、COFACE
2013.3	コ克蘭石炭火力発電所	チリ	500百万米ドル	投資	1,000百万米ドル	NEXI、K-sure
2013.3	ブラジル沖Iracema Norte鉱区向け超水深対応FPSO備船事業	ブラジル	702百万米ドル 149億円 ^(*)	投資保証	1,170百万米ドル	
2013.6	ニソン(Nghi Son)製油所・石油化学コンプレックス建設	ベトナム	1,650百万米ドル	投資	5,000百万米ドル	NEXI
2013.7	アルグブラ海水淡水化	オマーン	105百万米ドル	投資		
2013.9	ガーナ沖T.E.N.油田向け超水深対応FPSO備船事業	ガーナ	508百万米ドル	投資	847百万米ドル	
2013.11	アントコヤ銅鉱山開発	チリ	195百万米ドル	投資	650百万米ドル	KfW、EDC
2013.11	LNG船調達(LNG輸送)	オーストラリア	85億円	輸入	122億円	
2013.12	カノム4・ガス焚き複合火力発電	タイ	187百万米ドル	投資	622百万米ドル	
2013.12	アッズールノース フェーズ1 IWPP	クウェート	645百万米ドル	投資	1,430百万米ドル	NEXI
2014.3	ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発・操業	オーストラリア	900百万米ドル	投資	7,200百万米ドル	KEXIM、米輸銀、K-sure、NEXI
2014.3	サルララ地熱発電	インドネシア	492百万米ドル 336億円 ^(*)	投資保証	1,170百万米ドル	ADB
2014.4	都市間高速鉄道計画向け鉄道セクター事業(East Coast Main Line)	イギリス	約8.6億英ポンド	投資	約20億英ポンド	EIB、NEXI
2014.5	STAR製油所	トルコ	291百万米ドル	輸出	485百万米ドル	スペイン輸出信用保険会社(CESCE)、EDC、米輸銀、K-sure、SACE、NEXI

20. プロジェクトファイナンス案件一覧(主要)(つづき)

承諾年月	プロジェクト名	相手国	本行承諾額	金融種類	参考	
					協融総額 (プロジェクト総コスト)	主要参加公的機関等
2014.6	ラジャマンダラ水力発電所	インドネシア	66百万米ドル	投資	110百万米ドル	
2014.7	CO ₂ -EORプロジェクト	アメリカ	175百万米ドル	投資	250百万米ドル	NEXI
2014.7	Carioca油田向け超大水深対応FPSO備船事業	ブラジル	564百万米ドル	投資	1,129百万米ドル	
2014.8	キャメロンLNG	アメリカ	2,500百万米ドル	投資	7,415百万米ドル	NEXI
2014.8	Westermost Rough洋上風力発電	イギリス	173百万英ポンド	投資	370百万英ポンド	
2014.8	ナムニアップ1水力発電	ラオス	200百万米ドル	投資	643百万米ドル	ADB
2014.9	サフィ石炭火力発電	モロッコ	718百万米ドル 147百万ユーロ	投資	2,107百万米ドル	イスラム開銀(IsDB)、NEXI
2014.10	フリーポートLNG	アメリカ	約26億米ドル	投資		NEXI
2014.11	ドンギ・スノロLNG	インドネシア	763百万米ドル	投資		KEXIM、NEXI
2014.12	LNG船調達(LNG輸送)	アメリカ	108億円	投資	154億円	
2015.1	太陽光発電	ヨルダン	77百万米ドル	投資	129百万米ドル	NEXI
2015.3	LNG船調達(イクシス LNGプロジェクトからのLNG輸入)	オーストラリア	87百万米ドル	投資	125百万米ドル	
2015.3	ラーベグ石油精製・石化プロジェクト(フェーズII)	サウジアラビア	1,998百万米ドル	投資	5,168百万米ドル	PIF
2015.9	メタノール/ジメチルエーテル製造	トリニダード・トバゴ	485百万米ドル	投資	693百万米ドル	
2015.9	Tartaruga Verde及びTartaruga Mestica油田向けFPSO備船事業	ブラジル	252百万米ドル	投資	1,263百万米ドル	
2015.9	LNG船調達(フリーポート LNGプロジェクトからのLNG輸入、TPS5)	アメリカ	129億円	投資	187億円	
2015.9	LNG船調達(フリーポート LNGプロジェクトからのLNG輸入、TPS6)	アメリカ	129億円	投資	185億円	
2015.9	LNG船調達(フリーポート LNGプロジェクトからのLNG輸入、TPS7)	アメリカ	131億円	投資	187億円	
2015.9	LNG船調達(フリーポート LNGプロジェクトからのLNG輸入、TPS8)	アメリカ	131億円	投資	189億円	
2015.12	LNG船調達(キャメロン LNGプロジェクトからのLNG輸入、DLS1)	アメリカ	146億円	投資	208億円	
2015.12	LNG船調達(キャメロン LNGプロジェクトからのLNG輸入、DLS2)	アメリカ	146億円	投資	208億円	
2016.1	Facility D 天然ガス火力発電・淡水化	カタール	1,269百万米ドル	投資	2,538百万米ドル	KfW IPEX Bank
2016.3	洋上風力発電	オランダ	244百万ユーロ	投資	443百万ユーロ	
2016.3	LNG船調達(キャメロン LNGプロジェクトからのLNG輸入)	アメリカ	133百万米ドル	投資	190百万米ドル	
2016.6	セントラルジャワ石炭火力発電	インドネシア	2,052百万米ドル 1,499億円 ^(*)	投資 保証	3,421百万米ドル	
2016.7	LNG船輸出	マルタ		輸出		NEXI
2016.12	ヤマルLNG	ロシア	200百万ユーロ	輸出	143億ユーロ 76億人民元 1,500億ルーブル	COFACE、SACE、中国国家開発銀行(CDB)、CEXIM
2017.1	ムアララポー地熱発電	インドネシア	198百万米ドル	投資	439百万米ドル	ADB、NEXI
2017.2	タンジュンジャティB石炭火力発電所拡張	インドネシア	1,678百万米ドル	投資	3,355百万米ドル	NEXI
2017.4	チレボン石炭火力発電所拡張	インドネシア	731百万米ドル	投資	1,740百万米ドル	KEXIM、NEXI
2017.7	イキテリ病院PPP	トルコ	813億円 ^(*) 165億円 ^(*)	投資 保証	1,630億円	NEXI
2017.9	太陽光発電	インド		投資		NEXI
2017.11	ナカラ鉄道・港湾事業	モザンビーク/ マラウイ	1,030百万米ドル	投資	2,730百万米ドル	AfDB、NEXI、 南アフリカ貿易保険(ECIC)
2017.12	陸上風力発電	エジプト	192百万米ドル	投資	320百万米ドル	NEXI
2018.1	鉱石運搬船輸出	パナマ		輸出		NEXI
2018.3	ランタウデダップ地熱発電	インドネシア	188百万米ドル	投資	539百万米ドル	ADB、NEXI
2018.3	Sepia油田向けFPSO備船事業	ブラジル	492百万米ドル	投資	987百万米ドル	
2018.4	ギソン2 (Nghi Son 2) 石炭火力発電	ベトナム	560百万米ドル	投資 保証	1,869百万米ドル	KEXIM
2018.7	Libra鉱区Mero油田向けFPSO備船事業	ブラジル	467百万米ドル	投資	995百万米ドル	
2018.10	ジャワ1 Gas-to-Power	インドネシア	604百万米ドル	投資	1,312百万米ドル	ADB、NEXI
2018.11	Gulf SRCガス焚き複合火力発電	タイ	227百万米ドル	投資	1,299百万米ドル	ADB、タイ輸出入銀行
2018.11	Moray East洋上風力発電	イギリス	743百万英ポンド	投資	1,517百万英ポンド	デンマーク輸出信用基金(EKF)
2019.3	ハムリヤ天然ガス焚き複合火力発電	アラブ首長国連邦	555百万米ドル	投資	1,129百万米ドル	NEXI

21. 保証(地域別)実績

(単位：百万円)

地域	年度	1999 (下半期)		2000		2001		2002		2003		2004		2005	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア				1	22,000	2	40,200	1	57,776	6	29,189	5	23,420	6	33,452
(東アジア)										1	1,904	3	12,060	1	870
(東南アジア)				1	22,000	2	40,200	1	57,776	5	27,285	2	11,360	3	18,882
(南アジア)														1	11,600
(中央アジア・コーカサス)														1	2,100
大洋州															
ヨーロッパ				1	11,709			7	16,909						
(中東欧・ロシア)				1	11,709			4	5,180						
(西ヨーロッパ)								3	11,729						
中東	1	8,250	3	46,170					2,081*	2	19,665	1	3,600		
アフリカ				1	5,300			1	2,422						
(サハラ以北)								1	2,422						
(サハラ以南)				1	5,300										
北米								19	134,482	13	100,897	13	132,707	23	146,835
中南米				3	33,074	3	47,070	8	119,880	6	91,129	4	56,268	8	89,081
国際機関等														1	4,200
合 計		1	8,250	9	118,253	5	87,270	36	333,549	27	240,881	23	215,995	38	273,567

地域	年度	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア		9	54,786	8	224,819	5	84,913	7	213,594	8	117,464	2	13,788	9	89,683
(東アジア)		1	2,784			1	9,100							1	900
(東南アジア)		7	46,802	5	152,740	4	75,813	5	208,131	6	91,169	1	4,921	6	81,810
(南アジア)		1	5,200	2	65,620			1	2,522	2	26,295	1	8,867	2	6,973
(中央アジア・コーカサス)				1	6,458			1	2,940						
大洋州															
ヨーロッパ		1	19,421	1	20,304	1	4,676	1	37,954						
(中東欧・ロシア)		1	19,421	1	20,304	1	4,676								
(西ヨーロッパ)								1	37,954						
中東	1	6,960	1	31,416						3	195,813	1	90,000	3	89,469
アフリカ				3	41,150	2	17,000							1	25,000
(サハラ以北)														1	25,000
(サハラ以南)				3	41,150	2	17,000								
北米	23	179,554	11	109,679	14	215,639	9	207,627	7	73,860	7	64,126	5	51,185	
中南米	9	343,062	6	106,936	8	200,817	5	248,781	7	241,614	4	57,743	3	47,943	
国際機関等										1	9,443	1	2,940		
合 計		43	603,783	30	534,304	30	523,046	22	707,956	26	638,194	15	228,597	21	303,280

地域	年度	2013		2014		2015		2016		2017		2018		累計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア		8	85,824	2	31,689	2	57,790	2	149,998	5	809	8	239,641	96	1,570,834
(東アジア)		1	30,000			1	2,790							8	56,048
(東南アジア)		4	43,258	1	11,689	1	55,000	2	149,998	5	809	8	239,641	71	1,343,644
(南アジア)		3	12,566	1	20,000									14	159,643
(中央アジア・コーカサス)														3	11,499
大洋州														0	0
ヨーロッパ												1	65,000	13	175,974
(中東欧・ロシア)														8	61,291
(西ヨーロッパ)												1	65,000	5	114,683
中東				3	116,053					1	16,463			20	625,940
アフリカ	2	24,331	2	63,377										12	178,580
(サハラ以北)	1	22,400	1	50,000										4	99,822
(サハラ以南)	1	1,931	1	13,377										8	78,758
北米	8	76,377	6	88,567	3	38,317	3	55,629	2	30,898	2	35,510	168	1,741,889	
中南米	2	22,625	2	12,615	2	10,548	2	82,829				1	5,283	83	1,817,298
国際機関等								1	5,071			1	5,342	5	26,995
合 計		20	209,156	15	312,300	7	106,655	8	293,526	8	48,170	13	350,777	397	6,137,509

(注) *: 既存契約の適用代替レート変更に伴う増額分であることから、業務統計上、新規承諾件数としては計上しない。

22. 国際協力銀行 貸借対照表(国際金融等勘定)

年度末	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
(資産の部)							
貸付金	11,217,177	10,339,144	10,557,681	9,760,698	9,086,993	8,499,785	7,900,557
貸付金	6,411,228	5,671,767	5,438,564	4,778,099	4,281,845	3,869,391	3,304,605
外貨貸付金	4,805,949	4,667,377	5,119,117	4,982,599	4,805,148	4,630,394	4,595,952
出資金	1,141	1,141	1,141	1,141		112	385
有価証券		99,989					10,186
現金預け金	313,276	297,524	378,697	228,712	185,185	105,346	628,142
未収収益	135,265	123,555	94,314	92,585	68,881	62,833	71,461
雑勘定	136,776	262,918	32,413	15,752	82,024	231,009	148,631
動産不動産	21,511	22,438	21,557	20,761	20,230	19,465	19,121
繰延勘定	4,325	3,721	3,577	2,836	2,916	3,551	4,018
支払承諾見返	342,517	425,345	555,564	630,498	745,734	903,483	1,055,083
貸倒等引当金	-	△ 35,830	△ 36,281	△ 52,950	△ 48,570	△ 46,076	△ 55,009
合 計	12,171,987	11,539,946	11,608,662	10,700,034	10,143,392	9,779,508	9,782,576
(負債及び資本の部)							
借入金	8,698,573	8,031,601	7,574,649	6,606,964	6,027,018	5,359,276	4,906,569
債券	1,413,161	1,366,036	1,610,564	1,643,298	1,616,318	1,734,488	1,981,422
未払費用	139,719	123,823	82,302	59,254	51,081	47,960	65,919
雑勘定	10,854	2,466	147,642	105,690	3,807	6,763	6,759
貸倒等引当金	38,439	-	-	-	-	-	-
支払承諾	342,517	425,345	555,564	630,498	745,734	903,483	1,055,083
(負債合計)	10,643,263	9,949,271	9,970,721	9,045,705	8,443,958	8,051,970	8,015,752
資本金	985,500	985,500	985,500	985,500	985,500	985,500	985,500
準備金	503,351	523,287	564,231	608,336	638,582	676,258	709,148
当年度利益金	39,873	81,887	88,211	60,492	75,352	65,780	72,176
(資本合計)	1,528,724	1,590,674	1,637,942	1,654,329	1,699,434	1,727,538	1,766,824
合 計	12,171,987	11,539,946	11,608,662	10,700,034	10,143,392	9,779,508	9,782,576

(注) 1999年度末～2001年度末は「国際金融等勘定(一般勘定)」、2002年度末～2008年度(上半期)は「国際金融等勘定」。なお、1999年度末～2001年度末の「国際金融等勘定(特別勘定)」は、資料23参照。

24. 国際協力銀行 損益計算書(国際金融等勘定)

年度	1999 (下半期)	2000	2001	2002	2003	2004	2005
(利益)							
経常収益	316,022	587,232	479,582	384,412	344,283	331,945	406,593
貸付金利息	259,373	506,920	390,975	285,925	218,856	213,011	320,026
保証料	724	2,017	2,417	2,746	3,084	3,897	3,866
預け金利息	4,807	12,719	8,712	3,813	1,679	2,495	5,867
受入雑利息	9,333	15,606	33,834	49,357	62,714	59,936	19,939
受入手数料	1,462	3,414	3,247	2,373	1,819	1,286	1,589
外国為替益	616	7,561	3,847	2,931	772	1,619	6,347
有価証券益	6	120	5				
雑益	157	436	716	986	2,409	1,132	2,843
貸倒等引当金戻入	39,544	38,439	35,830	36,281	52,950	48,570	46,076
合 計	316,022	587,232	479,582	384,412	344,283	331,945	406,593
(損失)							
経常費用	276,149	505,345	391,371	323,919	268,931	266,166	334,417
借入金利息	126,620	221,951	185,804	161,240	123,266	117,362	91,355
債券利息	44,702	89,671	75,561	54,338	42,444	44,316	54,136
支払雑利息	53,779	125,370	70,359	29,317	23,774	28,676	71,776
事務費	8,009	15,409	15,573	15,445	15,261	15,245	14,843
動産不動産減価償却費	502	1,106	1,289	1,112	976	859	761
支払手数料	1,008	2,551	2,915	3,307	3,630	3,588	3,015
外国為替損	2,493	12,065	2,126	4,133	5,088	5,783	5,448
貸付金償却	-	-	-	316	2,359	2,517	35,726
債券発行差金償却	526	1,073	1,084	1,060	746	668	553
債券発行費償却	63	222	338	624	746	1,065	1,044
雑損	9	97	39	78	930	9	751
貸倒等引当金繰入	38,439	35,830	36,281	52,950	48,570	46,076	55,009
当年度利益金	39,873	81,887	88,211	60,492	75,352	65,780	72,176
合 計	316,022	587,232	479,582	384,412	344,283	331,945	406,593

(注) 1999年度(下半期)～2001年度は「国際金融等勘定(一般勘定)」、2002年度～2008年度(上半期)は「国際金融等勘定」。なお、1999年度(下半期)～2001年度の「国際金融等勘定(特別勘定)」は、資料25参照。

(単位：百万円)

2006	2007	2008 (上半期)	年度末
			〈資産の部〉
7,823,666	7,305,811	6,948,720	貸付金
2,951,271	2,560,202	2,414,429	貸付金
4,872,395	4,745,609	4,534,290	外貨貸付金
810	921	10,926	出資金
8,622	6,900	5,404	有価証券
258,234	324,170	244,301	現金預け金
79,593	74,927	67,763	未収収益
38,224	27,580	285,516	雑勘定
18,847	18,398	18,204	動産不動産
3,062	3,417	826	繰延勘定
1,492,439	1,617,474	1,589,622	支払承諾見返
△ 54,950	△ 53,570	△ 40,885	貸倒等引当金
9,668,546	9,326,027	9,130,395	合 計
			〈負債及び資本の部〉
4,380,023	3,665,483	3,442,084	借入金
1,914,517	2,130,894	2,209,581	債券
70,604	59,223	47,990	未払費用
9,949	29,417	8,078	雑勘定
			貸倒等引当金
1,492,439	1,617,474	1,589,622	支払承諾
7,867,531	7,502,491	7,294,546	(負債合計)
985,500	985,500	1,005,500	資本金
745,236	780,375	809,206	準備金
70,279	57,661	21,144	当年度利益金
1,801,015	1,823,536	1,835,850	(資本合計)
9,668,546	9,326,027	9,130,395	合 計

(単位：百万円)

2006	2007	2008 (上半期)	年度
			〈利益〉
424,911	416,115	182,782	經常収益
336,857	326,158	113,709	貸付金利息
4,254	5,233	2,601	保証料
8,338	12,199	2,319	預け金利息
12,939	9,132	9,097	受入雑利息
1,628	1,279	487	受入手数料
3,413	2,219	58	外国為替益
			有価証券益
2,255	4,756	860	雑益
55,009	54,950	53,570	貸倒等引当金戻入
424,911	416,115	182,782	合 計
			〈損失〉
354,632	358,454	161,638	經常費用
76,547	64,297	25,624	借入金利息
70,619	68,646	31,404	債券利息
129,006	142,732	33,210	支払雑利息
15,195	16,671	9,950	事務費
748	776	377	動産不動産減価償却費
2,192	1,962	778	支払手数料
3,022	7,610	6,864	外国為替損
732	732	12,074	貸付金償却
569	584		債券発行差金償却
972	727	360	債券発行費償却
79	147	112	雑損
54,950	53,570	40,885	貸倒等引当金繰入
70,279	57,661	21,144	当年度利益金
424,911	416,115	182,782	合 計

23. 国際協力銀行 貸借対照表

(国際金融等勘定(特別勘定)) (単位：百万円)

年度末	1999	2000	2001*
〈資産の部〉			
有価証券		5,430	
現金預け金	5,424	5	5,436
合 計	5,424	5,435	5,436
〈負債及び資本の部〉			
積立金	5,424	5,424	-
当年度利益金	0	11	-
(資本合計)	5,424	5,435	-
合 計	5,424	5,435	-

(注)*：2001年度は9月25日時点。

25. 国際協力銀行 損益計算書

(国際金融等勘定(特別勘定)) (単位：百万円)

年度	1999 (下半期)	2000	2001*
〈利益〉			
經常収益	0	11	1
合 計	0	11	1
〈損失〉			
当年度利益金	0	11	1
合 計	0	11	1

(注)*：2001年度は2001年4月1日～9月25日。

26. 株式会社日本政策金融公庫 貸借対照表

(国際協力銀行業務勘定)

(単位:百万円)

年度末	2008	2009	2010	2011
〈資産の部〉				
現金預け金	239,218	455,113	978,074	685,678
現金	0	0	0	0
預け金	239,218	455,112	978,074	685,678
買現先勘定				602,725
有価証券	10,920	44,280	76,453	74,108
その他の証券	10,920	44,280	76,453	74,108
貸出金	7,243,068	8,771,342	8,376,794	8,110,356
証書貸付	7,243,068	8,771,342	8,376,794	8,110,356
其他資産	698,794	724,223	1,001,457	927,190
前払費用	253	225	234	250
未収収益	44,979	30,685	29,379	31,856
金融派生商品	633,638	693,022	966,988	894,785
その他の資産	19,923	290	4,855	296
有形固定資産	38,307	37,903	37,664	37,425
建物	3,798	3,554	3,488	3,227
土地	33,881	33,881	33,881	33,881
リース資産	97	79	58	22
建設仮勘定	123	90	2	13
その他の有形固定資産	405	296	233	281
無形固定資産	2,821	2,320	2,349	1,642
ソフトウェア	2,330	2,025	2,116	1,535
リース資産	343	259	218	107
その他の無形固定資産	147	34	14	
支払承諾見返	1,650,329	1,977,071	2,443,266	2,378,325
貸倒引当金	△ 126,500	△ 145,354	△ 134,417	△ 124,271
資産合計	9,756,961	11,866,899	12,781,643	12,693,182
〈負債の部〉				
借入金	4,019,847	5,267,246	5,502,495	5,255,489
借入金	4,019,847	5,267,246	5,502,495	5,255,489
社債	2,093,214	2,598,954	2,703,551	2,378,637
其他負債	35,448	56,394	71,181	372,934
未払費用	28,175	32,809	29,911	28,923
前受収益	5,250	21,534	38,881	47,745
金融派生商品	1,477	1,598	1,899	1,893
リース債務	463	356	290	135
デリバティブ取引受入担保金				293,090
その他の負債	80	94	198	1,146
賞与引当金	581	511	465	496
役員賞与引当金	7	6	6	6
退職給付引当金	11,611	11,872	12,135	12,481
役員退職慰労引当金	5	17	28	24
支払承諾	1,650,329	1,977,071	2,443,266	2,378,325
負債合計	7,811,046	9,912,072	10,733,129	10,398,395
〈純資産の部〉				
資本金	1,035,500	1,055,500	1,091,000	1,291,000
利益剰余金	739,430	759,218	801,398	824,522
利益準備金	712,592	726,011	742,615	772,006
其他利益剰余金	26,838	33,207	58,783	52,515
株主資本合計	1,774,930	1,814,718	1,892,398	2,115,522
其他有価証券評価差額金	△ 1,064	△ 687	△ 1,665	△ 1,825
繰延ヘッジ損益	172,049	140,795	157,781	181,089
評価・換算差額等合計	170,984	140,107	156,115	179,263
純資産合計	1,945,915	1,954,826	2,048,513	2,294,786
負債及び純資産合計	9,756,961	11,866,899	12,781,643	12,693,182

27. 株式会社日本政策金融公庫 貸借対照表

(駐留軍再編促進金融勘定)

(単位:百万円)

年度末	2010	2011
〈資産の部〉		
現金預け金	359	180
預け金	359	180
其他資産	0	0
その他の資産	0	0
有形固定資産	0	0
その他の有形固定資産	0	0
資産合計	360	181
〈負債の部〉		
其他負債	1	1
未払費用	1	1
賞与引当金	4	4
役員賞与引当金	0	0
退職給付引当金	113	116
役員退職慰労引当金	0	0
負債合計	119	123
〈純資産の部〉		
利益剰余金	241	57
其他利益剰余金	241	57
株主資本合計	241	57
純資産合計	241	57
負債及び純資産合計	360	181

28. 株式会社日本政策金融公庫 損益計算書

(国際協力銀行業務勘定)

(単位：百万円)

年度	2008 (下半期)	2009	2010	2011
経常収益	97,740	191,178	197,217	201,695
資金運用収益	93,554	179,396	178,661	176,852
貸出金利息	93,512	143,212	122,329	122,206
預け金利息	42	547	1,199	1,088
役員取引等収益	3,697	11,144	13,183	14,221
その他の役員収益	3,697	11,144	13,183	14,221
その他業務収益	259	33	74	
金融派生商品収益	259			
その他の業務収益		33	74	
その他経常収益	229	604	5,298	10,621
その他の経常収益	229	604	5,298	230
経常費用	77,810	163,355	147,576	144,588
資金調達費用	66,011	122,322	118,777	118,110
借入金利息	24,392	58,349	55,696	56,117
社債利息	28,806	63,973	63,081	61,859
役員取引等費用	578	1,107	1,332	1,105
その他の役員費用	578	1,107	1,332	1,105
その他業務費用	2,852	4,679	3,370	6,110
外国為替売買損	2,738	3,416	2,501	1,242
その他の業務費用	114	340	209	3,723
営業経費	8,145	16,392	15,861	15,662
その他経常費用	222	18,854	8,233	3,598
貸倒引当金繰入額	195	18,853		
株式等売却損	12			198
貸出金償却			8,232	
その他の経常費用	14	0	0	3,400
経常利益	19,929	27,823	49,641	57,107
特別利益	6,947	5,388	9,142	3
固定資産処分益	0	0	0	3
貸倒引当金戻入益			8,715	
償却債権取立益	2,372	5,387	425	
債務履行引受契約関連益	4,575			
特別損失	39	3	0	4,594
固定資産処分損	39	3	0	2
その他の特別損失				4,592
当期純利益	26,838	33,207	58,783	52,515

29. 株式会社日本政策金融公庫 損益計算書

(駐留軍再編促進金融勘定)

(単位：百万円)

年度	2010	2011
経常収益	411	271
政府補給金収入	411	271
その他経常収益	0	0
経常費用	170	214
役員取引等費用	22	45
営業経費	147	168
経常利益	241	57
当期純利益	241	57

30. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(総括)

(単位：百万円)

年度末	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
〈資産の部〉							
現金預け金	837,986	723,189	850,496	1,220,187	1,526,209	1,750,821	1,191,040
現金	0	0	0	0	0	0	0
預け金	837,986	723,189	850,496	1,220,187	1,526,208	1,750,821	1,191,040
買現先勘定	284,902	202,733					
有価証券	122,181	227,201	261,786	236,602	281,249	338,928	362,975
株式						255	255
その他の証券	122,181	227,201	261,786	236,602	281,249	338,673	362,720
貸出金	10,555,128	12,655,401	14,432,949	13,540,661	14,309,138	13,513,680	13,576,561
証書貸付	10,555,128	12,655,401	14,432,949	13,540,661	14,309,138	13,513,680	13,576,561
その他資産	338,679	213,627	430,297	256,188	261,790	377,370	277,353
前払費用	307	323	520	521	653	630	596
未収収益	34,558	37,008	45,331	49,807	68,861	84,663	110,829
金融派生商品	264,231	73,135	18,913	43,357	1,972	43,355	42,253
金融商品等差入担保金	39,070	102,890	365,250	162,230	189,920	141,180	123,340
その他の資産	511	271	282	273	382	107,539	334
有形固定資産	28,206	28,558	28,295	27,804	27,613	28,355	27,940
建物	3,166	3,176	3,040	2,882	2,916	2,841	2,758
土地	24,694	24,694	24,664	24,427	24,311	24,311	24,311
リース資産	37	31	22	13	5		
建設仮勘定	5			34		79	79
その他の有形固定資産	301	655	567	446	380	1,122	790
無形固定資産	1,352	1,561	3,154	2,737	2,711	3,464	6,701
ソフトウェア	1,340	1,561	3,154	2,737	2,711	3,464	6,701
リース資産	11						
その他の無形固定資産							
支払承諾見返	2,400,699	2,422,658	2,572,328	2,464,703	2,384,997	2,259,369	2,491,767
貸倒引当金	△ 138,891	△ 128,885	△ 115,492	△ 168,262	△ 222,036	△ 273,564	△ 293,126
資産合計	14,430,245	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673	17,998,424	17,641,214
〈負債の部〉							
借入金	7,234,598	8,407,707	9,425,316	9,438,450	9,908,705	8,370,758	7,574,713
借入金	7,234,598	8,407,707	9,425,316	9,438,450	9,908,705	8,370,758	7,574,713
社債	2,215,962	2,711,377	3,049,490	2,668,558	3,301,565	4,392,597	4,583,492
その他負債	216,171	448,229	949,227	528,890	461,442	435,385	304,608
未払費用	27,127	29,106	27,645	31,815	43,592	54,097	68,151
前受収益	50,284	52,091	63,934	57,888	65,572	54,322	51,281
金融派生商品	32,654	303,640	833,744	375,363	332,906	181,102	140,358
金融商品等受入担保金	105,240	63,140	12,750	63,380	18,880	56,280	44,620
リース債務	58	38	31	16	3		
その他の負債	805	211	11,121	426	487	89,582	195
賞与引当金	445	483	500	516	519	546	566
役員賞与引当金	5	5	6	6	6	9	9
退職給付引当金	15,595	14,251	6,395	7,090	6,807	6,785	6,988
役員退職慰労引当金	29	20	30	39	16	25	31
支払承諾	2,400,699	2,422,658	2,572,328	2,464,703	2,384,997	2,259,369	2,491,767
負債合計	12,083,506	14,004,734	16,003,296	15,108,255	16,064,061	15,465,477	14,962,176
〈純資産の部〉							
資本金	1,360,000	1,360,000	1,391,000	1,391,000	1,683,000	1,765,200	1,785,300
利益剰余金	851,685	911,366	993,053	972,140	842,366	883,615	905,343
利益準備金	788,314	820,000	865,683	929,368	800,754	821,601	852,751
その他利益剰余金	63,370	91,366	127,369	42,772	41,612	62,014	52,591
繰越利益剰余金	63,370	91,366	127,369	42,772	41,612	62,014	52,591
株主資本合計	2,211,685	2,271,366	2,384,053	2,363,140	2,525,366	2,648,815	2,690,643
その他有価証券評価差額金	2,221	5,472	12,786	4,303	2,468	△ 1,209	△ 557
繰延ヘッジ損益	132,831	64,472	63,681	104,923	△ 20,223	△ 114,658	△ 11,048
評価・換算差額等合計	135,053	69,945	76,467	109,226	△ 17,755	△ 115,868	△ 11,606
純資産合計	2,346,738	2,341,312	2,460,520	2,472,367	2,507,611	2,532,947	2,679,037
負債及び純資産合計	14,430,245	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673	17,998,424	17,641,214

31. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(一般業務勘定) (単位:百万円)

年度末	2016	2017	2018
〈資産の部〉			
現金預け金	1,323,789	1,500,902	946,130
現金	0	0	0
預け金	1,323,789	1,500,902	946,130
有価証券	281,249	338,928	362,975
株式		255	255
その他の証券	281,249	338,673	362,720
貸出金	14,309,138	13,512,657	13,571,215
証書貸付	14,309,138	13,512,657	13,571,215
その他資産	261,788	377,190	276,949
前払費用	648	625	590
未収収益	68,859	84,657	110,720
金融派生商品	1,972	43,181	42,253
金融商品等差入担保金	189,920	141,180	123,040
その他の資産	388	107,546	345
有形固定資産	27,613	28,355	27,940
建物	2,916	2,841	2,758
土地	24,311	24,311	24,311
リース資産	5		
建設仮勘定		79	79
その他の有形固定資産	380	1,122	790
無形固定資産	2,711	3,464	6,701
ソフトウェア	2,711	3,464	6,701
支払承諾見返	2,384,997	2,259,369	2,491,767
貸倒引当金	△ 222,036	△ 273,542	△ 293,039
資産合計	18,369,251	17,747,325	17,390,640
〈負債の部〉			
借入金	9,908,705	8,370,758	7,574,713
借入金	9,908,705	8,370,758	7,574,713
社債	3,301,565	4,392,597	4,583,492
その他負債	461,359	435,186	304,321
未払費用	43,589	54,095	68,147
前受収益	65,572	54,322	51,281
金融派生商品	332,821	181,102	140,073
金融商品等受入担保金	18,880	56,080	44,620
リース債務	3		
その他の負債	492	89,585	199
賞与引当金	514	541	560
役員賞与引当金	6	9	9
退職給付引当金	6,806	6,779	6,975
役員退職慰労引当金	16	25	30
支払承諾	2,384,997	2,259,369	2,491,767
負債合計	16,063,972	15,465,266	14,961,871
〈純資産の部〉			
資本金	1,480,500	1,514,200	1,534,300
利益剰余金	842,448	883,901	905,802
利益準備金	800,754	821,601	852,751
その他利益剰余金	41,693	62,300	53,050
繰越利益剰余金	41,693	62,300	53,050
株主資本合計	2,322,948	2,398,101	2,440,102
その他有価証券評価差額金	2,468	△ 1,209	△ 557
繰延ヘッジ損益	△ 20,137	△ 114,833	△ 10,775
評価・換算差額等合計	△ 17,669	△ 116,042	△ 11,333
純資産合計	2,305,278	2,282,059	2,428,769
負債及び純資産合計	18,369,251	17,747,325	17,390,640

32. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表(駐留軍再編促進金融勘定)

2012年9月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了、同年11月末に勘定廃止。

期末(2012年11月30日)貸借対照表については、資産、負債及び資本がないため該当がない。

33. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表 (特別業務勘定)

(単位:百万円)

年度末	2016	2017	2018
〈資産の部〉			
現金預け金	202,419	249,919	244,910
預け金	202,419	249,919	244,910
貸出金		1,023	5,345
証書貸付		1,023	5,345
その他資産	13	190	419
前払費用	5	5	6
未収収益	2	6	108
金融派生商品		174	0
金融商品等差入担保金			300
その他の資産	5	4	3
貸倒引当金		△ 22	△ 87
資産合計	202,432	251,110	250,588
〈負債の部〉			
その他負債	93	210	300
未払費用	2	2	4
前受収益	0	0	0
金融派生商品	85	0	285
金融商品等受入担保金		200	
その他の負債	5	7	10
賞与引当金	4	4	6
役員賞与引当金	0	0	0
退職給付引当金	1	6	13
役員退職慰労引当金	0	0	0
負債合計	99	222	320
〈純資産の部〉			
資本金	202,500	251,000	251,000
利益剰余金	△ 81	△ 286	△ 458
その他利益剰余金	△ 81	△ 286	△ 458
繰越利益剰余金	△ 81	△ 286	△ 458
株主資本合計	202,418	250,713	250,541
繰延ヘッジ損益	△ 85	174	△ 272
評価・換算差額等合計	△ 85	174	△ 272
純資産合計	202,333	250,888	250,268
負債及び純資産合計	202,432	251,110	250,588

34. 株式会社国際協力銀行 貸借対照表 (連結)

(単位:百万円)

年度末	2017	2018
〈資産の部〉		
現金預け金	1,751,287	1,191,463
有価証券	351,605	367,026
貸出金	13,513,680	13,576,561
その他資産	377,809	280,568
有形固定資産	28,401	27,979
建物	2,865	2,781
土地	24,311	24,311
建設仮勘定	79	79
その他の有形固定資産	1,145	807
無形固定資産	3,472	6,710
ソフトウェア	3,472	6,710
支払承諾見返	2,259,369	2,491,767
貸倒引当金	△ 273,564	△ 293,126
資産合計	18,012,060	17,648,951
〈負債の部〉		
借入金	8,370,758	7,574,713
社債	4,392,597	4,583,492
その他負債	435,498	304,718
賞与引当金	546	566
役員賞与引当金	9	9
退職給付に係る負債	6,785	6,988
役員退職慰労引当金	25	31
支払承諾	2,259,369	2,491,767
負債合計	15,465,589	14,962,287
〈純資産の部〉		
資本金	1,765,200	1,785,300
利益剰余金	883,601	905,474
株主資本合計	2,648,801	2,690,774
その他有価証券評価差額金	△ 1,209	△ 557
繰延ヘッジ損益	△ 114,658	△ 11,048
為替換算調整勘定	13,309	7,260
その他の包括利益累計額合計	△ 102,558	△ 4,345
非支配株主持分	227	235
純資産合計	2,546,471	2,686,664
負債及び純資産合計	18,012,060	17,648,951

35. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(総括)

(単位：百万円)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
経常収益	217,291	226,100	257,252	240,005	294,656	389,589	476,885
資金運用収益	167,947	181,143	192,973	213,806	259,250	336,748	450,481
貸出金利息	132,408	149,769	166,130	196,859	253,672	323,960	435,549
有価証券利息配当金	441	643	2,030	2,682	755	1,829	1,361
買現先利息	671	262	59	7			
預け金利息	1,232	1,623	1,479	2,787	4,822	10,946	13,536
金利スワップ受入利息	33,191	28,784	23,116	11,250			
その他の受入利息	2	60	156	219	0	12	34
役務取引等収益	23,288	23,722	35,901	22,091	26,836	23,722	22,713
その他の役務収益	23,288	23,722	35,901	22,091	26,836	23,722	22,713
その他業務収益	9,171	3,615	4,100	141		128	272
外国為替売買益	5,197	3,615	3,856	117			
国債等債券売却益						128	54
金融派生商品収益	3,950						197
その他の業務収益	24		244	23			20
その他経常収益	16,627	17,617	24,276	3,965	8,570	28,989	3,416
貸倒引当金戻入益		10,006	13,392				
償却債権取立益	4,572	3,713	101	0	0	0	3,208
その他の経常収益	211	203	148	160	148	157	146
経常費用	153,708	134,741	136,755	197,276	253,118	327,495	424,013
資金調達費用	119,510	115,677	116,076	123,779	177,433	249,256	365,878
借入金利息	63,797	57,187	50,488	57,339	91,175	115,370	156,898
社債利息	55,476	58,430	65,567	66,429	59,420	90,627	113,064
金利スワップ支払利息					26,836	43,192	95,797
その他の支払利息	236	60	20	10		65	118
役務取引等費用	1,427	2,217	2,088	1,653	1,919	1,807	2,323
その他の役務費用	1,427	2,217	2,088	1,653	1,919	1,807	2,323
その他業務費用	597	1,377	1,585	1,310	3,136	5,410	2,695
外国為替売買損					482	138	1,008
社債発行費償却	387	979	659	729	1,662	2,309	1,081
金融派生商品費用		138	520	145	422	2,218	
その他の業務費用	210	260	405	434	569	743	604
営業経費	17,551	14,952	17,004	17,631	16,726	19,429	20,801
その他経常費用	14,620	516		52,901	53,902	51,592	32,314
貸倒引当金繰入額	14,620			52,770	53,855	51,528	19,561
株式等売却損				130		57	
株式等償却							11,787
組合出資に係る持分損益							964
その他の経常費用	0	516			46	6	
経常利益	63,583	91,358	120,496	42,728	41,537	62,094	52,871
特別利益	1	8	5,707	43	75	9	6
固定資産処分益	1	8	9	43	75	9	6
厚生年金基金代行返上益			5,698				
特別損失		0	16			8	
固定資産処分損		0	16			8	
その他の特別損失							
当期純利益	63,585	91,366	126,187	42,772	41,612	62,095	52,877

36. 株式会社国際協力銀行 損益計算書(一般業務勘定) (単位:百万円)

年度	2016	2017	2018
経常収益	294,661	389,599	476,750
資金運用収益	259,250	336,747	450,327
貸出金利息	253,672	323,959	435,395
有価証券利息配当金	755	1,829	1,361
預け金利息	4,822	10,946	13,536
その他の受入利息	0	12	34
役務取引等収益	26,836	23,722	22,713
その他の役務収益	26,836	23,722	22,713
その他業務収益		128	272
国債等債券売却益		128	54
金融派生商品収益			197
その他の業務収益			20
その他経常収益	8,574	29,000	3,436
償却債権取立益	0	0	3,208
株式等売却益			61
組合出資に係る持分損益	8,421	28,832	
その他の経常収益	153	168	165
経常費用	253,042	327,300	423,705
資金調達費用	177,433	249,256	365,856
借入金利息	91,175	115,370	156,898
社債利息	59,420	90,627	113,064
金利スワップ支払利息	26,836	43,191	95,774
その他の支払利息		65	118
役務取引等費用	1,912	1,792	2,303
その他の役務費用	1,912	1,792	2,303
その他業務費用	3,136	5,410	2,694
外国為替売買損	482	138	1,008
社債発行費償却	1,662	2,309	1,081
金融派生商品費用	422	2,218	
その他の業務費用	569	743	604
営業経費	16,657	19,272	20,601
その他経常費用	53,902	51,569	32,249
貸倒引当金繰入額	53,855	51,505	19,497
株式等売却損		57	
株式等償却			11,787
組合出資に係る持分損益			964
その他の経常費用	46	6	
経常利益	41,618	62,298	53,044
特別利益	75	9	6
固定資産処分益	75	9	6
特別損失		8	
固定資産処分損		8	
当期純利益	41,693	62,300	53,050

37. 株式会社国際協力銀行 損益計算書

(駐留軍再編促進金融勘定)

(単位:百万円)

	2012年4月1日～11月30日
経常収益	257
経常利益	214
当期純利益	214

38. 株式会社国際協力銀行 損益計算書

(特別業務勘定)

(単位:百万円)

	年度	2016	2017	2018
経常収益		0	2	155
資金運用収益			1	154
貸出金利息			1	153
その他経常収益		0	1	1
経常費用		81	207	328
資金調達費用			0	22
金利スワップ支払利息			0	22
役務取引等費用		7	14	20
その他の役務費用		7	14	20
その他業務費用				0
営業経費		74	169	221
その他経常費用			22	64
貸倒引当金繰入額			22	64
経常損失		81	204	172
当期純損失		81	204	172

39. 株式会社国際協力銀行 損益計算書

(連結)

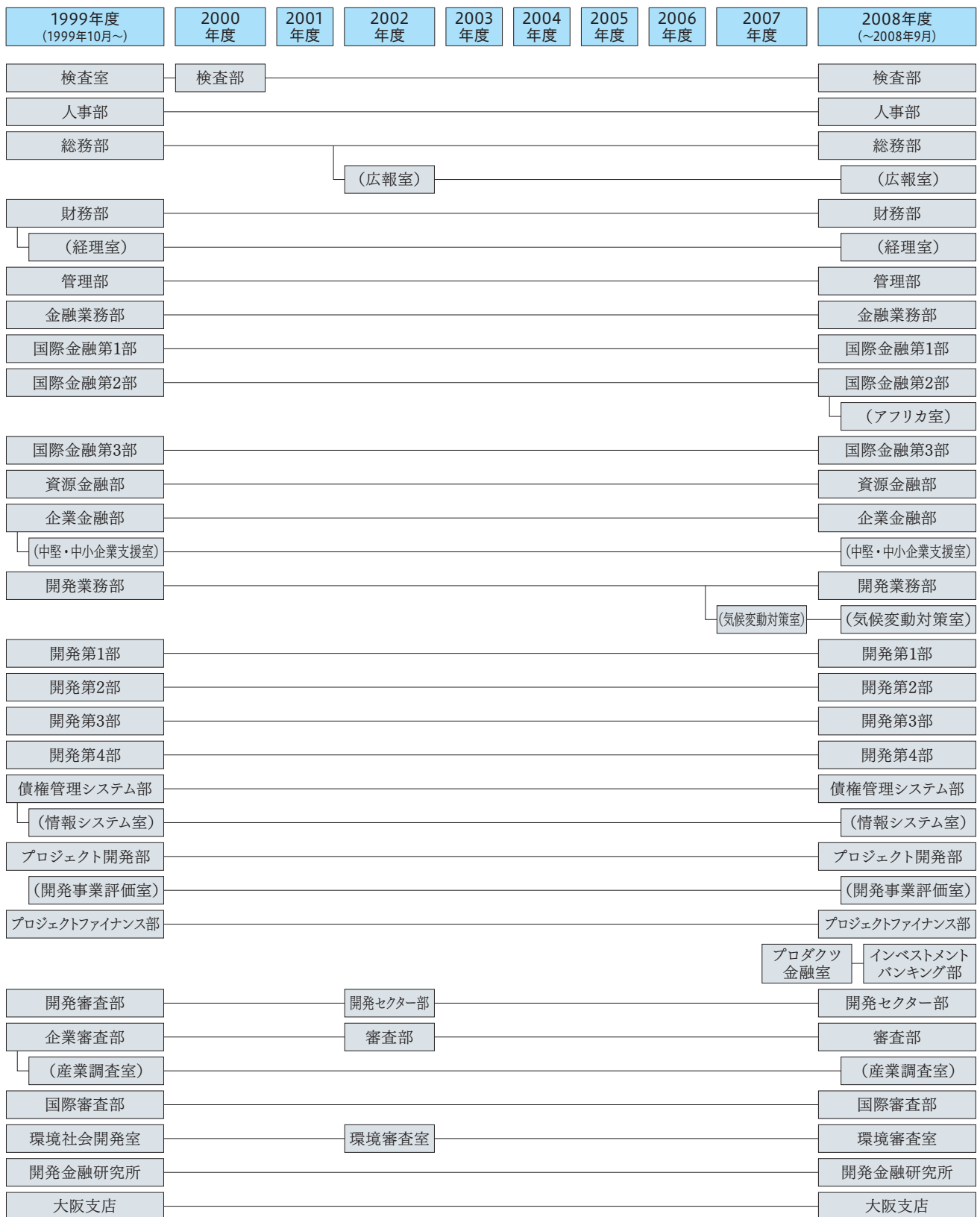
(単位:百万円)

	年度	2017	2018
経常収益		390,060	479,113
資金運用収益		336,768	450,798
貸出金利息		323,960	435,549
有価証券利息配当金		1,846	1,676
預け金利息		10,948	13,538
その他の受入利息		12	34
役務取引等収益		23,914	23,030
その他業務収益		128	272
その他経常収益		29,248	5,012
償却債権取立益		0	3,208
その他の経常収益		29,248	1,804
経常費用		327,996	426,085
資金調達費用		249,256	365,878
借入金利息		115,370	156,898
社債利息		90,627	113,064
金利スワップ支払利息		43,192	95,797
その他の支払利息		65	118
役務取引等費用		2,043	2,993
その他業務費用		5,363	2,638
営業経費		19,660	21,200
その他経常費用		51,672	33,375
貸倒引当金繰入額		51,528	19,561
その他の経常費用		144	13,814
経常利益		62,063	53,028
特別利益		9	6
固定資産処分益		9	6
特別損失		8	
固定資産処分損		8	
税金等調整前当期純利益		62,065	53,034
法人税、住民税及び事業税		0	4
法人税等合計		0	4
当期純利益		62,064	53,030
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△ 17	7
親会社株主に帰属する当期純利益		62,081	53,022

組織・法改正他

40. 機構の変遷(部室・支店)

国際協力銀行（1999年10月1日～2008年9月30日）



40. 機構の変遷(部室)

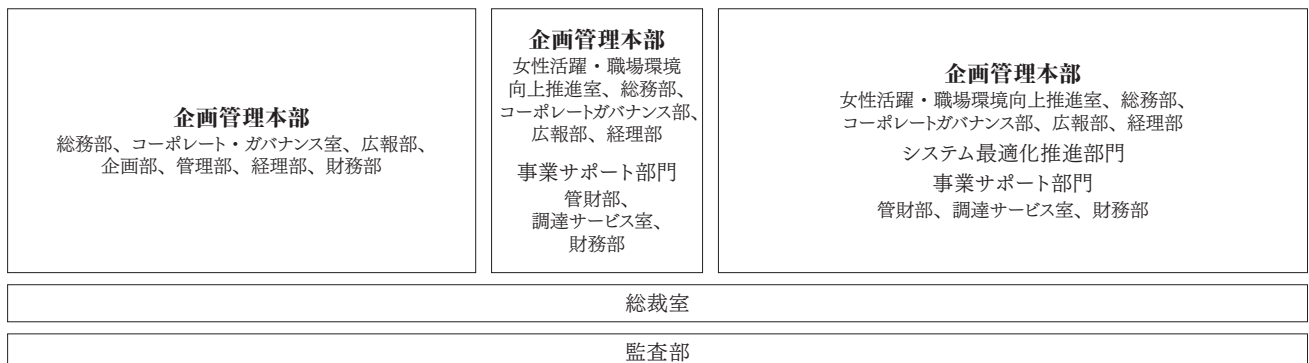
株式会社日本政策金融公庫／国際協力銀行（2008年10月1日～2012年3月31日）

2008年度 (2008年10月～)	2009年度	2010年度	2011年度
-----------------------	--------	--------	--------

【国際協力銀行】



【国内事業部門との共通部門等】

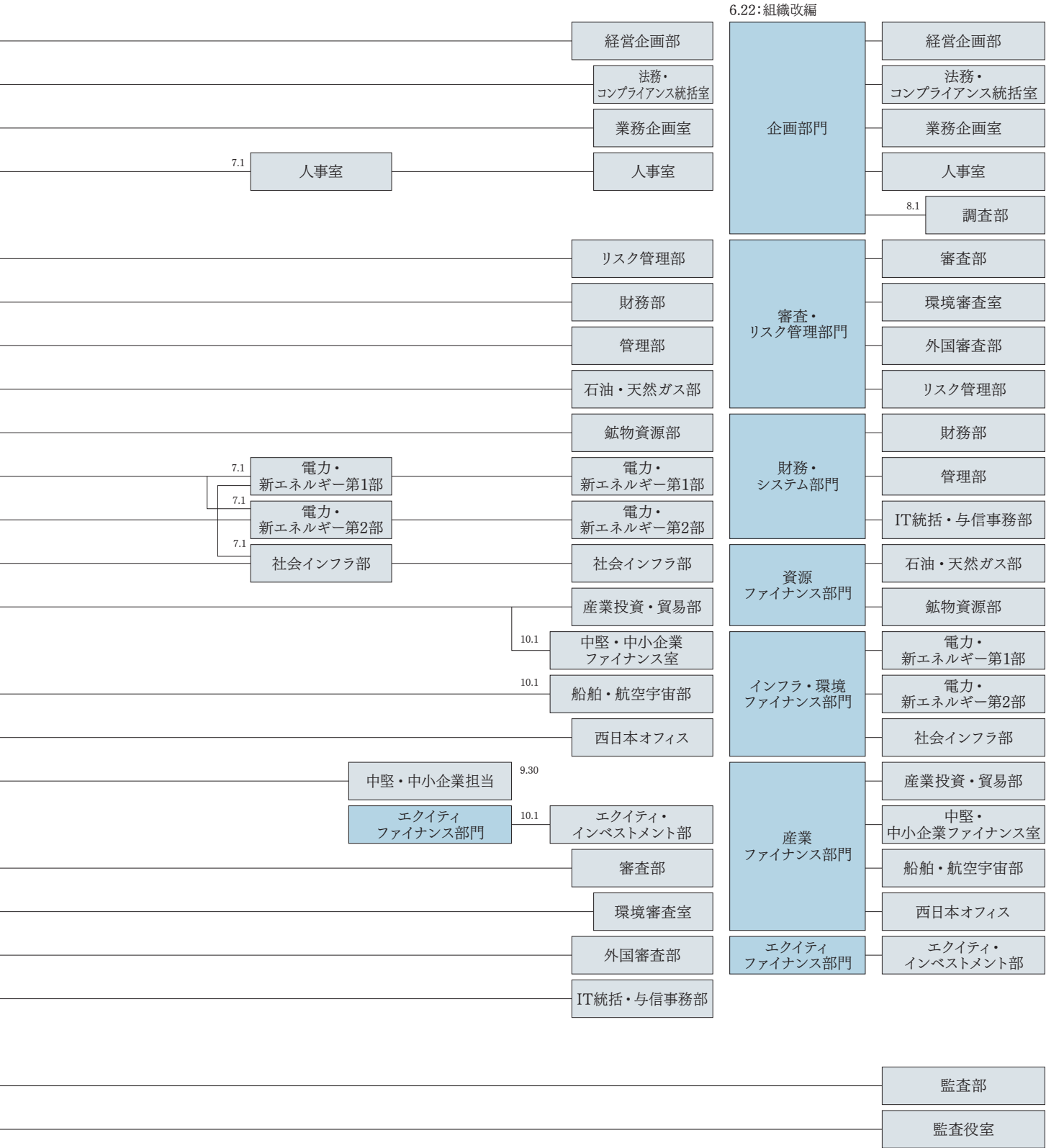


40. 機構の変遷(部室)

株式会社国際協力銀行 (2012年4月1日～2019年3月31日)

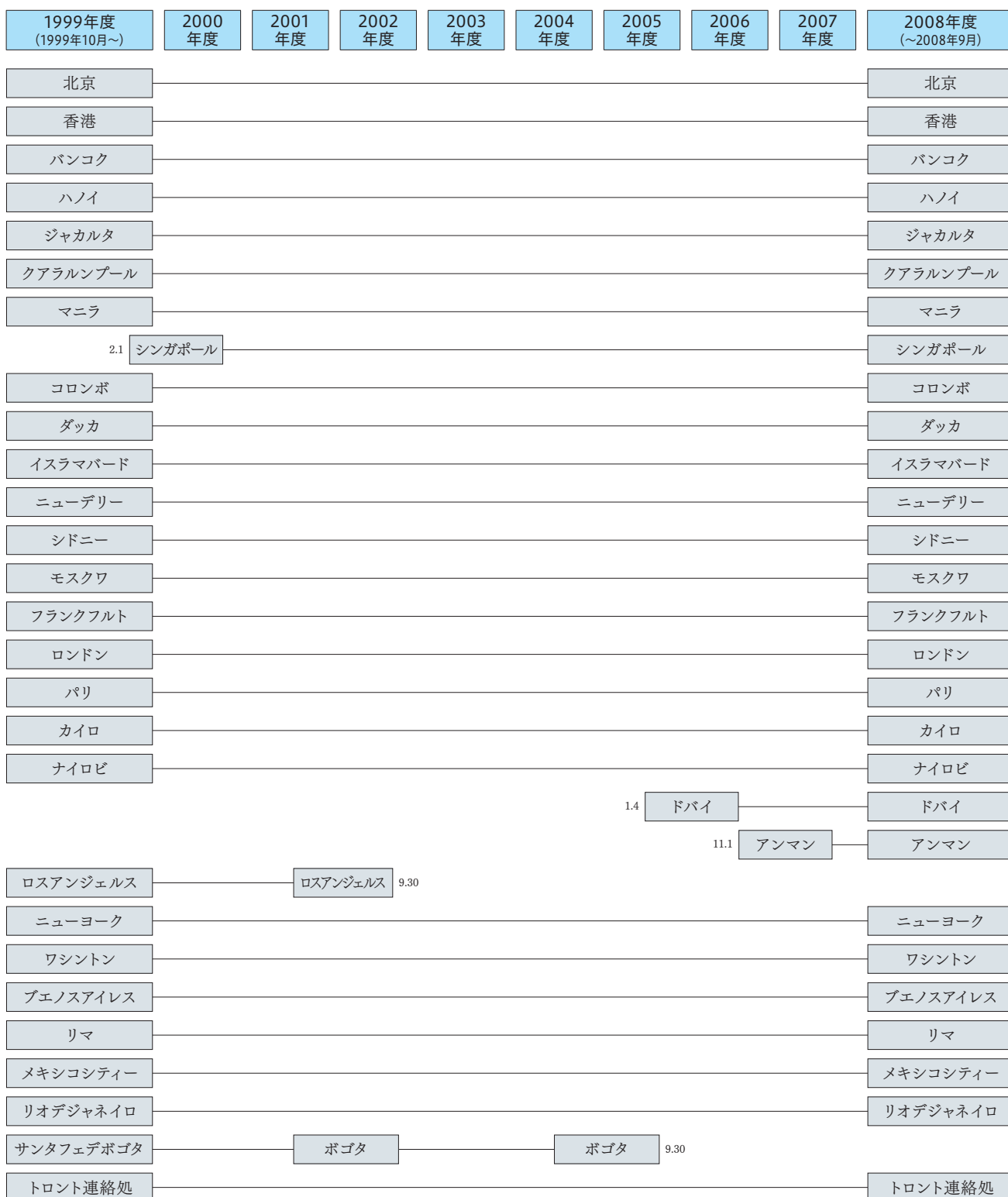


2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
--------	--------	--------	--------



40. 機構の変遷(駐在員事務所)

国際協力銀行 (1999年10月1日～2008年9月30日)



40. 機構の変遷(駐在員事務所)

株式会社日本政策金融公庫／国際協力銀行（2008年10月1日～2012年3月31日）

2008年度 (2008年10月～)	2009年度	2010年度	2011年度
北京			北京
香港			香港 9.30
バンコク			バンコク
ハノイ			ハノイ
ジャカルタ			ジャカルタ
マニラ			マニラ
シンガポール			シンガポール
ニューデリー			ニューデリー
シドニー			シドニー
モスクワ			モスクワ
フランクフルト			フランクフルト 9.30
ロンドン			ロンドン
パリ			パリ
ドバイ			ドバイ
ニューヨーク			ニューヨーク
ワシントン			ワシントン
ブエノスアイレス			ブエノスアイレス
メキシコシティ			メキシコシティ
リオデジャネイロ			リオデジャネイロ
トロント連絡処		トロント連絡処 9.30	

40. 機構の変遷(駐在員事務所)

株式会社国際協力銀行 (2012年4月1日～2019年3月31日)

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
シンガポール						シンガポール
北京						北京
バンコク						バンコク
ハノイ						ハノイ
ジャカルタ						ジャカルタ
マニラ						マニラ
ニューデリー						ニューデリー
シドニー	6.30					
ロンドン						ロンドン
モスクワ						モスクワ
パリ						パリ
ドバイ						ドバイ
ニューヨーク						ニューヨーク
ワシントン						ワシントン
ブエノスアイレス						ブエノスアイレス
メキシコシティ						メキシコシティ
リオデジャネイロ						リオデジャネイロ

41. 役員在任期間

国際協力銀行

(1999年10月1日～2008年9月30日)

氏名	在任期間	
	就任	退任・異動
総裁		
保田 博	1999年 10月 1日	2001年 6月29日
篠沢 恭助	2001年 6月29日	2007年 9月30日
田波 耕治	2007年 10月 1日	2008年 9月30日
副総裁		
篠沢 恭助	1999年 10月 1日	2001年 6月29日
長瀬 要石	1999年 10月 1日	2001年 6月29日
田波 耕治	2001年 6月29日	2007年 9月30日
神 信一	2001年 6月29日	2004年 10月 1日
森田 嘉彦	2004年 10月 1日	2008年 9月30日
理事		
篠塚 徹	1999年 10月 1日	2000年 3月31日
林 康夫	1999年 10月 1日	2000年 6月23日
梅田 和範	1999年 10月 1日	2000年 10月 2日
内田 富夫	1999年 10月 1日	2000年 10月 3日
大塚 功一	1999年 10月 1日	2001年 2月16日
神 信一	1999年 10月 1日	2001年 6月29日
丸川 和久	1999年 10月 1日	2003年 9月30日
古角 光一	2000年 4月 1日	2001年 3月31日
岩田 満泰	2000年 7月17日	2003年 9月30日
森田 嘉彦	2000年 10月 2日	2004年 10月 1日
河村 悦孝	2000年 10月 3日	2002年 10月 6日
浜中 秀一郎	2001年 2月16日	2002年 9月 1日
河野 善彦	2001年 4月 1日	2003年 9月30日
山田 高行	2001年 7月10日	2005年 9月30日
志賀 櫻	2002年 9月 1日	2003年 1月17日
古屋 昭彦	2002年 11月15日	2006年 4月11日
岩下 正巖	2003年 4月14日	2006年 10月31日
岡本 一	2003年 10月 1日	2005年 9月30日
丹 圭一	2003年 10月 1日	2005年 9月30日
野崎 茂	2003年 10月 1日	2007年 3月31日
星 文雄	2004年 10月 1日	2008年 9月30日
近藤 純一	2005年 10月 1日	2007年 9月30日
武田 薫	2005年 10月 1日	2007年 9月30日
齋藤 浩	2005年 10月 1日	2007年 9月30日
塩口 哲	2006年 4月12日	2008年 9月30日
森本 学	2006年 11月 1日	2008年 7月13日
吉田 巨	2007年 4月 1日	2008年 9月30日
角谷 講治	2007年 10月 1日	2008年 9月30日
松井 英生	2007年 10月 1日	2008年 9月30日
新井 泉	2007年 10月 1日	2008年 9月30日
大村 雅基	2008年 7月27日	2008年 9月30日
監事		
渡辺 孝夫	1999年 10月 1日	2002年 8月 1日
下村 恭民	1999年 10月 1日	2003年 3月31日
古館 康生	2002年 8月 1日	2006年 10月 1日
豊岡 弘昌	2003年 4月 1日	2006年 3月 7日
成田 頼博	2006年 4月12日	2008年 9月30日
佐藤 久尚	2006年 10月 1日	2008年 9月30日

株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行）

(2008年10月1日～2012年3月31日)

氏名	在任期間	
	就任	退任・異動
代表取締役総裁		
安居 祥策	2008年 10月 1日	
代表取締役副総裁		
細川 興一	2008年 10月 1日	
渡辺 博史 ※1	2008年 10月 1日	2012年 3月31日
代表取締役専務取締役		
勝野 龍平	2008年 10月 1日	
坂野 雅敏	2008年 10月 1日	
村瀬 吉彦	2008年 10月 1日	
森田 嘉彦 ※2	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
専務取締役		
板東 一彦	2010年 6月22日	
代表取締役常務取締役		
星 文雄 ※3	2011年 6月22日	2012年 3月31日
常務取締役		
板東 一彦	2008年 10月 1日	2010年 6月22日
大村 雅基	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
谷川 浩道	2008年 10月 1日	2011年 4月30日
飛田 康隆	2008年 10月 1日	
中村 吉夫	2008年 10月 1日	
藤塚 明	2008年 10月 1日	2010年 6月22日
村瀬 卓男	2008年 10月 1日	2011年 5月31日
原 雅彦	2011年 6月22日	2012年 3月31日
皆川 博美	2011年 6月22日	
山本 耕三	2011年 6月22日	
取締役		
星 文雄	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
松井 哲夫	2008年 10月 1日	2011年 5月31日
松本 敏夫	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
皆川 博美	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
宮原 正治	2008年 10月 1日	
茂木 博夫	2008年 10月 1日	
吉田 正己	2010年 6月22日	
中西 孝平	2011年 6月22日	2012年 3月31日
光増 安弘	2011年 6月22日	
山崎 康史	2011年 6月22日	
山本 雅史	2011年 6月22日	
社外取締役		
中村 邦夫	2008年 10月 1日	2011年 1月31日
早川 祥子	2008年 10月 1日	
三木 啓史	2011年 6月22日	
常勤監査役		
野村 克文	2008年 10月 1日	
岩切 洋一郎	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
金森 潤	2011年 6月22日	
社外監査役		
池田 敏夫	2008年 10月 1日	
篠塚 英子	2008年 10月 1日	2009年 3月31日
高橋 伸子	2009年 6月30日	
特別参与 ※4		
松井 英生	2008年 10月 1日	2009年 8月31日
角谷 講治	2008年 10月 1日	2010年 5月18日
中西 孝平	2008年 10月 1日	2011年 6月22日
中野 陽一	2009年 9月 1日	2011年 6月 8日
内藤 貴也	2010年 6月22日	
矢島 浩一	2011年 6月22日	
柚原 一夫	2011年 7月15日	

※1 国際協力銀行経営責任者

※2 国際協力銀行副経営責任者

※3 国際協力銀行経営責任者補佐

※4 国際協力銀行特別参与

(注) 2012年3月31日までの異動を掲載。

41. 役員在任期間(つづき)

株式会社国際協力銀行
(2012年4月1日～2019年3月31日)

氏名	在任期間	
	就任	退任・異動
代表取締役総裁		
奥田 碩	2012年 4月 1日	2013年 12月26日
渡辺 博史	2013年 12月26日	2016年 6月23日
近藤 章	2016年 6月23日	2018年 6月21日
前田 匡史	2018年 6月21日	
代表取締役副総裁		
渡辺 博史	2012年 4月 1日	2013年 12月26日
矢島 浩一	2013年 12月26日	2016年 6月23日
前田 匡史	2016年 6月23日	2018年 6月21日
林 信光	2018年 6月21日	
代表取締役専務取締役		
星 文雄	2012年 4月 1日	2013年 12月26日
前田 匡史	2013年 12月26日	2016年 6月23日
林 信光	2016年 6月23日	2018年 6月21日
天川 和彦	2018年 6月21日	
常務取締役 ※取締役(～2017年6月22日)		
中西 孝平	2012年 4月 1日	2013年 6月25日
矢島 浩一	2013年 6月25日	2013年 12月26日
小杉 俊行	2013年 12月26日	2015年 6月23日
安間 匡明	2015年 6月23日	2017年 6月22日
長谷川 靖	2017年 6月22日	
林 健一郎	2017年 6月22日	2018年 6月21日
武 貞達彦	2017年 6月22日	
黒石 邦典	2018年 6月21日	
社外取締役		
近藤 章	2012年 4月 1日	2016年 6月23日
小泉 慎一	2016年 6月23日	
川村 嘉則	2018年 6月21日	
常勤監査役		
井本 裕	2012年 4月 1日	2016年 6月23日
太田 康雄	2016年 6月23日	
社外監査役		
西尾 進路	2012年 4月 1日	2015年 6月23日
五十嵐 達朗	2012年 4月 1日	2017年 6月22日
玉井 裕子	2015年 6月23日	
土屋 光章	2017年 6月22日	
常務執行役員 ※執行役員(～2017年6月22日)		
矢島 浩一	2012年 4月 1日	2013年 6月25日
内藤 貴也	2012年 4月 1日	2012年 4月30日
柚原 一夫	2012年 4月 1日	2013年 6月25日
原 雅彦	2012年 4月 1日	2013年 6月25日
前田 匡史	2012年 5月 1日	2013年 12月26日
小杉 俊行	2013年 6月25日	2013年 12月26日
木村 茂樹	2013年 6月25日	2017年 6月22日
波多野 淳彦	2013年 6月25日	2015年 7月30日
安間 匡明	2013年 12月26日	2015年 6月23日
家田 嗣也	2013年 12月26日	2015年 6月23日
林 健一郎	2015年 6月23日	2017年 6月22日
内藤 英雄	2015年 6月23日	2017年 7月31日
吉田 泰彦	2015年 8月 1日	2016年 9月30日
天川 和彦	2016年 6月23日	2018年 6月21日
黒石 邦典	2016年 10月 1日	2018年 6月21日
藤野 真司	2016年 10月 1日	
山田 正明	2017年 6月22日	
田中 一彦	2017年 6月22日	
舟田 豊	2017年 6月22日	
弓倉 和久	2017年 8月 1日	
西谷 毅	2018年 6月21日	
橋山 重人	2018年 6月21日	

(注)2019年3月31日までの異動を掲載。

42. 国際協力銀行法改正の推移

1999(平成11)年4月23日	法律第三十五号(国際協力銀行法) 改正
1999(平成11)年12月22日	法律第六十号(中央省庁等改革関係法施行法)
2000(平成12)年5月31日	法律第九十九号(資金運用部資金法等の一部を改正する法律)
2002(平成14)年5月31日	法律第五十六号(政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律)
2002(平成14)年12月13日	法律第五十二号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
2004(平成16)年6月2日	法律第七十六号(破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
2004(平成16)年12月3日	法律第五十四号(信託業法)
2005(平成17)年7月26日	法律第八十七号(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
2005(平成17)年11月7日	法律百十二号(会計検査院法の一部を改正する法律)
2006(平成18)年6月2日	法律第五十号(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
2006(平成18)年6月14日	法律第六十六号(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
2006(平成18)年11月15日	法律百号(独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律) 廃止
2007(平成19)年5月25日	法律第五十七号(株式会社日本政策金融公庫法)

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要	
第一章 総 則 【目的】 第一条 【定義】 第二条 【法人格】 第三条 【事務所】 第四条 【資本金】 第五条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。</p>		
	1999. 4.23	<p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 設備の輸出等 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。</p> <p>二 重要物資の輸入等 我が国の外国との貿易関係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術を輸入し又は受け入れることをいう。</p> <p>三 出資外国法人等 我が国の法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）の出資（株式又は持分の所有を含む。以下同じ。）に係る外国の法人等（我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>四 外国政府等 外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。</p> <p>五 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他大蔵大臣が定める外国法人をいう。</p> <p>五 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他財務大臣が定める外国法人をいう。</p> <p>六 銀行等 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。</p> <p>七 開発事業 開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため緊要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。）をいう。</p> <p>八 協調融資 銀行等が国際協力銀行とともに資金の貸付けを行うことをいう。</p>		
	1999.12.22 (2001. 1. 6)			中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、法人とする。</p>		
	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、主たる事務所を東京都に置く。</p> <p>2 国際協力銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p>		
	1999. 4.23	<p>国際協力銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国際協力銀行に追加して出資することができる。</p> <p>3 国際協力銀行は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。この場合において、当該資本金は、第四十一条第一項に定める経理の区分に従い、同項各号の業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p>		

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【登 記】 第 六 条	1999. 4.23	国際協力銀行は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。	
【名称の使用制限】 第 七 条	1999. 4.23	国際協力銀行でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。 2 銀行法第六条第二項の規定は、国際協力銀行には適用しない。	
【民法の準用】 第 八 条	1999. 4.23	民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、国際協力銀行について準用する。	
第 二 章 役員及び職員			
【役 員】 第 九 条	1999. 4.23	国際協力銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。	
【役員の仕事及び権限】 第 十 条	1999. 4.23	総裁は、国際協力銀行を代表し、その業務を総理する。 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、国際協力銀行を代表し、総裁を補佐して国際協力銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、総裁の定めるところにより、国際協力銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して国際協力銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。 4 監事は、国際協力銀行の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	6 経済企画庁長官は、前項の規定による意見の提出を受けたときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に通知しなければならない。 6 削除	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項削除)
【役員の任命】 第 十 一 条	1999. 4.23	総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	総裁及び監事は、財務大臣が任命する。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。 2 副総裁は、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。 3 理事は、総裁が任命する。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
【役員の任期】 第 十 二 条	1999. 4.23	総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。	
【役員の欠格条項】 第 十 三 条	1999. 4.23	政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。	
【役員の解任】 第 十 四 条	1999. 4.23	内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	財務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任することができる。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	2 財務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任することができる。 一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基づいてする内閣総理大臣若しくは主務大臣の命令に違反したとき。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基づいてする財務大臣若しくは主務大臣の命令に違反したとき。 二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。 三 破産の宣告を受けたとき。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	2004. 6. 2 (2005. 1. 1)	三 破産手続開始の決定を受けたとき。 四 心身の故障により職務を執ることができないとき。	破産法の施行に伴う 関係法律の整備等に 関する法律による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	3 内閣総理大臣は、国際協力銀行の副総裁又は理事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、総裁に対しその役員を解任を命ずることができる。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	3 財務大臣は、国際協力銀行の副総裁又は理事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、総裁に対しその役員を解任を命ずることができる。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
【役員 の 兼 職 禁 止】			
第十五条	1999. 4.23	役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官及び大蔵大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、財務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
【代表権 の 制限】			
第十六条	1999. 4.23	国際協力銀行と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が国際協力銀行を代表する。	
【代理人 の 選 任】			
第十七条	1999. 4.23	総裁、副総裁及び理事は、国際協力銀行の職員のうちから、国際協力銀行の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。	
【職員 の 任 命】			
第十八条	1999. 4.23	国際協力銀行の職員は、総裁が任命する。	
【役員及び職員 の 秘密保持義務】			
第十九条	1999. 4.23	国際協力銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。	
【役員及び職員 の 地位】			
第二十条	1999. 4.23	国際協力銀行の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
【役員 の 給 与 及 び 退 職 手 当 の 支 給 の 基 準】			
第二十一条	1999. 4.23	国際協力銀行は、その役員 の 給 与 及 び 退 職 手 当 の 支 給 の 基 準 を 社 会 一 般 の 情 勢 に 適 合 し た も の と な る よ う 定 め、こ れ を 公 表 し な け れ ば な ら ない。こ れ を 変 更 し た と き も、同 様 と す る。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【海外経済協力業務 運営協議会】 第 二 十 二 条	1999. 4.23 1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>国際協力銀行に、海外経済協力業務運営協議会を置く。</p> <p>2 海外経済協力業務運営協議会は、総裁の諮問に応じ、国際協力銀行の次条第二項に規定する業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。</p> <p>3 海外経済協力業務運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることができる。</p> <p>4 <u>海外経済協力業務運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>海外経済協力業務運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから外務大臣が任命する委員十五人以内で組織する。</u></p> <p>5 前各項に定めるもののほか、海外経済協力業務運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
第 三 章 業 務 【業務の範囲】 第 二 十 三 条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの（以下「国際金融等業務」という。）を行う。</p> <p>一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。</p> <p>二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。</p> <p>三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金（短期資金を除く。）を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務を保証し、又は我が国の法人等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務を保証した場合においてその保証債務を保証すること。</p> <p>四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務を保証し、又は当該資金を調達するために当該外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関が発行する公債、社債若しくはこれに準ずる債券（以下「公債等」という。）を応募その他の方法により取得し、若しくは当該公債等に係る債務を保証すること。</p> <p>五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行（以下「国際通貨基金等」という。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。</p> <p>六 我が国からの設備の輸出等により我が国の法人等に対して債務を有する者が、その者の居住国（その者が外国の政府であるときは、当該外国。以下この号において同じ。）の国際収支上の理由により当該債務を履行することが著しく困難である場合に、当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
第二十四条		<p>七 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者（我が国の法人等を除く。）に対してその保証債務を保証すること。</p> <p>八 前各号の業務に関連して必要な調査を行うこと。</p> <p>九 第一号から第七号までの業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。）を行う。</p> <p>一 開発途上地域の外国政府等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。</p>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>一 開発途上地域の外国政府等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。</p> <p>三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999. 4.23	<p>前条第一項第一号に規定する業務のうち開発途上地域以外の地域に係るものは、我が国の輸出入市場の開拓又は確保のため特に必要なものとして政令で定める場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 前条第一項第二号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合（当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大蔵大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。）に限り、行うことができる。</p>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>2 前条第一項第二号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合（当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で財務大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。）に限り、行うことができる。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
		<p>3 前条第一項第三号に規定する業務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める場合に限り、行うことができる。</p> <p>一 開発途上地域以外の地域に係るもの 我が国と当該地域との貿易その他の経済関係の健全な発展に寄与し、又は国民経済に不可欠な資源、設備その他の製品若しくは技術の確保若しくは開発に寄与すると認められる場合</p> <p>二 我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるもの 当該法人等に対して直接貸し付ける場合</p> <p>三 外国政府等又は出資外国法人等（我が国の法人等が株式又は持分の全部を所有しているものを除く。以下この号において同じ。）が海外において行う事業に直接に充てられる資金及び外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に外国政府等又は外国の法人等を通じて間接に充てられる資金（我が国の法人等が外国政府等又は外国の法人等に貸し付けるために必要な資金を除く。）に係る債務の保証 銀行等が当該資金の貸付けを行った場合</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
	1999.12.22	<p>4 前条第一項第四号に規定する業務のうち貸し付けられた資金に係る債務の保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合に限り、行うことができる。</p> <p>5 前条第一項第五号に規定する業務は、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が确实と見込まれる場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに限り、<u>大蔵大臣</u>の認可を受けて行うことができる。</p> <p>5 前条第一項第五号に規定する業務は、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が确实と見込まれる場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに限り、<u>財務大臣</u>の認可を受けて行うことができる。</p> <p>一 国際通貨基金等（国際協力銀行を除く。）による経済支援資金の全部又は一部の供与が行われることにより、当該貸付けに係る資金の償還が確保されることとなっている場合</p> <p>二 当該貸付けについて确实な担保を徴する場合</p> <p>6 前条第一項第六号に規定する業務は、当該居住国における同種の債務に係る債権を有する者の居住国と協調して行う必要がある場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。</p> <p>7 前条第一項に規定する業務のうち次に掲げるものは、その貸付け、保証しようとする債務に係る貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資の場合に限り、行うことができる。ただし、第一号に掲げるものにあつては、銀行等が国際協力銀行とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、国際協力銀行による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>一 前条第一項第一号から第三号までに規定する資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの</p> <p>二 前条第一項第一号に規定する保証で外国政府等又は外国の法人等の債務に係るもの</p> <p>三 前条第一項第一号から第四号までに規定する銀行等の貸付債権の譲受け</p> <p>8 前条第一項第八号に規定する業務は、同項第一号から第七号までに規定する業務の円滑かつ効果的な実施に必要な最小限の場合に限り、行うことができる。</p>	<p>中央省庁等改革関係 法施行法による改正</p>
<p>第二十五条</p>	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資（以下「資金の貸付け等」という。）について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。</p> <p>2 国際協力銀行は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け等を行うことが困難と認められる場合に限り、資金の貸付け等を行うことができる。</p> <p>3 第二十三条第一項の規定による資金の貸付け等は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る債権の回収、当該取得に係る公債等の償還、当該保証に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が确实であると認められる場合に限り、行うことができる。</p> <p>4 第二十三条第一項第一号から第七号までの規定による貸付金の利率及び債務の保証の料率は、第四十一条第一項第一号の業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の貸付利率及び債務の保証料率を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号若しくは第二号の開発事業に係る事業計画又は同項第一号の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同項第一号又は第二号の規定による資金の貸付け又は出資をすることができる。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【海外経済協力業務 実施方針】 第二十六条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号の業務について、<u>総理府令</u>で定めるところにより、その業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針（以下「海外経済協力業務実施方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 国際協力銀行は、海外経済協力業務実施方針を定めようとするときは、<u>経済企画庁長官</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 国際協力銀行は、前項の規定による<u>経済企画庁長官</u>の承認を受けたときは、遅滞なく、海外経済協力業務実施方針を公表しなければならない。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項追加)
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号の業務について、<u>外務省令</u>で定めるところにより、その業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針（以下「海外経済協力業務実施方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 国際協力銀行は、海外経済協力業務実施方針を定めようとするときは、<u>外務大臣</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 <u>外務大臣</u>は、前項の規定により承認をしようとする場合においては、<u>海外経済協力業務の効果的かつ効率的な実施に資するため、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4 国際協力銀行は、第二項の規定による<u>外務大臣</u>の承認を受けたときは、遅滞なく、海外経済協力業務実施方針を公表しなければならない。</p>	
【業務方法書】 第二十七条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、業務の開始の際、業務方法書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、<u>総理府令・大蔵省令</u>で定める。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、<u>外務省令・財務省令</u>で定める。</p>	
【委託業務に従事する 銀行等の役員及び 職員の地位】 第二十八条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、銀行等に対し、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により国際協力銀行の業務の委託を受けた銀行等（以下「受託者」という。）の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	
第 四 章 財 務 及 び 会 計 【事業年度】 第二十九条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。</p>	
【予算】 第三十条	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを<u>経済企画庁長官</u>を経由して<u>大蔵大臣</u>に提出しなければならない。</p>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>国際協力銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを<u>財務大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の収入は、貸付金の利息、公債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十五条第一項の規定による借入金の利子、同項又は同条第八項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。</p> <p>3 <u>大蔵大臣</u>は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要	
第 三 十 一 条	1999.12.22 (2001. 1. 6)	3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正	
		4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。		
		5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、 <u>大蔵大臣が定める。</u>		
		1999.12.22 (2001. 1. 6)	5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、 <u>財務大臣が定める。</u>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項追加)
		6 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、 <u>遅滞なく、これを外務大臣に通知しなければならない。</u>		
		1999. 4.23	前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 四 その他当該予算の参考となる書類	
	【予備費】			
	第 三 十 二 条	1999. 4.23	予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、国際協力銀行の予算に予備費を設けることができる。	
	【予算の議決】			
	第 三 十 三 条	1999. 4.23	国際協力銀行の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。	
【予算の通知】				
第 三 十 四 条	1999. 4.23	内閣は、国際協力銀行の予算が国会の議決を経たときは、 <u>大蔵大臣及び経済企画庁長官</u> を経由して、直ちにその旨を国際協力銀行に通知するものとする。		
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	内閣は、国際協力銀行の予算が国会の議決を経たときは、 <u>財務大臣</u> を経由して、直ちにその旨を国際協力銀行に通知するものとする。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正	
		2 国際協力銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。		
		3 <u>大蔵大臣</u> は、第一項の規定による通知があったときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。		
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	3 財務大臣は、第一項の規定による通知があったときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項追加)	
		4 財務大臣は、第一項の規定による通知があったときは、 <u>遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。</u>		
【補正予算】				
第 三 十 五 条	1999. 4.23	国際協力銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第三十一条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添え、 <u>経済企画庁長官</u> を経由して <u>大蔵大臣</u> に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。 2 第三十条第二項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。		
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	国際協力銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第三十一条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添え、 <u>財務大臣</u> に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【暫定予算】 第三十六条	1999. 4.23	2 第三十条第二項から第六項まで及び前二条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。 国際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、 <u>経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出することができる。</u>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	2 第三十条第二項から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。 国際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、 <u>財務大臣に提出することができる。</u> 2 第三十条第二項から第六項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。 3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとしなす。	
【予算の執行】 第三十七条	1999. 4.23	国際協力銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。	
	1999. 4.23	第三十八条 国際協力銀行は、予算で指定する経費の金額については、 <u>大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。</u> 2 <u>国際協力銀行は、前項の規定により承認を受けようとするときは、経済企画庁長官を経由してしなければならない。</u> 3 <u>大蔵大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</u>	
第三十九条	1999.12.22 (2001. 1. 6)	国際協力銀行は、予算で指定する経費の金額については、 <u>財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。</u> 2 削除 2 <u>財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</u> 3 <u>財務大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。</u>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項削除・追加)
	1999. 4.23	国際協力銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を <u>経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に通知しなければならない。</u> 2 <u>大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</u>	
1999.12.22 (2001. 1. 6)	国際協力銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を <u>財務大臣に通知しなければならない。</u> 2 <u>財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</u> 3 <u>財務大臣は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。</u>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項追加)	
【財務諸表等】 第四十条	1999. 4.23	国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、 <u>経済企画庁長官に届け出なければならない。</u>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度	

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
2002.12.13 (2003. 2. 3)	<p>ごとに作成し、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、財務大臣に届け出なければならない。</p> <p><u>国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第四十三条第一項において同じ。）を含む。）を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書（当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、財務大臣に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 経済企画庁長官は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。</u></p>	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正（電磁的記録による財務諸表の提出を認めるためのもの）
1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 国際協力銀行は、第一項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令・大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>4 国際協力銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、総理府令・大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>5 第三項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。</u></p>	中央省庁等改革関係法施行法による改正（条項削除）
1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p><u>2 国際協力銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>3 国際協力銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。</u></p> <p><u>5 財務大臣は、第一項の規定による届け出を受けたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。</u></p>	中央省庁等改革関係法施行法による改正（条項追加）
【区分経理】 第 四 十 一 条	<p>1999. 4.23 国際協力銀行は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 国際金融等業務</p> <p>二 海外経済協力業務</p> <p>2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。</p> <p>一 附則第六条第四項の規定により国際協力銀行に出資があったものとされた金額 国際金融等業務に係る勘定（以下「国際金融等勘定」という。）</p> <p>二 附則第七条第四項の規定により国際協力銀行に出資があったものとされた金額 海外経済協力業務に係る勘定（以下「海外経済協力勘定」という。）</p>	
【決算】 第 四 十 二 条	<p>1999. 4.23 国際協力銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【利益及び損失の処理 並びに国庫納付金】 第 四 十 三 条	1999. 4.23	国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第四十条第一項の規定により経済企画庁長官に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、 <u>経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。</u>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第四十条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、 <u>財務大臣に提出しなければならない。</u>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	2002.12.13 (2003. 2. 3)	国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第四十条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。 2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。	行政手続等における 情報通信の技術の利用 に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等 に関する法律による改正 (電磁的記録による財務諸表の 提出を認めるためのもの)
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。 3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。 4 国際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	4 国際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。 6 財務大臣は、第一項の規定による決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、遅滞なく、これを外務大臣に通知しなければならない。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正 (条項追加)
	1999. 4.23	国際協力銀行は、毎事業年度、国際金融等勘定の損益計算において利益を生じたときは、準備金として、政令で定める基準により計算した額を、国際金融等勘定に整理された資本金の額と同額に達するまでは、積み立てなければならない。 2 国際協力銀行は、毎事業年度、海外経済協力勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、海外経済協力勘定に整理された資本金の額と同額に達するまでは、積み立てなければならない。 3 国際協力銀行は、毎事業年度、海外経済協力勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 4 第一項の準備金又は第二項の積立金は、その属する勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。 5 国際協力銀行は、第四十一条第一項各号の業務に係る勘定ごとに、第一項の規定による毎事業年度の損益計算において生じた利益から同項	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【借入金及び国際協力銀行債券】</p> <p>第 四 十 五 条</p>	1999. 4.23	<p>の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額及び第二項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。</p> <p>6 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、第五項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>国際協力銀行は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府若しくは銀行その他の金融機関から資金の借入れをし、又は国際協力銀行債券（第四十七条第四項を除き、以下「銀行債券」という。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の規定による資金の借入れ又は銀行債券の発行により調達した資金は、第四十一条第一項に定める経理の区分に従い、同項各号の業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による銀行その他の金融機関からの資金の借入れは、資金繰りのため必要がある場合その他総理府令・大蔵省令で定める場合において、短期借入金に限り、行うことができる。</p> <p>4 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として総理府令・大蔵省令で定める場合には、その償還することができない金額に限り、<u>経済企画庁長官及び大蔵大臣の認可</u>を受けてこれを借り換えることができる。</p>	<p>中央省庁等改革関係 法施行法による改正</p>
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>3 第一項の規定による銀行その他の金融機関からの資金の借入れは、資金繰りのため必要がある場合その他<u>財務省令</u>で定める場合において、短期借入金に限り、行うことができる。</p> <p>4 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として<u>財務省令</u>で定める場合には、その償還することができない金額に限り、<u>財務大臣の認可</u>を受けてこれを借り換えることができる。</p> <p>5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。</p> <p>6 国際協力銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第一項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針を作成し、<u>経済企画庁長官及び大蔵大臣の認可</u>を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>7 国際協力銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>経済企画庁長官及び大蔵大臣</u>に届け出なければならない。</p>	
1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>6 国際協力銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第一項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針を作成し、<u>財務大臣の認可</u>を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>7 国際協力銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>財務大臣</u>に届け出なければならない。</p> <p>8 第一項に定めるもののほか、国際協力銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。</p> <p>9 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>中央省庁等改革関係 法施行法による改正</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
	2004.12. 3 (2004.12.30) 2006. 6.14 (2007. 9.30) 2004.12. 3 (2004.12.30) 2005. 7.26 (2006. 5. 1) 2006. 6.14 (2007. 9.30)	10 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 11 <u>国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</u> 11 <u>国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。</u> 11 <u>国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。</u> 12 <u>商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</u> 12 <u>商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。</u> 12 <u>会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。</u> 12 <u>会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は金融商品取引業を行う者について準用する。</u> 13 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。	信託業法による改正 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正 信託業法による改正 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正
【借入金等の限度額】 第 四 十 六 条	1999. 4.23	前条第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する銀行債券の元本に係る債務の現在額の合計額（以下「借入金等の合計額」という。）は、次の各号に掲げる額が、それぞれ当該各号に定める額を超えることとなってはならない。 一 国際金融等勘定における借入金等の合計額 第五条に規定する資本金のうち国際金融等勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する準備金の額の合計額の十倍に相当する額 二 海外経済協力勘定における借入金等の合計額 第五条に規定する資本金のうち海外経済協力勘定に区分された額及び第四十四条第二項に規定する積立金の額の合計額の三倍に相当する額 2 前項の規定にかかわらず、銀行債券について、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額を超えて銀行債券を発行することができる。 3 第二十三条第一項の規定による資金の貸付け、譲受けに係る債権及び公債等の取得の現在額、保証に係る債務及び保証債務に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、第五条に規定する資本金のうち国際金融等勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する準備金の額並びに第一項第一号の規定による借入れ及び債券発行の限度額の合計額を超えることとなってはならない。	
【政府保証】 第 四 十 七 条	1999. 4.23	政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、第四十五条第一項の規定により発行する銀行債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項、第四項及び附則第八条第一項第一号において「外資受入法」という。）第二条の規定により政府が保証契約をすることができる債務を除く。第三項において同じ。）について、保証契約をすることができる。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要	
<p>【交付金】</p> <p>第 四 十 八 条</p> <p>【余裕金の運用】</p> <p>第 四 十 九 条</p>		<p>2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する銀行債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。</p> <p>3 政府は、第一項の規定によるほか、国際協力銀行が第四十五条第八項の規定により発行する銀行債券に係る債務について、保証契約をすることができる。</p> <p>4 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第四十三条第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもって表示するものに係る債務について予算をもって定める金額が、同法第四十五条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。</p>		
	1999. 4.23	政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、海外経済協力業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。		
	1999. 4.23	<p>国際協力銀行は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有</p> <p>二 <u>資金運用部への預託</u></p> <p>二 <u>財政投融资資金への預託</u></p>	<p>資金運用部資金法等の一部を改正する法律による改正</p>	
	2000. 5.31 (2001. 4. 1)	<p>三 <u>日本銀行、銀行その他経済企画庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金</u></p> <p>三 <u>日本銀行、銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金</u></p> <p>四 譲渡性預金証書の保有</p> <p>五 <u>前各号の方法に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める方法</u></p> <p>五 <u>前各号の方法に準ずるものとして財務省令で定める方法</u></p>		
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>三 <u>日本銀行、銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金</u></p> <p>四 譲渡性預金証書の保有</p> <p>五 <u>前各号の方法に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める方法</u></p> <p>五 <u>前各号の方法に準ずるものとして財務省令で定める方法</u></p>	<p>中央省庁等改革関係法施行法による改正</p>	
	1999.12.22 (2001. 1. 6)	<p>五 <u>前各号の方法に準ずるものとして財務省令で定める方法</u></p> <p>2 前項の余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。</p>	<p>中央省庁等改革関係法施行法による改正</p>	
	<p>【会計検査院の検査】</p> <p>第 五 十 条</p>	1999. 4.23	<u>会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。</u>	
		2005.11. 7 (2005.11. 7)	<u>削除</u>	<p>会計検査院法の一部を改正する法律による改正（条項削除）</p>
	<p>【総理府令・大蔵省令への委任】</p> <p>第 五 十 一 条</p>	1999. 4.23	この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、国際協力銀行の財務及び会計に関し必要な事項は、 <u>総理府令・大蔵省令</u> で定める。	
		1999.12.22 (2001. 1. 6)	この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、国際協力銀行の財務及び会計に関し必要な事項は、 <u>財務省令</u> で定める。	<p>中央省庁等改革関係法施行法による改正</p>
<p>第 五 章 監 督</p> <p>【 監 督 】</p> <p>第 五 十 二 条</p>	1999. 4.23	国際協力銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。		

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【報告及び検査】 第五十三条</p> <p>【権限の委任】 第五十三条の二</p>	<p>1999. 4.23</p> <p>2002. 5.31 (2003. 4. 1)</p>	<p>2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国際協力銀行からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき、国際協力銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国際協力銀行若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、国際協力銀行若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。</p> <p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p><u>主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。</u></p> <p><u>2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。</u></p> <p><u>4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</u></p>	<p>政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律による改正（政策金融機関に対する検査の権限を金融庁に委任することができるようにしたもの）</p>
<p>第六章 雑 則</p> <p>【解散】 第五十四条</p> <p>【協議】 第五十五条</p>	<p>1999. 4.23</p> <p>1999. 4.23</p> <p>1999.12.22 (2001. 1. 6)</p> <p>1999.12.22 (2001. 1. 6)</p> <p>1999.12.22 (2001. 1. 6)</p> <p>1999.12.22 (2001. 1. 6)</p>	<p>国際協力銀行の解散については、別に法律で定める。</p> <p><u>経済企画庁長官は、次の場合には、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p><u>外務大臣は、次の場合には、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>一 第二十三条第二項第一号及び第二号の規定により貸付け又は出資を受ける者を定めようとするとき。</p> <p><u>二 第二十六条第一項の規定により外務省令を定めようとするとき。（以下、番号ずれ（記載略））</u></p> <p>二 第二十六条第二項の規定により承認をしようとするとき。</p> <p>三 第五十二条第二項の規定により主務大臣として命令をしようとするとき（海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項に限る。）。</p> <p><u>2 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の規定により総理府令を定めようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、第二十七条第二項の規定により総理府令・大蔵省令（海外経済協力業務に関する事項に限る。）を定めようとするときは、外務大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p><u>2 外務大臣及び財務大臣は、第二十七条第二項の規定により外務省令・財務省令（海外経済協力業務に関する事項に限る。）を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。</u></p>	<p>中央省庁等改革関係法施行法による改正</p> <p>中央省庁等改革関係法施行法による改正（条項追加）</p> <p>中央省庁等改革関係法施行法による改正（条項削除）</p> <p>中央省庁等改革関係法施行法による改正</p>

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【主務大臣】 第五十六条	1999. 4.23 1999.12.22 (2001. 1. 6)	この法律における主務大臣は、次のとおりとする。 一 役員及び職員その他の管理業務に関する事項については、 <u>経済企画 庁長官及び大蔵大臣</u> 二 <u>国際金融等業務及び国際金融等勘定に関する事項については、大蔵 大臣</u> 三 <u>海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項については、 経済企画庁長官</u> 一 役員及び職員その他の管理業務に関する事項については、 <u>財務大臣</u> 二 <u>国際金融等業務及び国際金融等勘定に関する事項については、財務 大臣</u> 三 <u>海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項については、 外務大臣</u>	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
第七 章 罰 則 第五十七条	1999. 4.23	第十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下 の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	
第五十八条	1999. 4.23	第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、そ の違反行為をした国際協力銀行又は受託者の役員又は職員は、三十万円 以下の罰金に処する。	
第五十九条	1999. 4.23 1999.12.22 (2001. 1. 6)	次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の 役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。 一 この法律の規定により <u>経済企画庁長官又は大蔵大臣の認可又は承認 を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けな かったとき。</u> 二 この法律の規定により <u>経済企画庁長官又は大蔵大臣に届出をしなけ ればならない場合において、その届出をしなかったとき。</u> 一 この法律の規定により <u>外務大臣の承認又は財務大臣の認可若しくは 承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受 けなかったとき。</u> 二 この法律の規定により <u>財務大臣に届出をしなければならない場合 において、その届出をしなかったとき。</u> 三 第六条第一項の規定に違反して登記することを怠ったとき。 四 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 五 第四十六条第一項の規定に違反して資金の借入れ若しくは債券の発 行をし、又は同条第三項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権 の譲受け、公債等の取得、債務の保証若しくは出資をしたとき。 六 第四十九条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。 七 第五十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。	中央省庁等改革関係 法施行法による改正
第六十条	1999. 4.23	第七条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	
附 則		(省 略)	

(注)制定・改定年月日で()で記載されている年月日は、施行日である。

43. 国際協力銀行法案に対する附帯決議(案)

平成十一年三月二十三日
衆議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の二つの機関の統合に当たり、その効率的な事業推進に努めること。
- 二 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の実をあげるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用等を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に充分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。
- 三 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務については、国民の理解を得るため、その情報公開に努めること。
- 四 ODA等海外支援の決定については、国民に充分理解できるよう、その透明性を確保すること。
- 五 ODA等海外支援については、実施後の状況を適確に把握し、その効果等を充分検証すること。また、その際は適切な情報公開の措置を講ずること。
- 六 ODA等海外支援の決定は、当該国の国民の理解を得て行うこと。
- 七 ODA等海外支援については、当該国の自然環境に与える影響を充分考慮し、環境配慮のため国際水準に照らして十分な内容を持つ統一ガイドライン等を策定の上、十分な調査を行い決定すること。
- 八 国際協力銀行の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

平成十一年四月十五日
参議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の統合に当たっては、特殊法人の整理合理化を推進する趣旨にかんがみ、その効率的な運営に努めること。
- 一 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の効果を発揮させるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用等を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に充分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。
- 一 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務に関する情報公開については、国民の理解を得るため、今後の特殊法人の情報公開に関する法制上の措置を踏まえ、その内容の充実に努めること。
- 一 海外経済協力案件については、国民の理解を得るため、その決定の透明性を確保するとともに、相手国の国民的な理解を一層深め、NGOとも連携した情報分析等を行うこと。
- 一 海外経済協力については、効率的・効果的な事業運営を担保するため、実施後の状況を的確に把握し、その効果に対する第三者による客観的な評価体制を拡充すること。
- 一 海外経済協力案件の決定において、環境アセスメントの導入を徹底し、相手国の自然環境等に与える影響を十分調査した上で行うこと。
- 一 国際金融等業務については、民業補完の原則を遵守して業務のスリム化を図り、貿易保険制度及び他の投融資業務との役割分担を明確化するとともに、資金調達の内実について検討すること。
- 一 国際協力銀行の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

44. 株式会社日本政策金融公庫法改正の推移(国際協力銀行関連(主要))

2007(平成19)年5月25日	法律第五十七号(株式会社日本政策金融公庫法) 改正(国際協力銀行関連(主要))
2007(平成19)年5月30日	法律第六十七号(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法) (株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八号) 第五十四条において、当該法律を改正し、附則に改正規定を追加)
2010(平成22)年3月31日	法律第十四号(一部改正)
2011(平成23)年5月2日	法律第三十九号(株式会社国際協力銀行法による改正)

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>第一章 総 則</p> <p>【目 的】</p> <p>第一 条</p>	<p>2007. 5.25</p> <p>2010. 3.31 (2010. 3.31)</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p> <p>株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p>	<p>一部改正（地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業支援を可能とするもの（GREEN））</p>
<p>【定 義】</p> <p>第二 条</p>	<p>2007. 5.25</p>	<p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち、生活衛生関係営業（生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であって、生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。</p> <p>二 農林漁業者 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業若しくは塩業（以下「農林漁業」という。）を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）をいう。</p> <p>三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）を営むもの（ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの</p> <p>ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
		<p>ニ 協業組合であって、中小企業特定事業を営むもの</p> <p>ホ 商工組合及び商工組合連合会であって、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの</p> <p>ヘ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの</p> <p>ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるものうち、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの</p> <p>チ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの</p> <p>リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの</p> <p>四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるものをいう。</p> <p>五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け（以下「特定資金の貸付け等」という。）のうち、公庫からの信用の供与（第四十一条第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）を受けて行うものをいう。</p>	
【株式の政府保有】	2007. 5.25	政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。	
【政府の出資】	2007. 5.25	政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。	
【名称の使用制限等】	2007. 5.25	<p>2 公庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）」とする。</p> <p>3 公庫は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p>	
【名称の使用制限等】	2007. 5.25	公庫でない者は、その名称中に日本政策金融公庫という文字を用いてはならない。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
		<p>2 公庫は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六条第二項の規定にかかわらず、第十三条第三項に規定する部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる。</p> <p>3 公庫でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。</p>	
第二章 役員及び職員 【役員等の選任及び解任等の決議】 第六 条	2007. 5.25	<p>公庫の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
【役員等の欠格条項】 第七 条	2007. 5.25	<p>政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、公庫の役員等となることができない。</p>	
【役員等の兼職禁止】 第八 条	2007. 5.25	<p>公庫の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。</p>	
【役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務】 第九 条	2007. 5.25	<p>公庫の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。</p>	
【役員等、会計参与及び職員の地位】 第十 条	2007. 5.25	<p>公庫の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	
第三章 業 務 【業務の範囲】 第十一 条	<p>2007. 5.25</p> <p>2010. 3.31 (2010. 3.31)</p>	<p>公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあっては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>二 別表第二に掲げる業務を行うこと。</p> <p>三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。</p> <p>四 別表第三に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。）を行うこと。</p> <p>四 別表第三に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。）を行うこと。</p>	<p>一部改正（地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業支援を可能とするもの（GREEN））</p>

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【国内金融業務の方法】</p> <p>第十二条</p>	2007. 5.25	<p>五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務（第四号に掲げる業務にあっては、別表第三第七号に掲げるものを除く。）に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>公庫は、業務開始の際、前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「国内金融業務」という。）の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の国内金融業務の方法で定めるべき事項は、次項及び第四項の規定に従い公庫が定める貸付けの利率、償還期限（据置期間を含めるものとする。以下同じ。）及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。</p> <p>3 別表第一第八号（同号の下欄のイ、ニ、チからヲまで、カからタまで及びツからナまでに係る部分に限る。）及び第九号から第十三号までの下欄に掲げる資金（同表第八号の下欄のイ、ニ、チ、ヨ、ネ及びナに掲げる資金については、別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金を除く。）の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第四の範囲内でなければならない。</p> <p>4 林業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の改善、林業経営の改善、漁業経営の改善若しくは漁業の整備若しくは振興山村若しくは過疎地域における農林漁業の振興を促進するために必要なものとして別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内でなければならない。</p>	
<p>【国際協力銀行業務の方法】</p> <p>第十三条</p>	2007. 5.25	<p>第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等（別表第三の注(3)に規定する公社債等をいう。以下この項、第三十一条第三項、第五十条第六項及び第七十三号第五号において同じ。）の取得、債務の保証等（同表の注(2)に規定する債務の保証等をいう。第五十条第六項及び第七十三号第五号において同じ。）又は出資は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実にであると認められる場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 別表第三第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第四十一条第六号に掲げる</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【業務の委託】 第十四条</p>	2007. 5.25	<p>業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等（銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。）の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 公庫は、第十一条第一項第四号の規定による業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行う専任の部門を置かなければならない。</p> <p>公庫は、その業務（第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。）の一部を他の者（主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人（以下「受託法人」という。）に限る。）に委託することができる。</p> <p>2 受託法人（主務省令で定める法人を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により委託した業務を受託することができる。</p> <p>3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であって、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>4 公庫は、第一項の規定にかかわらず、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号から第五号までに掲げる業務及び同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p>	
<p>【危機対応円滑化業務実施方針】 第十五条</p>	2007. 5.25	<p>公庫は、主務省令で定めるところにより、第十一条第二項及び第三項に規定する業務（以下「危機対応円滑化業務」という。）の方法及び条件その他危機対応円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するための方針（以下「危機対応円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 公庫は、危機対応円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 公庫は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、危機対応円滑化業務実施方針を公表しなければならない。</p>	
<p>【指定】 第十六条</p>	2007. 5.25	<p>第十一条第二項の規定による指定（以下この条、次条第一項、第十八条、第二十五条第三項、第二十六条及び第二十七条において「指定」という。）は、危機対応業務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、危機対応円滑化業務実施方針を踏まえて危機対応業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 業務規程には、危機対応業務の実施体制及び実施方法並びに特定資金の貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二 第二十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者</p> <p>三 法人であって、その業務を行う役員の中に、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【指定の公示】 第十七条	2007. 5.25	<p>ロ 指定金融機関が第二十六条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者が当該指定の取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>5 主務大臣は、第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。</p> <p>二 業務規程が法令及び危機対応円滑化業務実施方針に適合し、かつ、危機対応業務を適正かつ確実に遂行するために十分なものであること。</p> <p>三 人的構成に照らして、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。</p> <p>主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を官報で公示しなければならない。</p> <p>2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は危機対応業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p>	
【指定の更新】 第十八条	2007. 5.25	<p>指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 第十六条の規定は、指定の更新について準用する。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の規定により指定が効力を失ったときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p>	
【承継】 第十九条	2007. 5.25	<p>指定金融機関が危機対応業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、指定金融機関の地位を承継する。</p> <p>2 指定金融機関である法人の合併の場合（指定金融機関である法人と指定金融機関でない法人が合併して指定金融機関である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（危機対応業務に係る事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務に係る事業を承継した法人は、指定金融機関の地位を承継する。</p> <p>3 第十六条及び第十七条第一項の規定は、前二項の認可について準用する。</p>	
【業務規程の変更の認可等】 第二十条	2007. 5.25	<p>指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>	
【協定】 第二十一条	2007. 5.25	<p>公庫は、危機対応円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条、附則第二十八条、第四十五条及び第四十六条において「協定」という。）を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p> <p>一 指定金融機関は、次条第一項の規定による主務大臣の定めに従って危機対応業務を行うこと。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【危機対応円滑化業務の実施】 第二十二條	2007. 5.25	<p>二 第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引（次号において「特定取引」という。）が行われる場合において、指定金融機関は、主務大臣が定めるところにより金銭を支払い、これに対して、公庫は、指定金融機関の危機対応業務に係る債務の弁済がなされないこととなった場合において、その弁済がなされないこととなった額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払うこと。</p> <p>三 指定金融機関は、公庫と特定取引を行う場合において、公庫から当該特定取引に係る金銭の支払を受けた後も、当該支払に係る債権の回収に努めること。</p> <p>四 指定金融機関は、前号の規定により回収を行ったときは、当該回収により取得した資産に相当する額に係る部分の額として主務大臣が定めるところにより計算した金額を公庫に納付すること。</p> <p>五 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う危機対応業務及び公庫が行う危機対応円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項</p> <p>2 公庫は、協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	
【帳簿の記載】 第二十三條	2007. 5.25	<p>主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事案、実施期間その他これらの業務の実施に関して必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。</p> <p>2 公庫は、前項の規定による主務大臣の定めに従って危機対応円滑化業務を行わなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行ったときは、その旨及び第一項の規定による定めの内容を指定金融機関及び公庫に通知するとともに、官報で公示しなければならない。</p>	
【監督命令】 第二十四條	2007. 5.25	<p>指定金融機関は、危機対応業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	
【業務の休廃止】 第二十五條	2007. 5.25	<p>主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>	
【指定の取消し等】 第二十六條	2007. 5.25	<p>指定金融機関は、危機対応業務の全部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>3 指定金融機関が危機対応業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。</p>	
		<p>主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定の時点において第十六条第五項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【指定の取消し等に伴う業務の終了】 第二十七条	2007. 5.25	三 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。 指定金融機関について、第十八条第一項及び第二十五条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。	
第四章 財務及び会計 【事業年度】 第二十八条	2007. 5.25	公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。	
【予算の作成及び提出】 第二十九条	2007. 5.25	公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。 2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 四 その他当該予算の参考となる書類 3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。 4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。	
第三十条	2007. 5.25	財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。 2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。 3 前項の規定により国会に提出する予算には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。	
【予算の形式及び内容】 第三十一条	2007. 5.25	公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。 2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。 一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額 イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
		<p>ロ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>ハ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>ニ 危機対応円滑化業務</p> <p>二 前号イからニまでに掲げる業務ごとの社債の発行（外国を発行地とする社債を失った者からの請求によりその者に交付するためにする社債の発行を除く。）の限度額</p> <p>三 第一号イからハまでに掲げる業務ごとの第五十三条第一号の規定による受益権の譲渡及び同条第二号の規定による貸付債権等の譲渡により調達する資金の限度額</p> <p>四 次のイからホまでに掲げる業務ごとのそれぞれイからホまでに定める金額</p> <p>イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して行う貸付け 貸付金の限度額</p> <p>ロ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号及び第五号に掲げる業務として行う取引 これらの号に掲げる業務ごとの当該取引において公庫が支払うことを約する金銭の額の限度額</p> <p>ハ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第四号及び第六号に掲げる業務として行う保証 保証金額の限度額</p> <p>ニ 第十一条第一項第三号の規定による保険 保険価額の限度額</p> <p>ホ 第十一条第二項第二号の規定による指定金融機関に対する補てん 補てんの額の限度額</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、予算の執行に関し必要な事項</p> <p>3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金（第十一条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）及び附属雑収入とし、支出は、借入金の利子、社債の利子、支払保険金、補てんに係る支払金、利子補給金、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。</p> <p>4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで及び第四十一条第五号から第七号までに掲げる業務ごとに区分する。</p> <p>5 前各項に規定するものを除くほか、公庫の予算の形式及び内容は、財務大臣が主務大臣と協議して定める。</p>	
【予備費】			
第三十二条	2007. 5.25	公庫は、予見し難い予算の不足に充てるため、公庫の予算に予備費を計上することができる。	
【予算の議決】			
第三十三条	2007. 5.25	公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【予算の通知】 第三十四条	2007. 5.25	<p>内閣は、公庫の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を公庫に通知するものとする。</p> <p>2 公庫は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の規定による通知があったときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。</p>	
【補正予算】 第三十五条	2007. 5.25	<p>公庫は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第二十九条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。</p> <p>2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。</p>	
【暫定予算】 第三十六条	2007. 5.25	<p>公庫は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。</p> <p>2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。</p> <p>3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものみなす。</p>	
【予算の目的外使用の禁止】 第三十七条	2007. 5.25	<p>公庫は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。</p>	
【流用】 第三十八条	2007. 5.25	<p>公庫は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。</p> <p>2 公庫は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</p>	
【予備費の使用】 第三十九条	2007. 5.25	<p>公庫は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を主務大臣を経由して財務大臣に通知しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</p>	
【財務諸表の提出】 第四十条	2007. 5.25	<p>公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。</p> <p>2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。）を含む。）を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【区分経理】 第四十一条</p>	2007. 5.25	<p>公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号若しくは第六号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「信用保険等業務」という。）</p> <p>六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>七 危機対応円滑化業務</p>	
<p>【区分経理に係る 会社法の準用等】 第四十二条</p>	2007. 5.25	<p>会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法」と、同法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する剰余金にあっては、</p>	

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【経営改善資金特別準備金の額の減少】</p> <p>第 四 十 三 条</p>	<p>第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額及び最終事業年度の末日における同法第四十二条第四項に規定する勘定に属する経営改善資金特別準備金の額を合計して得た額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第四十七条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 公庫が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの公庫の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する資本金の額の合計額とし、公庫が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの公庫の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>4 公庫が前条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する経営改善資金特別準備金（附則第六条第一項の規定により同号に掲げる業務に係る勘定に設ける経営改善資金特別準備金をいう。次条第一項、第二項及び第五項並びに第四十七条第六項において同じ。）の額を増加し、又は減少したときの公庫の経営改善資金特別準備金（附則第六条第二項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金をいう。）の額は、当該増加し、又は減少した後の当該勘定に属する経営改善資金特別準備金の額とする。</p> <p>5 公庫についての会社法第四百四十六条の規定の適用については、同条中「第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは、「第五号から第七号までに掲げる額の合計額及び最終事業年度の末日における株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十二条第四項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金の額を合計して得た額」とする。</p> <p>2007. 5.25 公庫は、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する準備金（経営改善資金特別準備金を除く。）の額が零となったときは、経営改善資金特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、定時株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 減少する経営改善資金特別準備金の額</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
		<p>二 経営改善資金特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日</p> <p>2 前項第一号の額は、同項第二号の日における経営改善資金特別準備金の額を超えてはならない。</p> <p>3 第一項の定時株主総会の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の同意を得なければならない。</p> <p>5 会社法第四百四十九条（第六項第一号を除く。）の規定は、第一項の規定により行う経営改善資金特別準備金の額の減少について準用する。この場合において、同条第一項中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）とあるのは「経営改善資金特別準備金（株式会社日本政策金融公庫法第四十二条第四項に規定する勘定に属する経営改善資金特別準備金をいう。以下この条において同じ。）と、「減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「経営改善資金特別準備金」と、「準備金の額のみ」とあるのは「同法第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額」と、「前条第一項各号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項各号」と、「前条第一項第一号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項第一号」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項、第四項及び第五項中「当該資本金等」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項の規定による経営改善資金特別準備金」と、同条第六項中「準備金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項の規定による経営改善資金特別準備金」と、「前条第一項第三号の日」とあるのは「同項第二号の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	
【決算報告書の作成及び提出】 第四十四条	2007. 5.25	<p>公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。</p> <p>3 公庫は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。</p>	
【決算報告書の会計検査院への送付】 第四十五条	2007. 5.25	<p>内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>	
【決算報告書の国会への提出】 第四十六条	2007. 5.25	<p>内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第四十四条第一項の貸借対照表等を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。</p>	
【国庫納付金】 第四十七条	2007. 5.25	<p>公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【政府の貸付け】 第 四 十 八 条</p>	2007. 5.25	<p>剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。</p> <p>3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。</p> <p>4 第一項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>5 第一項の準備金は、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p> <p>6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。</p> <p>7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。</p> <p>政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。</p> <p>2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるものを行う場合にあつては、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を付することができる。</p>	
<p>【国内金融業務等の借入金及び社債】 第 四 十 九 条</p>	2007. 5.25	<p>公庫が国内金融業務（信用保険等業務を除く。第五項において同じ。）及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。</p> <p>2 前項に規定する「特定短期借入金」とは、公庫が第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の範囲内で銀行その他の主務省令で定める金融機関から行う短期借入金をいう。</p> <p>一 第三十一条第二項第一号の規定により定められた同号イからニまでに掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額及び同項第二号の規定により定められた同項第一号イからニまでに掲げる業務ごとの社債の発行の限度額の合計額に相当する金額</p> <p>二 第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために既に借り入れている借入金の借入れの額及び既に発行している社債の額の合計額に相当する金額</p> <p>3 公庫が信用保険等業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、信用保険等業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額の範囲内で銀行その他の主務省令で定める金融機関から行う短期借入金の借入れに限るものとする。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【国際協力銀行業務の 借入金及び社債】 第五十条	2007. 5.25	<p>4 公庫は、信用保険等業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、社債を発行してはならない。</p> <p>5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。</p> <p>2 公庫は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 公庫は、前項に規定する社債を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額の十倍に相当する額（次項及び第六項において「限度額」という。）を超えることとなってはならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第二項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、限度額を超えて社債を発行することができる。</p> <p>6 第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額並びに限度額の合計額を超えることとなってはならない。</p>	
【借入れ又は社債の発行 に係る資金の整理、借換え 及び社債券の喪失】 第五十一条	2007. 5.25	<p>公庫が前二条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p> <p>2 第四十九条第二項に規定する特定短期借入金並びに同条第三項及び前条第一項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。</p> <p>4 第四十九条第五項及び前条第三項の規定は、公庫が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。</p>	
【一般担保】 第五十二条	2007. 5.25	<p>公庫の社債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【資金の調達のための 貸付債権及び社債の 信託及び譲渡】 第五十三条	2007. 5.25	<p>公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 貸付債権及び社債（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権（同表の注(8)に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第六項各号において同じ。）及び取得した特定中小企業社債（同表の注(9)に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第五項において同じ。）を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。）の一部について特定信託（同表の注(12)に規定する特定信託をいう。第六十三条第六項第一号において同じ。）をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。 二 貸付債権等の一部を特定目的会社等（別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。）に譲渡すること。 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。 	
【信託の受託者等から の業務の受託】 第五十四条	2007. 5.25	<p>公庫は、前条の規定による認可を受けて貸付債権等について信託法（平成十八年法律第八号）第三条第一号に掲げる方法による信託（信託会社等（別表第二の注(11)に規定する信託会社等をいう。）との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。）をし、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 公庫は、次に掲げる者に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 一 受託法人 二 沖縄振興開発金融公庫 3 第十四条第二項及び第三項の規定は、公庫が前項の規定により受託した業務の一部を同項第一号に掲げる者に委託する場合について準用する。 	
【政府保証】 第五十五条	2007. 5.25	<p>政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることができる。 3 政府は、第一項の規定によるほか、公庫が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。 	
【余裕金の運用】 第五十六条	2007. 5.25	<p>公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得 	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【主務省令への委任】 第五十七条	2007. 5.25	二 財政融資資金への預託 三 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 四 譲渡性預金証書の保有 五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託 六 コール資金の貸付け 七 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、公庫の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。	
第五章 雑 則 【監督】 第五十八条	2007. 5.25	公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。	
【報告及び検査】 第五十九条	2007. 5.25	主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
【権限の委任】 第六十条	2007. 5.25	主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。 5 この法律に規定する主務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【定款】 第 六 十 一 条	2007. 5.25	<p>公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。</p> <p>一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。</p> <p>二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
【合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散】 第 六 十 二 条	2007. 5.25	<p>公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>	
【金融商品取引法等の適用除外等】 第 六 十 三 条	2007. 5.25	<p>公庫が、第十一条第一項若しくは第二項又は第五十三条の規定により、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する場合においては、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。</p> <p>一 第四十一条第六号に掲げる業務を行う場合 金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）</p> <p>二 第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行う場合（前号に掲げる場合に該当するものを除く。） 金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）</p> <p>3 公庫が、第十一条第一項の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>4 前項に規定する場合においては、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p> <p>5 公庫が別表第二第三号に掲げる業務（中小企業特定金融機関等（同表の注(7)に規定する中小企業特定金融機関等をいう。）からの特定中小企業社債の取得を行う業務に限る。）を行う場合における金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。</p> <p>6 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【主務大臣】 第 六 十 四 条</p>	<p>2007. 5.25</p>	<p>一 公庫が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）から主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する外国信託業者のうち、同条第六項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。）をする場合 貸金業法第二十四条の規定</p> <p>二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権（貸金業者が行う貸付に係るものに限る。）に係る債務の一部の保証を行う場合 貸金業法第十六条の二第一項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）及び第四項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）の規定</p> <p>この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。</p> <p>一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣</p> <p>二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣</p> <p>三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣</p> <p>四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣</p> <p>五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号までに掲げる業務と密接な関連を</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【協議】</p> <p>第 六 十 五 条</p> <p>【内閣総理大臣等への 通知】</p> <p>第 六 十 六 条</p>	<p>2007. 5.25</p> <p>2007. 5.25</p>	<p>有するものに限る。)並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣</p> <p>六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣</p> <p>七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣</p> <p>2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。</p> <p>主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第六条の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。</p> <p>三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。</p> <p>一 第十一条第二項の規定による指定（第十八条第一項の指定の更新を含む。）</p> <p>二 第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項の認可</p> <p>三 第二十条第二項、第二十四条及び第二十六条第一項の規定による命令</p> <p>四 第二十六条第一項の規定による指定の取消し</p> <p>2 主務大臣は、第二十五条第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。</p>	
<p>第 六 章 罰 則</p> <p>【罰則】</p> <p>第 六 十 七 条</p> <p>第 六 十 八 条</p> <p>第 六 十 九 条</p> <p>第 七 十 条</p> <p>第 七 十 一 条</p>	<p>2007. 5.25</p> <p>2007. 5.25</p> <p>2007. 5.25</p> <p>2007. 5.25</p> <p>2007. 5.25</p>	<p>第二十六条第一項の規定による危機対応業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第二十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。</p> <p>二 第二十四条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であ</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
第七十二条	2007. 5.25	<p>るときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 第六十七条 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 第六十八条第一号又は第三号 二億円以下の罰金刑</p> <p>三 第六十八条第二号又は第七十条 各本条の罰金刑</p>	
第七十三条	2007. 5.25	<p>次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。</p> <p>二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。</p> <p>三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。</p> <p>四 第四十九条第四項の規定に違反して社債を発行したとき。</p> <p>五 第五十条第四項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第六項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。</p> <p>六 第五十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。</p> <p>七 第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。</p>	
第七十四条	2007. 5.25	<p>第五条第一項又は第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>	
附 則		(省 略)	

(注)制定・改定年月日で()で記載されている年月日は、施行日である。また、各条項は、法律第五十七号を基に、国際協力銀行関係の一部改正部分の推移を記載した。

45. 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

平成十九年四月二十四日

衆議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずること。
- 一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。
- 一 中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々を経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。
- 一 新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付けの貸付対象範囲の見直しに当たっては、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生じてしまうことのないよう、十分慎重に検討すること。
- 一 新公庫において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を、引き続き適切に果たすため、目的遂行のために信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう体制を整備すること。また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。
- 一 危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。
- 一 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の要否についての議論を行うに当たっては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

一、株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。

なお、財政措置等を講ずるに当たっては、その目的を明確化すること。

二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統合効果により効率的な事業運営の実現とガバナンスの向上に努めるとともに、業務の態様の違いを踏まえて内部組織を編成し、専門的能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三、新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

四、新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付の貸付対象範囲の見直しにより、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生ずることのないようにすること。

五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々を経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。

六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。

七、新公庫においては、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、政府開発援助の円借款等との有機的な連携を図りつつ、国際協力銀行部門の対外的信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制の下で可能となるよう、適切な人材の確保を含めた体制の整備に努めるとともに、国内部門の勘定と収支相償原則に基づく国際部門の勘定とを明確に区分すること。

また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

八、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずるなど制度の運用に万全を尽くすこと。

また、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うこと。

九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の可否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。

十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。

46. 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

平成二十二年三月十七日
衆議院財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。
- 一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行のあり方について検討を加えること。

平成二十二年三月三十日
参議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。
- 一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行の在り方について検討を加えること。
- 一 今後の国際協力銀行の在り方の検討に当たっては、民業補完の観点に立って、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合の効果、統合された各業務の役割・機能等について十分な検証を行うこと。

47. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成十九年五月三十日号外法律第六十七号
改正内容:平成二十三年五月二日号外法律第三十九号
(抜粋)

(株式会社日本政策金融公庫の業務の特例)

第十六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

- 一 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- 二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- 三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 四 第一号及び第二号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び出資の制限)

第十七条 株式会社日本政策金融公庫は、前条第一号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第二十一条第一項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

- 2 株式会社日本政策金融公庫は、前条第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社日本政策金融公庫法第四条第一項の規定による出資があった金額及び同法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第五条第二項の規定による出資があった金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行ってはならない。

(区分経理)

第十八条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(借入金等の限度額)

第十九条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなってはならない。

- 2 第十六条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなってはならない。

(社債の発行の制限)

第二十条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

(政府からの資金の貸付け等)

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、株式会社日本政策金融公庫法第四条第一項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

- 2 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	第四十一条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十八条
	同条各号に掲げる業務	第四十一条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)
第五条第二項	第十三条第三項	駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第十三条第三項
第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)
第十三条第三項	附帯する業務	附帯する業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第三十一条第四項	業務	業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第三十四条第三項、第三十八条第三項及び第三十九条第二項	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣
第三十五条第二項	、第三十一条、第三十三条及び前条	及び第三十三条並びに駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第三十一条及び前条
第三十六条第二項	、第三十一条、第三十三条及び第三十四条	及び第三十三条並びに駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第三十一条及び第三十四条
第四十二条第一項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条
	同法第二百九十五条第二項	会社法第二百九十五条第二項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十八条	
	同条第一号	株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第一号
	第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金	第四十一条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の規定により設けられた勘定に属する資本金
	同条の	これらの

第四十二条第二項	第四十七条第一項	駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第四十七条第一項
	同条第二項	駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第四十七条第二項
	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条
	同法第四百四十八條第一項	会社法第四百四十八條第一項
	第四十一条	第四十一条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十八条
第四十二条第三項	同条の	これらの
	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条
第四十七条第一項、第五項及び第七項	同条	これら
	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第五十条第一項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
	貸付け	貸付け(駐留軍再編特別措置法第二十一條第一項の規定によるものを含む。)
第五十一条第一項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する前条の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第二十一條第二項の規定により交付を受けて
	第四十一条	第四十一条及び駐留軍再編特別措置法第十八条
	同条各号に掲げる業務	第四十一条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務
第五十七条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、駐留軍再編特別措置法
第六十四条第一項第六号	事項	事項並びに駐留軍再編促進金融業務に係る財務及び会計に関する事項
第六十五条	厚生労働大臣	厚生労働大臣(第三号の場合にあつては、厚生労働大臣及び防衛大臣)

第七十一条	第五十九条第一項	第五十九条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
	同項	第五十九条第一項
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び駐留軍再編特別措置法第十六条
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)

四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。

- 2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第六十条第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条、第五十九条第一項及び第七十三条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。
- 3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第二十九条第一項の規定による予算の提出、同法第三十五条第一項の規定による補正予算の提出、同法第三十六条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第四十条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第四十四条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

- 2 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。
- 3 株式会社日本政策金融公庫は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。
- 4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百

48. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に対する附帯決議

平成十九年五月二十二日
参議院外交防衛委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、必要な情報開示に努めること。
- 二、「再編実施のための日米ロードマップ」策定から一年以上経過していることにかんがみ、在日米軍等の再編に伴う我が国の経費負担総額の概算をできる限り速やかに取りまとめ、国会に報告すること。
- 三、再編交付金の交付基準の作成に当たっては、受入れ表明など進捗状況の内容について自治体にとり明確な基準となるよう努めること。
- 四、在沖縄米海兵隊のグアム移転経費については、厳しい財政事情を考慮し、国民の理解を得るため、今後日米間であらゆる経費について精査し、経費の抑制に努めること。また、多年にわたり多額の経費を我が国が負担することにかんがみ、今後とも負担に関する米国との合意を国会に報告すること。なお、我が国の負担については、国会の承認を得ること。
- 五、グアム移転経費に関し、国の予算等から支出される国際協力銀行の出資・融資の資金については、出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと。
- 六、我が国の財政事情を考慮して、在日米軍駐留経費負担及びSACO関係経費など、在日米軍の駐留に係る経費負担の在り方について検討を行うこと。

49. 株式会社国際協力銀行法改正の推移

2011(平成23)年5月2日	法律第三十九号(株式会社国際協力銀行法) 改正
2014(平成26)年5月30日	法律第四十四号(金融商品取引法等の一部を改正する法律による改正)
2014(平成26)年6月27日	法律第九十一号(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正)
2016(平成28)年5月18日	法律第四十一号(第1次改正)
2017(平成29)年5月24日	法律第三十七号(金融商品取引法の一部を改正する法律による改正)

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
第 一 章 総 則			
【目 的】			
第 一 条	2011. 5. 2	株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。	
【定 義】			
第 二 条	2011. 5. 2	<p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。</p> <p>二 外国政府等 外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。</p> <p>三 銀行等 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。</p> <p>四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める法人をいう。</p> <p>五 信託会社等 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社、同条第五項に規定する外国信託業者又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。</p> <p>六 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）を営むもの（ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの</p> <p>七 出資外国法人等 我が国の法人等の出資に係る外国の法人等（我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。）をいう。</p> <p>八 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他財務大臣が定める外国の法人をいう。</p> <p>九 公社債等 公債、社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権をいう。</p> <p>十 <u>設備の輸出等 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保若しくは外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。</u></p>	

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>十 設備の輸出等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること。</p> <p>ロ 設備並びにその部分品及び附属品で我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたもの並びに我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたその他の製品でその販売が海外の販売市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを海外で販売すること。</p> <p>ハ 我が国の輸出入市場若しくは海外の販売市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供すること。</p> <p>十一 重要物資の輸入等 我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術を輸入し、又は受け入れることをいう。</p> <p>十二 債務の保証等 債務の保証（保証期間が一年を超えるものに限り、債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。）並びに相手方が金銭を支払い、これに対して株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）及び相手方があらかじめ定められた者の信用状態に係る事由が発生した場合において会社が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権、公社債等その他の金銭債権を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。</p> <p>十三 特定信託 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第一号に掲げる方法による信託（信託会社等との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。）、同条第三号に掲げる方法による信託又はこれらに準ずる行為をいう。</p> <p>十四 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付けを行うことをいう。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化〈支援手法の多様化：ローカル・バイヤーズ・クレジット〉）</p>
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>十四 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付け（貸付けと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）を行うことをいう。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化〈支援手法の多様化：イスラム金融〉）</p>
【株式の政府保有】		
第 三 条	2011. 5. 2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	
【政府の出資】		
第 四 条	<p>2011. 5. 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。</p> <p>2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）」とする。</p>	
2016. 5.18 (2016.10. 1)	<p>3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化〈特別業務〉）</p>
【名称の使用制限等】		
第 五 条	2011. 5. 2 (2012. 4. 1) 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。	
2011. 5. 2	2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
第二章 役員及び職員 【役員等の選任及び解任等の決議】 第六 条	2011. 5. 2	<p>会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
【役員等の欠格条項】 第七 条	2011. 5. 2	<p>政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、会社の役員等とすることができない。</p>	
【役員等の兼職禁止】 第八 条	2011. 5. 2	<p>会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、財務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。</p>	
【役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務】 第九 条	2011. 5. 2	<p>会社の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次条及び第四十五条において同じ。）及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。</p>	
【役員等、会計参与及び職員の地位】 第十 条	2011. 5. 2	<p>会社の役員等、会計参与及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	
第三章 業 務 【業務の範囲】 第十一 条	2011. 5. 2	<p>会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
第十二条	2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）を貸し付けること。</p> <p>一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。</p> <p>六 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資すること。</p> <p>七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。</p> <p>八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。</p> <p>九 前各号に掲げる業務（第七号に掲げる業務を除く。）に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：イスラム金融））</p> <p>文言整理（「以下同じ。」を削除）</p>
	2011. 5. 2	<p>前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。</p>	

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。</p> <p>一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（<u>利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。</u>）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。</p> <p>二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合</p> <p>2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、<u>国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたときに限り、行うことができる。</u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：イスラム金融））</p>
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、<u>次に掲げる場合に限り、行うことができる。</u></p> <p>一 <u>銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。</u></p> <p>二 <u>国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。</u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：海外インフラ事業に係る国内銀行等向けツーステップローン））</p>
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。</p> <p>一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金</p> <p>二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金</p> <p>4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金（短期資金を除く。）の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要があると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。</p> <p>5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、<u>次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。</u></p> <p>5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、<u>次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。</u></p> <p>6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。</p> <p>一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この号において「出資等」という。）により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：イスラム金融））</p>

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付けるとき。</p> <p>イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け</p> <p>ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：イスラム金融））</p>
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。</p> <p>イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け</p> <p>ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：海外インフラ事業に係る国内銀行等向けツーステップローン））</p>
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p><u>ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）</u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：海外インフラ事業に係る国内銀行等向けツーステップローン））</p>
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>三 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。</p>	
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>三 <u>我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。</u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：国産設備の海外向けリース事業支援））</p>
	<p>四 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。</p> <p>7 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る、行うことができる。</p> <p>8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。</p> <p>一 国際通貨基金等（会社を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合</p> <p>二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合</p> <p>9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限る、行うことができる。</p> <p>一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき（当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）。</p> <p>二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合</p>	

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
	<p>三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。</p> <p>四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。）に係る債務の保証等を行うとき。</p> <p>10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあっては、第二号から第六号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。</p> <p>一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合</p> <p>二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合</p> <p>三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合</p> <p>四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合</p> <p>五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。）を行うとき。</p> <p>六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。</p>	
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあっては、第二号から第七号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。</p> <p>一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合</p> <p>二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合</p> <p>三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合</p> <p>四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合</p> <p>五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。）を行うとき。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化〈支援手法の多様化：海外インフラ事業に係る社債等〔プロジェクトボンド〕取得〉）</p>

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。</p> <p>七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。）を取得する場合</p> <p>11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあっては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。</p> <p>11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあっては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。</p> <p>一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの</p> <p>二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け</p> <p>12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：海外インフラ事業に係る国内銀行等向けツーステップローン））</p>
<p>【業務の方法】 第十三条</p> <p>2011. 5. 2</p> <p>2016. 5.18 (2016.10. 1)</p>	<p>第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、会社の収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。</p> <p>第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。</p> <p>一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合</p> <p>二 当該貸付け（第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付け</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））</p>

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【特別業務指針】 第十三条の二</p>	<p>2016. 5.18 (2016.10. 1)</p>	<p>を除く。)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除く。)、当該債務の保証等(同号の規定による債務の保証等を除く。))又は当該出資(いずれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。))に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。))の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付に係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。))</p> <p>2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。</p> <p>財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。</p> <p>一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務</p> <p>二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務</p> <p>三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務</p> <p>四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。))に係る第十一条第九号に掲げる業務</p> <p>2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準</p> <p>二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項</p> <p>三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項</p> <p>四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項</p> <p>五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項</p> <p>六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項</p>	<p>第1次改正(海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化(特別業務))</p>
<p>【特別業務基本方針】 第十三条の三</p>	<p>2016. 5.18 (2016.10. 1)</p>	<p>会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>第1次改正(海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化(特別業務))</p>
<p>【業務の委託】 第十四条</p>	<p>2011. 5. 2</p>	<p>会社は、その業務の一部を財務省令で定める金融機関その他の法人(以下「受託法人」という。)に限り、委託することができる。</p> <p>2 受託法人は、他の法律の規定にかかわらず、会社が前項の規定により委託した業務を受託することができる。</p> <p>3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であって、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
第 四 章 財 務 及 び 会 計			
【事業年度】 第 十 五 条	2011. 5. 2	<p>会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p>	
【予算】 第 十 六 条	2011. 5. 2	<p>会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の収入は、貸付金の利息、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金の利子、社債の利子及び附属諸費とする。</p>	
	2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>2 前項の収入は、<u>貸付金の利息（利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。</u></p> <p>3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。</p> <p>5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（支援手法の多様化：イスラム金融））</p>
第 十 七 条	2011. 5. 2	<p>前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類</p> <p>二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録</p> <p>三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表</p> <p>四 その他当該予算の参考となる書類</p>	
【予備費】 第 十 八 条	2011. 5. 2	<p>会社は、予見し難い予算の不足に充てるため、会社の予算に予備費を計上することができる。</p>	
【予算の議決】 第 十 九 条	2011. 5. 2	<p>会社の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。</p>	
【予算の通知】 第 二 十 条	2011. 5. 2	<p>内閣は、会社の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、財務大臣を経由して、直ちにその旨を会社に通知するものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の規定による通知があったときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。</p>	
【補正予算】 第 二 十 一 条	2011. 5. 2	<p>会社は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添付して、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【暫定予算】</p> <p>第二十二條</p>	2011. 5. 2	<p>2 第十六條（第一項を除く。）及び前二條の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。この場合において、この項において準用する第十六條第四項の規定により国会に提出する補正予算には、前項に規定する書類を添付しなければならない。</p> <p>会社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添付して、財務大臣に提出することができる。</p> <p>2 第十六條（第一項を除く。）、第十九條及び第二十條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。この場合において、この項において準用する第十六條第四項の規定により国会に提出する暫定予算には、前項に規定する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものみなす。</p>	
<p>【予算の目的外使用の禁止】</p> <p>第二十三條</p>	2011. 5. 2	<p>会社は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。</p>	
<p>【流用】</p> <p>第二十四條</p>	2011. 5. 2	<p>会社は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</p>	
<p>【予備費の使用】</p> <p>第二十五條</p>	2011. 5. 2	<p>会社は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を財務大臣に通知しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</p>	
<p>【財務諸表の提出】</p> <p>第二十六條</p>	2011. 5. 2	<p>会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。</p> <p>2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。</p>	
<p>【区分経理】</p> <p>第二十六條の二</p>	2016. 5.18 (2016.10. 1)	<p><u>会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</u></p> <p>一 特別業務以外の業務（第三十三條において「一般業務」という。）</p> <p>二 特別業務</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））</p>
<p>【区分経理に係る会社法の準用等】</p> <p>第二十六條の三</p>	2016. 5.18 (2016.10. 1)	<p><u>会社法第二百九十五條、第三百三十七條、第三百七十四條、第三百九十六條、第四百三十一條から第四百四十三條まで、第四百四十六條及び第四百四十七條の規定は、前條の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六條中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九號）第二十六條の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘</u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））</p>

制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【決算報告書の作成 及び提出】 第二十七条</p>	<p>定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>2011. 5. 2 会社は、前条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2014. 6.27 (2015. 5. 1) 会社は、前条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2016. 5.18 (2016.10. 1) 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。</p> <p>3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正</p> <p>文言整理（第二十六条の条ズレ対応）</p>

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【決算報告書の会計 検査院への送付】 第二十八条	2014. 6.27 (2015. 5. 1)	3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正
【決算報告書の国会への提出】 第二十九条	2011. 5. 2	内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。	
【予算の繰越し】 第三十条	2011. 5. 2	内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。	
【国庫納付金】 第三十一条	2011. 5. 2	会社の毎事業年度の支出予算は、翌年度において使用することができない。ただし、年度内に会社の支払の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を終わらなかった支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。 2 会社は、前項ただし書の規定による繰越しをしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越し計算書を作成し、これを財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。 3 前項の規定による承認があったときは、その承認に係る繰越し計算書に掲げる経費については、第二十条第一項の規定による予算の通知があったものとみなす。	
	2011. 5. 2	会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その剰余金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。 2 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、前項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。 3 第一項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。 4 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。	
	2016. 5.18 (2016.10. 1)	会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その剰余金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。 2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。 3 第一項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。 4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。 5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。	第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【政府の貸付け】 第三十二条	2011. 5. 2	政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。	
【借入金及び社債】 第三十三条	2011. 5. 2	<p>会社はその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。</p> <p>2 前項に規定する短期借入金については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。</p> <p>4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 会社は、前項に規定する社債を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「限度額」という。）を超えることとなってはならない。</p>	
	2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>会社はその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。</p> <p>2 前項に規定する短期借入金（外国通貨によるものを除く。）については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。</p> <p>4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項に規定する短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債の元本に係る</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化〈支援手法の多様化：イスラム金融〉） 同（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化〈外国通貨長期借入〉）</p>

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
	2016. 5.18 (2016.10. 1)	<p>る債務の現在額の合計額は、会社の資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「<u>基準額</u>」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「<u>限度額</u>」という。）を超えることとなつてはならない。</p> <p>6 <u>第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「<u>一般業務に係る基準額</u>」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「<u>一般業務に係る限度額</u>」という。）を超えることとなつてはならない。</u></p> <p>7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、<u>限度額</u>を超えて社債を発行することができる。</p> <p>8 <u>第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、<u>基準額</u>及び<u>限度額</u>の合計額を超えることとなつてはならない。</u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））</p>
	2016. 5.18 (2016.10. 1)	<p>7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち<u>一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、<u>一般業務に係る限度額</u>を超えて社債を発行することができる。</u></p> <p>8 <u>一般業務のうち、<u>第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、<u>一般業務に係る基準額</u>及び<u>一般業務に係る限度額</u>の合計額を超えることとなつてはならない。</u></u></p> <p>9 <u>前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、<u>第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは、「<u>第三号、第四号及び第六号</u>」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>10 <u>会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、<u>第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</u></u></p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））</p>
【一般担保】 第 三 十 四 条	2011. 5. 2	<p>会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p>	
【政府保証】 第 三 十 五 条	2011. 5. 2	<p>政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。</p>	
	2016. 5.18 (2016. 5.18)	<p>政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。</p>	<p>第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（外国通貨長期借入））</p>

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
【余裕金の運用】 第三十六条	2011. 5. 2	<p>次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。) 第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。) 又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。</p> <p>2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。</p> <p>3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。</p>	
【財務省令への委任】 第三十七条	2011. 5. 2	<p>会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 財政融資資金への預託</p> <p>三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>四 譲渡性預金証書の保有</p> <p>五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p> <p>六 コール資金の貸付け</p> <p>七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法</p>	
【報告及び検査】 第三十九条	2011. 5. 2	<p>財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。</p> <p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	
【権限の委任】 第四十条	2011. 5. 2	<p>財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。</p>	

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
<p>【定款】</p> <p>第四十一条</p>	2011. 5. 2	<p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。</p> <p>4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>5 この法律に規定する財務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の方法及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。</p> <p>一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。</p> <p>二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
<p>【合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散】</p> <p>第四十二条</p>	2011. 5. 2	<p>会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>	
<p>【経営改善資金特別準備金の額の減少】</p> <p>第四十三条</p>	2011. 5. 2	<p>会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十七条の七を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>	
	2014. 5.30 (2014.11.29) (2015. 5.29)	<p>2 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、<u>第三十七条の七及び第三十八条第七号</u>を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。</p>	金融商品取引法等の一部を改正する法律による改正
	2017. 5.24 (2018. 4. 1)	<p>2 前項に規定する場合（<u>次項に規定する場合を除く。</u>）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び<u>第三十八条第七号</u>を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。</p> <p>3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。</p>	金融商品取引法等の一部を改正する法律による改正

	制定・改定 年 月 日	条 文	摘 要
	2014. 5.30 (2014.11.29)	4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。	金融商品取引法等の一部を改正する法律による改正
	2017. 5.24 (2018. 4. 1)	4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。	
第 六 章 罰 則			
第 四 十 四 条	2011. 5. 2	第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第1次改正（海外インフラ業務等支援に向けたJBIC機能強化（特別業務））
第 四 十 五 条	2011. 5. 2	第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。	
第 四 十 六 条	2011. 5. 2	次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。 一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。 二 この法律の規定により財務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。 三 第十一条に規定する業務以外の業務を行い、又は第十二条の規定に違反して第十一条に規定する業務を行ったとき。 四 第三十三条第六項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。 五 第三十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。 六 第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。	
	2016. 5.18 (2016.10. 1)	四 第十三条の三第二項又は第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。 五 第三十三条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。 六 第三十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。 (旧第六号は、削除)	
第 四 十 七 条	2011. 5. 2 (2012. 4. 1)	第五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	
附 則		(省 略)	

(注)制定・改定年月日で()で記載されている年月日は、施行日である。

50. 株式会社国際協力銀行法案に対する附帯決議

平成二十三年四月十九日
衆議院財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本政策金融公庫から分離された国際協力銀行の組織については、分離前より肥大化することがないよう効率的な業務執行に最大限努力すること。
- 一 国際協力銀行役員等人事における国家公務員出身者の採用については、不適切な「天下り」とならないよう政府として厳格な監視・監督を行うこと。
- 一 国際協力銀行が扱う高リスク融資案件については、機動性及び関係企業の収益等に配慮しつつも、適正な専門的判断を下すことが可能な審査体制を整備すること。
- 一 我が国の中堅・中小企業の海外進出支援については、ツーステップローン等の支援スキームを活用し、より積極的、かつ、きめ細かい支援を提供する体制を整備すること。特に、海外の経済状況やビジネス環境に関する情報提供や独自の相談事業の拡充を図り、全国各地で付加価値の高い技術・商品等を保持する中小企業の海外進出を積極的に支援すること。
- 一 国際協力銀行は、国民に対して、その経営状況、財務状況、業務内容等について、より一層の情報の開示に努めること。また、設立後、おおむね三年ごとに、日本政策金融公庫から分離されたことによる効果について検証を行うこと。

平成二十三年四月二十八日
参議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により影響を受けた我が国企業のグローバルサプライチェーンの復旧・復興に向け、国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法又は株式会社国際協力銀行法の下で可能なあらゆるツールを駆使し、十全の金融支援を実施すること。
- 一 国際協力銀行役員等人事においては、所管省庁からの「天下り」を控えるなど、政府として不適切な人事の厳格な監視・監督を行うこと。
- 一 外国為替資金特別会計の外貨資金等を積極的に活用し、国際協力銀行が民間金融機関を補完するためのパッケージ型インフラ海外展開案件を始めとする我が国企業の海外ビジネス支援を一層積極化させるよう努めること。
- 一 我が国企業の海外事業に対する効率的かつ効果的な支援を実施するため、国際協力銀行は、世界で活躍できる専門的人材の採用、育成を進める一方、内部組織を簡素かつ効率的なものとし、無用な組織の肥大化が生じることのないよう適切に配慮すること。
- 一 国際協力銀行が政府全額出資であることを踏まえ、長期・大型案件等に係るバランスシート上のリスク管理に留意するとともに、リスク資産の流動化等による一層のバランスシートの効率化に努めること。
- 一 我が国の中堅・中小企業の海外進出支援については、融資スキームの活用のみならず、情報提供や相談事業の拡充を図ること。
- 一 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社国際協力銀行の設立の準備期間において、円滑な分離を実現するため最大限の配慮を行うこと。

51. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

平成二十八年四月十九日
衆議院財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際協力銀行の財務の健全性を維持しつつ、我が国企業の海外展開を積極的に支援できる体制を整えるため、新たに創設される特別業務に係る勘定において十分な資本が確保されるよう、政府として必要な財政上の措置を講ずること。
- 一 国際協力銀行は、市場を通じた安定的な外貨資金調達に一層努め、必要な場合には外国為替資金特別会計の外貨資金を効果的に活用することを含め、銀行等による外貨供給を補完しつつ、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するよう引き続き、努めること。
- 一 海外インフラ案件の高度化、環境・社会配慮問題に関する国際的な関心の高まり等を踏まえ、よりきめ細かい審査・調査を行いつつ、効果的かつ迅速な支援を実現するため、国際協力銀行における適切な人員の確保に努めること。
- 一 質の高い海外インフラ事業に対するリスクマネーの供給を拡大するため、官民ファンド等リスクマネー供給を行う他の機関との適切な連携を図るとともに、専門的能力を有する人材の育成と海外ネットワークの強化を通じ、国際協力銀行における知見の蓄積と専門性の強化を進めること。

平成二十八年五月十日
参議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十八年熊本地震により影響を受けた被災地の復旧・復興、被災者や企業の生活・事業の再建に向けて、国際協力銀行及び日本政策金融公庫を始めとする政策金融機関は、あらゆるツールを駆使し、万全の金融支援を行うこと。
- 一 政府は、引き続き、国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが強化され、業務の機動性及び専門性が十全に発揮されるよう配慮すること。また、リスクマネー供給の積極化と国際金融における国家間の競争力の激化に鑑み、国際協力銀行において、国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保が円滑に図られるように努めるとともに、「天下り」の批判を受けることのないよう、適材適所を徹底すること。
- 一 海外におけるインフラ整備に係る膨大かつ高リスクの資金ニーズに適切かつ競争力ある対応をするために、政府は、国際協力銀行に新たに設立される特別業務に係る勘定及び一般業務に係る勘定において十分な資本を機動的に確保するため、必要な財政上の措置を講ずること。
- 一 政府は、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するため、必要な場合には外国為替資金特別会計の外貨資金を一層効果的に活用することを検討し、かつ、ツー・ステップ・ローンによる国際協力銀行から邦銀への外貨資金の提供等を引き続き推進するとともに、現下の金融環境を踏まえ財政投融资的かつ機動的な運用を検討すること。

52. 株式会社国際協力銀行法

平成二十三年五月二日号外法律第三十九号
改正内容:平成二十九年五月二十四日号外法律第三十七号
(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）」とする。

3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(名称の使用制限等)

第五条 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。

2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行

うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

六 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資すること。

七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務（第七号に掲げる業務を除く。）に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。

二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。

一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金

二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金（短期資金を除く。）の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要であると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。

5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。

6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この号において「出資等」という。）により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け

ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）

- ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）
- 三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。
- 四 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。
- 7 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る、行うことができる。
- 8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。
- 一 国際通貨基金等（会社を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合
- 二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合
- 9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限る、行うことができる。
- 一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき（当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）。
- 二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合
- 三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。
- 四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。）に係る債務の保証等を行うとき。
- 10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第七号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。
- 一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合
- 二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
- 三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
- 四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
- 五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。）を行うとき。
- 六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
- 七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。）を取得する場合

11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
- 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け

12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
- 二 当該貸付け（第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く。）、当該譲受け（同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。）、当該取得（同号の規定による公社債等の取得を除く。）、当該債務の保証等（同号の規定による債務の保証等を除く。）又は当該出資（いずれも海外における社会资本の整備に関する事業に係るものに限る。）に係る貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。）の利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）、貸付債権の利回り

その他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）

2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務
- 三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務
- 四 前三号に掲げる業務（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十一条第九号に掲げる業務

2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
- 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
- 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
- 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
- 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針（次項において「特別業務基本方針」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同

様とする。

- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業年度)

第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

(財務諸表の提出)

第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 特別業務以外の業務（第三十三条において「一般業務」という。）
- 二 特別業務

(区分経理に係る会社法の準用等)

第二十六条の三 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とある

のは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（決算報告書の作成及び提出）

第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
- 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書の会計検査院への送付）

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書の国会への提出）

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付し

て、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

（国庫納付金）

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

- 2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
- 3 第一項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- 5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

（政府の貸付け）

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

（借入金及び社債）

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

- 2 前項に規定する短期借入金（外国通貨によるものを

除く。)については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。

3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。

6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなってはならない。

7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。

8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。

9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。

10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(一般担保)

第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 六 コール資金の貸付け
- 七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

（監督）

- 第三十八条** 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

- 第三十九条** 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

- 第四十条** 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権

- 限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 5 この法律に規定する財務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（定款）

- 第四十一条** 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
- 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）

- 第四十二条** 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（金融商品取引法の適用除外等）

- 第四十三条** 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条第七号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規

定を適用する。

- 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

53. 株式会社国際協力銀行法施行令

平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号
改正内容:平成二十八年九月三十日号外政令第三百二十一号
(抜粋)

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(金融機関の範囲)

第一条 株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(中小企業者の範囲)

第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
 - 二 林業
 - 三 漁業
 - 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く。）
 - 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）
- 2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務)

第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。

一 次に掲げる設備

- イ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。次条第二項において同じ。）
- ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備
- ハ 航空機

ニ 医療機器（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備に限る。）

二 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（ニ及びヲに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。）

- イ 原子力による発電に関する事業
- ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）
- ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業
- ニ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業

ホ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業

ヘ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ト 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

チ 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

リ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

ヌ 石炭による発電のための設備その他の設備から

排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業

ル ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）

ヲ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ワ 原油又はガスを原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、りに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業

カ 廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業

（我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合）

第四条 法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等（以下「出資等」という。）のうち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うものために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

- 一 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- 二 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- 三 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

2 法第十二条第六項第三号に規定する政令で定める場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とする。

（開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務）

第五条 法第十二条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合
 - イ 原子力による発電に関する事業
 - ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）

ハ 道路の建設、修繕及び運営に関する事業

ニ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業

ホ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業

ヘ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ト 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

チ 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

リ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

ヌ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業

ル ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）

ヲ 電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ワ インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

カ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。）の製造、整備、運用及びリース取引に関する事業

ヨ 人工衛星の打上げ、追跡及び運用に関する事業

タ 航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業

レ 医療に関する事業（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備

を利用するものに限る。)

- ソ 原油又はガスを原料とする化学製品（化学肥料及び有機化学工業製品並びにこれらの製造に伴い副次的に製造される製品に限り、リに規定する製品に該当するものを除く。）の製造に関する事業
- ツ 廃棄物の焼却及び熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）に関する事業

- 二 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条第一項各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

(区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え)

第五条の二 法第二十六条の三第二項において法第二十六条の二の規定により株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	同法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

(剰余金のうち準備金として積み立てる額等)

第六条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一般業務（法第二十六条の二第一号に規定する一般業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額
- 二 特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

2 法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一般業務に係る勘定 一般業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額
- 二 特別業務に係る勘定 特別業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

(国庫納付の手続)

第七条 会社は、一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第八条 一般業務及び特別業務に係るそれぞれの勘定における国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する残余の額を当該それぞれの勘定における一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

- 2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数

で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

(社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入に係る基本方針の認可)

第九条 会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金(同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。)の借入に係る基本方針を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の基本方針には、次に掲げる事項を一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに記載しなければならない。

一 社債についての次に掲げる事項

- イ 発行時期
- ロ 発行金額
- ハ 表示通貨
- ニ 発行市場
- ホ 利回り
- ヘ その他財務大臣が定める事項

二 外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項

- イ 借入時期
- ロ 借入金額
- ハ 表示通貨
- ニ 利率
- ホ その他財務大臣が定める事項

(国内社債の発行の届出)

第十条 会社は、国内社債(会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 調達した資金の用途
- 二 名称
- 三 発行の年月日
- 四 発行総額
- 五 各社債の金額
- 六 利率
- 七 償還の方法及び期限
- 八 利息の支払の方法及び期限
- 九 発行の価額
- 十 調達した資金を整理する勘定

十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用があるときは、その旨

十二 募集の方法

十三 利回り

十四 第二号から第十一号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項

十五 その他財務大臣が定める事項

(国外社債の発行の届出)

第十一条 会社は、国外社債(会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 前条第一号から第十号までに掲げる事項に相当する事項

二 種類

三 発行の方法

四 表示通貨

五 発行市場

六 利回り

七 第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記載した事項

八 その他財務大臣が定める事項

(外国通貨長期借入金の借入の届出)

第十一条の二 会社は、外国通貨長期借入金の借入に係る届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 調達した資金の用途

二 借入の年月日

三 借入金額

四 表示通貨

五 借入先

六 利率

七 償還の方法及び期限

八 利息の支払の方法及び期限

九 調達した資金を整理する勘定

十 その他財務大臣が定める事項

(社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行)

第十二条 法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券（以下この条において「国外社債券」という。）に限り行うものとする。

2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

第十三条 前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券（以下「国外社債券」という。）」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利子の支払金額」と読み替えるものとする。

（国外社債及び外国通貨長期借入金に係る政府の保証に関する事務の取扱い）

第十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債又は外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。附則第六条第三項において同

じ。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。）又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。）を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

（財務省令への委任）

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債及び外国通貨長期借入金に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第十六条 法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第十七条 法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第三十九条第一項の規定による立入検査

二 法第四十条第二項の規定による報告

2 前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設（以下この条において「会社の支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めるときは、当該立入検査を行うことができる。

54. 株式会社国際協力銀行法施行規則

平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号
改正内容:平成二十八年九月三十日号外財務省令第六十八号
(抜粋)

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。
- 二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

(法第二条第四号の財務省令で定める法人)

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）
- 二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

(法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの)

第二条の二 法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

(法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の三 法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

(法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の四 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

(法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の五 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

(特別業務基本方針)

第二条の六 法第十三条の三第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項
- 二 特別業務の実施方法に関する事項
- 三 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 四 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
- 五 法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項
- 六 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関

する事項

七 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

- 2 会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針（以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。
- 3 会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

（法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人）

第三条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる金融機関

- イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- ロ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- ト 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
- チ 農林中央金庫
- リ 保険会社
- ヌ 株式会社商工組合中央金庫
- ル 株式会社日本政策投資銀行
- ヲ 地方公共団体金融機構

ワ 株式会社日本政策金融公庫

カ 外国金融機関等

- 二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者（債権回収会社を除く。）
- 三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等
- 四 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。
- 五 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業者であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。

（法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの）

第三条の二 法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

（法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第三条の三 法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

（決算報告書等の閲覧期間）

第四条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

（予算の繰越し）

第五条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、

翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由
 - 二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額
 - 三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額
 - 四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額
- 3 第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の二 法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第五条の三 法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

(法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の四 法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

(余裕金の運用)

第六条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

る。

- 一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの
- 二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

年 表

国内事項

海外事項

1999年度

1999(平成11)年

5.15	「アジアの民間資金活用構想—新宮澤構想の第2ステージ」発表	1. 1	欧州:ユーロ誕生
		6.18~ 6.20	世界:主要国首脳会議(G8ケルンサミット)開催
11.11	経済対策閣僚会議、「経済新生対策」発表	10.25~ 11. 5	世界:気候変動枠組条約第5回締約国会議(COP5)開催(ドイツ・ボン)
12.22	「中央省庁等改革関係法施行法」公布	11.28	アジア:初の日中韓3カ国首脳会議開催(フィリピン・マニラ)
		11.30~ 12. 3	世界:WTO第3回閣僚会議(米国・シアトル)

2000(平成12)年

		3.27	ロシア:大統領選、プーチン大統領代行兼首相当選
4. 5	森喜朗内閣成立	5. 6	アジア:第2回ASEAN+3蔵相会議(タイ・チェンマイ)にて、「チェンマイ・イニシアティブ(CMI)」合意
4.19	東京三菱銀行・三菱信託銀行、2001年4月に共同持ち株会社「三菱東京フィナンシャル・グループ」(仮称)を設立、経営統合すると発表	6.13~ 6.15	韓国、北朝鮮:初の南北首脳会談(北朝鮮・平壤)
5.31	「資金運用部資金法(財政融資資金法)」改正	7.21~ 7.23	世界:主要国首脳会議(G8九州・沖縄サミット)開催 —日本政府は、国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)解消のために今後5年間で合計150億ドル程度の包括的協力を実施することを発表
6.19	経済企画庁、前回の景気の谷を1999年4月と判定 —後退期間は2年1カ月で戦後3番目の長さ	7.26	アジア:ASEAN地域フォーラム(ARF)で初の日朝外相会談(タイ・バンコク)
7. 1	金融庁発足 —金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合	9. 6~ 9. 8	世界:国連ミレニアムサミット開催、「ミレニアム宣言」採択(米国・ニューヨーク)
9.29	みずほホールディングス発足(日本初の銀行持ち株会社)	10.23~ 10.24	米国・北朝鮮:オルブライト米務長官が現職閣僚として初の北朝鮮訪問
10.19	経済対策閣僚会議・財政首脳会議合同会議、「日本新生のための新発展政策」発表	11.13~ 11.25	世界:気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6)開催(オランダ・ハーグ)
12. 1	「行政改革大綱」閣議決定		

2000年度

2001(平成13)年

1. 6	中央省庁再編実施	1.20	米国:ジョージ・W・ブッシュ大統領就任
1. 7~ 1.15	森首相、現職首相として初のサブサハラ・アフリカ訪問		
3.16	政府、月例経済報告(今月のトピック)にて、「持続的な物価下落をデフレと定義すると、現在、日本経済は緩やかなデフレにある」と報告		
3.19	日本銀行、初の「量的緩和政策」導入 —金融市場調節の操作目標を、無担保コール・オーバーナイトレートから、日銀当座預金残高に変更	3.28	米国:京都議定書からの離脱方針表明

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

1999年度

2000年度

1999(平成11)年			
10. 1	日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合、国際協力銀行設立	12.15	ペルー政府向けアンタイドローン(第2次金融セクター調整融資)の貸付契約調印(世界銀行との協調融資)
10. 1	保田博総裁就任	12.17	トルコ政府向けバイヤーズ・クレジット(トルコ国営発送電会社アフシン・エルビスタンB褐炭火力発電所建設プロジェクト)の貸付契約調印
10. 1	案件発掘・形成調査業務開始	12.22	ルーマニア政府向けバイヤーズ・クレジット(医療機器設備導入)の貸付契約調印 ——同国体制移行後初の本行バイヤーズ・クレジット
12.22	国際協力銀行法改正 ——中央省庁等改革関係法施行法改正による主務大臣の変更		
2000(平成12)年			
1月	国際金融等業務の紹介を行う広報誌「GLOBAL EYE」創刊	1.31	朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)向け貸付契約調印
2. 1	シンガポール駐在員事務所開設		
2000年度	資産自己査定制度導入	4.28	黒海海底ガスパイプライン・プロジェクト(ブルーストリーム・パイプライン・カンパニー)向け貸付契約調印
5.31	国際協力銀行法改正 ——「資金運用部資金法」改正に伴い、余裕金運用先変更	6.15	フィリピン:国営石油会社・エネルギー開発公社(PNOC-EDC)発行の円建て私募債への保証契約調印 ——新官澤構想第2ステージ・アジアの民間資金活用構想に基づく本行公債保証適用第1号案件
6.14	グローバル米ドル建て債券発行 ——日本政府保証債として初。日本初のインターネット起債	8.15	マレーシア:ファーストシリコン社向けバイヤーズ・クレジット(半導体製造前工程建設プロジェクト)の貸付契約調印 ——九州・沖縄サミットにおいて日本政府が表明した「国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)問題に対する我が国の包括的協力策」の一環
11月	2002年度からの「業務運営評価制度」導入に向けた本格的検討開始	9. 4	ベネズエラ:石油公社(PDVSA)向けアンタイドローン(プエル・ラ・クルス製油所設備近代化)の貸付契約調印
		9.29	メキシコ:民活型発電プロジェクト向けバイヤーズ・クレジット(チワワ・コンバインドサイクル発電プロジェクト)の貸付契約調印
		10.17	ブラジル:リオグランデドスル州政府向けアンタイドローン(道路整備プロジェクト)の貸付契約調印(米州開発銀行との協調融資)
		11. 2	イラン向け輸出信用許与(イラン国鉄向け光伝送装置輸出等4案件)の議定書調印 ——本行24年ぶりの同国向け直接借款
		11. 2	マレーシア政府向けバイヤーズ・クレジット(鉄道複線化・電化プロジェクト)の貸付契約調印発表
		11.10	フィリピン:民活インフラ事業向けバイヤーズ・クレジット(天然ガス焚き複合火力発電所プロジェクト)の貸付契約調印
		12. 7	南アフリカ:産業開発公社(IDC)向けアンタイドローン(南ア中小企業支援ツーステップローン)の貸付契約調印
		-	ブラジル:カンボス沖油田開発事業向け貸付契約調印
2001(平成13)年			
		3. 9	メキシコ:民活型発電事業(ツクスパン・コンバインドサイクル発電プロジェクト)向け貸付契約等調印
		3.28	ルーマニア:国鉄近代化プロジェクト向け民間シンジケートローンへの保証契約調印

国内事項

海外事項

2001年度

- 4. 6 「緊急経済対策」発表
- 4.26 小泉純一郎内閣成立
- 5. 7 小泉首相、第151回国会における所信表明演説で、日本経済の再生を目指し、「経済・財政の構造改革—構造改革なくして景気回復なし—」、「行政の構造改革—民間にできることは民間に、地方にできることは地方に—」等を表明
- 6.21 「特殊法人等改革基本法」公布
- 6.26 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)閣議決定
—不良債権問題の抜本的解決と聖域なき構造改革
- 9. 5 「国際協力銀行による貸付金の利息の特例等に関する法律第四条第二項の規定による特別勘定の利益金の処分に関する政令を廃止する政令」制定
- 10.26 「改革先行プログラム」発表
- 12.14 経済対策閣僚会議、「緊急対応プログラム」策定
- 12.19 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定

- 7.16～7.27 世界：気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6)再開会合開催(ドイツ・ボン)
- 7.20～7.22 世界：主要国首脳会議(G8ジェノバサミット)開催
- 9.11 米国：同時多発テロ発生
- 9.13～ 世界：米国同時多発テロを受けたG7財務相・中央銀行総裁声明(13日)、G8首脳声明(19日)、テロ資金対策に対するG7財務相声明(25日)、等
- 10. 7 米国・英国：アフガニスタン空爆開始
- 10.29～11.10 世界：気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)開催(モロッコ・マラケシュ)
—「ブエノスアイレス行動計画の実施のための中核的要素」に関する合意(ボン合意)に基づく法的文書採択(京都議定書の実施に係るルールが決定)
- 11. 9～11.14 世界：WTO第4回閣僚会議開催(カタール・ドーハ)
—新たな多角的貿易交渉(新ラウンド交渉)開始が決定。また、本会議で中国、台湾のWTO加入についてコンセンサスにて承認(中国10日、台湾11日)
- 12.11 中国：WTO正式加盟
- 12.23 アルゼンチン：対外債務支払い(部分的)停止宣言

2002(平成14)年

- 1.13 シンガポールと経済連携協定(EPA)署名

- 1.21～1.22 世界：アフガニスタン復興支援国際会議開催(日本・東京)
- 1.29 米国：ブッシュ大統領が初の一般教書演説で北朝鮮、イラン、イラクを「悪の枢軸」と名指し

2002年度

- 6.14 エネルギー政策基本法公布
- 6.25 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」閣議決定
- 9.17 第1回日朝首脳会談、日朝平壤宣言署名
—同宣言において、「民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識」
- 10. 7 経済財政諮問会議、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」公表
- 10.30 政府、「改革加速のための総合対応策」発表
—「不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用」も掲げられる
- 10.30 金融庁、「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」発表

- 6.26～6.27 世界：主要国首脳会議(G8カナナスキスサミット)開催
- 8.26～9. 4 世界：持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)開催。持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言及び実施計画採択
- 10.23～11. 1 世界：気候変動枠組条約第8回締約国会議(COP8)開催(インド・ニューデリー)
- 11.15 中国：第16期中央委員会第1回全体会議(1中全会)で胡錦濤氏が共産党総書記に選出

本行関連(本行発表に基づく)	本行出融資保証関連(本行発表に基づく)
----------------	---------------------

<p>2001年度 「コンプライアンス委員会」の設置、コンプライアンス・ポリシー、「コンプライアンス・マニュアル」等の制定</p> <p>6.29 篠沢恭助総裁就任</p> <p>9.26 国際金融等勘定「特別勘定」清算(積立金等の国庫納付日)</p> <p>9.28 「行政コスト計算財務書類」作成、公表</p> <p>10.17 本行初の政府保証の付かない財投機関債発行</p>	<p>4.16 中国政府向けアンタイドローン(白雲国際空港建設プロジェクト)の貸付契約調印</p> <p>5.11 アルジェリア:国営炭化水素株式会社(ソナトラック)向けバイヤーズ・クレジット(ハッシルメル地区ガス田生産開発能力増強プロジェクト)の貸付契約調印 ——同社向け本行初のコーポレート・リスクテイク</p> <p>6.25 ブラジル:通信会社テレマール向けアンタイドローン(ブラジル固定通信網拡充プロジェクト)の議定書調印</p> <p>11.19 大型クルーズ船輸出案件向けバイヤーズ・クレジットの貸付契約調印 ——船舶輸出に対する本行初の直接借款バイヤーズ・クレジット</p> <p>11.29 IMF貧困削減・成長ファシリティー(PRGF)向け貸付枠拡大の変更契約発効</p> <p>12. 6 フィリピン:フィリピン開発銀行向けアンタイド・ツーステップローン(民間セクター支援)の貸付契約調印 ——九州・沖縄サミットにおいて日本政府が表明した「国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)問題に対する我が国の包括的協力策」の一環</p> <p>12.20 カザフスタン:国営石油ガス会社(カザフオイル)向けバイヤーズ・クレジット(アティラウ製油所改修)の貸付契約調印</p>
---	--

2002(平成14)年

	<p>2.26 マレーシア政府向けアンタイドローン(情報通信技術産業支援)の貸付契約調印 ——九州・沖縄サミットにおいて日本政府が表明した「国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)問題に対する我が国の包括的協力策」の一環</p> <p>2.26 ブラジル:石油公社(ペトロプラス)向け民間シンジケートローン(ヘプラン製油所近代化プロジェクト)への保証契約調印</p> <p>3. 6 ロシア:連邦外国貿易銀行(VTB)向けバンクローンの貸付契約調印 ——本行初の同国政府の保証を求めないバンクローン</p> <p>3.19 イラン:メラ銀行向けバンクローン(アンモニア/尿素プラント輸出)の貸付契約調印</p>
--	---

<p>2002年度 製品輸入保証制度創設 ——「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、製品輸入金融からの切り替え</p> <p>2002年度 パフォーマンス・ボンド保証制度新設</p> <p>4. 1 業務運営評価制度導入</p> <p>4. 1 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」制定・公表</p> <p>4. 1 総務部内に「統合リスク管理課」設置 ——内部リスク管理体制の整備の一環</p> <p>5.31 国際協力銀行法改正(政策金融機関に対する検査権限が金融庁〈長官〉に委任することができることとなったもの)</p> <p>10.16 ドイツ復興金融公庫(KfW)と業務協力協定締結</p> <p>10月 JBIC広報センター開設</p>	<p>8.22 メキシコ:メキシコ外国貿易銀行(BANCOMEXT)向けアンタイドローン(第2次輸出振興プログラム)の貸付契約調印</p> <p>9.27 メキシコ:民活型発電プロジェクト(アルタミラ地区天然ガス焚きコンバインドサイクル火力発電プラント)向け貸付契約調印</p> <p>10.16 コロンビア:太平洋鉄道リハビリプロジェクト向け保証契約調印 ——本行初のコロンビア向け民間金融機関融資への保証</p>
--	--

2001年度

2002年度

国内事項

海外事項

2002年度

- 12.12 経済対策閣僚会議、「改革加速プログラム」策定
- 12.13 経済財政諮問会議、「政策金融改革について」取りまとめ
——国際協力銀行の主要個別課題：輸入金融、投資金融、アン
タイドローンのあり方
- 12.17 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革に
ついて」閣議決定

2003(平成15)年

- | | |
|--|---|
| 1.24 「改革と展望—2002年度改定」閣議決定 | 1.10 北朝鮮：核兵器不拡散条約(NPT)からの脱退宣言 |
| | 3.19 米国・英国：米英軍、「イラクの自由作戦」と銘打つ対イラク軍事
作戦開始 |
| 4. 1 日本郵政公社発足 | 5. 1 米国：ブッシュ大統領、イラク戦闘終結宣言 |
| 4.16 産業再生機構発足 | 6. 1～
6. 3 世界：主要国首脳会議(G8エビアンサミット)開催 |
| 6.10 リソナ銀行に公的資金注入(預金保険機構による株式取得：実
質国有化)決定 | 8. 7 アジア：第6回ASEAN+ 3財務相会議、「アジア債券市場育成
イニシアティブ(ABMI)」合意 |
| 6.27 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定 | 9.29～
10. 1 世界：第3回アフリカ開発会議(TICAD III)開催(日本・東京) |
| 10. 7 「エネルギー基本計画」閣議決定 | 12. 1～
12.12 世界：気候変動枠組条約第9回締約国会議(COP9)開催(イタ
リア・ミラノ) |
| 12.15 日・ASEAN特別首脳会議で「日本・ASEAN行動計画」が採択 | |

2004(平成16)年

- 3.14 ロシア：大統領選挙でプーチン大統領が再選

2003年度

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 6. 4 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」閣議決定 | 4.27 ロシア・EU：ロシアとEU間の貿易や経済などの基本的枠組み
「パートナーシップ協力協定」を旧ソ連圏の新規EU加盟国にも適
用することなどで合意 |
|-------------------------------------|--|

本行関連(本行発表に基づく)	本行出融資保証関連(本行発表に基づく)
2003(平成15)年	12.30 ブラジル:電話会社テレスピ社・テレマール社向けアンタイドローン(通信網拡充)の貸付契約調印 ——九州・沖縄サミットにおいて日本政府が表明した「国際的な情報格差(デジタル・デバイド)問題に対する我が国の包括的協力策」の一環
2月 政府金融機関として初の「環境報告書2002」を発行	3.18 ブラジル:国立経済社会開発銀行(BNDES)向けアンタイドローン(ブラジル企業の輸出振興支援)の貸付契約調印
3.17 フランス開発庁(AFD)と業務協力に関わる覚書締結	3.25 メキシコ:民活型発電プロジェクト(ツクスパン天然ガス焚き複合火力発電プラント)向け貸付契約調印
4月 広報誌「GLOBAL EYE」と「Development & Cooperation」を統合し、新情報誌「JBIC Today」創刊	3.27 メキシコ:通信会社テルメックス向けアンタイドローン(通信網拡充プロジェクト)の貸付契約調印 ——九州・沖縄サミットにおいて日本政府が表明した「国際的な情報格差(デジタル・デバイド)問題に対する我が国の包括的協力策」の一環
5月 個人情報保護方針公表	6.12 ロシア:国際モスクワ銀行(IMB)向けバンクローンの貸付契約調印 ——本行初の同国民間商業銀行向けバンクローン
6月 京都メカニズム担当審議役を設置	6.12 ベトナム:民活型発電プロジェクト向け(フーミー第3天然ガス焚き複合火力発電所プロジェクト)の貸付契約調印
9月 金融庁検査(初)	8.12 メキシコ:産業金融公社(NAFIN)向けアンタイドローン(メキシコ進出日本企業の裾野産業育成支援)の貸付契約調印(IDBとの連携)
10. 1 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」施行	12.17 オマーン:ソハール・リファイナリー向け(製油所建設・操業プロジェクト)の貸付契約調印 ——本行初の同国法人向けプロジェクトファイナンス
12月 「国際排出量取引協会(IETA)」と業務協力協定締結	12.19 ブラジル:ブラデスコ銀行向け輸出クレジットラインの貸付契約調印 ——本行初の同国向け円ドル両建てクレジットライン
2004(平成16)年	1.13 マレーシア:インフラ開発銀行(BPIMB)向けアンタイドローン(物流・情報通信関連インフラ整備)の貸付契約調印 ——九州・沖縄サミットにおいて日本政府が表明した「国際的な情報格差(デジタル・デバイド)問題に対する我が国の包括的協力策」の一環
4.15 メキシコ:政府機関と京都メカニズムに関する業務協力協定締結 ——グリーン開発メカニズム(CDM)指定国家機関(DNA)との本行初の連携	2. 3 アゼルバイジャン:バクー・トビリシ・ジェイハン(BTC)石油パイプライン向け貸付契約調印発表 3. 1 民間金融機関(東京三菱銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、UFJ銀行)との間で「環境審査に係る協定書」調印 ——政府系金融機関として初 3.10 メキシコ:石油公社(PEMEX)向けアンタイドローン(天然ガス田開発計画における5天然ガス田開発プロジェクト)の貸付契約調印 3.26 インドネシア政府向け貸出債権の流動化実施 3.26 ロシア:ロステレコム社向けバイヤーズ・クレジット(無線伝送装置輸出)の貸付契約調印 ——本行初の同国向けコーポレート・リスクテイク 3.30 タイ:BLCP石炭火力発電所プロジェクト向け貸付契約調印 ——本行初の同国IPP向けプロジェクトファイナンス
4. 9 イラン:国営石油化学会社(NPC)向け輸出金融(肥料プラント増設)の貸付契約調印 ——本行初の同国向けコーポレートファイナンス	4. 9 イラン:国営石油化学会社(NPC)向け輸出金融(肥料プラント増設)の貸付契約調印 ——本行初の同国向けコーポレートファイナンス

国内事項

海外事項

2004年度

6.18 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」公布

9.10 政府、「郵政民営化の基本方針」閣議決定

9.15 小泉首相、「日・中南米新パートナーシップ構想」発表

9.17 メキシコとEPA署名

10.23 新潟県中越地震発生

5. 1 欧州：中・東欧10カ国がEUに新規加盟し25カ国体制に拡充

5.28 米国：米国と中米5カ国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）と米・中米自由貿易協定（CAFTA）に署名

6. 8～世界：主要国首脳会議（G8シーアイランドサミット）開催
6.10 —小泉首相が3つのR（Reduce、Reuse、Recycle）の推進を通じて地球規模での循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」を提案

6.18 欧州：EU首脳会議はEUの基本法となる欧州憲法条約を採択

8.16 米国：ブッシュ大統領が、世界規模での米軍再編の基本方針を表明

10. 7～アジア：アジア欧州会合（ASEM）、第5回首脳会合で新たに13
10. 9 カ国の参加を承認（ベトナム・ハノイ）

10.26 世界：ニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）のWTI原油先物、1バレル＝55.17ドルと最高値を記録

11. 2 米国：大統領選挙実施、翌3日にブッシュ大統領の再選確定

12. 6～世界：気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP10）開催（アルゼンチン・ブエノスアイレス）
12.17

12.26 スマトラ沖大地震・インド洋津波発生

2005(平成17)年

1.26 財務省貿易統計（速報）、2004年の日本の対中貿易額（対香港を含む）が対米貿易を初めて上回る

2.28 経済財政諮問会議、民間議員が「政策金融機関の統廃合に向けて」提出

3.25～「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」開催
9.25

2.16 「京都議定書」発効

2005年度

4. 1 ペイオフ解禁
——預金等定額保護（元本1000万円までとその利息の保護）の範囲が定期性預金から普通預金や別段預金にまで拡大、決済用預金を除くすべての預金について、預金等全額保護の特例措置が終了

4.19 経済財政諮問会議、「日本21世紀ビジョン」専門調査会の取りまとめ報告受ける

4.28 「京都議定書目標達成計画」を閣議決定

6.21 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」閣議決定

8. 8 参議院本会議で郵政民営化関連法案否決、これを受け小泉首相は衆議院を解散

8. 9 内閣府、8月の月例経済報告会見で、政府と日銀がともに景気が上昇基調に転じたことを宣言

9.26 小泉首相、第163回国会における所信表明演説で、「郵政民営化と構造改革の加速」を表明。資金の「入口」の郵政民営化だけではなく、「出口」の政府系金融機関の改革に取り組むことも表明

9.26 郵政関連法案（同月の衆議院選挙後改めて提出）閣議決定
——10.11衆議院で可決、10.14参議院で可決成立

11.28 「政策金融機関改革について」取りまとめ

6.30～中国・ロシア：中ロ首脳会談（ロシア・モスクワ）
7. 1 ——国連中心主義を柱とした「21世紀の国際秩序に関する共同宣言」に調印7. 6～世界：主要国首脳会議（G8 グレンイーグルズサミット）開催
7. 8

7.21 中国：人民元切り上げ決定（実施）、固定相場制から、複数の通貨に連動した「通貨バスケット」制に移行することを発表

7.28 地球温暖化に対する新しい協力の枠組みである「グリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）」発足

10.10 ドイツ：キリスト教民主同盟／社会同盟（CDU／CSU）と社会民主党（SPD）が、メルケルCDU党首を同国初の女性首相とする大連立政権樹立で合意
——11.22独連邦議会はメルケル首相を選出

11.11 中国：中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議、「第11次5カ年計画制定に関する中国共産党中央建議」採択

11.28～世界：気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）、京都議
12. 9 定書第1回締約国会合（CMP1）開催（カナダ・モントリオール）

12.14 東アジア首脳会議（EAS）初開催（マレーシア・クアラルンプール）

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

- 11.25 日本カーボンファイナンス(JCF)設立
- 12. 1 民間企業や日本政策投資銀行と共同で「日本温暖化ガス削減基金(JGRF)」を設立(アジア初の温暖化ガス削減基金)、投資組合契約締結

- 6.21 タイ:日系現法発行パーツ建社債への保証契約調印
——本行初のABMIに基づく支援
- 6.28 アジア地域を主な投資対象とするESCO・再生可能エネルギー事業ファンドへの出資発表
——アジア地域でのエネルギー効率化事業に投資を行う初のファンド
- 7. 9 ブルガリア:マリツァ・イーストII社向けバイヤーズ・クレジット(発電所近代化プロジェクト)の貸付契約調印
- 7.19 メキシコ:民活型発電事業(ツクスパン天然ガス焼き複合火力発電プラント事業)向け貸付契約調印
- 11. 4 インドネシア共和国政府向け輸出金融(チレゴン地区ガス・複合火力発電プラント事業)の貸付契約調印
- 12. 8 韓国:韓国/債券担保証券(汎アジア・ボンド)への保証契約調印
——ABMIに基づく支援
- 12.21 メキシコ:天然ガス焼き複合火力発電所プロジェクト(バジャドリッドIII発電事業)向け貸付契約調印

2005(平成17)年

- 3.31 業務運営評価制度に基づく新たな「業務戦略」公表(2005年度以降を対象)

- 2. 7 バーレーン:石油公社(BAPCO)向けバイヤーズ・クレジット(軽油脱硫装置等輸出)の貸付契約調印
——本行初の同国向け直接借款

2005年度 「輸入・投資事業化等促進調査」を新設

- 4月 「アンタイドローン」を「事業開発等金融」に名称変更
- 4月 「国際協力銀行評議員会」設置
- 6月 日本貿易保険(NEXI)との間で「輸出金融対象案件における環境審査に係る日本貿易保険に対する協力に関する協定書」調印
——環境審査の窓口を本行に一元化

- 3.19 イラン:NPC向け輸出金融(エチレングリコール製造プラント新設)の貸付契約調印
- 4.25 アラブ首長国連邦(UAE):タウィーラB火力発電・淡水化事業向け貸付契約成立
——本行初のプロジェクトファイナンスを活用した同国大型インフラ事業支援
- 4.27 オマーン:ソハール国際尿素・化学会社(SIUCI)向け(肥料プラント用機器等輸出)の貸付契約調印
——本行初の肥料プロジェクトに対するプロジェクトファイナンス
- 5.27 ブラジル:BNDES向けインフラ整備・輸出振興ツーステップローン(事業開発等金融)契約調印発表
- 8.25 ブラジル:アルミ地金の対日供給に必要な資金向け貸付契約調印
- 8.30 タイ:パーツ建て債券(日本政府保証)発行契約の調印
——ABMIに基づく本行初のアジア通貨建て債券発行
- 9.15 東京三菱銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行向けパーツ建てツーステップローンの貸付契約調印
——ABMIに基づく本行初のアジア通貨建て融資
- 9.30 ベルー:セロベルデ銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
- 10.27 カザフスタン:北カスピ海沖合カシャガン油田開発事業向け貸付契約調印
- 11.11 タイ:民活型天然ガス焼き複合火力発電事業(カエンコイII天然ガス焼き複合火力発電事業)向け貸付契約調印
- 11.11 ウクライナ:ウクライナ輸出入銀行向けバンクローンの貸付契約調印
——本行初の同国政府保証を求めないバンクローン

2004年度

2005年度

国内事項

海外事項

2005年度

- 11.29 経済財政諮問会議、「政策金融改革の基本方針」取りまとめ
——国際金融機能(貿易金融、投資金融、アンタイドローン)は、
国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き撤退
(国際協力銀行の組織の在り方)
——国際協力銀行については、内閣官房長官の下に、有識者から
なる「海外経済協力に関する検討会(仮称)」を設置し、その検
討結果と本基本方針を総合して、統合の具体的内容を決定
- 12.24 「行政改革の重要方針」閣議決定

- 12.16 世界:国連総会で「北朝鮮の人権状況」決議案を採択

2006(平成18)年

- 2.28 「海外経済協力に関する検討会」が報告書を取りまとめ、内閣官
房長官へ提出
3. 9 日本銀行、量的緩和政策を解除し、ゼロ金利政策に移行

- 1.10 イラン:IAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃
縮関連の研究開発活動再開のため封印を撤去
3. 2 欧州:欧州中央銀行(ECB)、ユーロ圏12カ国の共通政策金利を
2.5%に引き上げ
- 3月 中国:胡錦濤政権下で5カ年計画採択

2006年度

5. 1 日米政府、「再編実施のための日米のロードマップ」発表
- 5.31 「新・国家エネルギー戦略」策定
6. 2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関す
る法律(行政改革推進法)」公布
- 6.27 政策金融改革推進本部・行政改革推進本部、「政策金融改革に
係る制度設計」決定
7. 7 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」閣議決定
- 7.14 日本銀行、ゼロ金利を解除。無担保コール・オーバーナイトレートの
誘導目標を0.25%に引き上げ
- 9.26 第1次安倍晋三内閣成立
- 11.15 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布

- 4.21 世界:G7財務相・中央銀行総裁会議、世界経済の堅調予測・
原油高懸念などを盛り込んだ共同声明発表(米国・ワシントン
D.C.)
- 7.15~
7.17 世界:主要国首脳会議(G8サンクトペテルブルクサミット)開催
- 7.24 世界:WTO閣僚会議、多角的貿易交渉・ドーハラウンドの貿易
自由化をめぐる交渉決裂
8. 3 欧州:ECB、ユーロ圏12カ国の共通政策金利を3.0%に引き上
げ
11. 6~
11.17 世界:気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)、京都議
定書第2回締約国会合(CMP2)開催(ケニア・ナイロビ)

2007(平成19)年

- 2.21 日本銀行、無担保コール・オーバーナイトレートの誘導目標を
0.5%前後に引き上げ
- 2.27 「株式会社日本政策金融公庫法案」閣議決定
——国際協力銀行、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国民
生活金融公庫を統合し、2008年10月に政府全額出資の(株)
日本政策金融公庫設立

1. 1 欧州:ブルガリアとルーマニアがEUに加盟
2. 2 世界:気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、第1作業部会会
合(フランス・パリ)を経て報告書公表
——1906~2005年に世界の平均気温は0.74℃上昇、21世紀
末には平均気温が最大6.4℃上昇と警告

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

2005年度

2006年度

		12.14	タイ:民活型天然ガス焼き複合火力発電(ラチャブリパワー天然ガス焼き複合火力発電)事業向け貸付契約調印
		12.14	インド:日系企業の自動車製造等事業向け貸付契約調印
		12.16	コロンビア政府発行私募円建て外債への保証諸契約の調印 ——本行初のアジア域外の発行体外債への保証
		12.20	カタール:カタールLNGプロジェクト(カタールガス3プロジェクト)向けの貸付契約調印

2006(平成18)年

1. 4	ドバイ駐在員事務所開設 ——日本の金融機関として初の同国への事務所設置	3. 2	サウジアラビア:ラービグ石油精製・石化プロジェクト向け貸付契約調印 ——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
		3. 9	インドネシア:日系企業のルビア建て債券への保証実施 ——ABMIに基づく、同国における本行初の支援
		3.13	インド:インド商業銀行(ICICI銀行)向け事業開発等金融の貸付契約調印 ——本行初の同国政府保証なしでの民間金融機関向け事業開発等金融
		3.20	ブラジル:リオドセ社鉄鉱石増産に係る輸送インフラ改修・増強プロジェクト向け貸付契約調印
		3.31	ブラジル:ブラジル沖深海油田FPSO(エスパダルチFPSOプロジェクト)向け貸付契約調印 ——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
5月	イスラム法学者からなるシャリア・アドバイザー・グループ設置及び三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行等と「イスラム金融検討会」立ち上げ	4. 4	バーレーン:発電・淡水化プロジェクト(アルヒッド発電・淡水化プロジェクト)向け貸付契約調印 ——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
		4.28	タイ:商業銀行(TMB)向け事業開発等金融の貸付契約調印
		5.21	サウジアラビア:シャルク合成繊維原料等製造プロジェクト(シャルク第3次増設プロジェクト)向け貸付契約調印
		5.24	ブラジル:国営石油会社製油所近代化プロジェクト(ヘバッピー製油所近代化)向け貸付契約調印
		6.22	カザフスタン:ウラン鉱山(ウエスト・ムインクドユック鉱床)開発プロジェクト向け貸付契約調印 ——日本企業初の同国ウラン上流権益取得支援
		8. 1	インドネシア:ガス田開発・液化事業(タンゲーLNGプロジェクト)向け貸付契約調印
		9.27	ブラジル:ペトロプラス発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
10月	環境ビジネス支援室設置	9.29	メキシコ:大型発電プロジェクト(パシフィコ石炭焼き火力発電プロジェクト)向けバイヤーズ・クレジットの貸付契約調印 ——本行初のOPFスキーム(同国固有の契約形態)によるファイナンス
10月	世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、中国政府と共同で「CARBON EXPO」開催	11.19	オマーン政府との包括戦略パートナーシップに関する覚書及び事業開発等金融(ソハール港拡張)の貸付契約調印
		12.22	ベネズエラ:メタノール製造プラント増設事業向け貸付契約等調印

2007(平成19)年

		2. 9	東・南アフリカ貿易開発銀行向け輸出クレジットライン設定の契約締結 ——本行初のサブサハラアフリカ向け輸出クレジットライン
		2.19	ブラジル:アルミナ精製プラント増設プロジェクト向け貸付契約調印発表
		2.21	ベネズエラ産原油・石油製品の引き取り事業向け貸付実行及び保証供与発表

2006年度

3. 9 「エネルギー基本計画(第2次)」閣議決定

3.22～ アフリカ:アフリカ開発会議(TICAD)「持続可能な開発のための
3.23 環境とエネルギー」閣僚会議開催(ケニア・ナイロビ)3.30 ロシア:ロシア外務省、包括的な外交指針「対外政策の概観」を
初めてまとめ「強いロシア」の復活を宣言

4.25 経済財政諮問会議、「成長力加速プログラム」決定

4. 1 米国・韓国:自由貿易協定(FTA)交渉妥結

5.24 安倍首相、第13回国際交流会議「アジアの未来」で、「地球温暖
化問題に係る新提案(クールアース50)」表明
——2050年までに温室効果ガス排出量半減を目指す4.13 世界:G7財務相・中央銀行総裁会議、「世界経済は、リスクは残
存するが過去30年超で最も力強い持続的拡大を経験し、より均
衡のとれたものに」との声明発表(米国・ワシントンD.C.)

5.25 「株式会社日本政策金融公庫法」公布

6. 4 中国:気候変動に対する国家計画発表
——「途上国」との立場を強調し、温室効果ガスの削減目標を拒否

5.30 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」公布

6. 6～ 世界:主要国首脳会議(G8ハイリゲンダムサミット)開催。気候変
6. 8 動が大きなテーマの一つに

6.19 「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定

6.27 英国:労働党のブラウン党首が首相に就任

8.20 インドネシアとEPA署名
——2008.7.1発効8. 9 米国のサブプライムローン問題による市場の混乱防止のため、日
米欧の中央銀行が協調して資金供給

9.26 福田康夫内閣成立

9. 8～ 世界:APEC首脳会議、「シドニー宣言」採択(オーストラリア・シド
9. 9 ニー)
——2030年までにエネルギー効率を05年比25%以上改善盛り
込む

9.30 「金融商品取引法」施行

10.12 ノーベル賞委員会がゴア・元米国副大統領とIPCCにノーベル
平和賞を授与することを発表(ノルウェー・オスロ)10. 1 日本郵政公社が持ち株会社日本郵政と4事業会社に分社され、
郵政民営化スタート10.16 ロシア、イランなどカスピ海沿岸5カ国、経済協力の新たな枠組み
である「カスピ海経済協力機構」設置で合意10.19 世界:G7財務相・中央銀行総裁会議、世界経済につき、「最近
の金融市場の混乱、原油価格の高騰、米国の住宅部門の弱さ
は、成長を減速させる」が、「経済全体のファンダメンタルズは引き
続き強力」と声明(米国・ワシントンD.C.)12. 3～ 世界:気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京
12.15 都議定書第3回締約国会合(CMP3)開催(インドネシア・バリ
島)12.13 欧州:EU27カ国の首脳が新基本条約「リスボン条約」に調印(ポ
ルトガル・リスボン)

2007年度

		2.23	フィリピン共和国政府向け事業開発等金融(電力セクター改革支援)の貸付契約調印 ——ADBとの協調融資
		3. 9	ウルグアイ政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印発表
		3.15	ヨルダン:天然ガス焼き複合火力発電事業(アンマンイースト天然ガス焼き複合火力発電所プロジェクト)向け貸付契約調印
		3.19	ブルガリア:カリアクラ風力発電事業向け貸付契約調印 ——本行初の風力発電事業に対するプロジェクトファイナンス、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型の共同実施(JI)案件を組成するためのファイナンス
		3.26	ブラジル:カンボス沖油田開発事業向け貸付契約調印 ——同国における初の日本企業による油田権益保有案件の開発支援
4.29	アブダビ国営石油会社(ADNOC)と石油・ガスセクターにおける戦略的・包括的パートナーシップ構築のための業務協力協定締結	4.26	カタール:発電プロジェクト(メサイドA天然ガス焼き複合火力発電プロジェクト)向け貸付契約調印 ——本行初の同国インフラプロジェクト向けプロジェクトファイナンス
		4.30	カザフスタン:ウラン鉱床開発プロジェクト(ハラサンウラン鉱床開発プロジェクト)向け貸付契約調印
		5. 5	ブルネイ:メタノール製造販売プロジェクト向け貸付契約調印 ——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
		6. 6	南アフリカ:南部アフリカ開発銀行(DBSA)向け事業開発等金融(南部アフリカにおける地場産業育成等を通じた日本企業の事業展開支援)の貸付契約調印
		6. 7	南アフリカ:南アフリカ電力公社(ESKOM)向け事業開発等金融(送配電設備敷設プロジェクト)の貸付契約調印
8.29	「国際協力銀行法」の改正法施行(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定)	6. 7	フィリピン:米Mirant社保有発電所買収資金貸付契約調印 ——複数の火力発電所からの収入を返済原資とする本行初のプロジェクト・ポートフォリオ型のプロジェクトファイナンス
		8.22	マダガスカル:アンバトビィ・ニッケル・プロジェクト向け貸付契約等調印
		8.22	インド:ICICI銀行向け事業開発等金融(インドにおけるCDM推進)の貸付契約調印
		8.28	JGRFによる初の京都メカニズムCDMクレジット取得
		9.19	ブラジル:通信網拡充プロジェクト向け民間シンジケートローンへの保証契約調印
		9.22	オマーン:同国政府向け事業開発等金融(ドクム地区港湾整備プロジェクト)の貸付契約調印
10. 1	田波耕治総裁就任	10. 5	シンガポール:半導体製造前工程工場増設プロジェクト向けバイヤーズ・クレジットの貸付契約調印
11月	海外投融資情報財団(JOI)と共同でウェブサイト「排出権取引プラットフォーム」を開設	10.16	ロシア:空港ターミナル建設事業向け保証契約調印
		10.18	タイ:カシコン銀行向け事業開発等金融(同国中小企業育成を通じた日本企業ビジネス支援)の貸付契約調印
		12.17	UAEアブダビ首長国:ADNOCからの原油輸入に対する貸付契約調印
		12.17	UAEフジャイラ首長国:フジャイラ天然ガス焼き複合火力発電・淡水化プロジェクト向け貸付関連契約調印 ——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
		12.20	インド:パール超臨界火力発電所建設向け民間シンジケートローンへの保証契約調印

2008(平成20)年

1.26 福田首相、世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)に出席し、特別講演で「クールアース推進構想」を発表(スイス・ダボス)

4. 4 経済対策閣僚会議、「成長力強化への早期実施策」決定

4.14 日・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)への署名完了
—初の複数国間のEPA、12.1発効

6. 9 福田首相は「『低炭素社会・日本』をめざして」と題するスピーチ
—日本は2050年までに温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減との目標を提示

6.27 「経済財政改革の基本方針2008 ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」閣議決定

7.31 ブルネイとのEPA発効

8.29 政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議、「安心実現のための緊急総合対策」決定

9.24 麻生太郎内閣成立

10.28 日経平均株価がバブル経済崩壊後の最安値を更新、一時7,000円割り込む

10.30 政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議、「生活対策」決定

12.11 フィリピンとのEPA発効

12.12 改正金融機能強化法成立

12.13 初の単独開催となる日中韓首脳会談(第1回日中韓サミット)開催(福岡)

12.19 経済対策閣僚会議、「生活防衛のための緊急対策」決定

3.15 中国:中国全国人民代表大会、国家主席に胡錦濤氏を再選

5. 7 ロシア:メドヴェージェフ大統領就任、翌8日にプーチン前大統領は首相に就任

5.12 中国:四川省でマグニチュード8.0の大地震が発生

5.28～5.30 世界:第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)開催(日本・横浜)

6. 3～6. 5 世界的な食料価格の高騰問題を話し合うFAO主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」開催(イタリア・ローマ)

7. 7～7. 9 世界:主要国首脳会議(G8北海道洞爺湖サミット)開催

7.11 世界:ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)のWTI原油先物、1バレル=147.27ドルの最高値

7.13 米国:米国政府と連邦準備制度理事会(FRB)が政府系住宅金融大手2社に対する緊急支援声明を発表

7.29 世界:WTOドーハ・ラウンド交渉の閣僚会合が決裂

9.11 世界:国連がミレニアム開発目標(MDGs)に関する報告書を発表

9.15 米国:リーマン・ブラザーズ破綻

9.22 世界:G7財務相・中央銀行総裁会議、「国際金融市場の動揺に関する7か国財務大臣・中央銀行総裁声明」発表

10. 3 米国:「緊急経済安定化法」成立

10.10 世界:G7財務相・中央銀行総裁会議、「7か国財務大臣・中央銀行総裁の行動計画」発表(米国・ワシントンD.C.)

11. 4 米国:大統領選挙で民主党のオバマ上院議員が共和党のマケイン上院議員を大差で破り当選

11.14～11.15 世界:G20金融・世界経済に関する首脳会合開催(米国・ワシントンD.C.)
—リーマンショックを契機に発生した経済・金融危機に対処するため、従来のG20財務相・中央銀行総裁会議を首脳級に格上げし、開催

12. 1～12.12 世界:気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)及び京都議定書第4回締約国会合(CMP4)開催(ポーランド・ポズナン)

12.16 米国:FRBがフェデラルファンド(FF)金利の誘導目標を0.00～0.25%へと引き下げ、実質ゼロ金利に

2009(平成21)年

1.31 麻生首相、世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)に出席し、アジア支援に1兆5,000億円以上を拠出する方針を表明

2.14 中川昭一財務相兼金融担当相がJBICを活用した「貿易金融支援イニシアティブ」を表明

1.20 米国:バラク・オバマ大統領就任

2.13 米国:上下両院で史上最大規模となる7,870億米ドル規模の景気対策法案を可決

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

2007年度

2008年度

2008(平成20)年

- 2. 8 東京都と「気候変動対策に関する相互協力についての覚書」を締結
- 4. 1 「JBICアジア・環境ファシリティ(FACE)」創設
- 4.18 「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
- 4.21 日本経済新聞デジタルメディアと共同で、排出量(京都メカニズムによる「クレジット」)取引の価格気配動向「日経・JBIC排出量取引参考気配(Nikkei-JBIC Carbon Quotation Index)」の公表開始
- 8.29 「株式会社日本政策金融公庫法施行令」の一部改正(先進国における原子力による発電に関する事業への投資金融の追加)
- 9.19 株式会社日本政策金融公庫定款認可
- 9.17 インド・エネルギー資源研究所(TERI)との間で、インドにおける気候変動対策促進に向けた相互協力についての覚書を締結
- 10. 1 株式会社日本政策金融公庫設立。同公庫の国際部門として「国際協力銀行(JBIC)」スタート
- 10. 1 株式会社日本政策金融公庫・安居祥策総裁、渡辺博史代表取締役副総裁・国際協力銀行経営責任者就任
- 10. 3 アジアの輸出入銀行等で危機対応における相互協力調印(シドニー宣言)
- 12.25 財務省告示による特例業務の追加
——途上国向け輸出支援のためのサプライヤーズ・クレジット及び国内大企業を通じた途上国における事業に対する貸付(2010年3月末までの時限措置、その後11年3月末まで延長)
- 12.26 「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定
——日本企業(中堅・中小企業を含む)の先進国における事業に対する貸付・保証を目的

- 3.19 台湾:半導体メモリ製造販売事業向け貸付契約調印
- 3.21 ボリビア:亜鉛・鉛・銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
- 3.28 メキシコ:通信網拡充プロジェクト向け民間シンジケートローンへの保証契約調印
- 6.13 ロシア:木材加工事業向けの貸付契約調印
- 6.16 ロシア:サハリンIIプロジェクト(フェーズ2)向け貸付契約調印
- 6.16 ブラジル:サンパウロ州都市近郊鉄道及び地下鉄プロジェクト向け民間シンジケートローンへの保証契約調印
- 6.24 オーストラリア:西オーストラリア州ブルートLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 7. 9 南アフリカ:ESKOM向け事業開発等金融(北東部州送配電設備敷設プロジェクト)の貸付契約調印
- 8. 5 カタール:発電・淡水化プロジェクト(ラスラファンC天然ガス焼き複合火力発電・淡水化プロジェクト)向け貸付契約調印
- 9. 9 タイ:乗用車製造販売事業向け貸付契約調印
- 9.22 オーストラリア:LNG輸入向け貸付契約調印
- 9.25 エジプト:天然ガス開発関連プロジェクト向け貸付契約調印
- 9.26 ブラジル:製鉄所向け貸付契約調印
- 9.26 オーストラリア:LNG生産・販売事業向けの貸付契約調印
- 12. 9 パナマ運河庁向け事業開発等金融(運河拡張プロジェクト向け)の貸付契約調印
- 12.19 中国における環境・省エネ関連事業を投資対象とするファンド出資の契約調印(FACEの下での取り組み)
- 12.25 インドネシア:タンジュンジャティ B石炭火力発電所拡張プロジェクト向け貸付契約調印
- 12.25 ブラジル:BNDES向け事業開発等金融(同国サンパウロ州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州貨物鉄道網整備プロジェクト)向け貸付契約調印

2009(平成21)年

- 1.27 財務省告示による対象事業の確定
——日本企業が行う先進国向け業務への貸付・保証業務の追加(2010年3月末までの時限措置、その後11年3月末まで延長)
- 2.15 JBICを活用した貿易金融支援イニシアティブの具体的な実施を発表
——アジアを中心とした途上国の金融機関に対し総額10億ドル規模の貿易金融の支援を検討

- 2. 2 「途上国銀行資本増強ファンド」に対する出融資契約調印(国際金融公社(IFC)と共同)
- 2.10 カナダ:ウランウム・ワン社の第三者割当増資による株式引受及び戦略合意書等調印

国内事項

海外事項

2008年度

2.21 日本がインドネシア政府に対する金融支援を行うことで基本合意

2.14 世界：主要7カ国(G7)財務相・中央銀行総裁会議、声明発表
(イタリア・ローマ)

2.27 米国：オバマ大統領、イラクより米軍撤退計画発表

4.10 政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議、「経済危機対策」決定

4.1～
4.2 世界：G20ロンドンサミット開催

5.3 与謝野財務相が本行のサムライ債発行支援ファシリティ(MASF)創設を発表

4.5 米国：オバマ大統領が「核兵器のない世界」に関する演説(チェコ・プラハ)

6.10 麻生首相、日本の温室効果ガスを2020年までに2005年比15%削減するとの中期目標を発表

6.11 世界：WHO、新型インフルエンザの世界的大流行(パンデミック)は不可避として「フェーズ6」宣言

6.17 政府、月例経済報告発表(景気基調判断を「厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られる」と、上方に変更)

6.16 ブラジル、ロシア、インド、中国の新興4か国(BRICs)首脳が初の正式首脳会議(ロシア・エカテリンブルグ)

6.23 「経済財政改革の基本方針 2009 ～安心・活力・責任～」策定

7.11 日米両国政府、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」に基づく日本政府による資金の提供に関する書簡交換

6.17 米国：オバマ大統領、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革構想を発表

9.16 鳩山由紀夫内閣成立

7.8～
7.10 世界：主要国首脳会議(G8ラクイラサミット)開催

9.22 鳩山首相が国連気候変動首脳会合で演説。温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%の削減を目指すとの中期目標を表明(米国・ニューヨーク)

8.13 アジア：ASEANとインドがFTAに署名(タイ・バンコク)

9.24～
9.25 世界：G20ピッツバーグ・サミット開催
——今後のG20サミットの役割を国際経済協力の第一のフォーラム(premier forum)とすることで合意、今後G20は定例化

10月 欧州：ギリシャ政府、財政統計に誤りがあったことを公表

2009年度

10.1 ベトナムとのEPA発効

10.23 政府緊急雇用対策本部、「緊急雇用対策」決定

12.4 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)、施行

11.16～
11.18 米中首脳会談(中国・北京)
——12年ぶりとなる米中共同声明を発表

12.8 政府、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」発表

12.1 欧州：欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を改正する「リスボン条約」発効

12.16 政府、COP15にて「鳩山イニシアティブ」発表
——2012年末までに官民合わせて約1兆7,500億円規模の支援(うち公的資金1兆3,000億円)実施を公約12.7～
12.19 世界：気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)及び京都議定書第5回締約国会合(CMP5)開催(デンマーク・コペンハーゲン)

12.30 「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」閣議決定

2010(平成22)年

1.19 日本航空、企業再生支援機構に対する再生支援申し込みと支援決定、ならびに会社更生手続き開始申し立てと開始決定を発表

2.4 米国：「Export Promotion Initiative」発表

本行関連(本行発表に基づく)

- 2.21 日本がインドネシア政府に対して最大15億ドル相当円の金融支援を行うことで基本合意
——インドネシア政府が日本の債券市場で発行する円建て外債に対し、JBICが保証を付与する形で金融支援
——インドネシアと世界銀行、ADB等の開発パートナーとの間で検討されている緊急の資金需要に備えた共同融資のファシリティにも、JBICを通じて参加の用意
- 3.16 JBICを活用した環境投資支援イニシアティブ(LIFE)の具体的実施発表
——アジアを中心とした開発途上国を対象に、開発途上国政府及び民間セクターが実施する環境投資に対して2年間で総額50億ドル規模の支援を検討
4. 1 「JBICアフリカ投資ファシリティ(アフリカ投資倍増支援基金:FAI)」創設
5. 3 サムライ債発行支援ファシリティ(Market Access Support Facility:MASF)の具体的な実施を発表
- 5.14 アフリカ開発銀行(AfDB)と、アフリカ支援における協調の強化のための覚書締結
- 7.21 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」改訂
——情報公開拡充、国際的基準明確化、生態系保護及び住民移転・先住民に関する内容を拡充(10.1より施行)

- 12.21 北九州市との気候変動対策・水インフラに関する相互協力についての覚書締結

2010(平成22)年

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

- 2.14 アジアを中心とした途上国金融機関に対する貿易金融支援(JBICを活用した貿易金融支援イニシアティブ)の具体的実施発表
- 2.20 ブラジル:鉄鉱石の開発・生産・販売時事業向け貸付契約調印
- 3.19 オーストラリア:石油開発事業向け貸付契約調印
- 3.26 南アフリカ:南アフリカ運輸公社(トランスネット)向け事業開発等金融(ダーバン港拡張プロジェクト向け)の貸付契約調印
- 3.30 ブラジル:リオデジャネイロ沖FPSOプロジェクト向け貸付契約調印
4. 7 インドネシア政府向け金融支援プログラム契約等の調印
- 5.15 チリ:エスベランサ銅鉱山開発プロジェクト向け貸付契約調印
- 5.29 マレーシア:メイバンク向け事業開発等金融(日系企業の資金調達環境改善)の貸付契約調印
- 7.24 インドネシア政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
——同国政府向け金融支援プログラム契約に基づく初めての、かつ、同国政府として初めてのサムライ債発行
- 7.29 インドネシア:カンゲアン油ガス田開発プロジェクト向け貸付契約調印
10. 5 南アフリカ:スタンダードバンク向け事業開発等金融(貿易金融支援)の貸付契約調印
- 10.19 UAEアブダビ首長国:シュワイハットS2天然ガス焚き複合火力発電・淡水化プロジェクト向け貸付関連契約調印
- 10.23 ベラルーシ:国営企業向けバイヤーズ・クレジット(産業機械輸出)の貸付契約調印
——本行初の同国向け直接借款
- 11.24 コロンビア政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
——同国政府向け保証枠設定フレームワーク契約に基づく初のサムライ債発行
12. 3 トルコ:イシュバンク向け船舶輸出クレジットライン設定一般協定の調印
——本行初の船舶輸出専用クレジットライン
12. 3 ブラジル:サンパウロ環状道路プロジェクト向け貸付契約の諸契約調印
- 12.15 パプアニューギニア:PNG LNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 12.18 メキシコ政府発行の円建て外債への保証諸契約調印
- 12.28 インド:デリー・ムンバイ産業大動脈構想プロジェクト推進のための事業開発等金融の貸付契約調印

- 1.18 気候変動緩和対策関連事業を主な投資対象とするファンド向け出資契約調印
——中東ソブリンウェルスファンドとの協調
- 1.25 チリ:ロスベランブレス銅鉱山拡張事業向け貸付契約調印
- 2.25 アフリカ諸国等開発途上国現地通貨の通貨・金利スワップ等を提供するファンド(The Currency Exchange Fund N.V.)向け出資証書調印
- 2.25 フィリピン政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
——同国政府向け保証枠設定フレームワーク契約に基づく初のサムライ債発行

6. 8 菅直人内閣成立

6.18 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」閣議決定

6.18 パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議、中間とりまとめ公表

6.18 「エネルギー基本計画(第3次)」閣議決定

9.10 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」閣議決定

9.28 第1回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合開催
—インフラ分野に係る我が国企業の海外展開を支援するため、
①個別の重点プロジェクトの取り組みの支援
②重点分野の戦略策定、横断的・構造的課題等の改革
について国家横断的かつ政治主導の判断を行う

10. 8 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」閣議決定

11. 9 「包括的経済連携に関する基本方針」閣議決定

12. 6 日本経済団体連合会、「海外インフラ展開のための金融機能の強化を求める」緊急提言発表

12. 9 日本貿易会(経済協力委員会・財務委員会)、「パッケージ型インフラ海外展開に向けた公的金融機能の強化策について」政策提言発表

4.23 欧州:EU欧州委員会、ECB、ユーログループ及びIMF、ギリシャ政府から正式支援要請あった旨公表

5. 2 欧州:ギリシャ政府、追加の財政再建策等を発表。これを受け、ユーロ圏財務相会合開催、IMFと合同の金融支援策で合意

6.25～6.26 世界:主要国首脳会議(G8ムスコサミット)開催

6.26～6.27 世界:G20トロントサミット開催

8.10 世界:WHO、新型インフルエンザの世界的大流行終結宣言

10. 6 韓国とEUがFTAに署名

10.22～10.23 世界:G20財務相・中央銀行総裁会議(韓国・慶州)
—各国が輸出競争力を高めるための通貨安競争を回避する
共同声明発表

10.30 アジア:第5回東アジア首脳会議開催(ベトナム・ハノイ)
—米国、ロシアの参加につき、合意

11.11～11.12 世界:G20ソウルサミット開催

11.13～11.14 第18回APEC首脳会議を日本で開催(「横浜ビジョン」合意)
—アジア太平洋地域での地域経済統合を更に推進するために、
アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築に向け具体的な
行動を取る事となった

11.25 アジア:ASEAN+3、Credit Guarantee and Investment Facility(CGIF)の設立総会開催発表

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

2009年度

2010年度

3.31 「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律」施行
——JBICの業務範囲に「地球温暖化の防止等の地球環境の
保全を目的とする海外における事業(GREEN)の促進」追加

4. 1 駐留軍再編促進金融部新設、駐留軍再編促進金融勘定設置

4.15 新規サムライ債発行支援ファシリティ(Guarantee and Acquisition
toward Tokyo market Enhancement:GATE)創設
——従来の本行による部分保証に加え、必要に応じ本行自身によ
る債券の一部取得を可能とするファシリティ。MASFの発展強化

4.28 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正
——先進国における都市間高速交通鉄道事業への投資金融の
追加

5. 4 ADBとの間で地球環境保全業務(GREEN)に関する業務協力
のための覚書締結

6.26 国際協力銀行の地球環境保全業務における温室効果ガス排出
削減量の測定・報告・検証に係るガイドライン(J-MRVガイドラ
イン)制定

10. 4 京都大学経営管理大学院へのプロジェクトファイナンス客員講座
設置を発表

11.19 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正
(以下の事業への投資金融の追加)

- ①先進国主要都市における鉄道に関する事業
- ②水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関
する事業
- ③再生可能エネルギー源による発電に関する事業
- ④変電、送電及び配電に関する事業
- ⑤石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品等の製造に
関する事業
- ⑥大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- ⑦情報通信等の技術を利用した、電気又は熱の効率的な使
用に関する事業
- ⑧インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関
する事業

3. 1 北カスピ海沖合カシャガン油田開発事業向けの貸付契約調印

3. 4 メキシコ:PEMEX向け事業開発等金融(チコンテペックガス
田開発プロジェクト)の貸付契約調印

3. 8 インドネシア:チレボン火力発電所プロジェクト向け、パイトン火
力発電所増設プロジェクト向け貸付契約調印

3.19 トルクメニスタン:同国政府向け輸出金融(同国国営化学公社向
けアンモニア及び尿素肥料製造機器等輸出)の貸付契約調印

3.19 メキシコ:メキシコ連邦電力委員会向けバイヤーズ・クレジット(パ
シフィコ火力発電所プロジェクト)の貸付契約調印

3.26~
3.31 英領北海油田権益取得に対する貸付契約調印

3.29 マレーシア:メイバンク、CIMB BANK向け事業開発等金融
(ASEANにおける裾野産業支援)の貸付契約調印

3.29 ロシア:石油・ガス開発事業株式取得資金の貸付契約調印

3.30 ブラジル:ペトロラス向け超深海油田掘削リグ船プロジェクト向
けの貸付契約等調印

4. 7 ロシア:石油・ガス開発事業向け貸付契約調印

5.28 カナダ:シミルコ銅鉱山再開発プロジェクト向け貸付契約調印

6.24 サウジアラビア:ジュベイル製油所向けバイヤーズ・クレジットの貸
付契約調印

8. 9 エジプト:EGYPTIAN REFINING COMPANY (TAKRIR)
S.A.E.(ERC)製油所プロジェクト向けバイヤーズ・クレジットの貸
付契約調印
——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス

8.10 UAE:自動車販売金融債権の証券化に係る債権取得及び保証
関連契約調印
——本行初の証券化案件

9.29 メキシコ:スペイン・Gas Natural社保有電力資産買収資金の貸
付契約調印

9.30 韓国:韓国産業銀行(KDB)向け輸出金融の貸付契約調印

10.25 メキシコ政府発行の円建て外債への保証諸契約調印

11. 2 UAEアブダビ首長国:ADNOC向け貸付契約調印(2回目)及
び業務協力協定締結

11. 2 トルコ:デニズバンク向け事業開発等金融の貸付契約調印
——本行初のGREENの下で貸付契約

11.22 インドネシア:日系法人向けルピア建て融資に対する保証契約調
印

国内事項

海外事項

12.10 パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合にてJBICの機能強化と共に日本政策金融公庫からの分離を決定

12.21 金融庁・財務省・経済産業省、「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」公表

11.29～12.10 世界：気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)及び京都議定書第6回締約国会合(CMP6)開催(メキシコ・カンクン)

12.17 中東：チュニジア、失業中の青年が路上販売に対する当局の取り締まりに抗議して焼身自殺(「アラブの春」の契機)

2011(平成23)年

1.25 「新成長戦略実現2011」閣議決定
—インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に関し、国際協力銀行の機能強化を行うこと(経済界などの要望を踏まえたもの)等

2.25 「株式会社国際協力銀行法案」閣議決定

3.11 東日本大震災発生

3.17 東京外国為替市場で円相場が一時急騰、約16年ぶりに1995年4月の戦後最高値(79円75銭)を更新

2.22 ニュージーランド：クライストチャーチ市付近でマグニチュード6.3の地震が発生

3.18 世界：G7財務相・中央銀行総裁会議の緊急電話会議。円相場の最近の動きへの対応として、日本と共に為替市場における協調介入に参加することを決定。約11年ぶりの円への協調介入

3.19 米英仏などの多国籍軍がリビアに対する軍事作戦を開始

3.30 ミャンマー：テイン・セイン大統領率いる政権が発足、民政移管実現

6.24 「東日本大震災復興基本法」施行

5. 1 中東：アルカイダの指導者ウサマ・ビンラディン死亡

5.26～5.27 世界：主要国首脳会議(G8ドールヴィルサミット)開催

7. 1 EUと韓国とのFTA発効

7. 8 ドイツ：連邦参議院(上院)が、国内原発17基をすべて封鎖する案を含めた改正原子力法案と関連法案を承認し、法案が成立

7. 8 IMF理事会、財政危機に陥ったギリシャに対して32億ユーロの拠出決定

8. 1 「日・インド包括的経済連携協定(CEPA)」発効

8. 5 米国：S&P、米国長期発行体格付けを最上位のAAAからAA+に1段階格下げ

8.24 財務省、「円高対応緊急パッケージ」発表

2010年度

2011年度

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

2011(平成23)年

4. 1 「JBICインフラ・投資促進ファシリティ(E-FACE)」創設
——「JBICアジア・環境ファシリティ(FACE)」及び「環境投資イニシアティブ(LIFE)」を発展・拡充
5. 2 「株式会社国際協力銀行法」公布
日本企業によるインフラ分野やその他の戦略的投資をより有効に支援するため、国際協力銀行(JBIC)について、業務面の機能強化を行うとともに、株式会社日本政策金融公庫から分離し、新たに株式会社国際協力銀行(新JBIC)として設立する
(以下7つの事業の機能強化)
①先進国向け輸出金融
②短期の「つなぎ資金」を供与する投資金融
③日本企業の外国企業買収資金を供与する投資金融
④本邦金融機関向けツアー・ステップ・ローン
⑤通貨スワップに対する保証
⑥日系現地子会社の売掛債権の流動化・証券化支援のための保証
⑦輸出金融における再保証
(①～④は2011年度より先行開始、⑤～⑦は2012年4月からの実施)
7. 1 部門制を導入
——営業部門を従来の地域別主体の体制から、ミッション・分野別の3部門に再編。企画・管理部門、審査・システム部門と合わせ5部門体制でスタート

- 11.24 アンゴラ:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(紡織設備輸出)の貸付契約調印
——本行初の同国向け直接融資
- 11.25 ボリビア:サンクリストバル亜鉛・鉛・銀鉱山追加権益取得向け貸付契約等調印
- 12.28 米国:フロリダ高速鉄道計画への調査業務実施
——先進国向け案件での本行初の調査業務

- 1.21 パナマ政府発行円建て外債への保証諸契約調印
——同国政府が初めて実施するサムライ債発行
- 1.24 米国:シェールガス権益取得・開発プロジェクト(マーセラス・シェールエリア)向け貸付契約調印
——本行初のシェールガスプロジェクト向け融資
- 1.26 ブラジル:鉄鉱石権益取得の貸付契約調印
- 2.18 インドの成長企業等を投資対象とするファンドに対する出資契約調印
- 3.15 トルコ共和国政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
- 3.26 ブラジルBNDES向け事業開発等金融(GREEN)の貸付契約調印、アンデス開発公社(CAF)向けGREENの貸付契約調印
——いずれもGREENの下で本行が中南米地域に融資する初の案件
- 3.31 インド:ICICI銀行の再生可能エネルギー事業等関連融資資金向け貸付契約調印

- 4.13 ベルギー:燐鉱山事業株式取得の貸付契約調印
- 4.27 カナダ:ブリティッシュコロンビア州シェールガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 5.16 UAEアブダビ首長国:シェワハットS3天然ガス焚き複合火力発電所プロジェクト向け貸付契約調印
- 5.30 タイ:カシコン銀行との業務協力のための覚書調印
——2010年12月21日に金融庁、財務省、経済産業省が連名で発表した「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」に基づく、本行初の取り組み
- 5.31 オーストラリア:シャークベイ塩田港湾改修プロジェクト向け貸付契約調印
- 5.31 ギリシャ系船主向け船舶輸出バイヤーズ・クレジット(本邦造船所建造ばら積貨物船輸出)の貸付契約調印
——本行初のギリシャ系船主向け船舶輸出バイヤーズ・クレジット
6. 1 ウルグアイ政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
6. 7 オーストラリア:天然ガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 6.13 インドネシア:アルミナ製造プロジェクト向け貸付契約調印
- 6.17 ロシア:ロシア開発対外経済銀行(VEB)に対する輸出金融(尿素肥料製造プラント設備輸出)向け貸付契約調印
- 6.28 ブラジル:ブラジル沖プレソルト鉱区向け超大水深対応FPSO備船事業向けの貸付契約調印
- 6.28 ベネズエラ産原油・石油製品引き取り事業向け貸付契約調印
7. 5 フィリピン:タガニートニッケル・コバルトプロジェクト向け貸付契約調印
- 7.26 チリ:カセロネス銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
——日本企業100%出資による初の海外大型鉱山事業支援

2010年度

2011年度

国内事項

海外事項

2011年度

9. 2	野田佳彦内閣成立		
9.12	原子力損害賠償支援機構設立		
9.22	野田首相、原子力安全及び核セキュリティに関する国連ハイレベル会合出席		
10.21	「円高への総合的対応策～リスクに強靱な社会の構築を目指して～」閣議決定	10.20	中東：リビア国民評議会、カダフィ元指導者が死亡した旨発表
10.31	東京外国為替市場で、円相場が一時1米ドル＝75円32銭と戦後最高値を更新	11. 3～ 11. 4	世界：G20カンヌサミット開催
11.12	野田首相、オバマ米大統領との会談で環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉への参加方針を表明	11.13	TPP協定交渉参加9カ国の首脳会議が、「TPPの輪郭」を発表
11.30	「日本再生加速プログラム ～経済の再生と被災地の復興のために～」発表	11.17	米国：オバマ大統領、オーストラリア連邦議会において、米国の外交・安全保障政策の新たな方針となるアジア太平洋重視政策(リバランス)を発表
12.24	「日本再生の基本戦略」閣議決定	11.28～ 12.11	世界：気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)及び京都議定書第7回締約国会合(CMP7)開催(南アフリカ・ダーバン)
		12. 3	中南米：第3回ラテンアメリカ・カリブ首脳会議において、中南米全33カ国が加盟するラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)を設立(ベネズエラ・カラカス)
		12.16	世界：WTO第8回閣僚会議においてロシア加盟を正式承認(スイス・ジュネーブ)
2012(平成24)年			
2.27	半導体大手エルピーダメモリ、会社更生法の適用を東京地裁に申請し、経営破綻	1.13	米S&Pが欧州9カ国の国債格付けを一斉に引き下げ——欧州債務危機が深刻化し、一時1ユーロ＝97円20銭の円高ユーロ安水準
3.13	日本、米国・EUと共にWTOに対し、中国のレアアース(タンガステン及びモリブデン)輸出規制につき、DSUに基づく協議要請	1.30	欧州：EU欧州理事会、政府予算が均衡または黒字であることを義務付ける財政協定条約の締結に英国、チェコを除く25カ国が合意(ベルギー・ブリュッセル)
3.25	日・カナダ首脳会談、EPA交渉を開始することで一致	2.20	欧州：ユーロ圏諸国が財務相会合でギリシャを救済する第2次支援で原則合意し、1,300億ユーロの追加支援を承認——ギリシャはデフォルト(債務不履行)を当面回避
3.27	シャープ、台湾・鴻海グループとの戦略的グローバル・パートナーシップの構築発表	3. 4	ロシア：大統領選、プーチン首相が当選、4年ぶりの大統領復帰
		3.15	米韓FTAが発効
		3.23	世界気象機関(WMO)、2001～10年までの10年間の世界平均気温が1961～90年平均より0.46度高い14.46度と推定され、1850年以来「最も高温な10年間」であると発表
4.17	日本がIMFに対する600億ドルの資金協力の方針を表明	4. 1	ミャンマー：議会補欠選挙開催、アウンサンスーチー率いる国民民主連盟(NLD)が45議席中43議席を獲得

本行関連(本行発表に基づく)

- 7.15 「株式会社国際協力銀行法施行令」、「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」公布・施行
——先進国事業に対する投資金融の対象に
①バイオマス燃料製造
②高効率ガス発電
③航空機の整備・販売・リース取引
④M&A等への支援を追加
- 9.22 円高対応緊急ファシリティの実施要領発表
10. 5 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行との間でM&Aクレジットライン設定のための一般協定締結
——財務省円高対応緊急パッケージの中で創設が示された円高対応緊急支援ファシリティの一環

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

- 8.25 中部電力のLNG輸入資金向け貸付契約調印
- 9.14 オーストラリア:クイーンズランド・カーティスLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 10.10 メキシコ:BANCOMEXTの再生可能エネルギー事業関連融資資金向け貸付契約等調印
——GREENの下での本行初の同国向け融資
- 10.31 パプアニューギニア:LNGプロジェクト権益及び石油権益取得向け貸付契約調印
11. 4 タイ:ノンセン・ガス焚き複合火力発電プロジェクト向け貸付契約調印
11. 8 世界最大のクルーズ客船会社(カーニバル社)向け船舶輸出の貸付契約調印
——株式会社国際協力銀行法等を踏まえた先進国向け船舶輸出金融
11. 9 パプアニューギニア:LNG輸入のためのLNG船調達向け貸付契約調印
- 11.14 オーストラリア:ウィートストーンLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 11.14 パプアニューギニア:LNGプロジェクト権益及び石油権益取得向け貸付契約調印
- 11.21 オマーン:スールIPP天然ガス焚き複合火力発電プロジェクト向け貸付契約調印
——同国発電インフラプロジェクト向けの本行初のプロジェクトファイナンス
- 11.22 九州電力のLNG輸入資金向け貸付契約調印
12. 1 中米経済統合銀行の再生可能エネルギー事業関連融資資金向け貸付契約調印
——GREENの下での本行初の中米地域対象融資
12. 6 南アジアのクリーンエネルギー事業を投資対象とするファンドに対する出資契約調印
12. 9 パプアニューギニア:LNGプロジェクト権益及び石油権益取得向け貸付契約調印
- 12.21 カタール:バルザン天然ガス処理プロジェクト向け貸付契約調印

2012(平成24)年

- 2.23 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行との間のM&Aクレジットラインの下での個別案件融資の契約締結発表
①ソニーによるソニー・エリクソン社完全子会社化
②東芝によるランディス・ギア社買収
- 2.27 オーストラリア:ケストレル炭鉱新規鉱区開発向け貸付契約調印
3. 7 コロンビア:炭鉱権益取得プロジェクト向け貸付契約調印
3. 9 チリ:シエラゴルド銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
- 3.13 トルコ政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
- 3.23 オーストラリア:ゴーンLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 3.28 ブラジル:ブラジル沖Cernambi South鉱区向け超水深対応FPSO備船事業向け貸付契約調印
- 4.25 米国:保険大手デルファイ社グループ買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付

国内事項

海外事項

- 4.27 日銀金融政策決定会合、デフレ脱却の早期実現に向け国債などの資産を買い入れるための基金を5兆円程度増額するなどの追加金融緩和を決定
- 4.27 日米安全保障協議委員会(「2+2」)開催、米駐留軍再編等に関する共同発表
- 5.9 原子力損害賠償支援機構・東京電力、総合特別事業計画発表
- 6.14 日本経済団体連合会、提言(JBIC機能の積極活用)
- 6.14 産業構造審議会インフラ・システム輸出部会実務者レベル検討会報告(JBICによる海外現地法人の製造販売に係る支援)
- 6.25 日本貿易会要望(JBIC及びNEXIによる海外現地法人等による取引等への支援)
- 6.27 第15回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で「資源確保戦略」報告
- 6.27 東京電力、原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式発行、政府からの1兆円の公的融資注入を株主総会で承認
- 7.9 第3回成長ファイナンス推進会議開催(成長ファイナンス推進会議とりまとめ)
- 7.31 「日本再生戦略」閣議決定
- 7.31 東京電力、実質国有化
- 8.10 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の可決、成立
- 9.14 エネルギー・環境会議、「革新的エネルギー・環境戦略」決定
- 9.19 第1回「LNG産消会議」開催(東京)

- 5.3 日中韓財務相・中央銀行総裁会議、3カ国が相互に国債を購入し、経済関係を強化することで合意(フィリピン・マニラ)
- 5.13 日中韓サミット、日中韓3カ国によるFTA交渉開始で合意、「日中韓投資協定」に署名(中国・北京)
- 5.18～5.19 世界:主要国首脳会議(G8キャンプ・デービッドサミット)開催
——北朝鮮を含む地域情勢、欧州債務危機への対処、アフガニスタンの経済的移行などについて意見交換
- 6.18～6.19 世界:G20ロスカボスサミット開催
- 8.22 ロシア:WTO正式加盟
- 9.6 欧州:ECB、新たな国債買い入れプログラム(OMTs)の枠組みに合意
——一定の条件の下、対象国の1～3年の国債買い入れが可能に
- 9.8～9.9 APEC首脳会議、エネルギー需要増加に対応するためシェールガスを含む天然ガス利用拡大を盛り込んだ首脳宣言を採択
- 10.1 国連人口基金(UNFPA)、2050年までに60歳以上の人口が20億人を超え全体の22%に達するなどとする報告書を発表
- 10.8 欧州:ユーロ圏17カ国財務相がEU域内の常設の金融安全網「欧州安定メカニズム(ESM)」理事会の初会合を開催(ルクセンブルク)、ESMが正式に発足
- 10.9～10.14 世界:IMF・世界銀行年次総会(日本・東京)
- 10.11 世界:G7財務相・中央銀行総裁会議において世界経済の下振れリスクへの警戒感が共有され、成長持続への結束で合意(日本・東京)

本行関連(本行発表に基づく)

- 4. 1 日本政策金融公庫から分離し、株式会社国際協力銀行(新JBIC)発足
- 4. 1 奥田碩総裁就任
- 4.10 英国貿易投資総省との間で日本から英国へのインフラ分野における投資促進を目的とする業務協力協定を締結
- 5.29 三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行との間でM&Aクレジットライン設定のための一般協定調印
- 7.11 新JBIC第1期中期経営計画(2012~14年度)発表
- 7.25 農林中央金庫との間でM&Aクレジットライン設定のための一般協定調印
- 8.24 みずほ銀行との間でM&Aクレジットライン設定のための一般協定調印
- 8.31 りそな銀行との間でM&Aクレジットライン設定のための一般協定調印
- 8.31 円高対応緊急ファシリティの期限延長(融資の承認期限を2013年3月末日まで延長)を発表
- 9.30 駐留軍再編促進金融部を廃止し、駐留軍再編促進業務終了(同勘定は11月末廃止)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

- 4.26 北米・欧州諸国等における大型インフラ案件を投資対象としたファンド(Japan Infrastructure Investment Partners L.P.)に関する出資契約調印
- 5. 1 カザフスタン:カザトムプロム社との業務協力覚書調印
——日本企業と同社とのレアアース、レアメタルの共同開発を含む融資候補案件発掘のため
- 5.24 チリ:モリブデン酸化物長期引き取り向け貸付契約調印
- 6. 7 アイルランド:海外航空機リース事業買収資金の貸付契約調印
- 6.21 モロッコ:ジョルプラスファール発電プロジェクト向けバイヤーズ・クレジットの貸付契約調印
——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
- 7.18 インドネシア共和国政府向け融資枠設定の貸付契約調印
——世界銀行、ADB、オーストラリア政府と協調、国際金融秩序の混乱への予防的取り組み
- 7.24 英国:都市間高速鉄道計画向け貸付契約調印
——本行初の鉄道セクター向けプロジェクトファイナンス
- 7.31 オーストラリア:ウィートストーンLNGプロジェクト向け出融資契約調印
——円高対応緊急ファシリティの下での本行初の出資案件
- 8. 8 カザフスタン:アティラウ製油所近代化プロジェクト向けバイヤーズ・クレジットの貸付契約調印
- 8.13 カナダ:ブリティッシュコロンビア州のシェールガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
——円高対応緊急ファシリティの下での本行初のカナダドル建て融資
- 8.20 米国:製缶・製蓋機械メーカー Stolle社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 8.23 カナダ:ブリティッシュコロンビア州のシェールガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 8.24 チリ:シエラゴルダ銅鉱山開発事業向け貸付契約調印発表
- 8.24 アンゴラ:政府向けバイヤーズ・クレジット(紡織設備輸出)の貸付契約調印
- 8.28 カナダ:シェールガス鉱区保有管理運営事業向け貸付契約調印
- 8.29 オーストラリア:アイザック・ブレーンズ炭鉱権益取得プロジェクト向け貸付契約調印発表
- 8.30 米国:救命救急医療機器大手ZOLL社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 8.31 米国:コンバージス社の事業支援システム事業買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 8.31 カナダ:アルバータ州の炭層メタンガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 8.31 カタール:国営石油公社(QP)発行の私募円建て外債に対する保証契約調印発表
——同会社が日本で初めて発行するサムライ債保証
- 9. 5 米国:空調機器製造・販売企業グッドマン社の買収資金の一部の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 10. 5 オーストラリア:LNG輸送のためのLNG船調達向け貸付契約調印

<p>11.30 「日本再生加速プログラム～経済の再生と被災地の復興のために～」発表 ——本行関連では、円高対応緊急ファシリティの対象拡大による日系企業の海外事業支援(日系企業の海外事業の安定的継続、中小企業の海外M&Aによる海外進出支援)等を明記</p> <p>12.26 第2次安倍晋三内閣成立</p>	<p>11. 6 米国:大統領選でオバマ大統領再選</p> <p>11. 8～ 11.15 中国:中国共産党第18期中央委員会第1回全体会議開催、新総書記に習近平氏を選出(新中央指導部発足)</p> <p>11.20 日中韓3カ国が日中韓FTA締結に向けた交渉開始を宣言(カンボジア・ブノンペン)</p> <p>11.20 日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド及びASEAN10カ国が東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉開始を宣言(カンボジア・ブノンペン)</p> <p>11.26～ 12. 8 世界:気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)及び京都議定書第8回締約国会合(CMP8)開催(カタール・ドーハ)</p>
2013(平成25)年	
<p>1.11 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」閣議決定</p> <p>1.22 日本銀行、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」発表 ——日本銀行が消費者物価の対前年比上昇率2%を「物価安定目標」とする</p>	<p>1. 1 欧州:ユーロ採用の17カ国に対し「新財政協定」が発効</p> <p>1.23 欧州:英国キャメロン首相、EU残留・離脱を問う国民投票を2017年末までに行う方針を表明</p> <p>1.26 ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)とEU27カ国による初の首脳会合が開催、貿易・投資の促進に向けて協力するとの宣言を採択(チリ・サンティアゴ)</p>

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

- 10.11 ボリビア多民族国開発企画省及びアンデス開発公社との3者間協力覚書調印
——ボリビアにおける資源及びインフラ開発促進のため
- 10.24 米国輸出入銀行との日米両国企業の第三国向け輸出支援に対する連携協定書調印
——本行初の保証・再保証機能を活用した連携のための協定書
- 11.28 みずほグループ(みずほコーポレート銀行、みずほ銀行)と覚書締結
——中堅・中小企業をはじめとするわが国企業のASEAN地域進出支援のため
- 12. 5 円高対応緊急ファシリティの対象拡大を発表
- 12.20 日本生命保険との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結

2013(平成25)年

- 2. 1 日本企業の海外拠点の取引支援に向けた融資制度の拡充
・日系企業による現地及び第三国生産品を考慮した輸出金融の運用(3割ルール)の柔軟化
・海外現地法人等による第三国輸出や進出先国での販売支援のための投資金融(ローカル・バイヤーズ・クレジット)の運用開始
- 2. 5 日本政策投資銀行との間でのM&Aクレジットライン設定のための一般協定締結
- 2.15 池田泉州銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結
- 2.22 千葉銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結
- 2.26 「海外展開支援投資ファシリティ」創設
- 3.12 グローバル・カナダドル建債券の発行(条件決定)

- 10. 5 米国:タイトオイル(テキサス州)権益取得・開発事業向け貸付契約調印締結
- 10.12 ブラジル:ペトロブラス向け事業開発等金融の貸付契約調印
——GREENの下での融資として過去最大規模となるとともに、初めてあらかじめ対象プロジェクトを特定して行うもの
- 10.24 ブラジル:レアメタル(ニオブ)生産企業の株式取得向け貸付契約調印
- 10.24 タイ:ウタイ・ガス焚き複合火力発電所プロジェクト向け貸付契約調印
- 10.31 UAEアブダビ首長国:油田(ムバラス油田等)権益更新向け貸付契約調印
- 11.19 インドネシア政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
- 11.26 チリ:Anglo American Surの株式取得向け貸付契約調印発表
- 11.26 チリ:カセロネス銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
- 12.10 米国:石油ガス開発会社Samson社株式取得資金の貸付契約調印
- 12.12 チュニジア中央銀行発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
——本行初のアフリカ諸国発行サムライ債への保証支援
- 12.12 チリ:エスコンディーダ銅鉱山追加開発プロジェクト向け貸付契約調印
- 12.14 カナダ:再生可能エネルギー発電事業向け貸付契約調印
- 12.18 オーストラリア:イクシスLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 12.20 東南アジア諸国のインフラ案件を投資対象とするファンドに対する出資契約調印
- 12.27 ベネズエラ:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(鉄道車両輸出)の契約調印

- 1.21 カザフスタン:北カスピ海沖合カシャガン油田開発事業向け貸付契約調印
- 1.28 ミャンマー政府向けブリッジローン供与発表
- 1.29 フランス:大手商社CFAO社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 2. 5 オーストラリア:プレリウドフローティングLNGプロジェクト権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 2.10 UAEアブダビ首長国:ADNOC向け貸付契約調印(3回目)
- 3.19 インドネシア:自動車及び二輪車用部品の製造・販売事業向け貸付契約調印
——本行初のインドネシアルピア建て貸付
- 3.26 海外航空機リース事業買収資金の貸付契約調印
- 3.27 チリ:コ克蘭石炭火力発電プロジェクト向け貸付契約調印
——本行初の南米地域電力事業向けプロジェクトファイナンス
- 3.27 オーストラリア:キャバルリッジ炭鉱開発プロジェクト向け貸付契約調印
- 3.28 オーストラリア:ロイヒル鉄鉱山権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 3.28 インド:Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limitedに対する出資契約調印
- 3.29 関西電力の火力発電用LNG及び原油輸入資金向け貸付契約調印

国内事項

海外事項

2012年度

- 3.15 安倍首相、TPP交渉参加を表明
- 3.22 「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」設置
- 3.25 日本とEU、EPA及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)交渉開始を決定

- 3.14 中国：全国人民代表大会が習近平国家主席選出
- 3.27 世界：中国、ロシア、インド等5カ国首脳会議、BRICS開発銀行設立で合意(南アフリカ・ダーバン)

2013年度

- 4. 4 日本銀行「量的・質的金融緩和」導入
①「CPI前年比2%の物価安定の目標」を2年程度の期間で実現
②マネタリーベース及び長期国債・ETFの保有額を2年で2倍に拡大
③長期国債の平均残存期間を2倍以上に延長(3年→7年)
- 5.17 第4回経協インフラ戦略会議で「インフラシステム輸出戦略」決定
- 6.14 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」閣議決定
- 7.23～7.25 日本が正式にTPP協定交渉参加(マレーシア・コタキナバル)
- 11.15 第27回地球温暖化対策推進本部、「ACE:Actions for Cool Earth(美しい星への行動)」(攻めの地球温暖化外交戦略)発表
- 12. 4 外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議(日本版NSC)設置
- 12. 5 「好循環実現のための経済対策」閣議決定
- 12.13 金融庁・財務省(金融・資本市場活性化有識者会合)、「金融・資本市場活性化に向けての提言」公表

- 6. 1～6. 3 世界：第5回アフリカ開発会議(TICAD V)開催(横浜)
- 6.17～6.18 世界：主要国首脳会議(G8ロック・アーンサミット)開催
- 6.17 米国・EU：FTA(環太平洋貿易投資パートナーシップ(TTIP))交渉開始を発表
- 9. 5～9. 6 世界：G20ロシア・サンクトペテルブルクサミット開催
- 9. 7 中国：習主席、カザフスタンで「新シルクロード経済ベルト」構想を提唱
- 10. 3 中国：習主席、インドネシアで「21世紀海上シルクロード」とアジアインフラ投資銀行(AIIB)設立を提唱
- 11.11～11.23 世界：気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)及び京都議定書第9回締約国会合(CMP9)開催(ポーランド・ワルシャワ)

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

2012年度

2013年度

3.12 静岡銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結

4. 1 「海外展開支援融資ファシリティ」創設発表、設置
——「円高対応緊急ファシリティ」(2013年3月31日期限)を支援対象分野拡充のうえ、発展改組

6. 1 「JBICアフリカ貿易投資促進ファシリティ(FAITH)」を創設
——「JBICアフリカ投資ファシリティ」を拡充のうえ、発展的改編

10.30 日本弁護士連合会との間で、中小企業の海外事業展開支援に係る業務協力を目的とする覚書調印

12.26 渡辺博史総裁就任

12月 サムライ債保証・取得支援対象発行体に外国の銀行(邦銀と資本関係又は業務提携関係がある銀行に限る)を追加

3.29 九州電力の火力発電用LNG輸入資金向け貸付契約調印

3.29 オランダ:資産運用事業会社Robeco Groep N.V.買収資金の貸付契約調印

3.29 ブラジル:ブラジル沖Iracema Norte鉱区向け超水深対応FPSO備船事業向け貸付契約調印

4. 2 米国:Dole Food Company, Inc.の食品加工事業及びアジアにおける青果物事業買収資金の貸付契約調印発表

4.12 英国:英領北海油田権益取得・開発事業向け貸付契約調印

4.29 ロシア:VEB及びロシア直接投資基金(RDIF)と日ロ投資プラットフォーム設立に関する覚書締結

5.16 オーストラリア:ボガプライ炭鉱開発プロジェクト向け貸付契約調印

5.21 タイ:クレジットカード債権を裏付資産とする資産担保証券(ABS)の取得及び保証実施発表

6. 4 ベトナム:ニソン製油所・石油化学コンプレックス建設プロジェクト向け貸付契約調印

6.11 インドネシア:自動車部品等製造・販売事業向け貸付契約調印

7.19 インドネシア:自動車用焼結部品の製造・販売事業向け現地通貨建て貸付契約調印発表

7.25 オマーン:アルグブラ海水淡水化プロジェクト(IWP)向け貸付契約調印
——本行初の発電を含まない海水淡水化プロジェクト向け貸付

7.31 オーストラリア:ジンブルバー鉄鉱山の権益取得向け貸付契約調印

8. 5 チュニジア中央銀行発行の私募円建て外債への保証諸契約調印(第2次支援)

8.12 米国:穀物及び肥料販売企業Gavilon Agriculture Holdings, Co.に対する株主間契約調印

9.13 米国:移動体通信企業Sprint社株式取得資金の貸付契約調印

9.27 ガーナ:ガーナ沖T.E.N.油田向け超水深対応FPSO備船事業向け貸付契約調印

9.30 中国:ポリエステル製品リサイクル、リサイクルポリエステル繊維製造・販売事業向け貸付契約調印
——本行初の人民元建て融資

10.10 オーストラリア産LNG輸送船調達向け貸付契約調印

10.28 南アフリカ:自動車販売金融事業向けランド建て貸付契約調印発表

11. 1 ボリビア:サンクリストバル亜鉛・鉛・銀鉱山追加開発事業向け貸付契約調印

11. 1 再生可能エネルギー、省エネルギー事業等を投資対象とするファンド・オブ・ファンズに対する出資契約調印

11. 5 チリ:アントコヤ銅鉱山開発事業向け貸付契約調印

11.19 イタリア:テンパロッサ油田権益取得・開発事業向け貸付契約調印

12.11 タイ:カノム4・ガス焚き複合火力発電プロジェクト向け貸付契約調印

12.12 クウェート:アズールノース発電・淡水化プロジェクト向け貸付契約調印
——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス

12.13 ミャンマー:国家計画経済開発省とミャンマー・プロジェクト開発促進会社設立に向けた覚書締結

12.18 サウジアラビア:国営電力会社(SEC)向けバイヤーズ・クレジット(発電機器等輸出)の貸付契約調印
——本行初の同国電力セクター向け貸付

2014(平成26)年

1.24 「産業競争力の強化に関する実行計画」閣議決定

3. 2 世界:G7首脳、ロシアによるウクライナの主権と領土の一体性の明確な侵害を非難する共同声明を発出

3.16 ウクライナ南部のクリミア自治共和国でロシアへの編入を問う「住民投票」の結果、賛成多数
——3.17ロシアが新「クリミア共和国」承認、3.18クリミアとセヴァストポリの編入に関する条約に署名、3.21議会で条約批准
——欧州・米国は対ロ制裁へ

3.24 世界:G7首脳会合(核セキュリティ・サミットの機会にオランダ・ハーグで開催、ウクライナ情勢に関するハーグ宣言発出)

4. 1 消費税率引き上げ(5%→8%)

4.11 「エネルギー基本計画(第4次)」閣議決定

5.26~ 日朝政府間協議開催。北朝鮮側は拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束(スウェーデン・ストックホルム)
5.28

5.26 インド:モディ新政権発足

6. 3 第11回経協インフラ戦略会議で「インフラシステム輸出戦略(2014年度改訂版)」決定

6. 4~ 世界:主要国首脳会議(G7ブリュッセルサミット)開催
6. 5

2014(平成26)年

- 12.25 モンゴル開発銀行発行の私募円建て外債への保証諸契約調印発表
- 12.25 オーストラリア:ゴーゴンLNGプロジェクト向け貸付契約調印

- 1.14 タイ:微小・特殊形状圧造パーツ製造・販売事業向けパーツ建て貸付契約調印
- 1.15 ロシア:OJSC PhosAgro-Cherepovets向けバイヤーズ・クレジット(アンモニア製造プラント設備等輸出)の貸付契約調印
- 1.15 北海道電力向け火力発電用原油及び石炭輸入資金の貸付契約締結
- 1.25 インド:国営火力発電公社(NTPC)向けバイヤーズ・クレジット(火力発電所関連設備輸出)の貸付契約調印
- 2.17 カナダ:オイルサンド拡張開発事業向け貸付契約調印
- 2.20 スウェーデン:活性炭製造企業Jacobi Carbons社買収資金の貸付契約調印
—M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3. 7 米国:炭素繊維製造販売企業Zoltek社買収資金の貸付契約調印
—M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3.12 オーストラリア:ジンブルバー鉄鉱山開発プロジェクト向け貸付契約調印
- 3.20 オーストラリア:ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発・操業事業向け貸付契約調印
- 3.24 ルクセンブルク:水栓金具製造・販売企業GROHE社株式取得資金の貸付契約調印
—M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3.25 メキシコ:自動車販売金融事業向け貸付契約調印
- 3.27 米国:ThyssenKrupp Steel USA社買収資金の貸付契約調印
—M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3.28 インドネシア:サルーラ地熱発電プロジェクト向け貸付契約調印
- 3.28 オーストラリア:クイーンズランド・カーティスLNGプロジェクトの原料ガス田開発事業向け貸付契約調印
- 3.31 九州電力の火力発電用LNG輸入資金向け貸付契約締結
- 3.31 デンマーク:洋上風車製造のMHI Holdings Denmark ApSに対する出資の株主間契約締結

2014年度 国際財務報告基準(IFRS)による財務諸表開示開始

- 4.15 英国:都市間高速鉄道計画向け貸付契約調印
- 4.22 インド:Reliance Industries Limited向け輸出クレジットライン(石油精製・石油化学プラント関連設備等輸出)の設定の貸付契約調印
- 4.28 米国:イーグルフォード・シェールオイル・ガス鉱区のシェールオイル・ガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 5.26 中国における省エネ・環境保護関連事業を投資対象とするファンド向け出資契約調印発表
- 5.29 トルクメニスタン:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(エチレンコンプレックス関連機器輸出)の貸付契約調印
- 5.30 トルコ:STAR製油所向けバイヤーズ・クレジットの貸付契約調印
- 6. 4 インド:医療事業向け現地通貨建て優先株式取得株主間契約調印

2013年度

2014年度

国内事項

海外事項

2014年度

6.24 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」閣議決定

6.24 『『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—』閣議決定

8.18 原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組

10.31 日銀金融政策決定会合、マネタリーベース増加額の拡大、資産買入れ額の拡大等の追加金融緩和を決定

12.27 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」閣議決定

6.29 中東：「イラクとレバントにおけるイスラム国(ISIL)」、「国家」名の「イスラム国(IS)」への変更、カリフ制の施行等を宣言

8. 8 WHO、西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当と発表

8.10 トルコ：大統領選挙でエルドアン首相が勝利

9.18 英国：スコットランド独立の是非を問う住民投票実施。反対55.25%、賛成44.65%で独立否決

10.24 中国：AIIB設立の覚書調印(北京)

11.15～11.16 世界：G20ブリスベン・サミット開催

12. 1～12.12 世界：気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)及び京都議定書第10回締約国会合(CMP10)開催(ペルー・リマ)

12. 7 米国・キューバ：1961年以来断絶している外交関係再開に向けた協議の開始を発表

- 7. 1 「海外展開支援融資ファシリティ」改訂
——「『日本再興戦略』改訂2014」において劣後ローンやLBO
ファイナンスの導入が表明されたことを受けたもので、トランシェ分
けを行った上で融資組成を行う制度導入
- 7.28 メキシコ・NAFINと覚書締結
——地場中堅・中小製造業分野と環境分野の情報・意見交換
緊密化を目的とする
- 7.28 メキシコ公共事業銀行と覚書締結
——ペソ建て融資方法論及びインフラ分野の情報・意見交換の
促進を目的とする
- 8. 4 ブラジルBNDESとの間で日本の中堅・中小企業のブラジル進出
促進を目的とする業務協力のための覚書締結
- 9. 2 インド新・再生可能エネルギー省と再生可能エネルギー事業の進
進、情報交換を目的とした覚書締結
- 9. 2 インド輸出入銀行との間で業務協力の覚書締結
- 9.30 横浜銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援
クレジットライン設定のための一般協定締結
- 10. 1 モザンビーク鉱物資源省との間で業務協力の覚書締結

- 6.10 メキシコ:自動車エンジン部品の製造・販売事業向け融資契約
調印
——本行初のメキシコペソ建て貸付
- 6.11 オーストラリア:ウェスト・アンジェラス鉄鉱山及び関連インフラ拡張
開発プロジェクト向け貸付契約調印
- 6.24 インドネシア:ラジャマンダラ水力発電所プロジェクト向け貸付契
約調印
- 6.25 ペルー:Anglo American Quellaveco S.A.の株式取得向け貸
付契約調印
- 7. 8 UAEドバイ首長国:総合水事業会社Metito Holdings Limited
に対する株主間契約調印発表
- 7.14 米国:原油増進回収(CO₂-EOR)プロジェクト向け貸付契約調印
- 7.17 ブラジル:Carioca油田向け超水深対応FPSO備船事業向け
貸付契約調印
- 7.17 ベトナム:電力公社向けバイヤーズ・クレジット(超臨界圧石炭火
力焚き発電所関連設備輸出)の貸付契約調印
- 7.31~ 米国:スピリッツ製造・販売のBeam社買収資金融資及び劣後特
9.26 約付融資契約調印
- 8. 6 米国:キャメロンLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 8. 8 英国:洋上風力発電事業向け貸付契約調印
——本行初の洋上風力発電事業向けプロジェクトファイナンス
- 8.15 ラオス:ナムニアップ1水力発電プロジェクト向け貸付契約調印発表
——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス
- 9. 1 米国:プラスチック部品製販のVaupell Holdings社株式取得資
金の貸付契約締結
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀
経由の貸付
- 9.18 モロッコ:サフィ超々臨界圧石炭火力発電プロジェクト向け貸付契
約調印
——本行初の超々臨界圧石炭火力発電プロジェクト支援
- 9.22 トルコ政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
- 10. 8 チュニジア中央銀行発行の私募円建て外債への保証諸契約調
印(第3次支援)
- 10. 9 オーストラリア:ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発・操業事業
向けプロジェクトファイナンス貸付債権の一部流動化実施に向け
た貸付債権譲渡契約調印
- 10.14 米国:Conopco Inc.のパスタソースブランド「Ragu」及び「Ber-
toli」取得資金の貸付契約調印
- 10.17 トルクメニスタン:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(化学肥料
プラント設備輸出)の貸付契約調印
- 10.24 トルクメニスタン:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(Gas to
Gasolineプラント設備輸出)の貸付契約調印
- 10.29 米国:フリーポートLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 11.12 インドネシア:ドンギ・スノロLNGプロジェクト向け貸付契約調印
- 11.21 インド輸出入銀行発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
- 12. 1 米国:車両向け鉄鋳物製販のWaupaca Foundry Holdings社
買収資金の貸付契約調印
- 12.12 パナマ:LNG船調達向け貸付契約調印
- 12.19 オーストラリア:関西電力向けイクシスLNGプロジェクトに対する
参画支援の貸付契約調印
- 12.19 インドネシア:二輪車販売金融事業向け融資及び協調融資金融
機関融資に対する保証契約調印
- 12.24 中国:日本企業の造船事業向け貸付契約調印

2015(平成27)年

1.29 産業競争力会議、「成長戦略進化のための今後の検討方針」発表

1.20 米国:オバマ大統領、一般教書演説で「イスラム国」壊滅に向けた戦いを米国が引き続き主導していくことを表明

3.12 中国・欧州:英国、AIIB参加表明

5.21 安倍首相、第21回国際交流会議「アジアの未来」において、「質の高いインフラパートナーシップ～アジアの未来への投資～」表明
——JBICの機能強化等によるリスク・マネー供給倍増を含む4本柱からなる「質の高いインフラパートナーシップ」を通じて、各国・国際機関と共同し、「質の高いインフラ投資」を推進

4.11 米国・キューバ:オバマ大統領とラウル・カストロ国家評議会議長が59年ぶりに首脳会談

5.19 中国:「中国製造2025」策定

6. 2 第18回経協インフラ戦略会議で「インフラシステム輸出戦略(2015年度改訂版)」決定

6. 7～ 世界:主要国首脳会議(G7エルマウサミット開催)
6. 8

6.17 電気事業法等の一部を改正する等の法律、成立
——送配電部門の法的分離(2020年4月1日施行)

6.29 アジア:AIIB設立協定書署名式(中国・北京、12月25日発足)

6.30 「『日本再興戦略』改定2015—未来への投資・生産性革命—」閣議決定
——主要施策例の一つに「JBICの機能強化を図り、リスクマネーを供給する制度を創設し、リスクが高いとみなされるプロジェクトへの積極的な投融資を実施」と明記

7.14 EU3+3とイラン、イラン核問題に関する最終合意(包括的共同行動計画:JCPOA)を発表

7.20 米国・キューバ:54年ぶりに国交を回復し両国の大使館を再開

8. 2 国連、MDGsの後継目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」について合意

2015(平成27)年

1.15 ミャンマー:国家計画・経済開発省との間で、ミャンマー・プロジェクト開発促進会社設立に関する株主間契約締結

- 1.18 ヨルダン:太陽光発電事業向け貸付契約調印
- 1.29 インドネシア:ドンギ・スノロLNGプロジェクト向け資源金融の貸付契約調印発表
- 2.26 トルコ:冷延鋼板・表面処理鋼板等製造・販売事業向け貸付契約調印
- 3. 3 インド:医薬品製剤の受託製造・受託開発製造及びジェネリック医薬品製販のメドライク社株式取得資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3. 3 ニュージーランド:パルプ・板紙・パッケージング事業のCarter Holt Harvey Pulp & Paper Limitedグループ買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3.13 オーストラリア産LNG輸送のためのLNG船調達向け貸付契約調印
- 3.16 サウジアラビア:石油精製・石油化学統合プラント拡張事業(ラービグフェーズIIプロジェクト)向け貸付契約調印
- 3.17 中東地域における電力インフラ・プロジェクト向けプロジェクトファイナンスを対象とする貸付債権の一部流動化(ローン・パーティシペーション)実施に向けた契約調印
- 3.27 タンザニア:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(発電所設備輸出)の貸付契約調印
——本行初のタンザニア政府向け輸出金融
- 3.27 南アフリカ:スタンダード銀行向け事業開発等金融の貸付契約調印
——GREENの一環
- 3.27 IFCや他国政府機関が出資する途上国金融機関への投資を行うファンドへの出資契約書に調印
- 3.30 カナダ:プリティッシュコロンビア州のシェールガス権益取得・開発事業向け貸付契約調印
- 3.30 オーストラリア:ブラウズガス・コンデンセート田の権益取得向け貸付契約調印
- 3.31 サウジアラビア:The Saudi Methacrylates Companyが実施するメタクリル酸メチルモノマー及びアクリル樹脂成形材料製造・販売事業向け貸付契約調印
- 3.31 ベトナム:電力公社向けバイヤーズ・クレジット(発電関連設備輸出)の貸付契約調印

2015年度 (改訂)環境ガイドライン施行

6. 4 新JBIC第2期中期経営計画(2015~17年度)公表

6.19 八十二銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結

7.16 北陸銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結

- 5.15 中国の未上場成長企業等を対象とするファンド向け出資契約に調印
- 8. 3 米国:自動車部品製販UCI Acquisition社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 8. 5 インド:車載・家電・商業・産業用モーター等製造・販売事業向け貸付契約調印
——本行初のインドルピー建て融資
- 8.11 インドネシア政府発行の私募円建て外債への保証諸契約調印、一部取得
- 8.28 英国:産業用プリンティング企業Domino Printing Sciences社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 9. 2 トリニダード・トバゴ:メタノール・ジメチルエーテル製造事業向け貸付契約調印
——本行初の同国向けプロジェクトファイナンス

2014年度

2015年度

国内事項

海外事項

- 7.17 温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で26%削減する政府目標を決定
10. 5 TPP交渉関係会議、大筋合意
10. 9 TPP総合対策本部の設置を閣議決定
- 11.21 安倍首相、『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ」発表(ASEANビジネス投資サミット)
——民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラ・プロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、JBIC法の改正等による以下の機能強化(JBICによる更なるリスクテイク〔特別業務〕を追加)、JBICによる現地通貨建て融資の拡大、JBICによる支援手法の多様化等)
- 11.30 安倍首相、COP21首脳会合で「美しい星への行動(Action for Cool Earth:ACE2.0)」表明
- 12.22 地球温暖化対策推進本部、パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針決定

- 8.11 中国:中国人民銀行、人民元の対ドル相場の基準値の算定方法を変更
——3日間連続で約4.5%となる事実上の切り下げを実施
- 8.14 欧州:ユーロ圏財務相会合、欧州安定化メカニズム(ESM)により、ギリシャに対し最大860億ユーロの融資を行うこと等を内容とする新しい財政支援プログラムに合意
- 9.25~
9.27 世界:国連持続可能な開発サミット開催(「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択)
- 9.25 米国・中国:米中首脳会談
- 10.29 中国:中国共産党第18期中央委員会第5回総会で、すべての夫婦が第2子を持つことを認める決定を行い「一人っ子政策」を撤廃
- 11.13 ミャンマー:2011年の民政移管後初の総選挙で、国民民主連盟(NLD)が上下両院で過半数を上回り政権交代へ
- 11.15~
11.16 世界:G20アンタルヤサミット開催
- 11.30 世界:IMF、2016年10月から人民元を国際的主要通貨として取り扱うこと決定
- 11.30~
12.13 世界:気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)及び京都議定書第11回締約国会合(CMP11)開催(フランス・パリ)
——パリ協定採択

2016(平成28)年

- 1.22 「第5期科学技術基本計画」閣議決定
- 1.29 日本銀行、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」導入

- 1.16 台湾:総統選で最大野党・民主進歩党の蔡英文主席が初当選、民主進歩党は8年ぶりに政権奪還
- 1.20~
1.23 世界:第46回世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)
——主要テーマとして「第4次産業革命の理解」が取り上げられる
- 2.26~
2.27 世界:G20財務相・中央銀行総裁会議(中国・上海)
——世界経済の安定に向けて各国が政策を総動員するとした声明を採択

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

- 10.26 メキシコ:アグアスカリエンテス州政府との間で日本の中堅・中小企業の同州への進出支援を目的とした覚書締結
——同国地方政府との初の覚書調印
- 10.28 みずほ信託銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結
- 10.30 広島銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結
- 11.26 ADBと業務協力協定調印
——アジア大洋州地域における質の高いインフラ投資推進に向けた取り組み

- 9.10 ブラジル:ブラジル沖合Tartaruga Verde及びTartaruga Mestica油田開発のためのFPSO備船サービス事業向け貸付契約調印
- 9.30 米国産LNGガス船調達向け貸付契約調印
- 10.25 ウズベキスタン:アサカ銀行向け輸出バンクローン(肥料プラント設備等輸出)の貸付契約調印
- 11.25 ミャンマー:ビール製造・販売Myanmar Brewery社買収資金の貸付契約調印
- 11.26 米国:スペシャリティ保険のHCC Insurance Holdings社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 12.11 アイスランド:国営電力公社(LV)向けバイヤーズ・クレジット(地熱発電関連設備輸出)の貸付契約調印
——本行初の同国企業向け融資
- 12.14 ミャンマー:ダウエー経済特区開発会社への出資参画を目的とした株主間契約調印
- 12.16 米国産LNG輸送船調達向け貸付契約調印
- 12.18 米国:統合型検査システム開発・製造Radiant Vision Systems社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付

2016(平成28)年

- 2. 5 イラン経済財務省、経済産業省及びNEXIとの間で、金融面での協力関係の強化を目的とする協力覚書締結
- 2.22 メキシコ合衆国グアナフアト州政府との間で中堅・中小企業の同州進出支援体制の整備に係る覚書締結

- 1.13 カタール:Facility D天然ガス火力発電・淡水化事業向け貸付契約調印
- 1.17 UAEアブダビ首長国:ADNOC向け貸付契約調印(4回目)
- 1.29 アジア諸国の企業を投資対象とするファンドへの出資契約調印
- 2.22 UAEアブダビ首長国:大径鋼管製造・販売事業向け貸付契約調印
- 2.24 ドイツ:車載用ポンプ製造・販売会社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 2.29 バングラデシュ:電源開発公社(BPDB)向けバイヤーズ・クレジット(ガス複合火力発電所関連設備輸出)の貸付契約調印
- 2.29 米国・チェコ:リンケーシアンドサスペンション事業譲受資金、リンケーシアンドサスペンション製販会社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 2.29 シンガポール:物流会社APL Logistics社買収資金の貸付契約調印
——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3. 9 オランダ:洋上風力発電事業向け貸付契約調印
- 3.14 インドネシア:国営電力会社(PLN)向けバイヤーズ・クレジット(ロントール火力発電所向け設備輸出)の貸付契約調印
- 3.22 ロシア:サハリンI・オドプト鉱区Stage2開発プロジェクト向け貸付契約調印

4. 1 女性活躍推進法全面施行
4. 1 電気の小売業への参入が全面自由化
5. 2 G7北九州エネルギー相会合で「LNG市場戦略」発表
5. 6 日ロ首脳会談(ロシア・ソチ)
——経済分野では、安倍首相から日露経済交流の促進に向け作業を行っていることを紹介、以下の8項目からなる協力プラン(ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン)を提示
①健康寿命の伸長
②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り
③中小企業交流・協力の抜本的拡大
④エネルギー
⑤ロシアの産業多様化・生産性向上
⑥極東の産業振興・輸出基地化
⑦先端技術協力
⑧人的交流の抜本的拡大
- 5.13 「地球温暖化対策計画」「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」閣議決定
- 5.20 持続可能な開発目標(SDGs)推進本部設置
- 5.23 第24回経協インフラ戦略会議で「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」決定
6. 2 「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」閣議決定
8. 2 「未来への投資を実現する経済対策」閣議決定
- 9.21 日本銀行、「量的・質的金融緩和」及び「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の下での経済・物価動向と政策効果について総括検証を行うとともに、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」導入決定
11. 8 日本が気候変動に関する「パリ協定」を締結
12. 9 TPP協定の承認案と関連法が参議院本会議で可決、成立
- 12.15～
12.16 日ロ首脳会談(山口、東京)
- 12.22 持続可能な開発目標推進本部、SDGs実施指針決定

4. 1 世界：第4回核セキュリティ・サミット、核テロ阻止の取り組みを「永続的な優先課題」と位置付けるコミュニケ(声明)を採択
5. 9 フィリピン：大統領選で南部ミンダナオ島ダバオ市のドゥテルテ市長が当選
- 5.26～
5.27 世界：主要国首脳会議(G7伊勢志摩サミット)開催
——世界経済の中では、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」合意
- 6.23 欧州：英国、EU離脱の国民投票開票、離脱派勝利
——翌24日、残留を訴えてきたキャメロン首相が辞意表明
- 7.14 英国：メイ新内閣が発足
- 8.27～
8.28 第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)開催(ケニア)
——安倍首相、基調演説の機会に「自由で開かれたインド太平洋」につき提唱
9. 4～
9. 5 世界：G20杭州サミット開催
——世界経済の不安要因として拡大しつつある保護主義の阻止に向けて協調することを柱とする首脳宣言を採択
10. 1 IMFが中国の人民元をIMFの国際準備資産「特別引出権(SDR)」の構成通貨として正式に採用
11. 4 世界：「パリ協定」発効
11. 7～
11.18 世界：気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)及び京都議定書第12回締約国会合(CMP12)、パリ協定第1回締約国会合(CMA1)開催(モロッコ・マラケシュ)
11. 8 米国：大統領選で共和党ドナルド・トランプ候補勝利(2017.1.20就任)
- 11.30 第171回OPEC総会で加盟国全体の生産目標を日量3,250万バレルとすることで8年ぶりに協調減産に合意
- 12.10 OPECとロシアなどOPEC非加盟国が閣僚会合開催、15年ぶりとなる原油の協調減産を正式決定

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

2015年度

2016年度

- 5.11 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」成立
- 5.18 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」及び「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する政令」の公布
 - ①海外インフラ事業向けに、リスクテイク機能を強化した「特別業務」を導入
 - ②外国通貨長期借入が可能に
 - ③支援手法の多様化…海外インフラ事業に係る国内銀行等向けツーステップローン、海外インフラ事業に係る社債等(プロジェクトボンド)取得、ローカル・バイヤーズ・クレジット(投資金融で従来支援してきたものを、輸出金融として支援)
- 6.21 「海外展開支援融資ファシリティ」の更新発表
—2018年6月末までの時限措置
- 6.23 近藤章総裁就任
- 8.26 モロッコAttijariwafa Bank(AWB)との間で業務協力協定締結
—アフリカ地域における日本企業の輸出・投資等の拡大に向けた協力関係強化等を目的
- 8.27 JBICアフリカ貿易投資促進ファシリティ(FAITH 2)を創設
—FAITHを発展・強化
- 8.27 イスラム開発銀行グループ(IsDB)との間で業務協力協定締結
—ビジネス機会創出に係る関係強化を目的
- 9. 2 ロシア:極東投資輸出機関(FEIA)及び極東バイカル地域開発基金(FEDF)との間で「極東地域先進経済特区投資促進プラットフォーム」設立に関する業務協力協定締結
- 9. 2 ロシア:ノバテックとの間で石油・天然ガス分野のプロジェクトに係る協力を目的とした戦略的パートナーシップ覚書締結
- 9.30 「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布、一部施行
 - ①先進国向け輸出に対する輸出金融の追加…道路、石油・ガス化学、廃棄物焼却・発電
 - ②先進国事業に対する投資金融の追加…船舶の製造・整備・運用等、人工衛星の打ち上げ・運用等、陽子線医療機器を用いる医療、道路、石油・ガス化学及び廃棄物焼却・発電
- 10. 1 海外インフラ事業を対象としたリスクテイク機能を強化した特別業務開始
- 10. 1 エクイティファイナンス部門、エクイティ・インバーストメント部新設
—出資業務に関する体制強化
- 10. 1 中堅・中小企業ファイナンス室設置
—中堅・中小企業支援体制の改編
- 11. 9 アジア輸銀フォーラムのメンバーであるアジア各国の輸出入銀行等10機関との間で、各国間の貿易・投資の活性化に向けた相互協力についての覚書を締結
- 11.25 常陽銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン設定のための一般協定締結
- 12.12 横浜銀行との間でのM&A及び中堅・中小海外事業安定化支援第2次クレジットライン設定のための一般協定締結

- 3.29 香港法人CITIC Limited社への資本参画資金の貸付契約調印
- 3.30 米国:鉛蓄電池のバッテリーセパレータ製造・販売Polypore International社買収資金の貸付契約調印
—M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 3.30 アンゴラ:アンゴラ開発銀行向け(光海底ケーブルシステム輸出)貸付契約調印
- 3.31 米国産LNG輸送船調達向け貸付契約調印
- 4.27 ベトナム:電子部品製造・販売事業向け貸付契約調印
- 4.28 メキシコ:カナダ及び米国等で事業展開する企業向け投資を目的としたファンド向け出資契約調印
- 6. 3 インドネシア:セントラルジャワ石炭火力発電事業向け貸付契約等調印
—同国初となる超々臨界圧石炭火力IPPプロジェクトへの日本企業参画支援
- 6.24 米国:モレンシー銅鉱山権益取得向け貸付契約調印発表
- 6.30 イタリア:鉄道関連企業買収資金の貸付契約調印
- 6.30 インドネシア:タンゲー3プロジェクト向け貸付契約調印
- 6.30 米国:エアフィルター製造企業Flanders Holdings社買収資金の貸付契約調印
—M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
- 7.19 メキシコ:PEMEX発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
- 8.26 UAEアブダビ首長国:ヘイル油田新鉱区開発等向け貸付契約調印
- 8.27 東部南部アフリカ貿易開発銀行向け輸出クレジットライン貸付契約調印
- 9.12 ASEAN諸国等のマイクロファイナンス機関向け投融資を行うファンド(Japan ASEAN Women Empowerment Fund)に対する出資契約調印
- 10. 6 ロシア:自動車販売金融事業向け貸付契約調印
—本行初のロシアルーブル建て融資
- 10.20 インドネシア:国営電力会社(PLN)向けバイヤーズ・クレジット(Jawa-2ガス焚き複合火力発電所向け設備輸出)の貸付契約調印

2017(平成29)年

- 1.20 日本がTPP国内手続き完了を寄託国(ニュージーランド)に通知
- 2.10 日米首脳会談開催(ワシントンD.C.)
——日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認する共同声明発出。麻生副総理とペンス副大統領の下で経済対話を立ち上げることを確認

- 1.23 米国:トランプ大統領、TPPから永久離脱する大統領令署名
- 1.25 米国:トランプ大統領、メキシコとの国境沿いに壁を建設するための大統領令(国境防衛及び移民管理の改善に関わる大統領令)に署名
3. 6 米国:トランプ大統領、テロリスト流入防止を目的としたイスラム圏6カ国からの入国を禁止する大統領令に署名
- 3.29 欧州:英国メイ首相、EUに離脱を正式通知

- 4.18 日米経済対話開催(初回会合)
- 5.29 第30回経協インフラ戦略会議で「インフラシステム輸出戦略(2017年度改訂版)」決定
6. 9 「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」閣議決定
9. 1 日印首脳会談、「日印投資促進パートナーシップ」表明
- 10.16 日米経済対話開催(第2回会合)
——分野別協力では、
①インフラの老朽化対策や高速鉄道の整備を含む交通インフラ協力、投資増大、また第三国におけるインフラ整備等を通じた質の高いインフラの促進
②液化天然ガスや民生用原子力、エネルギーインフラ等を含むエネルギー連携
③グローバルな競争条件の公平化
④デジタルエコノミーに係る連携
⑤女性の経済参画を始めとする包摂的な労働力参加等の分野において議論を深めていくことを確認
- 10.18 LNG産消会議開催
——日本政府、アジアLNG市場の開拓のため、官民で100億ドル規模のファイナンス等を提供する旨発表
11. 6 日米首脳会談(東京)で「自由で開かれたインド太平洋戦略」及び「日米戦略パートナーシップ」の議論に合意
12. 8 日EU首脳電話会談
——EPAについて交渉妥結に達したことを確認
- 12.26 第2回再生可能エネルギー・水素等閣僚会議開催(「水素基本戦略」決定)
- 12.26 持続可能な開発目標(SDGs)推進本部、「SDGsアクションプラン2018」決定

5. 7 フランス:大統領選で親EU・中道系候補のマクロン前経済相が、国民戦線(FN)のル・ペン候補を大差で破り勝利
5. 9 韓国:大統領選で、最大野党「共に民主党」の文在寅氏が当選、翌10日、大統領に就任
- 5.14~5.15 中国:「一帯一路」(the belt and road)国際協力サミットフォーラム開催(北京)
- 5.26~5.27 世界:主要国首脳会議(G7タオルミーナサミット)開催
6. 1 米国:トランプ大統領、パリ協定からの離脱表明
7. 7 核兵器禁止条約採択(米国・ニューヨーク)
7. 7~7. 8 世界:G20ハンブルクサミット開催
8. 2 米国:「制裁を通じ米国の敵対国に対抗する法(ロシア制裁強化法)」成立
- 8.16 米国、カナダ、メキシコの北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉開始
- 8.18 米国:米国通商代表部(USTR)、1974年通商法301条に基づいた中国に対する調査発表(中国の技術移転策や知的財産権の侵害関連)
- 10.25 中国:第2期目の習近平指導部発足
11. 6~11.17 世界:気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)、京都議定書第13回締約国会合(CMP13)、パリ協定第1回締約国会合第2部(CMA1-2)開催(ドイツ・ボン)
- 12.27 米国:米国国務省、トランプ大統領がエルサレムをイスラエルの首都と認定する決断を行ったこと、同省がテルアビブの米国大使館の移転準備に入ることをそれぞれ発表

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

12.15 ロシア:FEIA、FEDF、極東地域の先進経済特区及び自由港におけるプロジェクト開発促進会社設立に関する基本的事項につき認識を共有する合意書(タムシート)及びRDIFとの共同投資枠組みの創設に関する覚書を締結
—— 同国とのビジネス促進等を目的に資源関連企業及び金融機関等と貸付契約及び業務協力協定等調印(具体的内容は本史第2章図表2-50)

2017(平成29)年

	1.26 インドネシア:ムアララボー地熱発電所事業向け貸付契約調印
	2.21 エクアドル:同国政府のエネルギー効率化事業向け貸付契約調印 ——GREEN下での本行初の、同国向け貸付及びIDBとの協調融資
	2.24 インドネシア:タンジュンジャティB石炭火力発電所の再拡張事業向け貸付契約調印
	3.27 イラク政府向け輸出金融(変電設備輸出)の貸付契約調印 ——本行特別業務初の貸付
	3.30 クウェート:国営石油公社(KNPC)の子会社向けバイヤーズ・クレジット(製油所改修プロジェクト向け機器等輸出)の貸付契約調印
	3.31 モンゴル:太陽光発電事業向け貸付契約調印 ——本行初の二国間クレジット制度(JCM)事業支援
	4. 4 米国:バイオテクノロジー企業ARIAD Pharmaceuticals社買収資金の貸付契約調印発表 ——M&Aクレジットライン設定のための一般協定に基づく邦銀経由の貸付
	4.27 ロシア:極東地域の先進経済特区及び自由港向けプロジェクト開発促進会社(Far East JPPV)設立に係る出資契約調印
	5.19 アルゼンチン:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(自動列車停止システム輸出)の貸付契約調印 ——海外インフラ事業を対象とした特別業務
	6. 6 チリ:エスコンデーダ銅鉱山追加開発プロジェクト向け貸付契約調印
	6.27 UAEアブダビ首長国:陸上油田鉱区(ADCO鉱区)の権益取得向け貸付契約調印
6.30 経営共創基盤と共同で、株式会社JBIC IG Partners(JBIC IG)を設立	7. 3 バミューダ島:保険元受・再保険のエンデュランス社買収資金の一部の貸付契約調印
8. 2 米国:ワシントン州政府との覚書締結 ——同州に関係するインフラ等分野プロジェクトを支援	7.20 トルコ:イスタンブール市イキテリ病院Public Private Partnership (PPP)事業向け貸付契約調印 ——本行初の病院PPP事業向け支援
8.10 第2回社債(一般担保付)、第3回社債(一般担保付)発行	9. 8 ロシア:RDIF(同国のソプリン・ウェルス・ファンド)との共同投資枠組み創設発表
9. 1 英国国際通商省との間で、日本から英国へのインフラ分野における投資を促進することを目的とする業務協力協定締結	9.11 インド:太陽光発電事業向け貸付契約調印
9. 7 ロシア:ガспロムとの間で業務協力協定調印	
11. 7 米国海外民間投資公社(OPIC)と業務協力協定締結 ——日米経済連携の下でインフラ、エネルギー及び資源等のセクターでの個別プロジェクト推進のため	11.27 モザンビーク・マラウイ:ナカラ鉄道・港湾事業向け貸付契約調印
	12. 1 エジプト:陸上風力発電事業向け貸付契約(融資額約192百万米ドル)調印 ——アラブの春以降本行初のエジプト向けプロジェクトファイナンス案件、アフリカにおける風力発電向けプロジェクトファイナンス案件という面でも初

2016年度

2017年度

2018(平成30)年

2. 6 「産業競争力の強化に関する実行計画(2018年版)」閣議決定

3. 8 日本含む11カ国、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)に署名(チリ・サンティアゴ)

3.22 米国:1974年通商法301条に基づき、対中制裁措置発動の覚書署名

4.10 第36回経協インフラ戦略会議(資源・エネルギーがテーマの一つ)開催
——低炭素化に資するインフラ技術で幅広い選択肢を提示し、各国のエネルギー転換を支援することや、エネルギー安全保障の視点からはアジア大のLNG等の流通インフラを主導することなど、基本的な方向性について議論

4.14 米国・英国・フランスがシリアへ軍事攻撃

5. 5 麻生副総理兼財務相、ADB年次総会で、ESG(環境、社会、ガバナンス)投資という世界的潮流に着眼した新たな支援ファシリティ(質高インフラ環境成長ファシリティ)を本行に創設することを発表

5. 8 米国:トランプ大統領、イラン核合意(JCPOA)からの離脱表明

6. 7 第37回経協インフラ戦略会議で「インフラシステム輸出戦略(2018年度改訂版)」決定

6. 8~6. 9 世界:主要国首脳会議(G7シャルルボワサミット)開催

6.15 「未来投資戦略2018—『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革—」閣議決定
——インフラシステム輸出拡大策の一つとして、「地球環境保全目的に資す『質の高いインフラ』の整備を幅広く支援する新ファシリティを国際協力銀行に創設すること」が盛り込まれる

6.12 トランプ米国大統領と金正恩北朝鮮國務委員長が会談、米朝首脳会談は史上初(シンガポール)

7. 3 「エネルギー基本計画(第5次)」閣議決定
——アジア各国とのエネルギー協力関係の強化においては、合理的なLNG調達のための柔軟かつ透明性の高いLNG市場の構築、上流も含めたLNGサプライチェーン整備へのファイナンス・人材育成等の協力等

7. 6 米国・中国:両政府は互いに約340億米ドル相当の輸入品にそれぞれ25%の関税を課す制裁措置を発動

7.30 米国:インド太平洋ビジネスフォーラム開催(ワシントンD.C.)
——米国ポンペオ國務長官がインド太平洋地域のデジタル、エネルギー、インフラ分野のコネクティビティ向上を目的とした新たな取り組みを発表。前田総裁が、パネルディスカッションに参加

7. 6 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)公布

8.23 米国・中国:両政府は互いに約160億米ドル相当の輸入品にそれぞれ25%の関税を課す制裁措置を発動

8. 4 第8回日米豪閣僚級戦略対話(TSD)開催
——「共同ステートメントにおいて、オーストラリア外務貿易省を通じた、豪政府と米国海外民間投資会社及び日本の国際協力銀行の間でのインド太平洋におけるインフラ投資のための3者パートナーシップの発表を含め、インド太平洋における著しいインフラ投資へのニーズに対応するための、TSDパートナー間の協力の進展を歓迎」

10. 4 米国:ペンス副大統領、南シナ海進出などを図る中国を牽制、安全保障・経済分野で圧力を強める方針演説(ワシントンD.C.)

12. 8 日EU経済連携協定(日EU・EPA)の締結について参議院本会議で可決、成立

11.25 EU:特別欧州理事会首脳会議、英国のEU離脱協定案及び将来関係枠組に関する政治宣言案を承認(ベルギー・ブリュッセル)
——英国とは12月に合意

12.18 貿易経済に関する日ロ政府間委員会第14回会合開催

11.30 NAFTA再交渉により、米国、カナダ及びメキシコが「米国・メキシコ・カナダ協定」(USMCA)に署名

11.30~12. 1 世界:G20アルゼンチンサミット開催

12. 2~12.15 世界:気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)、京都議定書第14回締約国会合(CMP14)パリ協定第1回締約国会合第3部(CMA1-3)開催(ポーランド・カトヴィツェ)

2018(平成30)年

3.13	トルコ輸出入銀行との間で、第三国における両国企業との協働参画事業支援を目的とする業務協力協定締結	1.15	UAEアブダビ首長国:ADNOC向け貸付契約調印(5回目)
4. 3	信金中央金庫との間で、中堅・中小企業の海外事業展開支援を目的とした業務協力協定書締結	1.31	メキシコ:ロス・ガトス亜鉛・銀鉱山開発プロジェクト向け貸付契約調印
4. 5	ブラジルの資源メジャー Vale S.A.との間で、業務協力に関する覚書締結	2.16	ロシア:極東地域の先進経済特区(ASEZ)及び自由港向けプロジェクト開発促進会社(Far East JPPV)を設立し、必要な文書締結が完了したことを記す確認書に署名
6. 9	G7の開発金融機関と共に、女性の社会進出促進のためのイニシアティブ「The G7 2X Challenge:Financing Women」に参加することを表明(G7シャルルボワサミット<カナダ>)	3.20	米国:シリコンバレー等IT先端企業を投資対象とする英領ケイマン諸島籍ファンド向け出資契約調印
6.21	前田匡史総裁就任	3.23	インドネシア:ランタウデダップ地熱発電事業向け貸付契約調印
6.29	新JBIC第3期中期経営計画(2018~20年度)を公表	3.29	ブラジル:Sepia油田向けFPSO備船事業向け貸付契約調印
7. 1	質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)創設・開始 ——地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的	4.13	ベトナム:ギソン2石炭火力発電事業向け貸付契約等調印
7.27	「働き方改革基本計画(2018~2020年度)」策定	4.16	ドイツ:タンタル・ニオブ開発・製造・販売事業買収支援の株主間契約調印
8. 1	調査部を新設	7. 6	中東地域における電力関連インフラプロジェクト向けプロジェクトファイナンスを対象とする貸付債権の一部流動化(ローン・パーティシペーション)実施に向けた契約調印
8.15	フィリピン政府との間で、フィリピンのインフラ開発における戦略的協力関係強化に係る覚書締結 ——インフラ開発の日本企業の参画を促進することを目的	7.12	トルクメニスタン:同国政府向けバイヤーズ・クレジット(ガス火力発電所設備輸出)の貸付契約調印
9.10	ロシア・VEBとの間で業務協力協定締結	7.27	ブラジル:Libra鉱区Mero油田向けFPSO備船事業向け貸付契約調印
9.13	ロシア・サハ共和国との間で業務協力協定締結	8.15	フィリピン共和国政府発行の公募円建て外債を一部取得
10.22	欧州投資銀行と業務協力協定締結	8.31	米国:テキサス州高速鉄道プロジェクト開発に対する出資契約書調印
10.26	中国国家開発銀行との間で業務協力協定締結 ——第三国でのプロジェクトに対する協力の推進を目的	9.19	ブラジル:BNDESに対するクレジットライン設定(GREEN / QI-ESG)
11.12	米国・オーストラリア:OPIC、オーストラリア外務貿易省(DFAT)及びオーストラリア連邦輸出金融保険公社(Efic)との覚書締結 ——インド太平洋地域をはじめとする第三国におけるインフラ、エネルギー及び資源等のセクターで、日米豪企業が協調する個別プロジェクト実現促進のため	10.18	インドネシア:ジャワ1 Gas-to-Powerプロジェクト向け貸付契約調印 ——Gas-to-Power事業向けのプロジェクトファイナンス案件としてはアジア初、本行初
		10.26	UAEアブダビ首長国:海上油田権益延長向け貸付契約調印
		11. 1	英国:スポーツ関連デジタルコンテンツ配信のPerform Groupへの出資のための株主間契約調印
		11. 2	タイ:Gulf SRCガス焚き複合火力発電事業向け貸付契約調印
		11.28	英国:Moray East洋上風力発電事業向け貸付契約調印
		12. 3	アイルランド:バイオ医薬品企業シャイアー買収資金の貸付契約調印

2019(平成31)年

2.1 日EU・EPA発効

12.20 EU理事会、日EU・EPAの締結を決定

12.30 世界：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)発効

1.1 ブラジル：ボルソナロ大統領就任

1.15 英国：下院がメイ首相のEU離脱協定案を否決

本行関連(本行発表に基づく)

本行出融資保証関連(本行発表に基づく)

	12. 3	アルゼンチン:アルゼンチン国立銀行向け輸出クレジットライン設定のための一般協定書締結を発表 ——海外インフラ事業を対象とした特別業務
	12.11	ロシア:ガスプロム社発行の私募円建て外債への保証諸契約調印
	12.17	インドネシア:PT. Chandra Asri Petrochemical Tbk向けパイプヤーズ・クレジット(ポリエチレン製造プラント設備輸出)の貸付契約調印
	12.18	ミャンマー:複合不動産開発・運営事業向け貸付契約調印

2019(平成31)年

2月 特別業務の種類(技術リスク型及び事業化リスク型)追加

1.15	北欧・バルト地域のIT先端企業を投資対象とするファンドに対する出資契約書調印
3.12	マレーシア政府発行の私募円建て外債に対する保証関連諸契約調印
3.14	ベトナム:ジルコニウム化合物原料の製造及び日本への輸出のための株主間契約調印
3.22	静岡銀行との通貨スワップ保証スキームに基づく一般保証契約及び個別保証契約締結発表 ——日本の地域金融機関による初のルピア建て融資を支援
3.27	ペルー:ケジャベコ銅鉱山開発事業向け貸付契約調印
3.27	チリ:ロスベランプレス銅鉱山追加開発事業向け貸付契約調印
3.28	マレーシア:民間病院グループIHH Healthcare Berhadの株式取得資金向け貸付契約調印
3.28	スウェーデン:廃棄物処理事業向け貸付契約調印 ——本行初のスウェーデンクローナ建て融資
3.28	UAEシャルジャ首長国:電力・水庁(SEWA)向けパイプヤーズ・クレジット(ガス焼き複合火力発電所設備輸出)の貸付契約調印
3.28	アンゴラ:ナミベ港拡張及びサコマール港改修プロジェクト向け貸付契約調印
3.29	アイルランド:航空機リース会社Avolon Holdings Limited株式取得資金の貸付契約調印
3.31	UAEシャルジャ首長国:ハムリヤ天然ガス焼き複合火力発電事業向けの貸付契約調印 ——シャルジャ首長国初のIPPプロジェクト

2018年度

主要事項索引

[凡例]

- ・「本史」に掲載した主要な事項及び国・組織名等を一般事項、本行関連事項に分け、50音順及びABC順に配列した。
- ・長音の扱いは、その前の母音を繰り返すものとして配列した。
- ・掲載ページは各項または直下の見出し（項または目）の初出を採録し、同じ項目内の以降のページは採録していない。

国内・海外、その他一般事項

「あ」行

アイルランド	103、136、158
アジアインフラ投資銀行 (AIIB)	96
アジア開発銀行 (ADB)	7、45、91、112、118、132
アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI)	7、42、52、55、72
アジア太平洋経済協力 (APEC)	13、95
アジア通貨危機	6、7、29、51、54、61、66、71、174
アジア通貨危機支援に関する新構想—新宮澤構想	29、51
「アジアの未来」	14、111
アジア輸銀フォーラム	50、121
明日の安心と成長のための緊急経済対策	102、132
アゼルバイジャン	59、163
アフガニスタン	10、77
アブダビ国営石油会社 (ADNOC)	66、134
アブダビ水・電力庁	138
アフリカ開発会議 (TICAD)	97、120、144
——2008年 (TICAD IV)	144
——2013年 (TICAD V)	144
——2016年 (TICAD VI)	97、120、145
——2019年 (TICAD VII)	145
アフリカ開発銀行 (AfDB)	60、117、153
アベノミクス	93
アラブ首長国連邦 (UAE)	16、56、59、65、84、92、134
アラブの春	83
アルジェリア	16
安心と成長の未来を拓く総合経済対策	161
イエメン	83
一帯一路 (シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード)	95
イラク	65、78、84、145
イラク戦争	77
イラン	15、59、65、78、84、161
インド	8、57、87、92、121、140
インドネシア	6、44、51、52、56、60、62、65、68、87、92、117、121、122、131、133
インドネシア国営電力会社 (公社、PLN)	66、133
インフラシステム輸出戦略	113、136
インフラファンド	77
インフラ輸出戦略	92
ウガンダ	50、65、144
ウクライナ	65、85
ウクライナ自由支援法	86
ウクライナ問題	86
ユニバンコ	65
ウムアダルク海上油田	134
ウラン	58、64、85
ウルグアイ	53
英国	18、78、91、99、103、138、154、161
エクアドル	65、140
エジプト	83、139
エネルギー基本計画	57、89、134、160
エネルギー政策基本法	57
エネルギーミックス (長期エネルギー需給見通し)	90
円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策	118、132、181
円高対応緊急パッケージ	118、132
欧州委員会	77
欧州中銀 (中央銀行)	77
欧州投資銀行 (EIB)	60、98、153
欧州復興開発銀行 (EBRD)	59、153
欧州連合 (EU)	10、78、85、98、161

オーストラリア……………17、87、92、102、118、121、
132、153、160
オーストラリア外務貿易省 (DFAT)……………120、160
オーストラリア輸出信用機関 (EFA)……………160
オーストラリア輸出金融保険公社 (Efic)……………120、160
オートローン債権……………111、153
オープンイノベーション……………101、157
オープンな作業部会 (OWG)……………88

「か」行

ガーナ……………50、139
海外経済協力基金 (基金、OECD) ……3、25、28、45、60、68
海外経済協力に関する検討会……………32、170、172、174
海外経済協力に関するワーキングチーム……………33
海外建設活性化対策 (韓国)……………92
海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)……………112
海外投融资情報財団 (JOI)……………43
海外民間投資公社 (米国、OPIC)……………97、120、160
改革加速プログラム……………21
外国為替資金特別会計 (外為特会)……………118、135、163
カザフスタン……………58、96
貸出債権の流動化……………62
貸付債権……………18
ガス・バリューチェーン……………133
カタール……………12、17、56、58、84、134、160
カタールガス社……………58
ガボン……………65
韓国……………6、42、51、52、87、92、108、121
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する
法律 (行政改革推進法)……………32、36、172、176
環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)……………77、97、161
カンボジア……………50
企業会計原則……………35、37、69、150、168
気候変動対策……………45、86、103、127
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)……………13
気候変動枠組条約締約国会議……………13、61、77、86、103
——第3回 (COP3)……………13、61
——第4回 (COP4)……………13
——第6回 (COP6)……………13
——第7回 (COP7)……………13
——第8回 (COP8)……………14

——第13回 (COP13)……………14
——第15回 (COP15)……………86、103
——第21回 (COP21)……………77、87、103
北朝鮮……………62、178
キャメロンLNG社……………133
行政改革推進法 (簡素で効率的な政府を実現するための行政
改革の推進に関する法律)……………32、36、172、176
行政改革推進本部……………33、35
行政改革大綱……………30、172
行政改革の重要方針……………31、172
行政改革プログラム……………26
行政機関が行う政策の評価に関する法律……………47
行政減量・効率化有識者会議……………34、35、40
京都議定書……………13、43、61、87、103
京都議定書第5回締約国会合 (CMP5)……………86
京都議定書目標達成計画……………43
京都メカニズム……………13、43、62
ギリシャ……………77、103
緊急対応プログラム……………21
金融グローバル化……………12
金融再生プログラム……………21
金融政策決定会合……………21
金融庁金融審議会……………99
クールアース50 (地球温暖化問題に係る新提案)……………14
クレジットカード債権……………111、146、153
グローバル化……………5、9、11、13、23、48、54、
114、129
経協インフラ戦略会議……………93
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005……………23
経済財政諮問会議……………23、31、168、170、172
経済対策閣僚会議……………102、118、132
経済連携協定 (EPA)……………13、23、77、98、161
契約履行保証 (パフォーマンス・ボンド)……………42、52
ケニア……………50、65、97、120
原油先物価格 (WTI原油先物)……………14、79
公社債……………38、111
国際協力機構 (JICA)……………32、35、41、93、112、152、
163、174、176、181、182
国際金融公社 (IFC)……………117、122、139
国際原子力機関 (IAEA)……………62、81、84
国際財務報告基準 (IFRS)……………152
国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA)……………153

国際通貨基金 (IMF) ……………	16、25、51、54、61、64、67、76、86
国際排出量取引協会 (IETA) ……………	43
国際連合 (国連) ……………	43、81、87、112、176
国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 ……………	163
国連CDM理事会 ……………	43
国連安全保障理事会 (安保理) ……………	10、63、83
国連持続可能な開発会議 (リオ+20) ……………	88
国連貿易開発会議 (UNCTAD) ……………	49
国庫納付 ……………	68、73、150、167
コペンハーゲン合意 ……………	86、103
コロンビア ……………	44、53、131、140
今後における行政改革の推進方策について ……………	25
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 (骨太の方針) ……………	23

「さ」行

債券担保証券 (CBO) ……………	42、52
債権流動化 ……………	111、146、153
再生可能エネルギー ……………	62、89、104、105、108、117、123、139、154、158、184
財政投融资 ……………	68、70、72、162
財政投融资改革 ……………	68、70
財政投融资の抜本的改革に係る議論の整理 ……………	68
再編実施のための日米のロードマップ ……………	39
債務削減措置 ……………	64
債務担保証券 (CDO) ……………	12、19
サウジアラビア ……………	10、16、54、83
サター海上油田 ……………	134
サブプライムローン ……………	15、18、76
サプライヤーズ・クレジット ……………	37、60、62、102、114、132
サムライ債 (私募円建て外債) ……………	53、117、131、132、150
ザンビア ……………	50、65
シェールオイル ……………	83
シェールガス ……………	17、83、132
資金供与協定 ……………	63、178
資源ナショナリズム ……………	15、58
持続可能な開発目標 (SDGs) ……………	88
質の高いインフラパートナーシップ ……………	111

私募円建て外債 (サムライ債) ……………	53、117、131、132、150
住宅ローン債権担保証券 (RMBS) ……………	19
自由で開かれたインド太平洋戦略 (FOIP) ……………	97、120
自由貿易協定 (FTA) ……………	13、85、98、133
自由民主党政務調査会 ……………	33、57
主要7カ国 (G7) ……………	9、10、21、79、96、120
主要20カ国・地域 (G20) ……………	9、112、153、159
少子高齢化 ……………	23、78、94、100、128、129
ジョージア ……………	59、163
シリア ……………	78、84
シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード (一帯一路) ……………	95
新型コロナウイルス ……………	160、184
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ……………	163
シンガポール ……………	13、98、123、138、183
新成長戦略 ……………	104、105、132、181
——2009年 ……………	104
——2010年 ……………	105、132、181
新宮澤構想 ……………	29、51、52
新宮澤構想の第2ステージ ……………	51
信用保証・投資ファシリティ (CGIF) ……………	7
水素基本戦略 ……………	91、159
ストラクチャードファイナンス (SF) ……………	53、60
ストレステスト ……………	77、152
スペイン ……………	77、103
生活防衛のための緊急対策 ……………	102、118、132
政策金融改革 ……………	23、31、40、60、168、170、172、176
政策金融改革に係る制度設計 ……………	34、35、38
「政策金融改革について」 ……………	31、168、170、172
政策金融改革の基本方針 ……………	32、170、172
政策金融機関改革に関する合同部会 ……………	33
「政策金融機関改革について」 ……………	33
政府保証外債 ……………	154
世界銀行 ……………	7、25、44、62、64、66、112、117、122、139
世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) ……………	99、160
——2016年 ……………	99
——2020年 ……………	160
世界貿易機関 (WTO) ……………	7、12、96
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) ……………	86、159
石油輸出国機構 (OPEC) ……………	15

先進国……………11、13、14、26、29、30、37、43、
86、91、102、103、104、106、108、130、132、158、
166、179、180、181、182
総合デフレ対策……………42、62
ソブリン・ウェルス・ファンド……………12、16、147

「た」行

タイ……………6、13、51、52、55、61、72、96、121、142
タイ産業金融公社……………61
第4次産業革命……………99
タンザニア……………50、65、144
地域的な包括的経済連携（RCEP）……………98
チェンマイ・イニシアティブ……………6
地球温暖化問題……………13、89
地球温暖化問題に係る新提案（クールアース50）……………14
中央省庁等改革基本法……………29
中国……………7、15、44、57、58、61、62、65、77、
86、92、108、120、121、132、152、160、183
チュニジア……………83、144
長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）……………90
朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）……………62、178
チリ……………13、44、98、135
デフレ……………21、23、42、62、93
デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）……………142
天然ガス……………8、16、58、66、83、105、132、160
天然ガス法（米国、Natural Gas Act）……………132
デンマーク……………86、103、148
ドイツ……………7、10、18、78、92、99、103、149
ドイツ復興金融公庫（KfW）……………153
同時多発テロ事件（米国同時多発テロ事件）…10、39、54、60
東南アジア……………6、11、51、65、91、96、148
ドーハ開発アジェンダ（ドーハラウンド）……………12
特殊会社の役員人事に関する当面の対応方針について…125
特殊法人等会計処理基準……………69
特殊法人等整理合理化計画……………30、31、37、42、47、52、
166、168
特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針に基づく行政コ
スト計算書……………69
「特殊法人の整理合理化について」……………25
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律……………35
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律…46

独立系造水発電事業者（IWPP）……………54、66、138
独立系発電事業者（IPP）……………54、66
トルコ……………59、84、92、137、160

「な」行

ナイジェリア……………16、50、65、134
7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議……………116
2024年までのロシア連邦開発のための国家目標及び戦略事項
……………86
日米安全保障協議委員会（「2+2」）……………39
日米戦略エネルギーパートナーシップ……………133
日本温暖化ガス削減基金（JGRF）……………43
日本カーボンファイナンス（JCF）……………43
日本開発銀行……………26
日本経済再生に向けた緊急経済対策……………119、132
日本経済団体連合会（経団連）……………28、32、41、47、105、
106、109、124、181
日本航空の会社更生……………146
日本再興戦略……………94、119
——2013年……………94
——2014年……………119
——2016年……………94
日本政府とKEDOの資金供与協定締結に関する閣議決定…63
日本政府保証債……………72
日本貿易会……………105、106、109、182
日本貿易保険（NEXI）……………29、46、89、93、122、137、182
ニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）……………14

「は」行

パキスタン……………61、65
働き方改革……………94、128
鳩山イニシアティブ……………87、103
パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合……………93、106、
132、181
パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議…93、104
パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議中間とり
まとめ……………91、105
「パッケージ型インフラ海外展開に向けた公的金融機能の強化
策について」……………106、182
パフォーマンス・ボンド（契約履行保証）……………42、52

バラカ原子力発電所プロジェクト	92
パリ協定	77、83、103、160
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（パリ協定長期成長戦略）	88
パリクラブ	64、147
パリ行動計画	14
バングラデシュ	65
東アジア	11、65、90、91
東日本大震災	79、80、89、107、109、118、141
貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）	61
貧困削減戦略書（PRSP）	64
フィリピン国営石油会社エネルギー開発公社（PNOC-EDC）	52
ブエノスアイレス行動計画	13
福島第一原子力発電所事故（福島原発事故）	43、81、89、122、141
附帯決議	27、36、40、45、106、112、145
仏英米軍によるリビア攻撃	80
ブラジル	8、44、53、59、65、87、92、140、159
ブラジル石油公社（ペトロブラス）	65、140
ブラデスコ銀行	65
フリーポートLNG社	133
不良債権	21、23、30、31、42、168
ブルガリア	44、56、62
プロジェクト開発促進会社（Project Promotion Vehicle）	142
プロジェクトファイナンス（PF）	53、55、58、60、62、67、77、135、160
米国	6、7、9、10、14、15、18、39、40、63、76、80、83、91、99、102、132、159
米国エネルギー省（DOE）	133
米国国際開発金融公社（DFC）	97、160
米国国際開発庁（USAID）	97
米国同時多発テロ事件（同時多発テロ事件）	10、39、54、60、76
米国輸出入銀行	50、76、92
ベースメタル	89
ベースロード	90
ペトロブラス（ブラジル石油公社）	65、140
ベネズエラ	16
ヘプラン製油所	65
ペルー	44、60、98

ヘンリーハブ	133
包括的共同行動計画（JCPOA）	84
北欧投資銀行（NIB）	153
北極海開発計画	86
骨太の方針（今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針）	23
ホンジュラス	65

「ま」行

マケドニア	65
マダガスカル	60
マラケシュ合意	14
マレーシア	6、13、51、52、60、61、96、121、134、183
マレーシア産業開発銀行	61
ミャンマー	96、141
未来投資戦略	100、137
ミレニアム開発目標（MDGs）	17、88
ミレニアム宣言	17
メキシコ	13、16、44、53、56、87、96、131、140
モザンビーク	132、159
モルドバ	65
モロッコ	13、44、83、139

「や」行

郵政民営化の基本方針	31
ヨルダン	56、83、92

「ら」行

ラオス	50、139
リーマンショック	15、53、76、102、109、116、130、132、153
リオ+20（国連持続可能な開発会議）	88
リスボン条約	78
リビア	77、83
レアメタル	60、89
劣後ローン	119、136
連邦公開市場委員会（FOMC）	80
連邦準備制度理事会（FRB）	80

労働人口減少	128、129
ローン担保証券 (CLO)	12
ロシア	8、10、14、16、60、65、84、92、132、159
ロシア直接投資基金 (RDIF)	143
ロンドン金属取引所 (LME)	15

「わ」行

我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ	89
---------------------------------	----

[ABC順]

ABMF (ASEAN+3 Bond Market Forum、ASEAN+3債券市場フォーラム)	7
ABMI (Asian Bond Markets Initiative、アジア債券市場育成イニシアティブ)	7、42、52、55、72
ADB (Asian Development Bank、アジア開発銀行)	7、45、91、112、118、132
ADNOC (アブダビ国営石油会社)	66、134
AfDB (アフリカ開発銀行)	60、117、153
AfIIB (アジアインフラ投資銀行)	96
APEC (Asia Pacific Economic Cooperation、アジア太平洋経済協力)	13、95
ASEAN	57、66、96、148
ASEAN+3	6、42、52
ASEAN+3債券市場フォーラム (ABMF)	7
BRICs	8、11
CBO (Collateralized Bond Obligation、債券担保証券)	42、52
CDO (Collateralized Debt Obligation、債務担保証券)	12、19
CGIF (Credit Guarantee and Investment Facility、信用保証・投資ファシリティ)	7
CLO (Collateralized Loan Obligation、ローン担保証券)	12
CMP5 (京都議定書第5回締約国会合)	86
COP (気候変動枠組条約締約国会議)	13、61、77、86、103
COP3	13、61
COP4	13
COP6	13
COP7	13

COP8	14
COP13	14
COP15	86、103
COP21	77、87、103
DFAT (Department of Foreign Affairs and Trade、オーストラリア外務貿易省)	120、160
DFC (米国国際開発金融公社)	97、160
DMIC (Delhi-Mumbai Industrial Corridor、デリー・ムンバイ産業大動脈)	142
DOE (米国エネルギー省)	133
EBRD (欧州復興開発銀行)	59、153
EFA (オーストラリア輸出信用機関)	160
Efic (オーストラリア輸出金融保険公社)	120、160
EIB (欧州投資銀行)	60、98、153
EPA (Economic Partnership Agreement、経済連携協定)	13、23、77、98、161
ESCO	62、104、117
ESG (Environment, Social, & Governance)	91、119
EU (European Union、欧州連合)	10、78、85、98、161
EU離脱の賛否を問う国民投票	78
Export Promotion Cabinet	92
Export Promotion Initiative	91
FOIP (自由で開かれたインド太平洋戦略)	97、120
FOMC (連邦公開市場委員会)	80
FRB (連邦準備制度理事会)	80
FTA (Free Trade Agreement、自由貿易協定)	13、85、98、133
G7 (主要7カ国)	9、10、21、79、96、120
G8 (G7+ロシア)	10、132
G20 (主要20カ国・地域)	9、112、153、159
IAEA (国際原子力機関)	62、81、84
IETA (国際排出量取引協会)	43
IFC (国際金融公社)	117、122、139
IFC Recapitalization (Equity) Fund, L.P.	117
IFC Recapitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.	117
IFRS (国際財務報告基準)	152
IMF (国際通貨基金)	16、25、51、54、61、64、67、76、86
IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change、気候変動に関する政府間パネル)	13
IPP (Independent Power Producer、独立系発電事業者)	54、66

ISDA (国際スワップ・デリバティブズ協会)……………	153	……………	112、137、181
IT革命……………	9	PRGF (Poverty Reduction and Growth Facility、貧困削減・成長ファシリティ)……………	61
IWPP (Independent Water Power Producer、独立系造水発電事業者)……………	54、66、138	Program on China and Transformational Exports (米国)……………	97
JCF (日本カーボンファイナンス)……………	43	Project Promotion Vehicle (プロジェクト開発促進会社)……………	142
JCPOA (Joint Comprehensive Plan of Action、包括的共同行動計画)……………	84	PRSP (Poverty Reduction Strategy Papers、貧困削減戦略書)……………	64
JGRF (日本温暖化ガス削減基金)……………	43	RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership、地域的な包括的経済連携)……………	98
JICA (国際協力機構)……………	32、35、41、93、112、152、163、174、176、181、182	RDIF (Russian Direct Investment Fund、ロシア直接投資基金)……………	143
JOGMEC (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)……………	86、159	RMBS (Residential Mortgage-Backed Securities、住宅ローン債権担保証券)……………	19
JOI (海外投融資情報財団)……………	43	SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)……………	88
JOIN (海外交通・都市開発事業支援機構)……………	112	SF (ストラクチャードファイナンス)……………	53、60
KEDO (朝鮮半島エネルギー開発機構)……………	62、178	Society5.0……………	100
KfW (ドイツ復興金融公庫)……………	153	The G7 2X Challenge : Financing for Women……………	120
LBOファイナンス……………	119	TPP (Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ協定)……………	77、97、161
LME (London Metal Exchange、ロンドン金属取引所)……………	15	UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development、国連貿易開発会議)……………	49
LNG……………	17、58、67、86、120、132、159	UAE (アラブ首長国連邦)……………	16、56、59、65、84、92、134
LNG火力発電……………	90	USAID (米国国際開発庁)……………	97
LNG産消会議……………	90	WTI原油先物 (原油先物価格)……………	14、79
M&A……………	109、114、118、128、129、130、135、150、157、184	WTO (World Trade Organization、世界貿易機関)……………	7、12、96
MDGs (Millennium Development Goals、ミレニアム開発目標)……………	17、88		
NEXI (Nippon Export and Investment Insurance、日本貿易保険)……………	29、46、89、93、122、137、182		
NIB (北欧投資銀行)……………	153		
NYMEX (New York Mercantile Exchange、ニューヨーク・マーカンタイル取引所)……………	14		
OECF (Overseas Economic Cooperation Fund、海外経済協力基金、基金)……………	3、25、28、45、60、68		
OPEC (石油輸出国機構)……………	15		
OPIC (海外民間投資公社)……………	97、120、160		
OWG (Open Working Group、オープンな作業部会)……………	88		
PF (プロジェクトファイナンス)……………	53、55、58、60、62、67、77、135、160		
Pivot to Asia……………	77、83		
PLN (インドネシア国営電力会社 (公社))……………	66、133		
PNOC-EDC (Philippine National Oil Company-Energy Development Corporation、フィリピン国営石油会社エネルギー開発公社)……………	52		
PPP (Public Private Partnership) インフラ・プロジェクト			

本行及び本行業務関連事項

「あ」行

アークティックLNG2プロジェクト	86、159
アジア・環境ファシリティ（JBICアジア・環境ファシリティ、FACE）	116、132
アゼリ・チラグ・グナシリ油田（ACG油田）事業	59
アフリカ投資倍増支援基金（JBICアフリカ投資ファシリティ、FAI）	117、144
案件形成審議委員会	125
アンタイドローン	3、29、32、51、54、60、63、66、69、169、170、172
アンバトビプロジェクト	60
イキテリ病院PPP事業	137
イクシスLNGプロジェクト	134
イスタンブール駐在員事務所	163
イスラム金融	115
一般業務勘定	150、184
インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ	160
インドネシア政府向け金融支援	117
インドネシアルピア建て融資保証	143
インフラ・投資促進ファシリティ（E-FACE）	132
インフラ投資向け融資	130
インフラプロジェクト	53、104、110、112、137、153、159、182
英国高速鉄道プロジェクト	92、138
エクイティ・インベストメント部	121、124
エクイティファイナンス部門	121、124
円高対応緊急ファシリティ	118、132

「か」行

海外M&A支援	109、114、129、135
海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書（Blue Book）	49、117
海外展開支援出資ファシリティ	119、132
海外展開支援融資ファシリティ	119、132
外部有識者委員会	47

貸付債権	30、34、38、111、135、153、166、176
カシャガン油田開発事業	58
カセロネス銅鉱山開発事業	135
カタールガス3プロジェクト	58
カタール国Facility D天然ガス火力発電・淡水化事業	160
株式会社国際協力銀行法（新JBIC法）	105、107、108、111、112、152、183
株式会社国際協力銀行法施行令	108、135、163
株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令	163
株式会社日本政策金融公庫法	35、36、40、87、103、105、107、108、138、152、179、180
株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令	102
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	35
カリアクラ風力発電事業	56、62
環境ガイドライン	45、121
環境ガイドライン担当審査役	45、122
環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン	45、122
環境審査にかかる協定書	46
環境投資支援イニシアティブ（LIFE）	116、132
カンボス沖原油生産事業	65
企業理念	128
キャメロンLNGプロジェクト	134
京都メカニズム担当審査役	43
業務運営計画	126
業務運営評価制度	31、47、126
業務協力協定	43、50、57、67、120、134
業務決定会議	125
金融危機対応における相互協力についての合意文書（シドニー宣言）	121
金融庁検査	30、152
クレジットカードローン債権の流動化	146
グローバルカナダドル債	154
グローバルポンド債	154
経営会議	125
経営諮問・評価委員会	124
原子力関連プロジェクト	122
現地通貨建て融資（ファイナンス）	110、113、136、142、182
原油前払い融資	59、67

国際協力銀行の地球環境保全業務における温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証に係るガイドライン（J-MRVガイドライン）	104
国際協力銀行評議員会	47
国際協力銀行法	3、26、28、40、42、45、47、52、60、68、103、108、153、177
国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第四条第二項の規定による特別勘定の利益金の処分に関する政令を廃止する政令	68
国際金融セミナー	49
国際金融等業務	3、28、29、30、33、41、42、45、49、51、59、65、174、177
個人情報保護方針（プライバシーポリシー）	46
コンプライアンス・顧客保護等管理委員会	125
コンプライアンス・マニュアル	46
コンプライアンス委員会	46

「さ」行

債権譲り受け業務	29
財投機関債	69、70、71、154
再保証	111
サハリンIIプロジェクト（フェーズ2）	67
サムライ債発行支援ファシリティ（MASF）	117、132
事業開発等金融（アンタイトローン）	3、29、32、51、54、60、63、66、69、119、130、169、170、172
質高インフラ環境成長ファシリティ（QI-ESG）	119、132、162
自動車販売金融債権の証券化	146
シドニー宣言（金融危機対応における相互協力についての合意文書）	121
シドニー駐在員事務所	123
シャイアーの買収資金	136
ジャワ1プロジェクト（Gas-to-Powerプロジェクト）	133
重要リスク事業（トップリスク）	152
出資	28、39、40、44、55、62、101、107、109、115、116、121、124、130、132、150、157、179、182
シュワイハットS2発電・淡水化プロジェクト	138
情報セキュリティ委員会	47、126
情報セキュリティポリシー	47
新JBIC法（株式会社国際協力銀行法）	105、107、108、111、112、135、152、163、183

新型コロナ危機対応緊急ウインドウ	162、184
新規サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）	118、132
人事委員会	125
スピアヘッド	128、157
スワップ保証	110、146、153
成長投資ファシリティ	162、184
製品輸入保証制度	42
浙江佳人新材料有限公司	143
先進国向け業務	102、104、158
セントラルジャワ石炭火力発電事業	122、138

「た」行

タイバーツ建て債券発行契約	55、72
タウィーラB発電・造水プロジェクト	56、67
短期のつなぎ融資（ブリッジローン）	141、181、182
地域統括	123
地球環境保全業務（GREEN）	103、119、124、139、160、184
中期経営計画	94、125、132、147、153、157
——2012～2014年度（第1期）	126、132、153
——2015～2017年度（第2期）	127
——2018～2020年度（第3期）	94、127、147、157
中堅・中小企業支援室	57
中堅・中小企業ファイナンス室	124
中堅・中小企業向け支援	48、123、145
中長期ビジョン	128
駐留軍再編促進金融業務	40、152
駐留軍再編促進金融勘定	40、151
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	39
調査業務	29、42
調査部	124、128
ツーステップローン	51、55、110、113、137、150
つなぎ融資	109、141、181、182
統合リスク管理委員会	125
統合リスク管理課	30、46
投資金融	3、26、29、30、32、38、51、54、69、71、89、93、102、105、106、108、114、119、130、133、150、158、166、169、170、172、179、181、182、184
特別業務	112、124、145、159
特別業務勘定	150
ドバイ駐在員事務所	59

取締役会・監査役会…………… 125

「な」行

内部監査委員会…………… 125
日経・JBIC排出量取引参考気配…………… 43
日系企業事業向け資金供給用通貨スワップ取引…………… 146
日本航空再建向けファイナンス…………… 147
日本政策金融公庫…………… 37、40、102、105、107、122、
123、141、150、154、155、181
日本輸出入銀行（輸銀）…………… 3、6、25、28、45、51、
60、63、68、72、130、150、178
日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律
…………… 68
ノースフィールドガス田…………… 58

「は」行

排出権取引プラットフォーム…………… 43
バクー・トビリシ・ジェイハン（BTC）パイプラインプロジェ
クト…………… 59
働き方改革基本計画（2018～2020年度）…………… 128
パフォーマンス・ボンド保証…………… 42
パラオ海底ケーブル関連設備等購入資金向けバイヤーズ・クレ
ジット…………… 160
フィリピン・エネルギー開発公社発行債券に対する保証… 52
フジャイラF2発電・造水プロジェクト…………… 67
附帯業務…………… 115、153
部門制…………… 123
部門長会議…………… 126
ブラジル連邦共和国における貨物鉄道事業…………… 159
フランクフルト駐在員事務所…………… 123
フリーポートLNGプロジェクト…………… 135
ブリッジローン（短期のつなぎ融資）…………… 141、181、182
法定財務諸表…………… 70
北欧・バルト地域対象のベンチャーキャピタルファンド
…………… 101、147、157
保証業務…………… 42、53、131
保証残高…………… 71、150
保証による証券化支援…………… 111
ポリティカル・リスクに関する保証…………… 137
ポリティカルリスク・デファール…………… 55、66

香港駐在員事務所…………… 123

「ま」行

民間会計基準に準拠した財務諸表…………… 70
モザンビークLNG資源プロジェクト…………… 159

「や」行

輸銀（日本輸出入銀行）…………… 3、6、25、28、45、51、
60、63、68、72、130、150、178
輸出金融…………… 3、25、28、30、37、46、54、60、107、
108、114、120、130、150、158、166、179、181、182
ユニット制…………… 123
輸入金融…………… 3、26、29、30、38、42、52、54、
60、130、166、169、179、184

「ら」行

ラービグ石油精製・石化プロジェクト…………… 54
リーマンショックを踏まえたサプライヤーズ・クレジット、
国内大企業貸付及び先進国向け特例業務…………… 132
リスクアドバイザリー委員会…………… 125
リファイナンス…………… 29、30、38、166
ロイヒル鉄鉱山開発事業…………… 135、153

[ABC順]

ACG油田（アゼリ・チラグ・グナシリ油田）事業…………… 59
ALM委員会…………… 47、126
AO Toyota Bank（TBR）…………… 144
Arctic LNG2資源プロジェクト…………… 86、159
BCP委員会…………… 126
Beam Inc.の買収資金…………… 136
Blue Book（海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書）
…………… 49、117
BTCパイプラインプロジェクト…………… 59、60
CARBON EXPO…………… 45
CO₂キャラバン2005年欧州…………… 45
Delhi Mumbai Industrial Corridor Development
Corporation Limited…………… 142
E-FACE（インフラ・投資促進ファシリティ）…………… 132

ESCO・再生可能エネルギー事業向け投資ファンド (FEクリーン・エナジー・ファンド)……………	62
Exergy Power Systems Europe Limited……………	149、158
FACE (JBICアジア・環境ファシリティ)……………	116、132
FAI (JBICアフリカ投資ファシリティ、アフリカ投資倍増支援基金)……………	117、144
FAITH (JBICアフリカ貿易投資促進ファシリティ)……………	144
FirstElement Fuel社……………	149、158
Gas-to-Powerプロジェクト (ジャワ1プロジェクト)……………	133
GATE (新規サムライ債発行支援ファシリティ)……………	118、132
GLOBAL EYE……………	49
GREEN (地球環境保全業務)……………	103、119、124、139、160、184
ICT推進委員会……………	126
JBIC IG Partners (JBIC IG)……………	121、131、149、157
JBIC Today……………	49、158
JBICアジア・環境ファシリティ (FACE)……………	116、132
JBICアフリカ貿易投資促進ファシリティ (FAITH)……………	144
JBICセミナー……………	49
JBICレッド……………	27
JB Nordic Fund I SCSp (JB Nordic Fund) ……	131、147、157
LIFE (環境投資支援イニシアティブ)……………	116、132
M&A案件支援……………	135
M&A融資……………	130
MASF (サムライ債発行支援ファシリティ)……………	118、132
Moray East洋上風力発電事業……………	141
NIDEC INDIA PRIVATE LIMITED (NIND)……………	143
NISSIN MANUFACTURA DE MEXICO, S.A. DE C.V. (NMX)……………	143
P.T.Bank Resona Perdania……………	56
Perform Group Limited……………	147
PNG LNGプロジェクト……………	134
PT.Bussan Auto Finance……………	143
PT.JTEKT INDONESIA (JID)……………	143
QI-ESG (質高インフラ環境成長ファシリティ)……………	119、132、162
RBS Aerospace Limitedの買収資金……………	136
Russia-Japan Investment Fund (RJIF)……………	131、147
Sprint Corporationの買収資金……………	136

参考文献

- アジア開発銀行 (ADB)『Key Indicators 2002』, 2002-08, <https://www.adb.org/publications/key-indicators-2002>, (参照2022-01-05)
- 英国内務省 (UK Home Office)『Immigration statistics data tables year ending December 2019』, 2019-09, <https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2019>, (参照2022-01-05)
- 大島一二「三農問題の深化と農村の新たな担い手の形成」『アジア研選書24 現代中国分析シリーズ5 中国「調和社会」構築の現段階』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2011, p77～110 (第3章)
- 外務省『政府開発援助 (ODA) 白書 2003年版 ～新ODA大綱の目指すもの～』, 2004-3, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03_hakusho/index.htm, (参照2022-01-26)
- 環境省地球環境局国際地球温暖化対策室『COP21の成果と今後』環境省, 2016, https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-c.pdf, (参照2022-01-05)
- クラウド・シュワブほか『グレート・リセット：ダボス会議で語られるアフターコロナの世界』日経ナショナルジオグラフィック, 2020
- 経済産業省『エネルギー白書 2008年版』
- 経済産業省『エネルギー白書 2009年版』
- 経済産業省『通商白書 (2019) 自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序構築の必要性』
- 経済産業省『2008年版 ものづくり白書』
- 国際エネルギー機関ウェブサイト, <https://www.iea.org/data-and-statistics/data-product/greenhouse-gas-emissions-from-energy>, (参照2022-1-18)
- 国際通貨基金 (IMF)『World Economic Outlook Database (IMF 世界経済見通し)』, 2021-10, <https://www.imf.org/en/Publications/SPROLLS/world-economic-outlook-databases>, (参照2022-01-05)
- 国際通貨基金 (IMF)『IMF Article IV Staff Reports (IMF4条協議報告書)』, 2021-12, <https://www.imf.org/en/Publications/SPROLLS/Article-iv-staff-reports>, (参照2022-01-05)
- 国際連合広報センターウェブサイト, <https://www.unic.or.jp/>, (参照2022-01-05)
- 財務省「貿易統計」, <https://www.customs.go.jp/toukei/info/>, (参照2022-01-05)
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (1) 総説・財政会計制度』白峰社, 2017
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (2) 予算』大蔵財務協会, 2013
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (3) 特別会計・政府関係機関・国有財産』大蔵財務協会, 2012
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (4) 租税』大蔵財務協会, 2014
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (5) 国債・財政投融资』大蔵財務協会, 2016
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (6) 金融 (含金融資料)』白峰社, 2019
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (7) 国際金融・対外関係事項・関税行政』白峰社, 2017
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度 (8) 資料 (1) 総説・財政会計制度・予算・特別会計・政府関係機関』大蔵財務協会, 2019

- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度〈10〉資料（3）財政投融资・国有財産』大蔵財務協会，2016
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度〈11〉資料（4）国際金融・対外関係事項・関税行政』大蔵財務協会，2018
- 財務省財務総合政策研究所財政史室『平成財政史：平成元～12年度〈12〉統計・機構・人事・年表・索引』白峰社，2020
- 総務省『情報通信白書 平成29年版』日経印刷，2017
- 総務省統計局「消費者物価指数」，<https://www.stat.go.jp/data/cpi/>，（参照2022-1-18）
- 総務省統計局「人口推計」，<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/>，（参照2022-01-05）
- 総務省統計局「労働力調査」，<https://www.stat.go.jp/data/roudou/>，（参照2022-01-05）
- 武田悠『日本の原子力外交：資源小国70年の苦闘』中央公論新社，2018
- 竹中平蔵『平成の教訓：改革と愚策の30年』PHP研究所，2019
- 内閣府『構造改革評価報告書4 -金融・企業再生-』，2005-06，<https://www5.cao.go.jp/j-j/kozo/2005-06/kozo.html>，（参照2022-01-05）
- 内閣府『世界経済の潮流 2007年秋 サプライム住宅ローン問題の背景と影響 地球温暖化に取り組む各国の対応』，2007-12，https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa07-02/sa07.html，（参照2022-01-05）
- 内閣府『世界経済の潮流 2008年 I 変化するグローバルな資金の流れ 減速しつつも回復を続ける世界経済』，2008-06，https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh08-01/sh08.html，（参照2022-01-05）
- 内閣府国家戦略室『パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議中間とりまとめ～日本の環境、安全・安心の技術で地球環境に貢献～』，2010-6-18，https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy04/pdf/20100618/20100618_infra_chuukan_torimatome.pdf，（参照2022-1-18）
- 日本銀行「マネタリーベース」，<https://www.boj.or.jp/statistics/boj/other/mb/index.html/>，（参照2022-1-18）
- 日本政策投資銀行『News Release 日本温暖化ガス削減基金及び日本カーボンファイナンス（株）の設立』，2004-12-01，<https://www.dbj.jp/news/archive/rel2004/1201.html>，（参照2022-01-05）
- 米国エネルギー情報局ウェブサイト，<https://www.eia.gov/dnav/pet/hist/RCLC1D.htm>，（参照2022-1-18）
- 米国輸出入銀行（EXIM）『ANNUAL REPORTS（年次報告書）』，<https://www.exim.gov/news/reports/annual-reports>，（参照2022-01-05）
- 文部科学省科学技術・学術政策研究所『全国イノベーション調査』，<https://www.nistep.go.jp/research/rd-and-innovation/national-innovation-survey>，（参照2022-01-05）
- ユーロスタット（欧州連合統計局，Eurostat）ウェブサイト，<https://ec.europa.eu/eurostat/>，（参照2022-01-05）
- リフィニティブ（Refinitiv）『Project Finance International』ウェブサイト，<https://www.pfie.com/>，（参照2022-01-05）

あとがき

本史は、1999年10月から2019年3月に至るまでの約20年間を対象として、「国際協力銀行」としての社史を編纂したものです。

「国際協力銀行」(JBIC)としては、初めての社史であると共に、「国際協力銀行」の前身である「日本輸出入銀行」の最後の社史(50年史)が発刊されたのが2003年3月でありますから、「日本輸出入銀行」から通算しても19年ぶりの社史編纂となります。

編纂対象としました20年間は、世界の政治経済や金融情勢が地殻変動ともいえるような非常に大きな変化をみせた時代であり、世界的金融危機に直面した時代でもあります。我が国においては、少子高齢化や労働人口減少といった構造的な課題に加え、第四次産業革命の勃興、地政学的リスクの高まり、気候変動問題に対する取組など、産業・社会を取り巻く環境が従来にも増して目まぐるしく変化し、その不確実性が大きく高まった時代でもありました。また、東日本大震災のような痛ましい災害も発生しました。

本行は、このような時代に、国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫の国際部門としての国際協力銀行、株式会社国際協力銀行という3つの組織的変遷を経ていますが、JBICとしての一貫した使命や組織価値を浮き彫りすると共に、海凶なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く「羅針盤」としての役割を果たすことを目指し、国際情勢と産業動向を見据えての業務の機動的転換を記録し、以て我が国の対外経済に関する政策金融の研究に資することを今般の社史編纂の目的と致しました。

編纂体制としては、2019年3月に、企画部門担当取締役を議長とする社史編纂審議会を経営会議の下に設置し、続いて社史編纂担当特命審議役、執筆委員を指名。少人数ではありますが、この激動の20年間をフロントで経験してきた現役の部室長を中心に据えた執筆体制としました。

本文構成としては、1999年度下半期から2007年度までと2008年度から2018年度までの2章に大きく分け、それぞれ、外部環境(時代背景)、業務方針の変化と特徴、業務実績の3節を置き、本行が時代の社会的要請にどのように応えてきたのかを可能な限り分析を試みました。また、補章を置き、2019年度以降の第3期中期経営計画の重点課題及び新型コロナウイルス感染症の蔓延等その後の外部環境の大きな変化に対する本行の取組を記載しております。

編纂・執筆に際しては、内外の政府関係者及び学識経験者の方々より、貴重な資料の提供、示唆に富んだ指摘や激励を頂戴致しました。取引先各位からは、格別のご厚意により写真を提供していただきました。

なお、本史発刊に際しては、東洋経済新報社の皆様に一方ならぬご尽力をいただきました。

こうした多方面からのご助力を得まして、株式会社国際協力銀行設立10周年にあたる2022年4月に、本史を発刊できる運びとなりました。本史は、本行ホームページにも掲載し、幅広い皆様にご覧いただけるよう公開することと致しました。

ご協力をいただきました多くの方々に、この場を借りて心より厚くお礼申し上げます。

本史は、国際協力銀行の業務を通してみる日本及び国際経済の軌跡～歴史～であります。その歴史を確認しつつ、わたしたちの立ち位置を確かめ、将来に向けて広い視野での国益を実現していくことの一助となれば幸いです。

2022年3月

社史編纂審議会議長（企画部門担当取締役） 橋山 重人

社史編纂審議会事務局長（社史編纂担当特命審議役） 八阪 貴行

国際協力銀行史 編纂体制

社史編纂審議会

委員	現	前
議長（企画部門担当取締役）	橋山 重人	天川 和彦
副議長（財務・システム部門担当取締役）	田中 一彦	黒石 邦典
委員（経営企画部長）	根岸 靖明	内田 誠
同（業務企画室長）	—	渡部 陽介
同（調査部長）	天野 辰之	
同（管理部長）	福岡 浩司	荒木 真左夫 元川 永善
同（社史編纂担当特命審議役）	八阪 貴行	
同（執筆委員）	長田 薫（序章及び第1章） 天野 辰之（第2章及び補章）	

社史編纂審議会 事務局

事務局員	現	前
社史編纂担当特命審議役（事務局長）	八阪 貴行	
経営企画部（部長）	根岸 靖明	内田 誠
同（次長・総務課長）	辰巳 智則（総務課長）	佐藤 崇之（次長） 小松 正直（次長）
同（総務課員）	傳田 良子	

（2022年2月現在）

国際協力銀行史

2022年3月発行

編纂・発行

株式会社 国際協力銀行

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

編集協力・

株式会社 東洋経済新報社

印刷・製本

東京都中央区日本橋一丁目2番1号
